

V 資料編

目 次

V 資料編

1 協定・協力等

【自治体間協定】

資料 10-001	練馬区と福島県塙町との災害時における相互援助に関する協定書（福島県塙町）	1
資料 10-002	練馬区と西東京市との災害時における相互応援に関する協定書（東京都西東京市）	3
資料 10-003	練馬区と和光市との災害時における相互応援に関する協定書（埼玉県和光市）	5
資料 10-004	練馬区と下仁田町との災害時における物資等の支援に関する協定書 （群馬県下仁田町）	7
資料 10-005	練馬区と前橋市との災害時における相互応援に関する協定書（群馬県前橋市）	9
資料 10-006	練馬区と前橋市における災害時の行政情報の発信に関する覚書（群馬県前橋市）	11
資料 10-007	練馬区と新座市との災害時における相互応援に関する協定書（埼玉県新座市）	12
資料 10-008	練馬区と武蔵野市との災害時における相互応援に関する協定書（東京都武蔵野市）	14
資料 10-009	練馬区と館林市との災害時における物資等の支援に関する協定書（群馬県館林市）	16
資料 10-010	練馬区と上田市との災害時における相互応援に関する協定書（長野県上田市）	18
資料 10-011	練馬区と上尾市との災害時における相互応援に関する協定書（埼玉県上尾市）	20
資料 10-012	特別区災害時相互協力及び相互支援に関する協定（特別区）	22
資料 10-013	特別区災害時相互協力及び相互支援に関する協定実施細目（特別区）	25
資料 10-014	東京都及び区市町村相互間の災害時等協力協定書（東京都及び都内区市町村）	43

【情報の収集と伝達】

資料 11-001	防災情報等の広報に関する協定書（株式会社ジェイコム東京）	46
資料 11-002	防災情報等の提供に関する協定書 （ネオス株式会社、東京コカ・コーラボトラーズジャパン株式会社）	47
資料 11-003	防災情報等の提供に関する協定細目（東京コカ・コーラボトラーズジャパン株式会社）	49
資料 11-004	防災情報等の提供に関する協定書（サントリーフーズ株式会社）	50
資料 11-005	防災情報等の提供に関する協定書（株式会社ユウスタイル）	52
資料 11-006	防災情報等の提供に関する協定細目（株式会社ユウスタイル）	53
資料 11-007	災害情報支援に関する協定書（株式会社レスキューナウ）	54
資料 11-008	防災情報等の提供に関する協定書（株式会社ワールド・アメニティー）	55
資料 11-009	防災情報等の提供に関する協定細目（株式会社ワールド・アメニティー）	56
資料 11-010	防災情報等の提供に関する協定書（アサヒ飲料販売株式会社）	57
資料 11-011	防災情報等の提供に関する協定細目（アサヒ飲料販売株式会社）	58
資料 11-012	災害時における情報の提供および収集に関する協定書（練馬区新聞販売同業組合）	59
資料 11-013	「災害時における情報の提供および収集に関する協定」に関する覚書 （練馬区新聞販売同業組合）	61
資料 11-014	災害時に係る情報発信等に関する協定（LINE ヤフー株式会社）	62

資料 11-015	臨時災害放送局の開設および運営に関する協定 (株式会社ジェイコム東京、株式会社練馬放送、日本大学芸術学部)	64
資料 11-016	災害時における情報提供等に関する協定書 (一般社団法人練馬区ドローン協会)	66

【緊急輸送対策】

資料 12-001	災害時における物流業務等の協力に関する協定書 (東京都トラック協会練馬支部)	68
資料 12-002	災害時における軽自動車緊急輸送業務の協力に関する協定書 (赤帽首都圏軽自動車運送協同組合東京支部)	71
資料 12-003	災害時における車両提供の協力に関する協定書 (トヨタモビリティサービス株式会社、 ニッポンレンタカーアーバンネット株式会社東京ディビジョン)	73
資料 12-004	災害時における緊急輸送等の協力に関する協定書 (株式会社北豊島園自動車学校)	75
資料 12-005	災害時における福祉避難所開設に伴う避難誘導活動等の協力に関する協定書 (リフト付福祉タクシー事業者)	77

【燃料・エネルギー等の確保】

資料 13-001	災害時における車両用燃料等の優先供給に関する協定書 (東京都石油業協同組合板橋練馬支部)	80
資料 13-002	災害時におけるLPガス等の供給に関する協定書 (一般社団法人東京都LPガス協会城北第二支部)	81
資料 13-003	災害時における電気自動車からの電力供給の協力に関する協定書 (東京日産自動車販売株式会社、日産プリンス東京販売株式会社、 日産自動車株式会社)	83
資料 13-004	災害時における電気自動車からの電力供給の協力に関する協定細目 (東京日産自動車販売株式会社、日産プリンス東京販売株式会社、 日産自動車株式会社)	86
資料 13-005	災害時における電気自動車等からの電力供給の協力に関する協定書 (トヨタモビリティ東京株式会社)	87
資料 13-006	災害時における電気自動車等からの電力供給の協力に関する協定細目 (トヨタモビリティ東京株式会社)	90
資料 13-007	災害時における電気自動車等からの電力供給の協力に関する協定書 (三菱自動車工業株式会社、東日本三菱自動車販売株式会社)	91
資料 13-008	地域コジェネレーションシステム整備に関する基本協定書 (順天堂大学医学部附属練馬病院)	94
資料 13-009	地域コジェネレーションシステム整備に関する基本協定細目 (順天堂大学医学部附属練馬病院)	96
資料 13-010	地域コジェネレーションシステム整備に関する基本協定書 (公益社団法人地域医療振興会)	99
資料 13-011	地域コジェネレーションシステム整備に関する基本協定細目 (公益社団法人地域医療振興会)	101

【道路障害物除去等】

資料 14-001	災害時における車両等障害物除去応急対策業務に関する協定書 (社団法人東京都自動車整備振興会練馬支部)	104
-----------	---	-----

資料 14-002	災害時における車両等障害物除去応急対策業務に関する協定細目 （社団法人東京都自動車整備振興会練馬支部）	106
資料 14-003	道路障害物除去等応急災害対策業務に関する協定書（練馬土木協会、一般社団法人 練馬環境造園協会、東京都電気工事工業組合練馬地区本部）	107
資料 14-004	道路障害物除去等応急災害対策業務に関する協定細目（練馬土木協会、一般社団法人 練馬環境造園協会、東京都電気工事工業組合練馬地区本部）	109
資料 14-005	災害時における資機材等の供給に関する協定書 （株式会社アクティオ、株式会社カナモト、株式会社サンペイ、株式会社鳴浜リース、 株式会社レンタルのニッケン）	111
資料 14-006	緊急時における樹木管理作業等に関する協定（一般社団法人練馬環境造園協会）	113

【人命救助・救急活動等】

資料 15-001	災害時等の練馬区と日本救助犬協会との協力に関する協定書 （特定非営利活動法人日本救助犬協会）	115
資料 15-002	緊急時における土木工事等に関する協定（練馬土木協会）	117
資料 15-003	災害時における練馬区と区内三警察署と練馬建物解体業協会との協力連携に関する 協定書（練馬警察署、光が丘警察署、石神井警察署、練馬建物解体業協会）	119
資料 15-004	災害時における応急対策活動の協力に関する協定書（区内警察署、区内企業）	121
資料 15-005	災害時における応急対策業務の協力に関する協定書（練馬環境造園協会）	125

【避難拠点の設備点検・応急修理等】

資料 16-001	災害時における応急対策業務の協力に関する協定書（練馬区設備防災協力会）	127
資料 16-002	災害時における応急対策業務の協力に関する協定書（サンキュー会）	129
資料 16-003	災害時における応急対策業務の協力に関する協定書 （一般社団法人練馬区ビルダークラブ）	131
資料 16-004	災害時における応急対策業務の協力に関する協定書（練馬電設防災協力会）	133
資料 16-005	災害時における応急対策業務の協力に関する協定書 （一般社団法人練馬区建設業防災協会）	135
資料 16-006	災害時における応急対策業務の協力に関する協定書 （一般社団法人練馬区建設関連防災協会）	137

【医療救護活動】

資料 17-001	災害時の医療救護活動についての協定書（練馬区医師会）	139
資料 17-002	災害時の医療救護活動実施細目（練馬区医師会）	142
資料 17-003	災害時の歯科医療救護活動についての協定書（練馬区歯科医師会）	144
資料 17-004	災害時の歯科医療救護活動実施細目（練馬区歯科医師会）	146
資料 17-005	災害時の医療救護活動についての協定書（練馬区薬剤師会）	147
資料 17-006	災害時の医療救護活動実施細目（練馬区薬剤師会）	150
資料 17-007	災害時の医療救護活動についての協定書（東京都柔道整復師会練馬支部）	152
資料 17-008	災害時の医療救護活動実施細目（東京都柔道整復師会練馬支部）	154
資料 17-009	災害時における応急医薬品および衛生用品等の優先供給に関する協定書 （練馬区薬業協同組合）	156
資料 17-010	災害時の区と獣医師会との協力に関する協定書（練馬区獣医師会）	158
資料 17-011	災害時の区と獣医師会との協力に関する協定細目（練馬区獣医師会）	160

資料 17-012	災害時の被災動物に係る応急薬品・機材等の優先供給に関する協定書 (練馬区獣医師会、森久保薬品株式会社) ……………	162
資料 17-013	災害時における医薬品等の供給協力に関する協定書 (アルフレッサ株式会社、 株式会社バイタルネット、株式会社マルタケ、東邦薬品株式会社、株式会社 スズケン、酒井薬品株式会社、株式会社メディセオ) ……………	164
資料 17-014	災害時における医薬品等の供給協力に関する協定書実施細目 (アルフレッサ 株式会社、株式会社バイタルネット、株式会社マルタケ、東邦薬品株式会社、 株式会社スズケン、酒井薬品株式会社、株式会社メディセオ) ……………	166
資料 17-015	災害時における医療救護活動の協力に関する協定書 (順天堂大学医学部附属練馬病院、 地域医療振興協会練馬光が丘病院) ……………	168
資料 17-016	災害時における医療救護活動の協力に関する協定書 (民間救急事業者) ……………	172
資料 17-017	災害時における透析患者搬送に関する協定書 (練馬区透析患者送迎協議会) ……………	174
資料 17-018	災害時における透析患者搬送に関する協定書 (透析患者搬送団体) ……………	176
資料 17-019	災害時等における新型コロナウイルス感染症等自宅療養者避難所開設に伴う避難誘導 活動等の協力に関する協定 (有限会社東洋企画) ……………	178

【飲料水・食料等の調達と供給】

資料 18-001	災害時における応急用精米の優先供給に関する協定書 (東京都米穀小売商組合練馬支部) ……………	180
資料 18-002	災害時における麺類等の提供に関する協定書 (練馬蕎麦商組合、練馬麺業組合、 東京都麺類協同組合練馬支部、石泉麺業組合、東京都麺類協同組合石神井支部) ……	182
資料 18-003	災害時における麺類等の提供に関する協定細目 (練馬蕎麦商組合、練馬麺業組合、 東京都麺類協同組合練馬支部、石泉麺業組合、東京都麺類協同組合石神井支部) ……	184
資料 18-004	災害時における漬物の優先供給に関する協定書 (練馬漬物事業組合) ……………	185
資料 18-005	災害時における災害対策用物資等の調達に関する協定書 (株式会社セレスポ) ……	186
資料 18-006	災害時における災害対策用物資等の調達に関する協定細目 (株式会社セレスポ) ……	187
資料 18-007	災害時の練馬区と慈雲堂内科病院との協力に関する協定書 (慈雲堂内科病院) ……	188
資料 18-008	災害時における応急食料品の優先供給に関する協定書 (株式会社松屋フーズ) ……	190
資料 18-009	災害時における応急食料品の優先供給に関する協定書 (株式会社ポパイ) ……	192
資料 18-010	災害時における応急物資の優先供給に関する協定 (株式会社オザキフラワーパーク、株式会社ライフコーポレーション) ……………	194
資料 18-011	災害時における応急物資の優先供給等に関する協定書 (サミット株式会社) ……	196
資料 18-012	災害時における応急物資の優先供給等に関する協定書 (イオンリテールストア株式会社) ……………	198
資料 18-013	飲料自動販売機による防災情報等および飲料水の提供に関する協定書 (株式会社伊藤園練馬支店) ……………	200
資料 18-014	飲料自動販売機による防災情報等および飲料水の提供に関する協定細目 (株式会社伊藤園練馬支店) ……………	202
資料 18-015	災害時における飲料の優先供給等に関する協定書 (東京コカ・コーラボトラーズジャパン株式会社) ……………	204
資料 18-016	災害時における応急物資の優先供給に関する協定書 (セツカートン株式会社) ……	206
資料 18-017	震災時における応急物資の供給および安全・安心パトロールカーの運用に関する 協定書 (株式会社ファミリーマート) ……………	208

資料 18-018	災害時における物資の供給等に関する協定書（NPO法人コメリ災害対策センター）	211
資料 18-019	災害時における応急物資の供給に関する協定書（株式会社イトーヨーカ堂）	213
資料 18-020	災害時における避難所用簡易間仕切り等の供給に関する協定書 （特定非営利活動法人ボランティア・アーキテクト・ネットワーク）	216
資料 18-021	災害時における飲料水確保に関する協定書（防災井戸）	218
資料 18-022	「ミニ防災井戸」の指定に関する協定書	220

【福祉避難所】

資料 19-001	災害時の福祉避難所の開設と運営に関する協定書（社会福祉法人）	222
資料 19-002	風水害時の福祉避難所の開設と運営に関する協定書（社会福祉法人）	226

【学校施設の利用】

資料 20-001	災害時における学校施設の緊急避難所としての利用に関する協定書 （都立第四商業高校）	228
資料 20-002	災害時における都立学校の利用に関する協定（都立田柄高校）	230
資料 20-003	災害時における都立学校の施設利用に関する協定書（都立井草高校）	231
資料 20-004	災害時における都立学校の施設利用に関する協定書 （東京都立大泉高等学校・東京都立大泉高等学校附属中学校）	233
資料 20-005	災害時における都立学校の施設利用に関する協定書（都立石神井高校）	235
資料 20-006	災害時における都立学校の学校利用に関する協定（都立大泉桜高校）	237
資料 20-007	災害時における福祉避難所としての施設利用に関する協定書 （都立石神井特別支援学校）	239
資料 20-008	災害時における福祉避難所としての施設利用に関する協定書 （都立大泉特別支援学校）	241
資料 20-009	災害時における都立学校の学校利用に関する協定（都立練馬高校、都立光丘高校）	243
資料 20-010	災害時における私立学校の利用に関する協定書（学校法人三育学院）	245
資料 20-011	災害時におけるインターナショナルスクールの利用に関する協定書 （株式会社アオバイインターナショナルエデュケーションシステムズ）	247
資料 20-012	災害時における施設の利用に関する協定書（国立大学法人東京学芸大学）	249
資料 20-013	災害時における福祉避難所としての施設利用に関する協定書 （都立練馬特別支援学校）	251
資料 20-014	災害時における都立高校の学校利用に関する協定書 （都立練馬工業高校）	253

【一時滞在施設】

資料 21-001	災害時における施設の提供等に関する協定書（株式会社ジェイシティー）	255
資料 21-002	災害時における施設の提供等に関する協定書（トヨタモビリティ東京株式会社）	258
資料 21-003	災害時における施設の提供等に関する協定書（西武バス株式会社）	261
資料 21-004	災害時における施設の提供等に関する協定書（学校法人東京女子学院）	263
資料 21-005	災害時における施設の提供等に関する協定書（学校法人山崎学園）	265
資料 21-006	災害時における施設の提供等に関する協定書 （ワーナーブラザース スタジオジャパン合同会社）	267

【災害廃棄物の処理等】

資料 22-001	災害廃棄物の共同処理に関する協定（特別区及び東京二十三区清掃一部事務組合）	269
資料 22-002	災害時における災害廃棄物の収集および運搬に関する協定 （特別区及び一般社団法人東京環境保全協会、東京廃棄物事業協同組合）	271
資料 22-003	災害時における災害廃棄物の処理、処分に関する協定（特別区及び一般社団法人 東京都産業資源循環協会、一般社団法人東京都中小建設業協会）	273
資料 22-004	災害時におけるし尿の収集及び運搬に関する協定 （特別区及び一般社団法人東京環境保全協会、東京廃棄物事業協同組合）	275
資料 22-005	災害時におけるし尿の処理、処分等に関する協定 （特別区及び株式会社京葉興業、株式会社太陽油化）	277
資料 22-006	し尿の収集、運搬および搬入に関する協定書（中野運輸株式会社）	279
資料 22-007	災害時における清掃リサイクル事業の応急業務に関する協定書 （公益社団法人練馬区環境まちづくり公社）	281

【官公署、指定公共機関等】

資料 23-001	災害時における練馬区と郵便局との相互協力に関する覚書 （日本郵便株式会社）	283
資料 23-002	災害時における相互協力に関する基本協定 （東京電力パワーグリッド株式会社荻窪支社）	285
資料 23-003	非常通信の運用に関する協定書（練馬消防署）	288
資料 23-004	災害時の情報交換に関する協定書（国土交通省関東地方整備局）	290
資料 23-005	震災時多機能型深層無限水利（深井戸）の管理および活用に係る協定 （練馬消防署）	291
資料 23-006	災害時における練馬区と警視庁練馬警察署との施設使用に関する協定書 （練馬警察署）	293
資料 23-007	災害時における練馬区と警視庁光が丘警察署との施設使用に関する協定書 （光が丘警察署）	294
資料 23-008	災害時における練馬区と警視庁石神井警察署との施設使用に関する協定書 （石神井警察署）	295
資料 23-009	消火栓等からの応急給水等の実施等に関する覚書（東京都）	296
資料 23-010	り災証明書の発行に係る情報提供等に関する協定（東京都）	299
資料 23-011	災害時におけるボランティアセンターの運営に関する協定書 （社会福祉法人練馬区社会福祉協議会）	302
資料 23-012	避難所における応急給水栓の設置及び使用に関する覚書（東京都）	304
資料 23-013	震災時におけるり災証明書発行に関する協定書 （練馬消防署、光が丘消防署、石神井消防署）	308
資料 23-014	震災時多機能型深層無限水利の管理および活用に係る協定（石神井消防署）	310

【その他の協定】

資料 24-001	災害時における練馬農業協同組合、石神井農業協同組合および大泉農業協同組合の協力に 関する協定書（JA 東京あおば農業協同組合）	312
資料 24-002	災害時における練馬農業協同組合、石神井農業協同組合および大泉農業協同組合の協力に 関する協定細目（JA 東京あおば農業協同組合）	314

資料 24-003	災害時における浴場の使用および井戸水の提供に関する協定書 (東京都公衆浴場業環境衛生同業組合練馬支部) ……………	316
資料 24-004	災害時の区とボーイスカウトとの協力に関する協定書 (日本ボーイスカウト東京連盟練馬地区) ……………	318
資料 24-005	災害時における葬祭等に関する協力協定書 (全日本冠婚葬祭互助協会) ……………	320
資料 24-006	災害時における葬祭等に関する協力協定書 (全東京葬祭業連合会、東京都葬祭業協同組合、 東武葬祭協同組合、東都聖典協同組合、山手葬祭協同組合) ……………	323
資料 24-007	練馬区民の防災・減災活動への取組支援に関する協定書 (株式会社エムビーディー) …	326
資料 24-008	災害時における理容活動および資器材等の提供に関する協定書 (東京都理容生活衛生同業組合練馬支部) ……………	328
資料 24-009	災害時における電気設備等の応急復旧作業に関する協定書 (関東電気保安協会東京北事業本部練馬事業所) ……………	330
資料 24-010	災害時における特別法律相談に関する協定 (練馬法律相談クラブ) ……………	332
資料 24-011	災害時における応急対策業務の協力に関する協定書 (リズムモ大泉学園施設管理組合) ……………	334
資料 24-012	災害時における福祉用具等物資の優先供給等協力に関する協定 (一般社団法人日本福祉用具供給協会) ……………	336
資料 24-013	災害時における練馬区と練馬区介護サービス事業者連絡協議会との介護サービス 利用者の支援に関する協定書 (練馬区介護サービス事業者連絡協議会) ……………	338
資料 24-014	災害時における練馬区と練馬区障害福祉サービス事業者連絡会との障害福祉 サービス利用者の支援に関する協定書 (練馬区障害福祉サービス事業者連絡会) ……	340
資料 24-015	災害時における栄養・食生活支援活動の協力に関する協定書 (公益社団法人東京都栄養士会) ……………	342
資料 24-016	災害時における応急対策業務に関する協定書 (一般社団法人日本石材産業協会) ……	344

2 参考資料

資料 30-001	練馬区の地震に関する地域危険度（表）	346
資料 30-002	地域別出火危険度測定（表）	351
資料 30-003	地域別延焼危険度測定（表）	355
資料 30-004	震災対策における都・区間の役割分担（昭和 52 年合意）	357
資料 30-005	震災対策における都・区間の役割分担（平成 8 年合意）	358
資料 30-006	気象庁震度階級関連解説表	365
資料 30-007	用途別対象物数	370
資料 30-008	防災管理対象物の要件	371
資料 30-009	事業所防災計画に規定すべき事項	372
資料 30-010	消防力の現況	373
資料 30-011	「地震に対する 10 の備え」	377
資料 30-012	「地震その時 10 のポイント」	378
資料 30-013	「地震から命を守る 7 つの問いかけ」	379
資料 30-014	危険物施設の現況	380
資料 30-015	防災会一覧	382
資料 30-016	市民消防隊一覧	393
資料 30-017	避難拠点における収容可能人数	394
資料 30-018	練馬区福祉避難所一覧	396
資料 30-019	東京都指定避難場所一覧	399
資料 30-020	水害時の避難所	401
資料 30-021	飲用可能な受水槽等一覧（避難拠点）	403
資料 30-022	給水拠点一覧（東京都設置）	404
資料 30-023	防災井戸一覧	405
資料 30-024	備蓄倉庫一覧	406
資料 30-025	移動系防災行政無線一覧	407
資料 30-026	被害程度の認定基準	409
資料 30-027	り災証明書（様式）	412
資料 30-028	生活福祉資金	414
資料 30-029	水防実施状況報告書	415
資料 30-030	水防上注意を要する箇所	416
資料 30-031	橋梁一覧表	417
資料 30-032	土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域	420
資料 30-033	要配慮者利用施設（洪水浸水想定区域）	421
資料 30-034	避難情報の発令が想定される地域	424
資料 30-035	緊急道路障害物除去路線（啓開）	428
資料 30-036	啓開路線指定平面図	430
資料 30-037	「南海トラフ地震に関連する情報」の発表について	431

資料10-001 練馬区と福島県塙町との災害時における相互援助に関する協定書

練馬区（以下「甲」という。）と、福島県塙町（以下「乙」という。）とは、友好都市提携に基づき、災害時における応急対策および災害復旧（以下「応急対策等」という。）に係わる相互の援助に関し、つぎのとおり協定する。

（趣旨）

第1条 この協定は、甲または乙のいずれかに非常災害が発生した場合において、相互に協力または援助することにより、迅速かつ円滑な災害対策活動ができるよう、応急対策等に係わる相互援助に関し、必要な事項を定めるものである。

（要請）

第2条 甲または乙は、応急対策等に必要な食糧、物資、資機材（以下「応急物資」という。）について、その地域において十分な調達ができないとき、相手方に対し応急物資の優先供給を要請するものとする。

2 甲または乙は、前項に規定に基づき要請を行うときは、要請する応急物資の種類、数量、輸送方法その他必要な事項を示さなければならない。

3 要請の方法については、文書によることを原則とする。ただし、災害時における状況等を勘案し、直接要請の場合は、事後、速やかに文書を提出するものとする。

（協力）

第3条 甲または乙は、前条の規定により要請を受けた場合、本協定の趣旨に従い相互援助に努めるものとする。

2 甲または乙は、前条の規定により要請を受けた場合は、調達できる最大限の量を確保し、要請先へ供給することを目標とする。

（応急物資）

第4条 前条の規定により、甲または乙が供給する応急物資は、次に掲げるものとする。

(1) 甲が乙に供給する物資

ア 備蓄物資

イ 飲料水

ウ その他

(2) 乙が甲に供給する物資

ア 生鮮食糧品等

イ 飲料水

ウ その他

（応急物資等の輸送）

第5条 第3条第2項により供給される応急物資の輸送については、要請を受けたものが行うことを原則とする。

（経費の負担）

第6条 本協定に基づき供給された応急物資等に係わる経費（輸送費も含む。）については、応急物資の供給を要請したものの負担とする。

（応急物資等の資料の交換）

第7条 甲または乙は、備蓄物資、生鮮食糧品等の保有状況等一覧表を作成し、相互に交換することとする。

（協議）

第8条 この協定に疑義が生じたとき、または、この協定に定めのない事項が生じたときは、甲、乙協議のうえ決定することとする。

この協定締結の証として、本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ各1通を保有することとする。

平成7年12月5日

甲 東京都練馬区豊玉北6丁目12番1号
東京都練馬区
練馬区長 岩波 三郎

乙 福島県東白川郡塙町大字塙字大町3丁目21番地
福島県東白川郡塙町
塙町長 二瓶 隆男

資料10-002 練馬区と西東京市との災害時における相互応援に関する協定書

練馬区と西東京市（以下これらを「協定都市」という。）は、隣接する自治体として、災害時における応急対策および復旧対策（以下「応急対策等」という。）に係る相互の応援活動に関し、つぎのとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、協定都市のいずれかの地域において地震等の大規模な災害が発生し、被災した当事者（以下「被災都市」という。）が単独では十分な応急対策等が実施できない場合に、被災都市の要請による応急業務が円滑に実施できるよう、必要な事項について定めるものとする。

（応援の内容）

第2条 被災都市が要請することができる応援の内容は、つぎのとおりとする。

- (1) 被災者の救出、救護、医療、防疫ならびに施設の応急復旧等に必要な資器材および物資の提供およびあっせん
- (2) 食糧、飲料水および生活必需物資ならびにそれらの供給に必要な資器材の提供
- (3) 救援および救助活動に必要な車両等の提供およびあっせん
- (4) 消火、救援、医療、防疫その他応急対策等に必要な職員の派遣
- (5) ボランティア等のあっせん
- (6) 被災者を一時的に収容するための施設の提供
- (7) 情報支援として、被災都市の住民からの問い合わせの一時受付、災害広報の発行、被災都市のホームページの作成・掲示等
- (8) 前各号に掲げるもののほか、特に必要と認められる事項

（要請の手続）

第3条 被災都市が応援を要請する場合には、つぎの事項を明らかにして、電話その他通信手段により応援都市（応援を行う当事者をいう。以下同じ。）に通知し、その後速やかに文書を提出するものとする。

- (1) 災害の概況
- (2) 前条第1号から第3号までに掲げる応援を要請するときは、物資等の品名、数量等
- (3) 前条第4号に掲げる応援を要請するときは、活動内容、職員の職種および人員
- (4) 応援場所およびその経路
- (5) 応援の期間
- (6) 一時的な避難を希望する者の人数および期間
- (7) 前各号に掲げるもののほか、必要な事項

（経費の負担）

第4条 応援に要した経費は、原則として被災都市の負担とする。ただし、本協定の趣旨を踏まえ、応援都市も応分の負担をするものとし、その負担は被災状況等を勘案し、双方で協議して定めるものとする。

2 被災都市が前項に規定する費用を支弁するいとまがなく、かつ、被災都市から要請があった場合には、応援都市は当該費用を一時立て替えするものとする。

（連絡の窓口）

第5条 協定都市は、あらかじめ相互応援に関する連絡担当部局を定め、災害が発生した時は、相互に連絡するとともに、必要な情報を相互に提供するものとする。

（損害補償等）

第6条 応援活動に従事した職員の損害補償等については、つぎに掲げる方法により処理するものとする。

- (1) 応援活動に従事した職員が、応援活動中または被災都市との往復途中において、負傷し、もしくは疾病にかかり、または死亡した場合は、応援都市がその損害を補償するものとする。
- (2) 応援活動に従事した職員が、応援活動中に第三者に損害を与えた場合は、その損害が被災都市との往復途中に生じたものを除き、被災都市がその損害を補償するものとする。

(自主的な活動の実施)

第7条 協定都市は、大規模な災害が発生したにもかかわらず、通信の途絶等により被災都市と連絡が取れない場合は、被災都市からの応援要請があったものとして自主的に応援活動を実施するものとする。

(職員指揮権)

第8条 応援都市から派遣された職員が被災都市の地域内で活動する場合は、被災都市の長の指揮の下に活動するものとする。

(訓練等)

第9条 協定都市は、この協定が災害時に有効に機能するよう、平常時において相互に情報を交換するとともに、災害時に効率的な相互応援ができるよう相互に協力して訓練を実施するものとする。

2 前項の訓練等へ参加および協力した職員の損害補償等については、第6条の規定を準用する。

3 協定都市は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、地域防災計画その他必要な資料を相互に交換するものとする。

4 協定都市は、この協定について、平常時から双方の地域住民に対して周知を行い、地震等の大規模な災害を想定した訓練を実施するときは、訓練の参加等を積極的に促すものとする。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項およびこの協定に関して疑義が生じたときは、協定都市が、その都度協議して定めるものとする。

(施行期日)

第11条 この協定は平成22年8月20日から施行する。

この協定の成立を証するため、この協定書を2通作成し、署名し、各1通を保有するものとする。

平成22年8月20日

東京都練馬区豊玉北六丁目12番1号
練馬区
練馬区長 志村 豊志郎

東京都西東京市南町五丁目6番13号
西東京市
西東京市長 坂口 光治

資料10-003 練馬区と和光市との災害時における相互応援に関する協定書

練馬区と和光市（以下これらを「協定都市」という。）は、隣接する自治体として、災害時における応急対策および復旧対策（以下「応急対策等」という。）に係る相互の応援活動に関し、つぎのとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、協定都市のいずれかの地域において地震等の大規模な災害が発生し、被災した当事者（以下「被災都市」という。）が単独では十分な応急対策等が実施できない場合に、被災都市の要請による応急業務が円滑に実施できるよう、必要な事項について定めるものとする。

（応援の内容）

第2条 被災都市が要請することができる応援の内容は、つぎのとおりとする。

- (1) 被災者の救出、救護、医療、防疫ならびに施設の応急復旧等に必要な資器材および物資の提供およびあっせん
- (2) 食糧、飲料水および生活必需物資ならびにそれらの供給に必要な資器材の提供
- (3) 救援および救助活動に必要な車両等の提供およびあっせん
- (4) 消火、救援、医療、防疫その他応急対策等に必要な職員の派遣
- (5) ボランティア等のあっせん
- (6) 被災者を一時的に収容するための施設の提供
- (7) 情報支援として、被災都市の住民からの問い合わせの一時受付、災害広報の発行、被災都市のホームページの作成・掲示等
- (8) 前各号に掲げるもののほか、特に必要と認められる事項

（要請の手続）

第3条 被災都市が応援を要請する場合には、つぎの事項を明らかにして、電話その他通信手段により応援都市（応援を行う当事者をいう。以下同じ。）に通知し、その後速やかに文書を提出するものとする。

- (1) 災害の概況
- (2) 前条第1号から第3号までに掲げる応援を要請するときは、物資等の品名、数量等
- (3) 前条第4号に掲げる応援を要請するときは、活動内容、職員の職種および人員
- (4) 応援場所およびその経路
- (5) 応援の期間
- (6) 一時的な避難を希望する者の人数および期間
- (7) 前各号に掲げるもののほか、必要な事項

（経費の負担）

第4条 応援に要した経費は、原則として被災都市の負担とする。ただし、本協定の趣旨を踏まえ、応援都市も応分の負担をするものとし、その負担は被災状況等を勘案し、双方で協議して定めるものとする。

2 被災都市が前項に規定する費用を支弁するいとまがなく、かつ、被災都市から要請があった場合には、応援都市は当該費用を一時立て替えするものとする。

（連絡の窓口）

第5条 協定都市は、あらかじめ相互応援に関する連絡担当部局を定め、災害が発生した時は、相互に連絡するとともに、必要な情報を相互に提供するものとする。

（損害補償等）

第6条 応援活動に従事した職員の損害補償等については、つぎに掲げる方法により処理するものとする。

- (1) 応援活動に従事した職員が、応援活動中または被災都市との往復途中において、負傷し、もしくは疾病にかかり、または死亡した場合は、応援都市がその損害を補償するものとする。
- (2) 応援活動に従事した職員が、応援活動中に第三者に損害を与えた場合は、その損害が被災都市との往復途中に生じたものを除き、被災都市がその損害を補償するものとする。

(自主的な応援活動の実施)

第7条 協定都市は、大規模な災害が発生したにもかかわらず、通信の途絶等により被災都市と連絡が取れない場合は、被災都市からの応援要請があったものとして自主的に応援活動を実施するものとする。

(職員指揮権)

第8条 応援都市から派遣された職員が被災都市の地域内で活動する場合は、被災都市の長の指揮の下に活動するものとする。

(訓練等)

第9条 協定都市は、この協定が災害時に有効に機能するよう、平常時において相互に情報を交換するとともに、災害時に効率的な相互応援ができるよう相互に協力して訓練を実施するものとする。

2 前項の訓練等へ参加および協力した職員の損害補償等については、第6条の規定を準用する。

3 協定都市は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、地域防災計画その他必要な資料を相互に交換するものとする。

4 協定都市は、この協定について、平常時から双方の地域住民に対して周知を行い、地震等の大規模な災害を想定した訓練を実施するときは、訓練の参加等を積極的に促すものとする。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項およびこの協定に関して疑義が生じたときは、協定都市が、その都度協議して定めるものとする。

(施行期日)

第11条 この協定は平成22年8月27日から施行する。

この協定の成立を証するため、この協定書を2通作成し、署名し、各1通を保有するものとする。

平成22年8月27日

東京都練馬区豊玉北六丁目12番1号

練馬区

練馬区長 志村 豊志郎

埼玉県和光市広沢1番5号

和光市

和光市長 松本 武洋

資料10-004 練馬区と下仁田町との災害時における物資等の支援に関する協定書

練馬区と下仁田町（以下これらを「協定都市」という。）は、災害時における応急対策および復旧対策（以下「応急対策等」という。）に係る物資等の支援に関し、つぎのとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、協定都市のいずれかの地域において地震等の大規模な災害が発生し、協定都市のうち被災した当事者（以下「被災都市」という。）の要請による応急対策等が円滑に実施できるよう、必要な食糧、物資、資器材等（以下「応急物資」という。）の支援に関し必要な事項を定めるものとする。

（支援の内容）

第2条 被災都市が要請することができる支援の内容は、つぎのとおりとする。

- (1) 食糧、飲料水、生活必需品およびそれらの供給に必要な資器材の提供
- (2) 応急物資の搬送等に必要な車両等の提供
- (3) 前2号に掲げるもののほか、特に必要と認められる事項

（応急物資）

第3条 前条の規定により、支援を行う当事者（以下「支援都市」という。）が供給する応急物資は、つぎに掲げるものとする。

- (1) 練馬区が下仁田町に供給する応急物資
 - ア 備蓄物資
 - イ 飲料水
 - ウ その他
- (2) 下仁田町が練馬区に供給する応急物資
 - ア 生鮮食料品等
 - イ 飲料水
 - ウ その他
- (3) 応急物資の供給に必要な資器材および輸送に係る車両

（要請の手続）

第4条 被災都市は、応急物資について、その地域において十分な調達ができないときは、支援都市に対し応急物資の優先供給を要請するものとする。

- 2 被災都市は、前項の規定に基づき要請を行うときは、要請する応急物資の種類、数量、輸送方法その他必要な事項を示さなければならない。
- 3 被災都市が要請を行うときは、電話その他の通信手段により支援都市に通知し、その後速やかに文書を提出するものとする。

（支援の内容）

第5条 前条の規定により要請を受けた場合、支援都市は、本協定の趣旨に従い支援に努めるものとする。

- 2 支援都市は、前条の規定により要請を受けた場合は、調達できる最大限の量を確保し、被災都市に供給することを目標とする。

（応急物資の輸送）

第6条 前条第2項により供給される応急物資の輸送については、支援都市が行うことを原則とする。

（経費の負担）

第7条 本協定に基づき供給された応急物資に係る経費（輸送費を含む。）については、被災都市の負担とする。

（応急物資の資料の交換）

第8条 協定都市は、供給できる応急物資の保有状況等一覧表を作成し、相互に交換することとする。

（自主的な活動の実施）

第9条 協定都市は、大規模な災害が発生したにもかかわらず、通信の途絶等により被災都市と連絡が取れない場合は、被災都市からの応援要請があったものとして自主的に支援活動を実施するものとする。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項およびこの協定に関して疑義が生じたときは、協定都市が、その都度協議して定めるものとする。

(施行期日)

第11条 この協定は、平成22年11月24日から施行する。

この協定の成立を証するため、この協定書を2通作成し、署名し、各1通を保有するものとする。

平成22年11月24日

東京都練馬区豊玉北六丁目12番1号

練馬区

練馬区長 志村 豊志郎

群馬県甘楽郡下仁田町大字下仁田682番地

下仁田町

下仁田町長 金井 康之

資料10-005 練馬区と前橋市との災害時における相互応援に関する協定書

練馬区と前橋市（以下これらを「協定都市」という。）は、災害時における応急対策及び復旧対策（以下「応急対策等」という。）に係る相互の応援に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、協定都市のいずれかの地域において地震等の大規模な災害が発生し、被災した当事者（以下「被災都市」という。）が単独では十分な応急対策等が実施できない場合に、被災都市の要請による応援業務が円滑に実施できるよう、必要な事項について定めるものとする。

（応援の内容）

第2条 被災都市が要請することができる応援の内容は、次のとおりとする。

- (1) 被災者の救出、医療、防疫並びに施設の応急復旧等に必要な資器材及び物資の提供及び斡旋
- (2) 食糧、飲料水及び生活必需物資並びにそれらの供給に必要な資器材の提供
- (3) 救援並びに救助活動に必要な車両等の提供及び斡旋
- (4) 救援、医療、防疫その他応急対策等に必要な職員の派遣
- (5) ボランティア等の斡旋
- (6) 前各号に掲げるもののほか、特に必要と認められる事項

（要請の手続）

第3条 被災都市が応援を要請する場合には、次の事項を明らかにして、電話その他の通信手段により応援を行った当事者（以下「応援都市」という。）に通知し、その後速やかに文書を提出するものとする。

- (1) 災害の概況
- (2) 前条第1号から第3号までに掲げる応援を要請するときは、物資等の品名、数量等
- (3) 前条第4号に掲げる応援を要請するときは、活動内容、職員の職種及び人員
- (4) 応援場所及びその経路
- (5) 応援の期間
- (6) 前各号に掲げるもののほか、必要な事項

（経費の負担）

第4条 応援に要した経費は、原則として被災都市の負担とする。ただし、本協定の趣旨を踏まえ、応援都市も応分の負担をするものとし、その負担は被災状況等を勘案し、双方で協議して定めるものとする。

2 被災都市が前項に規定する費用を支弁するいとまがなく、かつ、被災都市から要請があった場合には、応援都市は当該費用を一時立て替えするものとする。

（連絡の窓口）

第5条 協定都市は、あらかじめ相互応援に関する連絡担当部局を定め、災害が発生したときは、相互に連絡するとともに、必要な情報を相互に提供するものとする。

（損害補償等）

第6条 応援活動に従事した職員の損害補償等については、次に掲げる方法により処理するものとする。

- (1) 応援活動に従事した職員が、応援活動中又は被災都市への往復途中において、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合は、応援都市がその損害を補償するものとする。
- (2) 応援活動に従事した職員が、応援活動中に第三者に損害を与えた場合は、その損害が被災都市への往復途中に生じたものを除き、被災都市がその損害を補償するものとする。

（自主的活動）

第7条 協定都市は、大規模な災害が発生したにもかかわらず、通信の途絶等により被災都市と連絡が取れない場合は、被災都市からの応援要請があったものとして自主的に応援活動を実施するものとする。

（職員指揮権）

第8条 応援のために派遣された職員は、被災都市の長の指揮の下に活動するものとする。

(訓練等)

第9条 協定都市は、この協定が災害時に有効に機能するよう、平時において相互に情報を交換するとともに、災害時に効率的な相互応援ができるよう相互に協力して訓練を実施するものとする。

2 協定都市は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、地域防災計画その他必要な資料を相互に交換するものとする。

(相互交流)

第10条 協定都市は、災害時に円滑な応援活動をするため、平時における様々な分野の交流を通して、相互の理解と信頼を深めるよう努めるものとする。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、協定都市が、その都度協議して定めるものとする。

(施行期日)

第12条 この協定は、平成23年1月6日から施行する。

この協定の成立を証するため、この協定書を2通作成し、署名し、各1通を保有するものとする。

平成23年1月6日

東京都練馬区豊玉北六丁目12番1号

練馬区

練馬区長 志村 豊志郎

群馬県前橋市大手町二丁目12番1号

前橋市

前橋市長 高木 政夫

資料10-006 練馬区と前橋市における災害時の行政情報の発信に関する覚書

練馬区と前橋市（以下これらを「協定都市」という。）は、平成23年1月6日に協定都市間で締結した「練馬区と前橋市との災害時における相互応援に関する協定書」に附属して、災害時における行政情報の発信に関して以下のとおり合意する。

（目的）

第1条 この覚書は、協定都市のいずれかの地域において地震等の大規模な災害（以下「大規模災害」という。）が発生し、ホームページへのアクセスの急増及びサーバ・通信機器・通信回線の損壊等によりホームページが閲覧できない状態に備え、被害の状況、避難所の情報、ライフラインに関する情報等を、相互にホームページ上で代行発信することについて必要な事項を定めることにより、協定都市間の応援協力体制を明らかにすることを目的とする。

（応援協力要請）

第2条 この覚書に基づく応援協力要請は、大規模災害等が発生し、又は発生するおそれがあると認められる場合において被災した当事者（以下「被災都市」という。）の長が応援を行う当事者（以下「応援都市」という。）の長に対して行う。

2 前項に規定する応援協力要請は、つぎの事項を明確にして行う。

- (1) 大規模災害等の概要（種別、発生日時、場所等）及び情報通信機器の状況
- (2) 災害対策本部に集約された被害状況、避難場所情報、ライフラインに関する情報等
- (3) その他必要な事項

（実施）

第3条 応援協力要請は、被災都市の災害対策本部広報担当が、応援都市のホームページ運用担当者、通信可能手段により伝達する。

2 応援都市は、要請を受けた情報を速やかにホームページ上に掲載する。

（応援協力要請解除）

第4条 サーバー・通信機器・通信回線等の復旧により代行発信業務を完了する場合は、被災都市の長が応援都市の長に対して応援協力要請の解除の連絡を行う。

（訓練）

第5条 協定都市は、この覚書が災害時に有効に機能するよう、平時において相互に情報を交換するとともに、災害時に効率的な代行発信業務を実施できるよう相互に協力して訓練を実施するものとする。

（協議）

第6条 この覚書に定めのない事項及びこの覚書に関して疑義が生じたときは、協定都市がそのつど協議して定めるものとする。

この覚書の成立を証するため、本覚書を2通作成し、記名押印の上、それぞれ1通を保有する。

平成25年1月15日

東京都練馬区豊玉北六丁目12番1号

練馬区

練馬区長

志村 豊志郎

印

群馬県前橋市大手町二丁目12番1号

前橋市

前橋市長

山本 龍

印

資料10-007 練馬区と新座市との災害時における相互応援に関する協定書

練馬区と新座市（以下これらを「協定都市」という。）は、隣接する自治体として、災害時における応急対策および復旧対策（以下「応急対策等」という。）に係る相互の応援活動に関し、つぎのとおり協定を締結する。

（趣旨）

この協定は、協定都市のいずれかの地域において地震等の大規模な災害が発生し、被災した当事者（以下「被災都市」という。）が単独では十分な応急対策等が実施できない場合に、被災都市の要請による応急業務が円滑に実施できるよう、必要な事項について定めるものとする。

（応援の内容）

被災都市が要請することができる応援の内容は、つぎのとおりとする。

- (1) 被災者の救出、救護、医療、防疫ならびに施設の応急復旧等に必要な資器材および物資の提供およびあっせん
- (2) 食糧、飲料水および生活必需物資ならびにそれらの補給に必要な資器材の提供
- (3) 救援および救助活動に必要な車両等の提供およびあっせん
- (4) 消火、救援、医療、防疫、その他応急対策等に必要な職員の派遣
- (5) ボランティア等のあっせん
- (6) 被災者を一時的に収容するための施設の提供
- (7) 情報支援として、被災都市の住民からの問合せの一時受付、災害広報の発行、被災都市のホームページの作成・掲示等
- (8) 前各号に掲げるもののほか、特に必要と認められる事項

（要請の手続）

第3条 被災都市が応援を要請する場合には、つぎの事項を明らかにして、電話その他通信手段により応援都市（応援を行う当事者をいう。以下同じ。）に通知し、その後速やかに文書を提出するものとする。

- (1) 災害の概況
- (2) 前条第1号から第3号までに掲げる応援を要請するときは、物資等の品名、数量等
- (3) 前条第4号に掲げる応援を要請するときは、活動内容、職員の職種および人員
- (4) 応援場所およびその経路
- (5) 応援の期間
- (6) 前条第6号に掲げる応援を要請するときは、一時的な避難を希望する者の人数および期間
- (7) 前各号に掲げるもののほか、必要な事項

（経費の負担）

第4条 応援に要した経費は、原則として被災都市の負担とする。ただし、本協定の趣旨を踏まえ、応援都市も応分の負担をするものとし、その負担は被災状況等を勘案し、双方で協議して定めるものとする。

2 被災都市が前項に規定する費用を支弁するいとまがなく、かつ、被災都市から要請があった場合には、応援都市は当該費用を一時立て替えするものとする。

（連絡の窓口）

第5条 協定都市は、あらかじめ相互応援に関する連絡担当部局を定め、災害が発生した時は、相互に連絡するとともに、必要な情報を相互に提供するものとする。

（損害補償等）

第6条 応援活動に従事した職員の損害補償等については、つぎに掲げる方法により処理するものとする。

- (1) 応援活動に従事した職員が、応援活動中または被災都市との往復途中において、負傷し、もしくは疾病にかかり、または死亡した場合は、応援都市がその損害を補償するものとする。
- (2) 応援活動に従事した職員が、応援活動中に第三者に損害を与えた場合は、その損害が被災都市との往復途中に生じたものを除き、被災都市がその損害を補償するものとする。

(自主的な活動の実施)

第7条 応援都市は、大規模な災害が発生したにもかかわらず、通信の途絶等により被災都市と連絡が取れない場合は、被災都市からの応援要請があったものとして自主的に応援活動を実施するものとする。

(職員指揮権)

第8条 応援都市から派遣された職員が被災都市の地域内で活動する場合は、被災都市の長の指揮の下に活動するものとする。

(訓練等)

第9条 協定都市は、この協定が災害時に有効に機能するよう、平常時において相互に情報を交換するとともに、災害時に効率的な相互応援ができるよう相互に協力して訓練を実施するものとする。

2 前項の訓練等へ参加および協力した職員の損害補償等については、第6条の規定を準用する。

3 協定都市は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、地域防災計画その他必要な資料を相互に交換するものとする。

4 協定都市は、この協定について、平常時から双方の地域住民に対して周知を行い、地震等の大規模な災害を想定した訓練を実施するときは、訓練の参加等を積極的に促すものとする。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項およびこの協定に関して疑義が生じたときは、協定都市が、その都度協議して定めるものとする。

(施行期日)

第11条 この協定は平成23年9月2日から施行する。

この協定の成立を証するため、この協定書を2通作成し、署名のうえ、各1通を保有するものとする。

平成23年9月2日

東京都練馬区豊玉北六丁目12番1号

練馬区

練馬区長 志村 豊志郎

埼玉県新座市野火止一丁目1番1号

新座市

新座市長 須田 健治

資料10-008 練馬区と武蔵野市との災害時における相互応援に関する協定書

練馬区と武蔵野市（以下これらを「協定都市」という。）は、隣接する自治体として、災害時における応急対策および復旧対策（以下「応急対策等」という。）に係る相互の応援活動に関し、つぎのとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、協定都市の地域において地震等の大規模な災害が発生し、被災した当事者（以下「被災都市」という。）が単独では十分な応急対策等が実施できない場合に、被災都市の要請による応急業務が円滑に実施できるよう、必要な事項について定めるものとする。

（応援の内容）

第2条 被災都市が要請することができる応援の内容は、つぎのとおりとする。

- (1) 被災者の救出および救護、被災者に対する医療および防疫ならびに施設の応急復旧等に必要な資器材および物資の提供およびあっせん
- (2) 食糧、飲料水、生活必需物資およびそれらの補給に必要な資器材の提供
- (3) 救援および救助活動に必要な車両等の提供およびあっせん
- (4) 消火、救援、医療、防疫その他の応急対策に必要な職員の派遣
- (5) ボランティア等のあっせん
- (6) 被災者を一時的に収容するための施設の提供
- (7) 情報支援として、被災都市の住民からの問合せの一時受付、災害広報の発行、被災都市のホームページの作成および掲示等
- (8) 前各号に掲げるもののほか、特に必要と認められる事項

（要請の手続）

第3条 被災都市が応援を要請する場合には、つぎに掲げる事項を明らかにして、電話その他の通信手段により応援都市（応援を行う当事者をいう。以下同じ。）に通知し、その後速やかに文書を提出するものとする。

- (1) 災害の概況
- (2) 前条第1号から第3号までに掲げる応援を要請するときは、物資等の品名、数量等
- (3) 前条第4号に掲げる応援を要請するときは、活動内容、職員の職種および人員
- (4) 応援場所およびその経路
- (5) 応援の期間
- (6) 前条第6号に掲げる応援を要請するときは、一時的な避難を希望する者の人数および期間
- (7) 前各号に掲げるもののほか、必要と認められる事項

（経費の負担）

第4条 第2条の規定による応援に要した経費は、原則として被災都市の負担とする。ただし、この協定の趣旨を踏まえ、応援都市も応分の負担をするものとし、その負担は被災状況等を勘案し、双方で協議して定めるものとする。

2 被災都市が前項に規定する費用を支弁するいとまがなく、かつ、被災都市から要請があった場合には、応援都市は当該費用を一時立て替えするものとする。

（連絡の窓口）

第5条 協定都市は、あらかじめ相互応援に関する連絡担当部局を定め、災害が発生したときは、相互に連絡するとともに、必要な情報を相互に提供するものとする。

（損害補償等）

第6条 応援活動に従事した職員の損害補償等については、つぎに掲げる方法により処理するものとする。

- (1) 応援活動に従事した職員が、応援活動中または被災都市との往復途中において、負傷し、もしくは疾病にかかり、または死亡した場合は、応援都市がその損害を補償するものとする。
- (2) 応援活動に従事した職員が、応援活動中に第三者に損害を与えた場合は、その損害が被災都市との往復途中に生じたものを除き、被災都市がその損害を補償するものとする。

(自主的な活動の実施)

第7条 応援都市は、大規模な災害が発生したにもかかわらず、通信の途絶等により被災都市と連絡が取れない場合は、被災都市からの応援要請があったものとして自主的に応援活動を実施するものとする。

(職員指揮権)

第8条 応援都市から派遣された職員が被災都市の地域内で活動する場合は、被災都市の長の指揮の下に活動するものとする。

(訓練等)

第9条 協定都市は、この協定が災害時に有効に機能するよう、平常時において相互に情報を交換するとともに、災害時に効率的な相互応援ができるよう相互に協力して訓練を実施するものとする。

2 前項の訓練等へ参加および協力した職員の損害補償等については、第6条の規定を準用する。

3 協定都市は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、地域防災計画その他必要な資料を相互に交換するものとする。

4 協定都市は、この協定について、平常時から双方の地域住民に対して周知を行い、地震等の大規模な災害を想定した訓練を実施するときは、訓練への参加等を積極的に促すものとする。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項およびこの協定に関して疑義が生じたときは、協定都市が、その都度協議して定めるものとする。

(施行期日)

第11条 この協定は、平成24年1月30日から施行する。

この協定の成立を証するため、この協定書を2通作成し、両自治体の長が署名のうえ、各々1通を保有するものとする。

平成24年1月30日

東京都練馬区豊玉北六丁目12番1号

練馬区

練馬区長 志村 豊志郎

東京都武蔵野市緑町二丁目2番28号

武蔵野市

武蔵野市長 邑上 守正

資料10-009 練馬区と館林市との災害時における物資等の支援に関する協定書

練馬区と館林市（以下これらを「協定都市」という。）は、災害時における応急対策および復旧対策（以下「応急対策等」という。）に係る物資等の支援に関し、つぎのとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、協定都市のいずれかの地域において地震等の大規模な災害が発生し、協定都市のうち被災した当事者（以下「被災都市」という。）の要請による応急対策等が円滑に実施できるよう、必要な食料、飲料水、生活必需品およびそれらの供給に必要な資器材等（以下「応急物資」という。）の支援に関し必要な事項を定めるものとする。

（支援の内容）

第2条 被災都市が要請することができる支援の内容は、つぎのとおりとする。

- (1) 応急物資の提供
- (2) 応急物資の輸送に必要な車両等の提供
- (3) その他、被災都市が指定する物資

（要請の手続き）

第3条 被災都市は、応急物資について、その地域において十分な調達ができないときは、支援を行う当事者（以下「支援都市」という。）に対し応急物資の供給を要請するものとする。

2 被災都市は、前項の規定に基づき要請を行うときは、要請する応急物資の種類、数量、輸送方法、受領場所その他必要な事項を示さなければならない。

3 被災都市が要請を行うときは、電話その他の通信手段により支援都市に通知し、その後速やかに文書を提出するものとする。

（協力）

第4条 支援都市は、前条の規定により要請を受けた場合、この協定の趣旨に従い支援に努めるものとする。

（応急物資の供給）

第5条 前条の規定により供給される応急物資の輸送は、原則として支援都市が行う。

2 被災都市は、第3条第2項で示した受領場所に職員を派遣し、品目、数量等を確認のうえ、応急物資を受領するものとする。

（経費の負担）

第6条 この協定に基づき供給された応急物資に係る経費（輸送費を含む。）については、原則として被災都市の負担とする。

（連絡の窓口）

第7条 協定都市は、あらかじめこの協定に関する連絡担当部局を定め、この協定に基づく支援が円滑に行われるよう、地域防災計画その他必要な資料を相互に交換し、災害が発生した時は、相互に連絡するとともに、必要な情報を相互に提供するものとする。

（損害補償等）

第8条 この協定に基づき行う支援活動（以下「支援活動」という。）に従事した職員の損害補償等については、原則として、つぎに掲げる方法により処理するものとする。

- (1) 支援活動に従事した職員が、支援活動中または被災都市との往復途中において、負傷し、もしくは疾病にかかり、または死亡した場合は、支援都市がその損害を補償するものとする。
- (2) 支援活動に従事した職員が、支援活動中に被災都市の区域において第三者に損害を与えた場合は、その損害が被災都市との往復途中に生じたものを除き、被災都市がその責任により対処するものとする。

（自主的な活動の実施）

第9条 協定都市は、大規模な災害が発生したにもかかわらず、通信の途絶等により被災都市と連絡が取れない場合は、被災都市からの支援要請があったものとして自主的に支援活動を実施するものとする。

（訓練等）

第10条 協定都市は、この協定が災害時に有効に機能するよう、平常時において相互に情報を交換するとともに、災害時に効率的な支援ができるよう、相互の訓練に協力するものとする。

2 前項の訓練等へ参加および協力した職員の損害補償等については、第8条の規定を準用する。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項およびこの協定に関して疑義が生じたときは、協定都市が、その都度協議して定めるものとする。

(施行期日)

第12条 この協定は、平成24年3月27日から施行する。

この協定の成立を証するため、この協定書を2通作成し、署名し、各1通を保有するものとする。

平成24年3月27日

東京都練馬区豊玉北六丁目12番1号

練馬区

練馬区長 志村 豊志郎

群馬県館林市城町1番1号

館林市

館林市長 安楽岡 一雄

資料10-010 練馬区と上田市との災害時における相互応援に関する協定書

練馬区と上田市（以下これらを「協定都市」という。）は、友好提携に関する合意書を取り交わした都市として、相互協力の精神に基づき、災害時における応急対策および復旧対策（以下「応急対策等」という。）に係る相互の応援に関し、つぎのとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、協定都市のいずれかの地域において地震等の大規模な災害が発生し、被災した当事者（以下「被災都市」という。）が単独では十分な応急対策等が実施できない場合に、被災都市の要請による応援活動が円滑に実施できるよう、必要な事項について定めるものとする。

（応援の内容）

第2条 被災都市が要請することができる応援の内容は、つぎのとおりとする。

- (1) 被災者の救出、医療および防疫ならびに施設の応急復旧等に必要な資器材および物資の提供および斡旋
- (2) 食糧、飲料水および生活必需物資ならびにそれらの供給に必要な資器材の提供
- (3) 救援および救助活動に必要な車両等の提供および斡旋
- (4) 救援、医療、防疫その他応急対策等に必要な職員の応援
- (5) ボランティア等の斡旋
- (6) 被災者の一時受入れ
- (7) 前各号に掲げるもののほか、特に必要と認められる事項

（要請の手続）

第3条 被災都市が応援を要請する場合には、つぎの事項を明らかにして、電話その他の通信手段により、応援を行う当事者（以下「応援都市」という。）に通知し、その後速やかに文書を提出するものとする。

- (1) 災害の概況
- (2) 前条第1号から第3号までに掲げる応援を要請するときは、物資等の品名、数量等
- (3) 前条第4号に掲げる応援を要請する場合にあっては、職員の活動内容、職種および人員
- (4) 前条第6号に掲げる応援を要請するときは、一時避難を希望する被災者の人数および期間
- (5) 応援場所およびその経路
- (6) 応援の期間
- (7) 前各号に掲げるもののほか、必要な事項

（経費の負担）

第4条 応援に要した経費は、原則として被災都市の負担とする。ただし、本協定の趣旨を踏まえ、応援都市も応分の負担をするものとし、その負担は被災状況等を勘案し、双方で協議して定めるものとする。

2 被災都市が前項に規定する費用を支弁するいとまがなく、かつ、被災都市から要請があった場合には、応援都市は当該費用を立て替えるものとする。

（連絡の窓口）

第5条 協定都市は、あらかじめ相互応援に関する連絡担当部局を定め、災害が発生したときは、相互に連絡するとともに、必要な情報を相互に提供するものとする。

（損害補償等）

第6条 応援活動に従事した職員の損害補償等については、つぎに掲げる方法により処理するものとする。

- (1) 応援活動に従事した職員が、応援活動中または被災都市への往復途中において、負傷し、もしくは疾病にかかり、または死亡した場合は、応援都市がその損害を補償するものとする。
- (2) 応援活動に従事した職員が、応援活動中に第三者に損害を与えた場合は、その損害が被災都市への往復途中に生じたものを除き、被災都市がその損害を補償するものとする。

（自主的活動）

第7条 協定都市は、大規模な災害が発生したにもかかわらず、通信の途絶等により被災都市と連

絡が取れない場合は、被災都市からの応援要請があったものとして自主的に応援活動を実施するものとする。

(職員指揮権)

第8条 応援のために派遣された職員は、被災都市の長の指揮の下に活動するものとする。

(訓練等)

第9条 協定都市は、この協定が災害時に有効に機能するよう、平時において相互に情報を交換するとともに、災害時に効率的な相互応援ができるよう相互に協力して訓練を実施するものとする。

2 協定都市は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、地域防災計画その他必要な資料を相互に交換するものとする。

(応援協力)

第10条 協定都市は、このほかに共に災害時の応急対策等の協定を締結している埼玉県上尾市が被災し、双方に応援要請があった場合は、協力して効果的効率的な応援を行うものとする。

2 前項の場合において、埼玉県上尾市から飲料水の供給に関する応援要請により、上田市が埼玉県上尾市に対し、飲料水を供給するための給水車を派遣するときは、上田市は、練馬区に対して飲料水の補給の要請を行うことができる。

3 練馬区は、前項の要請があったときは、給水車に飲料水の補給を行うものとする。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項およびこの協定に関して疑義が生じたときは、協定都市が、その都度協議して定めるものとする。

(旧協定の失効)

第12条 平成18年8月18日付けで協定都市において締結した災害時における相互応援に関する協定は、本協定の施行をもって失効するものとする。

(施行期日)

第13条 この協定は、平成25年4月3日から施行する。

この協定の成立を証するため、この協定書を2通作成し、署名し、各1通を保有するものとする。

平成25年4月3日

東京都練馬区豊玉北六丁目12番1号

練馬区

練馬区長 志村 豊志郎

長野県上田市大手一丁目11番16号

上田市

上田市長 母袋 創一

資料10-011 練馬区と上尾市との災害時における相互応援に関する協定書

練馬区と上尾市（以下これらを「協定都市」という。）は、災害時における応急対策および復旧対策（以下「応急対策等」という。）に係る相互の応援に関し、つぎのとおり協定を締結する。

（趣旨）

この協定は、協定都市のいずれかの地域において地震等の大規模な災害が発生し、被災した当事者（以下「被災都市」という。）が単独では十分な応急対策等が実施できない場合に、被災都市の要請による応援活動が円滑に実施できるよう、必要な事項について定めるものとする。

（応援の内容）

被災都市が要請することができる応援の内容は、つぎのとおりとする。

- (1) 被災者の救出、医療および防疫ならびに施設の応急復旧等に必要な資器材および物資の提供および斡旋
- (2) 食糧、飲料水および生活必需物資ならびにそれらの供給に必要な資器材の提供
- (3) 救援および救助活動に必要な車両等の提供および斡旋
- (4) 救援、医療、防疫その他応急対策等に必要な職員の派遣
- (5) ボランティア等の斡旋
- (6) 被災者の一時受入れ
- (7) 前各号に掲げるもののほか、特に必要と認められる事項

（要請の手続）

第3条 被災都市が応援を要請する場合には、つぎの事項を明らかにして、電話その他の通信手段により、応援を行う当事者（以下「応援都市」という。）に通知し、その後速やかに文書を提出するものとする。

- (1) 災害の概況
- (2) 前条第1号から第3号までに掲げる応援を要請するときは、物資等の品名、数量等
- (3) 前条第4号に掲げる応援を要請するときは、職員の活動内容、職種および人員
- (4) 前条第6号に掲げる応援を要請するときは、一時避難を希望する被災者の人数および期間
- (5) 応援場所およびその経路
- (6) 応援の期間
- (7) 前各号に掲げるもののほか、必要な事項

（経費の負担）

第4条 応援に要した経費は、原則として被災都市の負担とする。ただし、本協定の趣旨を踏まえ、応援都市も応分の負担をするものとし、その負担は被災状況等を勘案し、双方で協議して定めるものとする。

2 被災都市が前項に規定する費用を支弁するいとまがなく、かつ、被災都市から要請があった場合には、応援都市は当該費用を立て替えるものとする。

（連絡の窓口）

第5条 協定都市は、あらかじめ相互応援に関する連絡担当部局を定め、災害が発生したときは、相互に連絡するとともに、必要な情報を相互に提供するものとする。

（損害補償等）

第6条 応援活動に従事した職員の損害補償等については、つぎに掲げる方法により処理するものとする。

- (1) 応援活動に従事した職員が、応援活動中または被災都市への往復途中において、負傷し、もしくは疾病にかかり、または死亡した場合は、応援都市がその損害を補償するものとする。
- (2) 応援活動に従事した職員が、応援活動中に第三者に損害を与えた場合は、その損害が被災都市への往復途中に生じたものを除き、被災都市がその損害を補償するものとする。

（自主的活動）

第7条 協定都市は、大規模な災害が発生したにもかかわらず、通信の途絶等により被災都市と連

絡が取れない場合は、被災都市からの応援要請があったものとして自主的に応援活動を実施するものとする。

(職員指揮権)

第8条 応援のために派遣された職員は、被災都市の長の指揮の下に活動するものとする。

(訓練等)

第9条 協定都市は、この協定が災害時に有効に機能するよう、平時において相互に情報を交換するとともに、災害時に効率的な相互応援ができるよう相互に協力して訓練を実施するものとする。

2 協定都市は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、地域防災計画その他必要な資料を相互に交換するものとする。

(応援協力)

第10条 協定都市は、このほかに共に災害時の応急対策等の協定を締結している長野県上田市が被災し、双方に応援要請があった場合は、協力して効果的効率的な応援を行うものとする。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項およびこの協定に関して疑義が生じたときは、協定都市が、その都度協議して定めるものとする。

(施行期日)

第12条 この協定は、平成25年4月3日から施行する。

この協定の成立を証するため、この協定書を2通作成し、署名し、各1通を保有するものとする。

平成25年4月3日

東京都練馬区豊玉北六丁目12番1号

練馬区

練馬区長 志村 豊志郎

埼玉県上尾市本町三丁目1番1号

上尾市

上尾市長 島村 穰

資料10-012 特別区災害時相互協力及び相互支援に関する協定

(目的)

第1条 この協定は、特別区（以下、「区」という。）の区域において大規模な地震等の災害が発生した場合において、区相互間の協力により応急対策及び復旧対策等の円滑化を図るとともに、災害を受けた区（以下、「被災区」という。）独自では、十分な対策等が実施できない場合において、被災を免れた区あるいは被災の軽微な区であって、被災区の支援が可能な区（以下、「支援区」という。）が、連携して支援体制を構築し、被災区の支援に万全を期すことを目的とする。

(支援対策本部の設置)

第2条 支援区は、被災区への支援が必要であると認められるときは、前条の目的を達成するため、災害発生後直ちに特別区支援対策本部（以下、「本部」という。）を設置する。

2 本部は、予め区相互で定める方法に従い、支援区のうち一区に設置する。

3 本部に本部長を置き、本部長は、本部設置区の区長とする。

4 本部は、被災区の要請に基づき、又は、被災区からの要請を待っている場合は応急対応に支障が出ると予想されるときは自らの判断により、支援区に対して支援活動を要請し、又は支援区及び支援区相互の活動に必要な調整を行う。

5 本部長は、支援区その他関係団体に対し、本部従事職員の派遣を要請し、又は本部の活動に必要な資機材その他の応援を求めることができるものとする。

6 本部の設置、運営その他に関し、必要な事項は別に定める。

(支援各区の体制)

第3条 支援区は、被災区への支援が必要であると認められるときは、災害発生後直ちに支援体制を整えるとともに、原則として、本部の要請に従い、支援活動を行うものとする。

2 本部と支援区は相互に情報連絡を密にするものとする。

3 支援区は、前2項のほか、本部の活動に協力するものとする。

(支援の要請)

第4条 この協定に基づき、本部が行った支援活動及び本部の要請に基づき行った支援区の支援活動は、被災区の支援要請に基づき行われたものとする。

第4条の2 隣接区等において、本部の要請等がある前に支援を開始する場合は、支援区の本部への報告をもって、被災区の支援要請に基づき行われたものとする。

(相互協力及び相互支援の内容)

第5条 この協定に基づく相互協力及び相互支援の内容は、次の各号に掲げる事項とする。

(1) 職員の派遣及び被災区における応援職員の受入れ支援に関する次の事項

イ 被災区への応援職員の派遣

ロ 支援区又は他の地方公共団体等の応援職員の宿舎、食料等の提供

ハ その他応援職員に関し、被災区の負担を軽減するために必要な事項

(2) 救援物資の提供及び被災区における救援物資の受入れ支援に関する次の事項

イ 被災区への救援物資の提供

ロ 支援区又は他の地方公共団体等からの救援物資の集積場所等の提供

ハ その他救援物資に関し、被災区の負担を軽減するために必要な事項

(3) 避難場所を共用する区間における共同の現地本部の設置その他避難場所の運営協力上必要な事項

(4) 被災区におけるボランティアの受入れ支援に関する次の事項

イ 被災区へのボランティアの斡旋

ロ 支援区におけるボランティアへの情報提供、募集、受付、宿舎の提供

ハ その他ボランティアに関し、被災区の支援に必要な事項

(5) 被災住民の受入れに関し、施設の提供その他被災区の支援に必要な事項

(6) 動物の保護に関し、職員、資機材、物資等の被災区への派遣、提供その他の区間協力、区間支援に必要な事項

(7) 被災区への医療救護班の派遣その他医療救護活動に関し、被災区内での支援及び被災区の負

- 担を軽減するために必要な事項
- (8) ごみ、し尿、がれきの処理に関し、職員、資機材、物資等の被災区への派遣、提供その他区間協力、区間支援に必要な事項
 - (9) 災害時要援護者の救援支援に関する次の事項
 - イ 被災区への専門職員等の派遣
 - ロ 支援区での二次避難場所の提供等災害時要援護者の受入れ
 - ハ その他災害時要援護者の救援に関し、被災区内での支援及び被災区の負担を軽減するために必要な事項
 - (10) 遺体の搬送、埋葬等に関し、職員、物資等の被災区への派遣、提供その他の区間協力、区間支援に必要な事項
 - (11) 道路の早期復旧に関し、職員、資機材等の派遣、提供その他の被災区内での支援及び被災区の負担を軽減するために必要な事項
 - (12) 応急危険度判定、り災証明発行にかかる建物被害認定調査及びり災証明発行に関し、職員、資機材等の派遣、提供その他の被災区の支援に必要な事項
 - (13) 仮設住宅の提供に関する次の事項
 - イ 被災区への職員、物資等の派遣、提供
 - ロ 支援区での仮設住宅建設用地の確保
 - ハ その他仮設住宅の提供に関し、区間協力、区間支援に必要な事項
 - (14) 帰宅困難者への対応に関し、情報提供、一時滞在施設への受入れ、物資提供その他の区間協力、区間支援に必要な事項
 - (15) 児童・生徒の受入れ、応急教育の実施に関し、必要な事項
 - (16) 被災区の被災区外での業務継続に関し、施設の提供、その他被災区の支援に必要な事項
 - (17) 前各号に定めるもののほか、被災区から要請があった事項

(支援経費の負担)

第6条 支援区の支援に要した経費は、原則として支援を受けた被災区の負担とする。

2 支援を受けた区が、前項に定める経費を支弁するいとまがなく、かつ、支援を受けた区から要請があった場合には、支援する区は当該費用を一時繰替支弁するものとする。

3 被災区間の経費の割り振り又は被災区に費用負担を求められない特別の事情がある場合の措置その他については、本部が調整する。

(連絡担当部署)

第7条 各区は、防災担当課をこの協定に基づく相互協力、相互支援に関する連絡担当部署とする。

(平常時の措置)

第8条 各区は、この協定が災害時において有効に機能するよう、平常時において、区相互の情報交換、防災訓練の実施、災害時における対策に関する調査研究その他に努めるものとする。

(実施細目の作成)

第9条 この協定の円滑な実施を図るため、区間の協議により実施細目を定めるものとする。

(協定内容等の見直し)

第10条 各区は、この協定の内容及び前条に定める実施細目の内容については、毎年度見直しを行い、常に実践的な内容を持たせるよう必要な修正を行うものとする。

(その他)

第11条 この協定の実施に関し必要な事項及び協定に定めのない事項は、区が協議して定める。

附則

1 この協定は、平成26年4月1日から適用する。

2 平成8年2月16日締結の特別区災害時相互協力及び相互支援に関する協定書及び実施細目は廃止する。

3 この協定の締結を証するため、本協定書を23通作成し、各区長は記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成26年3月14日

千代田区長	石川雅己	新宿区長	中山弘子
中央区長	矢田美英	文京区長	成澤廣修
港区長	武井雅昭	台東区長	吉住弘
墨田区長	山崎昇	豊島区長	高野之夫
江東区長	山崎孝明	北区長	花川與惣太
品川区長	濱野健	荒川区長	西川太一郎
目黒区長	青木英二	板橋区長	長坂本健
大田区長	松原忠義	練馬区長 職務代理者 副区長	琴尾隆明
世田谷区長	保坂展人	足立区長	近藤弥生
渋谷区長	桑原敏武	葛飾区長	青木克徳
中野区長	田中大輔	江戸川区長	多田正見
杉並区長	田中良		

資料10-013 特別区災害時相互協力及び相互支援に関する協定実施細目

特別区支援対策本部の設置等に関する実施細目

(協定第2条・3条・4条関係)

1 本部の設置

特別区において大規模な地震等の災害が発生した場合、発災後直ちに被を免れた区あるいは被災の軽微な区(以下、「支援区」という。)のうち一区に「特別区支援対策本部」(以下、「本部」という。)を設置し(以下、本部が設置された区を「本部設置区」という。)、支援区は相互に協力して被災区の支援にあたることとする。

2 本部設置区の決定

発災時に本部設置区を決定する場合、迅速に支援体制を確立するため、支援区間で協議することなく、以下に定める順位に従って、支援区のうち一区を本部設置区とする。

(1) 本部設置区は次の順位に従って決定する。

- ① 第1順位 区長会会長区
- ② 第2順位 区長会副会長区のうち、23区行政順位が先の区
- ③ 第3順位 区長会副会長区のうち、23区行政順位が後の区

(2) 支援区の中に第1順位から第3順位までの該当区がなかった場合は、次の順により本部設置区を決定する。

- ① 支援区の中から、区長会幹事区で、行政ブロック順が先の区を本部設置区とする。
- ② ①による該当区がなかった場合は、支援区の中から、行政順が先の区を本部設置区とする。

3 本部設置区の変更

(1) 本部設置区となった区が2次災害の発生等の事情により本部としての機能を果たせなくなった場合は、支援区の中の直近後順位の区にその旨を通知することとし、この通知をもって当該後順位の区を本部設置区とする。

(2) 本部設置区が本部機能を果たせなくなったと判断できる場合は、本部設置区からの連絡を待たずに、支援区の中の直近後順位の区を本部設置区とする。

(3) 本部機能を果たせなくなったと判断される場合とは、以下の場合である。

- ① 本部設置区において2次災害が発生し、支援区と本部設置区との連絡手段が途絶えた場合
- ② ①に準ずる状況で、本部設置区が被災したことが明らかな場合

4 被災区及び支援区等への連絡

本部設置区となった区は、その旨を各区並びに東京都等の関係団体に連絡する。

5 本部の組織及び運営

- (1) 本部には本部長を置くこととし、本部長は、本部設置区の区長とする。
- (2) 本部長は、本部設置区の職員を本部従事職員に指定し、本部の運営にあたらせる。
- (3) 本部長は、本部の運営に必要な場合、支援区その他の関係団体に対し、応援職員の派遣を要請することができる。
- (4) (3) の要請を受けた区は、速やかに応援職員を本部設置区に派遣することとし、本部派遣に要する費用は、派遣する支援区の負担とする。

6 被災区からの支援要請

被災区からの支援要請は、文書をもって行うものとする。ただし、緊急やむを得ない場合は、電話その他の手段で要請し、後日文書で提出する。

7 本部の役割と支援区の協力体制

- (1) 本部は、被災区への支援活動が円滑、効果的に行われるよう、協定第5条に基づく支援活動に関する連絡調整を行う。
- (2) 本部は、各支援区が支援活動を行うにあたり、被災区に負担をかけない、効率的、効果的な支援活動が展開できるよう、必要に応じて各支援区に支援活動に関する要請を行うことができる。
- (3) 各支援区は本部の要請に従って、一体となって被災区の支援にあたることとする。

8 支援対策会議

本部は、以下の事項について、支援活動等に関して各区に協議する必要がある場合、被災区並びに支援区による支援対策会議を招集することができる。

- (1) 国、都、他の地方公共団体等との調整が必要で、各区に協議する必要がある場合
- (2) 支援経費の負担等、経費負担に関する協議が必要な場合
- (3) 本部を解散する場合
- (4) その他協議が必要な場合

9 本部の解散

本部は、8の(3)の決定により解散する。

(附 則)

この実施細目は、平成26年4月1日から適用する。

職員の区間相互支援及び被災区における応援職員の受入れ支援に関する実施細目

(協定第5条第1号関係)

1 被災区への応援職員の派遣

- ① 被災区は応援職員の派遣が必要な場合、特別区支援対策本部（以下、「本部」という。）若しくは連絡可能な区に速やかに派遣要請を行うこととし、被災区から応援職員の派遣要請を受けた区は、速やかにその旨を本部に連絡することとする。
- ② 本部は被災区からの要請を受けた場合、早急に応援職員の派遣について支援区間の調整を行い、各支援区に職員の派遣を要請する。
- ③ 本部は、被災区からの要請を待たずに、応援職員の派遣先・規模等を調整し、各支援区に応援職員の派遣を要請することができる。
- ④ 各支援区は、本部から応援職員の派遣について要請を受けた場合、速やかに応援職員を派遣することとし、派遣先、規模等についても本部の要請にできる限り応えるよう努める。

2 支援区又は他の地方公共団体等の応援職員の宿舎、食料等の提供

- ① 各支援区が応援職員を派遣する場合は、原則として、職員宿舎、食料等支援活動に必要な設備、装備等は支援区で用意し、被災区に負担をかけることがないように努める。
- ② 支援区又は他の地方公共団体等の応援職員の宿舎、食料等の提供については、被災区近隣の支援区が中心となって、支援区相互が協力して対応することとする。
- ③ 宿舎、食料等の提供に関して必要がある場合は、本部において支援区間の連絡調整を行うこととする。

3 その他応援職員に関し、被災区の負担を軽減するために必要な事項

発災直後に各区が応援職員を自主的に緊急派遣する場合においても、原則として、応援職員は自らの食料・飲料水・野営用具等を装備のうえ被災地に向かうこととする。

(附 則)

この実施細目は、平成26年4月1日から適用する。

救援物資の区間相互支援及び被災区における救援物資の受入れ支援に関する実施細目

(協定第5条第2号関係)

- 1 被災区は、特別支援対策本部（以下、「本部」という。）に対して、救援物資の品目、数量、搬入場所などを極力明確にしたうえで、救援物資の提供を要請することができる。
なお、被災区は、被災区内に搬入場所を確保することが困難な場合 には、本部に対して、支援区内において搬入場所を確保するよう要請することができる。
- 2 支援区は、本部と協議のうえ、若しくは本部の要請に基づき、自らの人員及び運送車両をもって、指定された搬入場所まで救援物資を搬送するものとする。
- 3 支援区は、物資搬入後も、搬入場所における仕分作業や運送作業等についても支援するものとする。

(附 則)

この実施細目は、平成26年4月1日から適用する。

避難場所を共用する区間における共同の現地本部の設置その他
避難場所の運営協力上必要な事項に関する実施細目
(協定第5条第3号関係)

- 1 避難場所を共用する区(以下、「関係区」という。)は、共同で現地本部(以下、「現地共同本部」という。)を設置して避難場所の運営を行うものとする。
- 2 関係区の災害対策本部は、次の場合、相互に連絡のうえ、現地共同本部を設置し派遣人数を通報する。
 - (1) 避難勧告を発令した場合
 - (2) その他、関係区の災害対策本部が必要と認めた場合
- 3 現地共同本部の統轄は、当該避難場所の所在区がこれを行う。
なお、避難場所が複数の区にまたがる場合は、関係区間で事前に協議して定める。
- 4 現地共同本部の業務は、次のとおりとする。
 - (1) 避難場所の状況にかかる次の情報を収集し、災害対策本部に連絡すること。
 - ①避難者数
 - ②傷病者、乳幼児等緊急に支援が必要な者の数及び状況
 - ③その他緊急に対応する必要がある事項
 - (2) 災害対策本部からの情報に基づき、避難者に対して次の情報提供を行うこと。
なお、情報の提供にあたっては、関係区が有する手段を共同で利用して、相互に連携・協力して行う。
 - ①避難場所周辺の被災の状況
 - ②避難所に関する情報
 - ③交通機関の状況
 - ④その他被災者に必要な情報
 - (3) 避難場所の避難者に対する応急救護を行うこと。
 - (4) その他、避難場所において給食・給水等を行う必要があるときは、関係区は共同で必要な処置をとる。
- 5 避難場所の運営に関して経費の負担が生じたときは、当該関係区間で協議する。

(附 則)

この実施細目は、平成26年4月1日から適用する。

被災区におけるボランティアの受入れ支援に関する実施細目
(協定第5条第4号関係)

- 1 被災区は、特別区支援対策本部（以下、「本部」という。）に対して、必要とするボランティアの種類、人数、活動場所などを極力明確にしたうえで、ボランティアの斡旋を要請することができる。
- 2 支援区は、本部と協議のうえ、若しくは本部の要請に基づき、ボランティア希望者に対して、ボランティア関連情報の提供、相談、募集及び受付業務を実施するとともに、被災区におけるボランティア活動に従事することを要請するものとする。
- 3 支援区は、ボランティアに対し、活動拠点の確保等支援体制の整備に努めるものとする。

(附 則)

この実施細目は、平成26年4月1日から適用する。

被災住民の受入れに関する実施細目

(協定第5条第5号関係)

- 1 被災区は、特別区支援対策本部（以下、「本部」という。）に対して、被災区外での避難生活が必要な被災住民の人数、健康等の状態、受入希望施設などを極力明確にしたうえで、支援区への受入れを要請することができる。
- 2 支援区は、本部と協議のうえ、若しくは本部の要請に基づき、被災区外での避難生活が必要な被災住民の状況に応じて、受入施設及び移送手段を確保するとともに、被災住民に対する支援を行う。
なお、支援区は、被災区において福祉措置等を受けていた被災住民が避難した支援区で引き続き措置等を受ける場合には、被災区の措置基準に準じた措置等を行うものとする。
- 3 本項は、ペットの同行避難にも配慮するものであり、支援区は、支援を行う。

(附 則)

この実施細目は、平成26年4月1日から適用する。

動物の保護に関する細目

(協定第5条第6号関係)

- 1 被災区は、特別区支援対策本部（以下、「本部」という。）に動物の保護・収容に必要な食料、資機材の救援物資の品目、数量、搬入場所等を極力明確にしたうえで、要請することができる。
- 2 支援区は、本部と連携のうえ、若しくは本部の要請に基づき、自らの人員及び運送車両をもって、指定された搬入場所まで救援物資を搬送するものとする。
- 3 支援区は、物資搬入後も、搬入場所における仕分作業や運送作業等についても支援するものとする。

(附 則)

この実施細目は、平成26年4月1日から適用する。

医療救護活動に関する実施細目

(協定第5条第7号関係)

- 1 被災区は、特別区支援対策本部（以下、「本部」という。）に対し、必要とする医療救護班の内容・班数・救護活動の場所などを極力明確にしたうえで、必要な医療救護班の派遣を要請することができる。

なお、支援区は23区内での被災を知ったときは、支援要請の有無に関わらず、直ちに区内の医療資源（医師・医療品・ベッド等）の把握や医療機材の確保に努めるとともに、医療救護班（保健師等を含む）を編成し、支援体制を整えるものとする。

- 2 支援区は、本部と協議のうえ、若しくは本部の要請に基づき、自らの人員及び医療機材・物資・運送車両をもって、指定された場所で医療救護活動を実施するものとする。

(附 則)

この実施細目は、平成26年4月1日から適用する。

ごみ、し尿、がれきの処理に関する実施細目

(協定第5条第8号関係)

- 1 被災区は、特別区支援対策本部（以下、「本部」という。）に対して、ごみ、し尿、がれきの処理に要する資機材、物資等の品目、搬入場所などを極力明確にしたうえで、資機材、物資等の提供を要請することができる。
- 2 支援区は、本部と協議のうえ、若しくは本部の要請に基づき、自らの人員及び運送車両をもって、指定された搬入場所まで、要請を受けた資機材、物資等を搬送するものとする。
- 3 支援区は、資機材、物資等を搬入場所に搬入後、被災区の要請に基づき、仕分・配送・組立作業等について支援するものとする。
- 4 被災区は、本部に対して、がれきの処理に関する事務に要する職員の人員、期間などを極力明確にしたうえで、職員の派遣を要請することができる。
- 5 支援区は、本部と協議のうえ、若しくは本部の要請に基づき、職員に必要な装備、物資を携行させ、自らの運送車両をもって、指定された場所まで、要請を受けた職員を派遣するものとする。
- 6 支援区から派遣された職員は、派遣の要請内容に基づいて、被災区の指示に従って、がれきの処理に関する事務に従事する。

(附 則)

この実施細目は、平成26年4月1日から適用する。

災害時要援護者の救援支援に関する実施細目

(協定第5条第9号関係)

1 被災区への専門職員等の派遣

(1) 被災区は、特別区支援対策本部（以下、「本部」という。）に対して、災害時要援護者の救援活動に関する専門職員等の派遣を要請することができる。

要請の要領は、次のとおりとする。

- ① 応援を要請する職員の職種と人員数
- ② 応援を必要とする期間
- ③ その他必要な事項

(2) 支援区は、本部と協議のうえ、若しくは本部の要請に基づき、被災区に必要な専門職員等の派遣を行うものとする。

2 支援区での二次避難所の提供

(1) 被災区は、災害時要援護者の避難のため、区の設置した二次避難所では避難者を収容できないとき、あるいは災害の状況、その他の理由で避難者を区外の施設等に移す必要のあるときは、本部に対して、二次避難所の提供を要請することができる。

要請の要領は次のとおりとする。

- ① 災害時要援護者の態様と人員
- ② 開設を希望する施設の種類
- ③ 開設を希望する期間
- ④ 避難者の移送方法
- ⑤ その他必要な事項

(2) 支援区は、本部と協議のうえ、若しくは本部の要請に基づき、自区内に二次避難所を開設し、被災区の避難者を受入れ、災害時要援護者に必要な物資や情報の提供を行い、介護等に必要の要員を配置するものとする。

3 被災区への資機材の提供

(1) 被災区は、災害時要援護者の救援に関し、車椅子、紙おむつ等、必要な物資の支援を要請することができる。

(2) 支援区は、本部と協議のうえ、若しくは本部の要請に基づき、被災区に必要な支援を行うものとする。

(附 則)

この実施細目は、平成26年4月1日から適用する。

遺体の搬送、埋葬等に関する実施細目

(協定第5条第10号関係)

- 1 被災区は、特別区支援対策本部（以下、「本部」という。）に対して、遺体の保管に要するドライアイス、棺、その他必要な資機材及び車両を区独自で調達することが困難な場合には、その提供を要請することができる。

この場合、被災区は提供を必要とする資機材の種類、数量及び搬入場所等を極力明確に示すものとする。

- 2 被災区は、遺体の搬送等の人的作業を区独自で処理することが困難な場合には、本部に対して、応援職員を要請することができる。

この場合、被災区は応援を必要とする職員の人数、派遣期間等について、極力明確に示すものとする。

- 3 応援職員を派遣する場合、応援職員の装備及び被災区までの運送車両の手配については、支援区が行うものとする。

- 4 支援区から派遣された職員は、派遣の要請内容に基づき、被災区の指示に従って業務に従事するものとする。

- 5 資機材の輸送に要する車両の手配については、支援区が行うものとする。

(附 則)

この実施細目は、平成26年4月1日から適用する。

道路の早期復旧に関する実施細目

(協定第5条第11号関係)

- 1 被災区は、特別区支援対策本部（以下、「本部」という。）に対して、道路の被害状況調査並びに資機材の提供、障害物の除去、仮復旧工事等に関する応援要請をすることができる。
なお、被災区は、可能なかぎり道路の被害状況を把握し、本部に報告するものとする。
- 2 本部は、被災区の要請を待たずに、本部の判断により支援体制を決定することができる。
- 3 支援区は、本部と協議のうえ、若しくは本部の要請に基づき、自らの人員及び資機材をもって、指定された場所で道路復旧活動を実施するものとする。
- 4 支援区は、被災区及び本部に対し、その活動内容を報告するものとする。

(附 則)

この実施細目は、平成26年4月1日から適用する。

応急危険度判定、り災証明書発行にかかる建物被害認定調査及びり災証明発行に関する実施細目

(協定第5条第12号関係)

- 1 支援区は、特別区支援対策本部（以下、「本部」という。）の要請に基づき、速やかに被災区に対し応急危険度判定、り災証明書発行にかかる建物被害認定調査及びり災証明の発行（以下「建物の被害調査等」という。）に必要な職員の派遣及び資機材等の提供を行う。
- 2 支援区は、被災区及び本部に対し、その活動内容を報告するものとする。
- 3 本部は、支援区の活動内容をとりまとめるとともに、建物の被害調査等に必要な職員及び資機材等が不足する場合は、その確保に努めるものとする。

(附 則)

この実施細目は、平成26年4月1日から適用する。

仮設住宅の提供に関する実施細目

(協定第5条第13号関係)

- 1 支援区は、特別区支援対策本部（以下、「本部」という。）の要請に基づき、指定された場所に必要物資等を搬送するほか、応援職員を派遣するものとする。
- 2 被災区は、被災区内に仮設住宅建設用地を確保することが困難なときは、本部に仮設住宅建設用地の提供を要請することができる。
- 3 支援区は、被災区及び本部に対し、その活動内容を報告するものとする。
- 4 本部は、支援区の活動内容をとりまとめるとともに、仮設住宅建設に必要な職員及び資機材等が不足する場合は、その確保に努めるものとする。

(附 則)

この実施細目は、平成26年4月1日から適用する。

帰宅困難者対策に関する実施細目

(協定第5条第14号関係)

- 1 被災区は、特別区支援対策本部（以下、「本部」という。）に対して、帰宅困難者への情報提供、帰宅困難者の一時滞在施設への受入れ及び水、食料等の提供、帰宅困難者の避難誘導等に必要な協力等、必要な援助を極力明確にしたうえで、職員の派遣、資機材の提供、施設の提供等を要請することができる。
- 2 支援区は、本部と協議のうえ、若しくは本部の要請に基づき、対応可能な範囲において、職員の派遣、資機材の提供、施設の提供等、必要な支援を行うものとする。
- 3 その他、区界に存するターミナル駅等に滞留した帰宅困難者による混乱や事故の発生等の危険性がある場合は、関係区が連携及び協力し、必要な措置を講じることとする。

(附 則)

この実施細目は、平成26年4月1日から適用する。

児童・生徒の受入れ、応急教育の実施等に関する実施細目
(協定第5条第15号関係)

1 被災区は、特別区支援対策本部（以下、「本部」という。）に対して、被災区の児童・生徒の受入れ、応急教育等に関し、要請することができる。

要請の要領は、次のとおりとする。

- (1) 受入れを要請する児童・生徒の人数
- (2) 受入れを必要とする期間
- (3) その他必要な事項

2 支援区は、本部と協議のうえ、若しくは本部の要請に基づき、被災区の児童・生徒を受入れ、教材や文具等の必要な物資や情報の提供を行なうものとする。

(附 則)

この実施細目は、平成 26 年 4 月 1 日から適用する。

被災区の業務継続のための支援区における施設等の提供に関する 実施細目

(協定第5条第16号関係)

- 1 被災区は、特別区支援対策本部（以下、「本部」という。）に対して、被災区外で実施する業務に必要な資機材、応援職員などを極力明確にしたうえで、施設等の提供を要請することができる。
- 2 支援区は、本部と協議のうえ、若しくは本部の要請に基づき、被災区の業務継続のために必要な施設及び資機材等の確保に努めるものとする。
- 3 被災区の業務への支援区職員の応援に関しては、「職員の区間相互支援及び被災区における応援職員の受入れ支援に関する実施細目（第5条第1号関係）」に準ずるものとする。

(附則)

この実施細目は、平成26年4月1日から適用する。

資料10-014 東京都及び区市町村相互間の災害時等協力協定書

災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）に基づく災害時等（災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合をいう。以下同じ。）の地方公共団体相互間での協力に関し、東京都（以下「都」という。）及び都内の区市町村（以下「区市町村」という。）は、次のとおりこの協定を締結する。

（目的）

第 1 条 この協定は、都と区市町村が、災害時等において、被災し、又は被災するおそれのある区市町村（以下「被災区市町村等」という。）に対する災害対策基本法に基づく協力（以下「協力」という。）を迅速かつ円滑に実施するため、必要な事項を定めるものとする。

（協力の内容）

第 2 条 この協定に基づく協力の内容は、次の各号に掲げる事項とする。

- （1）災害応急対策及び災害復旧に必要な職員の応援
- （2）居住者等の避難のための施設の提供及びあっせん
- （3）食料、飲料水及び生活必需物資並びにその供給に必要な資機材の提供及びあっせん
- （4）前各号に定めるもののほか、被災区市町村等の長から特に要求のあった事項

（協力の要求等）

第 3 条 被災区市町村等の長は、東京都知事（以下「知事」という。）及び他の区市町村の長に対し、次の各号に掲げる事項を明らかにし、協力の要求又は協議（以下「要求等」という。）をできるものとする。

- （1）災害時等の状況
- （2）協力の内容
- （3）協力の期間
- （4）協力の場所
- （5）その他必要な事項

2 被災区市町村等の長は、前項の規定により個別に要求等するいとまがないときは、知事に対して一括して協力の要求等を行うことができるものとする。この場合において、知事は、特別区長会会長（特別区災害時相互協力及び相互支援に関する協定第 2 条第 1 項に基づく特別区支援対策本部が設置されている場合にあつては、特別区支援対策本部長である区長）、東京都市長会会長及び東京都町村会会長と協議の上、速やかに要求等の相手先の区市町村の長に対し、要求等の内容を伝達するものとする。

3 前 2 項の規定による要求等は、電話等により行い、後日速やかに文書を提出するものとする。

（協力の実施）

第 4 条 前条第 1 項の規定により要求等を受けた知事及び区市町村の長は、被災区市町村等の長に対し、協力内容を電話等により連絡し、可能な範囲で、直ちに協力を実施するものとする。

2 前条第 2 項の規定により要求等の内容の伝達を受けた区市町村の長は、知事に対し、協力内容を電話等により連絡し、可能な範囲で、直ちに協力を実施するものとする。

3 知事は、前項の連絡を受けたときは、協力内容を取りまとめ、被災区市町村等の長に通知するものとする。

（自主協力）

第 5 条 知事及び区市町村の長は、災害時等の状況に鑑み、特に緊急を要し、かつ被災区市町村等の長が第 3 条に規定する要求等を行うことができない状況にあると判断されるときは、同条の要求等を待たず、協力を実施することができるものとする。この場合には、同条の要求等があったものとみなす。

（協力費用の負担区分）

第 6 条 第 4 条及び前条の規定により行われた協力に要した費用は、被災区市町村等が負担するものとする。ただし、法令並びに都又は区市町村が締結している他の協定に別段の定めがある場合は、その定めるところによる。

2 協力を行う都又は区市町村が実施する被災区市町村等に関する情報収集に要する費用は、当

該地方公共団体が負担するものとする。

3 第1項の費用は、被災区市町村等の長の求めがあったときは、協力を実施した都及び区市町村が一時繰替え支弁するものとする。

4 前3項の規定によりがたい場合は、被災区市町村等と協力を実施した都及び区市町村の間で協議して定めるものとする。

(都の役割)

第7条 都は、被災区市町村等が災害応急対策及び災害復旧を円滑に実施できるようにするため、都及び区市町村相互間の災害時等の協力に係る総合調整を行うものとする。

2 都は、災害時等において、都及び区市町村相互間の災害時等の協力のみによっては被災区市町村等の実施する災害応急対策及び災害復旧が円滑に実施されないと認めるときは、法律並びに都が締結している道府県及び指定都市等との協定に基づき、速やかに、必要な措置を講じなければならない。

(他の協定との関係)

第8条 この協定は、災害対策基本法、消防組織法（昭和22年法律第226号）等に基づき締結している、その他の災害時等における地方公共団体相互間での協力協定を排除するものではない。

(その他)

第9条 この協定の実施に関し必要な事項については、都及び区市町村が協議して別に定めるものとする。

(適用)

第10条 この協定は、令和3年12月27日から適用する。

この協定の締結を証するため、協定書には東京都知事及び特別区長会会長、東京都市長会会長、東京都町村会会長が記名して、本書4通を作成し、各1通を保有するものとする。

令和3年12月27日

東京都
代表者 東京都知事

小池 百合子

都内23特別区（別表のとおり）
代表者 江東区長（特別区長会会長）

山崎 孝明

都内26市（別表のとおり）
代表者 町田市長（東京都市長会会長）

石阪 丈一

都内13町村（別表のとおり）
代表者 瑞穂町長（東京都町村会会長）

杉浦 裕之

(別表)

都内23特別区	千代田区、中央区、港区、新宿区、文京区、台東区、墨田区、江東区、品川区、目黒区、大田区、世田谷区、渋谷区、中野区、杉並区、豊島区、北区、荒川区、板橋区、練馬区、足立区、葛飾区、江戸川区
都内26市	八王子市、立川市、武蔵野市、三鷹市、青梅市、府中市、昭島市、調布市、町田市、小金井市、小平市、日野市、東村山市、国分寺市、国立市、福生市、狛江市、東大和市、清瀬市、東久留米市、武蔵村山市、多摩市、稲城市、羽村市、あきる野市、西東京市
都内13町村	瑞穂町、日の出町、檜原村、奥多摩町、大島町、利島村、新島村、神津島村、三宅村、御蔵島村、八丈町、青ヶ島村、小笠原村

資料 11-001 防災情報等の広報に関する協定書

防災情報等の広報に関し、練馬区を「甲」とし、株式会社ジェイコム東京を「乙」とし、甲乙間において、つぎのとおり協定を締結する。

(趣旨)

第1条 この協定は、練馬区内で乙が運営するケーブルテレビ（以下「ケーブルテレビ」という。）を利用した防災情報等の広報を行う業務その他について、必要な事項を定める。

(業務の内容)

第2条 業務の内容は、つぎの事項とする。

ア 甲は乙に対して防災情報等を提供し、乙は提供情報をもとにケーブルテレビで放送すること
イ アに伴う、その他必要な業務に関すること。

(双方の業務)

第3条 甲および乙は、この協定に定めた事項に関して、特別な理由がない限り、これを拒むことができない。

(連絡調整)

第4条 この協力に関わる連絡調整については、甲の指定する者と乙の指定する者が行う。

(協 力)

第5条 甲および乙は、この業務に互いに必要とする施設設備その他を、可能な限り提供しあうものとする。

(損害賠償)

第6条 この協定に基づく業務については、甲および乙は、他の法令により損害を賠償すべき事項を除き、互いに求償しない。

(協定期間および更新)

第7条 この協定の期間は、平成12年9月1日から平成13年3月31日までとする。

2 前項の期間満了の日の3か月前までに、甲または乙のいずれからこの協定を解除または改定する意思表示のないときは、更に1年間有効期間を延長するものとし、以後この例による。

(協議)

第8条 この協定に定めのない事項ならびにこの協定の解釈について疑義が生じたときは、甲乙協議のうえ決定する。

甲と乙は、本協定書を2通作成し、それぞれ記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

平成12年8月28日

甲 練馬区豊玉北六丁目12番1号
練馬区長 岩波 三郎

乙 練馬区高野台五丁目22番1号
株式会社ジェイコム東京
代表取締役社長 高木 俊比古

資料 11-002 防災情報等の提供に関する協定書

防災情報の提供に関し、練馬区を「甲」とし、東京UCCベンディング株式会社を「乙」とし、甲乙間において、つぎのとおり協定を締結する。

(趣旨)

第1条 この協定は、練馬区内での飲料自動販売機を利用した防災情報等の提供を行う業務その他について、必要な事項を定める。

(業務の内容)

第2条 業務の内容は、つぎの事項とする。

- ア 乙が設置する飲料自動販売機を利用した防災情報等の提供
- イ 甲が設置する表示器等を利用した防災情報等の提供
- ウ 聴覚障害者等へのポケットベルを利用した防災情報等の提供
- エ ア、イ、ウに伴う、その他必要な業務に関する事。

(双方の義務)

第3条 甲および乙は、この協定に定めた事項に関して、特別な理由がない限り、これを拒んではならない。

(連絡調整)

第4条 この協力に関わる連絡調整については、甲の指定する者と乙の指定する者とが行う。

(協力)

第5条 甲および乙は、この業務に互いに必要とする施設設備その他を、可能な限り提供しあうものとする。

(損害賠償)

第6条 この協定に基づく業務については、甲および乙は、法令により損害を賠償すべき事項を除き、互いに求償しない。

(協定期間および更新)

第7条 この協定の有効期間は、平成12年9月1日から平成13年3月31日までとする。

2 前項の期間満了の日の3か月前までに、甲または乙のいずれからもこの協定の解除または改定する意思表示がないときは、更に1年間有効期間を延長するものとし、以後この例による。

(細目)

第8条 この協定の実施に関する細目は、別途定める。

(協議)

第9条 この協定および実施に関する細目に定めのない事項ならびにこの協定および実施に関する細目の解釈について疑義が生じたときは、甲乙協議のうえ決定する。

甲と乙は、本協定書を2通作成し、それぞれ記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成12年8月28日

甲 練馬区豊玉北六丁目12番1号
練馬区長 岩波 三郎

乙 東京都港区港南五丁目4番38号
東京UCCベンディング株式会社
代表取締役社長 林 容一

※ 「東京UCCベンディング株式会社」は「ネオス株式会社」に名称変更

※ 同文の協定を、東京コカ・コーラボトリング株式会社と平成13年4月27日に締結している。
相手方名称等は下記のとおり。
また、名称は「東京コカ・コーラボトラーズジャパン株式会社」に変更

東京都港区芝浦二丁目15番6号
東京コカ・コーラボトリング株式会社
代表取締役社長 高梨 圭二

資料 11-003 防災情報等の提供に関する協定細目

「防災情報等の提供に関する協定書」（以下「協定書」という。）第8条に基づく細目は、つぎのとおりとする。

（業務の詳細）

第1条 甲および乙は、つぎの防災情報等を提供することができる。

ア 甲が提供する情報

災害対策情報、一般防災情報、公共施設の行事案内、行政情報等（全機器）

イ 乙が提供する情報

時事通信社が提供するニュース速報（全機器）

機器設置店舗および設置商店街等のピーアール情報（個別機器）

（連絡調整者）

第2条 協定書第4条に定める連絡調整は、つぎの者が行う。

ア 甲の指定する者 練馬区総務部防災課長

イ 乙の指定する者 東京コカ・コーラボトリング株式会社

営業本部 法人事業部 法人営業第一課長

（協 力）

第3条 協定書第5条に定める協力は、当分の間つぎのとおりとする。

ア 甲が乙に対して提供する施設設備その他

甲が設けている公の施設の飲料自動販売機設置場所のうち、提供可能な部分

ただし、提供の方式は他の同種の飲料自動販売機の例による。

イ 乙が甲に対して提供する施設設備その他

甲が防災情報等を発信するために必要な情報機器（ソフトウェアを含む）等一式。

乙は、この情報機器を無償で貸与する。

甲と乙は、本協定細目を2通作成し、それぞれ記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

平成13年4月27日

甲 練馬区豊玉北六丁目12番1号

練馬区長 岩波 三郎

乙 東京都港区芝浦二丁目15番6号

東京コカ・コーラボトリング株式会社

代表取締役社長 高梨 圭二

※ 第2条「練馬区総務部防災課長」は令和6年3月現在「練馬区危機管理室防災計画課長」の職にある者とする

資料 11-004 防災情報等の提供に関する協定書

防災情報の提供に関し、練馬区を「甲」とし、サントリーフーズ株式会社を「乙」とし、甲乙間において、つぎのとおり協定を締結する。

(趣旨)

第1条 この協定は、練馬区内での清涼飲料水自動販売機を利用した防災情報等の提供業務の甲乙相互の役割と運用について、必要な事項を定めるものとする。

(防災情報等の内容)

第2条 この協定書において「防災情報等」とは、災害対策情報、一般防災情報、公共施設の事業案内、行政情報等の文字による情報をさす。

(提供業務の内容)

第3条 この協定書において「提供業務」とは、甲が行う練馬区民に向けた防災情報等の提供を行う業務をさし、具体的には次の事項をいう。

- ア 乙が設置する清涼飲料水自動販売機を利用した防災情報等の提供
- イ 甲が設置する表示器等を利用した防災情報等の提供
- ウ 聴覚障害者等へのクイックキャストを利用した防災情報等の提供
- エ ア、イ、ウに伴い必要となる業務

(乙の責務)

第4条 乙は、提供業務のうち前条アに定める清涼飲料水自動販売機を利用した防災情報等の提供業務で甲に協力する。具体的には、乙所有の清涼飲料水自動販売機本体に接続された電光表示板(LED)での防災情報等の電光表示をさし、乙は、甲が甲の発信端末を利用し自由に防災情報等の電光表示を行うことを認め、電光表示に必要な機材がある場合はこれを無償にて甲に提供する。

なお、甲が利用しない間の電光表示板には、乙が自らの負担において時事通信社が提供するニュース速報の電光表示を行う。

(甲の責務)

第5条 甲は、防災情報等の提供業務実施のため、甲が設けている施設等のうち、清涼飲料水自動販売機設置場所を可能な限り乙に対して提供する。

ただし、提供の方法は、他の同種の清涼飲料水自動販売機と同様とする。

(双方の義務)

第6条 甲および乙は、この協定に定めた事項に関して、特別な理由がない限り、これを拒んではならない。

(連絡調整)

第7条 この協力に関わる連絡調整については、甲および乙がそれぞれ指定する次の者が行う。

甲が指定する者：練馬区総務部防災課長

乙が指定する者：サントリーフーズ株式会社自販機部長

(損害賠償)

第8条 この協定における提供業務実施において損害が生じた場合、法令により損害を賠償すべき事項を除き、甲および乙は、互いに求償しない。

(協定期間および更新)

第9条 この協定の有効期間は、平成13年4月1日から平成14年3月31日までとする。

前項の期間満了の日の3か月前までに、甲または乙のいずれからもこの協定の解除または改定する意思表示がないときは、更に1年間有効期間を延長するものとし、以後この例による。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項およびこの協定の解釈に疑義が生じたときは、甲乙協議のうえ決定する。

甲と乙は、本協定書を2通作成し、それぞれ記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

平成13年3月30日

甲 練馬区豊玉北六丁目12番1号
練馬区長 岩波 三郎

乙 東京都渋谷区千駄ヶ谷五丁目33番8号
サントリーフーズ株式会社
代表取締役社長 木下 毅

※ 第7条「練馬区総務部防災課長」は令和6年3月現在「練馬区危機管理室防災計画課長」の職にある者とする

資料 11-005 防災情報等の提供に関する協定書

防災情報等の提供に関し、練馬区を「甲」とし、株式会社ユウシステムを「乙」とし、甲乙間において、つぎのとおり協定を締結する。

(趣旨)

第1条 この協定は、練馬区内での自動証明写真装置を利用した防災情報等の提供を行う業務その他について、必要な事項を定める。

(業務の内容)

第2条 業務の内容は、つぎの事項とする。

- ア 乙が設置する自動証明写真装置を利用した防災情報等の提供
- イ 甲が設置する表示器等を利用した防災情報等の提供
- ウ 聴覚障害者等へのクイックキャストを利用した防災情報等の提供
- エ ア、イ、ウに伴う、その他必要な業務に関する事。

(双方の義務)

第3条 甲および乙は、この協定に定めた事項に関して、特別な理由がない限り、これを拒んではならない。

(連絡調整)

第4条 この協定に関わる連絡調整については、甲の指定する者と乙とが行う。

(協力)

第5条 甲および乙は、この業務に互いに必要とする施設設備その他を、可能な限り提供しあうものとする。

(損害賠償)

第6条 この協定に基づく業務については、甲および乙は、法令により損害を賠償すべき事項を除き、互いに求償しない。

(協定期間および更新)

第7条 この協定の有効期間は、平成13年4月1日から平成14年3月31日までとする。

2 前項の期間満了の日の3か月前までに、甲または乙のいずれからこの協定の解除または改定する意思表示のないときは、更に1年間有効期間を延長するものとし、以後この例による。

(細目)

第8条 この協定の実施に関する細目は、別途定める。

(協議)

第9条 この協定および実施に関する細目に定めのない事項ならびにこの協定および実施に関する細目の解釈について疑義が生じたときは、甲乙協議のうえ決定する。

甲と乙は、本協定書を2通作成し、それぞれ記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

平成13年3月30日

甲 練馬区豊玉北六丁目12番1号
練馬区長 岩波 三郎

乙 東京都三鷹市野崎四丁目3番44号
株式会社 ユウシステム
代表取締役 吉見 祐次

※ 「株式会社ユウシステム」は「株式会社ユウスタイル」に名称変更

資料 11-006 防災情報等の提供に関する協定細目

「防災情報等の提供に関する協定書」（以下「協定書」という。）第8条に基づく細目は、つぎのとおりとする。

（業務の詳細）

第1条 甲および乙は、つぎの防災情報等を提供することができる。

ア 甲が提供する情報

災害対策情報、一般防災情報、公共施設の行事案内、行政情報等（全機器）

イ 乙が提供する情報

時事通信社が提供するニュース速報（全機器）

自動証明写真装置、機器設置店舗および設置商店街等のピーアール情報（個別情報）

（連絡調整者）

第2条 協定書第4条に定める連絡調整は、つぎの者が行う。

ア 甲の指定する者 練馬区総務部防災課長

（協 力）

第3条 協定書第5条に定める協力は、当分の間つぎの通りとする。

ア 甲が乙に対して提供する施設設備その他

甲が設けている公の施設のうち、提供可能な部分

ただし、提供の方式は他の同種の自動販売機の例による。

甲と乙は、本協定書細目を2通作成し、それぞれ記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

平成13年3月30日

甲 練馬区豊玉北六丁目12番1号
練馬区長 岩波 三郎

乙 東京都三鷹市野崎四丁目3番44号
株式会社 ユウシステム
代表取締役 吉見 祐次

※ 第2条「練馬区総務部防災課長」は令和6年3月現在「練馬区危機管理室危防災計画課長」の職にある者とする

※ 「株式会社ユウシステム」は「株式会社ユウスタイル」に名称変更

資料 11-007 災害情報支援に関する協定書

練馬区（以下「甲」という。）と株式会社レスキューナウ（以下「乙」という。）とは、練馬区内の地震、風水害、火災その他の災害および事故等（以下「災害等」という。）の情報支援に関し、つぎのとおり協定を締結する。なお、平成14年5月30日付け甲乙間で締結した災害情報支援に関する協定書については、本協定書の締結をもって失効する。

（目的）

第1条 この協定は、甲および乙がそれぞれ地域における各々の役割と使命に基づき、平時から災害等の情報を迅速に収集し区民等に速やかに提供し適切に伝えるように相互に協力することを目的とする。

（支援内容）

第2条 甲および乙は、災害等が発生し、または発生するおそれのある場合には、つぎの各号について相互に協力し、または協力を要請することができる。ただし、乙はこれらの業務に伴って、乙が知りえた個人情報等を第三者に提供してはならない。

- (1) 乙が所有する人員および設備等を提供すること。
- (2) 被災区民の避難先および被災状況の情報を提供すること。
- (3) その他前各号に定めた関連事項で、可能なものについて協力すること。

2 前項の要請は、要請事項を明らかにし、口頭、電話等により要請を行い、後日速やかに文書を提出するものとする。

（手続）

第3条 甲および乙は、前条の規定による要請を受けたときは、その緊急性に配慮して、可能な範囲内においてこれに協力する。

（連絡責任者）

第4条 災害等の情報の支援が確実・円滑に実施できるように甲および乙はそれぞれ連絡責任者を定め、相互に届けておくことにする。

（費用算出）

第5条 第2条に規定する協力要請に対して、協力したものが要した経費については適正な方法により算出した金額を、協力を要請したものが負担する。

- 2 前項の負担につき疑義が生じたときは、甲および乙が協議し、負担すべき額を決定する。
- 3 経費は年度ごとに甲および乙が協議して決定し、別紙に明記する。
- 4 甲が行う防災訓練への参加は、前各項によらず原則無償とする。

（有効期間）

第6条 この協定の締結期間は、協定締結の日から平成27年3月31日までとする。ただし、期間満了の3か月前までに、甲および乙から書面による解約の申し出がないときは、さらに1年間延長したものとみなし、以後この例による。

（協議）

第7条 この協定に定めのない事項およびこの協定に関して疑義が生じた場合は、甲および乙が協議し決定する。

この協定の有効締結の証とするため本書を2通作成し、甲・乙双方記名押印の上各1通を保有する。

平成26年3月17日

甲 東京都練馬区豊玉北六丁目12番1号
練馬区長職務代理者
練馬区副区長 琴尾隆明
乙 東京都品川区西五反田七丁目20番9号
KDX西五反田ビル1階
株式会社レスキューナウ
代表取締役 高橋伸郎

資料 11-008 防災情報等の提供に関する協定書

防災情報等の提供に関し、練馬区を「甲」とし、株式会社ワールド・アメニティーを「乙」とし、甲乙間において、つぎのとおり協定を締結する。

(趣 旨)

第1条 この協定は、練馬区内での自動証明写真装置を利用した防災情報等の提供を行う業務その他について、必要な事項を定める。

(業務の内容)

第2条 業務の内容は、つぎの事項とする。

- (1) 乙が設置する自動証明写真装置を利用した防災情報等の提供
- (2) 甲が設置する表示器等を利用した防災情報等の提供
- (3) 情報表示板等を利用した聴覚障害者等への防災情報等の提供
- (4) 第1号から第3号までに伴う、その他必要な業務に関すること。

(双方の義務)

第3条 甲および乙は、この協定に定めた事項に関して、特別な理由がない限り、これを拒んではならない。

(連絡調整)

第4条 この協定にかかわる連絡調整については、甲の指定する者と乙が行う。

(協 力)

第5条 甲および乙は、この業務に互いに必要とする施設設備その他を、可能な限り提供しあうものとする。

(損害賠償)

第6条 甲および乙は、この協定に基づく業務については、法令により損害を賠償すべき事項を除き、互いに求償しない。

(協定期間および更新)

第7条 この協定の有効期間は、平成16年5月10日から平成17年3月31日までとする。

2 前項の期間満了の日の3か月前までに、甲または乙のいずれからこの協定を解除し、または改正する意思表示のないときは、さらに1年間有効期間を延長するものとし、以後この例による。

(細 目)

第8条 この協定の実施に関する細目は、別に定める。

(協 議)

第9条 この協定および実施に関する細目に定めのない事項ならびにこの協定および実施に関する細目の解釈について疑義が生じたときは、甲乙協議のうえ決定する。

甲と乙は、本協定書を2通作成し、それぞれ記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

平成16年5月10日

甲 練馬区豊玉北六丁目12番1号
練馬区長 志村 豊志郎

乙 東京都板橋区大山金井町39番1-102号
株式会社 ワールド・アメニティー
代表取締役 宍戸 光

資料 11-009 防災情報等の提供に関する協定細目

防災情報等の提供に関する協定書（以下「協定書」という。）第8条に基づく細目は、つぎのとおりとする。

（業務の詳細）

第1条 甲および乙は、つぎの防災情報等を提供することができる。

(1) 甲が提供する情報

災害対策情報、一般防災情報、公共施設の行事案内、行政情報等（全機器）

(2) 乙が提供する情報

ア 以下の報道機関のいずれか、または全部が提供するニュース（全機器）

・読売新聞社

・時事通信社

・薬事日報社

・共同通信社

イ 自動証明写真装置、機器設置店舗および設置商店街等のピーアール情報（個別情報）

（連絡調整者）

第2条 協定書第4条に定める甲の指定する者は、つぎのとおりとする。

甲の指定する者 練馬区危機管理室防災課長

（協 力）

第1条 協定書第5条に定める協力は、当分の間つぎのとおりとする。

甲が乙に対して提供する施設設備その他

甲が設けている公の施設のうち、提供可能な部分で自動証明写真装置を設置するために必要な面積に限る。ただし、提供の方式は他の自動販売機の例による。

甲と乙は、本協定書細目を2通作成し、それぞれ記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

平成16年5月10日

甲 練馬区豊玉北六丁目12番1号
練馬区長 志村 豊志郎

乙 東京都板橋区大山金井町39番1-102号
株式会社 ワールド・アメニティー
代表取締役 宍戸 光

※ 第2条「練馬区危機管理室防災課長」は令和6年3月現在「練馬区危機管理室防災計画課長」の職にある者とする

資料 11-010 防災情報等の提供に関する協定書

防災情報等の提供に関して、練馬区を甲とし、アサヒビバレッジサービス株式会社を乙とし、甲乙間においてつぎのとおり協定を締結する。

(趣旨)

第1条 この協定は、練馬区内での飲料自動販売機（以下「自販機」という。）を利用した防災情報等の提供その他について、必要な事項を定める。

(協力)

第2条 乙は、この協定による協力要請を受けた場合は、協定の内容に従って、可能な限り協力に努めるものとする。また甲および乙は、この業務に互いに必要とする施設設備その他を、可能な限り提供しあうものとする。

(協力の内容)

第3条 協力の内容は、つぎの事項とする。

- (1) 乙が設置する自販機内の情報表示板を利用した防災情報等の提供
- (2) その他、甲乙協議のうえ、必要と認めた協力に関すること

(双方の義務)

第4条 甲および乙は、この協定に定めた事項に関して、特別な理由がない限り、これを拒んではならない。

(連絡調整)

第5条 この協定に関わる連絡調整は、甲の指定する者と乙の指定する者とが行う。

(損害賠償)

第6条 この協定に基づく協力内容については、甲および乙は、法令により損害を賠償すべき事項を除き、互いに求償しない。

(協定期間および更新)

第7条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とし、甲乙いずれかから協定解消の申し出がない限り、同一内容をもって継続するものとする。

2 前項の協定解消の申し出は、1箇月前までに相手方にするものとする。

(細目)

第8条 この協定の実施に関する細目は、別途定める。

(協議)

第9条 この協定および実施に関する細目に定めのない事項ならびにこの協定および協定の実施に関する細目の解釈について疑義が生じたときは、甲乙協議のうえ決定する。

甲と乙は、本協定書を2通作成し、それぞれ記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成17年3月28日

甲 練馬区豊玉北六丁目12番1号
練馬区長 志村 豊志郎

乙 東京都墨田区吾妻橋一丁目23番地1号
アサヒビバレッジサービス株式会社
代表取締役 小路 明善

※ 「アサヒビバレッジサービス株式会社」は「アサヒ飲料販売株式会社」に名称変更

資料 11-011 防災情報等の提供に関する協定細目

「防災情報等の提供に関する協定書」（以下「協定書」という。）第 8 条に基づく細目は、つぎのとおりとする。

（協力内容の詳細）

第 1 条 甲および乙は、つぎの防災情報等を提供することができる。

(1) 甲が提供する情報

災害対策情報、一般防災情報、公共施設の行事案内および行政情報（全機器）

(2) 乙が提供する情報

ア読売新聞社が提供するニュース速報（全機器）

イ機器設置店舗および設置商店街等の P R 情報（全機器）

（協力）

第 2 条 協定書第 2 条に定める協力は、つぎの通りとする。

(1) 甲が乙に対して提供する施設設備その他

甲が設けている公の施設の飲料自動販売機（以下「自販機」という。）設置場所のうち、提供可能な部分。ただし、提供の方法は他の同種の自販機の例による。

(2) 乙が甲に対して提供する施設設備その他

甲が防災情報等を発信するために必要な情報機器（ソフトウェアを含む。）等一式。

乙は、この情報機器を無償で貸与する。

（連絡調整者）

第 3 条 協定書第 5 条に定める連絡調整は、つぎの者が行う。

(1) 甲の指定する者 練馬区危機管理室防災課長

(2) 乙の指定する者 アサヒビバレッジサービス株式会社杉並支店長

甲と乙は、本協定細目を 2 通作成し、それぞれ記名押印のうえ、各 1 通を保有する。

平成 17 年 3 月 28 日

甲 練馬区豊玉北六丁目 1 2 番 1 号
練馬区長 志村 豊志郎

乙 東京都墨田区吾妻橋一丁目 2 3 番地 1 号
アサヒビバレッジサービス株式会社
代表取締役 小路 明善

※ 第 3 条「練馬区危機管理室防災課長」は令和 6 年 3 月現在「練馬区危機管理室防災計画課長」の職にある者とする

※ 「アサヒビバレッジサービス株式会社」は「アサヒ飲料販売株式会社」に名称変更

資料 11-012 災害時における情報の提供および収集に関する協定書

災害時における情報の提供および収集に関し、練馬区を「甲」とし、練馬区新聞販売同業組合を「乙」とし、甲乙間において、つぎのとおり協定を締結する。

(趣旨)

第1条 この協定は、災害および災害に準じる緊急事態が発生し、または発生するおそれがある場合において、甲が設置する練馬区災害対策本部が発行する臨時広報紙（以下「臨時広報紙」という。）の配布等による情報の提供および災害情報等の収集に対する乙の協力に関し、必要な事項を定める。

(協力の要請)

第2条 甲は、この協定に基づく協力について、乙に対し、臨時広報紙の発行部数、開設された避難拠点の場所その他必要な事項を明らかにして要請するものとする。

(協力)

第3条 乙は、前条の規定による協力の要請を受けた場合は、可能な限り協力を努めるものとする。

2 甲および乙は、この協定に基づく協力について、互いに必要とする設備等を可能な限り提供しあうものとする。

(協力の内容)

第4条 乙の協力内容は、つぎのとおりとする。

- (1) 乙の組合員の店頭で臨時広報紙を掲示および配布すること。
- (2) 開設された避難拠点に臨時広報紙を配布すること。
- (3) 開設された避難拠点に乙の組合員が販売する新聞を提供すること。
- (4) 前3号の業務中に乙が収集した被災者および建物・道路等の被害に関する情報を甲に提供すること。

(連絡調整)

第5条 この協定にかかわる連絡調整は、甲の指定する者と乙の指定する者とが行う。

(費用負担)

第6条 この協定に基づく業務にかかる費用負担については、甲乙協議のうえ決定する。

(損害賠償)

第7条 甲および乙は、この協定に基づく業務について、法令により損害を賠償すべき事項を除き、互いに求償しない。

(損害補償)

第8条 この協定に基づく業務に従事した乙の組合員が、当該業務により負傷もしくは疾病にかかりまたは死亡した場合で、かつ、他の法令により補償を受けることができない場合は、甲は練馬区災害応急措置業務従事者および水防従事者に対する損害補償に関する条例（昭和63年3月練馬区条例第11号）の規定に基づき、損害補償を行う。

(協定期間および更新)

第9条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成26年3月31日までとする。

2 前項の期間満了の3か月前までに、甲または乙のいずれからもこの協定の解除または変更する意思表示がないときは、更に1年間有効期間を延長するものとし、以後同様とする。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項およびこの協定の解釈について疑義が生じたときは、甲乙協議のうえ決定する。

甲および乙は、この協定を証するため、本協定書を2通作成し、それぞれ記名押印のうえ各1通を保有する。

平成26年 1 月30日

甲 練馬区豊玉北六丁目12番 1 号
練馬区長 志 村 豊 志 郎

乙 練馬区春日町六丁目 1 番 5 号
練馬区新聞販売同業組合
組合長 阿 部 正 身

資料 11-013 「災害時における情報の提供および収集に関する協定」に関する覚書

練馬区（以下「甲」という。）と練馬区新聞販売同業組合（以下「乙」という。）は、平成 26 年 1 月 30 日に締結した「災害時における情報の提供および収集に関する協定書」（以下「協定書」という。）の規定に基づく連携協力等に関し、つぎの条項について覚書を交換する。

（臨時広報紙の配布）

第 1 条 協定書第 4 条第 1 号および第 2 号の規定による臨時広報紙の配布は、甲が必要とする部数を揃え、次条第 2 号に規定する者が指定する組合員を通じて行うものとする。ただし、甲は、必要とする部数を揃えることができない場合は、協定書第 3 条第 2 項の規定に基づき、乙に対し、必要とする設備等の提供を要請することができる。

（連絡調整者）

第 2 条 協定書第 5 条に定める連絡調整は、つぎの者が行う。

- (1) 甲の指定する者 練馬区区長室広聴広報課長
- (2) 乙の指定する者 練馬区新聞販売同業組合組合長

2 前項第 2 号に規定する者に事故等があった場合は、つぎの各号のいずれかに掲げる者が連絡調整を行う。

- (1) 練馬区新聞販売同業組合幹事
- (2) 乙の指定する者が事前に指定する者

（組合員名簿の提出）

第 3 条 乙は、協定書の締結時および協定書第 9 条第 2 項に定める協定期間の更新時に、前条で指定する者を明らかにした組合員の名簿を提出するものとする。

（費用負担等）

第 4 条 協定書第 4 条に定める協力の内容について、災害対策本部が設置される間、乙は原則として無償で協力するものとする。ただし、災害対策本部の設置が 1 年を超える等長期に渡ることが見込まれる場合は、協力期間および費用の額について改めて甲乙協議のうえ決定するものとし、当該協議により決定した費用については、甲が負担するものとする。

甲および乙は、この覚書を証するため、本覚書を 2 通作成し、それぞれ記名押印のうえ各 1 通を保有する。

平成 26 年 1 月 30 日

甲 練馬区豊玉北六丁目 12 番 1 号
練馬区長 志村 豊志郎

乙 練馬区春日町六丁目 1 番 5 号
練馬区新聞販売同業組合
組合長 阿部 正身

資料 11-014 災害に係る情報発信等に関する協定

災害に係る情報発信等に関して、練馬区を甲、ヤフー株式会社を乙とし、甲および乙間において、つぎの条項により協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（本協定の目的）

第 1 条 本協定は、練馬区内の地震、津波、台風、豪雨、洪水、暴風その他の災害に備え、甲が練馬区民等に対して必要な情報を迅速に提供し、かつ、甲の行政機能の低下を軽減させるため、甲と乙が互いに協力して様々な取組を行うことを目的とする。

（本協定における取組み）

第 2 条 本協定における取組みの内容はつぎのとおりとする。

- (1) 乙が、甲の運営するホームページの災害時におけるアクセス負荷の軽減を目的として、甲の運営するホームページのキャッシュサイトを乙が運営するサービス上に掲載し、一般の閲覧に供すること。
 - (2) 甲が、練馬区内の避難所等の防災情報を乙に提供し、乙が、これらの情報を平常時から乙が運営するサービス上に掲載する等一般に広く周知すること。
 - (3) 甲が、練馬区内の避難勧告、避難指示等の緊急情報を乙に提供し、乙が、これらの情報を乙が運営するサービス上に掲載する等一般に広く周知すること。
 - (4) 甲が、災害発生時の練馬区内の被害状況、ライフラインに関する情報および避難所におけるボランティア受入れ情報を乙に提供し、乙が、これらの情報を乙が運営するサービス上に掲載する等一般に広く周知すること。
 - (5) 甲が、練馬区内の避難所等における必要救援物資に関する情報を乙に提供し、乙が、この必要救援物資に関する情報を乙が運営するサービス上に掲載する等一般に広く周知すること。
- 2 前項各号の取組の具体的な内容および方法については、災害の状況等を考慮し、甲および乙両者の協議により決定するものとする。
- 3 甲および乙は、第 1 項各号の事項が円滑になされるよう、連絡先および担当者名を相手方に連絡するものとする。
- 4 甲および乙は、第 1 項各号に記載のない事項について取り組む場合は、別途協議を行うこととする。

（費用）

第 3 条 前条の規定に基づくそれぞれの対応にかかる経費は、各自が負担するものとする。

（情報の周知）

第 4 条 乙は、甲から提供を受ける情報について、甲が特段の留保を付さない限り、本協定の目的を達成するため、乙が適切と判断する方法（乙の提携先への提供および乙が運営するサービス以外への掲載等を含む。）により、一般に広く周知することができる。ただし、乙は、本協定の目的以外のために利用してはならないものとする。

（本協定の公表）

第 5 条 本協定締結の事実および本協定の内容を公表する場合、甲および乙は、その時期、方法および内容について、両者で別途協議のうえ、決定するものとする。

(本協定の期間)

第6条 本協定の有効期間は、本協定締結日から1年間とし、期間満了前までにいずれかの当事者から他の当事者に対し期間満了によって本協定を終了する旨の書面による通知がなされない限り、本協定はさらに1年間自動的に更新されるものとし、以後も同様とする。

(協議)

第7条 本協定に定めのない事項および本協定に関して疑義が生じた事項については、甲および乙は、誠実に協議して解決を図る。

甲および乙は本書を2部作成し、それぞれ記名押印の上、その1部を保有する。

平成25年1月15日

東京都練馬区豊玉北六丁目12番1号

甲 練馬区

練馬区長 志 村 豊 志 郎

東京都港区赤坂九丁目7番1号

乙 ヤフー株式会社

代表取締役社長 宮 坂 学

※ 「ヤフー株式会社」は「LINE ヤフー株式会社」に名称変更

資料 11-015 臨時災害放送局の開設および運営に関する協定

臨時災害放送局（以下「放送局」という。）の開設および運営に関して、練馬区（以下「甲」という。）、株式会社ジェイコム東京（以下「乙」という。）、一般社団法人練馬放送（以下「丙」という。）および日本大学芸術学部（以下「丁」という。）の間において、つぎのとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、大規模な災害の発生により、甲が放送局の開設が必要と判断した際に、甲、乙、丙および丁が協力して運営していくことを目的とする。

（放送局の設置場所等）

第2条 放送局は、練馬区役所本庁舎7階広報フロアに開設し、電波は練馬区役所本庁舎屋上アンテナ塔から出力する。

（役割および協力連携）

第3条 放送局の開設および運営にあたって、甲、乙、丙および丁はつぎの基本的役割を分担するとともに、相互に協力連携する。

- (1) 甲は、開設および運営に係る国等の関係機関との連絡調整、被災状況、ライフラインの状況等のとりまとめおよび区民等へのアナウンスならびにホームページ、臨時区報等を活用した放送局に関する周知を行う。
- (2) 乙は、ケーブルテレビを利用した放送局に関する平常時からの広報および放送局開設時の周知に努めるものとする。
- (3) 丙は、ラジオ番組等を利用した放送局に関する平常時からの広報および放送局開設時の周知を行うほか、開設および運営に必要な第2級陸上無線技術士の派遣、被災状況、ライフラインの状況等の区民等へのアナウンス、放送局の番組編成ならびに放送局の運営に関する活動支援を行う。
- (4) 丁は、放送局開設時に被災状況、ライフラインの状況等の区民等へのアナウンス、放送局の番組編成ならびに放送局の運営に関する活動支援を行う。

（費用負担）

第4条 甲は乙、丙および丁に対し、乙、丙および丁が放送局の開設および運営において発生した費用について、協議し合意した額を支払うものとする。

（訓練）

第5条 甲、乙、丙および丁は、この協定が災害時に有効に機能するよう、平常時において相互に情報交換するとともに、災害時に効率的な放送局の開設および運営ができるよう相互に協力して定期的に訓練を実施するものとする。

（詳細）

第6条 放送局の開設にあたっての参集方法、開設方法等の詳細な事項については、別途「練馬区臨時災害放送局開設マニュアル」を作成し、定めることとする。

（協定の期間）

第7条 この協定の期間は、協定締結の日から当該協定締結日が属する年度の末日までとする。ただし、期間満了の日の3箇月前までに甲、乙、丙および丁いずれからも申出のないときは、1年間延長されたものとみなし、以後も同様とする。

（協議）

第8条 この協定に定めのない事項およびこの協定に関して疑義が生じた事項については、甲、乙、丙および丁協議の上決定する。

甲、乙、丙および丁は、本協定書を4通作成し、それぞれ記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成30年6月22日

東京都練馬区豊玉北六丁目 12 番 1 号
甲 練馬区
練馬区長 前川 耀 男

東京都練馬区高野台五丁目 22 番 1 号
乙 株式会社ジェイコム東京
代表取締役 國分 孝 夫

東京都練馬区北町八丁目 12 番 14 号
丙 一般社団法人練馬放送
代表理事 宅 美 健太郎

東京都練馬区旭丘二丁目 42 番 1 号
丁 日本大学芸術学部
学部長 木村 政 司

※ 「一般社団法人練馬放送」は「株式会社練馬放送」に事業継承

資料 11-016 災害時における情報提供等に関する協定書

練馬区（以下「甲」という。）と一般社団法人練馬区ドローン協会（以下「乙」という。）とは、災害時における情報提供等に関して、つぎのとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、練馬区の区域内において災害時（災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害が発生し、または発生するおそれがある場合をいう。以下同じ。）に、甲が防災機関と行う被害情報の収集等の応急対策業務（以下「応急対策業務」という。）についての乙の協力に関し、必要な事項を定める。

（協力の要請）

第2条 甲は、災害時に応急対策業務を実施するときは、乙に対し必要な協力を要請することができる。

2 乙は、前項の規定による要請を受けたときは、可能な限り甲に協力するものとする。

（協力の内容）

第3条 前条第1項に規定する協力の内容は、航空法（昭和27年法律第231号）第2条第22項に規定する無人航空機（以下「無人航空機」という。）を用いて行う、つぎに掲げる業務（以下「協力業務」という。）とする。

(1) 被害状況等の情報を映像等により収集し、および必要に応じてその収集した映像等を編集し、甲に提供すること。

(2) 前号に掲げるもののほか、甲が特に必要と認める業務に従事すること。

2 協力業務における無人航空機の操縦に関しては、乙は無人航空機の操縦に係る資格を有する者に行わせるものとする。

（連絡体制等）

第4条 甲および乙は、第2条の規定による要請等を円滑に行うため、毎年度1回、連絡責任者および連絡手段を相互に通知するものとする。

2 前項の規定により通知した連絡責任者等に変更があった場合は、当該内容を速やかに相手方に通知するものとする。

3 乙は、第1項の規定により甲に通知するときは、併せてつぎに掲げる事項を報告するものとする。

(1) 協力業務に使用し得る無人航空機の種別および機体認証書番号

(2) 協力業務に従事し得る無人航空機の操縦士の氏名および操縦に係る資格

4 乙は、前項の規定により報告した無人航空機の種別等に変更があった場合は、速やかに甲に報告するものとする。

（要請の方法）

第5条 第2条第1項の規定による要請は、要請書（別記様式）により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話等により要請し、その後速やかに当該要請書を乙に提出するものとする。

（報告）

第6条 乙は、第2条第1項の規定による要請に応じ、甲に協力したときは、甲に対し、遅滞なく、つぎに掲げる事項を報告するものとする。

(1) 協力業務に使用した無人航空機の種別および機体認証書番号

(2) 協力業務に係る無人航空機の操縦士の氏名および操縦に係る資格

(3) 被災状況等を収集した日時および場所

(4) 協力業務において知り得た甲の災害対応業務に必要な情報

(5) 前各号に掲げるもののほか、甲が必要と認める事項

（費用負担）

第7条 乙が協力業務の実施に要した費用は、原則、甲が負担する。

（映像等の所有権）

第8条 協力業務により収集等をした映像、画像等の所有権は、甲に帰属するものとする。

(著作権の譲渡)

第9条 乙は、協力業務により甲に提供した映像等に関する著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第17条に規定する著作権をいう。）を甲に譲渡する。

2 乙は、甲または甲が指定する第三者に対し、著作者人格権（著作権法第17条第1項に規定する著作者人格権をいう。）を行使しないものとする。

(損害補償)

第10条 この協定に基づき協力業務に従事した乙の従事者が、当該協力業務により負傷し、もしくは疾病にかかり、または死亡した場合で、かつ、他の法令その他により補償を受けることができない場合は、甲は練馬区災害応急措置業務従事者および水防従事者に対する損害補償に関する条例（昭和63年3月練馬区条例第11号）の規定に基づき、損害補償を行う。

2 甲または乙が、協力業務の実施に当たって、各々の責めに帰すべき事由により甲または乙もしくは第三者に損害を与えたときは、その賠償の責任を負うものとする。

3 乙は、協力業務の実施に当たり、必要な損害賠償保険等に参加している無人航空機を使用するものとする。

4 乙の保有する無人航空機が協力業務中に破損、紛失した等の損害が生じた場合は、乙の加入する機体保険等により対応することとする。

(訓練への参加)

第11条 乙は、甲が実施し、または後援する訓練に参加するよう努めるものとする。この場合において、当該訓練への参加に要する経費等は、乙の負担とする。

(協定期間および更新)

第12条 この協定の有効期間は、協定締結の日から令和7年3月31日までとする。

2 前項に規定する協定期間の満了日の3か月前までに、甲または乙のいずれからもこの協定を解除し、または変更する意思表示がないときは、更に1年間有効期間を延長するものとし、以後同様とする。

(協議)

第13条 この協定に定めのない事項およびこの協定の解釈について疑義が生じた事項については、甲乙協議の上決定する。

この協定の締結を証するため、本協定書を2通作成し、甲、乙記名押印の上、各自1通を保管する。

令和6年2月29日

甲 練馬区豊玉北六丁目12番1号
練馬区

練馬区長 前川 燿男

乙 練馬区高松三丁目24番25号
一般社団法人練馬区ドローン協会

代表理事 本橋 誠司

資料 12-001 災害時における物流業務等の協力に関する協定書

災害時における物流業務等に関し、練馬区（以下「甲」という。）と一般社団法人東京都トラック協会練馬支部（以下「乙」という。）との間において、つぎのとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時において、甲が乙に対して協力を要請する物流業務等を円滑に実施するため、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この協定において、つぎの各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 災害時 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害が発生した場合その他同号に規定する災害に準ずるものとして区長が認めた場合をいう。
- (2) 物資等 備蓄物資、救援物資および資器材等をいう。
- (3) 物資輸送拠点 練馬区地域防災計画に定める地域内輸送拠点、救援物資集積所、備蓄倉庫のほか、災害時において区長が指定する施設をいう。
- (4) 練馬区災害時物流コーディネーター 災害時に乙が練馬区災害対策本部（以下「災害対策本部」という。）へ派遣する、物流業務に関する実務の見識や経験を有する物流専門家をいう。
- (5) 物流業務等 つぎに掲げる業務をいう。
 - ア 物資等の輸送
 - イ 物資等の保管
 - ウ 物資輸送拠点における物資等の受入れ、荷役、仕分け、一時保管、出庫等
 - エ 物流業務に必要な車両、施設、荷役機械または資機材等の供給
 - オ 練馬区災害時物流コーディネーター（以下「コーディネーター」という。）の派遣
 - カ アからオまでに掲げる業務のほか、区長が必要と認める業務
- (6) 災害時供給車両 乙の会員が所有する車両であって、災害時にこの協定に基づき甲に供給することが可能な車両をいう。

（協力の要請）

第3条 甲は、乙の協力が必要なときは、乙に対して原則文書により協力を要請するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、災害時においては、甲の指定する区の運営責任者（総務部経理用地課長の職にある者をいう。）がコーディネーターに対して、口頭により協力を要請した後、速やかに文書を交付するものとする。

（コーディネーター）

第4条 乙は、平常時において、乙の会員たる事業者の中からコーディネーターを指名し、文書その他適当な方法により甲に報告するものとする。

2 コーディネーターは、練馬区の区域内で震度5弱以上の地震が発生したときは、速やかに災害対策本部等、あらかじめ甲および乙で協議して指定した場所に出動するものとする。

3 前項の規定にかかわらず、コーディネーターは、自己に重大な事故等が発生したため災害対策本部に出動できないときは、速やかに運営責任者に連絡し、その後の対応については甲および乙間で協議するものとする。

4 コーディネーターは、つぎの職務を行う。

- (1) 物流業務全般に関する助言および調整
- (2) 物資等の輸送ルート策定の立案、輸送手段の確保および調整その他輸送に関する助言および調整
- (3) 物資等の保管に関する助言および調整
- (4) 物資輸送拠点および備蓄倉庫の設置、運営ならびに物資等の保管場所の確保に関する助言および調整
- (5) 物資等の配分計画の立案および在庫管理に関する助言および調整
- (6) 前各号に掲げるもののほか、区長が必要と認めること。

（平常時の連携等）

第4条の2 甲および乙は、平常時から備蓄倉庫の物資等の保管および配備に係る業務について連携して取り組むものとする。

2 乙は、甲が実施する防災訓練等へ積極的に参加するよう努めるものとする。

3 第1項に規定する業務の履行に当たっては、甲および乙との間で別途委託契約を締結する。

4 前項の契約に係る金額は、甲乙協議の上、別に定める。

(報告等)

第5条 乙は、第3条の規定による甲からの要請に応じたときは、必要に応じ、甲に対してつぎに掲げる事項を報告するものとする。

(1) 物資等の輸送に従事した事業者名、車両数、車種および人員数

(2) 物資等の輸送の期間、輸送区間および走行距離

(3) 輸送した物資等の品目、内容および数量

(4) コーディネーターが災害対策本部に従事した期間および人員数

(5) 前各号に掲げるもののほか、区長が必要と認めること。

2 甲および乙は、災害時において各々が知り得た災害に関する情報を相互に提供するものとする。

(費用負担等)

第6条 第3条の規定による協力の要請により物流業務等に要した費用は、原則として甲が負担する。

2 前項の費用のうち、災害時供給車両に係る費用については、災害時において一般社団法人東京都トラック協会が定める統一運賃に基づき定めるものとする。

3 第1項の費用のうち、災害時供給車両に係る費用以外の費用については、内閣府が定める災害救助事務取扱要領または災害時等における国等からの通知等を踏まえ、甲および乙が協議の上定めるものとする。

4 乙は、第1項の規定により甲が負担する費用について、当該費用に係る実績を取りまとめ、甲の確認を受けた後に請求するものとする。

5 甲は、前項の規定による請求があったときは、当該請求の日から起算して30日以内に、乙に対して費用を支払うものとする。

(事故等)

第7条 乙は、物流業務等の実施に当たって、事故等が発生したときは、甲に対して、速やかに事故等の状況を報告するものとする。

2 乙は、災害時供給車両が事故や故障等によって運行できなくなったときは、速やかに代替の車両を確保する等の必要な措置を講じ、物資等の輸送に係る業務を継続するものとする。

3 乙は、前項に規定する措置を講じたにもかかわらず、なお物資等の輸送に係る業務の継続が困難なときは、速やかに甲に報告し、甲の指示を受けるものとする。

4 乙は、事故等によって物資等の保管に係る業務を継続できなくなったときは、速やかに代替の施設を確保する等の必要な措置を講じ、物資等の保管に係る業務を継続するものとする。

5 乙は、前項に規定する措置を講じたにもかかわらず、なお物資等の保管に係る業務の継続が困難なときは、速やかに甲に報告し、甲の指示を受けるものとする。

(補償等)

第8条 甲は、この協定に基づき物流業務等に従事した者が、それらの業務に起因して死亡し、負傷し、もしくは疾病にかかり、または障害の状態となったときは、練馬区災害応急措置業務従事者および水防従事者に対する損害補償に関する条例（昭和63年3月条例第11号）の規定に基づき、補償するものとする。

2 甲または乙が、この協定に基づく物流業務等の実施に当たって、各々の責めに帰すべき事由により甲または乙もしくは第三者に損害を与えたときは、その賠償の責任を負うものとする。

3 この協定に基づき乙の保管する物資等が、地震による天井の落下その他乙の責めに帰さない事由により破損し、または滅失したとき等は、乙はその賠償の責任を負わない。この場合において、その賠償の責任は甲が負うものとする。

(緊急通行車両の事前届出)

第9条 乙は、平常時において、災害時供給車両の供給を決定したときは、甲に対して、当該車両の自動車検査証の写しを提出するものとする。

2 甲は、乙から前項の自動車検査証の写しの提出があったときは、当該車両に係る緊急通行車両等事前届出の申請を公安委員会に行うものとする。

3 甲は、公安委員会から緊急通行車両等事前届出済証が交付されたときは、遅滞なく乙に引き渡すものとする。

(燃料の確保)

第10条 甲は、平常時から災害時供給車両に係る燃料の確保に努めるものとする。

(連絡体制等)

第11条 甲および乙は、それぞれの連絡の体制およびその手段を毎年度当初に相互に通知するものとする。

2 甲は、災害時における乙との連絡体制を確保するため、乙に発動発電機を貸与するものとする。

3 乙は、乙の会員の名簿および災害時供給車両の内訳について、毎年度当初に甲に提出するものとする。

(被災自治体支援への協力)

第12条 乙は、甲が行う被災自治体への支援活動に協力するものとする。

(協議)

第13条 この協定に定めのない事項およびこの協定に関して疑義が生じたときは、甲および乙が協議の上定めるものとする。

(期間)

第14条 この協定の有効期間（以下「協定期間」という。）は、協定の締結の日から令和5年3月31日までとする。

2 前項の協定期間の満了する日の3か月前までに、甲または乙から何らの申出がないときは、協定期間は更に1年間更新されたものとし、その後も同様とする。

この協定の締結の証として、本書を2通作成し、甲乙それぞれが記名押印して、その1通を保有する。

令和4年7月1日

甲 東京都練馬区豊玉北六丁目12番1号

練馬区

練馬区長

前川 耀男

乙 東京都練馬区貫井四丁目47番56号

一般社団法人東京都トラック協会練馬支部

支部長

佐久間 恒好

資料 12-002 災害時における軽自動車緊急輸送業務の協力に関する協定書

練馬区（以下「甲」という。）と赤帽首都圏軽自動車輸送協同組合城北支部（以下「乙」という。）とは、災害時における緊急輸送業務（以下「業務」という。）について、つぎのとおり協定を締結する。

（目 的）

第1条 この協定は、練馬区内に大規模な地震災害、風水害、その他の災害が発生し、または、発生するおそれのある場合（以下「災害の状況」という。）において、乙の協力を得ることにより、円滑な業務を実施することを目的とする。

（協力の要請）

第2条 甲は、災害の状況に応じて、業務の内容、使用する日時および場所を指定して、乙に対して、軽自動車および運転者（以下「車両等」という。）の供給を要請する。

2 甲は、前項の要請に際して、つぎに掲げる事項について文書により要請する。ただし、緊急時においては、口頭により要請することができるものとし、後日、文書による手続きを行う。

- (1) 輸送業務の期間
- (2) 輸送する物資および場所
- (3) その他必用な事項

（車両等の供給）

第3条 乙は前条に規定に基づく要請があった場合は、特別の理由のないかぎり、甲に対して車両等を供給する。

（費用負担）

第4条 この協定により、甲が要請し乙が業務を実施した場合のつぎの各号にかかる費用は甲が負担する。

- (1) 乙が提供した車両等の料金
- (2) 業務の実施にかかる高速道路等有料道路の通行料および有料駐車場の料金
- (3) その他甲が負担すべき費用

2 前項第1号の規定による費用は、「赤帽運賃料金」の時間制運賃料金を準用する。

（供給の継続）

第5条 乙の供給した車両等が、故障その他の理由により運行を中断したときは、乙は速やかに当該車両等を交代して、供給を継続しなければならない。

（費用の請求）

第6条 乙は、業務の終了後、速やかに甲に報告し、業務に要した費用を請求する。

2 甲は、前項の規定による乙からの請求があったときは、その内容を確認のうえ、適当と認めるときは速やかに支払う。

（賠償および報告）

第7条 甲は、甲の責に帰すべき事由により、業務に従事する車両に損害を与え、または滅失したときは、乙に対しその損害を賠償する。

2 乙の組合員は、業務中に、乙の組合員の責に帰すべき事由により、第三者に損害を与えたときは、その賠償の責を負う。

3 乙は、その供給した車両の運行に際して事故が発生したときは、速やかに甲に報告しなければならない。

（災害賠償）

第8条 甲の要請にもとづく業務に従事した者が、当該業務により負傷し、もしくは疾病にかかり、または死亡した場合は、「災害応急措置業務従事者および水防従事者に対する損害賠償に関する条例

(昭和 63 年 3 月 28 日条例第 11 号)」に基づき、これを補償する。

(供給可能車両等の報告)

第 9 条 乙は、毎年 4 月に、災害時に供給可能な車両等について甲に報告する。

(協定期間および更新)

第 10 条 この協定の期間は、協定締結の日から 3 年とする。ただし、期間満了の日の 3 ヶ月前までに甲乙いずれから協定の解除又は変更の申し出がないときは、さらに 3 年間延長されたものとし、以後はこの例による。

(細目)

第 11 条 この協定を実施するために必要な事項については別に定める。

(協議)

第 12 条 この協定に定めのない事項およびこの協定の解釈について疑義が生じたときは、甲乙協議のうえ決定する。

甲と乙とは、本協議書を 2 通作成し、それぞれ記名捺印のうえ各 1 通を保管する。

平成 9 年 3 月 25 日

甲 練馬区豊玉北六丁目 1 2 番 1 号
練馬区長 岩波 三郎

乙 練馬区高松五丁目 1 5 番 3 号
赤帽首都圏軽自動車輸送協同組合
城北支部長 佐藤 忠生

※ 「赤帽首都圏軽自動車輸送協同組合城北支部」は「赤帽首都圏軽自動車輸送協同組合東京支部」に名称変更

資料 12-003 災害時における車両提供の協力に関する協定書

災害時における緊急輸送業務（以下「業務」という。）に関し、練馬区（以下「甲」という。）と株式会社トヨタレンタリース東京（以下「乙」という。）との間において、つぎのとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、練馬区内に地震、台風その他の災害が発生し、または発生のおそれのある場合において、甲が保有する車両のみでは十分な応急対策を実施することができないときに、車両確保の手段として、乙の積極的な協力を得ることにより、円滑に業務を実施することを目的とする。

（提供要請）

第2条 甲は、災害が発生し、または発生するおそれのある場合において、この協定に基づく車両が必要なときは、乙に対して、車両提供要請書（別記様式）により車両の提供を要請するものとする。

（業務の実施）

第3条 乙は、前条の規定による要請を受けたときは、特別の事由がない限り保有する車両を提供するものとする。

（費用負担）

第4条 この協定により、乙が車両の提供に要したつぎの各号に掲げる費用は、甲が負担する。

- (1) 乙が提供した車両の料金
- (2) その他甲が負担すべき費用

2 前項第1号に掲げる費用は、別表のとおりとする。

（費用の請求）

第5条 甲は、業務の終了後、速やかに乙に車両を返却し、乙は、甲に対し車両提供に要した費用を請求する。

2 甲は、前項の規定による乙の請求があったときは、その内容を確認の上、第4条に規定する費用を支払うものとする。

（賠償）

第6条 甲は、甲の責に帰すべき事由により、業務に従事する車両に損害を与え、または滅失したときは、乙に対しその損害を賠償する。

（締結期間および更新）

第7条 この協定の期間は、協定締結の日から平成24年3月31日までとする。ただし、この協定の期間満了1箇月前までに、甲または乙のいずれかからもこの協定を解除し、または変更する意思表示がないときは、この協定の期間をさらに1年間延長するものとし、以後も同様とする。

（協議）

第8条 この協定に定めのない事項およびこの協定の解釈について疑義が生じたときは、甲乙協議の上、決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書を2通作成し、甲乙記名押印のうえ、それぞれ1通を保有する。

平成23年9月2日

甲 練馬区豊玉北六丁目12番1号

練馬区

練馬区長

志村 豊志郎

乙 千代田区九段南二丁目3番18号
株式会社トヨタレンタリース東京
代表取締役社長 奥井 卓郎

- ※ 「株式会社トヨタレンタリース東京」は「トヨタモビリティサービス株式会社」に名称変更
 - ※ 同文の協定を、ニッポンレンタカーアーバンネット株式会社東京ディビジョンと同日に締結している。
- 相手方名称等は下記のとおり。

千代田区東神田二丁目1番11号第一坂本ビル
ニッポンレンタカーアーバンネット株式会社
東京ディビジョン
支配人 太田 典輔

資料 12-004 災害時における緊急輸送等の協力に関する協定書

災害時における緊急輸送等の協力に関し、練馬区（以下「甲」という。）と株式会社北豊島園自動車学校（以下「乙」という。）との間において、つぎのとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、練馬区内に地震、風水害その他の災害が発生し、または発生のおそれのある場合（以下「災害時」という。）において、甲の応急対策活動に乙が協力するため、必要な事項を定める。

（協力の要請）

第2条 甲は、災害時に必要があると認めるときは、つぎに掲げる事項について乙に要請することができる。

- (1) 乙が所有する車両（以下「車両」という。）による傷病者、避難者、甲の職員その他甲の指定した人員の輸送
- (2) 乙が保有する燃料の供給
- (3) 前2号に掲げるもののほか、特に甲が必要と認める事項

2 前項の要請は、文書（第1号様式）をもって行うものとする。ただし、文書をもって要請する時間的余裕がないときは、電話等で要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

（協力）

第3条 乙は、前条第2項の規定により甲の要請を受けたときは、可能な範囲において、これに協力する。

（費用負担）

第4条 甲は、この協定により、乙が車両による輸送等に要したつぎに掲げる費用を負担する。

- (1) 人員の輸送に係る費用
- (2) 乙が提供した燃料の費用
- (3) その他甲が負担すべき費用

2 前項に規定する費用は、災害発生時の直前における適正な価格とし、甲と乙が協議して決定する。

（費用の支払）

第5条 乙は、甲に対し前条に規定する費用を請求する。

2 甲は、前項の規定による請求があったときは、その内容を確認し、速やかに費用を乙に支払うものとする。

（賠償）

第6条 甲は、甲の責に帰すべき事由により、この協定に基づく業務に従事する乙の車両等に損害を与え、または滅失したときは、乙に対しその損害を賠償する。

（災害補償）

第7条 この協定に基づく業務に従事した者が、その業務により死亡し、負傷し、または疾病にかかったときは、練馬区災害応急措置業務従事者および水防従事者に対する損害補償に関する条例（昭和63年3月練馬区条例第11号）の規定に基づき、甲が補償する。

（連絡体制等）

第8条 甲および乙は、第2条の規定による協力要請の手続を円滑に行うため、連絡責任者等を記載した協定事務担当者名簿（第2号様式）を作成し、相互に通知するものとする。

（締結期間および更新）

第9条 この協定の期間は、この協定の締結の日から平成30年3月31日までとする。ただし、この協定の期間満了1か月前までに、甲または乙のいずれかからもこの協定を解除し、または変更する意思表示がないときは、この協定の期間を更に1年間延長するものとし、以後も同様とする。

（協議）

第10条 この協定に定めのない事項およびこの協定の解釈について疑義が生じたときは、甲乙協議の上、決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書を2通作成し、甲乙記名押印の上、それぞれ1通を保有する。

平成30年1月18日

東京都練馬区豊玉北六丁目12番1号
甲 練馬区

練馬区長 前川 耀 男

東京都練馬区春日町四丁目37番24号
乙 株式会社 北豊島園自動車学校

代表取締役社長 相原 光 太 郎

資料 12-005 災害時等における福祉避難所開設に伴う避難誘導活動等の協力に関する協定書

災害時等における福祉避難所開設に伴う避難誘導活動等の協力に関し、練馬区（以下「甲」という。）と〇〇〇〇〇（以下「乙」という。）との間において、つぎのとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、練馬区内に風水害の発生のおそれのある場合および地震、風水害その他の災害が発生した場合（以下「災害時等」という。）において、甲の福祉避難所開設に伴う避難誘導活動等に乙が協力するため、必要な事項を定める。

（協力の要請）

第2条 甲は、災害時等に必要があると認めるときは、つぎに掲げる業務（以下「協力業務」という。）の実施について乙に要請することができる。

(1) 乙が所有する車両（以下「車両」という。）による避難者の輸送業務

(2) 前号に掲げるもののほか、特に甲が必要と認める業務

2 前項の要請は、文書（第1号様式）をもって行うものとする。ただし、文書をもって要請する時間的余裕がないときは、電話等で要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

（協力する業務の実施）

第3条 乙は、前条の規定により甲の要請を受けたときは、可能な範囲において、これに協力する。

2 乙は、甲の求めがあった場合、協力業務の実施状況について甲に報告するものとする。ただし、前条第1項第1号の規定による甲の要請を受け、車両を派遣した場合は、直ちに派遣状況等について文書（第2号様式）をもって甲に報告するものとする。

（費用負担）

第4条 甲は、乙が協力業務に要したつぎに掲げる費用を負担する。

(1) 人員の輸送に係る費用（予約料金、迎車料金、メーター料金、介助料金等の加算料金）

(2) 前号に掲げるもののほか、甲が負担すべき費用

2 前項に規定する費用は、災害時等の直前における適正な価格とし、甲と乙が協議して決定する。

（費用の支払）

第5条 乙は、甲に対し前条に規定する費用を請求する。

2 甲は、前項の規定による請求があったときは、その内容を確認し、速やかに費用を乙に支払うものとする。

（事故報告）

第6条 乙は、協力業務に際し、事故が発生したときは、甲に対し、速やかにその状況を報告しなければならない。

（賠償）

第7条 甲は、甲の責に帰すべき事由により、協力業務に使用する乙の車両等に損害を与え、または滅失したときは、乙に対しその損害を賠償する。

2 甲は、甲の責に帰すべき理由により、乙が行う協力業務について、第三者に損害を与えたときは、その賠償の責を負うものとする。

3 乙は、協力業務に際し、乙の責に帰すべき理由により、甲または第三者に損害を与えたときは、その賠償の責を負うものとする。

（災害補償）

第8条 この協定に基づく業務に従事した者が、その業務により死亡し、負傷し、または疾病にかかったときは、練馬区災害応急措置業務従事者および水防従事者に対する損害補償に関する条例（昭

和 63 年 3 月練馬区条例第 11 号) の規定に基づき、甲が補償する。

(連絡体制等)

第 9 条 甲および乙は、第 2 条および第 3 条の規定による協力要請の手続、第 6 条の規定による報告等を円滑に行うため、連絡責任者等を記載した協定事務担当者名簿(第 3 号様式)を作成し、相互に通知するものとする。

(個人情報の保護)

第 10 条 乙は、協力業務を実施するため個人情報を取り扱うときは、別記「個人情報の保護および管理に関する特記事項」を守らなければならない。この協定の終了後または解除後においても、同様とする。

(締結期間および更新)

第 11 条 この協定の期間は、この協定の締結の日から令和 6 年 3 月 31 日までとする。ただし、この協定の期間満了 1 か月前までに、甲または乙のいずれかからもこの協定を解除し、または変更する意思表示がないときは、この協定の期間を更に 1 年間延長するものとし、以後も同様とする。

(協議)

第 12 条 この協定に定めのない事項およびこの協定の解釈について疑義が生じたときは、甲乙協議の上、決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書を 2 通作成し、甲乙記名押印の上、それぞれ 1 通を保有する。

令和 5 年〇月〇日

東京都練馬区豊玉北六丁目 12 番 1 号
甲 練馬区

練馬区長 前川 燿 男

東京都〇〇〇〇〇
乙 〇〇〇〇〇

〇〇 〇 〇 〇 〇

※協定締結先および協定締結日は以下のとおり。

災害時等における福祉避難所開設に伴う避難誘導活動等の協力に関する協定書 締結一覧

No	事業者名称	協定締結日
1	わかば福祉サービス	令和2年9月1日
2	スマイルケアタクシー	令和2年9月23日
3	有限会社ハーモニー	令和2年9月8日
4	とうねりケアサービス	令和2年9月3日
5	有限会社東洋企画	令和2年9月1日
6	株式会社泉自動車交通	令和2年9月3日
7	有限会社虹	令和2年9月1日
8	介護タクシーはびねす	令和2年9月14日
9	株式会社エリアスタ	令和2年9月1日
10	株式会社友の樹	令和2年9月3日
11	合同会社ラポール	令和2年9月3日
12	キャットモーション介護タクシー	令和2年9月23日
13	介護タクシーアシスト	令和2年9月1日
14	株式会社たまみずき	令和2年9月8日
15	介護タクシー中川	令和2年9月23日
16	ヘルメス福祉サービス	令和2年9月3日
17	一般社団法人福祉移送ネットワークアイラス	令和2年9月14日

資料 13-001 災害時における車両用燃料等の優先供給に関する協定書

災害時における車両用燃料および発電機等燃料（以下「車両用燃料等」という。）の優先供給に関し、練馬区（以下「甲」という。）と東京都石油業協同組合練馬支部（以下「乙」という。）との間において、つぎのとおり協定する。

（目 的）

第1条 この協定は、甲が行う練馬区内の災害応急対策業務において、車両用燃料等が必要となったとき、乙の積極的な協力により、円滑な活動の確保を図ることを目的とする。

（要 請）

第2条 甲は、災害応急対策業務のため車両用燃料等が必要となったときは、乙に対し車両用燃料等の優先供給を要請するものとする。

（協 力）

第3条 乙は、前条の要請があったときは、特別の理由がない限り、車両用燃料等の供給について協力するものとする。

（費用負担）

第4条 甲は、乙の供給した車両用燃料等の代金を負担するものとする。この場合の価格については災害発生時の乙との契約価格とする。

（請求および支払）

第5条 乙は、第4条に掲げる費用負担については、甲に引き渡したときに請求するものとする。

2 甲は、乙から前項の請求があったときは、その内容を確認のうえ速やかに支払うものとする。

（従事者の災害補償）

第6条 甲の要請に基づき、車両用燃料等を輸送中に乙の組合員が負傷し、疾病にかかり、または死亡した場合は、「災害応急措置業務従事者および水防従事者に対する損害賠償に関する条例（昭和63年3月練馬区条例第11号）」の規定に基づき、これを補償するものとする。

（協 議）

第7条 この協定に定めのない事項およびこの協定の解釈について疑義を生じたときは、甲、乙協議のうえ決定するものとする。

本協定の締結の証として、協定書を2通作成し甲・乙記名押印のうえ各1通を保有する。

昭和63年4月22日

甲 東京都練馬区豊玉北六丁目12番
練馬区

代表者 練馬区長 岩波 三郎

乙 東京都練馬区北町2丁目15番13号
東京都石油業協同組合練馬支部

代表者 支部長 大木 利昭

※ 「東京都石油業協同組合練馬支部」は「東京都石油業協同組合板橋練馬支部」に名称変更

資料 13-002 災害時におけるLPガス等の供給に関する協定書

練馬区（以下「甲」という。）と一般社団法人東京都LPガス協会城北第二支部（以下「乙」という。）は、災害時におけるLPガス、非常用発電機、燃焼器具その他の資器材（以下「LPガス等」という。）の供給に関して、つぎのとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、練馬区内に地震、風水害その他の災害が発生し、または発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）に、甲が行う応急対策業務についての乙の協力に関し、必要な事項を定める。

（LPガス等の調達要請）

第2条 甲は、災害時にLPガス等の調達が必要なときまたは必要であると想定されるときは、乙に対して品名、数量、納入日時、納入場所その他必要事項を指示した上でLPガス等の供給を要請することができる。

2 前項に規定する要請は、文書（第1号様式）により行うものとする。ただし、時間的な余裕がないとき等は、電話等で要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。

（協力内容）

第3条 甲は、災害時において避難拠点等へのLPガス等の供給が円滑に行われるよう、平常時から受入体制の構築に努める。

2 乙は、前条の規定により甲の要請を受けたときは、可能な限りLPガス等の供給を行うものとする。

（LPガス等の運搬）

第4条 LPガス等の供給場所までの運搬は、乙または乙が委託した者が行うものとする。ただし、乙または乙が委託した者が当該運搬を行うことができない場合は、甲が指定する者が当該運搬を行うものとする。

（費用負担）

第5条 甲は、前2条に規定する乙のLPガス等の供給等に要した費用を負担するものとする。

2 前項に規定する費用は、つぎの各号に掲げる費用とし、その取扱いは当該各号に定めるとおりとする。

(1) LPガス等の費用は、災害発生直前における販売価格を基準として、甲と乙が協議して決定する。

(2) 乙または乙が委託した者が行った物資の運搬に係る費用の内容および額は、甲と乙が協議して決定する。

（代金の支払）

第6条 甲は、乙からLPガス等の費用および運搬に係る費用の請求があった時は、その内容を確認のうえ、速やかに支払うものとする。

（損害補償）

第7条 この協定に基づき災害時の業務に従事した乙の従業員が、当該業務により負傷し、もしくは疾病にかかり、または死亡した場合で、かつ、他の法令その他により補償を受けることができない場合は、甲は練馬区災害応急措置業務従事者および水防従事者に対する損害補償に関する条例（昭和63年3月練馬区条例第11号）の規定に基づき、損害補償を行う。

（訓練への参加）

第8条 乙は、甲の実施・後援する訓練に参加するよう努めるものとする。この場合において、訓練参加に要する経費等は、原則として乙の負担とする。

(連絡体制)

第9条 甲および乙は、第2条の規定による要請等を円滑に行うため、協定締結の日から30日以内に連絡責任者等を記載した協定事務担当者名簿(第2号様式)を作成し、相互に通知するものとする。

2 前項に規定する名簿は、毎年度4月中に更新し、相互に通知するものとする。ただし、年度の途中で名簿の内容に変更があった場合は、速やかに名簿を更新し、相手方に通知するものとする。

(協定期間および更新)

第10条 この協定の有効期間は、協定締結の日から令和2年3月31日までとする。

2 前項の期間満了の3か月前までに、甲または乙のいずれからもこの協定を解除し、または変更する意思表示がないときは、更に1年間有効期間を延長するものとし、以後同様とする。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項およびこの協定の解釈について疑義が生じたときは、甲乙協議の上決定する。

この協定の締結を証するため、本協定書を2通作成し、甲・乙記名押印の上、各自1通を保管する。

令和元年8月21日

甲 東京都練馬区豊玉北六丁目12番1号
練馬区
練馬区長 前川 耀男

乙 東京都新宿区新宿一丁目36番4号
一般社団法人 東京都LPガス協会城北第二支部
支部長 細野 正樹

資料 13-003 災害時における電気自動車からの電力供給の協力に関する協定書

練馬区は、災害時における避難拠点のエネルギーセキュリティを高めるための取組として、区民・事業者の協力により、電気自動車を避難拠点等での緊急電源として活用する「災害時協力登録車制度」を創設した。

この取組を推進するため、練馬区（以下「甲」という。）と東京日産自動車販売株式会社および日産プリンス東京販売株式会社（以下両社を併せて「乙」という。）ならびに日産自動車株式会社（以下「丙」という。）は、災害時における電気自動車からの電力供給および電気自動車用充電スタンド（以下「充電スタンド」という。）の使用について、つぎのとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲、乙および丙が互いの協力により、練馬区内に大規模な地震災害、風水害その他の災害（以下「災害」という。）による大規模停電が発生し、または発生のおそれのある場合において、避難拠点等における電気自動車からの電力供給業務（以下「給電業務」という。）を行う際に、より多くの電気自動車および充電スタンドを確保し、避難拠点等の円滑な運営を図り、もって区民の生命および身体の安全を守ることを目的とする。

（協力要請）

第2条 甲は、災害による大規模停電が発生し、または発生のおそれのある場合において、給電業務のための電気自動車および充電スタンドが必要なときは、乙に対して、協力を要請するものとする。

（協力）

第3条 乙は、前条の規定による要請を受けたときは、可能な範囲において、応ずるものとする。

（電気自動車の貸与）

第4条 乙は、乙の指定する日時および場所で電気自動車を甲に貸与し、給電業務のために電気自動車を甲に使用させるものとする。

2 給電業務の期間は、災害発生から1週間程度とする。残電力量の不足により給電業務の遂行ができなくなった場合、甲は、前項の規定により貸与を受けた電気自動車を充電することで、期間中において継続的に給電業務を行えるものとする。

3 前項に規定する期間の終了後において、必要がある場合は、甲乙協議の上、可能な範囲において、給電業務を継続するものとする。

4 甲は、給電業務の終了後、この旨を乙に報告し、遅滞なく、電気自動車を乙に返還するものとする。

（充電スタンドの使用許諾）

第5条 乙は、甲に対して、乙の管理する電気自動車用充電スタンドを、乙の指定する日時および場所において優先的に使用することを許諾する。

（使用上の留意事項）

第6条 甲は、第4条の規定により貸与を受けた電気自動車および前条の規定により使用の許諾を受けた充電スタンドをつぎのとおり使用するものとする。

(1) 乙が定める使用条件を守り、安全な場所および方法で使用する。

(2) 電気自動車または充電スタンドが故障または何らかの理由により使用できなくなった場合は、乙に速やかに連絡を行い、対応を協議する。

（費用負担）

第7条 甲は、この協定により乙が協力した場合は、つぎの各号に係る費用を負担する。

(1) 乙が貸与した電気自動車の使用料

(2) 乙が貸与した電気自動車の給電業務に要した電気代

(3) 乙が使用を許諾した充電スタンドの使用料

2 前項の使用料の額は、甲乙が別途協議して定める。

(費用の支払)

第8条 乙は、貸与した電気自動車による給電業務および充電スタンドの使用が終了した後、甲に対し前条に規定する費用を請求する。

2 甲は、前項の規定による請求について、適正な請求書を受領した日から30日以内にこれを支払うものとし、支払手数料は甲の負担とする。

(賠償)

第9条 甲は、甲の責に帰すべき事由により、貸与を受けた電気自動車または使用の許諾を受けた充電スタンドに損害を与え、または滅失したときは、乙に対しその損害を賠償する。

(訓練への協力)

第10条 乙および丙は、甲が実施または後援する訓練に協力するよう努めるものとする。

2 前項に規定する訓練の協力を要する費用は、原則として乙および丙の負担とする。

(広報活動)

第11条 甲、乙および丙は、災害時において、より多くの電気自動車を確保するため、平常時において広報活動に努めるものとする。

(電気自動車等の情報提供)

第12条 乙は、災害時に給電業務が遂行可能な電気自動車等の情報を、丙は、電気自動車等の普及促進に資する情報を、適宜、甲に提供する。

(連絡調整)

第13条 この協定およびこの協定に定める業務に関わる連絡調整は、甲、乙および丙があらかじめ指定した者が行う。

(細目)

第14条 この協定を実施するために必要な事項については、別に定める。

(協定期間および更新)

第15条 この協定の期間は、協定締結の日から平成31年3月31日までとする。ただし、この協定の期間満了の1か月前までに、甲、乙および丙のいずれの者からもこの協定を終了または変更する意思表示がないときは、この協定の期間をさらに1年間延長するものとし、以後も同様とする。

(協議)

第16条 この協定に定めのない事項およびこの協定の解釈について疑義が生じたときは、甲乙丙協議の上、決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書4通を作成し、甲、乙および丙が記名押印の上、各者1通を保有する。

平成30年9月6日

甲 東京都練馬区豊玉北六丁目12番1号

練馬区

練馬区長

前川 燿男

乙 東京都品川区西五反田四丁目 32 番 1 号
東京日産自動車販売株式会社
代表取締役社長 菊地 文夫

東京都品川区西五反田四丁目 32 番 1 号
日産プリンス東京販売株式会社
代表取締役社長 浜本 雅夫

丙 神奈川県横浜市西区高島一丁目 1 番 1 号
日産自動車株式会社
理事・渉外担当役員 石井 裕晶

資料 13-004 災害時における電気自動車からの電力供給の 協力に関する協定細目

「災害時における電気自動車からの電力供給の協力に関する協定書」（以下「協定書」という。）第14条に基づく細目は、つぎのとおりとする。

（要請手続）

- 第1条 協定書第2条に定める甲の要請は、地震災害の場合においては、練馬区内に震度6弱以上が発生した際に行うものとする。
- 2 協定書第2条に定める甲の要請は、文書（第1号様式）により乙が区内において運営する店舗（以下「区内店舗」という。）に対して行う。
- 3 甲は、前項の規定により要請するいとまがないときは、口頭で要請することができる。
- 4 甲は、前項の規定により要請した場合には、後日要請書を区内店舗に送付するものとする。

（日時および場所）

第2条 協定書第4条第1項および第5条に定める乙の指定する日時および場所は、区内店舗において所属職員が在社している時間帯とする。

（使用条件）

第3条 協定書第6条第1号に定める使用条件は、協定書に定めのないものについては、乙が定める「リーフモニターについての確認事項」に記載の条件に準ずるものとする。

（請求の手続）

第4条 協定書第8条第1項に定める請求は、電気自動車の貸与および充電スタンド使用に関する請求書（第2号様式）により行うものとする。

（連絡調整者）

第5条 協定書第13条に定める連絡調整者は、つぎの者とする。

- ア 甲の指定する者 練馬区環境部環境課長
- イ 乙の指定する者 東京日産自動車販売株式会社 練馬店 店長
日産プリンス東京販売株式会社 谷原店 店長
- ウ 丙の指定する者 日産自動車株式会社渉外部地域渉外グループ担当課長

資料 13-005 災害時における電気自動車等からの電力供給の協力に関する協定書

災害時における電気自動車等からの電力供給の協力に関し、練馬区（以下「甲」という。）とトヨタモビリティ東京株式会社（以下「乙」という。）との間において、つぎのとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲が、避難拠点等における電気自動車、燃料電池自動車およびプラグインハイブリッド自動車（以下「電気自動車等」という。）からの電力供給業務（以下「給電業務」という。）において、乙から協力を得る際に必要な事項を定める。

（協力要請）

第2条 甲は、災害による大規模停電が発生し、または発生のおそれのある場合において、つぎに掲げる事項について乙に協力を要請する。

- (1) 乙が所有する電気自動車等の甲への貸与
- (2) 乙が管理する、電気自動車等から電力を外部へ供給するために必要な機器（以下「外部給電器」という。）の貸与
- (3) 乙が管理する、電気自動車等に充電する際に必要な機器（以下「充電スタンド」という。）の使用
- (4) 前3号に掲げるもののほか、給電業務において必要と認め合意した協力

2 乙は、前項の規定による要請を受けたときは可能な範囲において応ずるものとし、同項により甲が要請する電気自動車等の貸与に当たり、当該要請に対して乙が提供できる車両台数が不足するときは、トヨタ自動車株式会社に対して協力を要請し、甲の要請に応えるよう努める。

（電気自動車等および外部給電器の貸与）

第3条 乙は、前条第1項の規定により甲から電気自動車等および外部給電器の貸与に係る要請を受けた場合は、電気自動車等および外部給電器を甲に貸与し、給電業務のために甲に使用させる。

2 乙は、前項の規定により電気自動車等および外部給電器を甲に貸与する場合は、甲の指定する場所に電気自動車等を運搬し、引渡しを行う。

3 給電業務の期間は災害発生から1週間程度とする。この場合において、甲は、残電力量等の不足により給電業務の遂行ができなくなったときは、第1項の規定により貸与を受けた電気自動車等に対して電気等を補給することにより、期間中において継続的に給電業務を行うことができる。

4 前項に規定する期間の終了後において、必要がある場合は、甲乙協議の上、可能な範囲において、給電業務を継続する。

5 甲は、給電業務の終了後、この旨を乙に報告し、遅滞なく、電気自動車等および外部給電器を乙に返還する。

（充電スタンドの使用許諾）

第4条 乙は、甲に対して、乙の管理する充電スタンドを、乙の指定する日時および場所において優先的に使用することを許諾する。

（使用上の留意事項）

第5条 甲は、第3条の規定により貸与を受けた電気自動車等および外部給電器ならびに前条の規定により使用の許諾を受けた充電スタンドを、つぎのとおり使用する。

- (1) 乙が定める使用条件を守り、安全な場所および方法で使用する。
- (2) 電気自動車等および外部給電器ならびに充電スタンドが故障または何らかの理由により使用できなくなった場合は、乙に速やかに連絡を行い、対応を協議する。

（費用負担）

第6条 甲は、この協定により乙が協力した場合は、つぎの各号に係る費用を負担する。

- (1) 乙が貸与した電気自動車等および外部給電器の使用料
- (2) 乙が貸与した電気自動車等の電気代および燃料代
- (3) 乙が使用を許諾した充電スタンドの使用料

2 前項の使用料の額は、甲乙が別途協議して定める。

(費用の支払)

第7条 乙は、貸与した電気自動車等による給電業務および充電スタンドの使用が終了した後、甲に対して前条に規定する費用を請求する。

2 甲は、前項の規定による請求があったときは、その内容を確認して速やかに費用を乙に支払うものとし、支払手数料は甲の負担とする。

(賠償)

第8条 甲は、甲の責に帰すべき事由により、貸与を受けた電気自動車等および外部給電器ならびに使用の許諾を受けた充電スタンドに損害を与え、または滅失したときは、乙に対しその損害を賠償する。

2 この協定に基づく業務に従事した者が、その業務により死亡し、負傷し、または疾病にかかった場合で、かつ、他の法令その他により補償を受けることができない場合は、練馬区災害応急措置業務従事者および水防従事者に対する損害賠償に関する条例（昭和63年3月練馬区条例第11号）の規定に基づき甲が補償する。

(訓練への協力)

第9条 乙は、甲が実施または後援する訓練に協力するよう努める。

2 前項に規定する訓練の協力を要する費用は、原則として乙の負担とする。

(広報活動)

第10条 甲および乙は、災害時において、より多くの電気自動車等を確保するため、平常時において広報活動に努める。

(電気自動車等の情報提供)

第11条 乙は、災害時に給電業務が遂行可能な電気自動車等の情報を、適宜、甲に提供する。

(連絡調整)

第12条 この協定に係る連絡調整は、甲および乙があらかじめ指定した者が行う。

(細目)

第13条 この協定を実施するために必要な事項については、別に定める。

(協定期間および更新)

第14条 この協定の期間は、協定締結の日から令和3年3月31日までとする。ただし、この協定の期間満了の1か月前までに、甲および乙のいずれの者からもこの協定を終了または変更する意思表示がないときは、この協定の期間をさらに1年間延長するものとし、以後も同様とする。

(協議)

第15条 この協定に定めのない事項およびこの協定の解釈について疑義が生じたときは、甲乙協議の上、決定する。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙が記名押印の上、各者1通を保有する。

令和2年9月1日

甲 東京都練馬区豊玉北六丁目 12 番 1 号
練馬区
練馬区長 前川 耀男

乙 東京都港区芝浦四丁目 8 番 3 号
トヨタモビリティ東京株式会社
代表取締役社長 片山 守

資料 13-006 災害時における電気自動車等からの電力供給の 協力に関する協定細目

「災害時における電気自動車等からの電力供給の協力に関する協定書」（以下「協定書」という。）
第 13 条に基づく細目は、つぎのとおりとする。

（要請手続）

第 1 条 協定書第 2 条第 1 項に定める甲の要請は、地震災害の場合においては、練馬区内に震度 6 弱
以上が発生した際に行う。

2 協定書第 2 条第 1 項に定める甲の要請は、文書（第 1 号様式）により乙が区内において運営する
店舗（以下「区内店舗」という。）に対して行う。

3 甲は、前項の規定により要請するいとまがないときは、口頭で要請することができる。

4 甲は、前項の規定により要請した場合には、後日文書（第 1 号様式）を区内店舗に送付する。

（充電スタンドを使用許諾する時間帯）

第 2 条 協定書第 4 条に定める乙の指定する日時および場所は、区内店舗において所属職員が在社し
ている時間帯とする。

（使用条件）

第 3 条 協定書第 5 条第 1 号に定める使用条件は、協定書に定めのないものについては、乙が定める
「車両借用書」に記載の条件に準ずるものとする。

（請求の手続）

第 4 条 協定書第 7 条第 1 項に定める請求は、電気自動車等の貸与および充電スタンド使用に関する
請求書（第 2 号様式）により行う。

（連絡調整者）

第 5 条 協定書第 12 条に定める連絡調整者は、つぎの者とする。

ア 甲の指定する者 練馬区環境部環境課長

イ 乙の指定する者 トヨタモビリティ東京株式会社 目白通り谷原店 店長

令和 2 年 9 月 1 日

資料 13-007 災害時における電気自動車等からの電力供給の協力に関する協定書

災害時における電気自動車等からの電力供給の協力に関し、練馬区（以下「甲」という。）と東日本三菱自動車販売株式会社（以下「乙」という。）および三菱自動車工業株式会社（以下「丙」という。）との間において、つぎのとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、避難拠点等における電気自動車およびプラグインハイブリッド自動車（以下「電気自動車等」という。）からの電力供給業務（以下「給電業務」という。）において、甲、乙および丙が相互協力し、電気自動車の災害時における有用性を広く周知し、甲が、乙および丙から災害時における電気自動車等の貸与について協力を得る際に必要な事項を定める。

（協力要請）

第2条 甲は、災害による大規模停電が発生した場合、つぎに掲げる事項について丙に協力を要請する。

- (1) 乙または丙が所有する電気自動車等の甲への貸与
- (2) 乙または丙が管理する、電気自動車等から電力を外部へ供給するために必要な機器（以下「外部給電器」という。）の貸与
- (3) 前2号に掲げるもののほか、給電業務において必要と認め合意した協力

2 乙および丙は、前項の規定による要請を受けたときは可能な範囲において協力に応ずるものとする。

（電気自動車等および外部給電器の貸与）

第3条 丙は、前条第1項の規定により甲から電気自動車等および外部給電器の貸与に係る要請を受けた場合は、乙または丙が保有する電気自動車等および外部給電器を甲に貸与し、給電業務のために甲に使用させる。

2 乙または丙は、前項の規定により電気自動車等および外部給電器を甲に貸与する場合は、甲の指定する場所に電気自動車等を運搬し、引渡しを行う。

3 給電業務の期間は、災害発生から1週間程度とする。この場合において、甲は、残電力量等の不足により給電業務の遂行ができなくなったときは、第1項の規定により貸与を受けた電気自動車等に対して電気等を補給することにより、期間中において継続的に給電業務を行うことができる。

4 前項に規定する期間の終了後において、必要がある場合は、甲、乙および丙が協議の上、可能な範囲において、給電業務を継続する。

5 甲は、給電業務の終了後、当該業務が終了した旨を乙または丙に報告し、遅滞なく、電気自動車等および外部給電器を乙または丙に返還する。

（使用上の留意事項）

第4条 甲は、前条の規定により貸与を受けた電気自動車等および外部給電器について、つぎのとおり使用する。

- (1) 乙または丙が定める使用条件を守り、安全な場所および方法で使用する。
- (2) 原則として、練馬区内で使用する。
- (3) 電気自動車等および外部給電器が故障または何らかの理由により使用できなくなった場合は、乙または丙に速やかに連絡を行い、対応を協議する。

（費用負担）

第5条 甲は、この協定により乙または丙が協力した場合は、つぎの各号に係る費用を負担する。

- (1) 乙または丙が貸与した電気自動車等および外部給電器の使用料
- (2) 乙または丙が貸与した電気自動車等の電気代および燃料代等

2 前項第1号の使用料の額は、原則無償とする。また、前項第2号の電気代および燃料代等は、甲、乙および丙が別途協議して定める。

（費用の支払）

第6条 乙または丙は、貸与した電気自動車等による給電業務が終了した後、甲に対して前条に規定

する費用を請求する。

- 2 甲は、前項の規定による請求があったときは、その内容を確認して速やかに費用を乙または丙に支払うものとし、支払手数料は甲の負担とする。

(賠償)

第7条 甲は、甲の責に帰すべき事由により、貸与を受けた電気自動車等および外部給電器に損害を与え、または滅失したときは、乙または丙に対しその損害を賠償する。

- 2 乙または丙は、電気自動車等の貸与に当たり自らの負担により自賠償保険および任意保険に加入するものとし、甲は、貸与期間中に事故が発生した場合は、速やかに貸与者へその旨を連絡し、加入している保険の適用を受けるものとする。

- 3 前項に規定する保険の適用に保険会社免責分（保険加入者負担分）が発生した場合は、原則甲が負担するものとする。

- 4 この協定に基づく業務に従事した者が、その業務により死亡し、負傷し、または疾病にかかった場合で、かつ、他の法令その他により補償を受けることができない場合は、練馬区災害応急措置業務従事者および水防従事者に対する損害賠償に関する条例（昭和63年3月練馬区条例第11号）の規定に基づき甲が補償する。

(訓練への協力)

第8条 乙および丙は、甲が実施または後援する訓練に協力するよう努める。

- 2 前項に規定する訓練の協力を要する費用は、原則として乙および丙の負担とする。

(広報活動)

第9条 甲、乙および丙は、災害時における電気自動車等の有用性を広く周知するため、平常時において広報活動に努める。

(電気自動車等の情報提供)

第10条 乙および丙は、災害時に給電業務が遂行可能な電気自動車等の情報を、適宜、甲に提供する。

- 2 甲は、乙および丙から求められた場合は、貸与された電気自動車等の使用状況に関する情報を乙および丙に提供するものとする。

- 3 甲は、貸与された電気自動車等に不調が生じた場合や給電業務を進めるに当たり問題が生じた場合には、速やかに乙または丙に連絡し、甲、乙または丙で対応を協議するものとする。

(連絡調整)

第11条 この協定に係る連絡調整は、甲、乙および丙があらかじめ指定した者が行う。

(細目)

第12条 この協定を実施するために必要な事項については、別に定める。

(協定期間および更新)

第13条 この協定の期間は、協定締結の日から令和4年3月31日までとする。ただし、この協定の期間満了の1か月前までに、甲、乙および丙のいずれの者からもこの協定を終了または変更する意思表示がないときは、この協定の期間をさらに1年間延長するものとし、以後も同様とする。

(協議)

第14条 この協定に定めのない事項およびこの協定の解釈について疑義が生じたときは、甲、乙および丙による協議の上、決定する。

この協定の締結を証するため、本書3通を作成し、甲、乙および丙が記名押印の上、各者1通を保有する。

令和4年1月20日

甲 東京都練馬区豊玉北六丁目12番1号
練馬区
練馬区長 前川 耀男

乙 東京都目黒区鷹番一丁目4番7号
東日本三菱自動車販売株式会社
取締役社長 長田 昭夫

丙 東京都港区芝浦三丁目1番21号
三菱自動車工業株式会社
代表取締役社長 加藤 隆雄

資料 13-008 地域コジェネレーションシステム整備に関する基本協定書

練馬区（以下「甲」という。）と順天堂大学医学部附属練馬病院（以下「乙」という。）は、災害拠点病院である乙と医療救護所である練馬区立石神井東中学校における地域コジェネレーションシステム整備に関して、つぎのとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時のエネルギーセキュリティ確保を実現するために、甲が乙の協力を得ることにより、乙と練馬区立石神井東中学校が一体となった地域コジェネレーションシステムを整備することを目的とする。

2 前項の地域コジェネレーションシステムの詳細な事項については、別途甲乙協議して定めるものとする。

（協力要請）

第2条 地域コジェネレーションシステムの整備後、甲は、練馬区立石神井東中学校内において災害および災害に準じる緊急事態が発生し停電した場合において、乙に対し電力の提供を要請することができる。

（提供）

第3条 乙は、甲から前条の要請を受けたときは、乙の可能な範囲において、コジェネレーションにより発生する電気を、練馬区立石神井東中学校へ供給するものとする。

（費用負担）

第4条 地域コジェネレーションシステムの整備に当たり、甲は、国庫補助等の対象事業となるよう乙に協力するとともに、整備に要する費用については、甲乙が協議のうえ、それぞれ応分の額を負担することとする。

2 地域コジェネレーションシステム全体の維持に関する費用については、甲乙が協議のうえ、それぞれ応分の額を負担することとする。

3 甲の要請に基づき、乙が供給した電力料金については有償とし、その額については別途定める。

（細目）

第5条 この協定を実施するための必要な事項の詳細については、別途甲乙協議して定めるものとする。

（協定の解除）

第6条 甲または乙の一方が本協定に違反し、または解除を申し出た場合は、甲乙協議のうえ、本協定の一部または全部を解除することができるものとする。

2 前項の定めにより、本協定の一部または全部を解除した場合において、甲または乙に損害が生じたときは、相手方はその損害を補償するものとし、その補償額は甲乙協議して定めるものとする。

（協議）

第7条 本協定書の解釈に疑義が生じた場合および本協定書に定めのない事項については、その都度、甲乙が誠実に協議して決定するものとする。

2 本協定の内容に変更を加えようとするときは、その都度甲乙の両者の協議により定めるものとする。

この協定書を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を保有するものとする。

平成31年 3月 26日

- 甲 東京都練馬区豊玉北六丁目1番1号
練馬区
練馬区長 前川 燿 男
- 乙 東京都練馬区高野台三丁目1番10号
順天堂大学医学部附属練馬病院
院長 児島 邦 明

資料 13-009 地域コジェネレーションシステム整備に関する協定細目

練馬区（以下「甲」という。）と順天堂大学医学部附属練馬病院（以下「乙」という。）とは、平成31年3月26日付けで締結した「地域コジェネレーションシステム整備に関する基本協定書」（以下「協定書」という。）第1条第2項および第5条に基づき、つぎのとおり協定の実施に必要な細目（以下「協定細目」という。）を定める。

（定義）

第1条 この協定細目において、つぎの各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) コジェネレーションシステム（以下「CGS」という。） 乙の施設に設置する高圧常用発電機およびこれに付随する高圧切替盤からなる電気設備をいう。
- (2) 電力供給設備 乙の施設に設置する、練馬区立石神井東中学校（以下「中学校」という。）の体育館に電力を供給するための遮断機盤および変圧器盤ならびに逆電力継電器からなる電気設備をいう。
- (3) 低圧幹線 前号に規定する変圧器盤の二次側の接続部分から中学校の体育館の分電盤への接続部分までの電気設備をいう。
- (4) 中学校受電設備 中学校の体育館の商用系統電力とCGSの電力を切り替える電気設備をいう。
- (5) 地域コジェネレーションシステム 乙が天然ガス等を燃料として発電した20kWの電力を、災害および災害に準じる緊急事態（以下「災害等」という。）が発生した時に、前各号に規定する電気設備を用いて中学校に融通するシステムをいう。

（地域コジェネレーションシステムの整備）

第2条 乙は、CGSおよび電力供給設備ならびに低圧幹線を整備する。

- 2 乙は、前項の規定による整備に当たり、甲とその内容および費用に関して事前に協議するものとする。
- 3 甲は、中学校受電設備を整備する。
- 4 甲および乙は、地域コジェネレーションシステムを、令和3年3月31日までに整備するものとする。

（供給条件）

第3条 乙は、災害等により中学校の商用系統電力の供給が停止した場合に、CGSの電力を中学校に供給する。

- 2 乙は、中学校の商用系統電力の供給が再開した場合（以下「復電」という。）は、中学校へのCGSの電力の供給を終了する。
- 3 乙は、災害等が発生したときは、速やかにCGSを稼働させるものとする。
- 4 乙は、CGSが稼働できないことが明らかになった場合は、速やかに甲に連絡するとともに、この状態の解消に努めるものとする。

（供給の開始）

第4条 前条第1項の規定による電力の供給は、協定書第2条の規定による甲から乙への要請に基づき開始する。

- 2 前項の要請は、別に定める方法により行う。
- 3 乙は、第1項の規定による要請を受けた後、電力の供給が開始できない場合は、速やかに甲に連絡するとともに、開始に努めるものとする。
- 4 乙は、前項に規定する電力の供給が開始できない状態が解消し、中学校の商用系統電力の供給の停止を確認した場合は、甲に連絡のうえ、電力の供給を開始するものとする。
- 5 第1項および第2項の規定にかかわらず、乙は、中学校の商用系統電力の供給の停止を確認したときは、甲に連絡のうえ、電力の供給を開始することができる。

（供給の停止等）

第5条 乙は、第3条第1項の規定による電力の供給時に、CGSによる発電が困難な状況になった場合等中学校への電力の供給を停止しなければならない場合は、甲に連絡のうえ、電力の供給を停止

するとともに復旧に努めるものとする。ただし、緊急に電力の供給を停止しなければならないときは、この限りでない。

2 前項ただし書の規定による場合は、乙は電力の供給を停止した後、速やかに甲に連絡するとともに復旧に努めるものとする。

3 乙は、第1項に規定する電力の供給を停止した状態が解消し、中学校の商用系統電力の供給の停止を確認したときは、甲に連絡のうえ、電力の供給を開始するものとする。

(供給の終了)

第6条 第3条第1項の規定による電力の供給は、甲から乙への連絡に基づき終了する。

2 前項の連絡は、別に定める方法により行う。

3 前2項の規定にかかわらず、乙が復電を確認した場合、乙は中学校に連絡のうえ、電力の供給を終了するものとする。

(費用の負担割合等)

第7条 甲および乙は、CGSの整備に要する費用のそれぞれ2分の1を負担するものとする。ただし、乙が国等の補助を受けた場合は、その金額を甲の負担額から控除するものとする。

2 甲は、電力供給設備、低圧幹線および中学校受電設備の整備に要する費用を負担する。

3 乙は、CGSの日常、法定および臨時の点検（以下「保守」という。）ならびに修繕を実施し、これに要する費用を負担する。

4 乙は、電力供給設備および低圧幹線の日常および法定の点検を実施し、甲はこれに要する費用を負担する。

5 乙は、前項に定める日常または法定の点検の結果等により、臨時の点検または修繕の実施が必要と判断したときは、甲に連絡のうえ実施し、甲はこれに要する費用を負担する。

6 甲は、中学校受電設備の保守および修繕を実施し、これに要する費用を負担する。

7 甲および乙は、電力供給設備および低圧幹線のうち、乙の管理する建物に設置する部分の占用料の額を、国土交通省「道路占用料の額」を基準として、別途協議して定める。

8 甲および乙は、協定書第4条第3項に規定する電力料金の額を、災害等の発生直前における商用系統電力の価格を基準として、別途協議して定める。

(費用の支払)

第8条 甲は、電力供給設備および低圧幹線の日常および法定の点検に要する費用ならびに前条第7項の占用料について、乙の請求を受けてから当該年度末に一括して支払う。

2 甲は、電力供給設備および低圧幹線の臨時の点検および修繕の費用について、乙の請求を受けてから速やかに支払う。

3 甲は、前条第8項に定める電力料金について、乙の請求を受けてから速やかに支払う。

(損害賠償)

第9条 甲の責に帰すべき事由により、CGSまたは乙の設備に損害を与えまたは滅失させたときは、甲は、乙に対しその損害を賠償する。

2 乙の責に帰すべき事由により、電力供給設備、低圧幹線、中学校受電設備または甲の設備に損害を与えまたは滅失させたときは、乙は、甲に対しその損害を賠償する。

3 乙はその責に帰すことができない事由によりCGSから電力の供給ができないことにより甲に生じた損害に対しては、その責を負わないものとする。

(協議)

第10条 協定細目の解釈に疑義が生じた場合および協定細目に定めのない事項については、その都度、甲乙が誠実に協議して決定するものとする。

2 協定細目の内容に変更を加えようとするときは、その都度、甲乙が協議して定めるものとする。

協定細目を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を保有するものとする。

令和元年 8月 9日

東京都練馬区豊玉北六丁目 12 番 1 号
甲 練馬区
練馬区長 前川 燿 男

東京都練馬区高野台三丁目 1 番 10 号
乙 順天堂大学医学部附属練馬病院
院長 児島 邦 明

資料 13-010 地域コジェネレーションシステム整備に関する基本協定書

練馬区（以下「甲」という。）と公益社団法人地域医療振興協会（以下「乙」という。）は、災害拠点病院である公益社団法人地域医療振興協会練馬光が丘病院（以下「病院」という。）と医療救護所である練馬区立光が丘秋の陽小学校（以下「小学校」という。）における地域コジェネレーションシステム整備に関して、つぎのとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時のエネルギーセキュリティの確保を実現するために、甲が乙の協力を得ることにより、病院と小学校が一体となった地域コジェネレーションシステムを整備することを目的とする。

2 前項の地域コジェネレーションシステムの詳細な事項については、別途甲乙協議して定めるものとする。

（協力要請）

第2条 地域コジェネレーションシステムの整備後、甲は、小学校内において災害および災害に準じる緊急事態が発生し停電した場合において、乙に対し電力の提供を要請することができる。

（提供）

第3条 乙は、甲から前条の要請を受けたときは、乙の可能な範囲において、病院に整備するコジェネレーションにより発生する電気を、小学校へ供給するものとする。

（費用負担）

第4条 地域コジェネレーションシステムの整備に当たり、甲は、国庫補助等の対象事業となるよう乙に協力するとともに、整備に要する費用については、甲乙が協議のうえ、それぞれ応分の額を負担することとする。

2 地域コジェネレーションシステム全体の維持に関する費用については、甲乙が協議のうえ、それぞれ応分の額を負担することとする。

3 甲の要請に基づき、乙が供給した電力料金については有償とし、その額については別途定める。

（細目）

第5条 この協定を実施するための必要な事項の詳細については、別途甲乙協議して定めるものとする。

（協定の解除）

第6条 甲または乙の一方が本協定に違反し、または解除を申し出た場合は、甲乙協議のうえ、本協定の一部または全部を解除することができるものとする。

2 前項の定めにより、本協定の一部または全部を解除した場合において、甲または乙に損害が生じたときは、相手方はその損害を補償するものとし、その補償額は甲乙協議して定めるものとする。

（協議）

第7条 本協定書の解釈に疑義が生じた場合および本協定書に定めのない事項については、その都度、甲乙が誠実に協議して決定するものとする。

2 本協定の内容に変更を加えようとするときは、その都度甲乙の両者の協議により定めるものとする。

この協定書を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を保有するものとする。

令和2年 3月 24日

東京都練馬区豊玉北六丁目12番1号
甲 練馬区
練馬区長 前川 耀 男

東京都千代田平河町区二丁目 6 番 3 号
乙 公益社団法人地域医療振興協会
理事長 吉 新 通 康

資料 13-011 地域コジェネレーションシステム整備に関する協定細目

練馬区（以下「甲」という。）と公益社団法人地域医療振興協会（以下「乙」という。）とは、令和2年3月24日付けで締結した「地域コジェネレーションシステム整備に関する基本協定書」（以下「協定書」という。）第1条第2項および第5条に基づき、つぎのとおり協定の実施に必要な細目（以下「協定細目」という。）を定める。

（定義）

第1条 この協定細目において、つぎの各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) コジェネレーションシステム（以下「CGS」という。） 乙の施設に設置する高圧常用発電機およびこれに付随する高圧切替盤からなる電気設備をいう。
- (2) 電力供給設備 乙の施設に設置する、練馬区立光が丘秋の陽小学校（以下「小学校」という。）の体育館に電力を供給するための遮断機盤および変圧器盤ならびに逆電力継電器からなる電気設備をいう。
- (3) 低圧幹線 前号に規定する変圧器盤の二次側の接続部分から小学校体育館の分電盤の接続部分までの電気設備をいう。
- (4) 小学校受電設備 小学校の体育館の商用系統電力とCGSの電力を切り替える電気設備をいう。
- (5) 地域コジェネレーションシステム 乙が天然ガス等を燃料として発電した30kwの電力を、災害および災害に準じる緊急事態（以下「災害等」という。）が発生した時に、前各号に規定する電気設備を用いて小学校に融通するシステムをいう。

（地域コジェネレーションシステムの整備）

第2条 乙は、CGSおよび電力供給設備ならびに低圧幹線を整備する。

- 2 乙は、前項の電力供給設備および低圧幹線を甲に無償で譲渡するものとする。
- 3 乙は、第1項の規定による整備に当たり、甲とその内容および費用に関して事前に協議するものとする。
- 4 甲は、小学校受電設備を整備する。
- 5 甲および乙は、地域コジェネレーションシステムを、令和4年10月31日までに整備するものとする。

（供給条件）

第3条 乙は、災害等により小学校の商用系統電力の供給が停止した場合に、CGSによる電力を小学校に供給する。

- 2 乙は、災害等が発生したときは、速やかにCGSを稼働させるものとする。
- 3 乙は、CGSが稼働できないことが明らかになった場合は、速やかに甲に連絡するとともに、この状態の解消に努めるものとする。
- 4 乙は、小学校の商用系統電力の供給が再開した場合（以下「復電」という。）は、小学校へのCGSによる電力の供給を終了する。

（供給の開始）

第4条 前条第1項の規定による電力の供給は、協定書第2条の規定による甲から乙への要請に基づき開始する。

- 2 前項の要請は、別に定める方法により行う。
- 3 乙は、第1項の規定による要請を受けた後、電力の供給が開始できない場合は、速やかに甲に連絡するとともに、電力の供給の開始に努めるものとする。
- 4 乙は、前項に規定する電力の供給が開始できない状態が解消し、小学校の商用系統電力の供給の停止を確認した場合は、甲に連絡のうえ、電力の供給を開始するものとする。
- 5 第1項および第2項の規定にかかわらず、乙は、小学校の商用系統電力の供給の停止を確認したときは、甲に連絡のうえ、電力の供給を開始することができる。

（供給の停止等）

第5条 乙は、第3条第1項の規定による電力の供給時に、CGSによる発電が困難な状況になった場合等小学校への電力の供給を停止しなければならない場合は、甲に連絡のうえ、電力の供給を停止するとともに復旧に努めるものとする。ただし、緊急に電力の供給を停止しなければならないときは、この限りでない。

2 前項ただし書の規定による場合は、乙は電力の供給を停止した後、速やかに甲に連絡するとともに復旧に努めるものとする。

3 乙は、第1項に規定する電力の供給を停止した状態が解消し、小学校の商用系統電力の供給の停止を確認したときは、甲に連絡のうえ、電力の供給を開始するものとする。

(供給の終了)

第6条 第3条第1項の規定による電力の供給は、甲から乙への連絡に基づき終了する。

2 前項の連絡は、別に定める方法により行う。

3 前2項の規定にかかわらず、乙が復電を確認した場合、乙は小学校に連絡のうえ、電力の供給を終了するものとする。

(費用の負担割合等)

第7条 甲および乙は、CGSの整備に要する費用のそれぞれ2分の1を負担するものとする。ただし、乙が国等の補助を受けた場合は、その金額を甲の負担額から控除するものとする。

2 甲は、電力供給設備、低圧幹線および小学校受電設備の整備に要する費用を負担する。

3 乙は、CGSの日常、法定および臨時の点検（以下「保守」という。）ならびに修繕を実施し、これに要する費用を負担する。

4 乙は、電力供給設備および低圧幹線の日常および法定の点検を実施し、甲はこれに要する費用を負担する。

5 乙は、前項に定める日常または法定の点検の結果等により、臨時の点検または修繕の実施が必要と判断したときは、甲に連絡のうえ実施し、甲はこれに要する費用を負担する。

6 甲は、小学校受電設備の保守および修繕を実施し、これに要する費用を負担する。

7 甲および乙は、電力供給設備および低圧幹線のうち、乙の管理する建物に設置する部分の占用料の額を、国土交通省「道路占用料の額」を基準として、別途協議して定める。

8 甲および乙は、協定書第4条第3項に規定する電力料金の額を、災害等の発生直前における商用系統電力の価格を基準として、別途協議して定める。

(費用の支払)

第8条 甲は、前条第4項の費用および同条第7項の占用料について、乙の請求を受けてから当該年度末に一括して支払う。

2 甲は、前条第5項の費用について、乙の請求を受けてから速やかに支払う。

3 甲は、前条第8項に定める電力料金について、乙の請求を受けてから速やかに支払う。

(損害賠償)

第9条 甲の責に帰すべき事由により、CGSまたは乙の設備に損害を与えまたは滅失させたときは、甲は、乙に対しその損害を賠償する。

2 乙の責に帰すべき事由により、電力供給設備、低圧幹線、小学校受電設備または甲の設備に損害を与えまたは滅失させたときは、乙は、甲に対しその損害を賠償する。

3 乙はその責に帰することができない事由によりCGSから電力の供給ができないことにより甲に生じた損害に対しては、その責を負わないものとする。

(協議)

第10条 協定細目の解釈に疑義が生じた場合および協定細目に定めのない事項については、その都度、甲乙が誠実に協議して決定するものとする。

2 協定細目の内容に変更を加えようとするときは、その都度、甲乙が協議して定めるものとする。

協定細目を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を保有するものとする。

令和3年7月28日

甲 東京都練馬区豊玉北六丁目12番1号
練馬区

練馬区長 前川 耀 男

乙 東京都千代田平河町区二丁目6番3号
公益社団法人地域医療振興協会

理事長 吉新 通 康

資料 14-001 災害時における車両等障害物除去応急対策業務に関する協定書

練馬区（以下「甲」という。）と、社団法人東京都自動車整備振興会練馬支部（以下「乙」という。）との間において、災害時における応急業務に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、練馬区内に大規模な地震災害、風水害、その他の災害が発生し、または発生する恐れのある場合において、乙の積極的な協力を得ることにより、道路等における車両等障害物を除去し、応急対策業務（以下「業務」という。）にあたる。もって、緊急時の道路啓開に資することを目的とする。

（出動の要請）

第2条 甲は、乙に対し、災害の実状に応じて、練馬区地域防災計画に定める分掌事務に従い、所管部長から業務内容、日時、場所を指定して資機材労力等（以下「資機材等」という。）の出動を要請するものとする。

ただし、乙は、災害の状況により、応急対策が緊急性を要すると判断した場合は、甲と密接な連絡をとりながら、直ちに出勤し、その業務に従事することができる。

（資機材等の提供）

第3条 乙は、甲の要請があったときは、特別の理由がない限り、甲に対し資機材等を提供する。

（報告）

第4条 甲は、乙の提供した資器材等の数量および業務内容について、報告を受けるものとする。

（費用負担）

第5条 甲は、乙の供給した資器材等に要した費用を負担する。

（費用の請求）

第6条 乙は、業務終了後、甲の認定を受けて業務に要した通常のコ費用を、甲に対し請求するものとする。

（災害補償）

第7条 甲の要請に基づき出勤した者が、応急対策業務実施中に負傷し、若しくは疾病にかかり、または死亡した場合は、「災害応急措置業務従事者および水防従事者に対する災害補償に関する条例（昭和63年3月28日条例第11号）」に基づき、これを補償するものとする。

（資機材等の把握および報告）

第8条 乙は、あらかじめ、乙が災害時に出勤可能な資機材等を把握し、甲に報告するものとする。

2 前項の資機材等に、著しい変化があったとき、または甲の要請があったときは、乙はその状況を甲に報告する。

（看板の掲示）

第9条 甲は、乙の会員の承諾を得て、各店頭等に「練馬区災害応急措置業務協力員」の看板を掲示することができる。

（細目）

第10条 この協定を実施するため、必要な事項については、別に定める。

（協議）

第11条 この協定に定めのない事項、およびこの協定の解釈について疑義が生じたときは甲、乙協議のうえ決定するものとする。

上記協定締結の証として、本協定書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各1通を保有するものとする。

平成8年3月21日

甲 東京都練馬区豊玉北六丁目12番1号
練馬区長 岩波 三郎

乙 東京都練馬区南田中三丁目25番15号
社団法人 東京都自動車整備振興会
練馬支部長 谷 治 和 雄

資料 14-002 災害時における車両等障害物除去応急対策業務に関する協定細目

「災害時における車両等障害物除去応急対策業務に関する協定書」（以下「協定書」という。）第10条に基づく細目は、次のとおりとする。

（要請手続）

第1条 協定書第2条に定める甲の要請は、車両等障害物除去応急対策業務要請書（別記第1号様式）により乙に対して行うものとする。ただし、文書を持って要請するいとまがないときは、口頭で要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。

（報告）

第2条 乙は、協定書第4条に定める報告について、出動の際には、出動報告書（別記2号様式）により、業務終了の際には、終了報告書（別記3号様式）により速やかに甲に報告するものとする。

（請求手続）

第3条 協定書第6条に定める費用の請求は、車両等障害物除去応急対策業務費用請求書（別記第4号様式）により請求するものとする。

（資機材等の把握および報告）

第4条 乙は、協定書第8条に定める資機材等の報告を、出動可能資機材等報告書（別記第5号様式）により、甲に報告するものとする。

（訓練）

第5条 乙が、甲の実施する訓練に参加を要請された場合は、特別の理由がない限り協力するものとする。また、必要に応じて、訓練参加に関しての協議を行うものとする。

2 訓練参加に要する費用弁償は、災害発生時と同様とする。

（連絡継送）

第6条 乙に所属する各会員への連絡継送は、乙が行う。

資料 14-003 道路障害物除去等応急災害対策業務に関する協定書

練馬区（以下「甲」という。）と練馬区内建設関係3団体（以下「乙」という。）は、災害時における道路障害物除去等応急災害対策業務に関して、つぎのとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、練馬区地域防災計画に基づき、甲が災害時に行う建築物その他の工作物の崩壊および損壊に伴う道路障害物除去等応急災害対策業務（以下「業務」という。）について、乙の協力を得ることにより、当該業務の円滑な実施に資することを目的とする。

（出動の要請）

第2条 甲は、災害の状況に応じ、乙に対し業務を実施するための出動（以下「出動」という。）を要請するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、乙は、緊急性を要すると認めたときは甲と密接な連絡をとりながら、直ちに出動することができる。

（費用弁償等）

第3条 甲は、乙が前条の規定により出動し、業務を実施したときに要した費用（当該業務に要する費用として甲が認めるものに限る。）を負担する。

（災害補償）

第4条 甲の要請に基づき出動した者が、業務の実施中に負傷し、疾病にかかり、または死亡した場合で、他の法令その他により補償が受けられないときは、練馬区災害応急措置業務従事者および水防従事者に対する損害補償に関する条例（昭和63年3月練馬区条例第11号）に基づき、これを補償するものとする。

（訓練への参加）

第5条 乙は、甲が実施し、または後援する訓練に参加するように努めるものとする。

2 前項に規定する訓練に参加したときに要した費用は、原則として乙の負担とする。

（協定期間）

第6条 この協定書の有効期間（以下「協定期間」という。）は、協定締結の日から平成29年3月31日までとする。

2 前項の協定期間の満了する日の3か月前までに、甲または乙から何らの意思表示がないときは、協定期間は更に3年間更新されるものとし、その後もまた同様とする。

（協定細目）

第7条 この協定の実施に関して必要な事項は、別に協定細目を定める。

（協議）

第8条 この協定に定めのない事項およびこの協定に疑義が生じたときは、甲と乙が協議して定めるものとする。

この協定を締結することにより、平成7年12月22日に締結した「災害時における人命救助・道路啓開等応急対策業務に関する協定および同協定細目」および、平成17年7月20日に締結した「人命救助・道路障害物除去等応急災害対策業務に関する協定書」は、破棄する。

この協定を証するため協定書を4通作成し、甲乙両者記名押印のうえ、各自1通を保管する。

平成27年3月10日

甲 東京都練馬区豊玉北六丁目12番1号
練馬区長 前川 燿男

乙 東京都練馬区石神井台七丁目18番16号
練馬土木協会
会 長 山本 康弘

東京都練馬区高松六丁目2番18号
一般社団法人 練馬環境造園協会
理事長 高橋 一輔

東京都練馬区中村北一丁目13番13号
東京都電気工事工業組合 練馬地区本部
地区本部長 山本 薫

資料 14-004 道路障害物除去等応急災害対策業務に関する協定細目

練馬区（以下「甲」という。）と練馬区内建設関連3団体（以下「乙」という。）は、平成27年3月10日付けで締結した「道路障害物除去等応急災害対策業務に関する協定書」（以下「協定書」という。）第7条に基づき、つぎのとおり協定細目を定める。

（業務内容）

第1条 乙は、適正な規模による災害対策協定業者作業チーム（以下「協定チーム」という。）を編成し、災害時における建築物その他の工作物の崩壊、損壊に伴う啓開路線等の調査、報告および道路障害物除去ならびに応急復旧等の災害対策業務（以下「業務」という。）を行う。

（組織体制）

第2条 協定チームは、乙に属する会社の社員および協力員を持って構成し、乙が選出する。

2 甲は、乙が選出した協定チームを練馬区災害対策土木部における東部、西部土木復旧班（以下「土木復旧班」という。）に配置する。

3 協定チームは、土木復旧班長の指揮下に入る。

4 甲は、乙が選出した協定チームを次のとおり編成し乙に報告する。

(1) 自主的に啓開路線およびその他の道路等の業務を行う「自主協定チーム」

(2) 土木復旧班長の指揮のもと道路等の業務を行う「指揮協定チーム」

（協定チームの出動）

第3条 土木復旧班長は、乙に対し出動要請書または電話等で協定チームの出動を要請することができる。ただし、練馬区において震度5弱以上の地震が発生した場合は、協定チームは土木復旧班長の出動要請を待たずに、予め指定された箇所に出動し業務にあたる。

なお、震度5弱以上の地震の発生の確認は、報道機関、防災行政無線放送等で確認する。

（協定チームの参集、業務開始、終了の報告）

第4条 自主協定チームは、乙が指定する参集場所に参集後、チームリーダーが参集時間、参集人員および機材等を土木復旧班長に報告し、速やかに業務を開始する。

2 指揮協定チームは、土木復旧班に参集後、チームリーダーが参集時間、参集人員および機材等を土木復旧班長に報告し、土木復旧班長の指示を受けて業務を開始する。

3 協定チームは業務が長時間にわたる場合は、1時間毎に土木復旧班長に中間報告をする。

4 協定チームは、業務が完了した場合、土木復旧班長に業務完了を報告し、所定の場所で待機する。

5 協定チームは、土木復旧班長から出動または再出動の要請があった場合は速やかに出動し業務を行う。

6 土木復旧班長は業務の必要性がなくなった場合、協定チームに報告することによって業務を終了する。

（業務報告書の作成および請求）

第5条 乙は、業務終了後、各協定チームが作成した業務報告書および集計表を取りまとめ、速やかに土木復旧班長に提出する。

2 土木復旧班長は、業務報告書および集計表を速やかに確認し乙に報告する。

3 乙は、業務に要した費用について、甲に請求する。

（表示物品の着用）

第6条 協定チームは、予め甲が配布する災害協定業者である旨の表示物を着用し業務を遂行する。

（資機材等の調査）

第7条 乙は、毎年4月に協定チームの編成および資機材の保有状況を甲に報告する。

2 甲は、乙の報告の下、必要に応じて協定チーム編成および担当する啓開路線の見直し等を行い、乙に報告する。

（協力要請）

第8条 甲は、啓開路線の見直し等が必要となったとき、乙に調査等の協力を要請することができる。

（防災訓練等）

第9条 乙は、甲が実施または後援する訓練に参加を要請された場合、これに積極的に協力する。

(協定細目の変更)

第10条 協定細目について疑義が生じたとき、または実施に関して必要な事項については、甲乙協議の上、変更する。

平成27年3月10日

甲 東京都練馬区豊玉北六丁目12番1号
練馬区長 前川 耀男

乙 東京都練馬区石神井台七丁目18番16号
練馬土木協会
会 長 山本 康弘

東京都練馬区高松六丁目2番18号
一般社団法人 練馬環境造園協会
理事長 高橋 一輔

東京都練馬区中村北一丁目13番13号
東京都電気工事工業組合 練馬地区本部
地区本部長 山本 薫

資料 14-005 災害時における資機材等の供給に関する協定書

練馬区（以下「甲」という。）と〇〇（以下「乙」という。）は、災害時における資機材等の供給について、つぎのとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、練馬区地域防災計画に基づき、甲が災害時に行う応急対策業務（以下「災害業務」という。）に対する乙の協力に関し、必要な事項を定めるものとする。

（協力の要請）

第2条 甲は、災害業務を実施する必要が生じたときは、乙に対し、乙が保有する資機材等の供給を要請することができるものとする。

2 甲は、前項の規定による要請について、つぎに掲げる事項を明らかにした 文書により行うものとする。ただし、文書により行うことが困難なときは、この限りでない。

- (1) 要請の理由
- (2) 資機材等の品名および数量
- (3) 資機材等の納入日時および納入場所
- (4) その他必要な事項

（協力の実施）

第3条 乙は、特段の事由がある場合を除き、前条の規定により協力の要請を受けたときは、甲の定めた職員の指示および要請事項に従い、速やかに資機材等を供給するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、乙による資機材の輸送が困難な場合は、甲が協定を締結している団体等が行うことができるものとする。

（経費の負担）

第4条 資機材等の供給により乙が要した経費については、甲の負担とし、適正な請求書を受理してから30日以内に支払うものとする。

（災害補償）

第5条 甲の要請に基づき出動した者が、災害業務の実施中に負傷し、疾病にかかり、または死亡した場合で、他の法令その他により補償が受けられないときは、練馬区災害応急措置業務従事者および水防従事者に対する損害補償に関する条例（昭和63年3月練馬区条例第11号）に基づき、これを補償するものとする。

（連絡体制の確認等）

第6条 この協定による協力を円滑に行うため、甲乙双方は毎年4月に連絡体制の確認を行うとともに、協定に関する甲の調査に乙は協力するものとする。

（協定期間）

第7条 この協定書の有効期間（以下「協定期間」という。）は、協定締結の日から平成29年3月31日までとする。

2 前項の協定期間の満了する日の3か月前までに、甲または乙等から何らの 意思表示がないときは、協定期間は更に3年間更新されるものとし、その後 もまた同様とする。

（協議）

第8条 この協定に定めのない事項およびこの協定に疑義が生じたときは、甲と乙が協議して定めるものとする。

この協定を証するため協定書を2通作成し、甲乙両者記名押印のうえ、各自1通を保管する。

平成27年3月10日

甲 東京都練馬区豊玉北六丁目12番1号
 練馬区長 前川 耀男

乙 ○○○○○○○○○○○
 ○○○○○○○○○○○
 ○○○ ○○ ○○

※協定締結先は以下のとおり。

災害時における資機材等の供給に関する協定書締結一覧

No.	協定事業者	代表者	住所
1	株式会社アクティオ	代表取締役社長 小沼 光雄	東京都中央区日本橋三丁目12番2号 朝日ビルディング7階
2	株式会社カナモト	代表取締役 金本 寛中	北海道札幌市中央区大通東三丁目1番 19号
3	株式会社サンペイ	代表取締役社長 三瓶 靖	東京都板橋区新河岸二丁目9番5号
4	株式会社鳴浜リース	代表取締役 川津 基	東京都豊島区東池袋四丁目39番1号 ナルハマビル
5	株式会社レンタルの ニッケン	練馬営業所所長 村上 公一	東京都練馬区高松三丁目5番4号

資料 14-006 緊急時における樹木管理作業等に関する協定

緊急時における樹木管理作業等に関し、練馬区（以下「甲」という。）と一般社団法人練馬環境造園協会（以下「乙」という。）との間において、つぎのとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、暴風雨、豪雪、洪水等の自然災害により甲が管理する道路、河川および公園等の機能に損害が生じ、その機能を保全するため緊急に樹木管理作業等をする必要がある場合、乙の積極的な協力を得ることを目的とする。

（業務責任者の指定）

第2条 乙は、あらかじめ各公園出張所を単位とし、乙に属する会員の中から業務責任者を指定するものとする。

2 乙は、業務責任者を指定し、または変更をしたときは、直ちに書面をもって、甲に通知するものとする。

（出動の要請）

第3条 甲は、乙に対し、被害の実情に応じた作業内容、日時および場所を指定し、文書または電話等の連絡方法により出動を要請する。

2 乙は、前項の要請を受けたときは、甲と密接な連携をとりながら、直ちに出動し、作業に従事するものとする。

（事故等の補償）

第4条 乙は、前条に基づき、出動を要請された樹木管理作業等で発生した事故による建物の破損および第三者に対する被害については、乙の責任において補償するものとする。ただし、甲の責に帰すべき事由により生じたものについては、甲がこれを処理し、補償するものとする。

（報告）

第5条 乙は、樹木管理作業等が完了したときは、直ちに報告書をもって甲に報告し、確認を受けなければならない。

（事後の処理）

第6条 甲は、前条による確認が終了したときは、直ちに練馬区工事施行規程（昭和51年4月練馬区訓令甲第7号）に基づき所定の手続をとるものとする。

2 前項の作業費は、土木工事積算基準に基づき積算するものとし、諸経費算定の工種区分は、公園維持工事の例によるものとする。ただし、これによりがたいときは、甲、乙協議の上決定するものとする。

（協定期間および更新）

第7条 この協定期間は、協定締結の日から当該年度末までとし、以後4月1日から翌年3月31日までとする。ただし、期間満了の日の3か月前までに甲、乙いずれかから協定解除または変更の申し出がないときは、さらに1年間延長するものとし、以後はこの例によるものとする。

（協議）

第8条 この協定に定めのない事項、およびこの協定の解釈について疑義が生じたときは、甲、乙協議の上決定するものとする。

上記協定締結の証として、本協定書2通を作成し、双方記名押印のうえ、各1通を保有する。

令和3年9月1日

甲 東京都練馬区豊玉北六丁目12番1号
練馬区
練馬区長 前川 燿 男

乙 東京都練馬区高松六丁目2番18号
一般社団法人 練馬環境造園協会
理事長 荻野 淳 司

資料 15-001 災害時等の練馬区と日本救助犬協会との協力に関する協定書

災害時における応急業務等に関し、練馬区を「甲」とし、特定非営利活動法人日本救助犬協会を「乙」とし、甲乙間において、つぎのとおり協定を締結する。

(主 旨)

第1条 この協定は、練馬区内に地震、台風その他の災害が発生した際に、甲および乙が行う災害応急業務その他についての相互協力に関し、必要な事項を定める。

(協力内容)

第2条 協力の内容は、つぎの事項とする。

- (1) 乙は、練馬区内の災害現場において、甲が救助活動のために救助犬の出動を要請した場合に人命等捜索活動を行う。
- (2) 甲および乙は、その他この業務に関して必要な協力を行う。

(協力要請等の手続)

第3条 甲が乙に協力を要請するときは、理由、業務内容、日時、実施場所その他必要事項を明らかにして要請しなければならない。ただし、第2条第1号に定める業務については、その暇が無いときは、乙の判断により災害応急業務を開始して、事後速やかに甲に通知する。

2 救助犬の出動頭数は、災害種別、規模および捜索範囲等を考慮し、その都度甲と乙とで協議して定める。

3 乙は第1項による要請を受けたときは、速やかに乙に属する会員（以下「会員」という。）に対して、救助犬の出動を命ずる。

(協力の履行)

第4条 乙は、第3条第1項による要請を受けた事項に関して、特別な理由がない限り、誠意を持って必要な業務を行わなければならない。

2 会員は、救助犬とともに出動したときは、原則として、甲の現場責任者の指揮の下に人命等捜索活動を行う。

3 防災訓練および防災教育への出動については、別に甲乙協議して決める。

(連絡調整)

第5条 この協力に関わる連絡調整については、練馬区危機管理室防災課長の職にある者と日本救助犬協会練馬支部長とが行う。

(活動の終了)

第6条 この協定による人命等捜索活動の終了は、甲の現場責任者が活動の終了を告げたとき、または救助犬による人命等捜索活動の続行が不可能となったときとする。

(費用の請求および支払い)

第7条 乙は人命等捜索活動終了後、甲に対してその業務にかかる費用を請求することができる。

2 甲は、乙から前項の請求があったときは、業務内容等を精査して、速やかにその費用を支払う。

3 前2項の規定にかかわらず、第4条第3項の協力に関しては、全て乙の負担とする。

(損害補償)

第8条 この協定に基づく会員ならびに救助犬の業務および訓練等に伴って生じた損害（第三者に対する損害も含む。）は、乙および会員の責任において負担する。

2 前項の規定にかかわらず、この協定に基づく人命等捜索活動に従事した会員が、その業務により死亡し、負傷し、または疾病にかかり、かつ他の法令その他により保障がなされない場合は、災害応急措置業務従事者および水防従事者に対する損害補償に関する条例（昭和63年3月練馬区条例第11号）の規定に基づき、甲が補償する。

(会員等の名簿提出)

第9条 乙は、毎年1回、甲に対して会員および救助犬の名簿を提出し、甲はその名簿を登録する。
その名簿に異動を生じた場合、乙は甲に対して随時通知するものとする。

(連絡会)

第10条 甲および乙は、この協定が円滑に運用されるため、必要に応じて連絡会を開催する。

(協定期間および更新)

第11条 この協定の有効期間は、平成16年6月1日から平成17年3月31日までとする。

2 前項の期間満了の3か月前までに、甲または乙のいずれからこの協定を解除または改定する意思表示がないときは、さらに1年間有効期間を延長するものとし、以後この例による。

(協議)

第12条 この協定に定めのない事項ならびにこの協定の解釈について疑義が生じたときは、甲乙協議のうえ決定する。

甲と乙は、本協定書を3通作成し、それぞれ記名押印のうえ、甲が1通、乙が2通を保有する。

平成16年5月28日

甲 練馬区豊玉北六丁目12番1号
練馬区長 志村 豊志郎

乙 東京都中野区中野五丁目67番6号
ビジネスハイツ中野701号
特定非営利活動法人日本救助犬協会
理事長 小澤 宏之

東京都練馬区練馬三丁目4番13号
特定非営利活動法人日本救助犬協会
練馬支部
支部長 川合 一夫

※ 「練馬支部」は「特定非営利活動法人日本救助犬協会」に統合

※ 第5条「練馬区危機管理室防災課長」は令和6年3月現在「練馬区危機管理室防災計画課長」の職にある者とする

資料 15-002 緊急時における土木工事等に関する協定

緊急時における土木工事等に関し、練馬区（以下「甲」という。）と練馬土木協会（以下「乙」という。）との間において、つぎのとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、暴風雨、豪雪、洪水およびその他の原因により甲が管理する道路および河川の機能に損害が生じ、その機能を保全するため、緊急に土木工事等の施工をする必要が生じたとき、乙の積極的な協力を得ることを目的とする。

（工事責任者の指定）

第2条 乙は、あらかじめ各土木出張所を単位とし、乙に属する会員の中から工事責任者を指定するものとする。

2 乙は、工事責任者を指定し、または変更をしたときは、直ちに書面をもって、甲に通知するものとする。

（出動の要請）

第3条 甲は、乙に対し、被害の実情に応じた工事内容、日時および場所を指定し、文書または電話等の連絡方法により出動を要請する。

2 乙は、前項の要請を受けたときは、甲と密接な連携をとりながら、直ちに出動し、工事に従事するものとする。

（事故等の補償）

第4条 乙は、前条に基づき、出動を要請された土木工事等の作業で発生した事故による建物の破損および第三者に対する被害については、乙の責において補償するものとする。ただし、甲の責に帰すべき事由により生じたものについては、甲がこれを処理し、補償するものとする。

（報告）

第5条 乙は、土木工事等が完了したときは、直ちに報告書をもって甲に報告し、確認を受けなければならない。

（事後の処理）

第6条 甲は、前条による確認が終了したときは、直ちに練馬区工事施行規程に基づき所定の手続をとるものとする。

2 前項の工事費は、土木工事積算基準に基づき積算するものとし、諸経費算定の工種区分は、道路維持工事の例によるものとする。ただし、これによりがたいときは、甲、乙協議の上決定するものとする。

（協定期間および更新）

第7条 この協定期間は、協定締結の日から当該年度末までとし、以後4月1日から翌年3月31日までとする。ただし、期間満了の日までに甲、乙いずれかからの協定解除または変更の申し出がないときは、さらに1年間延長するものとし、以後はこの例によるものとする。

（協議）

第8条 この協定に定めのない事項、およびこの協定の解釈について疑義が生じたときは、甲乙協議のうえ決定するものとする。

上記協定締結の証として、本協定書2通を作成し、双方記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成26年10月28日

甲 東京都練馬区豊玉北六丁目12番1号
練馬区
練馬区長 前川 燿 男

乙 東京都練馬区石神井台七丁目18番16号
練馬土木協会
会 長 東京都練馬区石神井台七丁目18番16号
三英建設株式会社(事務局)
代表取締役会長 山 本 康 弘

資料 15-003 災害時における練馬区と区内三警察署と練馬建物解体業協会との協力連携に関する協定書

災害時における迅速で機動的な応急救助活動の実現に関し、練馬区（以下「甲」という。）と、練馬・光が丘・石神井の三警察署（以下「乙」という。）と練馬建物解体業協会（以下「丙」という。）との間において、つぎのとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、練馬区内で地震、台風その他の災害が発生し、甲および乙が各種の応急救助活動を実施する際に、迅速で機動的な応急救助活動を実現していくうえで必要な丙の協力と甲乙丙の連携に関して必要な事項を定め、もって、災害による練馬区民の生命財産上の被害を可能な限り軽減することを目的とする。

（相互の役割および協力連携）

第2条 甲乙丙は、前条の目的を達成するため、災害時に、つぎの基本的役割を分担するとともに、相互に協力連携する。

(1) 甲は、各避難拠点において避難拠点運営連絡会や地域の町会・自治会、PTA、民生委員等と協力して、拠点地域内の被災現場に関する情報の迅速な収集に努める。

(2) 乙は、各署管内のすべての避難拠点に警察官を派遣するなど区内全域の被災現場情報の収集にあたりるとともに、丙の協力を得て救出重機部隊を編成し、迅速で機動的な応急救助活動を実現する。

(3) 丙は、救出用重機と搬送車、オペレーターからなる救出重機部隊を編成して、または、重機や搬送車、オペレーターを提供して、人命救出をはじめ各種の応急救助活動に参加する。

2 甲乙丙は、災害時に本協定を履行するうえで必要となる「三者共同の連携指針」について定め、また、三者連携の活動範囲を拡大し精度を高めて、区全域にわたる官民協働の緊急初動システムを形成していくために、平常時から、相互に連携して図上訓練や実動訓練に努める。

（費用負担）

第3条 本協定に基づく応急救助活動は、甲が行う応急救助業務の一環であることから、丙は、これに要する費用等について、災害救助法（昭和22年法律第118号）の認める範囲において甲に請求することができる。

2 丙に対する費用等の支払いを的確に行うために、丙およびその応急救助活動に関与した避難拠点要員等は、災害救助法所定の応急活動に関する情報を、練馬区災害対策本部に速やかに報告する。

（損害補償）

第4条 この協定に基づき災害時の業務に従事した丙の従業員が、当該業務により負傷もしくは疾病にかかりまたは死亡した場合で、かつ、他の法令その他により補償を受けることができない場合は、甲は災害応急措置業務従事者および水防従事者に対する損害補償に関する条例（昭和63年3月練馬区条例第11号）の規定に基づき、損害補償を行う。

（協定期間および更新）

第5条 この協定の有効期間は、協定を締結した日から平成19年3月31日までとする。

2 前項の期間満了の3か月前までに、甲乙丙のいずれからこの協定を解除または変更する意思表示がないときは、更に1年間有効期間を延長するものとし、以後同様とする。

（協議）

第6条 この協定に定めのない事項およびこの協定書の解釈について疑義が生じたときは、甲乙丙協議のうえ決定する。

この協定の締結を証するため、本協定書を5通作成し、甲乙丙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成18年5月22日

甲 練馬区豊玉北六丁目12番1号
練馬区長 志村 豊志郎

乙 練馬区豊玉北五丁目2番7号
練馬警察署長 中田 喜代榮

練馬区光が丘二丁目9番8号
光が丘警察署長 樋ノ口 但

練馬区石神井町六丁目17番26号
石神井警察署長 中野 良一

丙 練馬区北町七丁目7番4号
練馬建物解体業協会
会長 広野 俊秀

資料 15-004 災害時における応急対策活動の協力に関する協定書

災害時における応急対策活動の協力に関し、練馬区を「甲」とし、警視庁〇〇警察署を「乙」とし、〇〇を「丙」として、甲乙丙間において、つぎのとおり協定を締結する。

(趣 旨)

第1条 この協定は、練馬区内に地震、台風その他の災害が発生し、甲および乙が災害応急業務その他を実施する際に、丙が行う協力に関して、必要事項を定める。

(協力の内容)

第2条 丙が行う協力の内容は、つぎの事項とする。

- (1) 災害時に、丙が自ら保有または使用する建設用重機その他を、甲および乙に対してできうる範囲内で提供すること。
- (2) 災害時に、丙およびその従業員を人命救助活動等、甲または乙の要請に応じて、できうる範囲内で提供すること。

(協力要請等)

第3条 甲および乙が、丙に協力を要請する時は、丙と協議の上、業務内容・場所等必要な事項を明らかにして要請するものとする。ただし、丙は、災害の状況により応急対策が緊急性を要すると判断した場合は、甲および乙の要請によらず自らの意思に基づいて直ちに出動し、災害対策業務に従事することができる。

(協力の履行)

第4条 丙は、要請を受けた事項に関して誠意を持って必要な業務を行うものとする。

(費用負担)

第5条 丙は、応急対策活動終了後、次に掲げる事項に関して甲に対してこの活動に要した費用を請求することができる。その他の費用に関しては丙の負担とする。

- (1) 重機や車両等に使用した燃料費
- (2) 明らかにこの活動に起因して生じた故障等に関する修繕費

(損害補償)

第6条 この協定に基づき災害時の業務に従事した丙の従業員が、当該業務により負傷もしくは疾病にかかりまたは死亡した場合で、かつ、他の法令その他により補償を受けることができない場合は、甲は災害応急措置業務従事者および水防従事者に対する損害補償に関する条例（昭和 63 年 3 月練馬区条例第 11 号）の規定に基づき、損害補償を行う。

(防災訓練)

第7条 丙は、甲または乙が実施する防災訓練に、可能な範囲で参加するように努めるものとする。なお防災訓練への協力に関しては原則として丙の負担とする。

(協定期間および更新)

第8条 この協定の有効期間は、協定を締結した日から平成 年 月 日までとする。

2 前項の期間満了の3か月前までに、甲乙丙のいずれからもこの協定を解除または変更する意思表示がないときは、更に1年間有効期間を延長するものとし、以後同様とする。

(協 議)

第9条 この協定に定めのない事項ならびにこの協定書の解釈について疑義が生じたときは、甲乙丙協議のうえ決定する。

この協定の締結を証するため、本協定書を3通作成し、甲乙丙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成 年 月 日

甲 練馬区豊玉北六丁目12番1号
練馬区長 志村 豊志郎

乙 練馬区〇〇△丁目△番△号
警視庁〇〇警察署長 〇 〇 〇 〇

丙 練馬区〇〇△丁目△番△号
〇〇〇〇
代表者 〇 〇 〇 〇

※ 本協定は、区内警察署（練馬警察署・光が丘警察署・石神井警察署）と区内の協力企業各社との協定

災害時における応急対策活動の協力に関する協定書締結事業者一覧

練馬警察署

番号	協定事業者	代表者	住所
1	木村産業車輛株式会社	代表取締役社長 木村繁樹	向山四丁目16番1号
2	株式会社ヤマジヨウ	代表取締役社長 安田三雄	中野区上鷺宮四丁目20番18号
3	藤岡建設株式会社	代表取締役社長 加藤 昇	下石神井一丁目7番20号
4	三球電機株式会社	代表取締役社長 笠原建二	貫井五丁目24番18号
5	有限会社弥栄運輸	代表取締役社長 木村伸樹	高松二丁目28番17号
6	中の宮観光株式会社	代表取締役社長 増田 勲	春日町四丁目18番9号
7	有限会社大栄観光バス	代表 吉野龍二	平和台四丁目23番12号
8	有限会社須山興業	代表取締役社長 須山明雄	田柄四丁目20番30号
9	株式会社イナダ電工	代表取締役社長 稲田了恩	豊玉中三丁目21番12号

光が丘警察署

番号	協定事業者	代表者	住所
1	森屋興業株式会社	代表取締役 森屋正治	北町七丁目12番5号
2	株式会社フレッツ	代表取締役社長 川原伸一	谷原四丁目10番2号
3	旭建材株式会社	代表取締役 五十嵐力男	高松五丁目19番18号
4	株式会社前田電設	代表取締役 前田 意利	土支田二丁目17番2号
5	有限会社豊英電工	代表取締役社長 佐藤英夫	土支田二丁目23番13号
6	芹澤建材株式会社	代表取締役社長 芹澤豊成	土支田三丁目19番17号
7	池田建設株式会社	代表 池田 重雄	高野台二丁目24番7号
8	富士川工業株式会社	代表 福田 夏美	高野台二丁目24番7号
9	株式会社日本土木	代表 川上 留美	高野台二丁目24番7号

石神井警察署

番号	協定事業者	代表者	住所
1	株式会社山本プラスター	代表取締役社長 山本忠雄	南大泉五丁目24番22号
2	かぶらぎ建設株式会社	代表取締役社長 蕪木義忠	南大泉五丁目6番57号
3	並木石材店	代表取締役社長 並木清一	南大泉五丁目6番77号
4	加藤工業株式会社	代表取締役社長 加藤弘良	南大泉五丁目8番18号
5	豊華園造園株式会社	代表取締役社長 永井信明	大泉学園町六丁目19番16号
6	五味建設株式会社	代表取締役社長 五味 章	南大泉五丁目21番20号
7	株式会社 日立コーポレーション	代表取締役社長 立花孝之	向山四丁目35番21号
8	立花建設株式会社	代表取締役社長 立花武士	高野台二丁目 27 番 25 号
9	株式会社増島組	代表取締役社長 増島隆行	高野台三丁目11番12号
10	株式会社シマ建設	代表取締役社長 矢島優憲	豊玉上二丁目4番13号
11	福山建設株式会社	代表取締役社長 福山修一	上石神井南町5番20号

資料 15-005 災害時における応急対策業務の協力に関する協定書

練馬区（以下「甲」という）と練馬環境造園協会（以下「乙」という）は、災害時における応急対策業務の協力に関して、つぎのとおり協定を締結する。

第1条 この協定は、練馬区内に地震等の災害が発生した際に、甲が行う災害応急業務についての乙の協力に関し、必要な事項を定める。

（協力の内容）

第2条 協力の内容は、つぎの事項とする。

- (1) 練馬区内に地震等の災害が発生し、甲が災害応急対策を実施する場合において、乙が所有する車両・資材・労力等を提供し、地域の区民防災組織、警察・消防その他の行政機関等とともに、被災者の救助や搬送活動を行うこと。
- (2) 甲の避難拠点に参集し、避難拠点の運営に協力すること。

（協力要請等の手続）

第3条 前条第1号の協力を要請するときは、甲は乙に対して業務内容、実施場所その他必要事項を明らかにして文書で要請しなければならない。ただし、要請を行ういとまのないときは、乙または乙の構成員の判断により協力の内容に定められた業務を開始して、事後に乙が甲に通知する。

2 前条第2号の協力に関して、乙は甲の避難拠点に自主的に参集し、甲の避難拠点要員等とともに業務を開始する。

（協力の履行）

第4条 乙は、甲の要請を受けた事項に関して、特別な理由がない限り、誠意を持って必要な業務を行う。

（費用負担）

第5条 甲は、乙が提供した資機材等に要した費用を負担する。ただし、避難拠点への参集のみでなら資機材等を要しなかった場合は無償とする。

2 前項の負担につき疑義が生じたときは、甲および乙が協議し、負担すべき額を決定する。

（損害補償）

第6条 この協定に基づき災害時の業務に従事した乙の従業員が、当該業務により負傷もしくは疾病にかかりまたは死亡した場合で、かつ、他の法令により補償を受けることができない場合は、甲は災害応急措置業務従事者および水防従事者に対する損害補償に関する条例（昭和63年3月練馬区条例第11号）の例により、損害補償を行う。

（平常時の活動）

第7条 乙は、平常時において甲の避難拠点における会議等にできうる限り参加するよう努めるものとする。

2 甲は乙と協力し、平常時において防災講習会等を開催し、広く防災意識の啓発に努めるものとする。

（訓練等）

第8条 乙は、甲が実施・後援する防災訓練等に積極的に参加するよう努めるものとする。この場合において、訓練参加に要する経費等は原則乙の負担とする。

（連絡調整）

第9条 この協力に関わる連絡調整については、あらかじめ事前に双方が指定した者が行う。

（協定期間および更新）

第10条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成21年3月31日までとする。

2 前項の期間満了の3か月前までに、甲または乙のいずれからこの協定を解除または変更する意思表示がないときは、更に1年間有効期間を延長するものとし、以後同様とする。

(協定破棄)

第11条 この協定を締結することにより、甲と乙との間で平成7年12月22日に締結した災害時における人命救助・道路啓開等応急対策業務に関する協定および同協定細目は、破棄する。

(協議)

第12条 この協定に定めのない事項およびこの協定の解釈について疑義が生じたときは、甲乙協議のうえ決定する。

この協定の締結を証するため、本協定書を2通作成し、甲・乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成20年2月26日

甲 練馬区豊玉北六丁目12番1号
練馬区長 志村 豊志郎

乙 練馬区高松六丁目2番18号
練馬環境造園協会
理事長 高橋 一輔

資料 16-001 災害時における応急対策業務の協力に関する協定書

練馬区（以下「甲」という。）と練馬区設備防災協力会（以下「乙」という。）は、災害時における応急対策業務の協力に関して、つぎのとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、練馬区の区域内（以下「区内」という。）に地震、風水害その他の災害が発生し、または発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）に、甲が行う応急対策業務についての乙の協力に関し、必要な事項を定める。

（協力の内容）

第2条 前条に規定する乙が行う協力の内容は、つぎに掲げる業務とする。

- (1) 避難拠点の給排水設備等に関する応急点検・修理に従事すること。
- (2) 避難拠点の仮設トイレの設置および甲が行う応急対策業務に必要な資器材の提供に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、甲が特に必要と認める業務に従事すること。

（協力要請等の手続）

第3条 甲が乙に協力を要請するときは、要請内容、実施場所その他必要事項を記載した要請書（第1号様式）により行うものとする。ただし、時間的な余裕がないとき等は、甲は電話等の方法により、乙に協力を要請し、その後速やかに書面により通知するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、区内で震度5弱以上の地震が発生し、甲が避難拠点を開設したときは、乙または乙の構成員は、甲から協力の要請があったものとみなして乙の判断で前条各号に掲げる業務に当たるものとし、業務終了後、その内容を速やかに甲に報告するものとする。

（協力の履行）

第4条 乙は、甲から要請を受けた事項に関して、特別な理由がない限り、協力するものとする。

（費用負担）

第5条 乙が第2条各号に掲げる業務の実施に要した費用は、甲が負担する。ただし応急点検のみでなんらの修繕を要しなかった場合は無償とする。

2 前項に規定する費用は、災害発生時の直前における適正な価格とし、甲と乙が協議して決定する。

（損害補償）

第6条 この協定に基づき災害時の業務に従事した乙の従業員が、当該業務により負傷し、もしくは疾病にかかり、または死亡した場合で、かつ、他の法令その他により補償を受けることができない場合は、甲は練馬区災害応急措置業務従事者および水防従事者に対する損害補償に関する条例（昭和63年3月練馬区条例第11号）の規定に基づき、損害補償を行う。

（訓練への参加）

第7条 乙は、甲の実施・後援する訓練に参加するよう努めるものとする。この場合において、訓練参加に要する経費等は、原則として乙の負担とする。

（連絡体制等）

第8条 甲および乙は、第3条第1項の規定による要請等を円滑に行うため、協定締結の日から30日以内に連絡責任者等を記載した協定事務担当者名簿（第2号様式）を作成し、相互に通知するものとする。

2 前項に規定する名簿は、毎年度4月中に更新し、相互に通知するものとする。ただし、年度の途中で名簿の内容に変更があった場合は、速やかに名簿を更新し、相手方に通知するものとする。

（担当する避難拠点の報告）

第9条 乙は、毎年、乙の構成員の事業者が担当する避難拠点を決定し、甲に報告するものとする。

(協定期間および更新)

第10条 この協定の有効期間は、協定締結の日から令和7年3月31日までとする。

2 前項の協定期間の満了日の3か月前までに、甲または乙のいずれからもこの協定を解除し、または変更する意思表示がないときは、更に1年間有効期間を延長するものとし、以後同様とする。

(旧協定の取扱い)

第11条 この協定の締結に伴い、平成15年2月20日に締結した「災害時の区への練馬区設備防災協力会の協力に関する協定書」および「災害時の区への練馬区設備防災協力会の協力に関する協定細目」は、廃止する。

(協議)

第12条 この協定に定めのない事項およびこの協定の解釈について疑義が生じた事項については、甲乙協議の上決定する。

この協定の締結を証するため、本協定書を2通作成し、甲、乙記名押印の上、各自1通を保管する。

令和6年3月6日

甲 練馬区豊玉北六丁目12番1号
練馬区

練馬区長 前川 耀 男

乙 練馬区錦二丁目2番1号
練馬区設備防災協力会

会長 富張 通 義

資料 16-002 災害時における応急対策業務の協力に関する協定書

練馬区（以下「甲」という。）とサンキュウ会（以下「乙」という。）は、災害時における応急対策業務の協力に関して、つぎのとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、練馬区の区域内（以下「区内」という。）に地震、風水害その他の災害が発生し、または発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）に、甲が行う応急対策業務についての乙の協力に関し、必要な事項を定める。

（協力の内容）

第2条 前条に規定する乙が行う協力の内容は、つぎに掲げる業務とする。

- (1) 避難拠点の給排水設備等に関する応急点検・修理に従事すること。
- (2) 避難拠点の仮設トイレの設置および甲が行う応急対策業務に必要な資器材の提供に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、甲が特に必要と認める業務に従事すること。

（協力要請等の手続）

第3条 甲が乙に協力を要請するときは、要請内容、実施場所その他必要事項を記載した要請書（第1号様式）により行うものとする。ただし、時間的な余裕がないとき等は、甲は電話等の方法により、乙に協力を要請し、その後速やかに書面により通知するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、区内で震度5弱以上の地震が発生し、甲が避難拠点を開設したときは、乙または乙の構成員は、甲から協力の要請があったものとみなして乙の判断で前条各号に掲げる業務に当たるものとし、業務終了後、その内容を速やかに甲に報告するものとする。

（協力の履行）

第4条 乙は、甲から要請を受けた事項に関して、特別な理由がない限り、協力するものとする。

（費用負担）

第5条 乙が第2条各号に掲げる業務の実施に要した費用は、甲が負担する。ただし応急点検のみでなんらの修繕を要しなかった場合は無償とする。

2 前項に規定する費用は、災害発生時の直前における適正な価格とし、甲と乙が協議して決定する。

（損害補償）

第6条 この協定に基づき災害時の業務に従事した乙の従業員が、当該業務により負傷し、もしくは疾病にかかり、または死亡した場合で、かつ、他の法令その他により補償を受けることができない場合は、甲は練馬区災害応急措置業務従事者および水防従事者に対する損害補償に関する条例（昭和63年3月練馬区条例第11号）の規定に基づき、損害補償を行う。

（訓練への参加）

第7条 乙は、甲の実施・後援する訓練に参加するよう努めるものとする。この場合において、訓練参加に要する経費等は、原則として乙の負担とする。

（連絡体制等）

第8条 甲および乙は、第3条第1項の規定による要請等を円滑に行うため、協定締結の日から30日以内に連絡責任者等を記載した協定事務担当者名簿（第2号様式）を作成し、相互に通知するものとする。

2 前項に規定する名簿は、毎年度4月中に更新し、相互に通知するものとする。ただし、年度の途中に名簿の内容に変更があった場合は、速やかに名簿を更新し、相手方に通知するものとする。

（担当する避難拠点の報告）

第9条 乙は、毎年、乙の構成員の事業者が担当する避難拠点を決定し、甲に報告するものとする。

（協定期間および更新）

第10条 この協定の有効期間は、協定締結の日から令和6年3月31日までとする。

2 前項の協定期間の満了日の3か月前までに、甲または乙のいずれからこの協定を解除し、または変更する意思表示がないときは、更に1年間有効期間を延長するものとし、以後同様とする。

（旧協定の取扱い）

第11条 この協定の締結に伴い、平成15年2月20日に締結した「災害時の区へのサンキュー会の協力に関する協定書」および「災害時の区へのサンキュー会の協力に関する協定細目」は、廃止する。
(協議)

第12条 この協定に定めのない事項およびこの協定の解釈について疑義が生じた事項については、甲乙協議の上決定する。

この協定の締結を証するため、本協定書を2通作成し、甲、乙記名押印の上、各自1通を保管する。

令和5年4月18日

甲 練馬区豊玉北六丁目12番1号
練馬区

練馬区長 前川 耀 男

乙 練馬区大泉学園町七丁目19番39号
サンキュー会

会長 高山 和 英

資料 16-003 災害時における応急対策業務の協力に関する協定書

練馬区（以下「甲」という）と練馬区ビルダークラブ（以下「乙」という）は、災害時における応急対策業務の協力に関して、つぎのとおり協定を締結する。

第1条 この協定は、練馬区内に地震等の災害が発生した際に、甲が行う災害応急業務についての乙の協力に関し、必要な事項を定める。

（協力の内容）

第2条 協力の内容は、つぎの事項とする。

- (1) 練馬区内に地震等の災害が発生し、甲が災害応急対策を実施する場合において、乙が所有する車両・資材・労力等を提供し、地域の区民防災組織、警察・消防その他の行政機関等とともに、被災者の救助や搬送活動を行うこと。
- (2) 甲の避難拠点に参集し、避難拠点の運営に協力すること。

（協力要請等の手続）

第3条 前条第1号の協力を要請するときは、甲は乙に対して業務内容、実施場所その他必要事項を明らかにして文書で要請しなければならない。ただし、要請を行ういとまのないときは、乙または乙の構成員の判断により協力の内容に定められた業務を開始して、事後に乙が甲に通知する。

2 前条第2号の協力に関して、乙は甲の避難拠点に自主的に参集し、甲の避難拠点要員等とともに業務を開始する。

（協力の履行）

第4条 乙は、甲の要請を受けた事項に関して、特別な理由がない限り、誠意を持って必要な業務を行う。

（費用負担）

第5条 甲は、乙が提供した資機材等に要した費用を負担する。ただし、避難拠点への参集のみでなら資機材等を要しなかった場合は無償とする。

2 前項の負担につき疑義が生じたときは、甲および乙が協議し、負担すべき額を決定する。

（損害補償）

第6条 この協定に基づき災害時の業務に従事した乙の従業員が、当該業務により負傷もしくは疾病にかかりまたは死亡した場合で、かつ、他の法令により補償を受けることができない場合は、甲は災害応急措置業務従事者および水防従事者に対する損害補償に関する条例（昭和63年3月練馬区条例第11号）の例により、損害補償を行う。

（平常時の活動）

第7条 乙は、平常時において甲の避難拠点における会議等にできうる限り参加するよう努めるものとする。

2 甲は乙と協力し、平常時において防災講習会等を開催し、広く防災意識の啓発に努めるものとする。

（訓練等）

第8条 乙は、甲が実施・後援する防災訓練等に積極的に参加するよう努めるものとする。この場合において、訓練参加に要する経費等は原則乙の負担とする。

（連絡調整）

第9条 この協力に関わる連絡調整については、あらかじめ事前に双方が指定した者が行う。

（協定期間および更新）

第10条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成21年3月31日までとする。

2 前項の期間満了の3か月前までに、甲または乙のいずれからこの協定を解除または変更する意思表示がないときは、更に1年間有効期間を延長するものとし、以後同様とする。

(協定破棄)

第11条 この協定を締結することにより、甲と乙との間で平成7年12月22日に締結した災害時における人命救助・道路啓開等応急対策業務に関する協定および同協定細目は、破棄する。

(協議)

第12条 この協定に定めのない事項およびこの協定の解釈について疑義が生じたときは、甲乙協議のうえ決定する。

この協定の締結を証するため、本協定書を2通作成し、甲・乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成20年2月26日

甲 練馬区豊玉北六丁目12番1号
練馬区長 志村 豊志郎

乙 練馬区高松六丁目2番18号
練馬区ビルダークラブ
会長 田村 哲明

※ 「練馬区ビルダークラブ」は「一般社団法人練馬区ビルダークラブ」に名称変更

資料 16-004 災害時における応急対策業務の協力に関する協定書

練馬区（以下「甲」という）と練馬電設防災協力会（以下「乙」という）は、災害時における避難拠点の応急対策業務の協力に関して、つぎのとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、練馬区内に地震、風水害その他の災害が発生し、または発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）に、甲が行う応急対策業務その他の業務についての乙の協力に関し、必要な事項を定める。

（協力の内容）

第2条 乙が行う協力の内容は、つぎに掲げる事項とする。

- (1) 災害時に甲が応急対策業務を実施する場合において、乙が所有する車両、資材、労力等を提供し、避難拠点の電気設備等の応急点検・修理に従事すること。
- (2) 平常時において、甲からの要請により避難拠点に配備している資器材および避難拠点の電気設備等の点検業務を実施すること。

（協力要請等の手続）

第3条 甲が乙に協力を要請するときは、業務内容、実施場所その他必要事項を明らかにして要請書（第1号様式）により要請しなければならない。

2 前項の規定により要請を行う時間的余裕のないときは、甲の指定する避難拠点要員または施設管理者から直接乙または乙の構成員に口頭で要請するか、乙または乙の構成員の判断により協力の内容に定められた業務を開始して、事後に乙が甲に通知するものとする。この場合において、乙または乙の構成員は、避難拠点の責任者または施設管理者と事前に協議しなければならない。

（協力の履行）

第4条 乙は、甲から要請を受けた事項に関して、特別な理由がない限り、協力するものとする。

（費用負担）

第5条 乙が第2条第1号に掲げる業務の実施に要した費用は、甲が負担する。

2 前項の規定にかかわらず、乙が第2条第1号の業務において応急点検のみでなんらの修繕を要しなかった場合および同条第2号に掲げる業務に要した費用は、乙が負担する。

（損害補償）

第6条 この協定に基づき災害時の業務に従事した乙の従業員が、当該業務により負傷もしくは疾病にかかりまたは死亡した場合で、かつ、他の法令その他により補償を受けることができない場合は、甲は練馬区災害応急措置業務従事者および水防従事者に対する損害補償に関する条例（昭和63年3月練馬区条例第11号）の規定に基づき、損害補償を行う。

（訓練への参加）

第7条 乙は、甲の実施・後援する訓練に参加するよう努めるものとする。この場合において、訓練参加に要する経費等は、原則乙の負担とする。

（連絡体制等）

第8条 甲および乙は、第3条の規定による手続を円滑に行うため、連絡責任者等を記載した協定事務担当者名簿（第2号様式）を作成し、相互に通知するものとする。

2 前項に規定する通知は、協定の締結の日から30日以内に行い、名簿の内容に変更があった場合は速やかに相手方に通知するものとする。

（担当校の報告）

第9条 乙は、毎年、避難拠点ごとの乙の構成員の担当事業者を決定し、甲に報告するものとする。

（協定期間および更新）

第10条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成31年3月31日までとする。

2 前項の期間満了の3か月前までに、甲または乙のいずれからこの協定を解除または変更する意思表示がないときは、更に1年間有効期間を延長するものとし、以後同様とする。

（旧協定の取扱い）

第11条 この協定の締結に伴い、平成18年4月11日に締結した「災害時における応急対策業務の協力

に関する協定書」は、廃止する。

(協議)

第12条 この協定に定めのない事項およびこの協定の解釈について疑義が生じたときは、甲乙協議の上決定する。

この協定の締結を証するため、本協定書を2通作成し、甲・乙記名押印の上、各自1通を保管する。

平成31年2月19日

甲 練馬区豊玉北六丁目12番1号
練馬区
練馬区長 前川 燿男

乙 練馬区田柄一丁目10番27号
練馬電設防災協力会
会長 菊池 智明

資料 16-005 災害時における応急対策業務の協力に関する協定書

練馬区（以下「甲」という。）と一般社団法人練馬区建設業防災協会（以下「乙」という。）は、災害時における応急対策業務の協力に関して、つぎのとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、練馬区内に地震、風水害その他の災害が発生し、または発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）に、甲が行う応急対策業務についての乙の協力に関し、必要な事項を定める。

（協力の内容）

第2条 乙が行う協力の内容は、つぎに掲げる業務とする。

- (1) 避難拠点の施設等に関する応急点検・修理に従事すること。
- (2) 区立施設の応急点検・修理に従事すること。
- (3) 甲が実施する応急危険度判定に協力すること。
- (4) 仮設トイレ等、甲が行う応急対策業務に必要な資器材を提供すること。
- (5) 前4号に掲げるもののほか、甲が特に必要と認める業務に従事すること。

（協力要請等の手続）

第3条 甲が乙に協力を要請するときは、要請内容、実施場所その他必要事項を記載した要請書（第1号様式）により行うものとする。ただし、時間的な余裕がないとき等は、電話等で要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。

（協力の履行）

第4条 乙は、甲から要請を受けた事項に関して、特別な理由がない限り、協力するものとする。

（費用負担）

第5条 乙が第2条に掲げる業務の実施に要した費用は、甲が負担する。

2 前項に規定する費用は、災害発生時の直前における適正な価格とし、甲と乙が協議して決定する。

（損害補償）

第6条 この協定に基づき災害時の業務に従事した乙の従業員が、当該業務により負傷し、もしくは疾病にかかり、または死亡した場合で、かつ、他の法令その他により補償を受けることができない場合は、甲は練馬区災害応急措置業務従事者および水防従事者に対する損害補償に関する条例（昭和63年3月練馬区条例第11号）の規定に基づき、損害補償を行う。

（訓練への参加）

第7条 乙は、甲の実施・後援する訓練に参加するよう努めるものとする。この場合において、訓練参加に要する経費等は、原則として乙の負担とする。

（連絡体制等）

第8条 甲および乙は、第3条の規定による要請等を円滑に行うため、連絡責任者等を記載した協定事務担当者名簿（第2号様式）を作成し、相互に通知するものとする。

2 前項に規定する通知は、協定の締結の日から30日以内に行い、名簿の内容に変更があった場合は速やかに相手方に通知するものとする。

（担当する避難拠点の報告）

第9条 乙は、毎年、乙の構成員の事業者が担当する避難拠点を決定し、甲に報告するものとする。

（協定期間および更新）

第10条 この協定の有効期間は、協定締結の日から令和2年3月31日までとする。

2 前項の期間満了の3か月前までに、甲または乙のいずれからこの協定を解除し、または変更する意思表示がないときは、更に1年間有効期間を延長するものとし、以後同様とする。

（協議）

第11条 この協定に定めのない事項およびこの協定の解釈について疑義が生じたときは、甲乙協議の上決定する。

この協定の締結を証するため、本協定書を2通作成し、甲・乙記名押印の上、各自1通を保管する。

令和元年6月21日

甲 練馬区豊玉北六丁目12番1号
練馬区
練馬区長 前川 耀男

乙 練馬区東大泉六丁目33番11号
一般社団法人 練馬区建設業防災協会
代表理事 藤島 秀憲

資料 16-006 災害時における応急対策業務の協力に関する協定書

練馬区（以下「甲」という。）と一般社団法人練馬区建設関連防災協会（以下「乙」という。）は、災害時における応急対策業務の協力に関して、つぎのとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、練馬区内に地震、風水害その他の災害が発生し、または発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）に、甲が行う応急対策業務についての乙の協力に関し、必要な事項を定める。

（協力の内容）

第2条 乙が行う協力の内容は、つぎに掲げる業務とする。

- (1) 避難拠点の施設等に関する応急点検・修理に従事すること。
- (2) 区立施設の応急点検・修理に従事すること。
- (3) 甲が実施する応急危険度判定に協力すること。
- (4) 仮設トイレ等、甲が行う応急対策業務に必要な資器材を提供すること。
- (5) 前4号に掲げるもののほか、甲が特に必要と認める業務に従事すること。

（協力要請等の手続）

第3条 甲が乙に協力を要請するときは、要請内容、実施場所その他必要事項を記載した要請書（第1号様式）により行うものとする。ただし、時間的な余裕がないとき等は、電話等で要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。

（協力の履行）

第4条 乙は、甲から要請を受けた事項に関して、特別な理由がない限り、協力するものとする。

（費用負担）

第5条 乙が第2条に掲げる業務の実施に要した費用は、甲が負担する。

2 前項に規定する費用は、災害発生時の直前における適正な価格とし、甲と乙が協議して決定する。

（損害補償）

第6条 この協定に基づき災害時の業務に従事した乙の従業員が、当該業務により負傷し、もしくは疾病にかかり、または死亡した場合で、かつ、他の法令その他により補償を受けることができない場合は、甲は練馬区災害応急措置業務従事者および水防従事者に対する損害補償に関する条例（昭和63年3月練馬区条例第11号）の規定に基づき、損害補償を行う。

（訓練への参加）

第7条 乙は、甲の実施・後援する訓練に参加するよう努めるものとする。この場合において、訓練参加に要する経費等は、原則として乙の負担とする。

（連絡体制等）

第8条 甲および乙は、第3条の規定による要請等を円滑に行うため、連絡責任者等を記載した協定事務担当者名簿（第2号様式）を作成し、相互に通知するものとする。

2 前項に規定する通知は、協定の締結の日から30日以内に行い、名簿の内容に変更があった場合は速やかに相手方に通知するものとする。

（担当する避難拠点の報告）

第9条 乙は、毎年、乙の構成員の事業者が担当する避難拠点を決定し、甲に報告するものとする。

（協定期間および更新）

第10条 この協定の有効期間は、協定締結の日から令和2年3月31日までとする。

2 前項の期間満了の3か月前までに、甲または乙のいずれからもこの協定を解除し、または変更する意思表示がないときは、更に1年間有効期間を延長するものとし、以後同様とする。

（協議）

第11条 この協定に定めのない事項およびこの協定の解釈について疑義が生じたときは、甲乙協議の上決定する。

この協定の締結を証するため、本協定書を2通作成し、甲・乙記名押印の上、各自1通を保管する。

令和元年8月21日

甲 練馬区豊玉北六丁目12番1号
練馬区

練馬区長

前川 耀男

乙 練馬区向山一丁目14番7号

一般社団法人 練馬区建設関連防災協会
理事長

立花 祐一

資料 17-001 災害時の医療救護活動についての協定書

練馬区を「甲」とし、一般社団法人練馬区医師会を「乙」とし、甲乙間においてつぎのとおり協定を締結する。

(総則)

第1条 この協定は、練馬区地域防災計画に基づき、甲が行う医療救護活動に対する乙の協力に関し、必要な事項を定める。

(医療救護班の派遣)

第2条 甲は、練馬区地域防災計画に基づき医療救護活動を実施する必要がある場合は、乙に対し、医療救護班の派遣を要請するものとする。

2 乙は前項の定めにより、甲から要請を受けた場合は、乙の災害医療救護活動組織に基づき医療救護班を、直ちに甲の指定した医療救護所および災害時医療機関に派遣するものとする。

3 練馬区内に震度6弱以上の地震が発生した場合は、乙は、前2項による甲からの派遣要請がないときであっても、次条第1項の規定によりあらかじめ編成した医療救護班を直ちに各医療救護所および災害時医療機関に派遣するものとする。この場合において、乙は、派遣後速やかに甲に報告するものとする。

4 甲は、前項により乙から報告があった派遣については、甲が医療救護班の派遣を要請したものとする。

(医療救護班の編成)

第3条 乙は、前条の定めによる医療救護活動を実施するため、医療救護班を編成しこれを甲に報告する。

2 前条に定める医療救護班の構成は、原則として、医師とする。

3 乙の医師会員が、自主的に医療救護所または災害時医療機関に出勤し医療救護活動を行い、乙が甲に報告した場合、乙が派遣する医療救護班の班員とみなす。

4 医療救護班員が看護師等を伴い出勤し、乙が甲に報告した場合、医療救護班の班員とみなす。

(医療救護班の活動場所)

第4条 医療救護班は、原則として甲が設置する医療救護所および災害時医療機関において、医療活動を実施するものとする。ただし、災害の状況によっては第7条の指揮命令に従い被災地を巡回し、医療救護活動を実施する。

(医療救護所等における医療救護班の活動期間)

第5条 医療救護所および災害時医療機関における医療救護班の活動期間は、発災から72時間とし、それ以降は、甲乙の協議に基づき、避難拠点等の巡回等を行う。

(医療救護班の業務)

第6条 医療救護班の業務は、つぎのとおりとする。

(1) トリアージ

(2) 傷病者の応急処置

(3) 死亡の確認

(指揮命令)

第7条 医療救護班に係る指揮命令および医療救護活動の連絡調整は、甲が指定する者が行うものとする。

(医療救護班の輸送)

第8条 医療救護班の輸送は、原則として甲または医療救護班自らが行う。

(医薬品等の備蓄・輸送)

第9条 医療救護所においては、医療救護班は、原則として甲が別に定める場所に備蓄する医薬品等(以下、「備蓄医薬品等」という。)を使用するものとする。

2 医療救護所において医療救護班が必要とする給食および給水は、甲が行う。

3 備蓄医薬品等の輸送は、原則として甲が行う。

(災害時医療機関における医療救護)

第10条 医療救護所または避難拠点等において、医療施設での医療を必要とする傷病者があった場合は、甲は、甲が指定する災害時医療機関に対し、その受入れを要請することができる。

(医療費)

第11条 医療救護所および避難拠点等における医療費は無料とする。

2 災害時医療機関における医療費は原則として傷病者負担とする。ただし、発災後3日間にかぎり混乱のため未徴収の費用が生じたときは、乙は甲に通知するものとする。

3 甲は、前項の通知を受けたときは、調査のうえ支払義務者に対し、当該請求分の支払いを督促するとともに、支払不能の事情が判明した場合は、乙と協議のうえ、災害時医療機関の負担とならないよう措置するものとする。

4 前2項による医療費については、災害救助法が適用された場合、同法第33条の規定による。

(合同訓練)

第12条 乙は、甲から要請があった場合は、甲が実施する合同訓練に参加するとともに、当該訓練の際に負傷者が発生した場合の医療救護を併せて担当するものとする。

(費用弁償等)

第13条 甲の要請に基づき乙が医療救護活動等を実施した場合に要するつぎの経費は、甲が負担するものとする。

(1) 医療救護班の編成および派遣に要する経費

(2) 医療救護班が携行した医薬品等を使用した場合の実費弁償

(3) 医療救護班の医師等が医療救護活動において負傷し、疾病にかかり、または死亡した場合の扶助費

(4) 災害時医療機関および医療救護所を設置された施設において、医療救護活動により生じた施設および設備の損傷に係る実費弁償

2 医療救護班の医師等による医療救護活動において医療紛争が生じた場合は、乙は直ちに甲に連絡するものとする。

3 前項の医療紛争が生じた場合の対応については、国家賠償法(昭和22年法律第125号)第1条の規定を準用する。この場合において、同条第1項中「国又は公共団体の公権力の行使に当る公務員」とあるのは「医療救護班の医師等」と、「国又は公共団体が」とあるのは「甲が」と、同条第2項中「公務員」とあるのは「医療救護班の医師等」と、「国又は公共団体」とあるのは「甲」と読み替えるものとする。

4 第1項の定めによる費用弁償等の額については、甲乙協議のうえ、別に定めるものとする。

(災害医療運営連絡会への参画)

第14条 乙は、この協定の円滑な実施を図るため、甲が必要と認める関係機関で構成する練馬区災害医療運営連絡会に参画するものとする。

(細目)

第15条 この協定を実施するために必要な事項については別に災害時の医療救護活動実施細目を定める。

(協議)

第16条 この協定に定めのない事項については、甲乙協議のうえ決定するものとする。

(見直し)

第17条 この協定の各条項の適用に支障が生じた場合は、甲乙協議のうえ必要に応じて当該協定の見直しを行うものとする。

(旧協定の取扱い)

第18条 本協定の締結に伴い、平成29年3月21日に締結した「災害時の医療救護活動についての協定書」は廃止することとする。

甲と乙は、本協定書を2通作成し、双方記名押印のうえ各1通を保有する。

平成30年10月 3日

甲 東京都練馬区豊玉北六丁目12番1号

練馬区長 前川耀男

乙 東京都練馬区高野台二丁目23番20号
一般社団法人 練馬区医師会

会 長 伊藤大介

資料 17-002 災害時の医療救護活動実施細目

練馬区（以下「甲」という。）と一般社団法人練馬区医師会（以下「乙」という。）は、平成30年10月3日付けで締結した「災害時の医療救護活動についての協定書」（以下「協定書」という。）第15条に基づき、医療救護班の派遣等に関して、つぎのとおり細目を定める。

（医療救護班の活動場所）

第1条 協定書第4条の「甲が設置する医療救護所および災害時医療機関」とは、別表1に定める医療救護所および別表2に定める災害時医療機関をいう。

（費用弁償等の請求・報告）

第2条 協定書第13条の規定による費用弁償等の請求および報告については、医療救護活動終了後速やかに、乙が一括してつぎにより、甲に対して行う。

- (1) 医療救護班の派遣に係る費用弁償は、費用弁償等請求書（様式1）に各医療救護班ごとの医療救護班活動報告および班員名簿（様式1-1）および医療救護班診療記録（様式1-2）を添えて請求するものとする。
- (2) 医療救護班が携行した医薬品および衛生材料等を使用した場合の実費弁償は、前号の様式1に医薬品・衛生材料使用報告書（様式1-3）を添えて請求するものとする。
- (3) 医療救護班の医師等が医療救護活動において負傷し、疾病にかかり、または死亡した場合は、事故報告書（様式2）に事故傷病者概要（様式2-1）を添えて報告するものとする。
- (4) 甲が実施する合同訓練に参加する医療救護班に係る実費弁償等については、第2号および前号の定めを準用する。
- (5) 災害時医療機関および医療救護所を設置された施設において、医療救護活動により生じた施設および設備の損傷に係る実費弁償は、第1号の様式1に物件損傷等報告書（様式1-4）を添えて請求するものとする。
- (6) その他医療救護活動によって必要となる様式等については、災害救助法施行細目（昭和38年規則第136号）で定める様式を準用する。

（費用弁償等の支払）

第3条 甲、乙は、前条の規定により請求された内容を調査、協議し、協定書第13条の規定により算定された額を甲は速やかに乙に支払うものとする。

甲と乙とは、本実施細目書を2通作成し、双方記名押印のうえ各1通を保有する。

平成30年10月3日

甲 東京都練馬区豊玉北六丁目12番1号

練馬区長 前川耀男

乙 東京都練馬区高野台二丁目23番20号

一般社団法人 練馬区医師会

会 長 伊藤大介

別表1 (第1条関係)

区指定医療救護所名		所在地	区指定医療救護所名		所在地
1	旭丘中学校	旭丘 2-40-1	6	石神井東中学校	高野台 1-8-34
2	開進第三中学校	桜台 3-28-1	7	谷原中学校	谷原 4-10-5
3	貫井中学校	貫井 2-14-13	8	大泉南小学校	東大泉 6-28-1
4	練馬東中学校	春日町 2-14-22	9	大泉西中学校	西大泉 3-19-27
5	光が丘第四中学校	光が丘 2-5-1	10	石神井西中学校	関町南 3-10-3

別表2 (第1条関係)

区分	災害時医療機関名		所在地	区分	災害時医療機関名		所在地
災害拠点病院	1	順天堂練馬病院	高野台 3-1-10	災害医療支援医療機関	12	関町病院	関町北 1-6-19
	2	練馬光が丘病院	光が丘 2-11-1		13	東京聖徳病院	北町 3-7-19
災害拠点連携医療機関	3	練馬総合病院	旭丘 1-24-1		14	慈雲堂病院	関町南 4-14-53
	4	浩生会スズキ病院	栄町 7-1		15	陽和病院	大泉町 2-17-1
	5	大泉生協病院	東大泉 6-3-3		16	豊島園大腸肛門科	春日町 4-6-14
	6	川満外科	東大泉 6-34-46		17	阿部クリニック	桜台 2-1-7
	7	田中脳神経外科病院	関町南 3-9-23		18	練馬駅リハビリテーション病院	練馬 1-17-1
	8	辻内科循環器科 歯科クリニック	大泉学園町 8-24-25		19	ねりま健育会病院	大泉学園町 7-3-28
災害医療支援医療機関	9	島村記念病院	関町北 2-4-1		専門医療拠点病院	20	東海病院
	10	保谷病院	南大泉 4-50-15	21		久保田産婦人科病院	東大泉 3-29-10
	11	東大泉病院	東大泉 7-36-10	22		大泉病院	大泉学園町 6-9-1

資料 17-003 災害時の歯科医療救護活動についての協定書

練馬区を「甲」とし、公益社団法人練馬区歯科医師会を「乙」とし、甲乙間においてつぎのとおり協定を締結する。

(総則)

第1条 この協定は、練馬区地域防災計画に基づき甲が行う医療救護活動に対する乙の協力に関し、必要な事項を定める。

(歯科医療救護班の派遣)

第2条 甲は、練馬区地域防災計画に基づき歯科医療救護活動を実施する必要がある場合は、乙に対し、歯科医療救護班の派遣を要請するものとする。

2 乙は前項の定めにより、甲から要請を受けた場合は、乙の災害医療救護活動組織に基づき歯科医療救護班を編成し、直ちに甲の指定する医療救護所等に派遣するものとする。

3 練馬区内に震度6弱以上の地震が発生した場合は、第1項による甲からの派遣要請がない状態であっても、乙は、次条によりあらかじめ編成した歯科医療救護班を直ちに各医療救護所に派遣するものとする。この場合において、乙は、派遣後速やかに甲に報告するものとする。

4 前項により乙から報告があった派遣については、甲が歯科医療救護班の派遣要請を行ったものとみなす。

(歯科医療救護班の編成)

第3条 乙は、前条の定めによる歯科医療救護活動を実施するため、歯科医療救護班を編成し、これを甲に報告する。

2 前条に定める歯科医療救護班の構成は、つぎのとおりとする。

- | | |
|-------------|-------|
| (1) 歯科医師 | } 若干名 |
| (2) 歯科衛生士 | |
| (3) その他補助事務 | |

(歯科医療救護班の活動場所)

第4条 歯科医療救護班は、原則として甲が設置する医療救護所等において、歯科医療救護活動を実施するものとする。ただし、災害の状況によっては第7条の指揮命令に従い被災地を巡回し、歯科医療救護活動を実施する。

(医療救護所等における歯科医療救護班の活動期間)

第5条 歯科医療救護班の医療救護所等における活動期間は、原則として、発災から72時間とし、それ以降は、甲の要請に基づき、避難拠点等の巡回を行う。

(歯科医療救護班の業務)

第6条 歯科医療救護班の業務は、つぎのとおりとする。

- (1) 歯科医療を要する傷病者に対する応急処置
- (2) トリアージ
- (3) 医療救護所等における転送困難な患者および軽易な患者に対する歯科治療・衛生指導
- (4) 検死・検案に際しての法歯学上の協力

(指揮命令)

第7条 歯科医療救護班に係る指揮命令および歯科医療救護活動の連絡調整は、甲が指定する者が行うものとする。

(歯科医療救護班の輸送)

第8条 歯科医療救護班の輸送は、原則として甲または歯科医療救護班自らが行う。

(医薬品等の備蓄・輸送)

第9条 歯科医療救護班は、原則として甲が別に定める場所に備蓄する医薬品等（以下「備蓄医薬品等」という。）を使用するものとする。

2 医療救護所等において歯科医療救護班が必要とする給食および給水は、甲が行う。

3 備蓄医薬品等の輸送は、原則として甲が行う。

(医療費)

第10条 医療救護所等および避難拠点等における医療費は、無料とする。

(合同訓練)

第11条 乙は、甲から要請があった場合は、甲が実施する合同訓練に参加するとともに、当該訓練の際に、傷病者が発生した場合の歯科医療救護を併せて担当するものとする。

(費用弁償等)

第12条 甲の要請に基づき、乙が歯科医療救護活動等を実施した場合に要するつぎの経費は、甲が負担するものとする。

- (1) 歯科医療救護班の編成および派遣に要する経費
- (2) 歯科医療救護班が携行した医薬品等を使用した場合の実費弁償
- (3) 歯科医療救護班の歯科医師等が歯科医療救護活動において負傷し、疾病にかかり、または死亡した場合の扶助費
- (4) 乙の管理する施設および災害時医療機関等において、歯科医療救護活動により生じた施設および設備の損傷に係る実費弁償

2 前項の定めによる費用弁償等の額については、甲乙協議のうえ、別に定めるものとする。

3 歯科医療救護班の歯科医師等による歯科医療救護活動において医療紛争が生じた場合は、乙は直ちに甲に連絡するものとする。

4 前項の医療紛争が生じた場合の対応については、国家賠償法(昭和22年法律第125号)第1条の規定を準用する。この場合において、同条第1項中「国又は公共団体の公権力の行使に当る公務員」とあるのは「歯科医療救護班の歯科医師等」と、「国又は公共団体が」とあるのは「甲が」と、同条第2項中「公務員」とあるのは「歯科医療救護班の歯科医師等」と、「国又は公共団体」とあるのは「甲」と読み替えるものとする。

(災害医療運営連絡会への参画)

第13条 乙は、この協定の円滑な実施を図るため、甲が必要と認める関係機関をもって構成する練馬区災害医療運営連絡会へ参画するものとする。

(細目)

第14条 この協定を実施するため必要な事項については、別に定める。

(協議)

第15条 この協定に定めのない事項については、甲乙協議のうえ決定するものとする。

(旧協定の取扱い)

第16条 本協定の締結に伴い、平成26年1月10日に締結した「災害時の歯科医療救護活動についての協定書」は、廃止することとする。

甲と乙とは、本協定書2通を作成し、双方記名押印のうえ各1通を保有する。

平成30年 2月 9日

甲 東京都練馬区豊玉北六丁目12番1号
練馬区
練馬区長 前川 耀 男

乙 東京都練馬区豊玉北六丁目5番13号
公益社団法人 練馬区歯科医師会
会 長 市 川 弘 之

資料 17-004 災害時の歯科医療救護活動実施細目

練馬区（以下「甲」という。）と公益社団法人練馬区歯科医師会（以下「乙」という。）は、平成30年 2月 9日付けで締結した「災害時の歯科医療救護活動についての協定書」（以下「協定書」という。）第14条に基づき、歯科医療救護班の派遣等に関して、つぎのとおり細目を定める。

（歯科医療救護班の活動場所）

第1条 協定書第4条の「甲が設置する医療救護所等」とは、別表に定める医療救護所および甲乙協議のうえ別に定める施設をいう。

（費用弁償等の請求および報告）

第2条 協定書第12条に規定する費用弁償等の請求および報告については、歯科医療救護活動終了後速やかに、乙が一括してつぎにより、甲に請求および報告するものとする。

- (1) 歯科医療救護班の派遣に係る費用弁償は、費用弁償等請求書（様式1）に各歯科医療救護班ごとの歯科医療救護班活動報告・班員名簿（様式1-1）および歯科医療救護班診療記録（様式1-2）を添えて請求するものとする。
- (2) 歯科医療救護班が携行した医薬品および衛生材料等を使用した場合の実費弁償は、前号の様式1に医薬品・衛生材料使用報告書（様式1-3）を添えて請求するものとする。
- (3) 歯科医療救護班の歯科医師等が歯科医療救護活動において負傷し、疾病にかかり、または死亡した場合は、事故報告書（様式2）に事故傷病者概要（様式2-1）を添えて報告するものとする。
- (4) 甲が実施する合同訓練に参加する歯科医療救護班に係る実費弁償等については、第2号および前号の定めを準用する。
- (5) 乙の管理する施設および災害時医療機関等において、歯科医療救護活動により生じた施設および設備の損傷に係る実費弁償は、第1号による様式1に物件損傷等報告書（様式1-4）を添えて請求するものとする。
- (6) その他歯科医療救護活動によって必要となる様式等については、災害救助法施行細則（昭和38年東京都規則第136号）で定める様式を準用するものとする。

（費用弁償等の支払）

第3条 甲は、前条の規定により請求および報告された内容を調査のうえ、相当と認めたときは、協定書第12条の規定により算定した額を速やかに乙に支払うものとする。

甲と乙とは、本実施細目書を2通作成し、双方記名押印のうえ各1通を保有する。

平成30年 2月 9日

甲 東京都練馬区豊玉北六丁目12番1号
練馬区

練馬区長 前 川 耀 男

乙 東京都練馬区豊玉北六丁目5番13号
公益社団法人 練馬区歯科医師会

会 長 市 川 弘 之

資料 17-005 災害時の医療救護活動についての協定書

練馬区を「甲」とし、一般社団法人練馬区薬剤師会を「乙」とし、甲乙間においてつぎのとおり協定を締結する。

第1章 総則

(総則)

第1条 この協定は、練馬区地域防災計画に基づき甲が行う医療救護活動に対する乙の協力に関し、必要な事項を定める。

第2章 薬剤師班の派遣

(薬剤師班の派遣)

第2条 甲は、練馬区地域防災計画に基づき調剤、服薬指導および医薬品管理等の医療救護活動を実施する必要がある場合は、乙に対し、薬剤師班の派遣を要請するものとする。

2 乙は前項の定めにより、甲から要請を受けた場合は、直ちに乙の災害医療救護活動組織に基づき薬剤師班を編成し、医療救護所および医薬品の集積場所に派遣するものとする。

3 練馬区内に震度6弱以上の地震が発生した場合は、第1項による甲からの派遣要請がない状態であっても、乙は、次条によりあらかじめ編成した薬剤師班を直ちに各医療救護所等に派遣するものとする。この場合において、乙は、派遣後速やかに甲に報告するものとする。

4 前項により乙から報告があった派遣については、甲が薬剤師班の派遣要請を行ったものとみなす。

(薬剤師班の編成)

第3条 乙は、前条の定めによる医療救護活動を実施するため、薬剤師班を編成しこれを甲に報告する。

(薬剤師班の活動場所)

第4条 薬剤師班は、医療救護所および医薬品の集積場所等において、医療救護活動を実施するものとする。

(薬剤師班の活動期間)

第5条 医療救護所等における薬剤師班の活動期間は、原則として発災から72時間とし、それ以降は、甲の要請に基づき、避難拠点等の巡回等を行う。

(薬剤師班の業務)

第6条 薬剤師班の業務は、つぎのとおりとする。

(1) 医療救護所等における傷病者に対する調剤および服薬指導

(2) 医療救護所および医薬品の集積場所等における医薬品の仕分けおよび管理

(指揮命令)

第7条 薬剤師班に係る指揮命令および医療救護活動の連絡調整は、甲が指定する者が行うものとする。

(薬剤師班の輸送)

第8条 薬剤師班の輸送は、原則として甲または薬剤師班自らが行う。

(医薬品等の備蓄および輸送)

第9条 薬剤師班は、原則として甲が別に定める場所に備蓄する医薬品等（以下「備蓄医薬品等」という。）を使用するものとする。

2 医療救護所等において薬剤師班が必要とする給食および給水は、甲が行う。

3 備蓄医薬品等の輸送は、原則として甲が行う。

第3章 医薬品統括責任者の派遣

(医薬品統括責任者の派遣)

第10条 甲は、備蓄する医薬品等が不足し、新たな医薬品等を調達する必要がある場合は、乙に対し、医薬品等の調達業務を調整する医薬品統括責任者（以下「医薬品統括責任者」という。）の派遣を要請するものとする。

2 乙は前項の定めにより、甲から要請を受けた場合は、甲が災害時に練馬区役所（練馬区豊玉北六丁目12番1号）内に設置する災害対策健康部に直ちに医薬品統括責任者を派遣するものとする。

3 練馬区内に震度6弱以上の地震が発生した場合は、第1項による甲からの派遣要請がない状態であっても、乙は、次条によりあらかじめ指定した医薬品統括責任者を前項に規定する場所に直ちに派遣するものとする。この場合において、乙は、派遣後速やかに甲に報告するものとする。

4 前項により乙から報告があった派遣については、甲が医薬品統括責任者の派遣要請を行ったものとみなす。

(医薬品統括責任者の指定)

第11条 乙は、医薬品統括責任者を指定しこれを甲に報告する。

(医薬品統括責任者の活動場所)

第12条 医薬品統括責任者は、甲が災害時に練馬区役所内に設置する災害対策健康部において、医薬品等の調達業務を調整するものとする。

(医薬品統括責任者の活動期間)

第13条 医薬品統括責任者の活動期間は、原則として発災から72時間とし、それ以降は、甲の要請に基づき、活動するものとする。

(医薬品統括責任者の業務)

第14条 医薬品統括責任者の業務は、つぎのとおりとする。

- (1) 備蓄医薬品等が不足し、新たな医薬品等を調達する必要がある場合における医薬品等の調達業務の調整
- (2) その他医薬品等の確保に関すること。

第4章 雑則

(調剤費)

第15条 医療救護所等および避難拠点等における調剤費は、無料とする。

(医薬品等の要請)

第16条 甲は、備蓄医薬品等が不足し、新たな医薬品等を調達する必要がある場合には、乙に要請するものとする。

2 乙は、甲から要請を受けた場合は、直ちに甲が指示する医療救護所等に医薬品等を納入するものとする。

(合同訓練)

第17条 乙は、甲から要請があった場合は、甲が実施する合同訓練に参加するとともに、当該訓練の際に傷病者が発生した場合の調剤および服薬指導を併せて担当するものとする。

(費用弁償等)

第18条 甲の要請に基づき、乙が医療救護活動等を実施した場合に要するつぎの経費は、甲が負担するものとする。

- (1) 薬剤師班の編成および派遣に要する経費
- (2) 医薬品統括責任者の派遣に要する経費
- (3) 薬剤師班が携行した医薬品等を使用した場合の実費弁償
- (4) 甲の要請により調達した医薬品等に係る実費弁償
- (5) 薬剤師班の薬剤師等または医薬品統括責任者が医療救護活動等において負傷し、疾病にかかり、または死亡した場合の扶助費
- (6) 乙の管理する施設および災害時医療機関等において、医療救護活動により生じた施設および設備の損傷に係る実費弁償

2 前項の定めによる費用弁償等の額については、甲乙協議のうえ、別に定めるものとする。

- 3 薬剤師班の薬剤師等による医療救護活動において医療紛争が生じた場合は、乙は直ちに甲に連絡するものとする。
- 4 前項の医療紛争が生じた場合の対応については、国家賠償法（昭和22年法律第125号）第1条の規定を準用する。この場合において、同条第1項中「国又は公共団体の公権力の行使に当る公務員」とあるのは「薬剤師班の薬剤師等」と、「国又は公共団体が」とあるのは「甲が」と、同条第2項中「公務員」とあるのは「薬剤師班の薬剤師等」と、「国又は公共団体」とあるのは「甲」と読み替えるものとする。

（災害医療運営連絡会への参画）

第19条 乙は、この協定の円滑な実施を図るため、甲が必要と認める関係機関をもって構成する練馬区災害医療運営連絡会へ参画するものとする。

（細目）

第20条 この協定を実施するため必要な事項については、別に定める。

（協議）

第21条 この協定に定めのない事項については、甲乙協議のうえ決定するものとする。

（旧協定の取扱い）

第22条 本協定の締結に伴い、平成26年6月19日に締結した「災害時の医療救護活動についての協定書」は、廃止することとする。

甲と乙は、本協定書2通を作成し、双方記名押印のうえ各1通を保有する。

平成29年11月20日

甲 東京都練馬区豊玉北六丁目12番1号
練馬区

練馬区長 前川 耀 男

乙 東京都練馬区富士見台三丁目56番3号
一般社団法人 練馬区薬剤師会

会 長 関 口 博 通

資料 17-006 災害時の医療救護活動実施細目

練馬区（以下「甲」という。）と一般社団法人練馬区薬剤師会（以下「乙」という。）は、平成29年11月20日付けで締結した「災害時の医療救護活動についての協定書」（以下「協定書」という。）第20条に基づき、薬剤師班および医薬品統括責任者の派遣等に関して、つぎのとおり細目を定める。

（薬剤師班および医薬品統括責任者の派遣）

第1条 協定書第2条に規定する薬剤師班は、原則として薬剤師3名で構成する。ただし、災害時の医療救護活動状況により甲が必要と認めたときは、その他補助を置くことができる。

2 協定書第10条に規定する医薬品統括責任者は、原則として薬剤師1名とする。ただし、甲が必要と認めた場合には、その他補助を置くことができる。

（薬剤師班の活動場所）

第2条 協定書第4条の「医療救護所および医薬品の集積場所等」とは、別表に定める医療救護所、医薬品の集積場所および甲乙協議のうえ別に定める施設をいう。

（費用弁償等の請求および報告）

第3条 協定書第18条の規定による費用弁償等の請求および報告については、医療救護活動終了後速やかに、乙が一括してつぎにより、甲に請求および報告するものとする。

(1) 薬剤師班および医薬品統括責任者の派遣に係る費用弁償は、費用弁償等請求書（様式1）に各薬剤師班ごとの薬剤師班等活動報告・班員名簿（様式1-1）を添えて請求するものとする。

(2) 薬剤師班が携行した医薬品および衛生材料等を使用した場合の実費弁償は、前号の様式1に医薬品・衛生材料使用報告書（様式1-2）を添えて請求するものとする。

(3) 甲の要請により調達した医薬品等に係る実費弁償は、第1号の様式1に医薬品等調達報告書（様式1-3）を添えて請求するものとする。

(4) 薬剤師班の薬剤師等または医薬品統括責任者が医療救護活動等において負傷し、疾病にかかり、または死亡した場合は、事故報告書（様式2）に事故傷病者概要（様式2-1）を添えて報告するものとする。

(5) 甲が実施する合同訓練に参加する薬剤師班等に係る実費弁償等については、第2号および前号の定めを準用する。

(6) 乙の管理する施設および災害時医療機関等において、医療救護活動により生じた施設および設備の損傷に係る実費弁償は、第1号の様式1に物件損傷等報告書（様式1-4）を添えて請求するものとする。

(7) その他医療救護活動によって必要となる様式等については、災害救助法施行細則（昭和38年東京規則第136号）で定める様式を準用するものとする。

（費用弁償等の支払）

第4条 甲は、前条の規定により請求および報告された内容を調査のうえ、適当と認めたときは、協定書第18条の規定により算定した額を速やかに乙に支払うものとする。

甲と乙は、本実施細目書を2通作成し、双方記名押印のうえ各1通を保有する。

平成29年11月20日

甲 東京都練馬区豊玉北六丁目12番1号
練馬区

練馬区長 前川 燿 男

乙 東京都練馬区富士見台三丁目56番3号
一般社団法人 練馬区薬剤師会

会 長 関 口 博 通

資料 17-007 災害時の医療救護活動についての協定書

練馬区を「甲」とし、公益社団法人東京都柔道整復師会練馬支部を「乙」とし、甲乙間においてつぎのとおり協定を締結する。

(総則)

第1条 この協定は、練馬区地域防災計画に基づき甲が行う医療救護活動に対する乙の協力に関し、必要な事項を定める。

(柔道整復師班の派遣)

第2条 甲は、練馬区地域防災計画に基づき負傷者に対する応急手当等の医療救護活動を実施する必要がある場合は、乙に対し、柔道整復師班の派遣を要請するものとする。

2 乙は前項の定めにより、甲から要請を受けた場合は、直ちに乙の災害医療救護活動組織に基づき柔道整復師班を編成し、医療救護所等に派遣するものとする。

3 練馬区内に震度6弱以上の地震が発生した場合は、前2項による甲からの派遣要請がない状態であっても、乙は、次条により予め編成した柔道整復師班を直ちに各医療救護所等に派遣するものとする。この場合において、乙は、派遣後速やかに甲に報告するものとする。

4 前項により乙から報告があった派遣については、甲が柔道整復師班の派遣要請を行ったものとみなす。

(柔道整復師班の編成)

第3条 乙は、前条の定めによる医療救護活動を実施するため、柔道整復師班を編成しこれを甲に報告する。

(柔道整復師班の活動場所)

第4条 柔道整復師班は、医療救護所等において、医療救護活動を実施するものとする。

(医療救護所における柔道整復師班の活動期間)

第5条 医療救護所における柔道整復師班の活動期間は、原則として発災から72時間とし、それ以降は、甲の要請に基づき、避難拠点等の巡回を行う。

(柔道整復師班の業務)

第6条 柔道整復師班の業務は、つぎのとおりとする。

(1) 負傷者に対する応急手当

(2) 負傷者に対して応急手当を行う際に必要となる衛生材料等の提供

(指揮命令)

第7条 柔道整復師班に係る指揮命令および医療救護活動の連絡調整は、甲が指定する者が行うものとする。

2 乙が医療救護所等において行う応急手当は、医療救護所等の医師の指示により行うものとする。

(柔道整復師班の輸送)

第8条 柔道整復師班の輸送は、原則として甲が行う。

(衛生材料等の備蓄および輸送)

第9条 柔道整復師班は、原則として甲が別に定める場所に備蓄する衛生材料等(以下「備蓄衛生材料等」という。)を使用するものとする。

2 医療救護所等において柔道整復師班が必要とする給食および給水は、甲が行う。

3 備蓄衛生材料等の輸送は、原則として甲が行う。

(施術費用)

第10条 医療救護所および避難拠点等における施術費用は、無料とする。

(合同訓練)

第11条 乙は、甲から要請があった場合は、甲が実施する合同訓練に参加するとともに、当該訓練の際に傷病者が発生した場合の応急手当を併せて担当するものとする。

(費用弁償等)

第12条 甲の要請に基づき、乙が医療救護活動を実施した場合に要するつぎの経費は、甲が負担す

るものとする。

- (1) 柔道整復師班の編成および派遣に要する経費
 - (2) 柔道整復師班が携行した衛生材料等を使用した場合の実費弁償
 - (3) 柔道整復師班の柔道整復師等が医療救護活動において負傷し、疾病にかかり、または死亡した場合の扶助費
 - (4) 乙の管理する施設および災害時医療機関等において、医療救護活動により生じた施設および設備の損傷に係る実費弁償
- 2 前項の定めによる費用弁償等の額については、甲乙協議のうえ、別に定めるものとする。
 - 3 柔道整復師班の柔道整復師等による医療救護活動において医療紛争が生じた場合は、乙は直ちに甲に連絡するものとする。
 - 4 前項の医療紛争が生じた場合の対応については、国家賠償法（昭和22年法律第125号）第1条の規定を準用する。この場合において、同条第1項中「国又は公共団体の公権力の行使に当る公務員」とあるのは「柔道整復師班の柔道整復師等」と、「国又は公共団体」とあるのは「甲」と、同条第2項中「公務員」とあるのは「柔道整復師班の柔道整復師等」と、「国又は公共団体」とあるのは「甲」と読み替えるものとする。

（災害医療運営連絡会への参画）

第13条 乙は、この協定の円滑な実施を図るため、甲が必要と認める関係機関をもって構成する練馬区災害医療運営連絡会へ参画するものとする。

（細目）

第14条 この協定を実施するため必要な事項については、別に定める。

（協議）

第15条 この協定に定めのない事項については、甲乙協議のうえ決定するものとする。

（旧協定の取り扱い）

第16条 本協定の締結に伴い、平成26年1月8日に締結した「災害時における柔道接骨師会の協力に関する協定書」は、廃止することとする。

甲と乙は、本協定書2通を作成し、双方記名押印のうえ各1通を保有する。

平成29年 3月 8日

甲 東京都練馬区豊玉北六丁目12番1号

練馬区長 前川 燿 男

乙 東京都練馬区東大泉六丁目50番9号
公益社団法人東京都柔道整復師会練馬支部

支部長 植村 光 雄

資料 17-008 災害時の医療救護活動実施細目

練馬区（以下「甲」という。）と公益社団法人東京都柔道整復師会練馬支部（以下「乙」という。）は、平成29年 3月 8日付けで締結した「災害時の医療救護活動についての協定書」（以下「協定書」という。）第14条に基づき、柔道整復師班の派遣等に関して、つぎのとおり細目を定める。

（柔道整復師班の派遣）

第4条 協定書第2条に規定する柔道整復師班は、原則として柔道整復師3名で構成する。ただし、災害時の医療救護活動状況により必要と認めるときは、その他補助を置くことができる。

（柔道整復師班の活動場所）

第5条 協定書第4条の「医療救護所等」とは、別表に定める医療救護所および甲乙協議のうえ別に定める施設をいう。

（費用弁償等の請求および報告）

第6条 協定書第12条の規定による費用弁償等の請求および報告については、医療救護活動終了後速やかに、乙が一括してつぎにより、甲に請求および報告するものとする。

（1）柔道整復師班の派遣に係る費用弁償は、費用弁償等請求書（様式1）に各柔道整復師班ごとの柔道整復師班活動報告・班員名簿（様式1-1）を添えて請求するものとする。

（2）柔道整復師班が携行した衛生材料等を使用した場合の実費弁償は、前号の様式1に衛生材料等使用報告書（様式1-2）を添えて請求するものとする。

（3）柔道整復師班の柔道整復師等が医療救護活動において負傷し、疾病にかかり、または死亡した場合は、事故報告書（様式2）に事故傷病者概要（様式2-1）を添えて報告するものとする。

（4）甲が実施する合同訓練に参加する柔道整復師班に係る実費弁償等については、第2号および前号の定めを準用する。

（5）乙の管理する施設および災害時医療機関等において、医療救護活動により生じた施設および設備の損傷に係る実費弁償は、第1号の様式1に物件損傷等報告書（様式1-3）を添えて請求するものとする。

（6）その他医療救護活動によって必要となる様式等については、災害救助法施行細則（昭和38年東京都規則第136号）で定める様式を準用するものとする。

（費用弁償等の支払）

第7条 甲は、前条の規定により請求および報告された内容を調査のうえ、適当と認めるときは、協定書第12条の規定により算定した額を速やかに乙に支払うものとする。

甲と乙は、本実施細目書を2通作成し、双方記名押印のうえ各1通を保有する。

平成29年 3月 8日

甲 東京都練馬区豊玉北六丁目12番1号

練馬区長 前 川 燿 男

乙 東京都練馬区東大泉六丁目50番9号
公益社団法人東京都柔道整復師会練馬支部

支部長 植 村 光 雄

別表（第2条関係）

	区指定医療救護所名	所在地
1	旭丘中学校	旭丘 2-40-1
2	開進第三中学校	桜台 3-28-1
3	貫井中学校	貫井 2-14-13
4	練馬東中学校	春日町 2-14-22
5	光が丘第四中学校	光が丘 2-5-1
6	石神井東中学校	高野台 1-8-34
7	谷原中学校	谷原 4-10-5
8	大泉南小学校	東大泉 6-28-1
9	大泉西中学校	西大泉 3-19-27
10	石神井西中学校	関町南 3-10-3

資料 17-009 災害時における応急医薬品および衛生用品等の優先供給に関する協定書

災害時における応急医薬品および衛生用品等の優先供給に関し、練馬区（以下「甲」という。）と、練馬区薬業協同組合（以下「乙」という。）との間において、次のとおり協定する。

（目的）

第1条 この協定は、区内に災害が発生し、練馬区地域防災計画に基づく被災者の救援救護活動が必要となったとき、乙および乙の会員の積極的な協力を得ることにより、円滑な応急医薬品および衛生用品等の確保を図ることを目的とする。

（優先供給物資）

第2条 この協定による優先供給物資は、乙および乙の会員が平素取り扱う商品とし、次のとおりとする。

- 1 医薬品
- 2 生理用品等の衛生用品
- 3 その他生活雑貨など

（要請）

第3条 甲は、災害が発生し医薬品等の物資を調達する必要が生じたとき、乙に対し物資の優先供給を要請するものとする。

- 2 要請にあたっては、甲は品名、数量および納入場所について指示するものとする。
- 3 甲は、要請に先立ち、乙に対し、物資の確保状況について照会することができるものとする。
- 4 甲が優先供給要請を行う者は、乙が指定した者とする。ただし、災害の状況等により、乙が指定した者以外の会員に要請することもできるものとする。

（協力）

第4条 乙は、甲の優先供給要請に対し、積極的かつ優先的に応じ、要請された物資の確保に努めなければならない。

- 2 乙は、甲の要請により確保した物資を、甲が指定した納入場所に納入するものとする。ただし、道路等の寸断等により、搬送が困難な状況にあるときは、甲、乙協議し納入方法を検討することとする。
- 3 乙は、災害時における物資の円滑な供給が実施できるよう、本協定の趣旨について乙の会員に周知徹底することとする。
- 4 乙は、甲が実施する総合防災訓練等に参加を要請されたときは、特別の理由がない限り協力するものとする。

（価格および請求）

第5条 甲の要請に基づき、乙が甲に優先供給した物資の価格は、災害が発生した直前の販売価格とする。

- 2 乙は、甲の要請により物資を供給したときは、前項の規定による価格により、その代金を請求するものとする。
- 3 乙が、甲に物資の納入のため輸送に要した経費は、特殊な事情を除き、乙の負担とする。

（代金の支払）

第6条 甲は、乙から前条の規定により請求があったときは、速やかにその代金を支払うものとする。

（災害補償）

第7条 甲の要請に基づく優先供給物資の輸送中等に、その業務に従事していた乙の会員が負傷し、もしくは疾病にかかり、または死亡した場合は、甲は、「災害応急措置業務従事者および水防従事者に対する損害補償に関する条例」の規定に基づき、これを補償するものとする。

（看板の掲出）

第8条 甲は、乙の会員の承諾を得て、各店舗に「練馬区災害時優先供給協力店」に看板を掲出することができる。

(協議)

第9条 この協定の解釈について疑義が生じたとき、またはこの協定の実施に関して必要の事項は、甲、乙協議して定めるものとする。

上記協定締結の証として、本協定書を2通作成し、甲、乙記名押印のうえ、それぞれ1通を保有することとする。

平成7年8月22日

甲 東京都練馬区豊玉北六丁目12番1号
練馬区長 岩波 三郎

乙 東京都練馬区中村一丁目6番15号
練馬区薬業協同組合
組合長 星野 輝雄

資料 17-010 災害時の区と獣医師会との協力に関する協定書

災害時における応急業務に関し、練馬区を「甲」とし、練馬区獣医師会を「乙」とし、甲乙間において、つぎのとおり協定を締結する。

(趣旨)

第1条 この協定は、練馬区内に地震、台風その他の災害が発生した際に、甲および乙が行う災害応急業務その他について相互協力に関し、必要な事項を定める。

(協力の内容)

第2条 相互協力の内容は、つぎの事項とする。

- (1) 負傷した動物への応急手当に関すること。
- (2) 被災した動物の保護および管理に関すること。
- (3) 被災した動物に関する情報提供に関すること。
- (4) 用地、施設、設備の提供その他必要な災害応急業務に関すること。

(協力要請等の手続)

第3条 相互に協力を要請するときは、理由、業務内容、日時、実施場所その他必要事項を明らかにして要請しなければならない。ただし、そのいとまが無いときは、各々の判断により災害応急業務を開始して、事後に通知する。

(協力の履行)

第4条 甲および乙は、互いに要請を受けた事項に関して、特別な理由がない限り、誠意を持って必要な業務を行う。

(連絡調整)

第5条 この協力に関わる連絡調整については、甲の指定する者と乙とが行う。

(負担)

第6条 甲は、乙がこの業務のために必要とする用地、施設、設備その他を、可能な限り提供する。

(活動の停止)

第7条 乙は、救護活動が極めて困難または不可能と認める場合または災害が終息したと認められる場合に、甲と協議して救護活動を停止することができる。

(損害補償)

第8条 この協定に基づく業務に従事した者が、その業務により死亡し、負傷しまたは疾病にかかったときは、災害応急措置業務従事者および水防従事者に対する損害補償に関する条例（昭和63年3月練馬区条例第11号）の規定に基づき、甲が補償する。

(協定期間および更新)

第9条 この協定の有効期間は、平成12年9月1日から平成13年3月31日までとする。

2 前項の期間満了の3か月前までに、甲または乙のいずれからこの協定を解除または改定する意思表示がないときは、更に1年間有効期間を延長するものとし、以後この例による。

(細目)

第10条 この協定に関する細目（「災害時の区と獣医師会との協力に関する協定細目」／以下「協定細目」という。）は、別途定める。

(協議)

第11条 この協定および協定細目に定めのない事項ならびにこの協定および協定細目の解釈について疑義が生じたときは、甲乙協議のうえ決定する。

甲と乙は、本協定書を2通作成し、それぞれ記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

平成12年8月28日

甲 練馬区豊玉北六丁目12番1号
練馬区長 岩波 三郎

乙 練馬区東大泉七丁目25番19号
練馬区獣医師会長 町田 忠彦

資料 17-011 災害時の区と獣医師会との協力に関する協定細目

「災害時の区と獣医師会との協力に関する協定書」（以下「協定書」という。）第10条に基づく細目は、つぎのとおりとする。

（乙の業務）

第1条 乙は、災害が発生し、負傷した動物への応急手当または被災した動物の保護および管理が必要と認められた場合は、直ちに自らの会員が保有する施設等において、これらの業務を開始する。この場合において、動物の保護が長期化すると認められる場合は、甲の提供する用地、施設および設備を使用してこれを行う。

（要請の手続）

第2条 協定書第3条に定める相互の要請と通知は、原則として文書により行う。ただし、文書で要請するいとまがないときは、口頭で要請し、後日文書をもって処理する。

（甲の指定する者）

第3条 協定書第5条に定める甲の指定する者は、練馬区保健所生活衛生課長とする。

（負担）

第4条 協定書第6条に基づき、甲は、乙に対し、つぎに挙げるものを提供する。

- (1) 被災した動物の保護のために必要な用地、施設、設備等
 - (2) 動物の応急手当、保護に用いた技術・機材・薬品・飼料・事務等の経費
 - (3) その他必要な物品等
- 2 乙はボランティアの活用、寄附金の利用、企業・団体・個人による寄付物品を用いる等の方法で、甲の負担を最小限にするよう努める。
- 3 乙の甲に対する経費の請求については、災害応急業務終了後、速やかに乙が一括して請求書と災害応急業務報告書を添えて行う。ただし、災害応急業務が長期に渡る場合は、双方協議の上途中で分割して請求することができる。

（非常措置）

第5条 乙は被災動物が救護できない状態になったと認められる場合に、甲と協議して非常措置をとることができる。

- 2 前項の場合、可能な限り被災動物の所有者の了解を得るか、または後日所有者に連絡するために必要な措置を講じておくよう努めなければならない。

（訓練への参加）

第6条 乙は、甲の実施する訓練に参加するよう努める。この場合においては、すべてボランティアによるものとする。

（連絡方法）

第7条 災害が発生した場合の、乙における会員への連絡継走は、乙が行う。この場合において、一般の通信手段が途絶して連絡継走が困難なときは、乙および乙の会員がもよりの避難拠点、区の施設等に駆けつけ、災害時の緊急連絡に支障がない範囲で、地域防災無線、ファクシミリ等を利用して、会員相互の連絡継走を行うことができる。

甲と乙は、本協定細目を2通作成し、それぞれ記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

平成12年8月28日

甲 練馬区豊玉北六丁目12番1号
練馬区長 岩波 三郎

乙 練馬区東大泉七丁目25番19号
練馬区獣医師会長 町田 忠彦

資料 17-012 災害時の被災動物に係る応急薬品・機材等の優先供給に関する協定書

「災害時の区と獣医師会との協力に関する協定細目」第4条(2)に規定する薬品・機材等について、練馬区（以下「甲」という。）および練馬区獣医師会（以下「乙」という。）ならびに森久保薬品株式会社（以下「丙」という。）との間において、薬品・機材等の優先供給に関する協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、区内に災害が発生し、被災した動物への手当に必要な薬品・機材等の確保を目的とする。

（優先供給）

第2条 この協定による優先供給品は、乙および丙が取り扱う商品とし、つぎのとおりとする。

なお、薬品の種類等具体的な内容については協議するものとする。

(1) 薬品

(2) 器具・機材等

（要請）

第3条 甲は、災害が発生し薬品・機材等を調達する必要が生じたとき、丙に対し優先供給を要請するものとする。

2 甲に、要請のいとまがない時は、乙が丙に要請し速やかに甲の承認を得るものとする。

3 要請にあたっては、甲は薬品・機材等の数量および納入場所について指示するものとする。

4 甲は、要請に先立ち、丙に対し、薬品・機材等の確保状況について照会することができるものとする。

（協力）

第4条 丙は、甲の優先供給要請に対し、積極的かつ優先的に応じ、要請された薬品・機材等の確保に努めなければならない。

2 丙は、甲の要請により確保した薬品・機材等を、甲が指示した場所に納入するものとする。ただし、道路等の寸断等により、搬送が困難な状況にあるときは、甲乙丙と協議し納入方法を検討するものとする。

（価格および請求）

第5条 甲の要請に基づき、丙が甲に優先供給した薬品・機材等の価格は、災害が発生した直前の販売価格とする。

2 丙は、甲の要請により薬品・機材等を供給したときは、前項の規定による価格により、その代金を請求するものとする。

3 丙が、甲に薬品・機材等を納入したときの輸送に要した経費は、丙の負担とする。

（代金の支払）

第6条 甲は、丙から前条の規定による請求があったときは、速やかにその代金を支払うものとする。

（災害補償）

第7条 甲の要請に基づく優先供給物資の輸送中等に、その業務に従事していた丙の社員が負傷し、もしくは疾病にかかり、または死亡した場合は、甲は災害応急措置業務従事者および水防従事者に対する損害補償にかかる条例（昭和63年3月練馬区条例第11号）の規定に基づき、これを補償するものとする。

（協議）

第8条 この協定の解釈について疑義が生じた場合、またはこの協定の実施に関して必要な事項は、甲乙丙協議して定めるものとする。

甲と乙と丙は、本協定書を3通作成し、それぞれ記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

平成15年4月22日

甲 練馬区豊玉北六丁目12番1号
練馬区長 岩波 三郎

乙 練馬区西大泉一丁目16番13号
練馬区獣医師会長 吉田 恒雄

丙 東大和市新堀三丁目1番1号
森久保薬品株式会社
代表取締役社長 森久保 志津枝

資料 17-013 災害時における医薬品等の供給協力に関する協定書

練馬区を「甲」とし、〇〇を「乙」とし、甲乙間において次のとおり協定を締結する。

(総則)

第1条 この協定は、練馬区地域防災計画に基づき、災害時に甲が行う医薬品等の調達業務に対する乙の協力に関し、必要な事項を定めるものとする。

(要請)

第2条 甲は、災害時における医薬品等の確保を図るため、医薬品等を調達する必要があるときは、乙に対し、協力を要請するものとする。

2 前項の規定による要請は、文書、電話等により要請するものとする。

(要請事項に対する措置)

第3条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、要請事項に対して速やかに措置を執るとともに、その措置状況を甲に連絡するものとする。

(医薬品等の範囲)

第4条 甲が供給を要請する医薬品等の範囲は次のとおりとし、乙は、当該範囲内において供給可能な品目および数量を供給するものとする。

(1) 医薬品

(2) 衛生材料

(3) 医療器具

(4) 前各号のほか、甲が指定するもの

(医薬品等の運搬)

第5条 乙が甲に供給する医薬品等は、甲の指定する場所に乙が運搬することを原則とする。ただし、必要に応じて、乙は甲に対して医薬品等の運搬の協力を求めることができる。

(費用負担)

第6条 この協定により乙が供給した医薬品等の代金は、甲が負担するものとする。

2 この協定により乙が医薬品等を運搬するにあたり、真にやむを得ない理由により発生する搬送等に係る費用で、甲が必要と認めたものは、甲が負担するものとする。

3 前2項に規定する場合において、甲は請求書受領後、遅滞なく支払いを行うものとする。

(医薬品等の価格)

第7条 前条の規定により甲が負担する医薬品等の価格は、災害発生直前における適正な価格とする。

(細目)

第8条 この協定を実施するために必要な事項については、別に定めるものとする。

(協議)

第9条 この協定の実施について疑義が生じたときは、その都度、甲乙双方が誠意ある協議を行うものとする。

(有効期限)

第10条 この協定は、本協定締結の日からその効力を生ずるものとし、甲乙いずれかの解約の申し出がない限り、その効力は継続するものとする。

この協定書を2通作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成〇〇年〇〇月〇〇日

甲 東京都練馬区豊玉北六丁目12番1号
練馬区長 志村 豊志郎

乙 ○○○○○○○○○○○
○○○○○○○○○○○○
○○○ ○ ○ ○ ○

※協定締結先は以下のとおり。

災害時における医薬品等の供給協力に関する協定締結一覧

No.	協定事業者	代表者	住所	締結日
1	アルフレッサ株式会社	練馬支店長 宮本 眞司	杉並区井草三丁目20番5号	平成26年 1月17日
2	株式会社バイタルネット	東京中央支店長 大島 康幸	板橋区泉町40番1号	平成26年 1月17日
3	株式会社マルタケ	東京支店長 板橋 秀一	豊島区南大塚一丁目2番7号	平成26年 1月22日
4	東邦薬品株式会社	練馬・板橋営業所長 本多 泰之	練馬区谷原一丁目9番3号	平成26年 1月24日
5	株式会社スズケン	練馬支店長 小松原 俊男	練馬区田柄一丁目5番30号	平成26年 1月24日
6	酒井薬品株式会社	中野営業所長 平杉 憲治	中野区鷺宮三丁目47番1号	平成26年 1月28日
7	株式会社メディセオ	専務取締役東京支社長 嶋路 博昭	中央区八重洲二丁目7番15号	平成26年 2月6日

資料 17-014 災害時における医薬品等の供給協力に関する協定書実施細目

練馬区（以下、「甲」という。）と〇〇〇〇株式会社（以下、「乙」という。）は、平成〇〇年〇〇月〇〇日付けで締結した「災害時における医薬品等の供給協力に関する協定書」（以下、「協定書」という。）第8条に基づき、医薬品等の供給協力に関して、つぎのとおり細目を定める。

（口座の開設）

第1条 乙は、協定書の締結に基づき、甲の口座を開設するものとする。

2 口座の名義は、練馬区災害対策健康部とする。

（要請手続）

第2条 協定書第2条の規定に基づき、甲が行う医薬品等の要請は、つぎに掲げる事項を文書、電話等の方法で行うものとし、事後、別記様式1を乙に提出するものとする。

- (1) 要請を行った担当者の職、氏名
- (2) 要請する医薬品等の品目、規格、数量等
- (3) 履行の期日および場所
- (4) その他必要な事項

2 前項の要請は、練馬区健康部長が行う。

（要請事項の措置等）

第3条 乙は、協定書第3条の措置に当たって、要請品目に欠品または不足が生じる場合、同種、同効の品目で代用することができる。

2 乙は、協定書第3条の措置状況の連絡に当たっては、つぎに掲げる事項を速やかに、文書、電話等の方法で行うものとし、事後、別記様式2を甲に提出するものとする。

- (1) 要請年月日
- (2) 供給品目、規格、数量等
- (3) 措置状況
- (4) その他必要な事項

3 乙は、被災による事務所等の損壊や交通の途絶等、不測の事態により医薬品等の確保、供給が困難な場合は、速やかに甲に通知するものとする。

（医薬品等の運搬）

第4条 協定書第5条に規定する「甲の指定する場所」は、別表のとおりとする。

（車両および燃料）

第5条 医薬品等を運搬する車両および燃料は、原則として乙が用意する。

2 前項の規定にかかわらず、乙が甲に対して運搬車両の提供および燃料の供給等を求めた場合、甲は、車両提供および燃料の供給に努めるものとする。

（費用弁償）

第6条 乙は、供給要請に伴い医薬品等の納入が完了した場合は、甲に必要な書類を提出し、当該費用を請求するものとする。

2 甲は、前項の請求があったときは、内容を精査確認し、その費用を支払うものとする。

（有効期限）

第7条 この細目の有効期限は、本実施細目締結の日からその効力を生ずるものとし、甲乙いずれかの解約の申し出がない限り、その効力は継続するものとする。

この協定書実施細目を2通作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

令和元年 7月31日

甲 東京都練馬区豊玉北六丁目12番1号
練馬区長 前川 燿 男

乙 ○○○○○○○○
○○○○ ○○○○

別表（第4条関係）

No.	医療救護所	所在地
1	旭丘中学校	旭丘2-40-1
2	開進第三中学校	桜台3-28-1
3	貫井中学校	貫井2-14-13
4	練馬東中学校	春日町2-14-22
5	光が丘秋の陽小学校	光が丘2-1-1
6	石神井東中学校	高野台1-8-34
7	谷原中学校	谷原4-10-5
8	大泉南小学校	東大泉6-28-1
9	大泉西中学校	西大泉3-19-27
10	石神井西中学校	関町南3-10-3

※様式は省略。

資料 17-015 災害時における医療救護活動の協力に関する協定書（病院）

練馬区（以下「甲」という。）と〇〇〇〇（以下「乙」という。）は、災害時における医療救護活動の協力に関する協定をつぎのとおり締結する。

（総則）

第1条 この協定は、練馬区地域防災計画に基づき、甲が実施する医療救護活動に対する乙の協力に関し、必要な事項を定める。

（協力する業務の内容）

第2条 乙が協力する業務（以下「協力業務」という。）の内容は、つぎの各号に掲げるものとする。

- (1) 医療救護所にいる傷病者を災害時医療機関等へ搬送する業務
- (2) 前号に掲げるもののほか、傷病者を搬送する業務

（医療救護所および災害時医療機関等）

第3条 前条第1号に規定する医療救護所は別表1のとおりとし、災害時医療機関等は別表2のとおりとする。

（協力の要請）

第4条 甲は、練馬区地域防災計画に基づき医療救護活動を実施する必要がある場合は、乙に対し、協力業務を要請するものとする。

（協力する業務の実施）

第5条 乙は、前条の規定により、甲から協力業務の要請があったときは、甲が指定する場所へ車両等を派遣し、協力業務を行うものとする。

2 乙は、前項の規定に基づき車両等を派遣した場合は、直ちに派遣状況等を甲に報告するものとする。

3 乙は、前項の規定により派遣した協力業務の実施状況について、区の求めに応じて甲に報告するものとする。

（連絡調整等）

第6条 前条の規定に基づく乙の協力業務に係る連絡調整は、甲が指定する者が行うものとする。

2 乙が行う協力業務は、医療救護所の医師等の指示により行うものとする。

（費用負担）

第7条 甲は、第5条に規定する協力業務を行った場合の経費を負担する。

2 甲は、乙からの請求があった後、検査を行い、遅滞なく支払いを行うものとする。

（賠償）

第8条 甲は、甲の責に帰すべき理由により、協力業務において乙の車両等に損害を与えたときは、乙に対し、その損害を賠償する。

2 甲は、甲の責に帰すべき理由により、乙が行う協力業務について、第三者に損害を与えたときは、その賠償の責を負うものとする。

3 乙は、協力業務に際し、乙の責に帰すべき理由により、第三者に損害を与えたときは、その賠償の責を負うものとし、甲に対し、速やかにその状況を報告しなければならない。

（災害補償）

第9条 この協定に基づく業務に従事した者が、当該業務により死亡または負傷し、もしくは疾病にかかり、または心身に著しい障害を生じたときは、甲は、「練馬区災害応急措置業務従事者および水防従事者に対する損害補償に関する条例」（昭和63年3月練馬区条例第11号）の規定に基づき、これを補償するものとする。

（緊急通行車両の登録および燃料の優先的供給）

第10条 甲は、乙が搬送業務を遂行するに当たり、搬送業務に使用する車両の緊急通行車両の登録および燃料の優先的供給に努めるものとする。

（協議）

第11条 この協定に定めのない事項または協定の各条項に疑義を生じたときは、甲および乙が協議の

うえ処理するものとする。

(旧協定の取扱い)

第12条 本協定の締結に伴い、平成27年2月26日に締結した「災害時における医療救護活動の協力に関する協定書」は廃止することとする。

この協定締結の証として、甲および乙は本協定書を2通作成し、それぞれ記名押印の上、それぞれ1通を保有する。

平成30年 3月16日

甲 東京都練馬区豊玉北六丁目12番1号
練馬区
練馬区長 前川 燿 男

乙 ○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○
○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○
○○○○○○○○
○○○○ ○ ○ ○ ○

※協定締結先は以下のとおり。

災害時における医療救護活動の協力に関する協定書（病院）締結一覧

No.	協定事業者	住所
1	順天堂大学医学部附属練馬病院	練馬区高野台三丁目1番10号
2	公益社団法人 地域医療振興協会 練馬光が丘病院	練馬区光が丘二丁目11番1号

別表1

No.	医療救護所	所在地
1	旭丘中学校	旭丘2-40-1
2	開進第三中学校	桜台3-28-1
3	貫井中学校	貫井2-14-13
4	練馬東中学校	春日町2-14-22
5	光が丘第四中学校	光が丘2-5-1
6	石神井東中学校	高野台1-8-34
7	谷原中学校	谷原4-10-5
8	大泉南小学校	東大泉6-28-1
9	大泉西中学校	西大泉3-19-27
10	石神井西中学校	関町南3-10-3

別表 2

災害時医療機関等

1 災害時医療機関 (22 医療機関)

区分	No.	医療機関名	所在地	対応区分
災害 拠点病院	1	順天堂練馬病院	高野台 3-1-10	赤・黄
	2	練馬光が丘病院	光が丘 2-11-1	
災害 拠点 連携 医療 機関	1	練馬総合病院	旭丘 1-24-1	黄・赤
	2	浩生会スズキ病院	栄町 7-1	
	3	大泉生協病院	東大泉 6-3-3	
	4	川満外科	東大泉 6-34-46	
	5	田中脳神経外科病院	関町南 3-9-23	
	6	辻内科循環器科歯科クリニック	大泉学園町 8-24-25	
災害 医療 支援 医療 機関	1	島村記念病院	関町北 2-4-1	緑
	2	保谷病院	南大泉 4-50-15	
	3	東大泉病院	東大泉 7-36-10	
	4	関町病院	関町北 1-6-19	
	5	東京聖徳病院	北町 3-7-19	
	6	慈雲堂内科病院	関町南 4-14-53	
	7	陽和病院	大泉町 2-17-1	
	8	豊島園大腸肛門科	春日町 4-6-14	
	9	阿部クリニック	桜台 2-1-7	
	10	練馬駅リハビリテーション病院	練馬 1-17-1	
	11	ねりま健育会病院	大泉 7-3-28	
専門医療 拠点病院	1	久保田産婦人科病院	東大泉 3-29-10	産科 (※)
	2	大泉病院	大泉学園町 6-9-1	精神 (※)
	3	東海病院	中村北 2-10-11	透析 (※)

2 透析医療機関 (11 医療機関)

区分	No.	医療機関名	所在地	対応区分
透析 医療 機関	1	高松病院	高松 6-4-23	透析
	2	練馬中央診療所	豊玉北 5-32-8	
	3	腎クリニック高野台	高野台 1-3-7	
	4	練馬桜台クリニック	豊玉北 4-11-9	
	5	優人クリニック	田柄 2-52-10	
	6	練馬高野台クリニック	高野台 1-8-15	
	7	優人大泉学園クリニック	東大泉 1-28-7	
	8	大泉学園クリニック	東大泉 5-40-24	
	9	武蔵野総合クリニック練馬	練馬 1-26-1	
	10	優人上石神井クリニック	上石神井 1-13-13	
	11	石神井公園じんクリニック	石神井町 7-2-5	

- ※「赤」は重症者、「黄」は中等症者、「緑」は軽症者
- ※ 専門医療拠点病院については、原則として重症・中等症（赤・黄）者の受入れは行わず、専門的医療を必要とする患者への対応を行う。

資料 17-016 災害時における医療救護活動の協力に関する協定書（民間救急事業者）

練馬区（以下「甲」という。）と〇〇〇〇（以下「乙」という。）は、災害時における医療救護活動の協力に関する協定をつぎのとおり締結する。

（総則）

第1条 この協定は、練馬区地域防災計画に基づき、甲が実施する医療救護活動に対する乙の協力に関し、必要な事項を定める。

（協力する業務の内容）

第2条 乙が協力する業務（以下「協力業務」という。）の内容は、つぎの各号に掲げるものとする。

(1) 医療救護所にいる傷病者を災害時医療機関等へ搬送する業務

(2) 前号に掲げるもののほか、傷病者を搬送する業務

（医療救護所および災害時医療機関等）

第3条 前条第1号に規定する医療救護所は別表1のとおりとし、災害時医療機関等は別表2のとおりとする。

（協力の要請）

第4条 甲は、練馬区地域防災計画に基づき医療救護活動を実施する必要がある場合は、乙に対し、協力業務を要請するものとする。

（協力する業務の実施）

第5条 乙は、前条の規定により、甲から協力業務の要請があったときは、甲が指定する場所へ車両等を派遣し、協力業務を行うものとする。ただし、乙が東京消防庁と傷病者の搬送業務に関する協定（震災等大規模災害時における傷病者の搬送業務に関する協定書）を締結している場合であって、当該協定に基づく搬送業務を行う場合は、この限りでない。

2 乙は、前項の規定に基づき車両等を派遣した場合は、直ちに派遣状況等を甲に報告するものとする。

3 乙は、前項の規定により派遣した協力業務の実施状況について、甲の求めに応じて甲に報告するものとする。

（連絡調整等）

第6条 前条の規定に基づく乙の協力業務に係る連絡調整は、甲が指定する者が行うものとする。

2 乙が行う協力業務は、医療救護所の医師等の指示により行うものとする。

（費用負担）

第7条 甲は、第5条に規定する協力業務を行った場合の経費を負担する。

2 甲は、乙からの請求があった後、検査を行い、遅滞なく支払いを行うものとする。

（賠償）

第8条 甲は、甲の責に帰すべき理由により、協力業務において乙の車両等に損害を与えたときは、乙に対し、その損害を賠償する。

2 甲は、甲の責に帰すべき理由により、乙が行う協力業務について、第三者に損害を与えたときは、その賠償の責を負うものとする。

3 乙は、協力業務に際し、乙の責に帰すべき理由により、第三者に損害を与えたときは、その賠償の責を負うものとし、甲に対し、速やかにその状況を報告しなければならない。

（災害補償）

第9条 この協定に基づく業務に従事した者が、当該業務により死亡または負傷し、もしくは疾病にかかり、または心身に著しい障害を生じたときは、甲は、「練馬区災害応急措置業務従事者および水防従事者に対する損害補償に関する条例」（昭和63年3月練馬区条例第11号）の規定に基づき、これを補償するものとする。

（緊急通行車両の登録および燃料の優先的供給）

第10条 甲は、乙が搬送業務を遂行するに当たり、搬送業務に使用する車両の緊急通行車両の登録および燃料の優先的供給に努めるものとする。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項または協定の各条項に疑義を生じたときは、甲および乙が協議のうえ処理するものとする。

(旧協定の取扱い)

第12条 本協定の締結に伴い、平成27年2月26日に締結した「災害時における医療救護活動の協力に関する協定書」は廃止することとする。

この協定締結の証として、甲および乙は本協定書を2通作成し、それぞれ記名押印の上、それぞれ1通を保有する。

平成〇〇年〇〇月〇〇日

甲 東京都練馬区豊玉北六丁目12番1号
練馬区
練馬区長 前川 燿 男

乙 〇〇〇〇
〇〇 〇〇〇〇

※協定締結先および協定締結日は以下のとおり。

災害時における医療救護活動の協力に関する協定書（民間救急事業者）締結一覧

No	事業者名称	協定締結日
1	宮園自動車株式会社 福祉練馬営業所	平成30年3月16日
2	有限会社 虹	平成30年3月16日
3	そよ風タクシー	平成30年3月16日
4	有限会社 ライズ	平成30年3月16日
5	うちだケアタクシー	平成30年3月16日
6	ヘルメス福祉サービス	平成30年3月16日
7	介護タクシー はびねす	平成30年3月16日
8	有限会社 東洋企画	平成30年3月16日
9	介護タクシーみずの	平成30年3月16日
10	杉並交通株式会社	平成30年3月16日
11	介護タクシー田中	平成30年11月1日
12	とうねりケアサービス	平成30年11月1日
13	東京メディ・ケア移送サービス	平成30年11月1日
14	シマノ介護タクシー	平成30年11月5日

資料 17-017 災害時における透析患者搬送に関する協定書

練馬区（以下「甲」という。）と練馬区透析患者送迎協議会（以下「乙」という。）は、災害時における透析患者の搬送の協力に関する協定をつぎのとおり締結する。

（総則）

第1条 この協定は、練馬区地域防災計画に基づき、甲が実施する透析患者の搬送に対する乙の協力に関し、必要な事項を定める。

（要請）

第2条 甲は、練馬区地域防災計画に基づき透析患者搬送を実施する必要がある場合は、乙に対し、その搬送について協力を要請するものとする。

（協力）

第3条 乙は、前条の規定により、甲から協力の要請があったときは、指定された車両等を派遣し、避難拠点等から区が指定する緊急透析医療機関へ透析患者を搬送する業務（以下「搬送業務」という。）に協力するものとする。

（費用負担）

第4条 甲は、前条に規定する搬送業務を行った場合の経費を負担する。

2 搬送業務の費用負担の請求および報告については、搬送業務終了後速やかに、乙が一括して費用負担請求書（様式1）に各会員ごとの活動報告書（様式2）を添えて甲に請求および報告するものとする。

3 甲は、前項の請求および報告があった後、検査を行い、遅滞なく支払いを行うものとする。

（賠償）

第5条 甲は、甲の責に帰すべき理由により、搬送業務に従事する車両等に損害を与えたときは、乙に対し、その損害を賠償する。

2 甲は、甲の責に帰すべき理由により、乙が行う搬送業務について、第三者に損害を与えたときは、その賠償の責を負うものとする。また、乙の責に帰すべき理由により、第三者に損害を与えたときは、乙は、その賠償の責を負うものとし、甲に対し、速やかにその状況を報告するものとする。

（災害補償）

第6条 搬送業務に従事した者が、当該業務により死亡し、負傷し、もしくは疾病にかかり、または心身に著しい障害を生じたときは、甲は、「練馬区災害応急措置業務従事者および水防従事者に対する損害補償に関する条例」（昭和63年3月練馬区条例第11号）の規定に基づき、これを補償するものとする。

（報告）

第7条 乙は、搬送業務の状況について、甲の求めに応じて甲に報告するものとする。

（緊急通行車両の登録および燃料の優先的供給）

第8条 甲は、乙が搬送業務を遂行するに当たり、搬送業務に使用する車両の緊急通行車両の登録および燃料の優先的供給に努めるものとする。

（協議）

第9条 この協定に定めのない事項または協定の各条項に疑義を生じたときは、甲および乙協議のうえ処理するものとする。

この協定締結の証として、甲および乙は本協定書を2通作成し、それぞれ記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成28年 3月16日

甲 東京都練馬区豊玉北六丁目12番1号
練馬区
練馬区長 前川 耀 男

乙 東京都練馬区春日町三丁目17番13号
練馬区透析患者送迎協議会
会長 八木 和 之

資料 17-018 災害時における透析患者搬送に関する協定書

練馬区（以下「甲」という。）と〇〇〇〇（以下「乙」という。）は、災害時における透析患者搬送の協力に関する協定をつぎのとおり締結する。

（総則）

第1条 この協定は、練馬区地域防災計画に基づき、甲が実施する透析患者の搬送に対する乙の協力に関し、必要な事項を定める。

（要請）

第2条 甲は、練馬区地域防災計画に基づき透析患者搬送を実施する必要がある場合は、乙に対し、その搬送について協力を要請するものとする。

（協力）

第3条 乙は、前条の規定により、甲から協力の要請があったときは、車両等を派遣し、避難拠点等から区が指定する緊急透析医療機関へ透析患者を搬送する業務（以下「搬送業務」という。）の協力に努めるものとする。

（賠償）

第4条 甲は、甲の責に帰すべき理由により、搬送業務に従事する車両等に損害を与えたときは、乙に対し、その損害を賠償する。

2 甲は、甲の責に帰すべき理由により、乙が行う搬送業務について、第三者に損害を与えたときは、その賠償の責を負うものとする。また、乙の責に帰すべき理由により、第三者に損害を与えたときは、甲および乙協議のうえ、乙は、その賠償の責を負うものとし、甲に対し、速やかにその状況を報告するものとする。

（災害補償）

第5条 搬送業務に従事した者が、当該業務により死亡または負傷し、もしくは疾病にかかり、または心身に著しい障害を生じたときは、甲は、「練馬区災害応急措置業務従事者および水防従事者に対する損害補償に関する条例」（昭和63年3月練馬区条例第11号）の規定に基づき、これを補償するものとする。

（報告）

第6条 乙は、搬送業務の状況について、甲の求めに応じて甲に報告するものとする。

（緊急通行車両の登録および燃料の優先的供給）

第7条 甲は、乙が搬送業務を遂行するに当たり、搬送業務に使用する車両の緊急通行車両の登録および燃料の優先的供給に努めるものとする。

（協議）

第8条 この協定に定めのない事項または協定の各条項に疑義を生じたときは、甲および乙協議のうえ処理するものとする。

この協定締結の証として、甲および乙は本協定書を2通作成し、それぞれ記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成〇〇年〇〇月〇〇日

甲 東京都練馬区豊玉北六丁目12番1号
練馬区
練馬区長 前川 燿 男

乙 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
〇〇〇〇 〇〇〇〇

※協定締結先および協定締結日は以下のとおり。

災害時における透析患者搬送に関する協定書 締結一覧

No	事業者名称	協定締結日
1	NPO 法人 通院・移送センタータンポポ	平成 27 年 2 月 26 日
2	医療法人社団蒼生会 高松病院	平成 27 年 2 月 26 日
3	医療法人社団松和会 練馬高野台クリニック	令和元年 7 月 31 日
4	医療法人社団松和会 大泉学園クリニック	令和元年 7 月 31 日
5	医療法人社団優腎会 優人クリニック	令和元年 7 月 23 日
6	医療法人社団優腎会 優人大泉学園クリニック	令和元年 7 月 23 日
7	医療法人社団優腎会 優人上石神井クリニック	令和元年 7 月 23 日
8	医療法人社団前田記念会 石神井公園じんクリニック	平成 30 年 11 月 13 日

資料 17-019 災害時等における新型コロナウイルス感染症等自宅療養者避難所開設に伴う避難誘導活動等の協力に関する協定書

災害時等における新型コロナウイルス感染症等自宅療養者避難所（以下「自宅療養者避難所」という。）開設に伴う避難誘導活動等の協力に関し、練馬区（以下「甲」という。）と有限会社 東洋企画（以下「乙」という。）との間において、つぎのとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、練馬区内に風水害の発生のおそれのある場合および地震、風水害その他の災害が発生した場合（以下「災害時等」という。）において、甲の自宅療養者避難所開設に伴う避難誘導活動等に乙が協力するため、必要な事項を定める。

（協力の要請）

第2条 甲は、災害時等に必要があると認めるときは、新型コロナウイルス感染症等に係る自宅療養者等の避難に関するつぎに掲げる業務（以下「協力業務」という。）の実施について乙に要請することができる。

(1) 乙が所有する車両（以下「車両」という。）による避難者の輸送業務

(2) 前号に掲げるもののほか、特に甲が必要と認める業務

2 前項の要請は、文書（第1号様式）をもって行うものとする。ただし、文書をもって要請する時間的余裕がないときは、電話等で要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

（協力する業務の実施）

第3条 乙は、前条の規定により甲の要請を受けたときは、必要な感染防止対策を取り、可能な範囲において、これに協力する。

2 乙は、甲の求めがあった場合、協力業務の実施状況について甲に報告するものとする。ただし、前条第1項第1号の規定による甲の要請を受け、車両を派遣した場合は、直ちに派遣状況等について文書（第2号様式）をもって甲に報告するものとする。

（費用負担）

第4条 甲は、乙が協力業務に要したつぎに掲げる費用を負担する。

(1) 人員の輸送に係る費用（予約料金、迎車料金、メーター料金、介助料金等の加算料金）

(2) 前号に掲げるもののほか、甲が負担すべき費用

2 前項に規定する費用は、災害時等の直前における適正な価格とし、甲と乙が協議して決定する。

（費用の支払）

第5条 乙は、甲に対し前条に規定する費用を請求する。

2 甲は、前項の規定による請求があったときは、その内容を確認し、速やかに費用を乙に支払うものとする。

（事故報告）

第6条 乙は、協力業務に際し、事故が発生したときは、甲に対し、速やかにその状況を報告しなければならない。

（賠償）

第7条 甲は、甲の責に帰すべき事由により、協力業務に使用する乙の車両等に損害を与え、または滅失したときは、乙に対しその損害を賠償する。

2 甲は、甲の責に帰すべき事由により、乙が行う協力業務について、第三者に損害を与えたときは、その賠償の責を負うものとする。

3 乙は、協力業務に際し、乙の責に帰すべき事由により、甲または第三者に損害を与えたときは、その賠償の責を負うものとする。

（災害補償）

第8条 この協定に基づく業務に従事した者が、その業務により死亡し、負傷し、または疾病にかかったときは、練馬区災害応急措置業務従事者および水防従事者に対する損害補償に関する条例（昭和63年3月練馬区条例第11号）の規定に基づき、甲が補償する。

(連絡体制等)

第9条 甲および乙は、第2条および第3条の規定による協力要請の手続、第6条の規定による報告等を円滑に行うため、連絡責任者等を記載した協定事務担当者名簿（第3号様式）を作成し、相互に通知するものとする。

(個人情報の保護)

第10条 乙は、協力業務を実施するため個人情報を取り扱うときは、別記「個人情報の保護および管理に関する特記事項」を守らなければならない。この協定の終了後または解除後においても、同様とする。

(締結期間および更新)

第11条 この協定の期間は、この協定の締結の日から令和4年3月31日までとする。ただし、この協定の期間満了1か月前までに、甲または乙のいずれかからもこの協定を解除し、または変更する意思表示がないときは、この協定の期間を更に1年間延長するものとし、以後も同様とする。

(協議)

第12条 この協定に定めのない事項およびこの協定の解釈について疑義が生じたときは、甲乙協議の上、決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書を2通作成し、甲乙記名押印の上、それぞれ1通を保有する。

令和3年9月24日

東京都練馬区豊玉北六丁目12番1号
甲 練馬区
練馬区長 前川 燿 男

東京都練馬区早宮一丁目43番2号
乙 有限会社 東洋企画
取締役 八木 和之

資料 18-001 災害時における応急用精米の優先供給に関する協定書

災害時における応急精米の優先供給に関し、練馬区（以下「甲」という。）と、東京都米穀小売商組合練馬支部（以下「乙」という。）との間において、次のとおり協定する。

（目 的）

第 1 条 この協定は、区内に災害が発生し食糧の応急給与活動が必要となったとき、練馬区地域防災計画に基づく食糧確保の一環として、区内米穀小売販売業者の積極的な協力を得ることにより、円滑な応急用精米の確保を図ることを目的とする。

（精米確保の目標）

第 2 条 この協定により確保する応急用精米の量は、練馬区における被災想定人口 34 万人（昭和 53 年 6 月、東京都防災会議が示した「東京都区部における地震被害の想定に関する報告」による人口）の 3 食分、おおむね 102 万食を目標とする。

（要 請）

第 3 条 甲は、災害が発生し甲の備蓄物資のみでは十分な救助ができない場合に、乙に対し応急用精米の優先供給を要請するものとする。

（協 力）

第 4 条 乙は、甲に対し次に掲げる事項について、できる限り協力する。

- (1) 甲から精米供給の要請があったときは、甲の指示する場所に甲の要請する精米を納入すること。
- (2) 乙は、災害時における甲からの要請に備え、平常時から組合員 1 店舗あたりおおむね 500 kg、練馬支部全体で 91,800 kg（60 kg 入 1,530 俵）の精米を確保しておくこと。
- (3) 精米は、運搬が容易なように包装されているものとする。

（価格および請求）

第 5 条 前条第 1 号により乙が甲に供給した精米の価格は、当該精米を必要とする災害が発生した直前の販売価格とする。

2 乙は、前条第 1 号の規定により、甲に応急用精米を納入したときは、前項の規定の価格により、その代金を請求するものとする。

3 乙は、甲の要請により応急用精米を輸送したときは、輸送に要した経費を甲に請求することができる。

（代金の支払）

第 6 条 甲は、乙から前条第 2 項および第 3 項の規定により、請求があったときは、すみやかにその代金を支払うものとする。

（従事者の災害補償）

第 7 条 甲の要請に基づき、応急用精米を輸送中に乙の会員が負傷し、もしくは疾病にかかりまたは死亡した場合は、「水防等に従事した者の災害補償に関する条例」（昭和 50 年条例第 32 号）の規定に基づき、これを補償するものとする。

（看板の掲示）

第 8 条 甲は、乙の組合員の承諾を得て、各店舗に「練馬区災害時食糧協力店」の看板を掲示することができる。

（調 査）

第 9 条 甲は、乙の会員に対して毎年 3 月に、第 4 条第 2 号に掲げる数量について調査を行うことができる。

2 乙は、前項の調査について協力するものとする。

(協 議)

第 10 条 この協定の解釈について疑義が生じたときまたはこの協定に関し必要な事項は、甲・乙協議して定めるものとする。

上記協定締結の証として本協定書を 2 通作成し、甲・乙記名押印のうえ、それぞれ 1 通を保有する。

昭和 5 5 年 7 月 5 日

甲 練馬区豊玉北六丁目 12 番 1 号

練馬区

代表者 練馬区長 田 畑 健 介

乙 練馬区東大泉町 499 番地

東京都米穀小売商組合練馬支部

代表者 支部長 青 木 政 治

資料 18-002 災害時における麺類等の提供に関する協定書

災害時における応急食糧として麺類等の提供に関し、練馬区（以下「甲」という。）と練馬蕎麦商組合（以下「乙」という。）との間において、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、練馬区内に地震・台風その他の災害が発生し、または発生するおそれのある場合において、甲のみでは十分な対応措置を実施することができないときに、練馬区地域防災計画に基づく応急食糧確保の一環として、区内麺類業者の積極的な協力を得ることにより、区民に対する応急食糧の確保および円滑な給与を図ることを目的とする。

（提供要請）

第2条 甲は、乙に協力を要請する場合は、業務の内容、日時、場所、その他必要な事項を明確にして、要請するものとする。

（協力の内容）

第3条 乙は、前条に掲げる甲の要請を受けたときは、特別の事由のない限りこれに協力するものとする。

2 前項の協力の範囲は次のとおりとする。

- (1) 麺類等給食に関する原材料の提供
- (2) 麺類等給食に関する設備機器の提供
- (3) 麺類等給食に関する労務の提供

（指示）

第4条 乙の協力に係わる指示および連絡調整については、甲が指定する区職員が行うものとする。

（費用弁償および経費負担）

第5条 甲は、乙が提供した原材料および設備機器等にかかわる実費を弁償するものとする。

2 甲は、乙が原材料および設備機器等の搬送に要した費用を負担するものとする。

（請求および支払）

第6条 乙は、業務が終了した後、すみやかに甲に報告し、前条に定める費用および経費を甲に請求するものとする。

2 甲は前項による乙の請求があったときは、その内容を確認のうえ、支払うものとする。

（損害補償）

第7条 この協定に基づく業務に従事した者が、当該業務により死亡し、負傷し、もしくは疾病にかかり、または負傷もしくは疾病により死亡または、心身に著しい障害を生じたときは、「水防等に従事した者の災害補償に関する条例」（昭和50年3月条例第32号）の規定に基づき、甲が補償するものとする。

（報告）

第8条 乙は、この協定の締結にあたり、甲の要請により応急給食に提供できる原材料および設備機器の数量等を、甲に報告するものとする。

2 乙は、この協定締結の後、毎年4月に前項の数量等を報告するものとする。

（協定期間および更新）

第9条 この協定の期間は、協定締結の日から当該年度末の3月31日を初年度の最終日とし、以後は4月1日より翌年3月31日までとする。ただし、期間満了の日の3ヶ月前までに甲乙いずれかから協定解除または変更の申し出がないときは、さらに1年延長するものとし、以後はこの例によるものとする。

(看板の掲示)

第10条 甲は、乙の組合員の承諾を得て、各店舗に「練馬区災害応急食糧協力店」の看板を掲示することができる。

(細目)

第11条 この協定の実施に関する細目は、別途定める。

(協議)

第12条 この協定に定めのない事項並びにこの協定の解釈について疑義が生じたときは、甲乙協議のうえ決定するものとする。

上記協定締結の証として本協定書を2通作成し、双方記名押印のうえ、それぞれ1通を保有する。

昭和58年1月28日

甲 東京都練馬区豊玉北6丁目12番地
練馬区
代表者練馬区長 田畑 健介

乙 練馬区春日町3-15-5
練馬蕎麦商組合長 村井 勇吉

※ 同文の協定を、練馬麺業組合、東京都麺類協同組合練馬支部および石泉麺業組合と同日に締結している。

相手方名称等は下記のとおり。

練馬区中村北3-19
練馬麺業組合長 内田 忠三

練馬区小竹町2-5
東京都麺類協同組合練馬支部長
篠 正次郎

練馬区上石神井1-362
石泉麺業組合長 湯山 茂

※ 同文の協定を、東京都麺類協同組合石神井支部と昭和60年10月28日に締結している。
相手方名称等は下記のとおり。

練馬区石神井町3-17-15
東京都麺類協同組合石神井支部長
米坂 実

資料 18-003 災害時における麺類等の提供に関する協定細目

「災害時における麺類等の提供に関する協定書」(以下「協定書」という。)第 11 条に基づく細目は、つぎのとおりとする。

(要請手続)

第 1 条 協定書第 2 条に定める甲の要請は、麺類等提供要請書(別記第 1 号様式)により、乙に対して行うものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは、口頭で要請し、後日文書をもって処理するものとする。

2 乙に対する甲の要請は、総務部長が区長名をもって行うものとする。ただし、部長が不在のときは、その職務を代理するものが行うこととする。

(協力の内容)

第 2 条 協定書第 3 条に定める労務の提供は、甲が実施する給食活動の実施場所までの原材料および設備機器の運搬を含むものとする。

(費用弁償)

第 3 条 協定書第 5 条に定める費用弁償の実費は、つぎのとおりとする。

(1) 提供した原材料については、災害発生時直前の価格を基準として、双方協議のうえ決めることとする。

(2) 提供した設備機器については、設備機器が亡失又は破損した場合は、設備機器の新規購入または修理に要した実費を弁償するものとする。

(請求手続)

第 4 条 協定書第 6 条に定める費用弁償の請求は、麺類等提供請求書(別記第 2 号様式)に、応急給食活動報告書(別記第 3 号様式)を添えて請求するものとする。

(報告)

第 5 条 協定書第 8 条に定める報告は、原材料および設備機器保有数量報告書および災害時応急食糧協力店名簿(別記第 4 号様式)により、毎年 4 月 1 日現在の数量を報告するものとする。

(訓練)

第 6 条 乙が、甲の実施する訓練に参加を要請された場合は、必要により協議を行い、協力するものとする。

2 訓練参加に要する費用弁償は、災害発生時と同様とする。

(連絡継送)

第 7 条 乙における各組合員への連絡継送は、乙が行うこととする。

(計画実施)

第 8 条 具体的な実施計画は、別途定める。

資料 18-004 災害時における漬物の優先供給に関する協定書

災害時における漬物の優先供給に関し、練馬区（以下「甲」という。）と、練馬漬物親睦会（以下「乙」という。）との間において、つぎのとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、区内に災害が発生し区民に対する食糧の配付が必要となったとき、区内の漬物製造および卸売業者の協力により、円滑な食料の確保を図ることを目的とする。

（要請）

第2条 甲は、災害が発生し食糧の配付を行う場合に、必要に応じ、乙に対し漬物の優先供給を要請する。

（漬物の提供）

第3条 乙の会員は、甲の要請があったときは、特別の理由がない限りその保有する漬物を提供する。

（報告および代金の請求）

第4条 乙の会員は、提供業務終了後、甲に対しこれを報告して提供代金を請求するものとする。

（代金の支払）

第5条 前条の請求を受けたときは、甲は乙の会員に対し、すみやかに提供代金を支払う。

（協定価格）

第6条 乙の会員が提供する漬物の価格は、災害発生時直前の販売価格とする。

（損害補償）

第7条 甲の要請に基づき漬物の提供に従事した乙の会員が、当該業務により負傷もしくは疾病にかかりまたは死亡した場合は、甲は、「災害応急措置業務従事者および水防従事者に対する損害補償条例」（昭和63年3月練馬区条例第11号）の規定に基づき、損害補償を行う。

（協議）

第8条 この協定に定めのない事項およびこの協定の解釈について疑義が生じた場合については、甲乙協議のうえ決定する。

甲と乙は、上記協定締結の証として本協定書を2通作成し、それぞれ代表者が記名押印のうえ、その1通を保有する。

平成2年2月15日

甲 練馬区豊玉北6丁目12番1号
代表者 練馬区長 岩波 三郎

乙 練馬区高松二丁目25番21号
練馬漬物親睦会
代表 会長 宮本 力雄

※ 「練馬漬物親睦会」は、「練馬漬物事業組合」に名称変更

資料 18-005 震災時における災害対策用物資等の調達に関する協定書

練馬区（以下「甲」という。）と株式会社セレスポ（以下「乙」という。）は、震災時における災害対策用物資（仮設物）等（以下「物資」という。）の調達に関し、次のとおり協定を締結する。

（供給要請及び協力）

第1条 甲は、震災時の応急対策活動において、物資の調達を必要とするときは、乙に対し物資の調達を要請することができる。

2 乙は、前項の要請を受けたときは、特別な理由がない限りこれに協力する。

（協力の内容）

第2条 乙の協力の内容は、物資を甲の指示する広報医療機関および避難拠点等に指示する種類の数量を提供するものとする。なお、この内容については別途双方により協議し文書を取り交す。

（連絡調整）

第3条 この協力に関わる連絡調整については、甲の指定する者と乙の指定する者が行う。

（要請手続）

第4条 甲は、乙に物資の調達を要請するときは、調達品目、日時、提供場所のほか必要な事項を明らかにしなければならない。

2 前項の提供場所は、甲が定める後方医療機関および避難拠点等とする。

（費用負担）

第5条 甲は、第2条に掲げる乙の協力に要した費用を負担する。

（請求及び支払）

第6条 乙は、甲の要請する物資を提供したときは、その内容を確認の上、適当と認めるときは速やかに費用を支払う。

（供給量の報告）

第7条 甲は、災害発生時の供給可能物資の数量について、乙に報告を求めることができる。

（細目）

第8条 この協定を実施するために必要な事項については別に定める。

（協議）

第9条 この協定に定めのない事項またはこの協定の解釈について疑義が生じたときは、甲乙協議の上、決定する。

（有効期間）

第10条 この協定の締結期間は、協定締結の日から平成15年3月31日までとする。

2 前項の期間満了の日の3か月前までに、甲、乙いずれかからなんら申し出がない場合は、この協定は期間満了の日の翌日からさらに1年間更新されるものとし、以降も同様とする。

上記協定の証として、協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

平成14年5月30日

甲 東京都練馬区豊玉北六丁目12番1号
練馬区長 岩波 三郎

乙 東京都豊島区北大塚一丁目21番5号
株式会社セレスポ
代表取締役 衣笠 純

資料 18-006 震災時における災害対策用物資等の調達に関する協定細目

「震災時における災害対策用物資等の調達に関する協定書」（以下「協定書」という。）第8条に基づく細目は、次のとおりとする。

（要請手続）

- 第1条 協定書第1条に定める甲の要請は、災害対策用物資供給要請書（別記第1号様式。以下「要請書」という。）により乙に対して行う。
- 2 甲は、前項の規定により要請するいとまがないときは、口頭で要請することができる。
- 3 前項の規定により要請した場合は、後日要請書を乙に送付するものとする。

（連絡調整者）

第2条 協定書第3条に定める連絡調整は、次の者が行う。

- ア 甲の指定する者 練馬区総務部防災課長
- イ 乙の指定する者 株式会社セレスポ第一東京支店長

（協力の内容）

第3条 協定書第2条に定める物資の提供場所は、甲が指示する後方医療機関および避難拠点等とする。ただし、非常用トイレの運搬については、甲または甲の手配する運送業者等で運搬する。

（納入及び検査）

第4条 乙は、甲の要請により物資を納入したときは、納品書2通を作成し、甲に提出するものとする。

（費用負担）

第5条 協定書第5条に定める物資の費用は、当該災害の発生直前の価格を基準とする。

（請求の手続）

第6条 協定書第6条に定める請求は、災害対策用物資等請求書（別記第2号様式）によりおこなうものとする。

上記細目締結の証として、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

平成14年5月30日

甲 東京都練馬区豊玉北6丁目12番1号
練馬区長 岩波 三郎

乙 東京都豊島区北大塚1丁目21番5号
株式会社セレスポ
代表取締役 衣笠 純

※ 第2条「練馬区総務部防災課長」は令和6年3月現在「練馬区危機管理室防災計画課長」の職にある者とする

資料 18-007 災害時の練馬区と慈雲堂内科病院との協力に関する協定書

練馬区を「甲」とし、慈雲堂内科病院を「乙」とし、甲乙間において、つぎのとおり協定を締結する。

(趣 旨)

第1条 この協定は、練馬区内に地震、台風その他の災害が発生した際に、甲および乙が行う災害応急業務その他についての相互協力に関し、必要な事項を定める。

(協力の内容)

第2条 相互協力の内容は、つぎのとおりとする。

- (1) 乙が甲の設置する二次避難拠点等に、給食支援を行うこと。
- (2) 乙が近隣の防災住民組織に、消火用水（井戸水）を提供すること。
- (3) 乙による練馬区民への飲料水等（井戸水）の提供に関すること。
- (4) 平常時に、甲が乙に対して、甲の制度により必要な支援を行うこと。
- (5) 災害時の乙からの要請に基づき、甲が乙に対して、必要な支援を行うこと。

(協力要請等の手続き)

第3条 相互に協力を要請するときは、理由、業務内容、日時、実施場所その他必要事項を明らかにして要請しなければならない。ただし、そのいとまがないときは、各々の判断により災害応急業務開始して、事後に通知する。また、甲が乙に対して、平常時に、甲の制度により必要な援助を行う場合は、別途協定等による。

(協力の履行)

第4条 甲および乙は、互いに要請を受けた事項に関して特別な理由がない限り、誠意を持って必要な業務を行う。

(負 担)

第5条 甲および乙は、互いにこの業務によって要した費用を請求できる。ただし、給食支援にあつては、原則として災害救助法の規定その他に定める費用の範囲内とする。また、甲の制度により必要な援助を行う場合は、この限りではない。

(損害補償)

第6条 この協定に基づく災害時の業務に従事した者が、その業務により死亡し、負傷または疾病にかかったときは、災害応急措置業務従事者および水防従事者に対する損害補償に関する条例（昭和63年3月練馬区条例第11号）の規定に基づき、甲が補償する。

(協定期間および更新)

第7条 この協定の有効期間は、平成15年2月20日から平成16年3月31日までとする。

2 前項の期間満了の日の3か月前までに、甲または乙のいずれからもこの協定を解除または改定する意思表示のないときは、更に1年間有効期間を延長するものとし、以後この例による。

(他の協定との関係)

第8条 この協定に関わらず、練馬区と練馬区医師会による「災害時の医療救護活動についての協定書」（平成8年3月22日）に基づく、区指定後方医療機関としての位置づけや医療救護班の活動については、その協定および「災害時の医療救護活動実施細目」（平成8年12月11日）による。

(連絡調整)

第9条 この協定に関わる連絡調整については、練馬区の防災課長の職にあるものと、乙が指定する者が行う。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項ならびにこの今日の解釈について疑義が生じたときは、甲乙協議のうえ決定する。

甲と乙は、本協定書を2通作成し、それぞれ記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成15年2月20日

甲 練馬区豊玉北六丁目12番1号
練馬区長 岩波 三郎

乙 練馬区関町南四丁目14番53号
医療法人社団 慈雲堂内科病院
理事長 田邊 充子

※ 第2条(1) 「二次避難拠点」は「福祉避難所」に変更

※ 第9条「防災課長」は令和6年3月現在「防災計画課長」の職にある者とする

資料 18-008 災害時における応急食料品の優先供給に関する協定書

災害時における応急食料品の優先供給に関し、練馬区（以下「甲」という。）と、株式会社松屋フーズ（以下「乙」という。）との間において、つぎのとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、練馬区内で災害が発生し、または発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、甲が行う災害業務に係る乙の協力に関して必要な事項を定め、災害応急対策業務の充実を図ることを目的とする。

（定義）

第2条 この協定における「応急食料品」とは、乙の所有する各店舗において通常販売している弁当およびその食品原材料のことをいう。

（要請）

第3条 甲は、災害時に緊急に応急食料品を調達する必要があるときは、必要に応じて乙に対し、応急食料品の供給（運搬を含む。以下同じ。）を要請することができる。

（協力内容）

第4条 乙は、前条の規定により甲の要請を受けたときは、特別の理由がない限り、可能な範囲において、応急食料品の優先供給に協力するものとする。

（応急食料品の受領）

第5条 応急食料品の供給場所は甲が指定するものとし、当該場所において甲が品目、個数等を確認の上、受け取るものとする。

（報告および代金の請求）

第6条 乙は、第4条に定める協力業務終了後、甲に対しこれを報告し提供代金を請求するものとする。

（代金の支払）

第7条 甲は、前条に定める代金の請求を受けたときは、特別な理由がない限り、乙に対し速やかに代金を支払うものとする。

（価格）

第8条 乙が甲に対して提供する応急食料品の価格は、乙の所有する店舗における通常の販売価格とする。

（損害補償）

第9条 甲の要請に基づき応急食料品の提供に従事した乙の従業員が、当該業務により負傷し、もしくは疾病にかかり、または死亡した場合で、かつ他の法令により補償を受けることができない場合は、甲は「災害応急措置業務従事者および水防従事者に対する損害補償に関する条例（昭和63年3月練馬区条例第11号）」の規定に基づき、損害補償を行う。

（協定期間および更新）

第10条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成18年3月31日までとする。

2 前項の期間満了の3か月前までに、甲または乙のいずれからもこの協定を解除または改定する意思表示がないときは、更に1年間有効期間を延長するものとし、以後同様とする。

（協議）

第11条 この協定に定めのない事項およびこの協定の解釈について疑義が生じた場合については、甲乙協議のうえ決定する。

甲と乙は、本協定書を2通作成し、それぞれ記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

平成17年8月3日

甲 練馬区豊玉北六丁目12番1号
練馬区長 志村 豊志郎

乙 練馬区下石神井四丁目1番7号
株式会社松屋フーズ
代表取締役社長 瓦 葺 利 夫

資料 18-009 災害時における応急食料品の優先供給に関する協定書

災害時における応急食料品の優先供給に関し、練馬区（以下「甲」という。）と、株式会社ポパイ（以下「乙」という。）との間において、つぎのとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、練馬区内で災害が発生し、または発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、甲が行う災害業務に係る乙の協力に関して必要な事項を定め、災害応急対策業務の充実を図ることを目的とする。

（要請）

第2条 甲は、災害時に緊急に応急食料品（以下「弁当等」という。）を調達する必要があるときは、必要に応じて乙に対し、弁当等の供給（運搬を含む。以下同じ。）を要請することができる。

（協力内容）

第3条 乙は、前条の規定により甲の要請を受けたときは、特別の理由がない限り、可能な範囲において、弁当等の優先供給に協力するものとする。

（弁当等の受領）

第4条 弁当等の供給場所は甲が指定するものとし、当該場所において甲が品目、個数等を確認の上、受け取るものとする。

（報告および代金の請求）

第5条 乙は、第3条に定める協力業務終了後、甲に対しこれを報告し提供代金を請求するものとする。

（代金の支払）

第6条 甲は、前条に定める代金の請求を受けたときは、特別な理由がない限り、乙に対し速やかに代金を支払うものとする。

（価格）

第7条 乙が甲に対して提供する弁当等の価格は、乙の所有する店舗における通常の販売価格とする。

（損害補償）

第8条 甲の要請に基づき弁当等の提供に従事した乙の従業員が、当該業務により負傷し、もしくは疾病にかかり、または死亡した場合で、かつ他の法令その他により補償を受けることができない場合は、甲は「災害応急措置業務従事者および水防従事者に対する損害補償に関する条例（昭和63年3月練馬区条例第11号）」の規定に基づき、損害補償を行う。

（協定期間および更新）

第9条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成18年3月31日までとする。

2 前項の期間満了の3か月前までに、甲または乙のいずれからもこの協定を解除または改定する意思表示がないときは、更に1年間有効期間を延長するものとし、以後同様とする。

（協議）

第10条 この協定に定めのない事項およびこの協定の解釈について疑義が生じた場合については、甲乙協議のうえ決定する。

甲と乙は、本協定書を2通作成し、それぞれ記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

平成17年8月8日

甲 練馬区豊玉北六丁目12番1号
練馬区長 志村 豊志郎

乙 練馬区豊玉北三丁目15番3号
株式会社ポパイ
代表取締役 鈴木 治雄

資料 18-010 災害時における応急物資の優先供給に関する協定

災害時における応急物資の優先供給に関し、練馬区（以下「甲」という。）と株式会社オザキフラワーパーク（以下「乙」という。）との間において、つぎのとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、練馬区内で災害が発生し、または発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、甲が行う応急食料品および日用品（以下「応急物資」という。）の調達業務、および乙に所属する店舗の営業の継続または早期開店に係る甲の要請に関して必要な事項を定め、災害応急対策業務の充実および被災住民の生活の安定を図ることを目的とする。

（要請）

第2条 甲は、災害時に緊急に応急物資を調達する必要があるときは、乙に対し、応急物資の供給（運搬を含む。以下同じ。）を要請することができる。

2 前項の要請は、応急物資供給要請書（第1号様式）により行うものとする。ただし、これによりがたい場合は、口頭で要請し、後日文書をもって処理するものとする。

（協力内容）

第3条 乙は前条の規定により甲の要請を受けたときは、可能な範囲において、応急物資の優先供給に協力するものとする。

（応急物資の受領）

第4条 応急物資の供給場所は甲が指定するものとし、当該場所において甲が品目、個数等を確認の上、受け取るものとする。

（報告）

第5条 乙は、甲の要請に基づき協力したときは、その活動報告を応急物資供給報告書（第2号様式）により報告するものとする。

（費用負担）

第6条 甲は、第3条の規定による乙の応急物資供給に要した費用を負担するものとする。

2 前項の規定による費用の額は、つぎのとおりとする。

- (1) 応急物資は、当該災害時直前の価格
- (2) 運搬に要した費用は、実費額（人件費を除く。）

（請求および支払い）

第7条 乙は、甲の要請に基づく応急物資供給に要した費用を応急物資供給費用請求書（第3号様式）により、請求するものとする。

2 甲は、乙から前項の規定による請求を受けたときは、その内容を確認のうえ、速やかに当該費用を支払うものとする。

（営業の継続または早期開店）

第8条 甲は、区民生活の安定を確保するため、乙に対して店舗の営業の継続または早期開店を要請することができる。

2 前項の要請に対して、乙は営業の継続または早期開店するよう努めるものとする。

（損害補償）

第9条 甲の要請に基づき応急物資の供給に従事した乙の従業員が、当該業務により負傷もしくは疾病にかかりまたは死亡した場合で、かつ、他の法令その他により補償を受けることができない場合は、甲は災害応急措置業務従事者および水防従事者に対する損害補償に関する条例（昭和63年3月練馬区条例第11号）の規定に基づき、損害補償を行う。

(協定期間および更新)

第10条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成19年3月31日までとする。

2 前項の期間満了の3か月前までに、甲または乙のいずれからもこの協定を解除または変更する意思表示がないときは、更に1年間有効期間を延長するものとし、以後同様とする。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項およびこの協定の解釈について疑義が生じたときは、甲乙協議のうえ決定する。

甲と乙は、本協定書を2通作成し、それぞれ記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

平成18年3月31日

甲 練馬区豊玉北六丁目12番1号
練馬区長 志村 豊志郎

乙 練馬区石神井台四丁目6番32号
株式会社オザキフラワーパーク
代表取締役 尾崎 昇弘

※ 同文の協定を、株式会社ライフコーポレーションと同日に締結している。
相手方名称等は下記のとおり。

板橋区高島平六丁目2番5号
株式会社ライフコーポレーション
代表取締役社長 清水 信次

資料 18-011 災害時における応急物資の優先供給等に関する協定書

災害時における応急物資の優先供給に関し、練馬区（以下「甲」という。）とサミット株式会社（以下「乙」という。）との間において、つぎのとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、練馬区内で災害が発生し、または発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、甲が行う応急食料品および日用品（以下「応急物資」という。）の調達業務、および乙に所属する店舗の敷地の提供、および営業の継続または早期開店に係る甲の要請に関して必要な事項を定め、災害応急対策業務の充実および被災住民の生活の安定を図ることを目的とする。

（要請）

第2条 甲は、災害時に緊急に応急物資を調達する必要があるときは、乙に対し、応急物資の供給（運搬を含む。以下同じ。）を要請することができる。

2 前項の要請は、応急物資供給要請書（第1号様式）により行うものとする。ただし、これによりがたい場合は、口頭で要請し、後日文書をもって処理するものとする。

（協力内容）

第3条 乙は前条の規定により甲の要請を受けたときは、可能な範囲において、応急物資の優先供給に協力するものとする。

（応急物資の受領）

第4条 応急物資の供給場所は甲が指定するものとし、当該場所において甲が品目、個数等を確認の上、受け取るものとする。

（報告）

第5条 乙は、甲の要請に基づき協力したときは、その活動報告を応急物資供給報告書（第2号様式）により報告するものとする。

（費用負担）

第6条 甲は、第3条の規定による乙の応急物資供給に要した費用を負担するものとする。

2 前項の規定による費用の額は、つぎのとおりとする。

(1) 応急物資は、当該災害時直前の価格

(2) 運搬に要した費用は、実費額（人件費を除く。）

（請求および支払い）

第7条 乙は、甲の要請に基づく応急物資供給に要した費用を応急物資供給費用請求書（第3号様式）により、請求するものとする。

2 甲は、乙から前項の規定による請求を受けたときは、その内容を確認のうえ、速やかに当該費用を支払うものとする。

（店舗敷地の提供）

第8条 甲は、災害時に緊急に災害現場付近において現地対策本部や避難所（避難スペース）を開設する必要がある場合に、乙に対して店舗の敷地の一部の提供を要請することができる。

2 前項の要請に対して、乙は敷地の一部を提供するよう努めるものとする。

（営業の継続または早期開店）

第9条 甲は、区民生活の安定を確保するため、乙に対して店舗の営業の継続または早期開店を要請することができる。

2 前項の要請に対して、乙は営業の継続または早期開店するよう努めるものとする。

(情報提供)

第10条 甲は、都心で被災した住民等が、自宅への帰路途中に立ち寄り、種々の情報を入手するための手段として、乙に対して情報揭示等の協力を要請することができる。

(損害補償)

第11条 甲の要請に基づき応急物資の供給に従事した乙の従業員が、当該業務により負傷もしくは疾病にかかりまたは死亡した場合で、かつ他の法令その他により補償を受けることができない場合は、甲は災害応急措置業務従事者および水防従事者に対する損害補償に関する条例（昭和63年3月練馬区条例第11号）の規定に基づき、損害補償を行う。

(協定期間および更新)

第12条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成20年3月31日までとする。

2 前項の期間満了の3か月前までに、甲または乙のいずれからもこの協定を解除または変更する意思表示がないときは、更に1年間有効期間を延長するものとし、以後同様とする。

(協議)

第13条 この協定に定めのない事項およびこの協定の解釈について疑義が生じたときは、甲乙協議のうえ決定する。

甲と乙は、本協定書を2通作成し、それぞれ記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

平成19年11月13日

甲 練馬区豊玉北六丁目12番1号
練馬区長 志村 豊志郎

乙 杉並区永福三丁目57番14号
サミット株式会社
代表取締役社長 田尻 一

資料 18-012 災害時における応急物資の優先供給等に関する協定書

災害時における応急物資の優先供給に関し、練馬区（以下「甲」という。）と株式会社ダイエー（以下「乙」という。）との間において、つぎのとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、練馬区内で災害が発生し、または発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、甲が行う飲食料品、衣料品、日用品、寝具類、食器類（以下「応急物資」という。）の調達業務および乙が行う営業の継続に関して必要な事項を定め、災害応急対策業務の充実および被災住民の生活の安定を図ることを目的とする。

（要請）

第2条 甲は、災害時に緊急に応急物資を調達する必要があるときは、乙に対し、応急物資の供給（運搬を含む。以下同じ。）を要請することができる。

2 前項の要請は、応急物資供給要請書（第1号様式）により行うものとする。ただし、これによりがたい場合は、口頭で要請し、後日文書をもって処理するものとする。

（協力内容）

第3条 乙は前条の規定により甲の要請を受けたときは、可能な範囲において、応急物資の優先供給に協力するものとする。

（応急物資の引渡し）

第4条 応急物資の供給場所は甲が指定するものとし、当該場所において甲が品目、個数等を確認の上、受け取るものとする。

2 乙は、物資を甲乙間で事前に確認した身分証を提示する甲の職員または甲の指定する者に引き渡すものとし、当該引渡しを持って甲乙間における物資の供給とする。

（報告）

第5条 乙は、甲の要請に基づき協力したときは、その活動報告を応急物資供給報告書（第2号様式）により報告するものとする。

（費用負担）

第6条 甲は、第3条の規定による乙の応急物資供給に要した費用を負担するものとする。

2 前項の規定による費用の額は、つぎのとおりとする。

(1) 応急物資は、当該災害時直前の価格（乙の顧客向け価格）

(2) 運搬に要した費用は、実費額

（請求および支払い）

第7条 乙は、甲の要請に基づく応急物資供給に要した費用を応急物資供給費用請求書（第3号様式）により、請求するものとする。

2 甲は、乙から前項の規定による請求を受けたときは、その内容を確認のうえ、速やかに当該費用を支払うものとする。

（営業の継続）

第9条 乙は、乙の店舗施設の安全を確認したうえで営業を継続または再開するときに際して、甲のできる限りの協力（営業許可の再開等）を受けることができる。

（損害補償）

第10条 甲の要請に基づき応急物資の供給に従事した乙の従業員が、当該業務により負傷もしくは疾病にかかりまたは死亡した場合で、かつ他の法令により補償を受けることができない場合は、甲は災害応急措置業務従事者および水防従事者に対する損害補償に関する条例（昭和63年3月練馬区

条例第 11 号) の例により、損害補償を行う。

(訓練等)

第 11 条 乙は、甲または甲の避難拠点が実施・後援する防災訓練等に積極的に参加するものとする。
この場合において、訓練参加に要する経費（炊出し訓練時の原材料費等を除く）は原則乙の負担とする。

(協定期間および更新)

第 12 条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成 21 年 3 月 31 日までとする。

2 前項の期間満了の 3 か月前までに、甲または乙のいずれからもこの協定を解除または変更する意思表示がないときは、更に 1 年間有効期間を延長するものとし、以後同様とする。

(協議)

第 13 条 この協定に定めのない事項およびこの協定の解釈について疑義が生じたときは、甲乙協議のうえ決定する。

甲と乙は、本協定書を 2 通作成し、それぞれ記名押印のうえ、各自その 1 通を保有する。

平成 20 年 3 月 26 日

甲 東京都練馬区豊玉北六丁目 1 2 番 1 号
練馬区長 志村 豊志郎

乙 兵庫県神戸市中央区港島中町四丁目 1 番 1
株式会社ダイエー
代表取締役 西見 徹

※ 「株式会社ダイエー」は「イオンリテールストア株式会社」に名称変更

資料 18-013 飲料自動販売機による防災情報等および飲料水の提供に関する協定書

災害時における情報提供機能の充実および飲料水の安定的な確保を図るため、練馬区（以下「甲」という。）と、株式会社伊藤園練馬支店（以下「乙」という。）は、防災情報等および飲料水の提供について、つぎのとおり協定を締結する。

（目 的）

第1条 この協定は、災害時における情報提供および区民の飲料水の確保に関する協力体制を確立し、区民の安定した生活確保を図ることを目的とする。

（協 力）

第2条 乙は、この協定による協力要請を受けた場合は、協定の内容に従って、可能な限り協力に努めるものとする。また甲および乙は、この業務に互いに必要とする施設設備その他を、可能な限り提供しあうものとする。

（協力内容）

第3条 この協定に規定する協力内容は、つぎのとおりとする。

- (1) 災害発生時、甲の災害対策本部の要請に基づき、乙が設置する飲料自動販売機内の在庫商品の無償提供
- (2) 乙が設置する飲料自動販売機の表示板を利用した防災情報等の提供
- (3) その他、甲乙の協議により必要と認め合意した協力

（双方の義務）

第4条 甲および乙は、この協定に定めた事項に関して、特別な理由がない限り、これを拒んではならない。

（連絡調整）

第5条 この協定に係わる連絡調整については、甲の指定する者と乙の指定する者とが行う。

（損害賠償）

第6条 この協定に基づく協力業務については、甲および乙は、法令により損害を賠償すべき事項を除き互いに求償しない。

（協定期間および更新）

第7条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成21年3月31日までとする。

- 2 前項の期間満了の3か月前までに、甲または乙のいずれからこの協定を解除または改定する意思表示がないときは、さらに1年間有効期間を延長するものとし、以後同様とする。

（細 目）

第8条 この協定の実施に関する細目は、別途定める。

（協定破棄）

第9条 この協定を締結することにより、甲と乙との間で平成15年2月20日に締結した防災情報等の提供に関する協定および同協定細目は、破棄する。

（協 議）

第10条 この協定および実施に関する細目に定めのない事項ならびにこの協定および実施に関する細目の解釈について疑問が生じたときは、甲乙協議のうえ決定する。

甲と乙は、本協定書を2通作成し、それぞれ記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成20年12月26日

甲 練馬区豊玉北六丁目12番1号
練馬区長 志村豊志郎

乙 練馬区南田中四丁目9番25号
株式会社 伊藤園
練馬支店長 飯塚茂信

資料 18-014 飲料自動販売機による防災情報等および飲料水の提供に関する協定細目

飲料自動販売機による防災情報等および飲料水の提供に関する協定書（以下「協定書」という。）第8条に基づく細目はつぎのとおりとする。

（協力内容の詳細）

第1条 甲および乙は、つぎの防災情報等を提供することができる。

- (1) 甲が提供する情報
災害対策情報、一般防災情報、公共施設の行事案内および行政情報
- (2) 乙が提供する情報
 - ① 読売新聞社が提供するニュース速報
 - ② 機器設置店舗および設置商店街等のPR情報

（協 力）

第2条 協定書第2条に定める協力は、つぎのとおりとする。

- (1) 甲が乙に対して提供する施設設備その他
甲が設けている公の施設の飲料自動販売機設置場所のうち、提供可能な部分。ただし、提供の方法は他の同種の飲料自動販売機の例による。
- (2) 乙が甲に対して提供する施設設備その他
甲が防災情報等を発信するために必要な情報機器（ソフトウェアを含む。）等一式。乙は、この情報機器を無償で貸与する。

（管 理）

第3条 乙は、災害時の対応を迅速に行うため、飲料自動販売機の鍵を甲に貸与する。

- 2 甲は、飲料自動販売機の鍵の保管および商品の提供を甲の責任により行う。
- 3 甲の過失による鍵の紛失、盗難、不正使用等に起因して、対象自販機本体、商品および売上金に損害が生じた場合、甲は乙に対し一切の責任を負う。
- 4 飲料自動販売機の鍵番号等は飲料自動販売機による防災情報等および飲料水の提供に関する協定書の別紙（第1号様式）のとおりとする。
- 5 飲料自動販売機内売上金金庫の管理は乙の責任により行う。

（通知義務）

第4条 甲は本協定に基づき商品の無償提供を行った場合、速やかに日時・数量等を乙に通知しなければならない。

（連絡調整者）

第5条 協定書第4条に定める連絡調整は、つぎの者が行う。

- (1) 甲の指定する者 練馬区危機管理室防災課長
- (2) 乙の指定する者 株式会社伊藤園練馬支店長

甲と乙は、本協定細目を2通作成し、それぞれ記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成20年12月26日

甲 練馬区豊玉北六丁目12番1号
練馬区長 志村 豊志郎

乙 練馬区南田中四丁目9番25号
株式会社伊藤園
練馬支店長 飯塚 茂信

※ 第5条「練馬区危機管理室防災課長」は令和6年3月現在「練馬区危機管理室防災計画課長」の職にある者とする

資料 18-015 災害時における飲料の優先供給等に関する協定書

災害時における飲料の優先供給に関し、練馬区（以下「甲」という。）と東京コカ・コーラボトリング株式会社（以下「乙」という。）との間において、つぎのとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、練馬区内で災害が発生し、または発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、区民の飲料の確保に関する協力体制を図ることを目的とする。

（要請）

第2条 甲は、災害時に緊急に飲料を確保する必要があるときは、乙に対し、飲料の供給（運搬を含む。以下同じ。）を要請することができる。

2 前項の要請は、飲料供給要請書（第1号様式）により行うものとする。ただし、これによりがたい場合は、口頭で要請し、後日文書をもって処理するものとする。

（協力内容）

第3条 乙は、前条の規定により甲の要請を受けたときは、可能な範囲において、飲料の優先供給に協力するものとする。

（飲料の供給）

第4条 飲料の供給場所は、乙が指定するものとする。ただし、乙による運搬が可能な場合は、乙は甲の指定する場所への搬送に協力するものとする。

2 甲は、前項の規定による飲料の供給場所において、品目、数量等を確認の上、受け取るものとする。

（報告）

第5条 乙は、甲の要請に基づき協力したときは、その活動報告を飲料供給報告書（第2号様式）により報告するものとする。

（費用負担）

第6条 甲は、第3条の規定により乙の飲料を受け取った場合には、これに要した費用を負担するものとする。

2 前項の規定による費用の額は、つぎのとおりとする。

(1) 飲料の価格は、当該災害直前の価格（乙の通常卸売価格）

(2) 飲料の運搬を要した場合は、当該実費額（乙の従業員の人件費を除く。）

（請求および支払い）

第7条 乙は、甲の要請に基づく飲料の供給に要した費用を飲料供給費用請求書（第3号様式）により、請求するものとする。

2 甲は、乙から前項の規定による請求を受けたときは、その内容を確認のうえ、速やかに当該費用を支払うものとする。

（損害補償）

第8条 甲の要請に基づき飲料の供給に従事した乙の従業員が、当該業務により負傷もしくは疾病にかかりまたは死亡した場合で、かつ他の法令により補償を受けることができない場合は、甲は練馬区災害応急措置業務従事者および水防従事者に対する損害補償に関する条例（昭和63年3月練馬区条例11号）の規定に基づき、損害を補償する。

（訓練等）

第9条 乙は、甲の実施する防災訓練等に可能な範囲で参加するものとする。

(協定期間および更新)

第10条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成25年3月31日までとする。

2 前項の期間満了の3か月前までに、甲または乙のいずれからもこの協定の解除または変更する意思表示がないときは、更に1年間有効期間を延長するものとし、以後同様とする。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項およびこの協定の解釈について疑義が生じたときは、甲乙協議のうえ決定する。

甲と乙は、この協定を証するため、本書2通を作成し、それぞれ記名押印の上各1通を保有する。

平成24年2月22日

甲 東京都練馬区豊玉北六丁目12番1号

練馬区

練馬区長

志村 豊志郎

乙 東京都港区芝浦二丁目15番6号

東京コカ・コーラボトリング株式会社

代表取締役社長

ホセ・ルイス・カヨン

※ 「東京コカ・コーラボトリング株式会社」は「東京コカ・コーラボトラーズジャパン株式会社」に名称変更

資料 18-016 災害時における応急物資の優先供給に関する協定書

災害時における応急物資の優先供給に関し、練馬区（以下「甲」という。）とセッツカートン株式会社（以下「乙」という。）との間において、つぎのとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、練馬区内で災害が発生し、または発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、応急物資の供給に関する協力体制を図ることを目的とする。

（要請）

第2条 甲は、災害時に緊急に物資を確保する必要があるときは、乙に対し、物資の供給（運搬を含む。以下同じ。）を要請することができる。

2 前項の要請は、物資供給要請書（第1号様式）により行うものとする。ただし、これにより難しい場合は、口頭で要請し、後日文書をもって処理するものとする。

（協力内容）

第3条 乙は、前条の規定により甲の要請を受けたときは、可能な範囲において、物資の優先供給に協力するものとする。

（応急物資の範囲）

第4条 甲が乙に供給を要請する応急物資の範囲は、つぎに掲げるもののうち、乙が調達可能な物資とする。

- (1) 段ボール製品（段ボールシート、段ボールケースおよび段ボールの間仕切り等）
- (2) 段ボール製簡易ベッド
- (3) その他乙の取扱い製品

（応急物資の引渡し）

第5条 応急物資の供給場所は、甲が指定するものとし、供給場所までの運搬は、原則として乙が行うものとする。ただし、乙による運搬が困難な場合は、甲が定める輸送手段により運搬するものとする。

2 甲は、前項の規定による応急物資の供給場所において、品目、数量等を確認の上、受け取るものとする。

（報告）

第6条 乙は、甲の要請に基づき協力したときは、その活動報告を応急物資供給報告書（第2号様式）により報告するものとする。

（費用負担）

第7条 甲は、第3条の規定による乙の応急物資供給に要した費用を負担するものとする。

2 前項の規定による費用の額は、つぎのとおりとする。

- (1) 応急物資は、当該災害時直前の価格
- (2) 乙の指定場所までの物資の運搬費用その他の経費を負担するものとする。

（請求および支払）

第8条 乙は、甲の要請に基づく応急物資供給に要した費用を応急物資供給費用請求書（第3号様式）により、請求するものとする。

2 甲は、乙から前項の規定による請求を受けたときは、その内容を確認の上、速やかに当該費用を支払うものとする。

(損害補償)

第9条 甲の要請に基づき応急物資の供給に従事した乙の従業員が、当該業務に従事したことにより負傷し、もしくは疾病にかかり、または死亡した場合で、かつ、他の法令により補償を受けることができない場合は、甲は練馬区災害応急措置業務従事者および水防従事者に対する損害補償に関する条例（昭和63年3月練馬区条例第11号）の規定に基づきにより、損害補償を行う。

(訓練等)

第10条 乙は、甲の実施する防災訓練等に可能な範囲で参加するものとする。

(協定期間および更新)

第11条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成26年3月31日までとする。

2 前項の期間満了の3か月前までに、甲または乙のいずれからこの協定を解除または変更する意思表示がないときは、更に1年間有効期間を延長するものとし、以後同様とする。

(協議)

第12条 この協定に定めのない事項およびこの協定の解釈について疑義が生じたときは、甲乙協議の上決定する。

甲と乙は、本協定書を2通作成し、それぞれ記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

平成25年6月18日

甲 東京都練馬区豊玉北六丁目12番1号
練馬区
練馬区長 志村豊志郎

乙 兵庫県伊丹市東有岡5丁目33番地
セッツカートン株式会社
代表取締役社長 岩本英明

資料 18-017 災害時における応急物資の供給および安全・安心パトロールカーの運用等に関する協定書

災害時における応急物資（以下「物資」という。）の供給および安全・安心パトロールカーの運用等に関し、練馬区（以下「甲」という。）と株式会社ファミリーマート（以下「乙」という。）との間において、つぎのとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、つぎに掲げる事項に関して必要な事項を定めることを目的とする。

- (1) 練馬区内または周辺で、甲が避難所を開設するような災害が発生し、または発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）における、甲が行う物資の調達ならびに乙の直営およびフランチャイズ加盟店舗（以下「店舗」という。）の営業継続または早期再開（以下「営業継続等」とする。）に関する事。
- (2) 甲が運用する安全・安心パトロールカーの、乙の店舗への立ち寄りに関する事。
- (3) 乙の店舗による「児童・生徒の地域における緊急避難所」（以下「ひまわり110番」という。）の設置協力に関する事。

（物資の調達要請）

第2条 甲は、災害時に物資の調達が必要なときまたは想定されるときは、乙に対して物資の供給を要請することができる。

2 前項の規定による要請は、「物資発注書」（第1号様式）により行うものとする。ただし、これによりがたい場合は、口頭で要請し、後日文書をもって処理するものとする。

（協力）

第3条 乙は、前条の規定により甲の要請を受けたときは、可能な範囲において、物資の供給に協力するものとする。

（物資の範囲）

第4条 甲が、乙に調達を要請する物資の範囲は、つぎに掲げるもののうち、要請時点で乙が供給または製造可能な物資とする。ただし、乙が甲から要請を受けた時点で、物流ラインの断絶、店舗への商品供給を優先する必要性等により物資の供給ができないことがあることを勘案して、乙にて物資の供給の可否、日時、種類および個数を決定することを甲は了承する。

- (1) 食料品
- (2) 飲料水
- (3) 日用品
- (4) その他甲が指定する物資

（要請に基づく乙の措置）

第5条 乙は、第2条の規定により甲の要請を受けたときは、その要請事項を実施するための措置をとるとともに、供給可能な物資および数量を速やかに甲に連絡するものとする。

（物資の受領）

第6条 物資の供給場所および日時は、甲が指定するものとし、当該場所までの物資の運搬は、乙または乙があっせんする者が行うものとする。ただし、乙または乙があっせんする者が当該運搬を行うことができない場合は、甲が指定する者が当該運搬を行うものとする。

（営業継続等）

第7条 乙は、災害時に区民生活の利便性を確保するため、甲の要請の有無にかかわらず、可能な限り店舗の営業継続等に努めるものとする。

2 甲は、災害時に区民生活の安定を確保するため、乙に対して店舗の営業継続等を要請することができる。

（運搬の支援）

第8条 甲の要請を受けて、乙が物資の供給および店舗の営業継続等のための商品を運搬する際に、

甲は、乙に対してつぎの支援を可能な範囲で行うものとする。

- (1) 使用する車両を緊急または優先車両として通行できるようにすること。
- (2) 道路情報の提供

(費用負担)

第9条 甲は、第3条の規定による乙の物資の供給に要した費用を負担するものとする。

2 前項の規定による費用は、つぎのとおりとする。

- (1) 物資の調達に係る費用は、災害発生時の直前における適正な価格（災害発生前の取引については取引時の適正な価格）を基準として、甲と乙が協議して決定する。
- (2) 乙または乙があつせんする者が行った物資の運搬に係る費用は、原則として甲が負担するものとする。ただし、特別なルート設定や運搬用に特別に車両を手配することなく、乙による通常の商品配送によって甲の指定する搬入先に物資を搬入できる場合は、例外的に乙が負担するものとする。

(請求および支払い)

第10条 甲は、第9条の規定による費用について、乙からの適正な請求書を受理した日から60日以内に乙に支払うものとする。ただし、期限内に支払いができない場合は、第15条に則り協議を行うものとする。

(安全・安心パトロールカーの運用)

第11条 甲は、地域の安全安心に資する安全・安心パトロールカーの運用に当たり、乙の区内駐車場付き店舗に必要な応じて、立ち寄りをすることができるものとする。なお、立ち寄りに当たっては乙の店舗の繁忙時間帯を避けるなど配慮するものとする。

- 2 乙の区内駐車場付き店舗は、可能な限り安全・安心パトロールカーの立ち寄りに協力するものとする。
- 3 甲は、安全・安心パトロールカーの立ち寄りの際、乙の店舗内や周辺地域の不審者情報等の聞き取りを行う。
- 4 第1項および第2項の規定による安全・安心パトロールカーの立ち寄りの際、乙の店舗敷地内の駐車場に安全・安心パトロールカーが駐車する場合において、店舗は店舗内トイレおよび店舗敷地内駐車場の使用を無償とする。
- 5 第1項および第2項の規定による乙の店舗への安全・安心パトロールカーの立ち寄りは、甲の責任において行うものとし、その費用は甲が負担するものとする。

(ひまわり110番の設置)

第12条 乙は、地域の子もたちの安全を確保するため、ひまわり110番の設置について、乙の店舗に推奨するものとする。

- 2 前項の規定により、乙からひまわり110番を設置する店舗の推薦があつた場合には、甲は、ひまわり110番の登録を行うものとする。
- 3 乙は、ひまわり110番の登録を抹消したい場合には、甲に申し出るものとする。

(連絡体制等)

第13条 甲および乙は、第2条および第3条の規定による協力要請の手続を円滑に行うため、連絡責任者等を記載した協定事務担当者名簿（第2号様式）を作成し、相互に通知するものとする。

- 2 第8条の規定による支援を円滑に行うため、甲は、地域内輸送拠点およびそこから取付道路までの経路を記載した地図を平時において作成し、乙に通知するものとする。また、乙は、災害時に食料品、飲料水および日用品の供給を想定している工場や物流倉庫等の位置およびそこから練馬区までの想定される運搬ルートについて、平時において甲と協議するものとする。
- 3 第11条の規定による安全・安心パトロールカーの運用および前条の規定によるひまわり110番の設置に関する連絡調整を円滑に行うため、連絡責任者等を記載した協定事務担当者名簿（第3号様式）を作成し、相互に通知するものとする。
- 4 前3項の通知は、協定締結の日以降30日以内に行い、年度中途において異動等があつた場合は、適宜相手方に通知するものとする。

(協定期間および更新)

第14条 この協定の有効期間（以下「協定期間」という。）は、協定の締結の日から平成30年3月31

日までとする。

- 2 前項の協定期間の満了する日の3か月前までに、甲または乙のいずれからも書面によりこの協定を解除または変更する意思表示がないときは、更に1年間協定期間を延長するものとし、以後同様とする。

(協議)

第15条 この協定に定めのない事項およびこの協定の解釈について疑義が生じたときは、甲乙協議のうえ決定する。

甲と乙は、本協定書を2通作成し、それぞれ記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

平成29年3月9日

甲 東京都練馬区豊玉北六丁目12番1号
練馬区
練馬区長 前川 燿 男

乙 東京都豊島区東池袋三丁目1番1号
株式会社ファミリーマート
代表取締役社長 澤 田 貴 司

資料 18-018 災害時における物資の供給等に関する協定書

災害時における物資の供給等に関し、練馬区（以下「甲」という。）とNPO法人コメリ災害対策センター（以下「乙」という。）との間において、つぎのとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、練馬区内またはその周辺で、甲が避難所を開設するような災害等が発生し、または発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、甲が行う物資の調達に関して必要な事項を定めることを目的とする。

（物資の調達要請）

第2条 甲は、災害時に物資の調達が必要ときまたは必要であると想定されるときは、乙に対して物資の供給等を要請することができる。

（協力内容）

第3条 乙は、前条の規定により甲の要請を受けたときは、物資の供給等に協力するものとする。

（物資の範囲）

第4条 甲が乙に対して調達を要請する物資の範囲は、つぎに掲げるもののうち、甲が要請した時点において乙が供給等の可能な物資とする。

- (1) 別表に掲げる物資
- (2) 株式会社コメリが練馬区内およびその周辺の店舗に保有する物資
- (3) その他甲が指定する物資

（要請の方法）

第5条 第2条の要請は、原則として、調達する物資名、規格、数量、引渡場所等を記載した文書（第1号様式）をもって行うものとする。ただし、文書をもって要請する時間的余裕がないときは、電話等で要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

（物資の供給等）

第6条 乙は、前条の規定により甲の要請を受けたときは、可能な範囲において、物資の供給等を優先して行うものとする。

2 乙は、物資の供給等を行ったときは、原則として、その供給等の終了後速やかにその実施状況を報告書（第2号様式）により甲に報告するものとする。

（運搬の支援）

第7条 甲の要請を受けて乙が物資を運搬する際に、甲は、乙に対してつぎの支援を可能な範囲で行うものとする。

- (1) 使用する車両を緊急車両または優先車両として通行できるようにすること。
- (2) 道路情報の提供

（物資の引渡し等）

第8条 物資の引渡場所は、甲が指定するものとし、その指定する場所までの運搬は、原則として乙が行うものとする。ただし、乙が自ら運搬することができない場合は、甲が定める輸送手段により運搬するものとする。

（費用の負担）

第9条 甲は、第6条の規定により乙が供給等を行った物資に係る費用および第8条の規定により乙が行った物資の運搬に係る費用を負担するものとする。

2 前項に規定する費用は、災害発生直前における小売価格等を基準とし、甲と乙が協議の上速やかに決定する。

（費用の支払）

第10条 前条第1項に規定する費用は、乙の請求により、甲が支払うものとする。

2 甲は、前項の請求があったときは、その内容を確認し、速やかに費用を乙に支払うものとする。

(連絡体制等)

第11条 甲および乙は、第5条の規定による手続を円滑に行うため、連絡責任者等を記載した協定事務担当者名簿（第3号様式）を作成し、相互に通知するものとする。

2 第7条の規定による支援を円滑に行うため、甲は、地域内輸送拠点およびそこから取付道路までの経路を記載した地図を平時において作成し、乙に通知するものとする。また、乙は、災害時に物資の供給等を想定している物流倉庫等の位置およびそこから練馬区までの想定される運搬ルートについて、平時において甲と協議するものとする。

(協定期間および更新)

第12条 この協定の有効期間（以下「協定期間」という。）は、協定の締結の日から平成30年3月31日までとする。

2 前項の協定期間の満了する日の3か月前までに、甲または乙のいずれからも書面によりこの協定を解除または変更する意思表示がないときは、更に1年間協定期間を延長するものとし、以後同様とする。

(協議)

第13条 この協定に定めのない事項およびこの協定に疑義が生じたときは、甲乙協議の上決定するものとする。

この協定の成立を証するため、本書2部を作成し、甲乙記名押印の上、各自1部を保有する。

平成29年8月24日

東京都練馬区豊玉北六丁目12番1号
甲 練馬区
練馬区長 前川 燿 男

新潟県新潟市南区清水4501番地1
乙 NPO法人 コメリ災害対策センター
理事長 捧 雄 一 郎

資料 18-019 災害時における応急物資の供給に関する協定書

災害時における応急物資（以下「物資」という。）の供給に関し、練馬区（以下「甲」という。）と株式会社イトーヨーカ堂（以下「乙」という。）との間において、以下の内容で合意し、「災害時における応急物資の供給に関する協定書」（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、練馬区内またはその周辺で、甲が避難所を開設するような災害が発生し、または発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）における、甲が行う物資の調達および乙の店舗（以下「店舗」という。）の営業継続または早期再開（以下「営業継続等」とする。）に関して必要な事項を定めることを目的とする。

（物資の調達要請）

第2条 甲は、災害時に物資の調達が必要なときまたは必要であると想定されるときは、乙に対して物資の供給を要請することができる。

2 前項に規定する要請は、「物資発注書」（第1号様式）により行うものとする。ただし、これによりがたい場合は、口頭で要請し、後日「物資発注書」（第1号様式）を提出するものとする。

（協力）

第3条 乙は、前条の規定により甲の要請を受けたときは、乙の業務に支障のない可能な範囲において、物資の供給に協力するものとする。

（物資の範囲等）

第4条 甲が乙に調達を要請する物資の範囲は、つぎに掲げるもののうち、要請時点で乙が供給または製造可能な物資とする。

- (1) 食料品
- (2) 飲料水
- (3) 日用品
- (4) 前3号に掲げるもののほか、甲が指定する物資

2 前項各号に掲げる物資の供給場所、日時、種類および個数は、甲が指定するものとする。ただし、乙が甲から要請を受けた時点で、物流ラインの断絶、店舗への商品供給を優先する必要性等により物資の供給ができない場合またはそのおそれがある場合は、甲乙協議の上、乙にて物資の供給の可否、供給場所、日時、種類および個数を決定することができる。

（要請に基づく乙の措置）

第5条 乙は、第2条の規定により甲の要請を受けたときは、その要請事項を実施するための措置をとるとともに、供給可能な物資および数量を速やかに甲に連絡するものとする。

（物資の受領）

第6条 物資の供給場所までの物資の運搬は、乙または乙が委託した者が行うものとする。ただし、乙または乙が委託した者が当該運搬を行うことができない場合は、甲が指定する者が当該運搬を行うものとする。

（営業継続等）

第7条 乙は、災害時に地域住民の生活の利便性を確保するため、甲の要請の有無にかかわらず、可

能な限り店舗の営業継続等に努めるものとする。

(運搬の支援)

第8条 甲の要請を受けて、乙が物資の供給および店舗の営業継続等のための商品を運搬する際に、甲は、乙に対してつぎの支援を可能な範囲で行うものとする。

- (1) 使用する車両を緊急または優先車両として通行できるようにすること。
- (2) 道路情報を提供すること。

(費用負担)

第9条 甲は、第3条に規定する乙の物資の供給に要した費用を負担するものとする。

2 前項に規定する費用は、つぎの各号に掲げる費用とし、その取扱いは当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 物資の調達に係る費用は、災害発生時の直前における適正な価格（災害発生前の取引については取引時の適正な価格）を基準として、甲と乙が協議して決定する。
- (2) 乙または乙が委託した者が行った物資の運搬に係る費用は、甲が負担するものとする。

(請求および支払)

第10条 甲は、前条に規定する費用について、乙からの適正な請求書を受理した日から30日以内に乙に支払うものとする。ただし、期限内に支払ができない場合は、第13条に則り協議を行うものとする。

(連絡体制等)

第11条 甲および乙は、第2条第1項に規定する要請の手続を円滑に行うため、連絡責任者等を記載した「協定事務担当者名簿」(第2号様式)を作成し、相互に通知するものとする。

2 前項に規定する通知は、本協定の締結の日から30日以内に行い、名簿の内容に変更があった場合は、適宜相手方に通知するものとする。

3 甲は、第8条に規定する支援を円滑に行うため、地域内輸送拠点および当該拠点から取付道路までの経路を記載した地図を平時において作成し、乙に通知するものとする。

(協定期間および更新)

第12条 本協定の有効期間（以下「協定期間」という。）は、本協定の締結の日から平成31年3月31日までとする。

2 前項の協定期間の満了する日の3か月前までに、甲または乙のいずれからも書面による本協定を解除または変更する意思表示がないときは、本協定は協定期間満了日の翌日より同一条件で更に1年間自動的に更新されるものとし、以後も同様とする。

(協議)

第13条 本協定に定めのない事項および本協定の解釈について疑義が生じたときは、甲乙協議の上決定する。

甲および乙は、本協定書を2通作成し、それぞれ記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成 30 年 5 月 31 日

甲 東京都練馬区豊玉北六丁目 12 番 1 号
練馬区
練馬区長 前 川 耀 男

乙 東京都千代田区二番町 8 番地 8
株式会社イトーヨーカ堂
代表取締役社長 三 枝 富 博

資料 18-020 災害時における避難所用簡易間仕切り等の供給に関する協定書

練馬区（以下「甲」という。）と特定非営利活動法人ボランタリー・アーキテクト・ネットワーク（以下「乙」という。）は、災害時における避難所用簡易間仕切りシステムおよびハニカム製簡易ベッド（以下「間仕切り等」という。）の供給に関して、つぎのとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、練馬区内に地震、風水害その他の災害が発生し、または発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）に、甲が行う応急対策業務についての乙の協力に関し、必要な事項を定める。

（間仕切り等の調達要請）

第2条 甲は、災害時に避難所等への間仕切り等の調達が必要なときまたは必要であると想定されるときは、乙に対して品名、数量、納入日時、納入場所その他必要事項を指示した上で間仕切り等の供給を要請することができる。

2 前項に規定する要請は、文書（第1号様式）により行うものとする。ただし、時間的な余裕がないとき等は、電話等で要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。

（協力内容）

第3条 乙は、前条の規定により甲の要請を受けたときは、可能な限り間仕切り等の供給を行うものとする。

（間仕切り等の運搬）

第4条 間仕切り等の納入場所までの運搬は、乙または乙が委託した者が行うものとする。ただし、乙または乙が委託した者が当該運搬を行うことができない場合は、甲が指定する者が当該運搬を行うものとする。

（費用負担）

第5条 甲は、前2条に規定する乙の間仕切り等の供給等に要した費用を負担するものとする。

2 前項に規定する費用は、つぎの各号に掲げる費用とし、その取扱いは当該各号に定めるとおりとする。

(1) 間仕切り等の費用は、災害発生直前における販売価格を基準として、甲と乙が協議して決定する。

(2) 乙または乙が委託した者が行った物資の運搬に係る費用の内容および額は、甲と乙が協議して決定する。

（代金の支払）

第6条 甲は、乙から間仕切り等の費用および運搬に係る費用の請求があつた時は、その内容を確認の上、速やかに乙に支払うものとする。

（訓練への参加）

第7条 乙は、甲の実施・後援する訓練に参加するよう努めるものとする。この場合において、訓練参加に要する経費等は、原則として乙の負担とする。

（連絡体制）

第8条 甲および乙は、第2条の規定による要請等を円滑に行うため、協定締結の日から30日以内に

連絡責任者等を記載した協定事務担当者名簿（第2号様式）を作成し、相互に通知するものとする。

2 前項に規定する名簿は、毎年度4月中に更新し、相互に通知するものとする。ただし、年度の途中で名簿の内容に変更があった場合は、速やかに名簿を更新し、相手方に通知するものとする。

（協定期間および更新）

第9条 この協定の有効期間は、協定締結の日から令和3年3月31日までとする。

2 前項の期間満了の3か月前までに、甲または乙のいずれからもこの協定を解除し、または変更する意思表示がないときは、更に1年間有効期間を延長するものとし、以後同様とする。

（協議）

第10条 この協定に定めのない事項およびこの協定の解釈について疑義が生じたときは、甲乙協議の上決定する。

この協定の締結を証するため、本協定書を2通作成し、甲・乙記名押印の上、各自1通を保管する。

令和2年6月15日

甲 東京都練馬区豊玉北六丁目12番1号
練馬区

練馬区長 前川 耀男

乙 東京都世田谷区松原五丁目2番4号
特定非営利活動法人

ボランティア・アーキテクツ・ネットワーク
代表理事 坂 茂

資料 18-021 災害時における飲料水確保に関する協定書

練馬区（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）は、乙が所有する井戸を防災井戸として指定し、災害時における飲料水を確保するため、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 大地震等による災害時において、防災井戸等を甲が使用することにより、円滑な応急給水活動を実施することを目的とする。

（指 定）

第2条 乙が所有する後記所在地の井戸を防災井戸として指定し、甲は、当該防災井戸および水中ポンプならびに応急給水活動に要する場所を使用することができるものとする。

（要 請）

第3条 甲は、災害の発生により応急給水が必要となったときは、乙に対し、飲料水の提供を要請するものとする。

（提 供）

第4条 乙は、甲からの要請があったときは、特別の理由がない限り、甲および付近住民等に対し、飲料水を提供するものとする。ただし、緊急を要する場合は、乙の判断により、応急給水を実施することができる。

2 前項の特別の理由とは、つぎのことをいう。

- (1) 災害によって、井戸が破損し、給水ができない場合
- (2) 災害によって、水が枯渇した場合
- (3) その他給水が不能となった場合

3 乙は、第1項ただし書により応急給水を実施した場合は、速やかに甲に連絡するものとする。

（発電機の設置）

第5条 甲は、災害時の停電に備え、前条第1項に定める飲料水の確保を図るため、発動発電機および付帯設備（以下「発電機等」という。）を設置するものとする。

2 乙は、前項の規定による発電機等の設置に必要な土地等を、無償で甲に提供する。

3 第1項により設置した発電機等は、甲の所有とする。

4 甲は、第3条第1項ただし書の規定による乙の応急給水が円滑に実施できるよう、発電機等の操作方法の説明書等を備え付けることとする。

（看板の掲示）

第6条 甲は、発電機等を設置した乙所有の井戸に対し、付近住民の見やすい場所に防災井戸である旨の看板を掲示することができる。

2 前項の規定による看板の掲示に係る経費は、甲の負担とする。

（給水訓練）

第7条 乙は、付近住民に円滑に飲料水を提供できるように、年1回程度の給水訓練を行なうものとする。

（点検および修理）

第8条 甲は、発電機等について、つぎの点検を行う。

- (1) 毎月1回の発電機および電気施設の保安点検
- (2) その他必要と認められる点検

2 前項各号の点検、乙からの通報等により、発電機等に異常を認めたときは、甲は速やかに処置す

るものとする。

(費用の負担)

第9条 甲は、つぎの経費を負担するものとする。

- (1) 発電機等の設置に要する経費
- (2) 発電機等の点検に要する経費
- (3) 発電機等の修理に要する経費
- (4) 発電機の稼働に要する経費
- (5) 発電機が稼働する井戸の水質検査に要する経費

(協議)

第10条 本協定に定めのないものまたは疑義が生じた場合は、甲、乙協議のうえ決定するものとする。

(有効期限)

第11条 この協定の有効期限は、協定締結の日から起算して5年間とする。ただし、期間満了の3か月前までに、甲、乙から何ら申し出がないときは、さらに1年延長されるものとし、以降この例によるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、つぎの特別の理由がある場合は、甲または乙は協定を解除することができる。

- (1) 当該井戸水が飲用に適さなくなったとき。
- (2) 乙から井戸を廃止する旨の申し出があったとき。
- (3) その他災害時における飲料水の提供に適当でないと認めるとき。

(原状回復)

第12条 前条により本協定が失効し、または解除した場合、甲は、乙所有の井戸を原状に回復しなければならない。

この協定を証するため、本協定書を2通作成し、甲・乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

【井戸の所在地】 練馬区

丁目 番 号

平成 年 月 日

東京都練馬区豊玉北六丁目12番1号

甲 練馬区

代表者 練馬区長 志村 豊志郎

東京都

乙

資料 18-022 「ミニ防災井戸」の指定等に関する協定書

練馬区（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）は、「ミニ防災井戸」の指定等に関し、つぎのとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、大地震や近隣での火災その他の災害が発生した場合（以下「災害時」という。）における初期消火用水および生活水の確保を図るために指定する「ミニ防災井戸」に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（指定）

第2条 甲は、乙の承諾を得て、つぎの要件に適合する乙所有の井戸を「ミニ防災井戸」として指定するものとする。

- (1) 練馬区の区域内にあること。
- (2) 当該井戸の半径約 250 メートル圏内に、既存のミニ防災井戸の半径約 250 メートル圏外の区域が含まれていること。ただし、特別の事情により当該井戸の指定が必要と認める場合は、この限りでない。
- (3) 地表面から水面までの深さが約 8 メートルで、手押しポンプによる揚水が可能であること。
- (4) 水深が 1 メートル以上あること。
- (5) 屋外にあること。
- (6) 当該井戸の周りに、小型消防ポンプ（大きさが概ね縦 40 センチメートル、横 46 センチメートルのもの）を搬送し、設置できる空間があること。

（用途）

第3条 平常時においては、乙が「ミニ防災井戸」を使用できるものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、甲は、乙の承諾を得て、甲および近隣の防災組織が行う防災訓練等のために「ミニ防災井戸」を使用することができる。この場合において、乙は、特別な理由がない限り、これを承諾するものとする。
- 3 災害時においては、乙は、甲および近隣の防災組織からの要請により、甲および近隣の防災組織に「ミニ防災井戸」を使用させるものとする。

（井戸の所在）

第4条 この協定において、甲が指定する「ミニ防災井戸」の所在は、つぎのとおりとする。
所在地

（表示板の掲示）

第5条 甲は、乙の承諾を得て、乙の門柱、塀等に「ミニ防災井戸」の表示板を掲示する。

（情報公開）

第6条 甲は、「ミニ防災井戸」の所在地の情報について、一般に公開するものとする。

（整備および経費の負担）

第7条 甲は、つぎに掲げる整備等を行うものとする。

- (1) 手押しポンプ、台座、管等の「ミニ防災井戸」の指定に伴う整備（発電機を除く。）
- (2) 「ミニ防災井戸」（前号および第4号の規定により甲が整備した部分に限る。）の修理
- (3) 「ミニ防災井戸」（第1号および次号の規定により甲が整備した部分に限る。）の有効期間の満了および指定の解除に伴う整備（台座を除く。）
- (4) 前3号に掲げるもののほか、危機管理室長が特に必要と認めるもの

2 甲は、前項各号の規定に基づく整備等に要する経費を負担するものとする。

（報告）

第8条 乙は、「ミニ防災井戸」の使用に際し異常を認めた場合は、速やかにその旨を甲に報告しなければならない。

2 乙は、「ミニ防災井戸」の使用を中止し、または廃止する場合は、事前にその旨を甲に報告しなければならない。

(有効期間等)

第9条 この協定の有効期限は、令和 年 月 日までとする。ただし、期間満了の日の6か月前までに、甲または乙のいずれからも何らかの申出がないときは、更に5年間延長するものとし、以後も同様とする。

2 前項の規定にかかわらず、つぎに掲げる特別な理由がある場合は、甲または乙は、本協定を解除することができる。

(1) 「ミニ防災井戸」としての第2条に規定する指定の要件を満たさなくなったとき。

(2) 乙から前条第2項の規定による廃止の報告があったとき。

(3) 災害時における初期消火用水および生活用水の提供に適当でないと甲が認めるとき。

(手押しポンプ等の返却)

第10条 前条第1項の規定により本協定の有効期間が満了したとき、および第2項の規定により本協定を解除したときは、第7条第1号および第4号の規定に基づき甲が経費を負担した手押しポンプ等(台座を除く。)を、乙は甲に返却しなければならない。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項またはこの協定の解釈について疑義が生じた場合は、甲乙協議の上定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書を2通作成し、甲・乙記名押印の上、それぞれ各1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 東京都練馬区豊玉北六丁目12番1号
練馬区長 前川 耀男

乙 住 所
電話番号

資料 19-001 災害時の福祉避難所の開設と運営に関する協定書

練馬区を「甲」とし、〇〇を「乙」とし、甲乙間においてつぎのとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、練馬区地域防災計画に基づき甲が指定する福祉避難所（避難拠点において避難生活を送ることが困難な要援護者等を受け入れる避難所をいう）の運営に関し、必要な事項を定める。

(対象施設)

第2条 この協定の対象施設は、乙が練馬区内で運営する施設（別表に記載のとおり）とする。

(要請)

第3条 甲は、災害時に要援護者等が避難するため、福祉避難所を開設する必要があると認めたときは、乙に対して福祉避難所の開設を要請するものとする。

(避難所の開設)

第4条 乙は、前条の甲の要請に対し、対象施設の職員の参集状況および対象施設の被災状況に応じて、福祉避難所を開設するものとする。

(要援護者等の受入れ)

第5条 甲は、乙が開設した福祉避難所に要援護者の受入れについて照会し、乙は当該施設での受入れが可能な場合は、当該要援護者を受け入れるものとする。

2 甲は、前項の照会時に、つぎに掲げる事項を可能な範囲で乙に連絡する。

(1) 要援護者の住所、氏名、生年月日、年齢、性別および心身の状況

(2) 前号に掲げるもののほか、避難所生活を送る上での注意事項等

3 乙は要援護者の受入れに当たり、当該要援護者の移送についても、可能な範囲で甲に協力するよう努めるものとする。

(避難所の運営)

第6条 乙は当該施設の職員、ボランティア等により、受け入れた要援護者等に対して生活に必要な援助を行うものとする。

2 甲は、乙に食料品、生活物資等を供給するものとする。

3 甲は、乙に必要な情報を、迅速に提供するよう努めるものとする。

(経費の負担)

第7条 福祉避難所開設期間中の管理運営に要する以下の経費は、甲の負担とする。

(1) 福祉避難所の運営に係る職員等に要する人件費（夜勤、宿直等に要する費用を含む。）

(2) 要援護者等に要する食費

(3) 前2号に掲げるもののほか、当該施設で管理している生活必需品等の費用等のうち、甲乙協議のうえ、必要と認められる経費

2 乙は、前項の規定による経費について、実績報告書を作成して甲へ提出するものとする。

(開設の期間)

第8条 福祉避難所の開設期間は、災害発生の日から起算して7日以内とする。ただし、被災の状況により開設期間を延長する必要があると甲が認める場合は、甲乙協議のうえ、開設期間の延長をすることができる。

(平常時の災害等への備え)

第9条 乙は、練馬区災害対策条例（平成16年3月練馬区条例第6号）および練馬区地域防災計画を遵守し、関係職員に対し、当該計画について周知を図らなければならない。

2 乙は、甲の企画する防災訓練への参加依頼があった場合は、協力するものとする。

また、甲および地域住民と連携し、地域の防災活動および防災訓練等に積極的に参加するよう努めなければならない。

3 乙は、施設内の備品等に対する地震時の転倒防止について、必要な措置を行わなければならない。

(個人情報保護)

第10条 乙は、この協定による事務を処理するため個人情報を取り扱うに当たっては、別記「個人情報取扱特記事項」を守らなければならない。この協定の終了後または解除後においても、同様とする。

(権利義務の譲渡等の制限)

第11条 乙は、この協定により生ずる権利または義務を第三者に譲渡し、もしくは継承させ、またはその権利を担保に供してはならない。

(関係書類の保管)

第12条 乙は、この協定に関する書類等を事業所に整備するほか、事業実施後5年間はこれを保管しなければならない。

(協定期間および更新)

第13条 この協定の期間は、初年度においては協定締結の日から当該年度末の3月31日とし、以後は4月1日から3月31日までとする。ただし、期間満了の日から3か月前までに甲乙いずれかから協定解除または変更の申し出がないときは、さらに1年延長するものとし、以後はこの例による。

(協議)

第14条 この協定書に定めのない事項およびこの協定の解釈について疑義が生じたときは、甲乙協議のうえ決定するものとする。

(旧協定書の失効)

第15条 ○○年○○月○○日付けで甲乙間において締結した○○○○協定書は、本協定の締結をもって失効するものとする。

上記協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

○○年○○月○○日

甲 東京都練馬区豊玉北六丁目12番1号
練馬区
練馬区長 志村 豊志郎

乙 ○○○○○○○○○○○
○○○○○○○○○○○○
○○○ ○ ○ ○ ○

※ 協定締結先および協定締結日は以下のとおり。

災害時の福祉避難所の開設と運営に関する協定締結一覧

No.	協定事業者	住所	締結日
1	社会福祉法人練馬区社会福祉事業団	東京都練馬区光が丘 六丁目4番1号	平成24年 11月1日
2	社会福祉法人泉陽会	東京都練馬区西大泉 五丁目21番2号	平成25年 3月29日
3	社会福祉法人育秀会	東京都練馬区桜台 二丁目2番8号	平成25年 3月18日
4	社会福祉法人章佑会	東京都練馬区大泉学園町 七丁目12番30号	平成25年 3月18日
5	社会福祉法人キングス・ ガーデン東京	東京都練馬区早宮 二丁目10番22号	平成25年 3月22日
6	社会福祉法人創生	東京都練馬区土支田 三丁目4番20号	平成25年 3月29日
7	社会福祉法人東京福祉会	東京都文京区千駄木 三丁目52番1号	平成25年 3月29日
8	社会福祉法人福音会	東京都町田市野津田町 1932番地	平成25年 3月29日
9	社会福祉法人安心会	埼玉県所沢市東狭山ヶ丘 五丁目928番1号	平成25年 2月4日
10	社会福祉法人練馬豊成会	東京都練馬区下石神井 三丁目6番13号	平成25年 3月29日
11	社会福祉法人北山会	東京都練馬区北町 八丁目21番19号	平成25年 3月29日
12	社会福祉法人こうほうえん	鳥取県堺港市誠道町 2083番地	令和元年 12月3日
13	医療法人社団健育会	東京都千代田区神田錦町三丁目18 番寿ビル8階	令和3年 9月1日
14	社会福祉法人芳洋会 ※1	東京都西多摩郡日の出町平井 3076番地	令和3年 9月1日
15	社会福祉法人香南会	高知県香南市赤岡町 1160番地1	令和4年 8月1日
16	社会福祉法人武蔵野会	東京都八王子市旭町12番4号 日本生命八王子ビル2階201号	平成25年 4月1日
17	社会福祉法人東京援護協会	東京都千代田区鍛冶町 一丁目8番5号新神田ビル2階	平成27年 4月1日
18	社会福祉法人東京都手をつなぐ育成 会	東京都新宿区西新宿七丁目8番10 号オークラヤビル2階	平成25年 4月1日
19	社会福祉法人 大泉旭出学園	東京都練馬区東大泉 七丁目21番32号	令和5年 2月1日

※1 「社会福祉法人芳洋会」は「社会福祉法人サンライズ」に名称変更

※2 高齢者福祉関係事業者・・・No. 1～15
障害者福祉関係事業者・・・No. 4 および No. 16～19

※3 別表は省略。対象施設は、参考資料「練馬区福祉避難所一覧」を参照

資料 19-002 風水害時の福祉避難所の開設と運営に関する協定書

台風による風水害のおそれのある場合の福祉避難所の開設と運営に関し、練馬区（以下「甲」という。）と〇〇（以下「乙」という。）との間において、つぎのとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、練馬区地域防災計画に基づき甲が指定する福祉避難所（避難所において避難生活を送ることが困難な要援護者等を受け入れる避難所をいう。以下同じ。）の開設と運営に関し、必要な事項を定める。

（対象施設）

第2条 この協定の対象施設は、〇〇（東京都練馬区〇〇）とする。

（要請）

第3条 甲は、台風が最接近する2日前に要援護者等が避難するため、台風接近時の練馬区行政タイムライン（事前防災行動計画）により、福祉避難所を開設する必要があると認めたときは、乙に対して福祉避難所の開設を要請するものとする。

（福祉避難所の開設）

第4条 乙は、前条の甲の要請に対し、福祉避難所を開設するものとする。

（要援護者等の受入れ）

第5条 甲は、乙が開設した福祉避難所での要援護者等の受入れについて乙に依頼し、乙は、当該要援護者等を受け入れるものとする。

2 甲は、前項の依頼時に、つぎに掲げる事項を乙に連絡する。

- (1) 要援護者等の住所、氏名、生年月日、年齢、性別および心身の状況
- (2) 前号に掲げるもののほか、避難所生活を送る上での注意事項等

（避難所の運営）

第6条 乙は、当該施設の職員等により、受け入れた要援護者等に対して生活に必要な援助を行うものとする。

2 甲は、乙に食料品、生活物資等を供給するものとする。

3 甲は、乙に必要な情報を迅速に提供するよう努めるものとする。

（経費の負担）

第7条 福祉避難所開設期間中の管理運営に要するつぎの経費は、甲の負担とする。

- (1) 福祉避難所の管理運営に係る職員等に要する人件費（夜勤、宿直等に要する費用を含む。）
- (2) 前号に掲げるもののほか、当該施設で管理している生活必需品等の購入等に係る費用のうち、甲乙協議の上、必要と認められる経費

2 乙は、前項に規定する経費について、実績報告書を作成して甲へ提出するものとする。

（福祉避難所の開設期間）

第8条 福祉避難所の開設期間は、甲が要援護者等の受入れを依頼した日から台風通過後要援護者等が撤収するまでとする。ただし、被災の状況により開設期間を延長する必要があると甲が認める場合は、甲乙協議のうえ、開設期間の延長をすることができる。

（平常時の災害等への備え）

第9条 乙は、練馬区災害対策条例（平成16年3月練馬区条例第6号）および練馬区地域防災計画を遵守し、関係職員に対し、当該計画について周知を図らなければならない。

2 乙は、甲の企画する防災訓練への参加依頼があった場合は、協力するものとする。

3 乙は、甲および地域住民と連携し、地域の防災活動および防災訓練等に積極的に参加するよう努めなければならない。

（個人情報保護）

第10条 乙は、この協定による事務を処理するため個人情報を取り扱うに当たっては、別記「個人情報の保護および管理に関する特記事項」を守らなければならない。この協定の終了後または解除後においても、同様とする。

(権利義務の譲渡等の制限)

第11条 乙は、この協定により生ずる権利もしくは義務を第三者に譲渡し、もしくは継承させ、またはその権利を担保に供してはならない。

(関係書類等の保管)

第12条 乙は、この協定に関する書類等を〇〇に整備するほか、協定期間終了後5年間はこれを保管しなければならない。

(協定期間および更新)

第13条 この協定の期間は、協定締結の日から当該年度の3月31日までとする。ただし、期間満了の日の3か月前までに甲乙いずれからも協定の解除または変更の申出がないときは、更に1年間延長するものとし、以後はこの例による。

(協議)

第14条 この協定書に定めのない事項およびこの協定の解釈について疑義が生じたときは、甲乙協議の上決定するものとする。

上記協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

令和〇〇年〇〇月〇〇日

甲 東京都練馬区豊玉北六丁目12番1号
練馬区
練馬区長 前川 耀男

乙 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
〇〇〇 〇〇 〇〇

※協定締結先および協定締結日は以下のとおり。

風水害時の福祉避難所の開設と運営に関する協定締結一覧

No.	協定事業者	締結日	施設名・所在地
1	社会福祉法人 東京援護会	令和2年10月5日	関町福祉園 (東京都練馬区関町南三丁目15番35号)
2	社会福祉法人 練馬区社会福祉事業 団	令和2年11月25日	関町デイサービスセンター (東京都練馬区関町南四丁目9番28号) 田柄デイサービスセンター (東京都練馬区田柄四丁目12番10号)
		令和3年2月16日	富士見台デイサービスセンター (東京都練馬区富士見台一丁目22番4号) 大泉デイサービスセンター (東京都練馬区東大泉二丁目11番21号)

※ 水害時福祉避難所は、上記5施設以外に下記2施設があります。

氷川台福祉園 (東京都練馬区氷川台二丁目16番2号)

大泉学園町福祉園 (東京都練馬区大泉学園町三丁目9番20号)

資料 20-001 災害時における学校施設の緊急避難所としての利用に関する協定書

災害時における学校施設の利用に関し、練馬区（以下「甲」という。）と東京都立第四商業高等学校長（以下「乙」という。）との間において、つぎの条項により学校施設の緊急避難所としての利用に関する協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定書は、甲が、乙の管理する施設の一部を、緊急避難所（以下「避難所」という。）として利用することについての必要な事項を定めることを目的とする。

（避難所の開設）

第2条 甲は、災害時において避難所を開設する必要がある場合、乙の指定した場所に開設することができる。

2 甲は、災害時において避難所を開設した場合は、乙が策定した「東京都立第四商業高等学校防災対策計画要綱」に基づく施設利用計画に従い、利用することができる。

（開設の通知）

第3条 甲は、前条に基づき避難所を開設する際には、乙に対して、事前にその旨を文書または口頭で通知する。

2 甲は、避難所の開設に緊急を要するときは、前項の規定にかかわらず、乙の承認した施設を避難所として開設することができる。ただし、できるだけ早い時期に、甲は乙に対し、開設した旨通知する。

（避難所の管理）

第4条 避難所の管理運営は、甲の責任において行う。

2 乙は、避難所の運営について、甲に協力する。

（費用負担）

第5条 甲は、避難所の管理運営にかかる費用を負担する。

（利用期間）

第6条 避難所の開設期間は、災害発生の日から7日以内とする。ただし、状況により期間を延長する必要がある場合、甲と乙と協議のうえ、東京都教育委員会教育長に使用許可延長の申請をする。

（避難所解消への努力）

第7条 甲は、乙が早期に教育活動を再開できるように配慮するとともに、当該避難所の早期解消に努める。

（避難所の終了）

第8条 甲は、乙の管理する施設で開設した避難所を終了する際は、乙に避難所使用終了届を提出するとともに、その施設を原状に復し、乙の確認を受けた後、乙に引き渡す。

（協議）

第9条 この協定書の解釈に疑義を生じた場合およびこの協定に定めのない事項については、その都度、甲乙が協議をして決定する。

上記協定締結の証として、本協定書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を保有する。

附 則

1 この協定は、平成10年4月1日から施行する。

2 第3条で乙が指定する場所は、乙が別に「学校施設平面図」で示した場所とする。

- 3 避難所開設のための資機材の整備・設置等は、甲と乙とで別途協議して定めるものとする。

平成10年3月4日

甲 練馬区豊玉北6丁目12番1号
練馬区長 岩波 三郎

乙 練馬区貫井3丁目45番19号
都立第四商業高等学校校長 松下 善一

資料 20-002 災害時における都立学校の利用に関する協定

災害時における都立学校の利用に関し、練馬区（以下「甲。」という。）と都立田柄高等学校（以下「乙」という。）との間において、つぎのとおり協定する。

（目的）

第1条 この協定は、練馬区地域防災計画に基づく被災者の救援活動が必要となったときに、甲が、乙の管理する施設の一部を、避難所として利用することについての必要な事項を定めることを目的とする。

（利用用途）

第2条 この協定による施設利用用途は、避難所とする。

（避難所の利用）

第3条 甲は、災害時において前条に規定する避難所として利用する必要がある場合、乙の指定した施設内の体育館・格技室を利用することができる。

（利用の通知）

第4条 甲は、前条にもとづき避難所として利用する際、事前に乙に対してその旨を、文書または口頭で通知する。

2 甲は、避難所の利用について緊急を要するときは、前項の規定にかかわらず、乙の承認した施設を避難所として利用することができる。ただし、できるだけ早い時期に、甲は乙に対して利用した旨の通知を行う。

（避難所の管理）

第5条 避難所の管理運営は、甲の責任において行う。

2 乙は、避難所の運営について、甲に協力する。

（費用負担）

第6条 甲は、避難所の管理運営にかかる費用を負担する。

（利用期間）

第7条 避難所の利用期間は、災害発生の日から7日以内とする。ただし、状況により期間を延長する必要がある場合、甲と乙と協議のうえ、東京都教育委員会教育長に使用許可延長の申請をする。

（避難所解消への努力）

第8条 甲は、乙が早期に教育活動を再開できるように配慮するとともに、当該避難所の早期解消に努める。

（避難所の終了）

第9条 甲は、避難所の利用を終了する際は、避難所使用終了届を提出するとともに、その施設を現状に復し、乙の確認を受けた後、乙に引き渡す。

（協議）

第10条 この協定に定めのない事項については、甲乙協議のうえ、決定する。

甲と乙は、この協定を証するため、本書2通を作成し、それぞれ記名押印の上各1通を保有する。

平成10年3月12日

甲 練馬区豊玉北6丁目12番1号
練馬区長 岩波 三郎

乙 練馬区光が丘2丁目3番1号
都立田柄高等学校校長 服部 嘉光

資料 20-003 災害時における都立学校の施設利用に関する協定書

災害時における都立学校の施設利用に関し、練馬区（以下「甲」という。）と東京都立井草高等学校（以下「乙」という。）との間において、つぎのとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、練馬区地域防災計画に基づく被災者の救援活動を円滑に実施するため、甲が乙の管理する施設の一部を利用することについて必要な事項を定めるものとする。

（利用用途）

第2条 甲が、この協定により利用する施設の用途は、つぎのとおりとする。

- (1) 避難所
- (2) 救援物資集積所
- (3) 災害発生直後に地域住民が一時的に避難する場所
- (4) その他被災者の救援のため必要な活動を行う場所

（避難所等の利用）

第3条 乙は、災害時における施設利用計画を定め、甲は、当該計画が示す用途に応じた施設（以下「避難所等」という。）を利用することができる。災害時における施設利用計画は別表のとおりとする。

（利用期間）

第4条 避難所等の利用期間は、災害発生の日から7日以内とする。ただし、第2条第3号の用途で利用する場合は、災害発生直後から乙が周囲の状況が落ち着いたと判断した時までの期間とする。

2 状況により期間を延長する必要がある場合、甲は、乙と協議の上、利用期間を延長することができる。

（利用の通知）

第5条 甲は、避難所等として利用するに当たっては、事前に乙に対し、その旨を文書または口頭で通知する。ただし、第2条第3号の用途で利用する場合は、甲の要請の有無にかかわらず、乙の判断で施設を利用させることができるものとする。

2 前項本文の規定にかかわらず、避難所等の利用について緊急を要するときは、甲は乙に通知することなく、甲の判断により、あらかじめ乙が指定した場所を避難所等として利用することができる。

3 甲は、前項の規定により施設を利用した場合には、速やかに、乙に対し、利用した旨の通知を行う。

（避難所等の管理）

第6条 避難所等の管理および運営は、甲の責任において行う。

2 乙は、避難所等の運営について、甲に協力する。

（費用負担）

第7条 甲は、避難所等の管理および運営に要する費用を負担する。

（避難所等解消への努力）

第8条 甲は、乙が早期に教育活動を再開できるように配慮するとともに、当該避難所等の早期解消に努めなければならない。

（避難所等の終了）

第9条 甲は、避難所等の利用を終了する場合は、乙に対してその旨を文書で通知するとともに、その施設を現状に復し、乙の確認を受けた後、乙に引き渡すものとする

（訓練等）

第10条 乙は、自ら防災訓練を実施するよう努めるほか、甲が実施または後援する防災訓練等に積極的に参加するよう努めるものとする。この場合において、訓練参加に要する経費等は、原則として、乙の負担とする。

(損害補償)

第11条 第6条第2項の規定に基づき避難所等の運営に協力した乙の職員が、当該業務により負傷し、もしくは疾病にかかり、または死亡した場合で、かつ、他の法令により補償を受けることができない場合は、甲は、練馬区災害応急措置業務従事者および水防従事者に対する損害補償に関する条例(昭和63年3月練馬区条例第11号)の例により、損害補償を行う。

(協定期間および更新)

第12条 この協定の有効期間は、協定締結の日から令和4年3月31日までとする。ただし、期間満了の日の3か月前までに、甲または乙のいずれからも何ら意思表示のないときは、さらに1年間有効期間を延長するものとし、以後同様とする。

(協議)

第13条 この協定に定めのない事項およびこの協定の解釈について疑義が生じたときは、甲および乙が協議して定める。

(旧協定の取扱い)

第14条 この協定の締結に伴い、平成10年3月13日付けで締結した「災害時における都立学校の利用に関する協定」は、廃止することとする。

甲と乙は、この協定を証するため、本書2通を作成し、それぞれ記名押印の上各1通を保有する。

令和4年3月1日

甲 練馬区豊玉北六丁目12番1号
練馬区長 前川 耀男

乙 練馬区上石神井二丁目2番43号
東京都立井草高等学校長 内田 圭一

資料 20-004 災害時における都立学校の施設利用に関する協定書

災害時における都立学校の施設利用に関し、練馬区（以下「甲」という。）と東京都立大泉高等学校・東京都立大泉高等学校附属中学校（以下「乙」という。）との間において、つぎのとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、練馬区地域防災計画に基づく被災者の救援活動を円滑に実施するため、甲が乙の管理する施設の一部を利用することについて必要な事項を定めるものとする。

（利用用途）

第2条 甲が、この協定により利用する施設の用途は、つぎのとおりとする。

- (1) 避難所
- (2) 救援物資集積所
- (3) 災害発生直後に地域住民が一時的に避難する場所
- (4) その他被災者の救援のため必要な活動を行う場所

（避難所等の利用）

第3条 乙は、災害時における施設利用計画を定め、甲は、当該計画が示す用途に応じた施設（以下「避難所等」という。）を利用することができる。

（利用期間）

第4条 避難所等の利用期間は、災害発生の日から7日以内とする。ただし、第2条第3号の用途で利用する場合は、災害発生直後から乙が周囲の状況が落ち着いたと判断した時までの期間とする。

2 状況により期間を延長する必要がある場合、甲は、乙と協議の上、利用期間を延長することができる。

（利用の通知）

第5条 甲は、避難所等として利用するに当たっては、事前に乙に対し、その旨を文書または口頭で通知する。ただし、第2条第3号の用途で利用する場合は、甲の要請の有無にかかわらず、乙の判断で施設を利用させることができるものとする。

2 前項本文の規定にかかわらず、避難所等の利用について緊急を要するときは、甲は乙に通知することなく、甲の判断により、あらかじめ乙が指定した場所を避難所等として利用することができる。

3 甲は、前項の規定により施設を利用したときは、速やかに、乙に対し、利用した旨の通知を行う。

（避難所等の管理）

第6条 避難所等の管理および運営は、甲の責任において行う。

2 乙は、避難所等の運営について、甲に協力する。

（費用負担）

第7条 甲は、避難所等の管理および運営に要する費用を負担する。

（避難所等解消への努力）

第8条 甲は、乙が早期に教育活動を再開できるように配慮するとともに、当該避難所等の早期解消に努めなければならない。

（避難所等の終了）

第9条 甲は、避難所等の利用を終了する場合は、乙に対してその旨を文書で通知するとともに、その施設を現状に復し、乙の確認を受けた後、乙に引き渡すものとする

（訓練等）

第10条 乙は、自ら防災訓練を実施するよう努めるほか、甲が実施または後援する防災訓練等に積極的に参加するよう努めるものとする。この場合において、訓練参加に要する経費等は、原則として、乙の負担とする。

（損害補償）

第11条 第6条第2項の規定に基づき避難所等の運営に協力した乙の職員が、当該業務により負傷し、もしくは疾病にかかり、または死亡した場合で、かつ、他の法令により補償を受けることができない場合は、甲は、練馬区災害応急措置業務従事者および水防従事者に対する損害補償に関する条例（昭和63年3月練馬区条例第11号）の例により、損害補償を行う。

（協定期間および更新）

第12条 この協定の有効期間は、協定締結の日から令和4年3月31日までとする。ただし、期間満了の日の3か月前までに、甲または乙のいずれからも何ら意思表示のないときは、さらに1年間有効期間を延長するものとし、以後同様とする。

（協議）

第13条 この協定に定めのない事項およびこの協定の解釈について疑義が生じたときは、甲および乙が協議して定める。

（旧協定の取扱い）

第14条 この協定の締結に伴い、平成10年5月1日付けで締結した「避難所指定に関する協定書」は、廃止することとする。

甲と乙は、この協定を証するため、本書2通を作成し、それぞれ記名押印の上各1通を保有する。

令和4年3月1日

甲 練馬区豊玉北六丁目12番1号
練馬区長 前川 燿男

乙 練馬区東大泉五丁目3番1号
東京都立大泉高等学校
東京都立大泉高等学校附属中学校
校長 俵田 浩一

資料 20-005 災害時における都立学校の施設利用に関する協定書

災害時における都立学校の施設利用に関し、練馬区（以下「甲」という。）と東京都立石神井高等学校（以下「乙」という。）との間において、つぎのとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、練馬区地域防災計画に基づく被災者の救援活動を円滑に実施するため、甲が乙の管理する施設の一部を利用することについて必要な事項を定めるものとする。

（利用用途）

第2条 甲が、この協定により利用する施設の用途は、つぎのとおりとする。

- (1) 避難所
- (2) 救援物資集積所
- (3) 災害発生直後に地域住民が一時的に避難する場所
- (4) その他被災者の救援のため必要な活動を行う場所

（避難所等の利用）

第3条 乙は、災害時における施設利用計画を定め、甲は、当該計画が示す用途に応じた施設（以下「避難所等」という。）を利用することができる。災害時における施設利用計画は別表のとおりとする。

（利用期間）

第4条 避難所等の利用期間は、災害発生の日から7日以内とする。ただし、第2条第3号の用途で利用する場合は、災害発生直後から乙が周囲の状況が落ち着いたと判断した時までの期間とする。

2 状況により期間を延長する必要がある場合、甲は、乙と協議の上、利用期間を延長することができる。

（利用の通知）

第5条 甲は、避難所等として利用するに当たっては、事前に乙に対し、その旨を文書または口頭で通知する。ただし、第2条第3号の用途で利用する場合は、甲の要請の有無にかかわらず、乙の判断で施設を利用させることができるものとする。

2 前項本文の規定にかかわらず、避難所等の利用について緊急を要するときは、甲は乙に通知することなく、甲の判断により、あらかじめ乙が指定した場所を避難所等として利用することができる。

3 甲は、前項の規定により施設を利用した場合には、速やかに、乙に対し、利用した旨の通知を行う。

（避難所等の管理）

第6条 避難所等の管理および運営は、甲の責任において行う。

2 乙は、避難所等の運営について、甲に協力する。

（費用負担）

第7条 甲は、避難所等の管理および運営に要する費用を負担する。

（避難所等解消への努力）

第8条 甲は、乙が早期に教育活動を再開できるように配慮するとともに、当該避難所等の早期解消に努めなければならない。

（避難所等の終了）

第9条 甲は、避難所等の利用を終了する場合は、乙に対してその旨を文書で通知するとともに、その施設を現状に復し、乙の確認を受けた後、乙に引き渡すものとする。

(訓練等)

第10条 乙は、自ら防災訓練を実施するよう努めるほか、甲が実施または後援する防災訓練等に積極的に参加するよう努めるものとする。この場合において、訓練参加に要する経費等は、原則として、乙の負担とする。

(損害補償)

第11条 第6条第2項の規定に基づき避難所等の運営に協力した乙の職員が、当該業務により負傷し、もしくは疾病にかかり、または死亡した場合で、かつ、他の法令により補償を受けることができない場合は、甲は、練馬区災害応急措置業務従事者および水防従事者に対する損害補償に関する条例(昭和63年3月練馬区条例第11号)の例により、損害補償を行う。

(協定期間および更新)

第12条 この協定の有効期間は、協定締結の日から令和4年3月31日までとする。ただし、期間満了の日の3か月前までに、甲または乙のいずれからも何ら意思表示のないときは、さらに1年間有効期間を延長するものとし、以後同様とする。

(協議)

第13条 この協定に定めのない事項およびこの協定の解釈について疑義が生じたときは、甲および乙が協議して定める。

(旧協定の取扱い)

第14条 この協定の締結に伴い、平成11年6月10日付けで締結した「災害時における都立学校の利用に関する協定」は、廃止することとする。

甲と乙は、この協定を証するため、本書2通を作成し、それぞれ記名押印の上各1通を保有する。

令和4年3月1日

甲 練馬区豊玉北六丁目12番1号
練馬区長 前川 燿男

乙 練馬区関町北四丁目32番48号
東京都立石神井高等学校長 内海 秀一

資料 20-006 災害時における都立学校の学校利用に関する協定

災害時における都立学校の利用に関し、練馬区（以下「甲」という。）と都立大泉桜高等学校（以下「乙」という。）との間において、つぎのとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、練馬区地域防災計画に基づく被災者の救援活動が必要となったときに、甲が、乙の管理する施設の一部を、災害時に利用することについての必要な事項を定めることを目的とする。

（利用用途）

第2条 この協定による施設利用用途は、つぎのとおりとする。

- (1) 避難所
- (2) 救援物資集積所
- (3) その他被災者の救援活動に必要な場合

（避難所等の利用）

第3条 甲は、災害時において前条に規定する用途（以下「避難所等」という。）として活用する必要がある場合、乙の指定した場所を利用することができる。

（利用の通知）

第4条 甲は、前条にもとづき避難所等として利用する際、事前に乙に対してその旨を、文書または口頭で通知する。

2 甲は、避難所等の利用について緊急を要するときは、前項の規定にかかわらず、あらかじめ乙の承認した施設を避難所等として利用することができる。ただし、できるだけ早い時期に、甲は乙に対して利用した旨の通知を行う。

（避難所の管理）

第5条 避難所等の管理運営は、甲の責任において行う。

2 乙は、避難所等の運営について、甲に協力する。

（費用負担）

第6条 甲は、避難所等の管理運営にかかる費用を負担する。

（利用期間）

第7条 避難所等の利用期間は、災害発生の日から7日以内とする。ただし、状況により期間を延長する必要がある場合、甲と乙と協議のうえ、東京都教育委員会教育長に使用許可延長の申請をする。

（避難所等解消への努力）

第8条 甲は、乙が早期に教育活動を再開できるように配慮するとともに、当該避難所等の早期解消に努める。

（避難所等の終了）

第9条 甲は、避難所等の利用を終了する際は、避難所等使用終了届を提出するとともに、その施設を現状に復し、乙の確認を受けた後、乙に引き渡す。

（損害補償）

第10条 この協定に基づく災害時の業務に従事した者が、当該業務により負傷もしくは疾病にかかりまたは死亡した場合で、かつ、他の法令その他により補償を受けることができない場合は、甲は災害応急措置業務従事者および水防従事者に対する損害補償に関する条例（昭和63年3月練馬区条例第11号）の規定に基づき、損害補償を行う。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項については、甲乙協議のうえ、決定する。

甲と乙は、この協定を証するため、本書2通を作成し、それぞれ記名押印の上各1通を保有する。

平成17年12月1日

甲 練馬区豊玉北六丁目12番1号
練馬区長

志村 豊志郎

乙 練馬区大泉町三丁目5番7号
東京都立大泉桜高等学校長

桑木 健

資料 20-007 災害時における福祉避難所としての施設利用に関する協定書

練馬区長を「甲」とし、東京都立石神井特別支援学校長を「乙」とし、甲乙の間において、つぎのとおり福祉避難所としての施設利用に関する協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定書は、練馬区地域防災計画に基づき、甲が乙の管理する施設の一部を、福祉避難所（避難拠点において避難生活を送ることが困難な要配慮者等を受け入れる避難所をいう。）として利用することについての必要な事項を定めることを目的とする。

(利用対象者)

第2条 乙の管理する施設を福祉避難所として利用する対象者は、介護を要する障害者等およびその介護者（家族等を含む。）とする。

(福祉避難所として利用できる施設の周知)

第3条 甲は、乙の管理する施設のうち福祉避難所として利用できる施設の範囲を、地域住民に周知するよう必要な措置を講ずるものとする。

(福祉避難所の開設)

第4条 甲は、災害時において福祉避難所として開設する必要がある場合、乙の指定した場所を福祉避難所として開設することができる。

(応急危険度判定の実施)

第5条 甲は、福祉避難所として利用する場合、二次災害を防止するため都と連携して早急に応急危険度判定員を派遣し、施設利用の安全性について調査する。

2 甲は、判定員が到着しない場合は、建築関係者により施設・設備等の安全確認を行う。

(開設の通知)

第6条 甲は、第4条に基づき福祉避難所を開設する際、事前に乙に対しその旨を、文書または口頭で通知するものとする。

2 甲は、福祉避難所の開設に緊急を要するときは、前項の規定に係わらず、乙の承認した施設を福祉避難所として開設することができるものとする。ただし、できるだけ早い時期に、甲は、乙に対し開設した旨通知するものとする。

(福祉避難所の管理)

第7条 福祉避難所の管理運営は、甲の責任において行うものとする。

2 福祉避難所の管理運営について、乙は甲に協力するものとする。

(費用負担)

第8条 甲は、福祉避難所の管理運営に係る費用を負担するものとする。

(開設期間)

第9条 福祉避難所の開設期間は災害発生の日から7日以内とする。ただし、状況により期間を延長する必要がある場合、甲は乙と協議の上、東京都教育委員会教育長に使用許可延長の申請をするものとする。

(福祉避難所解消への努力)

第10条 甲は、乙が早期に教育活動を再開できるよう配慮するとともに、当該福祉避難所の早期解消に努めるものとする。

(福祉避難所の終了)

第11条 甲は、福祉避難所としての利用を終了する際は、乙に福祉避難所使用終了届を提出するとともに、その施設を原状に復し、乙の確認を受けた後、乙に引き渡すものとする。

(協議)

第12条 この協定書に定めのない事項およびこの協定の解釈について疑義が生じた場合は、甲乙協議の上、定めるものとする。

(旧協定書の失効)

第13条 平成18年3月28日付けで甲乙間において締結した「障害者等を対象とした避難所施設利

用に関する協定書」は、本協定の締結をもって失効するものとする。

甲と乙は、この協定を証するため、本書2通を作成し、それぞれ記名押印の上各1通を保有するものとする。

平成29年3月10日

甲 東京都練馬区豊玉北六丁目12番1号
練馬区長 前川 耀男

乙 東京都練馬区石神井台八丁目20番35号
東京都立石神井特別支援学校長 豊田 栄治

資料 20-008 災害時における福祉避難所としての施設利用に関する協定書

練馬区長を「甲」とし、東京都立大泉特別支援学校長を「乙」とし、甲乙の間において、つぎのとおり福祉避難所としての施設利用に関する協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定書は、練馬区地域防災計画に基づき、甲が乙の管理する施設の一部を、福祉避難所（避難拠点において避難生活を送ることが困難な要配慮者等を受け入れる避難所をいう。）として利用することについての必要な事項を定めることを目的とする。

(利用対象者)

第2条 乙の管理する施設を福祉避難所として利用する対象者は、介護を要する障害者等およびその介護者（家族等を含む。）とする。

(福祉避難所として利用できる施設の周知)

第3条 甲は、乙の管理する施設のうち福祉避難所として利用できる施設の範囲を、地域住民に周知するよう必要な措置を講ずるものとする。

(福祉避難所の開設)

第4条 甲は、災害時において福祉避難所として開設する必要がある場合、乙の指定した場所を福祉避難所として開設することができる。

(応急危険度判定の実施)

第5条 甲は、福祉避難所として利用する場合、二次災害を防止するため都と連携して早急に応急危険度判定員を派遣し、施設利用の安全性について調査する。

2 甲は、判定員が到着しない場合は、建築関係者により施設・設備等の安全確認を行う。

(開設の通知)

第6条 甲は、第4条に基づき福祉避難所を開設する際、事前に乙に対しその旨を、文書または口頭で通知するものとする。

2 甲は、福祉避難所の開設に緊急を要するときは、前項の規定に係わらず、乙の承認した施設を福祉避難所として開設することができるものとする。ただし、できるだけ早い時期に、甲は、乙に対し開設した旨通知するものとする。

(福祉避難所の管理)

第7条 福祉避難所の管理運営は、甲の責任において行うものとする。

2 福祉避難所の管理運営について、乙は甲に協力するものとする。

(費用負担)

第8条 甲は、福祉避難所の管理運営に係る費用を負担するものとする。

(開設期間)

第9条 福祉避難所の開設期間は災害発生の日から7日以内とする。ただし、状況により期間を延長する必要がある場合、甲は乙と協議の上、東京都教育委員会教育長に使用許可延長の申請をするものとする。

(福祉避難所解消への努力)

第10条 甲は、乙が早期に教育活動を再開できるよう配慮するとともに、当該福祉避難所の早期解消に努めるものとする。

(福祉避難所の終了)

第11条 甲は、福祉避難所としての利用を終了する際は、乙に福祉避難所使用終了届を提出するとともに、その施設を原状に復し、乙の確認を受けた後、乙に引き渡すものとする。

(協議)

第12条 この協定書に定めのない事項およびこの協定の解釈について疑義が生じた場合は、甲乙協議の上、定めるものとする。

(旧協定書の失効)

第13条 平成20年9月2日付けで甲乙間において締結した「避難所施設利用に関する協定書」は、

本協定の締結をもって失効するものとする。

甲と乙は、この協定を証するため、本書2通を作成し、それぞれ記名押印の上各1通を保有するものとする。

平成27年5月14日

甲 東京都練馬区豊玉北六丁目12番1号
練馬区長 前川 燿 男

乙 東京都練馬区大泉学園町九丁目3番1号
東京都立大泉特別支援学校長 平塚 直 樹

資料 20-009 災害時における都立学校の学校利用に関する協定

災害時における都立学校の利用に関し、練馬区（以下「甲」という。）と都立練馬高等学校（以下「乙」という。）との間において、つぎのとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、練馬区地域防災計画に基づく被災者の救援活動を円滑に実施するため、甲が乙の管理する施設の一部を利用することについての必要な事項を定めることを定めるものとする。

（利用用途）

第2条 甲が、この協定により利用する施設の用途は、つぎのとおりとする。

- (1) 避難所
- (2) 救援物資集積所
- (3) その他被災者の救援活動に必要な場合

（避難所等の利用）

第3条 甲は、災害時において前条に規定する用途（以下「避難所等」という。）として活用する必要が生じた場合、乙の指定した場所を利用することができる。

（利用期間）

第4条 避難所等の利用期間は、災害発生の日から7日以内とする。ただし、状況により期間を延長する必要がある場合、甲と乙と協議のうえ、東京都教育委員会教育長に使用許可延長の申請をする。

（利用の通知）

第5条 甲は、第3条により避難所等として利用するに当たっては、事前に乙に対してその旨を文書または口頭で通知する。ただし、避難所等の利用について緊急を要するときは、甲の判断により、あらかじめ乙が指定した施設を避難所等として利用することができる。

2 甲は、前項ただし書きにより施設を利用した場合は、速やかに、乙に対し、利用した旨の通知を行う。

（避難所等の管理）

第6条 避難所等の管理および運営は、甲の責任において行う。

2 乙は、避難所等の運営について、甲に協力する。

（費用負担）

第7条 甲は、避難所等の管理および運営に要する費用を負担する。

（避難所等解消への努力）

第8条 甲は、乙が早期に教育活動を再開できるように配慮するとともに、当該避難所等の早期解消に努めなければならない。

（避難所等の終了）

第9条 甲は、避難所等の利用を終了する場合は、乙に避難所等使用終了届を提出するとともに、その施設を原状に復し、乙の確認を受けた後、乙に引き渡すものとする。

（訓練等）

第10条 乙は、自ら防災訓練を実施するよう努めるほか、甲が実施または後援する防災訓練等に積極的に参加するよう努めるものとする。この場合において、訓練参加に要する経費等は、原則として乙の負担とする。

（損害補償）

第11条 第6条第2項に基づき避難所等の運営に協力した乙の職員が、当該業務により負傷し、もしくは疾病にかかり、または死亡した場合で、かつ、他の法令より補償を受けることができない場合

は、甲は、災害応急措置業務従事者および水防従事者に対する損害補償に関する条例（昭和 63 年 3 月練馬区条例第 11 号）の例により、損害補償を行う。

（協定期間および更新）

第 12 条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成 23 年 3 月 31 日までとする。ただし、協定満了の日の 3 か月前までに、甲または乙のいずれからも何ら意思表示のないときは、さらに 1 年間有効期間を延長するものとし、以後この例による。

（協議）

第 13 条 この協定に定めのない事項については、甲および乙が協議して決定する。

甲と乙は、この協定を証するため、本書 2 通を作成し、それぞれ記名押印の上各 1 通を保有する。

平成 22 年 3 月 23 日

甲 練馬区豊玉北六丁目 1 2 番 1 号
練馬区長 志村 豊志郎

乙 練馬区春日町四丁目 2 8 番 2 5 号
東京都立練馬高等学校長 早山 義郎

※ 同文の協定を、東京都立光丘高等学校と同日に締結している。
相手方名称等は下記のとおり。

練馬区旭町二丁目 1 番 3 5 号
東京都立光丘高等学校長 遠藤 文雄

資料 20-010 災害時における私立学校の利用に関する協定書

災害時における私立学校の利用に関し、練馬区（以下「甲」という。）と学校法人三育学院（以下「乙」という。）との間において、つぎのとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、練馬区地域防災計画に基づく被災者の救援活動を円滑に実施するため、甲が乙の管理する施設の一部を利用することについて必要な事項を定めるものとする。

（利用用途）

第2条 甲が、この協定により利用する施設の用途は、つぎのとおりとする。

- (1) 避難所
- (2) 救援物資集積所
- (3) その他被災者の救援活動に必要な場所

（避難所等の利用）

第3条 甲は、災害時において、乙の管理する施設を前条の用途（以下「避難所等」という。）として活用する必要がある場合、乙が指定した場所を利用することができる。

（利用期間）

第4条 避難所等の利用期間は、災害発生の日から7日以内とする。ただし、状況により期間を延長する必要がある場合、甲は、乙と協議のうえ、利用期間を延長することができる。

（利用の通知）

第5条 甲は、第3条により避難所等として利用するに当たっては、事前に乙に対し、その旨を文書または口頭で通知する。ただし、避難所等の利用について緊急を要するときは、甲の判断により、あらかじめ乙が指定した施設を避難所等として利用することができる。

2 甲は、前項ただし書により施設を利用した場合は、速やかに、乙に対し、利用した旨の通知を行う。

（避難所等の管理）

第6条 避難所等の管理および運営は、甲の責任において行う。

2 乙は、避難所等の運営について、甲に協力する。

（費用負担）

第7条 甲は、避難所等の管理および運営に要する費用を負担する。

（避難所等解消への努力）

第8条 甲は、乙が早期に教育活動を再開できるように配慮するとともに、当該避難所等の早期解消に努めなければならない。

（避難所等の終了）

第9条 甲は、避難所等の利用を終了する場合は、乙に避難所等利用終了届を提出するとともに、その施設を原状に復し、乙の確認を受けた後、乙に引き渡すものとする。

（訓練等）

第10条 乙は、自ら防災訓練を実施するよう努めるほか、甲が実施または後援する防災訓練等に積極的に参加するよう努めるものとする。この場合において、訓練参加に要する経費等は、原則として、乙の負担とする。

（損害補償）

第11条 第6条第2項に基づき避難所等の運営に協力した乙の職員が、当該業務により負傷し、もしくは疾病にかかり、または死亡した場合で、かつ、他の法令により補償を受けることができない場

合は、甲は、災害応急措置業務従事者および水防従事者に対する損害補償に関する条例（昭和 63 年 3 月練馬区条例第 11 号）の例により、損害補償を行う。

（協定期間および更新）

第 12 条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成 23 年 3 月 31 日までとする。ただし、期間満了の日の 3 か月前までに、甲または乙のいずれからも何ら意思表示のないときは、さらに 1 年間有効期間を延長するものとし、以後この例による。

（協議）

第 13 条 この協定に定めのない事項については、甲および乙が協議して定める。

甲と乙は、この協定を証するため、本書 2 通を作成し、それぞれ記名押印の上各 1 通を保有する。

平成 22 年 7 月 8 日

甲 練馬区豊玉北六丁目 1 2 番 1 号
練馬区長 志村 豊志郎

乙 練馬区関町南二丁目 8 番 4 号
学校法人三育学院
東京三育小学校長 大城 豊

資料 20-011 災害時におけるインターナショナルスクールの利用に関する協定書

練馬区（以下「甲」という。）と株式会社アオバイインターナショナルエデュケイショナルシステムズ（以下「乙」という。）との間において、乙が運営するアオバジャパンインターナショナルスクール光が丘校の利用に関し、つぎのとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、練馬区地域防災計画に基づく被災者の救援活動を円滑に実施するため、甲が乙の管理する施設の一部を利用することについて必要な事項を定めるものとする。

（利用用途）

第2条 甲が、この協定により利用する施設の用途は、つぎのとおりとする。

- (1) 避難所
- (2) 救援物資集積所
- (3) その他被災者の救援活動に必要な場所

（避難所等の利用）

第3条 甲は、災害時において、乙の管理する施設を前条の用途（以下「避難所等」という。）として活用する必要がある場合、乙が指定した場所を利用することができる。

（利用期間）

第4条 避難所等の利用期間は、災害発生の日から7日以内とする。ただし、状況により期間を延長する必要がある場合、甲は、乙と協議のうえ、利用期間を延長することができる。

（利用の通知）

第5条 甲は、第3条により避難所等として利用するに当たっては、事前に乙に対し、その旨を文書または口頭で通知する。ただし、避難所等の利用について緊急を要するときは、甲の判断により、あらかじめ乙が指定した施設を避難所等として利用することができる。

2 甲は、前項ただし書の規定により施設を利用した場合は、速やかに、乙に対し、利用した旨の通知を行う。

（避難所等の管理）

第6条 避難所等の管理および運営は、甲の責任において行う。

2 乙は、避難所等の運営について、甲に協力する。

（費用負担）

第7条 甲は、避難所等の管理および運営に要する費用を負担する。

（避難所等解消への努力）

第8条 甲は、乙が早期に教育活動を再開できるように配慮するとともに、当該避難所等の早期解消に努めなければならない。

（避難所等の終了）

第9条 甲は、避難所等の利用を終了する場合は、乙に対しその旨を文書で提出するとともに、その施設を原状に復し、乙の確認を受けた後、乙に引き渡すものとする。

（訓練等）

第10条 乙は、自ら防災訓練を実施するよう努めるほか、甲が実施または後援する防災訓練等に積極的に参加するよう努めるものとする。この場合において、訓練参加に要する経費等は、原則として、乙の負担とする。

（損害補償）

第11条 第6条第2項の規定に基づき避難所等の運営に協力した乙の職員が、当該業務により負傷し、

もしくは疾病にかかり、または死亡した場合で、かつ、他の法令により補償を受けることができない場合は、甲は、練馬区災害応急措置業務従事者および水防従事者に対する損害補償に関する条例（昭和63年3月練馬区条例第11号）の例により、損害補償を行う。

（協定期間および更新）

第12条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成26年3月31日までとする。ただし、期間満了の日の3か月前までに、甲または乙のいずれからも何ら意思表示のないときは、さらに1年間有効期間を延長するものとし、以後この例による。

（協議）

第13条 この協定に定めのない事項については、甲および乙が協議して定める。

甲と乙は、この協定を証するため、本書2通を作成し、それぞれ記名押印の上各1通を保有する。

平成25年2月19日

甲 練馬区豊玉北六丁目12番1号
練馬区長 志村豊志郎

乙 目黒区青葉台二丁目10番34号
株式会社アオバインターナショナルエデュケイショナルシステムズ
代表取締役社長 土井行男 アダム

資料 20-012 災害時における施設の利用に関する協定書

災害時における施設の利用に関し、練馬区（以下「甲」という。）と国立大学法人東京学芸大学（以下「乙」という。）との間において、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、練馬区地域防災計画に基づく被災者の救援活動を円滑に実施するため、乙が管理し、東京学芸大学附属大泉小学校および同附属国際中等教育学校（以下「各附属学校」という。）の各校長（以下「各附属学校長」という。）に補助執行させる施設の一部を、甲が利用することについて必要な事項を定めるものとする。

（利用用途）

第2条 甲が、この協定により利用する施設の用途は、次のとおりとする。

- (1) 避難所
- (2) 救援物資集積所
- (3) 災害発生直後に地域住民が一時的に避難する場所
- (4) その他被災者の救援活動に必要な場所

（避難所等の利用）

第3条 甲は、災害時において、各附属学校長の管理する施設を前条の用途（以下「避難所等」という。）として活用する必要がある場合（前条第1号、第2号および第4号にあっては、甲の避難拠点の施設が利用できない場合等をいう。）には、あらかじめ各附属学校長が指定した施設（以下「施設」という。）を利用することができる。

（利用期間）

第4条 避難所等の利用期間は、災害発生の日から7日以内（第2条第3号の用途で利用する場合は、2日以内）とする。ただし、状況により期間を延長する必要がある場合、甲は、各附属学校長と協議のうえ、利用期間を延長することができる。

（利用の通知）

第5条 甲は、第3条により避難所等として利用するに当たっては、事前に各附属学校長に対し、その旨を文書または口頭で通知する。ただし、避難所等の利用について緊急を要するときは、甲の判断により、施設を避難所等として利用することができる。

2 甲は、前項ただし書により施設を利用した場合は、速やかに、各附属学校長に対し、利用した旨の通知を行う。

（避難所等の管理）

第6条 避難所等の管理および運営は、甲の責任において行い、各附属学校の児童および生徒の安全に配慮するものとする。

2 各附属学校長は、避難所等の運営について、甲に協力する。

（費用負担）

第7条 甲は、避難所等の管理および運営に要する費用を負担する。

(避難所等解消への努力)

第8条 甲は、各附属学校長が早期に教育活動を再開できるように配慮するとともに、避難所等の早期解消に努めなければならない。

(避難所等の終了)

第9条 甲は、避難所等の利用を終了する場合は、各附属学校長に避難所等利用終了届を提出するとともに、その施設を原状に復し、各附属学校長の確認を受けた後、各附属学校長に引き渡すものとする。

(訓練等)

第10条 各附属学校長は、自ら防災訓練を実施するよう努めるほか、甲が実施または後援する防災訓練等に積極的に参加するよう努めるものとする。この場合において、訓練参加に要する経費等は、原則として、各附属学校長の負担とする。

(損害補償)

第11条 第6条第2項に基づき避難所等の運営に協力し乙の職員が、当該業務により負傷し、もしくは疾病にかかり、または死亡した場合で、かつ、他の法令により補償を受けることができない場合は、甲は、練馬区災害応急措置業務従事者および水防従事者に対する損害補償に関する条例（昭和63年3月練馬区条例第11号）の例により、損害補償を行う。

(協定期間および更新)

第12条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成28年3月31日までとする。ただし、期間満了の日の3か月前までに、甲または乙のいずれからも何ら意思表示のないときは、さらに1年間有効期間を延長するものとし、以後この例による。

(協議)

第13条 この協定に定めのない事項については、甲および乙が協議して定める。

甲と乙は、この協定を証するため、本書2通を作成し、それぞれ記名押印の上各1通を保有する。

平成25年5月1日

甲 東京都練馬区豊玉北六丁目12番1号

練馬区

練馬区長

志村豊志郎

乙 東京都小金井市貫井北町四丁目1番1号

国立大学法人東京学芸大学

東京学芸大学長 村松泰子

資料 20-013 災害時における福祉避難所としての施設利用に関する協定書

練馬区長を「甲」とし、東京都立練馬特別支援学校長を「乙」とし、甲乙の間において、つぎのとおり福祉避難所としての施設利用に関する協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定書は、練馬区地域防災計画に基づき、甲が乙の管理する施設の一部を、福祉避難所（避難拠点において避難生活を送ることが困難な要配慮者等を受け入れる避難所をいう。）として利用することについての必要な事項を定めることを目的とする。

(利用対象者)

第2条 乙の管理する施設を福祉避難所として利用する対象者は、介護を要する障害者等およびその介護者（家族等を含む。）とする。

(福祉避難所として利用できる施設の周知)

第3条 甲は、乙の管理する施設のうち福祉避難所として利用できる施設の範囲を、地域住民に周知するよう必要な措置を講ずるものとする。

(福祉避難所の開設)

第4条 甲は、災害時において福祉避難所として開設する必要がある場合、乙の指定した場所を福祉避難所として開設することができる。

(応急危険度判定の実施)

第5条 甲は、福祉避難所として利用する場合、二次災害を防止するため都と連携して早急に応急危険度判定員を派遣し、施設利用の安全性について調査する。

2 甲は、判定員が到着しない場合は、建築関係者により施設・設備等の安全確認を行う。

(開設の通知)

第6条 甲は、第4条に基づき福祉避難所を開設する際、事前に乙に対しその旨を、文書または口頭で通知するものとする。

2 甲は、福祉避難所の開設に緊急を要するときは、前項の規定に係わらず、乙の承認した施設を福祉避難所として開設することができるものとする。ただし、できるだけ早い時期に、甲は、乙に対し開設した旨通知するものとする。

(福祉避難所の管理)

第7条 福祉避難所の管理運営は、甲の責任において行うものとする。

2 福祉避難所の管理運営について、乙は甲に協力するものとする。

(費用負担)

第8条 甲は、福祉避難所の管理運営に係る費用を負担するものとする。

(開設期間)

第9条 福祉避難所の開設期間は災害発生の日から7日以内とする。ただし、状況により期間を延長する必要がある場合、甲は乙と協議の上、東京都教育委員会教育長に使用許可延長の申請をするものとする。

(福祉避難所解消への努力)

第10条 甲は、乙が早期に教育活動を再開できるよう配慮するとともに、当該福祉避難所の早期解消に努めるものとする。

(福祉避難所の終了)

第11条 甲は、福祉避難所としての利用を終了する際は、乙に福祉避難所使用終了届を提出するとともに、その施設を原状に復し、乙の確認を受けた後、乙に引き渡すものとする。

(協議)

第12条 この協定書に定めのない事項およびこの協定の解釈について疑義が生じた場合は、甲乙協議の上、定めるものとする。

甲と乙は、この協定を証するため、本書2通を作成し、それぞれ記名押印の上各1通を保有するも

のとする。

平成28年3月31日

甲 東京都練馬区豊玉北六丁目12番1号
練馬区長 前川 燿男

乙 東京都練馬区高松六丁目17番1号
東京都立練馬特別支援学校長 平塚 雄二

資料 20-014 災害時における都立高校の学校利用に関する協定書

災害時における都立学校の利用に関し、練馬区（以下「甲」という。）と東京都立練馬工業高等学校（以下「乙」という。）との間において、つぎのとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、練馬区地域防災計画に基づく被災者の救援活動を円滑に実施するため、甲が乙の管理する施設の一部を利用することについて必要な事項を定めるものとする。

（利用用途）

第2条 甲が、この協定により利用する施設の用途は、つぎのとおりとする。

- (1) 避難所
- (2) 救援物資集積所
- (3) 災害発生直後に地域住民が一時的に避難する場所
- (4) その他被災者の救援活動に必要な場所

（避難所等の利用）

第4条 甲は、災害時において、乙の管理する施設を前条の用途（以下「避難所等」という。）として活用する必要がある場合、乙が指定した場所を利用することができる。

（利用期間）

第4条 避難所等の利用期間は、災害発生の日から7日以内（第2条第3号の用途で利用する場合は、2日以内）とする。ただし、状況により期間を延長する必要がある場合、甲は、乙と協議のうえ、利用期間を延長することができる。

（利用の通知）

第5条 甲は、第3条により避難所等として利用するに当たっては、事前に乙に対し、その旨を文書または口頭で通知する。ただし、避難所等の利用について緊急を要するときは、甲の判断により、あらかじめ乙が指定した施設を避難所等として利用することができる。

2 甲は、前項ただし書の規定により施設を利用した場合は、速やかに、乙に対し、利用した旨の通知を行う。

（避難所等の管理）

第6条 避難所等の管理および運営は、甲の責任において行う。

2 乙は、避難所等の運営について、甲に協力する。

（費用負担）

第7条 甲は、避難所等の管理および運営に要する費用を負担する。

（避難所等解消への努力）

第8条 甲は、乙が早期に教育活動を再開できるように配慮するとともに、当該避難所等の早期解消に努めなければならない。

（避難所等の終了）

第9条 甲は、避難所等の利用を終了する場合は、乙に対しその旨を文書で提出するとともに、その施設を原状に復し、乙の確認を受けた後、乙に引き渡すものとする。

（訓練等）

第10条 乙は、自ら防災訓練を実施するよう努めるほか、甲が実施または後援する防災訓練等に積極的に参加するよう努めるものとする。この場合において、訓練参加に要する経費等は、原則として、乙の負担とする。

（損害補償）

第11条 第6条第2項の規定に基づき避難所等の運営に協力した乙の職員が、当該業務により負傷し、もしくは疾病にかかり、または死亡した場合で、かつ、他の法令により補償を受けることができない場合は、甲は、練馬区災害応急措置業務従事者および水防従事者に対する損害補償に関する条例（昭和63年3月練馬区条例第11号）の例により、損害補償を行う。

（協定期間および更新）

第12条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成31年3月31日までとする。ただし、期間満了の日の3か月前までに、甲または乙のいずれからも何ら意思表示のないときは、さらに1年間有効期間を延長するものとし、以後この例による。

（協議）

第13条 この協定に定めのない事項については、甲および乙が協議して定める。

甲と乙は、この協定を証するため、本書2通を作成し、それぞれ記名押印の上各1通を保有する。

平成29年3月31日

甲 練馬区豊玉北六丁目12番1号
練馬区長

前川 耀 男

乙 練馬区早宮二丁目9番18号
東京都立練馬工業高等学校長

宮下 義 弘

資料 21-001 災害時における施設の提供等に関する協定書

災害時における施設の提供等に関し、練馬区（以下「甲」という。）と株式会社ジェイシティー（以下「乙」という。）との間において、つぎのとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、練馬区内に地震、風水害その他の災害が発生し、または発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）に、甲が行う応急対策業務その他の業務についての乙の協力に関し、必要な事項を定める。

（協力の内容等）

第2条 甲は、災害時に帰宅困難者等への応急対応業務等が発生した場合は、つぎに掲げる事項について、乙に対し協力を要請することができる。

(1) 帰宅困難者の一時的な滞在場所（以下「一時滞在施設」という。）の提供および運営

(2) 甲が指定する者の宿泊場所（以下「宿泊施設」という。）の提供

(3) 前2号に掲げるもののほか、甲が特に必要と認める事項

2 前項第1号に掲げる運営の内容は、つぎに掲げるとおりとする。

(1) 帰宅困難者に提供するための備蓄品（以下「備蓄品」という。）およびトイレを帰宅困難者に提供すること。

(2) 交通機関の復旧情報、道路の被災・復旧に関する情報その他災害関連情報を帰宅困難者に提供すること。

(3) 前2号に掲げるもののほか、帰宅困難者を支援すること。

3 乙は、第1項の規定により甲から協力要請があった場合は、可能な限り協力するよう努めるものとする。

（建物の名称等）

第3条 一時滞在施設および宿泊場所を有する建物（以下「建物」という。）の名称等は、つぎのとおりとする。

(1) 名称 ホテルカデンツァ光が丘

(2) 所在地 東京都練馬区高松五丁目8番 J.CITY

（一時滞在施設の場所等）

第4条 一時滞在施設として乙が提供する施設の場所等は、つぎのとおりとする。

(1) 場所および面積 ホテルカデンツァ光が丘 2階宴会場（536平方メートル）ほか

(2) 受入予定人数 250人

2 宿泊施設として乙が提供する施設の場所等は、つぎのとおりとする。

(1) 場所 ホテルカデンツァ光が丘 客室

(2) 部屋数 91部屋

（協力要請の手続）

第5条 乙は、第2条第1項の規定により甲から要請を受けたときは、建物の被害状況を調査し、帰宅困難者等の受入れの可否について速やかに回答するものとする。

2 乙は、帰宅困難者等の受入れが可能な場合には、可能な範囲で最大限これに協力するものとし、一時滞在施設および敷地内の人目につきやすい場所に一時滞在施設である旨を掲示するものとする。

3 第2条第1項に規定する要請は、要請書（第1号様式）により行うものとする。ただし、時間的な余裕がないとき等は、電話等で要請し、その後速やかに要請書を提出するものとする。

（一時滞在施設に関する情報提供等）

第6条 帰宅困難者等の円滑な受入れを図るため、甲は、乙から前条第1項の規定により受入可の回答があったときは、ホームページ、SNS等により一時滞在施設の開設状況等の情報を帰宅困難者等に提供する。

（備蓄品）

第7条 備蓄品の品名および数量は、甲乙協議の上定め、乙が用意するものとする。

2 乙は、備蓄品の管理および更新を適切に行うものとする。

(受入期間)

第8条 乙が帰宅困難者等を受け入れる期間は、一時滞在施設および宿泊施設ごとに、つぎに掲げるとおりとする。

(1) 一時滞在施設 甲が協力を要請した日から起算して3日間とする。ただし、乙が認めるときは、延長できるものとする。

(2) 宿泊施設 甲乙協議の上決定する。

(費用負担)

第9条 帰宅困難者等の受入れに係る費用負担は、つぎに掲げるとおりとする。

(1) 一時滞在施設および関連設備の使用は、無償とする。

(2) 第2条第1項第2号の規定により甲の指定する者を宿泊施設に宿泊させた場合の宿泊費は、甲の負担とする。

(3) 一時滞在施設等の原状回復に係る費用は、甲の負担とする。

(4) 備蓄品に係る費用は、乙の負担とする。

2 前項各号に定めのない費用の負担については、甲乙協議の上決定する。

(損害補償)

第10条 甲は、この協定による甲の要請に係る乙の活動に従事する者が死亡し、負傷し、または疾病にかかり、かつ、他の法令等により補償を受けられないときは、練馬区災害応急措置業務従事者および水防従事者に対する損害補償に関する条例（昭和63年3月練馬区条例第11号）の規定に基づき、甲が補償する。

(災害時の情報共有)

第11条 甲および乙は、この協定の実施に必要な情報を相互に交換し、情報の共有に努めるものとする。

2 乙は、甲がこの協定の実施に係る情報を関係機関に提供することに同意するものとする。

(秘密保持義務)

第12条 甲および乙は、この協定の履行により直接または間接に知り得た個人情報を第三者に漏らしてはならない。第14条に規定する有効期間が終了した後も同様とする。

(連絡体制等)

第13条 甲および乙は、第2条第1項の規定による要請等を円滑に行うため、連絡責任者等を記載した協定事務担当者名簿（第2号様式）を作成し、相互に通知するものとする。

2 前項に規定する通知は、この協定の締結の日から30日以内に行い、名簿の内容に変更があった場合は速やかに相手方に通知するものとする。

(協定期間等)

第14条 この協定の有効期間は、この協定の締結の日から平成31年3月31日までとする。

2 前項の有効期間の満了の日の3か月前までに、甲または乙のいずれからもこの協定を解除し、または変更する意思表示のないときは、さらに1年間有効期間を延長するものとし、以降もこの例による。

(旧協定の取扱い)

第15条 この協定の締結に伴い、平成16年9月1日に締結した「災害時における応急対策業務の協力に関する協定書」および「災害時における応急対策業務の協力に関する協定細目」は、廃止する。

(協議)

第16条 この協定の解釈に疑義が生じた場合およびこの協定に定めのない事項については、その都度、甲乙が誠実に協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書を2通作成し、甲乙記名押印の上、それぞれ1通を保有する。

平成 31 年 2 月 12 日

甲 練馬区豊玉北六丁目 1 2 番 1 号
練馬区
練馬区長 前川 耀 男

乙 東京都練馬区高松五丁目 8 番 2 0 号
株式会社ジェイシティー
代表取締役 塚原 和 幸

※ 第 3 条および第 4 条「ホテルカデンツァ光が丘」は「ホテルカデンツァ東京」に名称変更。

資料 21-002 災害時における施設の提供等に関する協定書

災害時における施設の提供等に関し、練馬区（以下「甲」という。）とトヨタモビリティ東京株式会社（以下「乙」という。）との間において、つぎのとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、練馬区内に地震、風水害その他の災害が発生し、または発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）に、甲が行う応急対策業務その他の業務についての乙の協力に関し、必要な事項を定める。

（協力の内容等）

第2条 甲は、災害時に帰宅困難者への応急対策業務等が発生した場合は、つぎに掲げる事項について、乙に対し協力を要請することができる。

- (1) 帰宅困難者の一時的な滞り場所（以下「一時滞在施設」という。）の提供および運営
- (2) 帰宅困難者に提供するための備蓄品（以下「備蓄品」という。）およびトイレを帰宅困難者に提供すること。
- (3) 交通機関の復旧情報、道路の被災・復旧に関する情報その他災害関連情報を帰宅困難者に提供すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、帰宅困難者を支援すること。

2 乙は、前項の規定により甲から協力要請があった場合は、可能な限り協力するよう努めるものとする。

（一時滞在施設）

第3条 一時滞在施設を有する店舗の名称等は、一時滞在施設一覧（別表）のとおりとする。

2 一時滞在施設一覧は2通作成し、甲乙記名押印の上、それぞれ1通を保有する。

3 乙が一時滞在施設の追加または解除の申出を行う場合は、事前に甲と協議するとともに一時滞在施設変更協議書（第1号様式）を提出するものとする。

4 甲は、前項の規定により、乙から一時滞在施設変更協議書を受領した場合は、乙に対して一時滞在施設変更承認書（第2号様式）を提出するとともに一時滞在施設一覧を更新する。

5 前2項の規定により更新した一時滞在施設一覧は2通作成し、甲乙記名押印の上、それぞれ1通を保有する。

（協力要請の手続）

第4条 乙は、第2条第1項の規定により甲から要請を受けたときは、建物の被害状況を調査し、帰宅困難者の受入れの可否について速やかに回答するものとする。

2 乙は、帰宅困難者の受入れが可能な場合には、一時滞在施設および敷地内の人目につきやすい場所に一時滞在施設である旨を掲示するものとする。

3 第2条第1項に規定する要請は、要請書（第3号様式）により行うものとする。ただし、時間的な余裕がないとき等は、電話等で要請し、その後速やかに要請書を提出するものとする。

（一時滞在施設に関する情報提供）

第5条 帰宅困難者等の円滑な受入れを図るため、甲は、乙から前条第1項の規定により受入可の回答があったときは、練馬区ホームページ、SNS等により一時滞在施設の開設状況等の情報を帰宅困難者等に提供する。

（備蓄品）

第6条 一時滞在施設において、帰宅困難者および通常在館者に提供するために保管する備蓄品の品名および数量は別紙のとおりとする。

2 備蓄品は乙が用意するものとする。

3 乙は、備蓄品の管理および更新を適切に行うものとする。

（受入期間）

第7条 乙が帰宅困難者を受け入れる期間は、甲が協力を要請した日から起算して3日間とする。ただし、乙が認めるときは、延長できるものとする。

(費用負担)

第8条 帰宅困難者の受入れに係る費用負担は、つぎに掲げるとおりとする。

- (1) 一時滞在施設および関連設備の使用は、無償とする。
- (2) 一時滞在施設等の原状回復に係る費用は、甲の負担とする。
- (3) 備蓄品に係る費用は、乙の負担とする。

2 前項各号に定めのない費用の負担については、甲乙協議の上決定する。

(損害補償)

第9条 甲は、この協定による甲の要請に係る乙の活動に従事する者が死亡し、負傷し、または疾病にかかり、かつ、他の法令等により補償を受けられないときは、練馬区災害応急措置業務従事者および水防従事者に対する損害補償に関する条例（昭和63年3月練馬区条例第11号）の規定に基づき補償する。

(災害時の情報共有)

第10条 甲および乙は、この協定の実施に必要な情報を相互に交換し、情報の共有に努めるものとする。

2 乙は、甲がこの協定の実施に係る情報を関係機関に提供することに同意するものとする。

(秘密保持義務)

第11条 甲および乙は、この協定の履行により直接または間接に知り得た個人情報を第三者に漏らしてはならない。第13条に規定する有効期間が終了した後も同様とする。

(連絡体制等)

第12条 甲および乙は、第2条第1項の規定による要請等を円滑に行うため、連絡責任者等を記載した協定事務担当者名簿（第4号様式）を作成し、相互に通知するものとする。

2 前項に規定する名簿は、毎年度4月中に更新し、相互に通知するものとする。ただし、年度の途中で名簿の内容に変更があった場合は、速やかに名簿を更新し、相手方に通知するものとする。

(協定期間等)

第13条 この協定の有効期間は、この協定の締結の日から令和3年3月31日までとする。

2 前項の有効期間の満了の日の3か月前までに、甲または乙のいずれからもこの協定を解除し、または変更する意思表示のないときは、さらに1年間有効期間を延長するものとし、以降もこの例による。

(協議)

第14条 この協定の解釈に疑義が生じた場合およびこの協定に定めのない事項については、その都度、甲乙が誠実に協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書を2通作成し、甲乙記名押印の上、それぞれ1通を保有する。

令和2年3月5日

甲 東京都練馬区豊玉北六丁目12番1号

練馬区

練馬区長 前川 燿 男

乙 東京都港区芝浦四丁目8番3号

トヨタモビリティ東京株式会社

代表取締役社長 片山 守

※令和5年4月1日現在のトヨタモビリティ東京株式会社の一時的滞在施設

店舗名	所在地	受入人数
練馬高野台店	練馬区高野台四丁目22番20号	100人
練馬北町店	練馬区早宮二丁目18番26号	100人
谷原目白通り店	練馬区谷原一丁目2番3号	100人
練馬貫井店	練馬区貫井五丁目18番3号	100人
練馬関町店	練馬区関町南一丁目9番6号	100人
豊玉環七通り店	練馬区豊玉北三丁目16番17号	100人

資料 21-003 災害時における施設の提供等に関する協定書

災害時における施設の提供等に関し、練馬区（以下「甲」という。）と西武バス株式会社（以下「乙」という。）との間において、つぎのとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、練馬区内に地震、風水害その他の災害が発生し、または発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）に、甲が行う応急対策業務その他の業務についての乙の協力に関し、必要な事項を定める。

（協力の内容等）

第2条 甲は、災害時に帰宅困難者への応急対策業務等が発生した場合は、つぎに掲げる事項について、乙に対し協力を要請することができる。

- (1) 帰宅困難者の一時的な滞在場所（以下「一時滞在施設」という。）の提供および運営
- (2) 帰宅困難者に提供するための備蓄品（以下「備蓄品」という。）およびトイレを帰宅困難者に提供すること。
- (3) 交通機関の復旧情報、道路の被災および復旧に関する情報その他災害関連情報を帰宅困難者に提供すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、帰宅困難者を支援すること。

2 甲は、災害時に甲が緊急的に災害現場付近において現地対策本部や避難所（避難スペース）を開設する必要がある場合に、乙に対して敷地の一部の提供を要請することができる。

3 乙は、前2項の規定により甲から協力要請があった場合は、可能な限り協力するよう努めるものとする。

（建物の名称等）

第3条 一時滞在施設を有する建物（以下「建物」という。）の名称等は、つぎのとおりとする。

- (1) 名称 西武バス株式会社 練馬営業所
- (2) 所在地 東京都練馬区南田中一丁目13番5号

（一時滞在施設の場所等）

第4条 一時滞在施設として乙が提供する施設の場所等は、つぎのとおりとする。

- (1) 場所 西武バス株式会社 練馬営業所 職員用宿舍本館および別館
- (2) 面積 289.5平方メートル（本館 132平方メートル、別館 157.5平方メートル）
- (3) 受入予定人数 100人

（協力要請の手続）

第5条 乙は、第2条第1項および第2項の規定により甲から要請を受けたときは、建物の被害状況を調査し、帰宅困難者等の受入れの可否について速やかに回答するものとする。

2 乙は、帰宅困難者の受入れが可能な場合には、一時滞在施設および敷地内の人目につきやすい場所に一時滞在施設である旨を掲示するものとする。

3 第2条に規定する要請は、要請書（第1号様式）により行うものとする。ただし、時間的な余裕がないとき等は、電話等で要請し、その後速やかに要請書を提出するものとする。

（一時滞在施設に関する情報提供）

第6条 帰宅困難者の円滑な受入れを図るため、甲は、乙から前条第1項の規定により受入可の回答があったときは、練馬区ホームページ、SNS等により一時滞在施設の開設状況等の情報を帰宅困難者に提供する。

（備蓄品）

第7条 備蓄品の品名および数量は、甲乙協議の上定め、乙が用意するものとする。

2 乙は、備蓄品の管理および更新を適切に行うものとする。

（受入期間等）

第8条 乙が帰宅困難者を受け入れる期間は、甲が協力を要請した日から起算して3日間とする。ただし、乙が認めるときは、延長できるものとする。

2 乙が敷地の一部を甲に対して提供する期間は、甲乙協議の上決定する。

(費用負担)

第9条 帰宅困難者等の受入れに係る費用負担は、つぎに掲げるとおりとする。

- (1) 一時滞在施設および関連設備の使用は、無償とする。
- (2) 一時滞在施設等の原状回復に係る費用は、甲の負担とする。
- (3) 備蓄品に係る費用は、乙の負担とする。

2 前項各号に定めのない費用の負担については、甲乙協議の上決定する。

(損害補償)

第10条 甲は、この協定による甲の要請に係る乙の活動に従事する者が死亡し、負傷し、または疾病にかかり、かつ、他の法令等により補償を受けられないときは、練馬区災害応急措置業務従事者および水防従事者に対する損害補償に関する条例（昭和63年3月練馬区条例第11号）の規定に基づき補償する。

(災害時の情報共有)

第11条 甲および乙は、この協定の実施に必要な情報を相互に交換し、情報の共有に努めるものとする。

2 乙は、甲がこの協定の実施に係る情報を関係機関に提供することに同意するものとする。

(秘密保持義務)

第12条 甲および乙は、この協定の履行により直接または間接に知り得た個人情報を第三者に漏らしてはならない。第14条に規定する有効期間が終了した後も同様とする。

(連絡体制等)

第13条 甲および乙は、第2条の規定による要請等を円滑に行うため、連絡責任者等を記載した協定事務担当者名簿（第2号様式）を作成し、相互に通知するものとする。

2 前項に規定する名簿は、毎年度4月中に更新し、相互に通知するものとする。ただし、年度の途中で名簿の内容に変更があった場合は、速やかに名簿を更新し、相手方に通知するものとする。

(協定期間等)

第14条 この協定の有効期間は、この協定の締結の日から令和4年3月31日までとする。

2 前項の有効期間の満了の日の3か月前までに、甲または乙のいずれからこの協定を解除し、または変更する意思表示のないときは、さらに1年間有効期間を延長するものとし、以降もこの例による。

(協議)

第15条 この協定の解釈に疑義が生じた場合およびこの協定に定めのない事項については、その都度、甲乙が誠実に協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書を2通作成し、甲乙記名押印の上、それぞれ1通を保有する。

令和3年12月15日

甲 東京都練馬区豊玉北六丁目12番1号
練馬区

練馬区長 前川 燿 男

乙 埼玉県所沢市久米546番1号
西武バス株式会社

取締役社長 渡邊 一 洋

資料 21-004 災害時における施設の提供等に関する協定書

災害時における施設の提供等に関し、練馬区（以下「甲」という。）と学校法人東京女子学院（以下「乙」という。）との間において、つぎのとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、練馬区内に地震、風水害その他の災害が発生し、または発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）に、甲が行う応急対策業務その他の業務についての乙の協力に関し、必要な事項を定める。

（協力の内容等）

第2条 甲は、災害時に帰宅困難者への応急対策業務等が発生した場合は、つぎに掲げる事項について、乙に対し協力を要請することができる。

- (1) 帰宅困難者の一時的な滞在場所（以下「一時滞在施設」という。）の提供および運営
- (2) 帰宅困難者に提供するための備蓄品（以下「備蓄品」という。）およびトイレを帰宅困難者に提供すること。
- (3) 交通機関の復旧情報、道路の被災および復旧に関する情報その他災害関連情報を帰宅困難者に提供すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、帰宅困難者を支援すること。

2 乙は、前項の規定により甲から協力要請があった場合は、可能な限り協力するよう努めるものとする。

（一時滞在施設）

第3条 一時滞在施設は、つぎのとおりとする。

- (1) 名称および面積 東京女子学院体育館（以下「建物」という。）（1,169平方メートル）
- (2) 所在地 東京都練馬区関町北四丁目16番11号内
- (3) 受入予定人数 300人

（協力要請の手続）

第4条 乙は、第2条第1項の規定により甲から要請を受けたときは、建物の被害状況を調査し、帰宅困難者の受入れの可否について速やかに回答するものとする。

2 乙は、帰宅困難者の受入れが可能な場合には、可能な範囲で最大限これに協力するものとし、一時滞在施設および敷地内の人目につきやすい場所に一時滞在施設である旨を掲示するものとする。

3 第2条第1項に規定する要請は、要請書（第1号様式）により行うものとする。ただし、時間的な余裕がないとき等は、電話等で要請し、その後速やかに要請書を提出するものとする。

（一時滞在施設に関する情報提供等）

第5条 帰宅困難者の円滑な受入れを図るため、甲は、乙から前条第1項の規定により受入可の回答があったときは、練馬区ホームページ、SNS等により一時滞在施設の開設状況等の情報を帰宅困難者に提供する。

（備蓄品）

第6条 備蓄品の品名および数量は、甲乙協議の上定め、乙が用意するものとする。

2 乙は、備蓄品の管理および更新を適切に行うものとする。

（受入期間）

第7条 乙が帰宅困難者を受け入れる期間は、甲が協力を要請した日から起算して3日間とする。ただし、乙が認めるときは、延長できるものとする。

（費用負担）

第8条 帰宅困難者の受入れに係る費用負担は、つぎに掲げるとおりとする。

- (1) 一時滞在施設および関連設備の使用は、無償とする。
- (2) 一時滞在施設等の原状回復に係る費用は、甲の負担とする。
- (3) 備蓄品に係る費用は、乙の負担とする。

2 前項各号に定めのない費用の負担については、甲乙協議の上決定する。

(損害補償)

第9条 甲は、この協定による甲の要請に係る乙の活動に従事する者が死亡し、負傷し、または疾病にかかり、かつ、他の法令等により補償を受けられないときは、練馬区災害応急措置業務従事者および水防従事者に対する損害補償に関する条例（昭和63年3月練馬区条例第11号）の規定に基づき補償する。

(災害時の情報共有)

第10条 甲および乙は、この協定の実施に必要な情報を相互に交換し、情報の共有に努めるものとする。

2 乙は、甲がこの協定の実施に係る情報を関係機関に提供することに同意するものとする。

(秘密保持義務)

第11条 甲および乙は、この協定の履行により直接または間接に知り得た個人情報を第三者に漏らすてはならない。第13条に規定する有効期間が終了した後も同様とする。

(連絡体制等)

第12条 甲および乙は、第2条第1項の規定による要請等を円滑に行うため、連絡責任者等を記載した協定事務担当者名簿（第2号様式）を作成し、相互に通知するものとする。

2 前項に規定する通知は、毎年度4月中に更新し、相互に通知するものとする。ただし、年度の途中で名簿の内容に変更があった場合は、速やかに名簿を更新し、相手方に通知するものとする。

(協定期間等)

第13条 この協定の有効期間は、この協定の締結の日から令和5年3月31日までとする。

2 前項の有効期間の満了の日の3か月前までに、甲または乙のいずれからこの協定を解除し、または変更する意思表示のないときは、さらに1年間有効期間を延長するものとし、以降もこの例による。

(協議)

第14条 この協定の解釈に疑義が生じた場合およびこの協定に定めのない事項については、その都度、甲乙が誠実に協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書を2通作成し、甲乙記名押印の上、それぞれ1通を保有する。

令和4年3月15日

甲 練馬区豊玉北六丁目12番1号
練馬区
練馬区長 前川 燿 男

乙 東京都練馬区関町北四丁目16番11号
学校法人 東京女子学院
理事長 碓田 聖 史

資料 21-005 災害時における施設の提供等に関する協定書

災害時における施設の提供等に関し、練馬区（以下「甲」という。）と学校法人山崎学園（以下「乙」という。）との間において、つぎのとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、練馬区内に地震、風水害その他の災害が発生し、または発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）に、甲が行う応急対策業務その他の業務についての乙の協力に関し、必要な事項を定める。

（協力の内容等）

第2条 甲は、災害時に帰宅困難者への応急対策業務等が発生した場合は、つぎに掲げる事項について、乙に対し協力を要請することができる。

- (1) 帰宅困難者の一時的な滞在場所（以下「一時滞在施設」という。）の提供および運営
- (2) 帰宅困難者に提供するための備蓄品（以下「備蓄品」という。）およびトイレを帰宅困難者に提供すること。
- (3) 交通機関の復旧情報、道路の被災および復旧に関する情報その他災害関連情報を帰宅困難者に提供すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、帰宅困難者を支援すること。

2 乙は、前項の規定により甲から協力要請があった場合は、可能な限り協力するよう努めるものとする。

（建物の名称等）

第3条 一時滞在施設を有する建物（以下「建物」という。）の名称等は、つぎのとおりとする。

- (1) 名称 富士見中学校高等学校
- (2) 所在地 東京都練馬区中村北四丁目8番26号

（一時滞在施設の場所等）

第4条 一時滞在施設として乙が提供する施設の場所等は、つぎのとおりとする。

- (1) 場所 富士見中学校高等学校 体育館
- (2) 面積 1,275平方メートル
- (3) 受入予定人数 300人

（協力要請の手続）

第5条 乙は、第2条第1項の規定により甲から要請を受けたときは、建物の被害状況を調査し、帰宅困難者の受入れの可否について速やかに回答するものとする。

2 乙は、帰宅困難者の受入れが可能な場合には、一時滞在施設および敷地内の人目につきやすい場所に一時滞在施設である旨を掲示するものとする。

3 第2条第1項による要請は、要請書（第1号様式）により行うものとする。ただし、時間的な余裕がないとき等は、電話等で要請し、その後速やかに要請書を提出するものとする。

（一時滞在施設に関する情報提供）

第6条 帰宅困難者の円滑な受入れを図るため、甲は、乙から前条第1項の規定により受入れが可能との回答があったときは、練馬区ホームページ、SNS等により一時滞在施設の開設状況等の情報を帰宅困難者に提供する。

（備蓄品）

第7条 備蓄品の品名および数量は、甲乙協議の上定め、乙が用意するものとする。

2 乙は、備蓄品の管理および更新を適切に行うものとする。

（受入期間等）

第8条 乙が帰宅困難者を受け入れる期間は、甲が協力を要請した日から起算して3日間とする。ただし、乙の承諾を得たときは、当該期間を延長することができる。

（費用負担）

第9条 帰宅困難者の受入れに係る費用負担は、つぎに掲げるとおりとする。

- (1) 一時滞在施設および関連設備の使用は、無償とする。
- (2) 一時滞在施設等の原状回復に係る費用は、甲の負担とする。
- (3) 備蓄品に係る費用は、乙の負担とする。

2 前項各号に定めのない費用の負担については、甲乙協議の上決定する。
(損害補償)

第10条 甲は、この協定による甲の要請に係る乙の活動に従事する者が死亡し、負傷し、または疾病にかかり、かつ、他の法令等により補償を受けられないときは、練馬区災害応急措置業務従事者および水防従事者に対する損害補償に関する条例（昭和63年3月練馬区条例第11号）の規定に基づき補償する。

(災害時の情報共有)

第11条 甲および乙は、この協定の実施に必要な情報を相互に交換し、情報の共有に努めるものとする。

2 乙は、甲がこの協定の実施に係る情報を関係機関に提供することに同意するものとする。

(秘密保持義務)

第12条 甲および乙は、この協定の履行により直接または間接に知り得た個人情報を第三者に漏らすてはならない。第14条に規定する有効期間が終了した後も同様とする。

(連絡体制等)

第13条 甲および乙は、第2条の規定による要請等を円滑に行うため、連絡責任者等を記載した協定事務担当者名簿（第2号様式）を作成し、相互に通知するものとする。

2 前項に規定する名簿は、毎年度4月中に更新し、相互に通知するものとする。ただし、年度の途中に名簿の内容に変更があった場合は、速やかに名簿を更新し、相手方に通知するものとする。

(協定期間等)

第14条 この協定の有効期間は、この協定の締結の日から令和5年3月31日までとする。

2 前項の有効期間の満了の日の3か月前までに、甲または乙のいずれからもこの協定を解除し、または変更する意思表示のないときは、さらに1年間有効期間を延長するものとし、以降もこの例による。

(協議)

第15条 この協定の解釈に疑義が生じた場合またはこの協定に定めのない事項については、その都度、甲乙が誠実に協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書を2通作成し、甲乙記名押印の上、それぞれ1通を保有する。

令和4年9月30日

甲 東京都練馬区豊玉北六丁目12番1号
練馬区
練馬区長 前川 耀 男

乙 東京都練馬区中村北四丁目8番26号
学校法人山崎学園
理事長 小菅 二三恵

資料 21-006 災害時における施設の提供等に関する協定書

災害時における施設の提供等に関し、練馬区（以下「甲」という。）とワーナーブラザース スタジオジャパン合同会社（以下「乙」という。）との間において、つぎのとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、練馬区内に地震、風水害その他の災害が発生し、または発生する恐れがある場合（以下「災害時」という。）に、甲が行う応急対策業務その他の業務についての乙の協力に関し、必要な事項を定める。

（協力の内容等）

第2条 甲は、災害時に帰宅困難者への応急対策業務等が発生した場合は、つぎに掲げる事項について、乙に対し協力を要請することができる。

- (1) 帰宅困難者の一時的な滞在場所（以下「一時滞在施設」という。）の提供および運営
- (2) 帰宅困難者に提供するための備蓄品（以下「備蓄品」という。）およびトイレを帰宅困難者に提供すること。
- (3) 交通機関の復旧情報、道路の被災および復旧に関する情報その他災害関連情報を帰宅困難者に提供すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、帰宅困難者の支援に関すること。

2 乙は、前項の規定により甲から要請を受けたときは、合理的に可能な限り協力するよう努めるものとする。

（一時滞在施設等）

第3条 一時滞在施設等は、つぎのとおりとする。

- (1) 名称および面積 ワーナーブラザーススタジオツアー東京（以下「建物」という。）（48,502平方メートル）
- (2) 所在地 東京都練馬区春日町一丁目1番7号
- (3) 受入予定人数 300人

（協力要請の手続）

第4条 乙は、第2条第1項の規定により甲から要請を受けたときは、建物の被害状況を調査し、帰宅困難者の受入れの可否について速やかに回答するものとする。

2 乙は、帰宅困難者の受入れが可能な場合には、一時滞在施設および敷地内の人目につきやすい場所に一時滞在施設である旨を掲示するものとする。

3 第2条第1項の規定による要請は、要請書（第1号様式）により行うものとする。ただし、時間的な余裕がないとき等は、電話等で要請し、その後速やかに要請書を提出するものとする。

（一時滞在施設に関する情報提供）

第5条 帰宅困難者の円滑な受入れを図るため、甲は、乙から前条第1項の規定により受入れが可能との回答があったときは、練馬区ホームページ、SNS等により一時滞在施設の開設状況等の情報を周知する。

（備蓄品）

第6条 備蓄品の品名および数量は、甲乙協議の上定め、乙が用意するものとする。

2 乙は、備蓄品の管理および更新を適切に行うものとする。

（受入期間）

第7条 乙が帰宅困難者を受け入れる期間は、甲が協力を要請した日から起算して3日間とする。ただし、乙が認めるときは、延長できるものとする。

（費用負担）

第8条 帰宅困難者の受入れに係る費用負担は、つぎに掲げるとおりとする。

- (1) 一時滞在施設および関連設備の使用は、無償とする。
- (2) 一時滞在施設等の原状回復に係る費用は、甲の負担とする。
- (3) 備蓄品に係る費用は、乙の負担とする。

2 前項各号に定めのない費用の負担については、甲乙協議の上決定する。

(損害補償)

第9条 甲は、この協定による甲の要請に係る乙の活動に従事する者が死亡し、負傷し、または疾病にかかり、かつ、他の法令等により補償を受けられないときは、練馬区災害応急措置従事者および水防従事者に対する損害補償に関する条例（昭和63年3月練馬区条例第11号）の規定に基づき補償する。

(災害時の情報共有)

第10条 甲および乙は、この協定の実施に必要な情報を相互に交換し、情報の共有に努めるものとする。

2 乙は、甲がこの協定の実施に係る情報を関係機関に提供することに同意するものとする。

(秘密保持義務)

第11条 甲および乙は、この協定の履行により直接または間接に知り得た個人情報を第三者に漏らしてはならない。第13条に規定する有効期間が終了した後も同様とする。

(連絡体制等)

第12条 甲および乙は、第2条第1項の規定による要請等を円滑に行うため、連絡責任者等を記載した協定事務担当者名簿（第2号様式）を作成し、相互に通知するものとする。

2 前項に規定する名簿は、毎年度4月中に更新し、相互に通知するものとする。ただし、年度の途中で名簿の内容に変更があった場合は、速やかに名簿を更新し、相手方に通知するものとする。

(協定期間等)

第13条 この協定の有効期間は、この協定の締結の日から令和7年3月31日までとする。

2 前項の有効期間の満了の日の3か月前までに、甲または乙のいずれかからもこの協定を解除し、または変更する意思表示のないときは、さらに1年間有効期間を延長するものとし、以降もこの例による。

(協議)

第14条 この協定の解釈に疑義が生じた場合またはこの協定に定めのない事項については、その都度、甲乙が誠実に協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書を2通作成し、甲乙記名押印の上、それぞれ1通を保有する。

令和6年2月29日

東京都練馬区豊玉北六丁目12番1号
甲 練馬区
練馬区長 前川 燿 男

東京都練馬区春日町一丁目1番7号
乙 ワーナーブラザーズ スタジオジャパン合同会社
代表社員 WBスタジオエンタープライゼスインク
職務執行者 高橋 雅 美

資料 22-001 災害廃棄物の共同処理等に関する協定

〇〇（以下「各区等」という。）は、災害時において東京 2 3 区内で発生する災害廃棄物の共同処理等に関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第 1 条 この協定は、東京 2 3 区内に甚大な被害をもたらす地震、水害その他の災害が発生した場合（以下「災害時」という。）に、各区等で共同処理体制を構築し、災害廃棄物の円滑かつ迅速な処理を行うために必要な事項を定めることを目的とする。

（定義）

第 2 条 この協定における次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- （1）災害廃棄物 災害時に発生したがれき、生活ごみ、し尿その他災害に起因する廃棄物
- （2）二次仮置場 各区が設置する一次仮置場の災害廃棄物を集積し、再度分別した後、破砕、焼却等の処理をするまでの間、保管するための施設
- （3）仮設処理施設 災害廃棄物を応急処理するために設置する仮設の焼却炉及び破砕選別施設。原則として二次仮置場に併設して設置する。
- （4）広域処理 東京 2 3 区内で処理しきれない災害廃棄物を、東京 2 3 区外の廃棄物処理施設で処理すること

（初動本部の設置）

第 3 条 各区等は、発災後数日間（以下「初動期」という。）における各区等の情報収集等を迅速に行うため、特別区災害廃棄物処理初動本部（以下「初動本部」という。）を設置する。

- 2 初動本部に本部長を置き、本部長は、特別区清掃リサイクル主管課長会会長をもって充てる。
- 3 初動本部は、次に掲げる事項に該当する場合、発災後 1 週間を目途に本部長の招集により設置する。
 - （1）東京 2 3 区内の 1 か所以上で震度 6 弱以上が観測された場合
 - （2）本部長が、特に必要があると認め、特別区清掃主管部長会会長と協議し、初動本部設置が適当と判断した場合
- 4 各区等は、特段の事情がある場合を除き、初動本部が設置された場合、速やかに従事職員を選定する。
- 5 初動本部は、東京区政会館に設置する。ただし、東京区政会館が使用できない場合は、各区等で協議の上、決定する。
- 6 初動本部の解散については、各区等で協議の上、決定する。

（初動本部の役割）

第 4 条 初動本部の役割は、次に掲げる事項とする。

- （1）各区等の被害情報の集約及び共有に関すること。
- （2）次条に定める特別区災害廃棄物処理対策本部の設置準備に関すること。

（対策本部の設置）

第 5 条 災害廃棄物の共同処理を円滑に行うため、特別区災害廃棄物処理対策本部（以下「対策本部」という。）を設置する。

- 2 対策本部に本部長を置き、本部長は、特別区清掃主管部長会会長をもって充てる。
- 3 対策本部は、本部長の招集により設置する。
- 4 各区等は、特段の事情がある場合を除き、対策本部が設置された場合、速やかに従事職員を選定する。
- 5 対策本部は、東京区政会館に設置する。ただし、東京区政会館が使用できない場合は、各区等で協議の上、決定する。
- 6 対策本部の解散については、各区等で協議の上、決定する。

（対策本部の役割）

第 6 条 対策本部の役割は、次に掲げる事項とする。

- （1）災害廃棄物の共同処理における基本方針及び基本施策の策定に関すること。
- （2）関係者間の情報の収集、整理及び共有化に関すること。
- （3）車両の配車（東京二十三区清掃協議会が担任する事務を除く。）並びに二次仮置場及び仮設処理施設等への搬入の調整に関すること。
- （4）二次仮置場及び仮設処理施設の設置及び運営の調整に関すること。

- (5) 民間施設での処理及び広域処理の調整に関すること。
 - (6) 共同処理に係る国庫補助の調整に関すること。
 - (7) 前各号のほか、災害廃棄物の共同処理の調整に関すること。
- (費用の負担)

第7条 初動本部及び対策本部の事務の管理及び執行に要した費用の負担については、各区等で協議の上、決定する。

(従事職員の身分の取扱い)

第8条 初動本部及び対策本部に従事する職員の身分の取扱いについては、各区等で協議の上、決定する。

(平常時の措置)

第9条 各区等は、この協定が災害時に有効に機能するため、平常時に相互の情報交換、初動期の訓練及び災害廃棄物対策に関する調査、研究等に努める。

(実施細目の作成)

第10条 この協定の円滑な実施を図るため、各区等の協議により実施細目を定める。

2 各区等は、前項の実施細目を適宜改定し、災害時の実務に支障をきたすことがないように努める。

(その他)

第11条 この協定に疑義が生じた場合又はこの協定に定めのない事項が生じた場合は、各区等で協議の上、決定する。

この協定の締結を証するため、本書24通を作成し、記名押印の上、各自1通を保有する。

令和2年 4月 1日

○○○○○
○○○○
代表者 ○○ ○ ○ ○ ○

※協定締結団体は以下のとおり（代表者、住所は省略）。

千代田区、中央区、港区、新宿区、文京区、台東区、墨田区、江東区、品川区、目黒区、大田区、世田谷区、渋谷区、中野区、杉並区、豊島区、北区、荒川区、板橋区、練馬区、足立区、葛飾区、江戸川区、東京二十三区清掃一部事務組合

資料 22-002 災害時における災害廃棄物の収集及び運搬に関する協定

〇〇（以下「甲」と総称する。）と〇〇（以下「乙」という。）は、災害時において東京 2 3 区内から発生する災害廃棄物の収集及び運搬に関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第 1 条 この協定は、東京 2 3 区内に甚大な被害をもたらす地震、水害その他の災害が発生した場合（以下「災害時」という。）、甲が乙に要請する災害廃棄物の収集及び運搬の協力に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（定義）

第 2 条 この協定において対象となる災害廃棄物とは、災害時に発生したがれき、生活ごみその他災害に起因する廃棄物をいう。

（協力の要請）

第 3 条 甲は、災害時において乙の協力が必要であると認めるときは、次に掲げる事項について乙に対し協力を要請することができる。

（1）災害廃棄物の収集及び運搬

（2）前号に伴い必要となる事項

2 甲は、前項各号に掲げる事項に係る協力（以下「協力」という。）を要請する場合は、文書により行う。

ただし、緊急時においては、口頭により要請し、事後において文書により行うことができる。

（協力の実施）

第 4 条 乙は、前条の規定による要請があった場合、協力を実施する。ただし、協力要請の受諾の前後にかかわらず、乙が被災等により協力が困難と判断した場合は、この限りでない。

2 乙が、甲の要請がある前に協力を実施する場合は、第 7 条に規定する甲への報告をもって、甲の要請に基づき行われたものとする。

（情報の提供等）

第 5 条 甲は、協力が円滑に得られるように、東京 2 3 区内の被害状況、復旧状況その他必要な情報を乙に提供する。

2 乙は、災害時において乙に加盟する事業者等の被害状況、災害廃棄物の収集及び運搬状況等を甲に報告する。

（協力の期間）

第 6 条 甲が乙に要請する協力の期間は、甲乙協議の上、決定する。

（報告）

第 7 条 乙が協力を実施した場合は、事後速やかに甲に報告書を提出する。

（費用の負担）

第 8 条 乙の協力に要した費用は、甲が負担する。

2 甲が負担する費用の額は、甲乙協議の上、決定する。

（守秘義務）

第 9 条 甲は、協力の実施中に第 5 条第 2 項の規定により知り得た情報について、甲のそれぞれの条例に基づき適切に取り扱うものとする。

2 乙は、協力の実施中に第 5 条第 1 項の規定により知り得た情報について、甲の承諾を得ずに、本協定の目的以外に使用してはならない。

（損害賠償）

第 10 条 甲又は乙は、この協定に基づき実施した事項に関して、相手方又は第三者に損害を与えたときは、それぞれの責めに帰すべき事由に応じて、その賠償の責任を負うものとする。ただし、やむを得ない事情により損害が生じた場合は、甲乙協議の上、処理するものとする。

（連絡窓口）

第 11 条 この協定に基づく協力に係る連絡窓口は、甲においては災害発生後に設置する特別区災害廃棄物処理初動本部又は特別区災害廃棄物処理対策本部とし、乙においては一般社団法人 東京環境保全協会事務局とする。

(協定の有効期間等)

第12条 この協定の有効期間は、この協定の締結の日から1年間とする。ただし、この協定の有効期間満了の日の3月前までに甲又は乙から何ら申出がないときは、この協定の有効期間は翌日から同一の内容をもって更に1年間延長されるものとし、以後も同様とする。

2 前項の規定にかかわらず、甲及び乙は、協議の上、この協定を解除することができる。

(実施細目の作成)

第13条 この協定の円滑な実施を図るため、甲乙協議の上、実施細目を定める。

2 甲又は乙は、前項の実施細目を適宜改定し、災害時の実務に支障をきたすことのないように努める。

(その他)

第14条 この協定の解釈に疑義が生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については、甲乙協議の上、決定する。

この協定の締結を証するため、本書24通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

令和2年 4月 1日

○○○○○
甲 ○○○○
代表者 ○○ ○ ○ ○ ○

○○○○○
乙 ○○○○
代表者 ○○ ○ ○ ○ ○

※甲については以下のとおり（代表者、住所は省略）。

千代田区、中央区、港区、新宿区、文京区、台東区、墨田区、江東区、品川区、目黒区、大田区、世田谷区、渋谷区、中野区、杉並区、豊島区、北区、荒川区、板橋区、練馬区、足立区、葛飾区、江戸川区
--

※乙（協定締結先）については以下のとおり

No.	協定事業者	代表者	住所
1	一般社団法人東京環境保全協会	会長 田口 勝久	千代田区九段北一丁目6番4号
2	東京廃棄物事業協同組合	理事長 豊城 勇一	新宿区高田馬場一丁目28番10号

資料 22-003 災害時における災害廃棄物の処理、処分等に関する協定

〇〇（以下「甲」と総称する。）と〇〇（以下「乙」という。）は、災害時において東京 2 3 区内から発生する災害廃棄物の処理、処分等に関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第 1 条 この協定は、東京 2 3 区内に甚大な被害をもたらす地震、水害その他の災害が発生した場合（以下「災害時」という。）、甲が乙に要請する災害廃棄物の処理、処分等の協力に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（定義）

第 2 条 この協定における次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- （1）災害廃棄物 災害時に発生したがれき、生活ごみその他災害に起因する廃棄物
- （2）仮置場 各区が設置する一次仮置場の災害廃棄物を集積し、再度分別した後、破碎、焼却等の処理をするまでの間、保管するため、原則として東京 2 3 区が共同して設置する「二次仮置場」

（協力の要請）

第 3 条 甲は、災害時において乙の協力が必要であると認めるときは、次に掲げる事項について乙に対し協力を要請することができる。

- （1）災害廃棄物の撤去
- （2）災害廃棄物の収集及び運搬
- （3）災害廃棄物の処理及び処分
- （4）災害廃棄物の仮置場の造成及び監理
- （5）前各号に伴い必要となる事項

2 甲は、前項各号に掲げる事項に係る協力（以下「協力」という。）を要請する場合は、文書により行う。ただし、緊急時においては、口頭により要請し、事後において文書により行うことができる。

（協力の実施）

第 4 条 乙は、前条の規定による要請があった場合、協力を実施する。ただし、協力要請の受諾の前後にかかわらず、乙が被災等により協力が困難と判断した場合は、この限りでない。

2 乙が、甲の要請がある前に協力を実施する場合は、第 7 条に規定する甲への報告をもって、甲の要請に基づき行われたものとする。

（情報の提供等）

第 5 条 甲は、協力が円滑に得られるように、東京 2 3 区内の被害状況、復旧状況その他必要な情報を乙に提供する。

2 乙は、災害時において乙に加盟する事業者等の被害状況、災害廃棄物の処理状況等を甲に報告する。

（協力の期間）

第 6 条 甲が乙に要請する協力の期間は、甲乙協議の上、決定する。

（報告）

第 7 条 乙が協力を実施した場合は、事後速やかに甲に報告書を提出する。

（費用の負担）

第 8 条 乙の協力を要した費用は、甲が負担する。

2 甲が負担する費用の額は、甲乙協議の上、決定する。

（守秘義務）

第 9 条 甲は、協力の実施中に第 5 条第 2 項の規定により知り得た情報について、甲のそれぞれの条例に基づき適切に取り扱うものとする。

2 乙は、協力の実施中に第 5 条第 1 項の規定により知り得た情報について、甲の承諾を得ずに、本協定の目的以外に使用してはならない。

（損害賠償）

第 10 条 甲又は乙は、この協定に基づき実施した事項に関して、相手方又は第三者に損害を与えたときは、それぞれの責めに帰すべき事由に応じて、その賠償の責任を負うものとする。ただし、やむを得ない事情により損害が生じた場合は、甲乙協議の上、処理するものとする。

(連絡窓口)

第11条 この協定に基づく協力に係る連絡窓口は、甲においては災害発生後に設置する特別区災害廃棄物処理初動本部又は特別区災害廃棄物処理対策本部とし、乙においては一般社団法人 東京都産業資源循環協会事務局とする。

(協定の有効期間等)

第12条 この協定の有効期間は、この協定の締結の日から1年間とする。ただし、この協定の有効期間満了の日の3月前までに甲又は乙から何ら申出がないときは、この協定の有効期間は翌日から同一の内容をもって更に1年間延長されるものとし、以後も同様とする。

2 前項の規定にかかわらず、甲及び乙は、協議の上、この協定を解除することができる。

(実施細目の作成)

第13条 この協定の円滑な実施を図るため、甲乙協議の上、実施細目を定める。

2 甲又は乙は、前項の実施細目を適宜改定し、災害時の実務に支障をきたすことのないように努める。

(その他)

第14条 この協定の解釈に疑義が生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については、甲乙協議の上、決定する。

この協定の締結を証するため、本書25通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

令和2年 4月 1日

○○○○○
甲 ○○○○
代表者 ○○ ○ ○ ○ ○

○○○○○
乙 ○○○○
代表者 ○○ ○ ○ ○ ○

※甲については以下のとおり（代表者、住所は省略）。

千代田区、中央区、港区、新宿区、文京区、台東区、墨田区、江東区、品川区、目黒区、大田区、世田谷区、渋谷区、中野区、杉並区、豊島区、北区、荒川区、板橋区、練馬区、足立区、葛飾区、江戸川区、東京二十三区清掃一部事務組合

※乙（協定締結先）については以下のとおり

No.	協定事業者	代表者	住所
1	一般社団法人 東京都産業資源循環協会	会長 高橋 俊美	千代田区内神田一丁目9番13号
2	一般社団法人東京都中小建設業協会	会長 山口 巖	新宿区新宿二丁目10番7号

資料 22-004 災害時におけるし尿の収集及び運搬に関する協定

〇〇（以下「甲」と総称する。）と〇〇（以下「乙」という。）は、災害時において東京 2 3 区内から発生するし尿の収集及び運搬に関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第 1 条 この協定は、東京 2 3 区内に甚大な被害をもたらす地震、水害その他の災害が発生した場合（以下「災害時」という。）、甲が乙に要請するし尿の収集及び運搬の協力に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（協力の要請）

第 2 条 甲は、災害時において乙の協力が必要であると認めるときは、次に掲げる事項について乙に対し協力を要請することができる。

（1）し尿の収集及び運搬

（2）前号に伴い必要となる事項

2 甲は、前項各号に掲げる事項に係る協力（以下「協力」という。）を要請する場合は、文書により行う。ただし、緊急時においては、口頭により要請し、事後において文書により行うことができる。

（協力の実施）

第 3 条 乙は、前条の規定による要請があった場合、協力を実施する。ただし、協力要請の受諾の前後にかかわらず、乙が被災等により協力が困難と判断した場合は、この限りでない。

2 乙が、甲の要請がある前に協力を実施する場合は、第 6 条に規定する甲への報告をもって、甲の要請に基づき行われたものとする。

（情報の提供等）

第 4 条 甲は、協力が円滑に得られるように、東京 2 3 区内の被害状況、復旧状況その他必要な情報を乙に提供する。

2 乙は、災害時において乙に加盟する事業者等の被害状況、し尿の収集及び運搬状況等を甲に報告する。

（協力の期間）

第 5 条 甲が乙に要請する協力の期間は、甲乙協議の上、決定する。

（報告）

第 6 条 乙が協力を実施した場合は、事後速やかに甲に報告書を提出する。

（費用の負担）

第 7 条 乙の協력에要した費用は、甲が負担する。

2 甲が負担する費用の額は、甲乙協議の上、決定する。

（守秘義務）

第 8 条 甲は、協力の実施中に第 4 条第 2 項の規定により知り得た情報について、甲のそれぞれの条例に基づき適切に取り扱うものとする。

2 乙は、協力の実施中に第 4 条第 1 項の規定により知り得た情報について、甲の承諾を得ずに、本協定の目的以外に使用してはならない。

（損害賠償）

第 9 条 甲又は乙は、この協定に基づき実施した事項に関して、相手方又は第三者に損害を与えたときは、それぞれの責めに帰すべき事由に応じて、その賠償の責任を負うものとする。ただし、やむを得ない事情により損害が生じた場合は、甲乙協議の上、処理するものとする。

（連絡窓口）

第 10 条 この協定に基づく協力に係る連絡窓口は、甲においては災害発生後に設置する特別区災害廃棄物処理初動本部又は特別区災害廃棄物処理対策本部とし、乙においては一般社団法人 東京環境保全協会事務局とする。

（協定の有効期間等）

第 11 条 この協定の有効期間は、この協定の締結の日から 1 年間とする。ただし、この協定の有効期間満了の日の 3 月前までに甲又は乙から何ら申出がないときは、この協定の有効期間は翌日から同一の内容をもって更に 1 年間延長されるものとし、以後も同様とする。

2 前項の規定にかかわらず、甲及び乙は、協議の上、この協定を解除することができる。

(実施細目の作成)

第12条 この協定の円滑な実施を図るため、甲乙協議の上、実施細目を定める。

2 甲又は乙は、前項の実施細目を適宜改定し、災害時の実務に支障をきたすことのないように努める。

(その他)

第13条 この協定の解釈に疑義が生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については、甲乙協議の上、決定する。

この協定の締結を証するため、本書24通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

令和2年 4月 1日

○○○○○
甲 ○○○○
代表者 ○○ ○ ○ ○ ○

○○○○○
乙 ○○○○
代表者 ○○ ○ ○ ○ ○

※甲については以下のとおり（代表者、住所は省略）。

千代田区、中央区、港区、新宿区、文京区、台東区、墨田区、江東区、品川区、目黒区、大田区、世田谷区、渋谷区、中野区、杉並区、豊島区、北区、荒川区、板橋区、練馬区、足立区、葛飾区、江戸川区
--

※乙（協定締結先）については以下のとおり

No.	協定事業者	代表者	住所
1	一般社団法人東京環境保全協会	会長 田口 勝久	千代田区九段北一丁目6番4号
2	東京廃棄物事業協同組合	理事長 豊城 勇一	新宿区高田馬場一丁目28番10号

資料 22-005 災害時におけるし尿の処理、処分等に関する協定

〇〇（以下「甲」と総称する。）と〇〇（以下「乙」という。）は、災害時において東京 2 3 区内から発生するし尿の処理、処分等に関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第 1 条 この協定は、東京 2 3 区内に甚大な被害をもたらす地震、水害その他の災害が発生した場合（以下「災害時」という。）、甲が乙に要請するし尿の処理、処分等の協力に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（協力の要請）

第 2 条 甲は、災害時において乙の協力が必要であると認めるときは、次に掲げる事項について乙に対し協力を要請することができる。

- （1）し尿の受入れ並びに処理及び処分
- （2）前号に伴い必要となる事項

2 甲は、前項各号に掲げる事項に係る協力（以下「協力」という。）を要請する場合は、文書により行う。ただし、緊急時においては、口頭により要請し、事後において文書により行うことができる。

（協力の実施）

第 3 条 乙は、前条の規定による要請があった場合、協力を実施する。ただし、協力要請の受諾の前後にかかわらず、乙が被災等により協力が困難と判断した場合は、この限りでない。

2 乙が、甲の要請がある前に協力を実施する場合は、第 6 条に規定する甲への報告をもって、甲の要請に基づき行われたものとする。

（情報の提供等）

第 4 条 甲は、協力が円滑に得られるように、東京 2 3 区内の被害状況、復旧状況その他必要な情報を乙に提供する。

2 乙は、災害時において乙の管理する施設の被害状況、し尿の処理状況等を甲に報告する。

（協力の期間）

第 5 条 甲が乙に要請する協力の期間は、甲乙協議の上、決定する。

（報告）

第 6 条 乙が協力を実施した場合は、事後速やかに甲に報告書を提出する。

（費用の負担）

第 7 条 乙の協力を要した費用は、甲が負担する。

2 甲が負担する費用の額は、甲乙協議の上、決定する。

（守秘義務）

第 8 条 甲は、協力の実施中に第 4 条第 2 項の規定により知り得た情報について、甲のそれぞれの条例に基づき適切に取り扱うものとする。

2 乙は、協力の実施中に第 4 条第 1 項の規定により知り得た情報について、甲の承諾を得ずに、本協定の目的以外に使用してはならない。

（損害賠償）

第 9 条 甲又は乙は、この協定に基づき実施した事項に関して、相手方又は第三者に損害を与えたときは、それぞれの責めに帰すべき事由に応じて、その賠償の責任を負うものとする。ただし、やむを得ない事情により損害が生じた場合は、甲乙協議の上、処理するものとする。

（連絡窓口）

第 10 条 この協定に基づく協力に係る連絡窓口は、甲においては災害発生後に設置する特別区災害廃棄物処理初動本部又は特別区災害廃棄物処理対策本部とし、乙においては株式会社 京葉興業とする。

（協定の有効期間等）

第 11 条 この協定の有効期間は、この協定の締結の日から 1 年間とする。ただし、この協定の有効期間満了の日の 3 月前までに甲又は乙から何ら申出がないときは、この協定の有効期間は翌日から同一の内容をもって更に 1 年間延長されるものとし、以後も同様とする。

2 前項の規定にかかわらず、甲及び乙は、協議の上、この協定を解除することができる。

(実施細目の作成)

第12条 この協定の円滑な実施を図るため、甲乙協議の上、実施細目を定める。

2 甲又は乙は、前項の実施細目を適宜改定し、災害時の実務に支障をきたすことのないように努める。
(その他)

第13条 この協定の解釈に疑義が生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については、甲乙協議の上、決定する。

この協定の締結を証するため、本書25通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

令和2年 4月 1日

○○○○○
甲 ○○○○
代表者 ○○ ○ ○ ○ ○

○○○○○
乙 ○○○○
代表者 ○○ ○ ○ ○ ○

※甲については以下のとおり（代表者、住所は省略）。

千代田区、中央区、港区、新宿区、文京区、台東区、墨田区、江東区、品川区、目黒区、大田区、世田谷区、渋谷区、中野区、杉並区、豊島区、北区、荒川区、板橋区、練馬区、足立区、葛飾区、江戸川区、東京二十三区清掃一部事務組合

※乙（協定締結先）については以下のとおり

No.	協定事業者	代表者	住所
1	株式会社京葉興業	代表取締役 鈴木 宏和	江戸川区篠崎町一丁目2番6号
2	株式会社太陽油化	代表取締役 石田 太平	板場区三園二丁目12番2号

資料 22-006 し尿の収集、運搬および搬入に関する協定書

練馬区が収集するし尿に関し、練馬区を「甲」、中野運輸株式会社を「乙」とし、甲および乙間において、つぎの条項により協定を締結する。

(目的)

第1条 本協定は、甲が管轄する区域内（以下「区域内」という。）の家庭系し尿（以下「し尿」という。）を乙が収集し、運搬を行い、および搬入場所に搬入（以下「収集等」という。）することについて、必要な事項を定め、生活環境および公衆衛生の向上を図り、もって区民の健康で快適な生活を確保することを目的とする。

(実施内容)

第2条 乙は、甲が毎年度作成する作業計画および本協定に基づいて、区域内のし尿を収集し、その運搬を行う。

2 乙は、甲が毎年度作成する作業計画に基づき、区域内で収集したし尿を甲が指定する搬入場所へ速やかに搬入する。

(事故の防止等)

第3条 乙は、収集等に当たって安全対策に万全を期さなければならない。

2 乙は、事故等が発生した場合は、速やかに適切な措置を講ずるとともに、直ちに甲へ報告しなければならない。

3 事故により発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む。）については、甲乙が協議の上、負担費用を決定するものとする。

(住民への対応)

第4条 収集等の実施により生じた住民などからの苦情等については、甲乙が協議の上、対応するものとする。

(災害等における対応)

第5条 区域内に甚大な被害をもたらす地震、水害その他の災害（以下「大規模災害」という。）が発生し、し尿の処理について区民の生活衛生が保全できない場合は、甲は乙と協議した後、「練馬区地域防災計画」に基づき、速やかに生活衛生の保全を行うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、乙は、区民の生活衛生の保全上、必要があると判断した場合は、自主的にし尿の処理を行うことができる。

3 乙は、前項の規定によりし尿の処理を行った場合は、事後速やかに書面により甲に報告する。

4 大規模災害等の発生に備え、甲乙が協議の上訓練等を実施し、万全を期すものとする。

(協定金額等)

第6条 し尿の収集等に関する協定に係る金額および仕様については、年度ごとに甲乙が協議の上、決定するものとする。

2 前条第1項および第2項の規定によるし尿の処理に当たって乙が要した費用は、甲が負担するものとする。

3 前項の規定により甲が負担する費用の額は、大規模災害等の発生直前の適正な価格を基準として、甲乙協議の上決定するものとする。

(協定期間)

第7条 本協定の期間は、平成29年4月1日から平成30年3月31日までとする。

2 前項の期間満了日の3か月前までに甲乙いずれからも協定の解除または変更の申出がない場合は、本協定の期間を期間満了日からさらに1年間延長するものとし、その後も同様とする。

(個人情報の保護)

第8条 乙は、本協定に基づき尿の収集等の履行中に得た個人情報を甲以外の者に漏らしてはならない。
ただし、個人の生命または財産の保護のために相当の理由がある場合はその限りではない。

(協議)

第9条 この協定に定めのない事項およびこの協定の解釈に疑義が生じた場合は、甲乙協議の上決定するものとする。

2 この協定は、甲乙の同意に基づき必要に応じて随時改定するものとする。

甲および乙は、本書を2部作成し、それぞれ記名押印の上、その1部を保有する。

平成29年 2月 20日

東京都練馬区豊玉北六丁目12番1号
甲 練馬区
練馬区長 前 川 耀 男

東京都中野区丸山一丁目2番1号
乙 中野運輸株式会社
代表取締役 松 原 軍 次

資料 22-007 災害時における清掃リサイクル事業の応急業務に関する協定書

練馬区（以下「甲」という。）と公益財団法人練馬区環境まちづくり公社（以下「乙」という。）は、災害時における清掃リサイクル事業の応急業務に関し、つぎのとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時における清掃リサイクル事業の応急業務について、甲および乙の協力体制を確立することを目的とする。

（災害時の定義）

第2条 この協定において「災害時」とは、地震など自然災害等によって区民生活に甚大な被害が発生し、または発生するおそれのある場合をいう。

（協力要請）

第3条 災害時において、甲は乙に対して清掃リサイクル事業の応急業務の協力を要請することができる。

（協力内容）

第4条 乙は、前条の甲の要請に基づき、協力して応急業務に取り組み、被害から早期復興に寄与するものとする。

2 応急業務の内容は、つぎに掲げるものとする。

- (1) 戸別訪問収集対象者の安否確認（清掃事業見守りサービス）
- (2) 災害廃棄物の応急収集業務
- (3) その他甲乙協議の上、決定した業務

（費用負担）

第5条 災害時の対応に必要な資器材および消耗品の提供に係る費用については、甲が負担し、その他の災害対応に必要な費用については、甲乙協議の上、決定する。

（損害補償）

第6条 この協定に基づく災害時の業務に従事した者が、その業務により死亡し、負傷し、または疾病にかかり、他の法令等により補償を受けられないときは、練馬区災害応急措置業務従事者および水防従事者に対する損害補償に関する条例（昭和63年3月練馬区条例第11号）の規定に基づき、甲が補償する。

（訓練等）

第7条 甲および乙は、平時から相互に情報を交換するとともに、乙は甲が実施する防災訓練等に参加するよう努めるものとする。

（協定の期間および更新）

第8条 この協定の期間は、協定の締結日から平成31年3月31日までとする。

2 前項の期間満了の日の3か月前までに、甲または乙のいずれからも解除または変更する申出がないときは、この協定の期間を更に1年延長するものとし、以後も同様とする。

（協議）

第9条 この協定に定めのない事項およびこの協定の解釈について疑義が生じたときは、甲乙協議のうえ決定する。

甲と乙は、本協定書を2通作成し、それぞれ記名押印のうえ各1通を保有する。

平成30年3月26日

甲 東京都練馬区豊玉北六丁目12番1号

練馬区長 前川 燿 男

乙 東京都練馬区豊玉北五丁目29番8号 練馬センタービル8階
公益財団法人練馬区環境まちづくり公社

理事長 乾 嘉 行

資料 23-001 災害時における練馬区と郵便局との相互協力に関する覚書

練馬区（以下「甲」という。）と練馬郵便局、石神井郵便局、大泉郵便局および光が丘郵便局（以下「乙」という。）は、練馬区内に発生した地震その他の災害時において、甲および乙が相互に協力し、必要な対応を円滑に遂行するために、つぎのとおり覚書を締結する。

（用語の定義）

第1条 この覚書において、「災害」とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定める災害をいう。

（協力要請）

第2条 甲および乙は、練馬区内に災害が発生し、つぎの事項について必要が生じた場合は、相互に協力を要請することができる。

- (1) 甲が所有または管理する施設および用地を提供すること。
- (2) 乙が所有する車両等を緊急連絡用車両等として提供すること。
- (3) 乙が所有し、または管理する施設および用地を物資集積場所等として利用すること。
- (4) 避難場所に臨時の郵便差出箱を設置すること。
- (5) 被災者の避難先および被災状況の情報を相互に提供すること。
- (6) その他、前項に定めのない事項で協力できること。

（協力の実施等）

第3条 甲または乙は、前条の規定による要請を受けたときは、可能な範囲において、これに協力する。

2 要請は文書をもって行う。ただし、文書によるいとまがないときは、口頭で要請し、後日、文書をもって処理する。

（経費の負担）

第4条 第2条に規定する協力要請に対して、協力した者が要した経費については、法令その他に別段の定めがあるものを除くほか、適正な方法により算出した金額を要請したものが負担する。

（災害情報連絡体制の整備）

第5条 甲および乙は、安否情報等の連絡体制を整備するため、その方策について協議する。

（情報の交換）

第6条 甲および乙は、相互の防災計画の状況について、協力要請事項に関し、必要に応じて情報の交換を行う。

（連絡責任者）

第7条 この覚書に関する連絡責任者は、甲においては練馬区総務部防災課長、乙においては練馬郵便局総務課長とする。

（協議）

第8条 この覚書に定めがない時候およびこの覚書に関し疑義が生じた場合は、甲、乙が協議のうえ決定する。

（有効期間および更新）

第9条 この覚書の有効期間は、平成10年1月26日から平成11年3月31日までとする。ただし、期間満了の日の2ヶ月前までに甲または乙からの書面による解除の申出がないときは、更に1年間延長されたものとし、以後はこの例による。

上記の覚書の証として、本書5通を作成し、甲、乙が記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成10年1月26日

甲 東京都練馬区豊玉北6丁目12番1号
練馬区長 岩波 三郎

乙 東京都練馬区豊玉北6丁目4番2号
練馬郵便局長 塚越 邦夫

東京都練馬区石神井台3丁目3番7号
石神井郵便局長 村松 正隆

東京都練馬区大泉学園町4丁目20番23号
大泉郵便局長 深谷 行雄

東京都練馬区光が丘2丁目9番7号
光が丘郵便局長 平野 雅俊

- ※ 日本郵便株式会社が本協定を承継
- ※ 第7条「練馬区総務部防災課長」は令和6年3月現在「練馬区危機管理室防災計画課長」の職にある者とする
- ※ 第7条「練馬郵便局総務課長」は令和6年3月現在「練馬郵便局総務部長」の職にある者とする

資料 23-002 災害時における相互協力に関する基本協定

練馬区（以下「甲」という。）と東京電力パワーグリッド株式会社荻窪支社（以下「乙」という。）は、自然災害の発生に伴う停電が発生した場合または発生するおそれがある場合において、早期の復旧を実現するため、相互に協力するものとし、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「災対法」という。）および練馬区地域防災計画に基づき、甲は住民の生命・財産の保護、生活支援の役割を担うこと、乙は電力の早期復旧の役割を担うことを相互に確認し、災害時における、甲および乙の協力関係構築に資する事項を定め、地域の防災力を高めることを目的に締結する。

（連絡体制等）

第2条 甲および乙は、災害時の連携を図るため、直通電話の設置等、連絡体制を確立する。

2 甲および乙は、甲乙協議の上、甲の職員を乙に、または乙の職員を甲に派遣できるものとする。

（情報連携）

第3条 甲および乙は、災害時における電力の早期回復を図るため、つぎに掲げるところにより、情報を相互に提供する。

- (1) 甲は、復旧を優先すべき重要施設（ライフラインの迅速な復旧が求められる施設等）のリストを作成し、更新の都度、乙に対し、当該リストを提供する。
- (2) 甲は乙に対し、住民が避難している地域および避難所の情報を提供する。
- (3) 乙は甲に対し、停電の発生状況や復旧見込等、停電に関連する情報を提供する。
- (4) 甲および乙は、それぞれが知り得た道路陥没、水没、土砂崩落、樹木倒壊等による道路寸断の情報および道路復旧の情報を相手方に提供し、当該情報を共有する。

（相互協力）

第4条 甲および乙は、災害時における電力の早期復旧を図るため、つぎに掲げる事項について自ら行う業務に支障のない範囲において相互に協力する。

- (1) 電力復旧に支障となる障害物等の除去や応急措置の実施
- (2) 甲および乙が所有する施設や用地等の利用
- (3) 住民への停電情報等の周知のため、甲の広報手段の利用
- (4) 樹木に起因した停電被害を未然に防止するため、計画的な樹木の巡視、伐採等の実施

（障害物除去に関する取扱い）

第5条 甲および乙は、災対法に基づいて、甲および乙が停電復旧作業と啓開作業を早急に実施するため、電力復旧に支障となる障害物等の除去や応急措置の円滑な実施に関し、相互に協力する。

2 前項に掲げる電力復旧に支障となる障害物等の除去や応急処置は、原則として、甲が管理する道路区域を対象とする。ただし、道路啓開に必要と判断された場合は、道路法第44条に基づき指定された沿道区域を含むものとする。また、その他に相互の協力が必要な区域（以下「その他区域」という。）が発生した場合については、甲乙協議の上、必要な範囲について定めるものとする。

3 本条項の対象となる作業は、乙が行う停電復旧作業ならびに甲が行う啓開作業の支障となる電力設備および樹木・土砂等の障害物の除去作業とする。

4 乙が甲に対して停電復旧作業への協力もしくは啓開作業の実施を要請する場合または甲が乙に対して啓開作業への協力もしくは停電復旧作業の実施を要請する場合は、原則として事前につぎに掲げる事項を記載した電子メールを、相手方が予め指定する電子メールアドレスに送信するものとする。ただし、緊急と判断された場合は、口頭または電話等で要請を行うことができるものとし、作業実施後、つぎに掲げる事項を記載した電子メールを送信するものとする。

- (1) 要請の種別（電力設備の除去／障害物の除去／両者）
- (2) 場所（直近の電柱番号、住所、地図等）
- (3) 作業内容
- (4) 作業希望日時

- (5) 要請者連絡先
- (6) その他必要な事項
- 5 甲または乙は、相手方から要請を受けた場合または自ら必要と判断した場合、災害時に担う自らの業務に支障のない範囲で、以下に定めるとおり作業を行うものとする。
 - (1) 甲は、迅速な道路啓開に乙の電気工作物が支障をきたすと判断した際は、乙からの要請の有無にかかわらず、乙に代わり障害物の除去作業を実施することができる。
 - (2) 前号の作業を実施する際、甲は乙に対し、現場の安全確認を判断できる技術員の派遣を要請する。
 - (3) 乙は、停電復旧を早期に実施するにあたってやむを得ない場合に限り、甲からの要請を待たず、電話等で甲に連絡した上で啓開作業を実施することができる。
- 6 第2項に定めるその他区域における作業については、第1項の規定に準じて甲乙協議の上、実施するものとする。
- 7 乙は、復旧作業または啓開作業を行った際における障害物等の移動先について、甲の指示に従う。また、乙は、応急措置の円滑な実施に必要な場合に限り、災対法に基づく甲の指示により、他人の土地を一時使用できる。
- 8 第5項および第6項に基づき実施された停電復旧作業および啓開作業の費用負担は、別添1「災害時における障害物の除去等に係る停電復旧作業・啓開作業の費用負担」によるものとし、甲および乙は、請求内容を精査し速やかに費用を支払う。
- 9 関係機関への周知ならびに第三者からの問い合わせ等の対応は、甲および乙が連携して行うものとし、作業に伴い発生した事故・災害への対応は、作業を実施した者が責任を持って行う。
(施設や用地等の利用に関する取扱い)
- 第6条 第4条第2号に基づく、災害時における甲および乙が所有する施設や用地等の利用の用途はつぎのとおりとする。
 - (1) 電力復旧用の資機材置場
 - (2) 復旧に伴い生じた廃材置場
 - (3) 安全および保安に伴う監視用作業員の詰所
 - (4) 電力復旧要員の待機場所
- 2 乙は、甲の施設および用地を災害時において前項に規定する用途（以下「電力復旧用資機材置場等」という。）として使用することが出来る。なお、施設および用地は甲が指定する。
- 3 電力復旧用資機材置場等の管理・運営および安全施策は、乙の責任において行う。なお、管理・運営および安全施策に係る費用は乙の負担とする。
- 4 電力復旧用資機材置場等の使用期間は、甲乙協議の上、決定する。
- 5 乙が電力復旧用資機材置場等の使用を終了する際は、その施設および用地を原状に復し、甲の確認を受けた後、甲に引き渡す。
- 6 甲および乙は平常時から電力復旧用資機材置場等の予定地について協議しておく。
(秘密保持)
- 第7条 甲および乙は、この協定に基づく活動を通じて知り得た秘密情報を他人に開示または漏えいしてはならない。
(協定期間)
- 第8条 本協定の有効期間は、協定締結の日から令和5年3月31日までとする。ただし、有効期間が満了する1か月前までに、甲または乙が各相手方に対し、特段の意思表示をしない場合は、本協定は、期間満了の日の翌日から更に1年間同一の条件をもって更新するものとし、以後も同様とする。
(協議)
- 第9条 本協定に関し、定めのない事項または疑義が生じた場合は、甲乙協議して定めるものとする。
(廃止)
- 第10条 本協定の締結に伴い、「災害時における練馬区と東京電力株式会社荻窪支社との相互協力に関する覚書」（平成20年4月4日締結）、「災害時における練馬区の施設および用地の提供に関する取り決め」（平成20年4月4日締結）および「広域停電事故による練馬区防災行政用無線局の使用に関する協定書」（平成6年7月1日締結）は廃止する。

本協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各自1通を保有する。

令和4年3月22日

甲 東京都練馬区豊玉北六丁目12番1号
練馬区長 前川 燿 男

乙 東京都練馬区中村北一丁目12番7号
東京電力パワーグリッド株式会社荻窪支社
支社長 千田 英 昭

資料 23-003 非常通信の運用に関する協定書

練馬区（以下「甲」という。）および東京消防庁練馬消防署（以下「乙」という。）は東京都地域防災計画に定める非常無線通信の利用（電波法（昭和 25 年法律第 131 号）第 52 条第 4 号に定める非常通信をいう。）に基づく通信およびその他非常時において用いられる必要な通信（以下「非常通信という。」の円滑な運用を図るため、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第 1 条 この協定書は、甲が非常通信を行う場合において、乙に協力を要請するときに必要な事項について定める。

（非常通信の扱い）

第 2 条 甲は、甲の有する施設内において東京都防災行政無線が使用不能となった場合、乙に協力を要請することにより非常通信を行うことができる。

2 前項により、甲が乙に協力を要請したときは、乙は自らの専従職務に仕様のない範囲で甲が行う非常通信に協力する。

（伝達の手段）

第 3 条 非常通信は、乙の有する消防電話用通信設備のうち電話またはファクシミリによるものとする。

（伝達の方法）

第 4 条 非常通信は、甲が自らの非常通信文を乙が通信設備を有するところに持参し、乙の有する通信設備を使用して非常通信文を送信することにより行うものとする。

2 前項により、甲が乙の設備を使用して行う非常通信に対して、乙は出来る限り協力する。

3 乙が、乙の有する通信設備において甲を受け取り手とする非常通信文を受信した場合には、原則として甲が自ら受領し持ち帰るものとする。

（非常通信の受付）

第 5 条 甲と乙とは、甲が非常通信の協力を要請する乙の受付をあらかじめ確認しておく。

（身分の確認）

第 6 条 甲の職員は、非常通信のために乙の施設へ立ち入るときは、身分が確認できるものを持参し、乙の職員から提示を求められたときには速やかにこれを提示する。

（費用負担）

第 7 条 甲が乙の通信設備を使用して行う非常通信に係る費用は無償とする。

（訓練）

第 8 条 甲が非常通信の訓練を実施するときには、乙はそれに協力する。

（疑義の決定方法）

第 9 条 この協定書の各条項について疑義が生じたときおよびこの協定書に定めのない事項については、その都度甲と乙とで協議する。

（有効期間）

第 10 条 この協定書の有効期間は、締結の日から平成 21 年 3 月 31 日までとする。なお、この期間満了の日から 3 か月前までに甲と乙とのいずれからもなんら申出がないときは、この協定書の有効期間は更に 1 年間延長されたものとみなし、以後この例による。

甲と乙は、本書を 2 通作成し、それぞれ記名捺印の上、各 1 通を保管する。

平成20年8月21日

甲 東京都練馬区豊玉北六丁目1番1号
練馬区

代表者 練馬区長 志村 豊志郎

乙 東京都練馬区豊玉北五丁目1番8号
東京消防庁練馬消防署

代表者 練馬消防署長 寺西 忠裕

資料 23-004 災害時の情報交換に関する協定書

国土交通省関東地方整備局（以下「甲」という。）と練馬区（以下「乙」という。）は、災害時における各種情報の交換等に関し、つぎのとおり協定する。

（目的）

第1条 この協定は、練馬区において災害が発生または、災害が発生するおそれがある場合において、甲および乙が必要とする各種情報の交換等（以下「情報交換」という。）について定め、もって、適切迅速かつ的確な災害対処に資することを目的とする。

（情報交換の開始時期）

第2条 甲および乙の情報交換の開始時期は、つぎのとおりとする。

- (1) 練馬区内で重大な被害が発生し、または発生するおそれがあるとき。
- (2) 練馬区災害対策本部が設置されたとき。
- (3) その他甲または乙が必要とするとき。

（情報交換の内容）

第3条 甲および乙の情報交換の内容は、つぎのとおりとする。

- (1) 一般被害状況に関すること。
- (2) 公共土木施設（道路、河川、都市施設等）の被害状況に関すること。
- (3) その他甲または乙が必要な事項

（情報連絡員（リエゾン）の派遣）

第4条 第2条各号のいずれかに該当し、乙の要請があった場合または甲が必要と判断した場合には、甲から乙の災害対策本部等に情報連絡員を派遣し、情報交換を行うものとする。

2 甲および乙は、事前に相互の連絡窓口を明確にする等、派遣に関して調整を図るものとする。

（平素の協力）

第5条 甲および乙は、必要に応じ情報交換に関する防災訓練および防災に関する地図等の資料の整備に協力するものとする。

（協議）

第6条 本協定に疑義が生じたとき、または本協定に定めのない事項については、その都度、甲乙協議のうえ、これを定めるものとする。

本協定は、2通作成し、甲乙押印のうえ各1通を所有する。

平成23年8月2日

甲 埼玉県さいたま市中央区新都心2番地1
さいたま新都心合同庁舎2号館
国土交通省 関東地方整備局
関東地方整備局長 下保修

乙 東京都練馬区豊玉北六丁目12番1号
練馬区
練馬区長 志村豊志郎

資料 23-005 震災時多機能型深層無限水利（深井戸）の管理 および活用に係る協定

東京消防庁練馬消防署（以下「甲」という。）と練馬区（以下「乙」という。）は、東京都練馬区豊玉上二丁目18番1号 練馬区立中新井公園内に設置された震災時多機能型深層無限水利（以下「深井戸」という。）の管理および活用について、下記のとおり協定を締結するものである。

（趣 旨）

第1条 この協定は、東京消防庁が震災時の火災に対処するために消防水利として設置する深井戸に対し、消火用水としての活用ならびに生活用水および飲料水（以下「生活用水等」という。）への転用その他多目的な活用についての事項を定めるものである。

（深井戸の定義）

第2条 深井戸とは、東京消防庁が設置し、甲が管理する深井戸本体、水中モーターポンプ、自家用発電装置、採水口およびこれらに付属する構造物をいう。

（甲の責務）

第3条 甲は、震災時の消防水利として、その機能を最大限に発揮できるよう深井戸の整備および管理に努めるものとする。

（消火用水としての活用）

第4条 震災時において、甲が行う消防活動に支障がないと認めた場合、甲乙協議のうえ、乙が行う消火活動に深井戸を活用できるものとする。ただし、災害状況の変化により、甲は乙の深井戸使用を制限することができる。

（消火用水以外への転用）

第5条 甲は、震災時において、消火用水として深井戸の活用が必要ないと認めた場合、乙と協議し、乙は深井戸を生活用水等に転用させることができる。ただし、乙の使用中に、新たな火災が発生する等深井戸の活用が必要となった場合は、甲は乙の深井戸使用を制限することができる。

2 前項の規定により、乙が深井戸を生活用水等に転用する場合の給水および配水については、乙が行うものとする。

（防火防災訓練等への活用）

第6条 乙から甲に対して、防火防災訓練等で深井戸活用の申し出があった場合は、甲乙協議のうえ、深井戸の活用を認めるものとする。

（費用負担）

第7条 深井戸の整備、管理および災害活動についての費用負担ならびに防火防災訓練等で活用する場合の自家発電装置の燃料に係る費用負担は甲が行うものとする。

2 生活用水等への転用を目的とする自家用発電装置の燃料および飲料水として活用する場合の水質検査に要する経費に係る費用負担は乙が行うものとする。

（協議による決定）

第8条 本協定の解釈に疑義が生じた場合、または協定に定めのない事項については、その都度、甲乙が協議して決定するものとする。

（適用期間等）

第9条 本協定は、平成25年3月29日から3年間適用し、期間満了3か月前までに甲乙いずれからも変更の意思表示がない場合は、自動的に同一の内容で更新するものとする。

上記協定の証として本書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成25年3月29日

甲 練馬区豊玉中三丁目9番11号
東京消防庁練馬消防署
署 長 伊 藤 博 人

乙 練馬区豊玉北六丁目12番1号
練馬区
区 長 志 村 豊 志 郎

資料 23-006 災害時における練馬区と警視庁練馬警察署との 施設使用に関する協定書

災害時における区立施設の使用に関し、練馬区（以下「甲」という。）と警視庁練馬警察署（以下「乙」という。）との間において、つぎのとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、練馬区地域防災計画に基づき、乙の管理する庁舎が災害等により被災し、その全部または一部が使用できない事象が発生し、乙の業務に支障を及ぼす場合に、その業務を円滑に実施するため、甲が所有する施設である「練馬区立生涯学習センター」を乙が使用することについて、必要な事項を定めるものとする。

（施設の使用）

第2条 乙は、災害等において施設を使用する必要がある場合には、甲に対し事前にその旨を文書または口頭で通知し、練馬区公有財産管理規則（昭和39年9月練馬区規則第7号）に基づき、甲から行政財産の使用許可を得なければならない。

（使用期間）

第3条 施設の使用期間は、災害発生の日から1箇月以内とする。ただし、状況により期間を延長する必要がある場合は、甲乙協議の上、使用期間を延長することができる。

（管理）

第4条 施設の管理および運営は、乙の責任において行う。

（費用負担）

第5条 施設の管理および運営に要する費用は、原則として乙の負担とする。ただし、乙の実施する業務の重要性を鑑み、甲も応分の負担をするものとし、その負担費用は被害状況を勘案し、双方で協議して定めるものとする。

（施設の返却）

第6条 乙は、甲が施設における各種業務を早期に再開できるよう、施設を速やかに返却するよう努めなければならない。

（施設の原状回復）

第7条 乙は、施設の使用を終了するときは、その施設を原状に回復して、甲に返却するものとする。

（期間および更新）

第8条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成26年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の日の3箇月前までに、甲または乙のいずれからもこの協定の解除または変更する申出がないときは、さらに1年間有効期間を延長するものとし、以後の有効期間についてもまた同様とする。

（協議）

第9条 この協定に定めのない事項については、甲および乙が協議して定める。

甲と乙は、この協定を証するため、本書2通を作成し、それぞれ記名押印の上各1通を保有する。

平成25年4月1日

甲 練馬区豊玉北六丁目12番1号
練馬区
練馬区長 志村豊志郎

乙 練馬区豊玉北五丁目2番7号
警視庁練馬警察署
署長 中原隆

資料 23-007 災害時における練馬区と警視庁光が丘警察署との 施設使用に関する協定書

災害時における区立施設の使用に関し、練馬区（以下「甲」という。）と警視庁光が丘警察署（以下「乙」という。）との間において、つぎのとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、練馬区地域防災計画に基づき、乙の管理する庁舎が災害等により被災し、その全部または一部が使用できない事象が発生し、乙の業務に支障を及ぼす場合に、その業務を円滑に実施するため、甲が所有する施設である「練馬区立旭町南地区区民館」を乙が使用することについて、必要な事項を定めるものとする。

（施設の使用）

第2条 乙は、災害等において施設を使用する必要がある場合には、甲に対し事前にその旨を文書または口頭で通知し、練馬区公有財産管理規則（昭和39年9月練馬区規則第7号）に基づき、甲から行政財産の使用許可を得なければならない。

（使用期間）

第3条 施設の使用期間は、災害発生の日から1箇月以内とする。ただし、状況により期間を延長する必要がある場合は、甲乙協議の上、使用期間を延長することができる。

（管理）

第4条 施設の管理および運営は、乙の責任において行う。

（費用負担）

第5条 施設の管理および運営に要する費用は、原則として乙の負担とする。ただし、乙の実施する業務の重要性を鑑み、甲も応分の負担をするものとし、その負担費用は被害状況を勘案し、双方で協議して定めるものとする。

（施設の返却）

第6条 乙は、甲が施設における各種業務を早期に再開できるよう、施設を速やかに返却するよう努めなければならない。

（施設の原状回復）

第7条 乙は、施設の使用を終了するときは、その施設を原状に回復して、甲に返却するものとする。

（期間および更新）

第8条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成26年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の日の3箇月前までに、甲または乙のいずれからもこの協定の解除または変更する申出がないときは、さらに1年間有効期間を延長するものとし、以後の有効期間についてもまた同様とする。

（協議）

第9条 この協定に定めのない事項については、甲および乙が協議して定める。

甲と乙は、この協定を証するため、本書2通を作成し、それぞれ記名押印の上各1通を保有する。

平成25年4月1日

甲 練馬区豊玉北六丁目12番1号
練馬区
練馬区長 志村豊志郎

乙 練馬区光が丘二丁目9番8号
警視庁光が丘警察署
署長 古屋芳男

資料 23-008 災害時における練馬区と警視庁石神井警察署との 施設使用に関する協定書

災害時における区立施設の使用に関し、練馬区（以下「甲」という。）と警視庁石神井警察署（以下「乙」という。）との間において、つぎのとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、練馬区地域防災計画に基づき、乙の管理する庁舎が災害等により被災し、その全部または一部が使用できない事象が発生し、乙の業務に支障を及ぼす場合に、その業務を円滑に実施するため、甲が所有する施設である「練馬区立石神井公園ふるさと文化館」を乙が使用することについて、必要な事項を定めるものとする。

（施設の使用）

第2条 乙は、災害等において施設を使用する必要がある場合には、甲に対し事前にその旨を文書または口頭で通知し、練馬区公有財産管理規則（昭和39年9月練馬区規則第7号）に基づき、甲から行政財産の使用許可を得なければならない。

（使用期間）

第3条 施設の使用期間は、災害発生の日から1箇月以内とする。ただし、状況により期間を延長する必要がある場合は、甲乙協議の上、使用期間を延長することができる。

（管理）

第4条 施設の管理および運営は、乙の責任において行う。

（費用負担）

第5条 施設の管理および運営に要する費用は、原則として乙の負担とする。ただし、乙の実施する業務の重要性を鑑み、甲も応分の負担をするものとし、その負担費用は被害状況を勘案し、双方で協議して定めるものとする。

（施設の返却）

第6条 乙は、甲が施設における各種業務を早期に再開できるよう、施設を速やかに返却するよう努めなければならない。

（施設の原状回復）

第7条 乙は、施設の使用を終了するときは、その施設を原状に回復して、甲に返却するものとする。

（期間および更新）

第8条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成26年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の日の3箇月前までに、甲または乙のいずれからもこの協定の解除または変更する申出がないときは、さらに1年間有効期間を延長するものとし、以後の有効期間についてもまた同様とする。

（協議）

第9条 この協定に定めのない事項については、甲および乙が協議して定める。

甲と乙は、この協定を証するため、本書2通を作成し、それぞれ記名押印の上各1通を保有する。

平成25年4月1日

甲 練馬区豊玉北六丁目12番1号
練馬区
練馬区長 志村豊志郎

乙 練馬区石神井町六丁目17番26号
警視庁石神井警察署
署長 菅野政樹

資料 23-009 消火栓等からの応急給水等の実施等に関する覚書

東京都（東京都水道局）（以下「甲」という。）と練馬区（以下「乙」という。）とは、消火栓等からの応急給水用資器材及び消火用資器材（以下「資器材」という。）の貸借並びに資器材を使用した防災訓練並びに災害時における消火栓等からの応急給水及び初期消火活動（以下「応急給水等」という。）の実施に関し、次の条項により覚書を締結する。

（目的）

第1条 この覚書は、避難所等又はその周辺の消火栓等を活用し、給水拠点での応急給水を補完する応急給水や初期消火活動を行うに当たり、甲と乙との間において資器材の貸借、防災訓練の実施等について必要な事項を定めることにより、災害発生時において、乙が地域等の協力を得て、速やかに応急給水等を実施することを目的とする。

（用語の定義）

第2条 この覚書において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

（1）避難所等

地震等の自然災害による家屋の倒壊、焼失等により被害を受けた者又は現に被害を受けるおそれのある者を一時的に受け入れ、保護するための場所及び大地震時等に発生する延焼火災その他の危険から避難者の生命を保護するために必要な面積を有する避難場所をいう。

（2）消火栓等

消火活動に必要な水を供給するために配水管に設置された消火栓又は水質保全等を目的として排水作業に使用するために配水管に設置された排水栓をいう。

（資器材の貸与等）

第3条 甲は、乙に対し、第5条に規定する基準を満たす場合において、次条第1項から第3項までに規定する手続により（1）アからエまで及び（2）に掲げる資器材を貸与し、並びに（1）オに掲げる資器材を譲渡するものとする。この場合において、譲渡する資器材の所有権は、引渡しと同時に甲から乙に移転するものとし、甲は、当該資器材を乙に引き渡した後は、当該資器材に隠れたかきがあっても、その責めを負わないものとする。

（1）応急給水用資器材

路上の消火栓等に接続して応急給水を実施するため及び安全確保のための次に掲げる器材

ア 応急給水用仮設給水器材（スタンドパイプ、仮設給水栓セット及び接続ホース）

イ ホース（20m×2本）

ウ 差込式異径媒介金具（2個）

エ 開栓器、鉄蓋開閉用バール、鉄蓋用蓋鍵及び鉄蓋転倒防止器具

オ カラーコーン（4本）、コーンウエイト（4個）、コーンバー（4本）、残留塩素検査キット、バケツ（2個）及びホーローカップ

（2）消火用資器材

応急給水用資器材と併せて使用することにより初期消火活動に活用するための次に掲げる器材

ア 管そう（噴霧ノズル一体型）

イ ホース（20m×3本）

2 甲は、乙に資器材を貸与及び譲渡する場合には、前項に規定する資器材を一組として、甲が乙の希望を考慮して決定した組数を貸与及び譲渡するものとする。

（資器材の貸借等の手続）

第4条 乙は、甲から資器材を借り受けようとする場合には、甲が指定する申込書により、甲に申し込むものとする。

2 前項の場合において、乙は、甲から借り受けようとする資器材の保管場所として、安全かつ継続的に資器材を保管することが可能な避難所、防災倉庫等を甲に届け出るものとする。

3 甲は、第1項の規定により乙から資器材貸与の申込みがあった場合には、次条の基準に照らし、乙にその結果を通知するものとする。

4 乙は、第2項の規定により甲に届け出ている資器材の保管場所を変更しようとする場合には、甲に対し、保管場所の変更を届け出るものとする。

(資器材の貸与等の基準)

第5条 甲が乙に資器材を貸与及び譲渡する場合の基準は、次のとおりとする。

(1) 資器材の保管場所(倉庫等、風雨の影響を受けない施設可能な場所)が確保されていること。

(2) 資器材の保管場所ごとに年に1回以上応急給水等の訓練が行われること。この場合において複数の保管場所での訓練を合同で一つの訓練として行ってもよいものとする。

(資器材の配送及び受領)

第6条 甲は、乙に資器材を貸与及び譲渡する場合には、乙が指定する納品場所に当該資器材を一括して配送するものとし、配送に係る費用は甲が負担する。

2 前項の規定により一括して配送された資器材の各保管場所への配布は、乙が行うものとする。

3 乙は、甲から資器材を受領した場合には、甲が別途指定する様式により、受領報告を行うものとする。

(資器材の保管及び管理)

第7条 乙は、甲から借り受け、及び譲り受けた資器材について、災害発生時及び訓練時において直ちに使用することができるよう適切に保管及び管理を行うものとする。

2 乙が前項の規定による保管及び管理を怠ったことを起因として、紛失又は損傷した場合の修繕又は交換に係る費用は、乙が負担する。

3 乙は、年に1回、甲が求める時期に資器材の棚卸しを行い、甲が指定する様式をもって保管状況の報告を行うこと。

(災害発生時の応急給水に使用する消火栓等の選定)

第8条 甲は、乙が指定する災害発生時に応急給水を行う予定の場所において、応急給水に使用する消火栓等を乙と協議の上選定し、乙に通知するものとする。

2 乙は、災害発生時において消火栓等から応急給水を行う場合には、前項の規定により甲が通知した消火栓等を使用するものとする。

(区職員への訓練等)

第9条 乙が次条第1項の規定により応急給水の訓練を実施するため、甲が必要と認める間、甲は、乙の防災担当職員等に対し、消火栓等及び第3条第1項に規定する資器材を使用した応急給水の訓練等を行うものとする。

(消火栓等からの応急給水等の訓練の実施)

第10条 乙は、自ら又は自治会、町会等が実施する防災訓練において、住民に対し、年に1回以上消火栓等からの応急給水等の訓練を実施するものとする。

2 乙は、前項の訓練を実施しようとする場合には、あらかじめ甲と協議の上、甲に対し、必要に応じて訓練への応援を要請することができるものとする。

3 乙は、第1項の規定により応急給水の訓練を実施する場合には、第8条第1項の規定により甲が通知した消火栓等を使用するものとする。

4 前項の規定にかかわらず、乙は、甲が通知した消火栓等以外の消火栓等を使用して応急給水の訓練を実施しようとする場合には、別途甲と協議するものとする。

(訓練参加者の損害に対する補償)

第11条 乙が前条第1項の規定により訓練を行う場合において、当該訓練の実施中に、当該訓練の参加者が負傷したときは、その補償に係る費用は、甲に責めのある場合を除き乙が負担するものとする。

(消火栓等からの応急給水等の実施)

第12条 乙は、災害発生時において、住民への速やかな応急給水を行うために必要があると認める場合には、水道管の通水状況等を甲に確認した上で、第8条第1項の規定により甲が通知した消火栓等を使用して応急給水を実施することができるものとする。ただし、当該消火栓等を使用することができない場合には、乙は、甲と協議の上、避難所等又はその周辺の消火栓等のうち使用可能な

消火栓等を使用して応急給水を実施することができるものとする。

2 乙は、初期消火活動を行う場合には、甲から借り受けた資器材及び使用可能な全ての消火栓等を使用することができるものとする。

(相互の連絡調整)

第13条 甲及び乙は、必要に応じて連絡調整を行うものとする。

(疑義等に関する協議)

第14条 この覚書に定めのない事項及びこの覚書の実施に際し疑義が生じた場合は、甲と乙とが協議して決定するものとする。

甲及び乙は、本覚書締結の証として本覚書を2通作成し、それぞれ記名押印の上、その1通を保管するものとする。

平成25年7月10日

甲 東京都
水道局長 増子 敦

乙 練馬区
練馬区長 志村 豊志郎

資料 23-010 り災証明書の発行に係る情報提供等に関する協定

東京都（以下「甲」という。）および練馬区（以下「乙」という。）は、東京都内における災害の発生に備え、東京都震災復興マニュアル（平成15年3月東京都総務局発行。以下「震災復興マニュアル」という。）および区市町村震災復興標準マニュアル（平成21年3月東京都総務局発行。以下「標準マニュアル」という。）に基づき、相互連携と協力の下、被災者の生活再建支援の業務を円滑に遂行するため、り災証明書の発行に係る情報提供等に関し、つぎのとおり協定を締結する。

（定義）

第1条 この協定において「災害」とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害をいう。

2 この協定において「家屋台帳の情報」とは、つぎに掲げるものをいう。

(1) 固定資産家屋課税台帳のうち第14条の実施細目に定める項目

(2) 前号の項目に係るコードの読替え表

（家屋台帳の情報の提供）

第2条 甲は、乙がり災証明書の発行および被災者の生活再建支援の業務に利用するため、震災復興マニュアル第1章第2節1「都民被害の状況把握」、標準マニュアル第1章第2節1「家屋・住家の被害状況の把握」および同章第3節1「り災証明発行の準備」に基づく乙からの要請により、家屋台帳の情報を乙に提供するものとする。

（目的外利用の禁止）

第3条 乙（乙が指定した者を含む。）は、甲から提供された家屋台帳の情報をり災証明書の発行および被災者の生活再建支援の業務以外の目的で利用してはならない。

（家屋台帳の情報の管理）

第4条 乙（乙が指定した者を含む。）は、家屋台帳の情報を記録した電磁的記録媒体（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって電子計算機による情報処理の用に供されるもの）に係る記録媒体をいう。以下同じ。）、書面その他の媒体を適切に管理しなければならない。

2 乙は、家屋台帳の情報に係る情報漏えい等の事故が発生したときは、速やかに事故の内容を記載した書面を甲に提出しなければならない。

3 乙（乙が指定した者を含む。）の故意または過失により、家屋台帳の情報に係る情報漏えい等の事故が発生した場合の損害賠償等に関する一切の責任は、乙が負うものとする。

（過年度情報の消去等）

第5条 乙は、第2条の規定により家屋台帳の情報の提供を受けた場合において、過去に提供を受けた家屋台帳の情報（以下この条において「過年度情報」という。）があるときは、過年度情報を記録した電磁的記録媒体、書面その他の媒体に含まれる全ての過年度情報を消去し、破壊し、または破棄しなければならない。

2 乙は、新たに家屋台帳の情報の提供を受けた日から14日以内に、前項の規定により乙が保有する全ての過年度情報の消去等を行った旨を記載した書面を、甲に提出しなければならない。

（被災者情報の提供）

第6条 乙は、甲が被災者の生活再建支援の業務に利用するため、震災復興マニュアル第1章第2節1「都民被害の状況把握」および同節2「都民生活の復旧・復興状況の把握」ならびに標準マニュアル第1章第2節2「住民の被害・被災後の生活状況の把握」および同節5「住民生活の再建状況等の把握」に基づく甲からの要請により、り災証明書を発行する際に乙が作成した被災者に関する情報（以下「被災者情報」という。）を甲に提供するものとする。

2 前項の規定による甲からの要請は、提供を求める被災者情報の内容を記載した書面をもって行うものとする。

3 乙は、被災者に災証明書を発行するときは、被災者情報を甲に提供する旨を周知するものとする。

(目的外利用の禁止)

第7条 甲(甲が指定した者を含む。)は、乙から提供された被災者情報を被災者の生活再建支援の業務以外の目的で利用してはならない。

(被災者情報の管理)

第8条 甲(甲が指定した者を含む。)は、被災者情報を記録した電磁的記録媒体、書面その他の媒体を適切に管理しなければならない。

2 甲は、被災者情報に係る情報漏えい等の事故が発生したときは、速やかに事故の内容を記載した書面を乙に提出しなければならない。

3 甲(甲が指定した者を含む。)の故意または過失により、被災者情報に係る情報漏えい等の事故が発生した場合の損害賠償等に関する一切の責任は、甲が負うものとする。

(被災者情報の消去等)

第9条 甲は、被災者の生活再建支援の業務が終了したときは、速やかに、電磁的記録媒体、書面その他の媒体に含まれる全ての被災者情報を消去し、破壊した上で破棄しなければならない。

2 甲は、前項の規定により甲が保有する全ての被災者情報の消去等を行った旨を記載した書面を、速やかに乙に提出しなければならない。

(情報提供の頻度)

第10条 甲は、乙に対して年1回、家屋台帳の情報を提供するものとする。

2 乙は、第6条第1項の規定にかかわらず、災害による被害状況に応じて甲との連携および協力をより円滑に行う必要があると判断したときは、甲に対し、被災者情報を提供するものとする。

(費用負担)

第11条 この協定の締結後、この協定に定める事項に関して新たな費用負担が発生する場合は、別途、甲および乙で協議して定める。

(個人情報保護手続の完了)

第12条 甲および乙は、この協定の締結に当たり、個人情報の目的外提供および収集について、それぞれ東京都個人情報の保護に関する条例(平成20年東京都条例第113号)、練馬区個人情報保護条例(平成12年3月練馬区条例第79号)および練馬区情報公開および個人情報保護運営審議会条例(平成12年3月練馬区条例第80号)の規定に基づき、それぞれ東京都情報公開・個人情報保護審議会または練馬区情報公開および個人情報保護運営審議会の承認を得る等必要な手続を完了しておかなければならない。

(協議)

第13条 この協定に定める事項に疑義が生じた場合およびこの協定に定めのない事項は、甲および乙が協議して定める。

(委任)

第14条 この協定に定めるもののほか、災証明書の発行に係る情報提供等に関し必要な事項は、別に定める実施細目に基づき行うものとする。

この協定の合意の証として、甲および乙は、正本2通を作成し、それぞれ記名押印の上各1通を保有する。

平成27年3月6日

甲 東京都新宿区西新宿二丁目8番1号
東京都
代表者 東京都知事 舛添要一

乙 東京都練馬区豊玉北六丁目12番1号
練馬区
代表者 練馬区長 前川耀男

資料 23-011 災害時におけるボランティアセンターの運営に関する協定書

災害時におけるボランティアセンターの運営に関し、練馬区を「甲」とし、社会福祉法人練馬区社会福祉協議会を「乙」とし、甲乙間において、つぎのとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、練馬区内に地震、台風その他による災害が発生した際に、練馬区地域防災計画に定める練馬区災害ボランティアセンター（以下「ボランティアセンター」という。）の設置および運営について必要な事項を定め、ボランティアの受入や配置を円滑に行うことにより、迅速な災害復旧に資することを目的とする。

(所管)

第2条 この協定にかかわる甲の所管は福祉部とし、災害対策本部の設置時においては災害対策福祉部とする。

2 この協定にかかわる乙の所管はボランティア・地域福祉推進センターとする。

(ボランティアセンターの設置・運営・閉鎖)

第3条 甲は、災害時の円滑なボランティア活動の推進のため、甲の責任のもと、つぎの各号のいずれかの場合にボランティアセンターを設置する。

(1) 練馬区内において、震度6弱以上の地震が発生したとき。

(2) 前号に掲げる場合のほか、甲がボランティアセンターの設置を必要と認めたとき。

2 乙は甲の要請により、ボランティアセンターの運営に当たるものとする。

3 ボランティアセンターの閉鎖は、災害の復旧状況を考慮し、甲乙協議の上、決定するものとする。

(運営内容)

第4条 ボランティアセンターの業務は、災害時のボランティア活動に関するつぎの業務とする。

(1) 甲が設置する災害対策本部との連携による情報の収集および提供

(2) 東京都災害ボランティアセンターとの連絡調整

(3) ボランティア団体との連絡調整

(4) ボランティアの受付・登録、配置、活動内容の指示

(5) ボランティア保険の加入手続

(6) 他地域の社会福祉協議会職員および協力団体の派遣要請・受入

2 甲または乙は、相互に要請された業務の執行が困難であると認めたときは、速やかに甲乙協議の上、対応策を決定するものとする。

(協力要請等の手続き)

第5条 甲および乙は、相互に協力を要するときは、日時、場所、協力内容その他必要事項を明らかにして、文書により要請する。ただし、緊急を要するときは、口頭・電話等の方法により協力を要請し、後日文書を送付するものとする。

2 甲および乙は、相互に連絡がとれず、緊急を要するときは、各々の判断によりボランティアセンターの業務を行い、事後に通知する。

(設置場所)

第6条 ボランティアセンターの設置場所は、練馬区立練馬文化センター（練馬区練馬1-17-37）とする。ただし、練馬文化センターが被災その他の理由により、設置場所とすることが困難な場合は、甲がこれに代わる場所を確保する。

2 甲および乙は、協議の上、被災地域での速やかな活動を行うため、前項に定めるボランティアセンターとは別に、被災地域周辺におけるボランティアの活動拠点が必要と判断した場合は、当該活動拠点を設置することができる。

3 前項の規定に基づき設置された活動拠点における業務は、ボランティアセンター業務に含まれるものとする。

(無線機の設置)

第7条 甲は乙と連携し円滑にボランティアセンターを運営できるよう、無線機を設置する。無線機の取扱いについては、別途定めるものとする。

(経費負担)

第8条 甲の要請に基づき、乙が行うボランティアセンターの運営に係る業務について、甲は必要と認め
た経費を負担するものとする。

2 前項の定めによる経費の額を決定するときは、甲は乙に協議するものとする。

(損害補償)

第9条 甲および乙は、ボランティアを募集するときは、あわせてボランティア保険への加入について周
知するものとする。

2 災害時におけるボランティア活動によりボランティアが被った損害の補償はボランティア保険による
ものとする。

3 保険未加入者がボランティア活動を行おうとする場合には、甲または乙の判断によりボランティア保
険への加入を勧奨するものとする。この場合、保険の加入に必要な費用は甲が負担するものとする。

(報告)

第10条 甲は、必要に応じ、乙にボランティアセンターの運営状況について報告を求めることができる。

(事前の準備)

第11条 甲および乙は、ボランティアセンターの業務の実施について、あらかじめ必要な事項および手順
を定めておくものとする。

2 甲および乙は、ボランティアセンターの設置および運営について、事前に準備が必要であると認める
ときは、甲と乙で協議の上、施設の利用、備品の配備など、必要な準備を実施することができる。

(協定の運用)

第12条 この協定に定めのない事項、およびこの協定の解釈について疑義が生じたときは、甲乙協議の上
決定するものとする。

2 この協定にかかわる事項で、国や東京都から通知等が示された場合には、原則として当該の通知等に
準拠して対応するものとする。

(協定期間および更新)

第13条 この協定の期間は、初年度については平成28年4月1日から当該年度の3月31日までとする。

2 前項の期間満了の日の3か月前までに、甲乙いずれからも指定解除または改定の申出がないときは、
さらに1年間有効期間を延長するものとし、以降はこの例による。

甲と乙は、本協定書を2通作成し、それぞれ記名押印の上、甲が1通、乙が1通を保有する。

平成28年4月1日

甲 練馬区豊玉北6-12-1
練馬区長 前川 耀男

乙 練馬区豊玉北5-14-6
社会福祉法人 練馬区社会福祉協議会
会 長 大江 義宏

資料 23-012 避難所における応急給水栓の設置及び使用に関する覚書

東京都（以下「甲」という。）と練馬区（以下「乙」という。）とは、次の条項により覚書を締結する。

（目的）

第1条 この覚書は、災害発生時等における配水管及び給水管の洗浄排水作業並びに災害発生時における応急給水活動を実施するために設置する設備（以下「応急給水栓」という。）の取扱いについて、設置、使用その他必要な事項を定めることを目的とする。

（応急給水栓の構成及び設置場所）

第2条 応急給水栓は、給水装置の一部として、配水管の取付口から量水器（水道メータ）までの間の給水管から分岐させた配管、止水栓及び排水栓で構成する。

2 応急給水栓は、避難所（二次避難所（福祉避難所）を除く。以下同じ。）の敷地内に設置する。

（応急給水栓の設置に係る協議）

第3条 甲乙は、協議の上、個別の応急給水栓の設置について、次に掲げる事項を定めるものとする。

（1） 乙が避難所に指定しているもののうち応急給水栓を設置する避難所

（2） 避難所の敷地内に応急給水栓を設置する工事（以下「設置工事」という。）の施行時期及びその方法

（3） 応急給水栓の設置位置

2 甲乙は、乙が指定する避難所に応急給水栓が設置されるように誠実に協議する義務を負う。ただし、甲乙は、個別の応急給水栓の設置に係る合意を成立させる義務を負わない。

（設置工事の施行等）

第4条 甲は、設置工事を施行し、及び設置工事に係る費用を全額負担し、並びに応急給水栓の設置に必要な事務手続を行う。

2 乙は、設置工事の施行に当たり、甲に当該避難所の敷地使用料を求めないものとする。

3 乙は、甲が設置工事を円滑に施行できるよう誠実に協力するものとする。

4 乙は、設置工事の施行に係る事故・トラブル等の責任に関して、明らかにその責めが乙に帰する場合を除いて、負わないものとする。

（応急給水栓の引渡し）

第5条 応急給水栓は、設置工事の完了検査の合格により特定されたものとする。

2 設置工事完了検査の合格後、甲乙は遅滞なく立ち会い、甲乙立会いの下で応急給水栓を甲から乙へ無償で引き渡す。

3 前項の規定による引渡しをもって、応急給水栓の所有権は乙に帰属する。

4 甲は、応急給水栓のかし担保責任を負わない。ただし、甲がそのかしを知らず乙に告げなかったときは、この限りでない。

5 前項の規定にかかわらず、乙は、応急給水栓に隠れたかしを認めたときは、甲に対して、その修補を求めることができる。ただし、甲が設置工事の請負者に対するかし修補請求権を持たないときは、この限りでない。

6 甲は、前項に規定する請求を受けたときは、遅滞なく当該応急給水栓の設置工事の請負者に対して当該かしの修補を請求しなければならない。

7 甲は、請負工事の遅滞、災害等の不可抗力その他のやむを得ない事由により、第3条第1項第2号の時期までに設置工事が終わらないと認められるときは、速やかに乙と協議を行い、新たな期間を定めるものとする。

(応急給水栓の維持管理)

第6条 乙は、応急給水栓について、善良な管理者の注意をもって維持管理を行うものとする。

2 乙は、応急給水栓の使用に支障とならないよう、重量物を積載しないなど、応急給水栓の周辺環境に注意を払うものとする。

3 乙は、老朽化等の理由により応急給水栓の補修又は更新が必要であると判断したときは、速やかに甲に通知するとともに、応急給水栓を補修し、又は更新するように努めるものとする。この場合において、当該応急給水栓の補修又は更新に係る費用は乙が負担するものとする。

4 乙は、前項前段の応急給水栓の補修又は更新を完了したときは、甲にその旨を速やかに報告するものとする。

(応急給水栓の機能維持)

第7条 乙は、応急給水栓の適正な機能維持のために、少なくとも年1回は弁の開閉操作による機能及び出水の確認を行うよう努めなければならない。ただし、乙は関係者(乙の申請に基づき、甲が認めたものをいう。以下同じ。)に代行させることができる。

2 乙は、応急給水栓に異常を認めたときは、遅滞なく甲へ通知するとともに、補修又は更新を行うように努めなければならない。なお、これに係る費用は乙が負担するものとする。

3 前条第4項の規定は、前項の場合に準用する。

(不可抗力に伴う調整)

第8条 引渡しの前に災害等の不可抗力により応急給水栓が滅失又は損傷したときは、甲乙は、第3条から第5条までに規定する義務を再度負うものとする。

2 前項に規定する場合において、乙は甲に対してその滅失又は損傷に係る損害賠償を求めることはできない。

(開栓器等の引渡し)

第9条 応急給水栓の維持管理に必要な器具(以下「開栓器等」という。)は、次に掲げる器具等とし、設置工事完了後、甲乙立会いの下で、甲から乙へ無償で引き渡す。

- (1) 開栓器
- (2) 蓋鍵
- (3) スタンドパイプ
- (4) 蛇口アダプター
- (5) 排水用ホース
- (6) ホーローカップ
- (7) 残留塩素キット
- (8) 収納バッグ

2 前項の規定による引渡しをもって、開栓器等は乙の財産とする。

3 甲は、開栓器等を乙に引き渡した後は、当該開栓器等に隠れたかしがあったとしても、その責めを負わないものとする。ただし、甲がそのかしを知らず乙に告げなかったときは、この限りでない。

4 乙は、第1項の規定による引渡しの後、開栓器等を善良な管理者の注意をもって管理するものとする。

(操作方法及び機能維持の説明)

第10条 甲は、前条第1項に規定する開栓器等の引渡し時に、乙に対し、応急給水栓及び開栓器等(以下「応急給水栓等」という。)の操作方法及び機能維持の説明を行うものとする。

(甲の応急給水栓の使用)

第11条 甲は、甲が必要と認めた場合は、配水管等の洗浄排水作業及び応急給水栓の調査を行うために、応急給水栓を使用することができるものとする。

2 甲は、前項の規定による応急給水栓の使用に当たり、無償で乙の敷地内に立ち入ることができるもの

とする。

3 甲が乙の敷地内に立ち入るために必要となる手続については、別途協議して定めるものとする。

(乙の応急給水栓の使用)

第12条 乙は、次の各号のいずれかに該当する場合は、応急給水栓を使用することができるものとする。

(1) 災害発生時において応急給水活動を行う場合

(2) 応急給水栓の機能維持を行う場合

2 乙は、前項に規定する場合を除くほかは、応急給水栓を使用してはならない。

3 乙は、第1項の場合、関係者に応急給水栓を使用させることができるものとする。

4 乙は、関係者が前項の規定により応急給水栓を使用するときは、やむを得ないときを除き、これに立ち会わなければならない。

5 乙は、第1項第1号に規定する場合において、応急給水栓を使用しようとするときは、あらかじめ配水管の通水状況等を甲に確認しなければならない。

(避難所の指定解除による応急給水栓の撤去)

第13条 乙は、応急給水栓を設置した避難所について、避難所の指定を解除する場合は、遅滞なく応急給水栓を撤去しなければならない。この場合において、撤去に要する費用は、所有者である乙が全額負担する。

2 乙は、避難所の指定を解除したときは、甲に遅滞なく通知するものとする。

3 乙は、第1項に規定する場合を除き、応急給水栓の撤去をしてはならない。

4 乙は、当該応急給水栓の撤去により不要となる開栓器等について、乙の責任において適正に処分するよう努めるものとする。

(乙の理由による応急給水栓の移設)

第14条 乙は、乙の理由により応急給水栓を移設する場合は、移設時期、移設場所その他の必要な事項について、事前に甲に対し協議を行うこととする。この場合において、応急給水栓の移設に要する費用は、乙が全額負担するものとする。

2 乙は、前項の規定による移設を完了したときは、遅滞なく甲に移設が完了したことを通知するものとする。

3 乙が、甲に無断で移設を行った場合は、甲乙にて協議を行うこととする。ただし、協議の結果、再度移設が必要な場合は、乙が移設に係る費用を全額負担するものとする。

(覚書の解除)

第15条 甲乙は、協議の上で、覚書を解除すること、応急給水栓の撤去をすること、および撤去の費用を負担するものを定めるものとする。

2 前項の場合において、不要となる開栓器等について、協議の上、甲又は乙の責任において適正に処分するものとする。

(有効期間)

第16条 この覚書は、締結日から1年間その効力を有する。

2 甲又は乙のいずれかから、前項の期間満了の6か月前までに、甲又は乙に書面による不更新の意思表示がない場合には、この覚書は同一の条件で当該期間の満了の日の翌日から更に1年間効力を有するものとし、その後も同様とする。

3 甲又は乙のいずれかが前項に定める不更新の意思表示をするには、何らの理由も要しない。

4 甲又は乙から第2項に定める不更新の意思表示があった場合には、前条の規定を準用する。

(解釈に疑義を生じた場合等)

第17条 この覚書の解釈について、疑義を生じたとき又はこの覚書に定めのない事項について定める必要があるときは、甲乙協議の上、定めるものとする。

(記載事項の変更)

第 18 条 この覚書に定める事項を変更する必要がある場合は、甲乙協議の上、定めるものとする。

この覚書締結の証として本書 2 通を作成し、甲乙記名押印の上、各自 1 通を保有する。

平成 29 年 7 月 5 日

東京都新宿区西新宿二丁目 8 番 1 号
甲 東京都
代表者 東京都公営企業管理者
水道局長 醍醐 勇司

東京都練馬区豊玉北六丁目 1 2 番 1 号
乙 練馬区
練馬区長 前川 耀男

資料 23-013 震災時におけるり災証明書発行に関する協定書

練馬区（以下「甲」という。）と東京消防庁練馬消防署（以下「乙」という。）、東京消防庁光が丘消防署（以下「丙」という。）および東京消防庁石神井消防署（以下「丁」という。）とは、相互協力により震災時における火災被害に係るり災証明書の発行（以下「り災証明書の発行」という。）およびその根拠となる火災調査を円滑に行うため、つぎの条項により協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、地震災害発生に備え、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）に基づき、被災者の生活再建支援等の業務を円滑に遂行するため、り災証明書の発行およびその根拠となる火災調査に関する事項を定めることを目的とする。

（連絡会の開催）

第2条 甲は、地震災害発生後にり災証明書の発行を行うことが必要と認めた場合は、連絡会を開催し、乙、丙および丁と協議の上、つぎに掲げる項目を定める。

- (1) 被害状況調査開始時期に関すること。
- (2) 被害状況調査体制に関すること。
- (3) 情報の共有に関すること。
- (4) 発行場所に関すること。
- (5) 発行窓口業務に関すること。
- (6) 発行開始時期および終期に関すること。
- (7) その他必要な事項に関すること。

（被災者生活再建支援システム等の活用）

第3条 甲は、乙、丙および丁が火災調査業務を行う場合に、乙、丙および丁の求めに応じ、被災者生活再建支援システムを活用した地震火災被害に係る調査票の出力その他火災調査業務上必要な処理を行うものとする。

（被災情報の提供）

第4条 甲は、乙、丙および丁が火災被害に対する被害状況調査業務に必要と認められる場合は、乙、丙および丁の求めに応じて、被災者の情報（住民基本台帳および固定資産家屋課税台帳に係る情報）を提供する。

2 乙、丙および丁は、甲がり災証明書の発行および被災者台帳（被災者の被害情報や生活支援施策の実施状況を管理する台帳をいう。以下同じ。）の作成を行うために必要があると認められる場合は、甲の求めに応じて、火災被害に対する被害状況調査結果の情報を提供する。

3 甲は、作成した被災者台帳のうち、乙、丙および丁の業務に必要と認められる情報を乙、丙および丁に提供する。

（窓口発行業務）

第5条 乙、丙および丁は、甲が開設するり災証明書の発行窓口において、甲の求めに応じ、り災証明書の発行についての必要な支援業務を行うものとする。

（情報管理）

第6条 甲、乙、丙および丁は、第4条の規定により提供を受けた情報を適切に管理しなければならない。

2 甲、乙、丙および丁は、提供を受けた情報について漏えい等の事故が発生したときは、直ちに提供元に報告し、適切な処置を講じなければならない。

（提供情報の目的外使用の禁止）

第7条 乙、丙および丁は、甲から提供を受けた情報を、第4条第1項および第3項に規定する業務

以外の目的に使用してはならない。

- 2 甲は、乙、丙および丁から提供を受けた情報を、第4条第2項に規定する業務以外の目的に使用してはならない。

(協議会の開催)

第8条 甲、乙、丙および丁は、定期的に協議会を開催し、円滑なり災証明書の発行体制の構築を推進する。

- 2 会長は、甲の危機管理課長とする。
- 3 構成員は、乙、丙および丁の予防課長ならびに会長が必要と認める者とする。
- 4 協議会は、会長が招集し、開催する。ただし、乙、丙および丁が必要と認める場合は、甲に協議会の開催を求めることができる。
- 5 事務局は、練馬区危機管理室危機管理課とする。

(訓練の実施)

第9条 甲、乙、丙および丁は、定期的により災証明書の発行訓練等を実施する。

(その他)

第10条 この協定の解釈に疑義を生じた場合およびこの協定に定めのない事項については、その都度、甲、乙、丙および丁が協議して決定する。

上記協定の締結を証するため、本協定書を4通作成し、甲、乙、丙および丁が記名押印の上、それぞれ1通を保管する。

平成30年2月13日

甲 東京都練馬区豊玉北六丁目12番1号
練馬区
練馬区長 前川 燿 男

乙 東京都練馬区豊玉北五丁目1番8号
東京消防庁練馬消防署
練馬消防署長 原川 英俊

丙 東京都練馬区光が丘二丁目9番1号
東京消防庁光が丘消防署
光が丘消防署長 山田 哲夫

丁 東京都練馬区下石神井五丁目16番8号
東京消防庁石神井消防署
石神井消防署長 戸谷 彰宏

資料 23-014 震災時多機能型深層無限水利の管理および活用に係る協定

東京消防庁石神井消防署（以下「甲」という。）と練馬区（以下「乙」という。）は、東京都練馬区南大泉二丁目 19 番 26 号練馬区立南大泉地区区民館敷地内に設置された震災時多機能型深層無限水利（以下「深井戸」という。）の管理および活用について、下記のとおり協定を締結する。

記

（目的）

第 1 条 この協定は、東京消防庁が消防水利として設置した深井戸に関し、災害時における消火用水、生活用水およびその他の活用について必要な事項を定める。

（深井戸の定義）

第 2 条 深井戸とは、東京消防庁が設置し、甲が管理する深井戸本体、水中モーターポンプ、自家用発電装置、採水口およびこれらに付属する構造物をいう。

（甲の責務）

第 3 条 甲は、災害時の消防水利としてその機能を最大限に発揮できるよう、深井戸の整備および管理に努めるものとする。

（区民防災組織による深井戸の利用）

第 4 条 乙は、乙が区民防災組織として登録を認めた団体（以下「区民防災組織」という。）が、災害時において乙に対し消火活動のため深井戸の利用を申し出た場合は、甲と協議するものとする。

2 前項の協議の結果、甲が区民防災組織による深井戸の利用を認めた場合は、乙は区民防災組織にその旨を通知するものとする。

3 第 1 項の協議の結果、甲が区民防災組織による深井戸の利用を認めなかった場合または甲が区民防災組織による深井戸の利用を認めた後、災害の進展により利用を一部制限することとした場合は、甲は乙にその旨を通知し、乙は区民防災組織にその旨を通知するものとする。

（生活用水としての活用）

第 5 条 乙は、災害時において深井戸を生活用水として利用したい場合は、甲と協議するものとする。

2 前項の協議の結果、乙が深井戸を生活用水として利用することを甲が認めた場合は、利用に係る給水および配水は乙の責任で行うものとする。

3 第 1 項の協議の結果、甲が必要と認めた場合は、甲は乙が深井戸を生活用水として利用することを認めないことまたは利用を一部制限することができる。

（その他の活用）

第 6 条 区民防災組織が深井戸の利用を目的とした防火防災訓練を行う場合は、区民防災組織は、乙に対し深井戸の利用を申し出ることとする。

2 前項の規定による申出があった場合は、乙は甲と協議し、甲は特別な理由がない限り、区民防災組織の深井戸の利用を認めるものとする。

3 前項の規定により甲が区民防災組織の深井戸の利用を認めた場合は、乙は区民防災組織にその旨を通知するものとする。

4 第 2 項の協議の結果、甲が区民防災組織の深井戸の利用を認めなかった場合または利用を一部制限することとした場合は、乙は区民防災組織にその旨を通知するものとする。

5 区民防災組織が深井戸を利用する場合は、甲は原則として現場に立ち会うものとする。

（費用負担）

第7条 深井戸の整備、管理および災害活動についての費用負担ならびに防火防災訓練で使用する場合の自家用発電装置の燃料に係る費用負担は、甲が行うものとする。

2 生活用水として利用する場合の自家用発電装置の燃料に係る費用負担は、乙が行うものとする。
(協議による決定)

第8条 本協定の解釈に疑義が生じた場合、または協定に定めのない事項については、その都度、甲乙が協議して決定するものとする。

(適用期間等)

第9条 本協定は、平成30年10月9日から3年間適用し、期間満了の3か月前までに甲乙いずれかからも変更の意思表示がない場合は、自動的に同一の内容で更新するものとし、以降はこの例による。

上記協定の証として本協定書を2通作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各1通を保有する。

平成30年10月9日

甲 東京都練馬区下石神井五丁目16番8号
東京消防庁
石神井消防署長 戸谷彰宏

乙 東京都練馬区豊玉北六丁目12番1号
練馬区
練馬区長 前川燿男

資料 24-001 災害時における練馬農業協同組合、石神井農業協同組合および大泉農業協同組合の協力に関する協定書

練馬区を甲とし、練馬農業協同組合、石神井農業協同組合および大泉農業協同組合を乙として、甲乙間において災害時における乙の協力について、つぎの条項により協定を締結する。

(趣旨)

第1条 この協定は、災害時において甲が行う生産緑地（生産緑地法（昭和49年法律第68号）第2条第3号に規定する生産緑地をいう。以下同じ。）の使用および生鮮食料品の調達に対する乙の協力等に関し必要な事項を定める。

(協力の内容)

第2条 乙は、甲に対し、つぎに掲げる事項について、できる限り協力する。

- (1) 災害時に仮設住宅建設用地および復旧資材置場に使用するために、乙の組合員の所有または管理する生産緑地をあっせんする。
- (2) 災害時に必要な生鮮食料品を調達すること。

(要請)

第3条 甲は、乙に対し、前条に掲げる事項について協力を要請する。

2 甲は、要請にあたり、生産緑地については使用場所を、生鮮食料品については品名・数量・納入場所を指定する。

(費用負担)

第4条 甲は、乙のあっせんした生産緑地の使用にともなう経費を負担し、その負担の範囲は甲乙協議のうえ定める。

(生産緑地の原状回復)

第5条 甲は、生産緑地の使用を終了したときは、当該生産緑地を原状回復のうえ返還する。

(あっせんに基づく契約)

第6条 甲は、乙のあっせんした生産緑地について、当該生産緑地の所有者または管理者と、当該生産緑地の使用について別途契約を締結する。

2 前項の契約については、つぎの各号に掲げる事項を定める。

- (1) 対象となる生産緑地の場所および面積
- (2) 使用期限
- (3) 原状回復の方法
- (4) 第4条に規定する費用負担について必要な事項
- (5) その他

(生鮮食料品の価格)

第7条 乙の協力により調達された生鮮食料品の価格は、甲乙協議のうえ別に定める。

(生鮮食料品の輸送中の事故)

第8条 甲の要請に基づく生鮮食料品を輸送中に乙の会員が負傷し、もしくは疾病にかかり、または死亡した場合は、甲は、災害応急措置業務従事者および水防従事者に対する損害補償に関する条例（昭和63年3月練馬区条例第11号）の規定に基づき損害補償を行う。

(協定の有効期間)

第9条 この協定の有効期間は、協定締結の日から3年間とする。ただし、この協定の有効期間満了の日の3箇月前までに、甲または乙から何らの申し出がないときは、この協定の有効期間を、有効期間満了の日の翌日から3年間更新するものとするものとし、以降も同様とする。

(協定の継続)

第10条 乙が他の農業協同組合と合併した場合においても、この協定は継続する。

(細目)

第11条 この協定を実施するために必要な事項は、別に定める。

(疑義)

第12条 この協定に定めのない事項およびこの協定の解釈に疑義が生じた場合は、甲乙協議のうえ決定する。

甲と乙とは、本協定書を4通作成し、それぞれ記名押印のうえ、その1通を保有する。

平成8年11月11日

甲 練馬区豊玉北六丁目12番1号
練馬区長 岩波 三郎

乙 練馬区春日町三丁目14番2号
練馬農業協同組合
代表理事組合長 加藤 源蔵

練馬区石神井町五丁目11番7号
石神井農業協同組合
代表理事組合長 八方 久雄

練馬区大泉学園町二丁目12番17号
大泉農業協同組合
代表理事組合長 野瀬 廣信

※ 練馬・石神井・大泉・板橋の4農協が合併し「JA東京あおば農業協同組合」に名称変更

資料 24-002 災害時における練馬農業協同組合、石神井農業協同組合および大泉農業協同組合の協力に関する協定細目

「災害時における練馬農業協同組合、石神井農業協同組合および大泉農業協同組合の協力に関する協定書」（以下「協定書」という。）第 11 条に基づく細目は、つぎのとおりとする。

（災害の定義）

第 1 条 協定書第 1 条にいう災害とは大規模地震などの非常災害をいう。

（生産緑地の範囲）

第 2 条 協定書第 1 条に定める生産緑地は、練馬区内の生産緑地であって空間として利用できない果樹園およびハウス野菜栽培地を除く生産緑地とする。

（協力の内容）

第 3 条 協定書第 2 条に定める生鮮食料品は、乙の組合員が生産しているものとする。

（協力者等の登録）

第 4 条 協定書第 2 条に定める生産緑地使用のあっせんにあたっては、乙は、あらかじめ協力者を把握し、生産緑地登録表（第 1 号様式）により、登録しておく。

2 登録した生産緑地には災害時における使用提供生産緑地である旨の表示をする。

3 前項による登録は、止むを得ない事情が生じた場合、登録取消しの届け出をすることができる。

（要請手続）

第 5 条 協定書第 3 条に定める甲の要請は、生鮮食料品の調達および農地の使用のあっせん要請書（第 2 号様式）により、乙に対して行うものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは、口頭で要請し、後日、文書をもって処理する。

（生産緑地の費用弁償）

第 6 条 協定書第 4 条による費用弁償の範囲はつぎのとおりとする。

(1) 使用した生産緑地にかかる農産物の損失補償にかかる経費

(2) その他使用にともなう経費

2 前項第 1 号にいう損失補償の額については、練馬区における農業所得標準を参考にして、甲乙協議のうえ定める。

（生鮮食品の費用弁償）

第 7 条 生鮮食料品は、災害発生時直前の価格を基準として、双方協議のうえ決める。

（費用弁償の請求）

第 8 条 第 6 条にかかる請求については、原則として、契約の翌年度以降、年度を単位として書面により甲に請求する。

2 第 7 条にかかる請求については、供給後すみやかに書面により請求する。

（合併にともなう読み替え）

第 9 条 乙が合併した場合は、協定書において、合併後の新たな農業協同組合を乙と読み替える。

（原状回復）

第 10 条 甲は生産緑地を返還する場合には、土壌検査を行うとともに、生産緑地として使用できるために必要な措置を行う。

甲と乙とは、本協定細目を 4 通作成し、それぞれ記名押印のうえ、その 1 通を保有する。

平成9年3月24日

甲 練馬区豊玉北六丁目1番1号
練馬区長 岩波 三郎

乙 練馬区春日町三丁目1番2号
練馬農業協同組合
代表理事組合長 加藤 源蔵

練馬区石神井町五丁目1番7号
石神井農業協同組合
代表理事組合長 八方 久雄

練馬区大泉学園町二丁目1番17号
大泉農業協同組合
代表理事組合長 野瀬 廣信

資料 24-003 災害時における浴場の使用および井戸水の提供に関する協定書

練馬区（以下「甲」という。）と、東京都公衆浴場業環境衛生同業組合練馬支部（以下「乙」という。）は、災害時における乙の組合員（以下「組合員」という。）が所有する浴場の使用および井戸水の提供に関し、つぎのとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、区内に災害が発生し、浴場の使用および飲料水等が必要となったとき、乙および組合員の積極的な協力を得ることにより、被災者（災害による家屋の倒壊、焼失等により自宅において入浴が困難な者として甲が認めた者をいう。）への入浴支援および区民への飲料水等の円滑な応急給水を図ることを目的とする。

（要請）

第2条 甲は、災害の発生により必要であると認めるときは、乙に対し、つぎに掲げる協力を要請するものとする。

- (1) 組合員所有の浴場により、被災者への入浴支援を行うこと。
- (2) 組合員所有の井戸において、甲及び付近住民に対して井戸水を提供すること。
- 2 前項による要請は、文書による要請を原則とする。ただし、文書による要請のいとまがないときは、口頭で要請し、事後、文書をもって処理するものとする。
- 3 第1項の要請は、乙の支部長（以下「支部長」という。）に対して行うものとする。ただし、支部長が事故または不在のときは、あらかじめ支部長が指名した者に対して行うものとする。

（協力）

第3条 乙は、前条の規定により甲から要請があったときは、組合員に対し、前条第1項第1号および第2号に掲げる要請に協力させるものとする。

2 被災者への入浴支援は、あらかじめ甲と乙との間で協議のうえ定める料金および期間により行うものとする。

（給水設備の設置）

第4条 甲は、災害時における応急給水を円滑に実施するため、組合員所有井戸に対し、応急給水用設備として給水栓および消火栓（以下「給水設備」という。）を、組合員の承諾を得て設置することができる。

- 2 前項による給水設備の設置は、飲料水が確保しにくい地域とし、工事内容等を含め、甲乙協議のうえ決定するものとする。
- 3 第1項により設置した給水設備は、甲の所有とする。

（看板の掲示）

第5条 甲は、組合員所有の浴場に、付近住民の見やすい場所に「災害時協力浴場」である旨の看板を掲示することができる。

（給水設備の管理等）

第6条 組合員は、甲が設置した設備について、平素においてつぎに掲げる管理を行うものとする。

- (1) 給水設備の破損および漏水の有無の確認
- (2) おおむね年2回の井戸水の水質検査
- 2 乙組合員は、前項に基づく管理により、設備の異常を認めたときは甲へ報告するものとする。
- 3 甲は、前項に基づく報告があった場合は、速やかに修理等の処置を行うものとする。

（費用負担）

第7条 甲は、つぎの経費を負担するものとする。

- (1) 設備の設置に要する経費
- (2) 給水設備の修理に要する経費
- (3) 給水設備の撤去に要する経費
- (4) 水質検査に要する経費

(給水設備設置に要する土地の提供)

第8条 乙は、給水設備の設置に必要な土地を、甲に無償で使用提供するものとする。

(協議)

第9条 この協定の解釈について疑義が生じたとき、またはこの協定の実施に関して必要な事項は、甲・乙協議して定めるものとする。

(有効期間)

第10条 この協定の有効期間は、協定締結の日から3年間とする。ただし、期間満了の日の3カ月前までに甲・乙なんらかの申し出がないときは、更に3年間延長されたものとみなす。

上記協定締結の証として本協定書を2通作成し、甲乙記名押印のうえ、それぞれ1通を保有するものとする。

平成9年3月21日

甲 東京都練馬区豊玉北六丁目12番1号
練馬区長 岩波 三郎

乙 東京都練馬区小竹町一丁53番5号
東京都公衆浴場業環境衛生同業組合
練馬支部長 船木 逸雄

資料 24-004 災害時の区とボーイスカウトとの協力に関する協定書

練馬区（以下「甲」という。）と日本ボーイスカウト東京連盟練馬地区（以下「乙」という。）は、練馬区内に地震、風水害その他の災害が発生し、または発生のおそれがある場合（以下「災害時」という。）における災害応急業務について、つぎのとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、練馬区地域防災計画に基づき、甲が行う災害応急業務に対する乙の協力について必要な事項を定めるものとする。

（協力内容）

第2条 甲が行う災害応急業務に対する乙の協力内容は、甲が災害時に開設する避難所におけるつぎの活動とする。

- (1) 避難所の運営に関すること。
- (2) 被災した子どものための援助活動に関すること。
- (3) その他被災者の救援・救護に必要な活動に関すること。

（要請手続等）

第3条 甲が、乙に対して前条に規定する協力を要請する必要がある場合、乙の指定する者に要請書（第1号様式）により通知する。ただし、時間的な余裕がないとき等は、口頭で要請し、その後速やかに書面で通知するものとする。

（協力の履行）

第4条 乙は、前条の規定により甲の要請を受けたときは、特別な理由がない限り協力するものとする。

2 乙は、甲が地震発生時に開設する避難所（以下「避難拠点」という。）において第2条に規定する災害応急業務に対する協力を行う場合は、避難拠点運営連絡会や防災会等の地域の区民防災組織と連携して活動を行うものとする。

（負担）

第5条 甲は、乙がこの協定に基づき行う協力活動のために必要とする物資、設備その他のものを可能な範囲で提供するものとする。

（協力期間）

第6条 乙が第2条に規定する災害応急業務に対する協力活動を行う期間は、原則として災害が発生した日から7日以内とし、避難所の閉鎖までとする。

2 前項の規定にかかわらず、乙は、活動が極めて困難または不可能と認められる場合に、甲と協議して活動を停止することができる。

（損害補償）

第7条 この協定に基づき災害応急業務に従事した乙の団員が、当該業務により負傷し、もしくは疾病にかかり、または死亡した場合で、かつ、他の法令その他により補償を受けることができない場合は、甲は練馬区災害応急措置業務従事者および水防従事者に対する損害補償に関する条例（昭和63年3月練馬区条例第11号）の規定に基づき、損害補償を行う。

（平常時の連携）

第8条 乙は、甲や地域の区民防災組織等が主催する訓練や意見交換会等に、参加するよう努めるものとする。訓練参加の費用は、乙の負担とする。

（連絡体制等）

第9条 甲および乙は、第3条の規定による要請等を円滑に行うため、連絡担当者等を記載した協定事務担当者名簿（第2号様式）を作成し、毎年、相互に通知するものとする。

2 乙は、各団（地区内で活動している団体）の担当者および協力活動を行う避難拠点を決定し、書面（第3号様式）により、毎年、甲に通知するものとする。

3 前2項に規定する通知の内容に変更があった場合は、甲および乙は速やかに相手方に通知するものとする。

（協定期間および更新）

第10条 この協定の有効期間は、協定締結の日から令和5年3月31日までとする。ただし、期間満了の日の3か月前までに、甲または乙のいずれからも協定終了の意思表示がないときは、さらに1年間有効期間を延長するものとし、以後同様とする。

(協議)

第12条 この協定に定めのない事項およびこの協定の解釈について疑義が生じたときは、甲および乙が協議して定める。

(旧協定の取扱い)

第13条 この協定の締結に伴い、平成13年8月30日付けで締結した「災害時の区とボーイスカウトとの協力に関する協定書」および「災害時の区とボーイスカウトとの協力に関する協定細目」は、廃止することとする。

甲と乙は、この協定を証するため、本書2通を作成し、それぞれ記名押印の上、各1通を保有する。

令和4年3月25日

甲 練馬区 長

前川 耀男

乙 日本ボーイスカウト東京連盟練馬地区
地区委員長

中田 昇

資料 24-005 災害時における葬祭等に関する協力協定書

練馬区（以下「甲」という。）と社団法人全日本冠婚葬祭互助協会（以下「乙」という。）は、練馬区内に災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定める地震、風水害、その他の災害が発生した時（以下「災害時」という。）における協力に関しつぎのとおり協定を締結する。

（協定の目的）

第1条 この協定は、災害時に多数の被災者が集中的に発生した場合における、甲が行う遺体の迅速かつ円滑な応急的処理に要する棺等葬祭用品の供給および遺体搬送等（以下「業務」という。）を乙に求める時の手続等必要な事項を定めることを目的とする。

（協力業務の内容）

第2条 乙の協力業務の内容はつぎのとおりとする。

- (1) 遺体の収容および安置に必要な資機材および消耗品の提供
- (2) 遺体の搬送用寝台車および霊柩車等による遺体搬送
- (3) 遺体の安置に必要な施設の提供
- (4) 甲が設置した避難拠点等における被災者に対する食事等の供給
- (5) 帰宅困難者の一時的支援
- (6) 前各号に掲げるもののほか、特に甲から要請のあった事項

（要請手続）

第3条 前条の規定による甲の要請は、練馬区災害対策本部長が行う。ただし、災害の状況により副本部長、本部員からも要請を行うことができるものとする。

2 甲が乙に要請するにあたっては、つぎに掲げる事項を口頭または電話、ファクシミリ等をもって連絡するものとし、その後速やかに、甲は災害時協力要請書（第1号様式）を乙に提出するものとする。

要請を行った者の職氏名および担当者氏名

- (1) 要請内容
- (2) 履行の期日（期間）および場所
- (3) その他必要な事項

（業務の実施）

第4条 乙は、甲の指示に従い業務を実施するものとする。

（報告）

第5条 乙は、第2条の業務を実施したときは、つぎに掲げる事項を口頭または電話等をもって甲に報告するものとし、その後速やかに、乙は災害時要請業務実施報告書（第2号様式）を甲に提出するものとする。

- (1) 実施業務内容
- (2) 従事者の氏名
- (3) その他必要な事項

（経費の負担）

第6条 第2条に規定する業務に要した経費は、甲が負担する。

（経費の請求）

第7条 前条の規定により甲が負担すべき経費については、乙は積算根拠を示す供給等業務実績一覧表等を添付した請求書により甲に一括して請求するものとする。

2 乙が遺族等の要請により甲の要請事項の範囲を超える協力を行った場合、その部分に相当する経

費は、乙が当該要請を行った遺族等に請求する。

(経費の支払)

第8条 甲は、前条第1項の規定に基づき乙から経費の支払の請求があったときは、乙の指定する支払先に対して速やかにこれを支払うものとする。

(価格の決定)

第9条 甲が負担する経費の価格は、災害発生の直前における災害救助法（昭和22年法律第118号）第23条、災害救助法施行令（昭和22年政令第225号）第9条、災害救助法施行細則（昭和38年規則第136号）第2条、別表第1に基づく基準額を参考にして、甲、乙協議の上で決定するものとする。

(損害の負担)

第10条 業務の実施に伴い損害が生じたときは、その賠償の責について、甲、乙協議して定める。

(損害補償)

第11条 甲は、業務従事者が、業務実施中において負傷または疾病にかかりもしくは死亡した場合で、かつ他の法令その他により補償を受けることができない場合は、災害応急措置業務従事者および水防従事者に対する損害補償に関する条例（昭和63年練馬区条例第11号）に基づき、これを補償するものとする。ただし、訓練にかかわるものを除く。

(支援体制の整備)

第12条 乙は、災害時における円滑な業務の協力が行えるよう、広域応援体制および情報伝達体制の整備に努めるものとする。

(訓練への参加)

第13条 乙は、甲が行う防災訓練等に参加するよう努める。ただし訓練の参加に関して、乙は原則として無償で行うものとする。

(連絡責任者)

第14条 この協定に関する連絡責任者は、甲にあつては危機管理室防災課長とし、乙にあつては東京中部地区本部長代行とする。

(災害時の情報提供)

第15条 乙は協力業務中に得た災害情報を、積極的に甲に提供するものとする。

(現況の報告)

第16条 乙は、協力業務の円滑な実施を図るため、加盟会員名簿を毎年4月1日現在で甲に提出するものとする。

(協議)

第17条 この協定に定めのない事項および疑義が生じた事項については、その都度、甲、乙協議のうえ決定するものとする。

(有効期限)

第18条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成17年3月31日までとする。ただし、期間満了の日の3箇月前までに甲または乙からなんらの申し出がないときは、さらに1年間延長するものとし、以後この例による。

本協定の締結の証として、協定書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各1通を保有する。

平成16年6月17日

甲 練馬区豊玉北6丁目12番1号
練馬区長 志村 豊志郎

乙 港区虎ノ門3丁目6番2号 第2秋山ビル
社団法人全日本冠婚葬祭互助協会
会長 吉田 茂視

※ 様式は省略

※ 第14条「危機管理室防災課長」は令和6年3月現在「危機管理室防災計画課長」の職にある者とする

資料 24-006 災害時における葬祭等に関する協力協定書

練馬区（以下「甲」という。）と全東京葬祭業連合会（以下「乙」という。）は、練馬区内に災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定める地震、風水害、その他の災害が発生した時（以下「災害時」という。）における協力に関しつぎのとおり協定を締結する。

（協定の目的）

第1条 この協定は、災害時に多数の被災者が集中的に発生した場合における、甲が行う遺体の迅速かつ円滑な応急的処理に要する棺等葬祭用品の供給及び遺体搬送等（以下「業務」という。）を乙に求めるときの手続等必要な事項を定めることを目的とする。

（協力業務の内容）

第2条 乙の協力業務の内容はつぎのとおりとする。

- (1) 遺体の収容及び安置に必要な資機材及び消耗品の提供
- (2) 遺体の搬送用寝台車及び霊柩車等による遺体搬送
- (3) 遺体の安置に必要な施設の提供
- (4) 甲が設置した震災救援助等における被災者に対する食事等の供給
- (5) 帰宅困難者の一時的支援
- (6) 前各号に掲げるもののほか、特に甲から要請のあった事項

（要請手続）

第3条 前条の規定による甲の要請は、練馬区災害対策本部長が行う。ただし、災害の状況により副本部長、本部員からも要請を行うことができるものとする。

2 甲が乙に要請するにあたっては、つぎに掲げる事項を口頭または電話、ファクシミリ等をもって連絡するものとし、その後速やかに、甲は災害時協力要請書（第1号様式）を乙に提出するものとする。

- (1) 要請を行った者の職氏名および担当者氏名
- (2) 要請内容
- (3) 履行の期日（期間）および場所
- (4) その他必要な事項

（業務の実施）

第4条 乙は、甲の指示に従い業務を実施するものとする。

（報告）

第5条 乙は、第2条の業務を実施したときは、次に掲げる事項を口頭又は電話等をもって甲に報告するものとし、その後速やかに、乙は災害時要請業務実施報告書（第2号様式）を甲に提出するものとする。

- (1) 実施業務内容
- (2) 従事者の氏名
- (3) その他必要な事項

（経費の負担）

第6条 第2条に規定する業務に要した経費は、甲が負担する。

（経費の請求）

第7条 前条の規定により甲が負担すべき経費については、乙は積算根拠を示す供給等業務実績一覧表等を添付した請求書により甲に一括して請求するものとする。

2 乙が遺族等の要請により甲の要請事項の範囲を超える協力を行った場合、その部分に相当する経費は、乙が当該要請を行った遺族等に請求する。

(経費の支払)

第8条 甲は、前条第1項の規定に基づき乙から経費の支払の請求があったときは、乙の指定する支払先に対して速やかにこれを支払うものとする。

(価格の決定)

第9条 甲が負担する経費の価格は、災害発生の前における災害救助法（昭和22年法律第118号）第23条、災害救助法施行令（昭和22年政令第225号）第9条、災害救助法施行細則（昭和38年東京都規則第136号）第2条、別表第1に基づく基準額を参考にして、甲、乙協議の上で決定するものとする。

(損害の負担)

第10条 業務の実施に伴い損害が生じたときは、その賠償の責について、甲、乙協議して定める。

(損害補償)

第11条 甲は、業務従事者が、業務実施中において負傷し又は疾病にかかりもしくは死亡した場合で、かつ他の法令その他により補償を受けることができない場合は、災害応急措置業務従事者および水防従事者に対する損害補償に関する条例（昭和63年練馬区条例第11号）に基づき、これを補償するものとする。ただし、訓練に係わるものを除く。

(支援体制の整備)

第12条 乙は、災害時における円滑な業務の協力が行えるよう、広域応援体制及び情報伝達体制の整備に努めるものとする。

(訓練への参加)

第13条 乙は、甲が行う防災訓練等に参加するよう努める。ただし訓練の参加に関して、乙は原則として無償で行うものとする。

(連絡責任者)

第14条 この協定に関する連絡責任者は、甲にあつては危機管理室防災課長とし、乙にあつては全東京葬祭業連合会会長とする。

(災害時の情報提供)

第15条 乙は協力業務中に得た災害情報を、積極的に甲に提供するものとする。

(現況の報告)

第16条 乙は、協力業務の円滑な実施を図るため、加盟会員名簿を毎年4月1日現在で甲に提出するものとする。

(協議)

第17条 この協定に定めのない事項及び疑義が生じた事項については、その都度、甲、乙協議のうえ決定するものとする。

(有効期限)

第18条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成17年3月31日までとする。ただし、期間満了の日の3箇月前までに甲または乙からなんらの申し出がないときは、さらに1年間延長するものとし、以後この例による。

本協定の締結の証として、協定書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各1通を保有する。

平成16年6月21日

- 甲 練馬区豊玉北6丁目12番1号
練馬区長 志村 豊志郎
- 乙 文京区本駒込3丁目30番3号
全東京葬祭業連合会会長 渋谷 昌紀
- 文京区本駒込3丁目30番3号
東京都葬祭業協同組合理事長 久保 正数
- 江戸川区春江町3丁目45番12号
東武葬祭協同組合理事長 泉 幸延
- 杉並区梅里1丁目21番4号
東都聖典協同組合理事長 渋谷 昌紀
- 世田谷区上北沢4丁目33番3号
山手葬祭協同組合理事長 清水 定雄

※ 様式は省略

※ 第14条「危機管理室防災課長」は令和6年3月現在「危機管理室防災計画課長」の職にある者とする

資料 24-007 練馬区民の防災・減災活動への取組支援に関する協定書

練馬区（以下「甲」という。）と株式会社エムビーディー（以下「乙」という。）とは、練馬区内の地震、風水害、火災、事故その他の災害（以下「災害」という。）に対する練馬区民の防災・減災活動への支援に関し、つぎのとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲および乙が地域における各々の役割と使命に基づき、平時から区民および区民防災組織（以下「区民等」という。）の防災・減災への取組を支援するために、相互に協力することを目的とする。

（支援内容）

第2条 乙は、区民等を対象とした防災・減災取組支援ホームページを自ら企画し、区民等が防災への取組に関して容易に情報を収集・提供できるようホームページを運営する。

2 甲および乙は、災害が発生し、または発生するおそれのある場合および防災訓練時には、つぎの各号について相互に協力し、または協力を要請することができる。

(1) 乙の管理下にある人員および設備等を提供すること。

(2) 甲が所有し、または管理する施設設備等を提供すること。

(3) その他前各号に定めた関連事項で、可能なものについて協力すること。

3 甲および乙は、前項の規定による要請を受けたときは、その緊急性に配慮して、可能な範囲においてこれに協力する。

4 第2項の要請は、要請事項を明らかにして文書で行う。ただし、緊急を要するため文書によることができないときは、口頭、電話等により要請を行い、偽実速やかに文書を提出するものとする。

（法令順守）

第3条 甲および乙は、前条の規定に基づく支援活動の中で知り得た個人情報について、互いに法令に基づいて厳正に取り扱うものとする。

（連絡責任者）

第4条 第2条の規定に基づく支援活動が確実・円滑に実施できるように、甲および乙はそれぞれの連絡責任者を定め、相互に届けておくこととする。

（費用負担）

第5条 第2条に規定する協力に対して、乙が要した経費（ホームページ用ホスティングサービス使用料等で、人件費を除いた経費）については、適正な方法により算出した金額を、甲が負担する。

2 前項の負担につき疑義が生じたときは、甲および乙が協議し、負担すべき額を決定する。

3 前各項の規定にかかわらず、甲が行う防災訓練への参加は、特段の事情がない限り原則として乙の負担とする。

（有効期間）

第6条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成19年3月31日までとする。ただし、期間満了の3か月前までに甲および乙から書面による解約の申し出がないときは、さらに1年間延長したものとみなし、以後この例による。

（協議）

第7条 この協定に定めのない事項またはこの協定に関して疑義が生じた場合は、甲および乙が協議し決定する。

甲と乙は、本協定書を2通作成し、それぞれ記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成18年4月20日

甲 練馬区豊玉北六丁目12番1号
練馬区長 志村 豊志郎

乙 練馬区大泉学園町四丁目17番30号
株式会社エムビーディー
代表取締役社長 秋山 真理

資料 24-008 災害時における理容活動および資器材等の提供に関する協定書

練馬区（以下「甲」という。）と東京都理容生活衛生同業組合練馬支部（以下「乙」という。）は、災害時における理容活動および資器材等の提供に関し、つぎのとおり協定を締結する。

なお、平成19年12月17日付け「災害時における理容活動および資器材等の提供に関する協定書」は、この協定の締結により効力を失う。

（目的）

第1条 この協定は、災害時における理容活動および資器材等の提供に関する協力体制を確立し、区民の安定した生活の確保を図ることを目的とする。

（業務内容）

第2条 乙は、甲の要請に基づき、災害時においてつぎに掲げる業務を行うものとする。

- (1) 理容
- (2) 理容に必要な資器材および消耗品の提供

（要 請）

第3条 甲は、前条に規定する業務の要請を行うときは、災害時における理容活動および資器材等提供要請書（様式。以下「要請書」という。）を乙に提出するものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭により要請を行うことができる。この場合において、甲は、事後速やかに要請書を乙に提出するものとする。

（理容派遣者）

第4条 第2条第1号の理容は、理容師法（昭和22年法律第234号）に定める理容師免許証を有する者で、乙の組合員、従業員および甲または乙にボランティア登録した者が行うものとする。

（理容師派遣対象者）

第5条 第2条第1号の理容は、理容師法施行令（昭和28年政令第232号）第4条第1号に該当する被災者を対象とする。ただし、被災者のうち既に就労している者を除くものとする。

（理容費）

第6条 この協定に基づき理容を行った場合において、乙は被災者から当該理容に係る費用を徴収しないものとする。

（費用負担）

第7条 第2条第2号の理容に必要な資器材および消耗品の提供に係る費用については、甲が負担する。

（連絡責任者）

第8条 甲および乙は、相互の連絡を円滑に行うため、担当窓口を設置（担当窓口に変更等があった場合を含む。）し、その連絡先、担当者その他必要事項を甲に報告するものとする。

（平常時の啓発活動）

第9条 乙は、平常時から防災に関する普及啓発活動に努めるものとし、その一環として、乙の組合員の店舗において防災ポスター、あっせん用品パンフレット等を設置するものとする。

2 甲は乙と協力し、平常時において防災講習会等を開催し、広く防災意識の啓発に努めるものとする。

（損害補償）

第10条 この協定に基づく災害時の業務に従事した者が、その業務により死亡し、負傷し、または疾病にかかり、他の法令等により補償を受けられないときは練馬区災害応急措置業務従事者および水防従事者に対する損害補償に関する条例（昭和63年3月練馬区条例第11号）の規定に基づき、甲が

補償する。

(訓練等)

第11条 甲および乙は、平時から相互に情報を交換するとともに、乙は、甲が実施する防災訓練等に積極的に参加するよう努めるものとする。

(協定期間および更新)

第12条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成26年3月31日までとする。

2 前項の期間満了の日の3か月前までに、甲または乙のいずれからこの協定を終了し、または改正する意思表示のないときは、さらに1年間有効期間を延長するものとし、以後この例による。

(協議)

第13条 この協定に定めのない事項およびこの協定の解釈について疑義が生じたときは、甲乙協議のうえ決定する。

甲と乙は、本協定書を2通作成し、それぞれ記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

平成25年9月18日

甲 東京都練馬区豊玉北六丁目12番1号
練馬区長 志村 豊志郎

乙 東京都練馬区氷川台三丁目25番1号
東京都理容生活衛生同業組合 練馬支部
支部長 豊島 力

資料 24-009 災害時における電気設備等の応急復旧作業に関する協定書

練馬区（以下「甲」という。）と財団法人関東電気保安協会東京北事業本部練馬事業所（以下「乙」という。）は、災害時における電気設備等の応急復旧作業に関し、つぎのとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、練馬区内で災害が発生した場合において、電気設備等の安全を確立するとともに、区民の安定した生活および事業所の事業活動の確保を図ることを目的とする。

（定義）

第2条 この協定における「電気設備等」とは、電気事業法（昭和39年法律第170号）

第38条に規定する一般用電気工作物、事業用電気工作物および自家用電気工作物をいう。

（業務内容）

第3条 乙は、甲の要請に基づき、災害時においてつぎに掲げる業務を行うものとする。

- (1) 電気設備等の応急復旧作業に関する労務の提供
- (2) 小型発電機等の機材の貸出し
- (3) 前2号に掲げるもののほか、特に必要と認められる事項への協力

（要請）

第4条 前条の規定により甲が要請する場合には、つぎの事項を明らかにして、電話その他の通信手段により乙に通知し、その後速やかに文書を提出するものとする。

- (1) 災害の概況
- (2) 前条第1号に掲げる業務を要請するときは、応急復旧作業を実施する場所および電気工作物の種別
- (3) 前条第2号に掲げる業務を要請するときは、貸出品名、貸出数量、貸出場所および貸出期間
- (4) 前3号に掲げるもののほか、必要な事項

（協力内容）

第5条 乙は、前条の規定により甲の要請を受けたときは、特別な理由がない限り、可能な範囲において、電気設備等の応急復旧作業の業務に従事するものとする。

（資料提出）

第6条 甲は、第3条第2号に掲げる機材の貸出しを受けることを予定する施設等の一覧について、あらかじめ作成し、乙に提出するものとする。

（費用負担）

第7条 甲は、第3条に規定する乙の業務に要した費用を負担するものとする。

（損害補償）

第8条 この協定に基づく業務に従事した者が、その業務により死亡し、負傷し、または疾病にかかったときは、練馬区災害応急措置業務従事者および水防従事者に対する損害補償に関する条例（昭和63年3月練馬区条例第11号）の規定に基づき、甲が補償する。

2 甲は、甲の責に帰すべき事由により、第3条第2号に掲げる機材をき損し、または滅失したときは、乙に対してその損害を賠償する。

（協定期間および更新）

第9条 この協定の有効期間は、協定の締結日から平成23年3月31日までとする。ただし、この協定の有効期間満了の1箇月前までに、甲または乙のいずれからもこの協定を解除または変更する意思表示がないときは、この協定の有効期間はさらに1年間延長するものとし、以後は同様とする。

（協議）

第10条 この協定に定めのない事項およびこの協定に関して疑義が生じたときは、甲乙協議して定めるものとする。

甲と乙は、この協定を証するため、本書2通を作成し、それぞれ記名押印の上各1通を保有する。

平成23年2月22日

甲 東京都練馬区豊玉北六丁目12番1号
練馬区
練馬区長 志村 豊志郎

乙 東京都練馬区豊玉南三丁目1番1号
財団法人関東電気保安協会
東京北事業本部
練馬事業所長 米本 和道

資料 24-010 災害時における特別法律相談に関する協定

練馬区（以下「甲」という。）と練馬法律相談クラブ（以下「乙」という。）とは、練馬区の区域内（以下「区内」という。）において、大震災その他これに準ずる災害（以下「災害等」という。）が発生した際に、区民生活の円滑な復興を図るための特別な法律相談（以下「特別法律相談」という。）の実施について、つぎのとおり協定を締結する。

（総則）

第1条 この協定は、区内で災害等が発生した際に、練馬区地域防災計画に基づき甲が行う救済・復興活動の一環として甲が実施する特別法律相談につき、乙の会員のうち当該相談を担当する弁護士（以下「担当弁護士」という。）の業務について必要な事項を定める。

（担当弁護士派遣の要請）

第2条 甲は、区内で災害等が発生し、特別法律相談を実施する必要があるときは、乙に対し担当弁護士の派遣を要請するものとする。

（担当弁護士派遣計画の提出等）

第3条 乙は、前条の規定による要請を受けた場合は、速やかに担当弁護士の派遣計画を策定し、甲に提出するとともに、甲が指定する特別法律相談の場所に担当弁護士を派遣し、相談業務に当たらせるものとする。

（特別法律相談の活動場所等）

第4条 特別法律相談の場所、時間、受付手続その他相談方法については、平常時における甲が実施する法律相談を参考にして、甲乙協議の上、別に定めるものとする。

（特別法律相談の内容）

第5条 特別法律相談の内容は、災害等に起因する法律問題全般とする。

（相互協力）

第6条 甲と乙は、特別法律相談を円滑に行うため、派遣担当弁護士の名簿作成、地域割り、特別法律相談の周知等について協力して実施する。

（相談料）

第7条 特別法律相談に係る利用者の相談料は、無料とする。

（謝礼）

第8条 相談業務に従事した担当弁護士に対する謝礼は、平常時における甲が実施する法律相談の額を基準とし、甲乙協議の上、別に定めるものとする。

（損害補償）

第9条 甲の要請に基づく、乙の当該相談業務に起因する担当弁護士の損害補償は、練馬区災害応急措置業務従事者および水防従事者に対する損害補償に関する条例（昭和63年3月練馬区条例第11号）の例により、甲が補償するものとする。

（応援弁護士）

第10条 乙は、乙所属以外の弁護士に対し、この協定に基づく特別法律相談業務への協力要請をすることができる。

2 前項の協力要請に基づき、特別法律相談業務に従事した担当弁護士に対する謝礼その他必要な事項は、この協定の定めに基づき定めるものとする。

（協定の期間）

第11条 この協定の期間は、平成26年1月24日から平成26年3月31日までとする。ただし、期間満了の日の1か月前までに、甲または乙から何らの申し出がないときは、更に1年間延長するものとし、

その後もまた同様とする。

(細目)

第12条 この協定を実施するための必要な事項については、甲乙協議の上、別に定めるものとする。

(協議)

第13条 この協定に定めのない事項については、甲乙協議の上、決定するものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各々1通を保有する。

平成26年1月24日

東京都練馬区豊玉北六丁目12番1号
甲 練馬区
練馬区長 志 村 豊 志 郎

東京都練馬区豊玉北六丁目12番1号
乙 練馬法律相談クラブ
代表幹事 仲 居 康 雄

資料 24-011 災害時における応急対策業務の協力に関する協定書

練馬区内に災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害が発生した時（以下「災害時」という。）における応急対策業務の協力に関して、練馬区を甲、大泉学園駅北口地区第一種市街地再開発事業の施設建築物施設部分の管理者であるリズム大泉学園施設管理組合を乙とし、甲および乙間において、つぎの条項により協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時に甲および乙が行う応急対策業務その他についての相互協力に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（業務の内容）

第2条 業務の内容は、つぎの各号に掲げる事項とする。

- (1) 乙は、災害時に周辺住民や帰宅困難者等に対し、乙の管理する施設屋上庭園（別図1）を一時滞在場所として開放すること。
- (2) 甲は、乙に対し、災害時における乙の要請に基づき、必要な支援を行うこと。
- (3) 前2号に掲げるほか、前2号の業務の執行に際して甲が必要と認める事項

（協力要請の手続）

第3条 甲および乙は、相互に協力を要請するときは、業務内容、理由、日時、実施場所およびその他必要な事項を明らかにして要請しなければならない。ただし、そのいとまがないときは、甲および乙における各々の判断により、第2条に規定する業務を開始して、事後に通知するものとする。

（双方の義務）

第4条 甲および乙は、この協定に定めた事項に関し、特段の理由がない限り、誠意をもって必要な業務を行うこととする。

（連絡調整）

第5条 この協定に係る連絡調整は、甲および乙が指定するつぎの者が行う。

- (1) 甲の指定する者 練馬区危機管理室防災課長
- (2) 乙の指定する者 リズム大泉学園施設管理組合理事長

（協力）

第6条 甲および乙は、第2条に規定する業務の実施に要した費用を、相互に請求することができる。

（訓練等）

第7条 乙は、自ら防災訓練を実施するよう努めるほか、甲が実施または後援する防災訓練等に積極的に参加するよう努めるものとする。この場合において、訓練参加に要する費用等は、原則として、乙の負担とする。

（損害補償）

第8条 この協定に基づき災害時の業務に従事した者が、当該業務により負傷し、疾病にかかり、または死亡した場合で、かつ他の法令により補償を受けることができない場合において、甲は、練馬区災害応急措置業務従事者および水防従事者に対する損害補償に関する条例（昭和63年3月練馬区条例第11号）の例により、損害補償を行う。

（協定期間および更新）

第9条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成28年3月31日までとする。ただし、期間満了の日の3か月前までに、甲または乙のいずれからも何ら意思表示がないときは、さらに1年間有効期間を延長するものとし、以後同様とする。

(細目)

第10条 この協定の業務の詳細および実施に関する細目は、別に定める。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項およびこの協定の解釈について疑義が生じたときは、
甲乙協議のうえ決定する。

甲および乙は、本書を2部作成し、それぞれ記名押印のうえ、各自その1部を保有する。

平成27年3月19日

東京都練馬区豊玉北六丁目12番1号

甲 練馬区

練馬区長 前川 耀男

東京都練馬区東大泉一丁目28番1号

乙 リズモ大泉学園施設管理組合

理事長 西武鉄道株式会社 取締役社長 若林 久

※ 第5条「練馬区危機管理室防災課長」は令和6年3月現在「練馬区危機管理室防災計画課長」の職にある者とする

資料 24-012 災害時における福祉用具等物資の優先供給等協力に関する協定

(趣旨)

第1条 練馬区(以下「甲」という。)と一般社団法人日本福祉用具供給協会(以下「乙」という。)とは、練馬区内に地震、風水害その他による災害が発生し、または発生のおそれがある場合(以下「災害時」という。)に、相互に協力して避難所等において必要とされる介護用品・衛生用品等の福祉用具等(以下「福祉用具等」という。)物資を確保することに関して必要な事項を定めるものとする。

(協力事項の発動)

第2条 この協定に定める災害時の協力事項は、原則として甲が練馬区災害対策本部を設置し、乙に対して要請を行ったときから発動するものとする。

(福祉用具等物資供給の協力要請)

第3条 災害時において、甲が福祉用具等の物資を必要とするときには、甲は、乙に対して福祉用具等物資の供給について協力を要請することができる。また、甲は乙の指定する者が福祉用具等物資を円滑に設置搬入できるよう、関係部署との連絡調整を行うものとする。

(福祉用具等物資供給の協力実施)

第4条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、取り扱う福祉用具等物資の優先供給および運搬に対する協力等に積極的に努めるものとする。

(福祉用具等物資の内容)

第5条 甲が乙に要請する災害時の福祉用具等物資の内容は、甲乙協議の上、あらかじめ別表に定めておくものとする。

2 乙は、甲の要請があったときは、前項により定めた福祉用具等物資以外の物資の供給についても可能な範囲で協力するものとする。

(物資の供給方法、受渡しおよび運搬)

第6条 乙は、物資の供給をレンタルまたは販売によって行うものとし、いずれによるかは甲乙協議の上、決定するものとする。

2 前条に規定する物資の受渡し場所は、甲が状況に応じ指定するものとし、当該場所において甲または甲の指定する者が確認して引き取るものとする。

3 物資の運搬は、乙の指定する者が行うものとする。ただし、乙の指定する者による運搬が困難である場合は、運搬の一部または全てを甲または甲の指定する者が行うものとする。

(福祉用具等物資供給の要請手続)

第7条 甲は、第3条の規定により、乙に対し福祉用具等物資の供給を要請するときは、福祉用具等物資供給要請書(第1号様式)(以下「要請書」という。)により行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭、電話等により要請し、その後速やかに要請書を提出するものとする。

(報告)

第8条 乙は、物資の供給を実施したときは、福祉用具等物資供給報告書(第2号様式)

(以下「報告書」という。)により報告を行うものとする。ただし、報告書により報告ができない場合は、口頭により報告し、その後速やかに報告書を提出するものとする。

(福祉用具等物資の適合確認)

第9条 福祉用具等物資の適合確認は、甲の要請に対し乙の指定する福祉用具専門相談員が必要に応じて、現地の状況や災害時要配慮者の状態に合わせて行うものとする。

(車両の通行)

第10条 甲は、乙の指定する者が物資を運搬または供給する際には、警察等の関係機関への連絡を行い、

乙の指定する者の車両が緊急通行車両として通行できるように支援するものとする。また、甲は乙の指定する者が燃料、車両等の輸送手段の確保が困難な場合には協力を行うものとする。

(損害の負担)

第 11 条 本協定に基づく協力の実施にあたり損害（物資の紛失、福祉用具等が原因となる事故等）が生じたときは、その賠償の責について甲乙協議の上、決定するものとする。

(費用)

第 12 条 乙が、甲の要請により供給した福祉用具等物資および行った運搬等の費用については、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用は、災害時直前の平常時における適正な価格を基準とし、甲乙協議の上決定するものとする。

3 甲は、前 2 項の規定に基づき、乙から費用の支払請求書を受理したときは、受理した日から 30 日以内に乙の指定する口座へ振込みによって支払うものとする。ただし、支払期限については、甲乙協議の上、変更することができるものとする。

(情報連絡体制の確認)

第 13 条 甲および乙は、災害時における円滑な協力を図るため、毎年 4 月 30 日までに同月 1 日の担当者を互いに福祉用具等物資供給担当者通知書（第 3 号様式）（以下「通知書」という。）により報告するものとする。

2 年度の途中で担当者を変更した場合は、変更の日から 30 日以内に相手方に通知書により報告するものとする。

(平常時の防災活動への協力)

第 14 条 乙は、つぎに掲げる甲の平常時における防災活動に対し協力するものとする。

- (1) 甲が実施する防災啓発事業および防災訓練への参加
- (2) その他甲の要請に基づく平常時の防災活動への協力

(有効期間)

第 15 条 本協定の有効期間（以下「協定期間」という。）は、本協定締結の日から 1 年間とする。ただし、協定期間が満了する 1 か月前までに、甲または乙のいずれからも相手方に対して特段の意思表示がないときは、本協定は同一条件でさらに 1 年間更新されるものとし、その後においても同様とする。

(疑義の決定)

第 16 条 本協定に定めのない事項または本協定に疑義が生じた場合は、その都度、甲乙協議の上決定するものとする。

本協定の締結を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙記名押印の上、それぞれ 1 通を保管する。

平成 27 年 12 月 15 日

甲 東京都練馬区豊玉北 6 丁目 1 2 番 1 号
練馬区長 前 川 燿 男

乙 東京都港区浜松町 2 丁目 7 番 1 5 号
一般社団法人 日本福祉用具供給協会
理事長 小野木 孝 二

資料 24-013 災害時における練馬区と練馬区介護サービス事業者連絡協議会との介護サービス利用者の支援に関する協定書

練馬区（以下「甲」という。）と練馬区介護サービス事業者連絡協議会（以下「乙」という。）は、災害時における介護サービスの利用者に対する支援に関して、つぎのとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、練馬区の区域内（以下「区内」という。）に災害が発生し、練馬区に住所を有する介護サービスの利用者（以下「利用者」という。）が被災した場合に、安否の確認および報告ならびに介護サービスの提供を円滑に実施するために必要な事項を定めることを目的とする。

（用語の定義）

第2条 この協定における「災害」とは、区内における震度5弱以上の地震をいう。

（協力）

第3条 乙は、乙に加盟する介護サービス事業者（以下「事業者」という。）に対して、当該事業者の介護サービス事業所（以下「事業所」という。）の利用者の災害時における安否の確認および報告ならびに介護サービスの提供に、業務に支障のない範囲で協力させるものとする。

（安否の確認および報告）

第4条 前条の規定により災害時に協力する事業者または事業所（以下「事業者等」という。）は、災害が発生した場合は、利用者の安否について確認し、別に定める内容を事業所ごとに取りまとめ、できる限り速やかに区内のいずれかの総合福祉事務所に対して報告するものとする。

2 報告は電子メール、ファクシミリ、電話、訪問、その他可能な手段により行うものとし、報告に当たっての様式は別に定めるものとする。

3 甲は、事業者等から報告のあった安否情報等を、甲が実施する災害対策に活用するものとする。

（介護サービスの提供）

第5条 事業者等は、甲から乙への要請に基づき、利用者の居宅、避難拠点、福祉避難所等で、必要な居宅介護支援、訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、通所介護等の介護サービスの提供を行うものとし、介護サービスの提供の方法、内容等については、甲乙協議の上決定するものとする。

（費用負担）

第6条 甲は、事業者等が前条に規定する介護サービスの提供に際して要した経費（介護保険給付の対象となるサービスを除く。）を負担するものとする。ただし、経費の範囲および額については、甲乙協議の上決定するものとする。

（損害補償）

第7条 甲は、本協定に基づき、第4条に規定する安否の確認および報告ならびに第5条に規定する介護サービスの提供に従事した事業者等の従業員が、負傷し、もしくは疾病にかかり、または死亡した場合で、かつ、他の法令その他により補償を受けることができないときは、練馬区災害応急措置業務従事者および水防従事者に対する損害補償に関する条例（昭和63年3月練馬区条例第11号）の規定に基づき、損害補償を行うものとする。

（災害情報連絡体制の整備）

第8条 甲および乙は、災害情報等の連絡体制を整備するため、その方策について協議し、別途定めるものとする。

（情報の交換）

第9条 甲および乙は、相互の防災計画の状況、協力要請事項に関し、必要に応じて情報の交換を行う。

（守秘義務等）

第 10 条 乙および事業者等は、本協定に基づき実施した利用者の支援において知り得た個人情報を、甲以外の者に漏らしてはならない。

2 甲は、この協定の履行に当たり事業者等から提供された個人情報等を本協定の目的の範囲を超えて利用してはならない。

(協議)

第 11 条 この協定書に定めのない事項およびこの協定書に関し疑義が生じた場合は、甲乙協議の上、決定する。

(期間)

第 12 条 本協定の有効期間は、本協定締結の日から 1 年とする。ただし、期間満了の 3 か月前までに、甲または乙のいずれからも相手方に対して特段の意思表示がないときは、本協定は同一条件でさらに 1 年間更新されるものとし、その後においても同様とする。

本協定の締結を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙記名押印の上、その 1 通を保有する。

平成 29 年 3 月 22 日

東京都練馬区豊玉北六丁目 12 番 1 号
甲 練馬区
練馬区長 前川 燿男

東京都練馬区豊玉北六丁目 12 番 1 号
乙 練馬区介護サービス事業者連絡協議会
会長 中村 紀雄

資料 24-014 災害時における練馬区と練馬区障害福祉サービス事業者連絡会との障害福祉サービス利用者の支援に関する協定書

練馬区（以下「甲」という。）と練馬区障害福祉サービス事業者連絡会（以下「乙」という。）は、災害時における障害福祉サービスの利用者に対する支援に関して、つぎのとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、練馬区の区域内（以下「区内」という。）に災害が発生し、練馬区に住所を有する障害福祉サービスの利用者（以下「利用者」という。）が被災した場合に、安否の確認および報告ならびに障害福祉サービスの提供を円滑に実施するために必要な事項を定めることを目的とする。

（用語の定義）

第2条 この協定において、つぎの各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 災害 区内における震度5弱以上の地震をいう。
- (2) 障害福祉サービス つぎのいずれかに該当するサービスをいう。
 - ア 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）に基づく自立支援給付および地域生活支援事業の対象となるサービス
 - イ 児童福祉法（昭和22年12月12日法律第164号）に基づく障害児通所給付および障害児相談支援給付の対象となるサービス
 - ウ その他障害者を対象とするサービスで甲が必要と認めるもの

（協力）

第3条 乙は、乙に加盟する障害福祉サービス事業者（以下「事業者」という。）に対して、当該事業者の障害福祉サービス事業所（以下「事業所」という。）の利用者の災害時における安否の確認および報告ならびに障害福祉サービスの提供に、業務に支障のない範囲で協力させるものとする。

（安否の確認および報告）

第4条 前条の規定により災害時に協力する事業者または事業所（以下「事業者等」という。）は、災害が発生した場合は、利用者の安否について確認し、別に定める内容を事業所ごとに取りまとめ、できる限り速やかに区内のいずれかの総合福祉事務所に対して報告するものとする。

- 2 報告は電子メール、ファクシミリ、電話、訪問、その他可能な手段により行うものとし、報告に当たっての様式は別に定めるものとする。
- 3 甲は、事業者等から報告のあった安否情報等を、甲が実施する災害対策に活用するものとする。

（障害福祉サービスの提供）

第5条 事業者等は、甲から乙への要請に基づき、利用者の居宅、避難拠点、福祉避難所等で、必要な相談支援、障害児相談支援、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援（居宅系サービスのみ）、移動支援、通所系サービス（送迎のみ）等の障害福祉サービスの提供を行うものとし、障害福祉サービスの提供の方法、内容等については、甲乙協議の上決定するものとする。

（費用負担）

第6条 甲は、事業者等が前条に規定する障害福祉サービスの提供に際して要した経費（自立支援給付、地域生活支援事業、障害児通所給付および障害児相談支援給付の対象となるサービスを除く。）を負担するものとする。ただし、経費の範囲および額については、甲乙協議の上決定するものとする。

（損害補償）

第7条 甲は、本協定に基づき、第4条に規定する安否の確認および報告ならびに第5条に規定する障害

福祉サービスの提供に従事した事業者等の従業員が、負傷し、もしくは疾病にかかり、または死亡した場合で、かつ、他の法令その他により補償を受けることができないときは、練馬区災害応急措置業務従事者および水防従事者に対する損害補償に関する条例（昭和63年3月練馬区条例第11号）の規定に基づき、損害補償を行うものとする。

（災害情報連絡体制の整備）

第8条 甲および乙は、災害情報等の連絡体制を整備するため、その方策について協議し、別途定めるものとする。

（情報の交換）

第9条 甲および乙は、相互の防災計画の状況、協力要請事項に関し、必要に応じて情報の交換を行う。

（守秘義務等）

第10条 乙および事業者等は、本協定に基づき実施した利用者の支援において知り得た個人情報を、甲以外の者に漏らしてはならない。

2 甲は、この協定の履行に当たり事業者等から提供された個人情報等を本協定の目的の範囲を超えて利用してはならない。

（協議）

第11条 この協定書に定めのない事項およびこの協定書に関し疑義が生じた場合は、甲乙協議の上、決定する。

（期間）

第12条 本協定の有効期間は、本協定締結の日から1年とする。ただし、期間満了の3か月前までに、甲または乙のいずれからも相手方に対して特段の意思表示がないときは、本協定は同一条件でさらに1年間更新されるものとし、その後においても同様とする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、その1通を保有する。

平成29年3月22日

東京都練馬区豊玉北六丁目12番1号
甲 練馬区
練馬区長 前川 耀男

東京都練馬区豊玉北六丁目12番1号
乙 練馬区障害福祉サービス事業者連絡会
会長 柴山 耕史

資料 24-015 災害時における栄養・食生活支援活動の協力に関する協定書

練馬区（以下「甲」という。）と公益社団法人東京都栄養士会（以下「乙」という。）とは、災害時における栄養・食生活支援活動の協力に関し、つぎのとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、練馬区地域防災計画（以下「地域防災計画」という。）に基づき、甲が実施する栄養・食生活支援活動に対する乙の協力に関して必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この協定において「特殊栄養食品」とは、アレルギー対応食、乳児用ミルク、離乳食のほか、嚥下困難な方向けなど通常の食事を食べることができない人のための食品をいう。

（協力の要請）

第3条 甲は、地域防災計画に基づき、栄養・食生活支援活動の必要が生じたときは、乙に対し協力を要請することができる。

2 前項の要請は、要請書（第1号様式）をもって行うものとする。ただし、文書をもって要請する時間的余裕がないときは、電話等で要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

3 乙は、前2項の規定により甲から要請を受けた場合は、日本栄養士会災害支援チーム東京（JDA-DAT/TOKYO）と連携し、管理栄養士・栄養士を派遣するものとする。

4 甲は、第1項の要請の必要がなくなったときは、乙に終了を通知するものとする。

（業務の内容）

第4条 乙が派遣する管理栄養士・栄養士は、甲が指定した場所において、栄養・食生活支援活動を行うものとする。

2 管理栄養士・栄養士が行う栄養・食生活支援活動の業務は、つぎに掲げるものとする。

(1) 特殊栄養食品の提供に係る支援

(2) 被災者（要配慮者を含む。）への巡回栄養相談

(3) 避難拠点での食事状況調査や衛生指導、栄養健康教育

(4) 前3号に掲げるもののほか、状況に応じ必要な栄養・食生活支援

（指揮命令系統等）

第5条 乙が派遣する管理栄養士・栄養士に対する指揮命令および連絡調整は、甲が指定する者が行うものとする。

（輸送）

第6条 管理栄養士・栄養士の輸送は、原則として乙が行うものとする。ただし、状況により甲乙が共同して行うものとする。

2 特殊栄養食品の提供のための区内における輸送は、甲乙が共同して行うものとする。

（報告）

第7条 乙は、第4条第2項各号に掲げる業務を行ったときは、その状況を記録するとともに、業務の終了後、甲が定める様式により甲に報告するものとする。

（費用弁償等）

第8条 甲は、甲の要請に基づき、乙が派遣した管理栄養士・栄養士が第4条第2項各号に掲げる業務の実施に要した経費を負担するものとする。

2 前項に規定する費用は、災害発生時の直前における適正な価格とし、甲乙協議して定めるものとする。

（費用の支払）

第9条 乙は、甲に対し前条に規定する費用を請求する。

2 甲は、前項の規定による請求があったときは、その内容を確認し、特別な理由がない限り、遅滞なく費用を乙に支払うものとする。

（補償）

第10条 この協定に基づく業務に従事した管理栄養士・栄養士が、当該業務により、負傷し、疾病に

かかり、または死亡したときは、練馬区災害応急措置業務従事者および水防従事者に対する損害賠償に関する条例（昭和 63 年 3 月練馬区条例第 11 号）に基づき、甲が補償する。

（紛争の処理）

第 11 条 本協定に基づく業務に関して紛争が生じたときは、甲は速やかにその原因を調査し、乙と協議の上、紛争解決のための適切な措置を講じるものとする。

（訓練）

第 12 条 甲は、この協定に基づく乙の協力が円滑に行われるよう、甲が主催する防災訓練、研修会等に乙の参加を要請することができる。

（連絡体制等）

第 13 条 甲および乙は、第 3 条第 1 項の要請等を円滑に行うため、連絡責任者等を記載した協定事務担当者名簿（第 2 号様式）を作成し、相互に通知するものとする。

2 前項に規定する通知は、協定締結の日から 30 日以内に行い、名簿の内容に変更があった場合は速やかに相手方に通知するものとする。

（有効期間）

第 14 条 この協定の有効期間は、協定締結の日から令和 3 年 3 月 31 日までとする。ただし、この協定の有効期間満了の日の 1 か月前までに、甲または乙のいずれからもこの協定を解除または変更する意思表示がないときは、この協定の期間をさらに 1 年間延長するものとし、以後も同様とする。

（協議）

第 15 条 この協定に定めのない事項およびこの協定の解釈について疑義が生じたときは、甲乙協議の上、決定する。

この協定の締結を証するため、本協定書を 2 通作成し、甲乙記名押印の上、それぞれ 1 通を保有する。

令和 3 年 1 月 14 日

甲 東京都練馬区豊玉北六丁目 1 2 番 1 号

練馬区

練馬区長 前川 燿 男

乙 東京都新宿区四谷三丁目 9 番 慶和ビル 3 F

公益社団法人東京都栄養士会

会長 西村 一 弘

資料 24-016 災害時における応急対策業務に関する協定書

練馬区（以下「甲」という。）と一般社団法人日本石材産業協会（以下「乙」という。）は、災害時における石材構造物の撤去等の応急対策業務について、つぎのとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、練馬区の区域内に地震、風水害その他の災害が発生し、または発生するおそれがある場合に、甲が行う応急対策業務についての乙の協力に関し、必要な事項を定める。

（業務の内容）

第2条 乙が行う業務の内容は、つぎに掲げるとおりとする。

- (1) 住民の生活、避難等に著しい支障を及ぼしている石材構造物の撤去・移設
- (2) 被害情報等の収集および報告
- (3) 前2号に掲げる業務の実施に必要な資材等の確保
- (4) 前3号に掲げるもののほか、甲が必要と認めるもの

（協力の要請）

第3条 甲は、必要に応じて、乙に対して協力を要請することができる。

2 前項の規定による要請は、原則として書面により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭または電話等で行い、後日速やかに書面を提出するものとする。

（業務の履行）

第4条 乙は、前条第1項の規定による要請があった場合は、地域貢献の観点から、乙が作成した「災害対策マニュアル」に基づき、特別な理由がない限り、協力し業務を実施するものとする。

（業務の報告）

第5条 乙は、業務の実施に当たり、その進捗状況について、適宜、甲に報告しなければならない。

2 乙は、業務を完了したときは、速やかに、その内容を書面により甲に報告しなければならない。

（連絡責任者）

第6条 甲および乙は、互いの意思疎通を迅速かつ円滑に行うため、あらかじめ連絡責任者を定めるとともに、異動などがあった場合は、他の連絡責任者に対して、速やかに、その情報を提供するものとする。

（費用負担）

第7条 乙が業務の実施に要した費用については、甲乙協議の上決定した額を甲が負担するものとする。

（第三者等に対する損害賠償）

第8条 乙は、業務の実施に伴い、甲または第三者に損害を与えたときは、乙の責めに帰すべき事由によるものを除き、甲乙協議の上、その賠償を行うものとする。

（災害補償）

第9条 この協定に基づき災害時の業務に従事した乙の従業員が、当該業務により負傷し、もしくは疾病にかかり、または死亡した場合は、乙の責任により損害賠償を行うものとする。

（守秘義務）

第10条 乙は、この協定により業務上知り得た秘密を漏らしてはならない。

（協定期間等）

第11条 この協定の有効期間は、この協定の締結の日から令和7年3月31日までとする。

2 前項の有効期間の満了の日の1か月前までに、甲または乙のいずれからもこの協定を解除し、または変更する意思表示がないときは、更に1年間有効期間を延長するものとし、以後同様とする。

（協議）

第12条 この協定に定めるもののほか必要な事項については、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和6年2月29日

甲 練馬区豊玉北六丁目12番1号
練馬区
練馬区長 前川 耀 男

乙 東京都千代田区神田多町2番9号
一般社団法人日本石材産業協会
会長 森田 浩 介

資料30-001 練馬区の地震に関する地域危険度（表）

東京都都市整備局「地震に関する地域危険度測定調査（第9回）」（令和4年9月公表）

危険度ランク 5（高い）⇄ 1（低い）

町丁目	建物倒壊危険度			火災危険度			災害時活動困難 係数	総合危険度		
	危険量 (棟/ha)	順位	ランク	危険量 (棟/ha)	順位	ランク		危険量 (棟/ha)	順位	ランク
旭丘1丁目	2.64	1354	2	0.45	1105	3	0.21	0.64	1114	3
旭丘2丁目	1.76	2008	2	0.78	703	3	0.39	1.00	615	3
旭町1丁目	1.82	1953	2	0.64	841	3	0.23	0.56	1301	2
旭町2丁目	1.52	2347	2	0.18	1905	2	0.19	0.32	2304	2
旭町3丁目	1.74	2039	2	0.14	2156	2	0.17	0.31	2320	2
大泉学園町1丁目	1.48	2411	2	0.53	975	3	0.25	0.51	1467	2
大泉学園町2丁目	1.15	2980	1	0.20	1793	2	0.27	0.36	2059	2
大泉学園町3丁目	0.83	3666	1	0.13	2212	2	0.19	0.19	3251	1
大泉学園町4丁目	1.52	2340	2	0.49	1045	3	0.26	0.53	1392	2
大泉学園町5丁目	1.73	2048	2	0.62	864	3	0.23	0.53	1373	2
大泉学園町6丁目	2.00	1788	2	0.71	773	3	0.33	0.88	747	3
大泉学園町7丁目	1.78	1995	2	0.35	1312	2	0.26	0.55	1306	2
大泉学園町8丁目	1.83	1949	2	0.52	995	3	0.21	0.49	1538	2
大泉学園町9丁目	0.02	5124	1	0.00	5076	1	0.12	0.00	5125	1
大泉町1丁目	1.50	2386	2	0.14	2167	2	0.32	0.52	1402	2
大泉町2丁目	2.04	1749	2	0.68	800	3	0.26	0.70	986	3
大泉町3丁目	1.47	2423	2	0.49	1038	3	0.24	0.48	1582	2
大泉町4丁目	1.31	2684	2	0.23	1671	2	0.18	0.27	2603	2
大泉町5丁目	1.60	2233	2	0.70	786	3	0.21	0.48	1546	2
大泉町6丁目	2.41	1496	2	1.21	467	3	0.15	0.55	1313	2
春日町1丁目	1.10	3095	1	0.34	1327	2	0.21	0.31	2349	2
春日町2丁目	1.97	1816	2	1.05	542	3	0.22	0.68	1030	3
春日町3丁目	1.57	2282	2	0.38	1254	2	0.17	0.34	2192	2
春日町4丁目	2.14	1678	2	1.57	343	4	0.28	1.04	585	3
春日町5丁目	1.55	2306	2	0.36	1277	2	0.25	0.48	1548	2
春日町6丁目	1.68	2106	2	0.16	1974	2	0.13	0.25	2793	2
上石神井1丁目	1.64	2175	2	0.57	936	3	0.20	0.44	1695	2
上石神井2丁目	1.27	2754	2	0.30	1442	2	0.25	0.39	1927	2
上石神井3丁目	1.19	2914	1	0.36	1286	2	0.19	0.29	2443	2
上石神井4丁目	1.04	3236	1	0.13	2258	2	0.21	0.25	2803	2
北町1丁目	2.07	1731	2	0.31	1409	2	0.18	0.43	1739	2
北町2丁目	1.29	2706	2	0.06	2986	1	0.14	0.19	3253	1
北町3丁目	1.00	3305	1	0.07	2810	2	0.14	0.15	3555	1
北町4丁目	0.03	5084	1	0.00	5014	1	0.00	0.00	5178	1
北町5丁目	1.50	2371	2	0.31	1390	2	0.16	0.30	2415	2
北町6丁目	0.88	3550	1	0.06	3010	1	0.11	0.10	4043	1
北町7丁目	1.57	2274	2	0.22	1694	2	0.23	0.41	1819	2
北町8丁目	2.58	1371	2	0.81	675	3	0.28	0.95	673	3
向山1丁目	1.06	3165	1	0.03	3453	1	0.13	0.15	3608	1
向山2丁目	1.50	2365	2	0.31	1398	2	0.29	0.52	1430	2
向山3丁目	1.26	2784	2	0.46	1081	3	0.38	0.65	1082	3
向山4丁目	3.04	1155	3	1.39	401	3	0.27	1.22	454	3
小竹町1丁目	1.82	1954	2	1.02	555	3	0.36	1.03	595	3
小竹町2丁目	1.35	2602	2	0.27	1512	2	0.19	0.31	2319	2
栄町	2.51	1411	2	0.36	1283	2	0.27	0.77	893	3

町丁目	建物倒壊危険度			火災危険度			災害時活動困難 係数	総合危険度		
	危険量 (棟/ha)	順位	ランク	危険量 (棟/ha)	順位	ランク		危険量 (棟/ha)	順位	ランク
桜台1丁目	2.12	1689	2	0.77	715	3	0.25	0.71	965	3
桜台2丁目	2.35	1537	2	1.71	317	4	0.37	1.51	294	4
桜台3丁目	1.38	2575	2	0.19	1826	2	0.35	0.54	1338	2
桜台4丁目	2.44	1473	2	1.36	410	3	0.28	1.06	564	3
桜台5丁目	1.79	1986	2	0.89	630	3	0.42	1.14	500	3
桜台6丁目	1.73	2053	2	0.70	778	3	0.33	0.80	842	3
下石神井1丁目	1.51	2364	2	0.43	1141	3	0.17	0.32	2256	2
下石神井2丁目	1.65	2145	2	0.85	649	3	0.30	0.74	922	3
下石神井3丁目	1.41	2516	2	0.47	1065	3	0.38	0.71	967	3
下石神井4丁目	1.28	2736	2	0.77	719	3	0.19	0.39	1914	2
下石神井5丁目	1.40	2530	2	0.51	1000	3	0.28	0.55	1329	2
下石神井6丁目	1.64	2172	2	0.92	612	3	0.33	0.83	807	3
石神井台1丁目	0.74	3853	1	0.04	3395	1	0.18	0.14	3645	1
石神井台2丁目	1.92	1856	2	1.88	282	4	0.21	0.79	862	3
石神井台3丁目	1.08	3148	1	0.33	1352	2	0.29	0.41	1860	2
石神井台4丁目	0.87	3580	1	0.03	3653	1	0.13	0.12	3858	1
石神井台5丁目	1.58	2255	2	0.91	616	3	0.18	0.44	1708	2
石神井台6丁目	1.50	2372	2	0.36	1281	2	0.24	0.44	1700	2
石神井台7丁目	1.69	2100	2	0.13	2244	2	0.15	0.26	2654	2
石神井台8丁目	1.69	2103	2	0.42	1149	3	0.24	0.51	1460	2
石神井町1丁目	0.91	3500	1	0.29	1478	2	0.19	0.22	2961	1
石神井町2丁目	0.89	3538	1	0.13	2225	2	0.18	0.18	3317	1
石神井町3丁目	1.42	2510	2	0.09	2634	2	0.18	0.27	2565	2
石神井町4丁目	1.50	2368	2	0.74	752	3	0.29	0.65	1079	3
石神井町5丁目	1.11	3086	1	0.02	3780	1	0.17	0.19	3229	1
石神井町6丁目	1.37	2577	2	0.20	1788	2	0.27	0.42	1780	2
石神井町7丁目	1.48	2405	2	0.74	748	3	0.19	0.42	1805	2
石神井町8丁目	1.42	2502	2	0.72	769	3	0.22	0.48	1565	2
関町北1丁目	1.33	2636	2	0.04	3380	1	0.08	0.11	3921	1
関町北2丁目	1.37	2578	2	0.06	2982	1	0.08	0.11	3922	1
関町北3丁目	1.14	3008	1	0.22	1690	2	0.23	0.31	2328	2
関町北4丁目	0.98	3347	1	0.07	2852	1	0.24	0.26	2734	2
関町北5丁目	0.97	3366	1	0.17	1941	2	0.20	0.23	2909	1
高野台1丁目	0.84	3653	1	0.01	4116	1	0.13	0.11	3920	1
高野台2丁目	1.04	3221	1	0.02	3887	1	0.12	0.13	3737	1
高野台3丁目	1.42	2500	2	0.20	1795	2	0.29	0.47	1592	2
高野台4丁目	1.01	3288	1	0.12	2272	2	0.13	0.15	3562	1
高野台5丁目	1.10	3108	1	0.45	1094	3	0.22	0.33	2210	2
高松1丁目	1.39	2548	2	0.06	2953	1	0.17	0.25	2786	2
高松2丁目	1.21	2866	1	0.14	2138	2	0.25	0.33	2206	2
高松3丁目	1.18	2921	1	0.06	3015	1	0.20	0.25	2782	2
高松4丁目	1.50	2376	2	0.32	1358	2	0.17	0.32	2285	2
高松5丁目	0.53	4229	1	0.01	4157	1	0.10	0.06	4474	1
高松6丁目	0.89	3535	1	0.05	3063	1	0.16	0.15	3592	1
田柄1丁目	2.51	1417	2	1.09	522	3	0.25	0.91	720	3
田柄2丁目	1.96	1823	2	0.57	933	3	0.29	0.72	948	3
田柄3丁目	1.76	2013	2	0.41	1173	3	0.19	0.42	1801	2
田柄4丁目	1.57	2280	2	0.53	969	3	0.22	0.46	1652	2
田柄5丁目	1.06	3175	1	0.11	2412	2	0.16	0.18	3293	1
立野町	1.16	2975	1	0.42	1155	3	0.27	0.42	1762	2

町丁目	建物倒壊危険度			火災危険度			災害時活動困難	総合危険度		
	危険量 (棟/ha)	順位	ランク	危険量 (棟/ha)	順位	ランク	係数	危険量 (棟/ha)	順位	ランク
豊玉上1丁目	0.95	3423	1	0.05	3088	1	0.10	0.10	4004	1
豊玉上2丁目	1.04	3226	1	0.03	3524	1	0.09	0.09	4101	1
豊玉北1丁目	1.08	3147	1	0.03	3599	1	0.11	0.12	3882	1
豊玉北2丁目	1.02	3272	1	0.02	3755	1	0.08	0.08	4209	1
豊玉北3丁目	0.94	3445	1	0.03	3595	1	0.08	0.08	4296	1
豊玉北4丁目	1.84	1942	2	0.14	2147	2	0.09	0.18	3299	1
豊玉北5丁目	1.92	1860	2	0.05	3092	1	0.09	0.18	3292	1
豊玉北6丁目	0.64	4060	1	0.01	4356	1	0.10	0.06	4409	1
豊玉中1丁目	2.87	1233	2	0.70	783	3	0.16	0.56	1280	2
豊玉中2丁目	1.60	2232	2	0.07	2834	2	0.08	0.13	3744	1
豊玉中3丁目	1.49	2399	2	0.07	2784	2	0.10	0.15	3548	1
豊玉中4丁目	0.90	3510	1	0.03	3534	1	0.16	0.15	3593	1
豊玉南1丁目	1.63	2179	2	0.07	2792	2	0.08	0.14	3687	1
豊玉南2丁目	1.29	2713	2	0.04	3223	1	0.07	0.10	4062	1
豊玉南3丁目	0.85	3627	1	0.04	3287	1	0.10	0.08	4207	1
土支田1丁目	1.27	2770	2	0.27	1523	2	0.15	0.23	2945	1
土支田2丁目	1.05	3191	1	0.08	2731	2	0.16	0.18	3346	1
土支田3丁目	1.70	2087	2	0.65	824	3	0.19	0.44	1703	2
土支田4丁目	1.66	2142	2	0.24	1615	2	0.35	0.66	1056	3
中村1丁目	1.28	2731	2	0.10	2506	2	0.13	0.17	3360	1
中村2丁目	1.66	2137	2	0.09	2620	2	0.14	0.25	2772	2
中村3丁目	1.48	2407	2	0.05	3165	1	0.17	0.26	2727	2
中村北1丁目	1.00	3313	1	0.01	4046	1	0.08	0.08	4215	1
中村北2丁目	1.05	3210	1	0.03	3535	1	0.12	0.13	3793	1
中村北3丁目	1.81	1962	2	0.42	1148	3	0.15	0.34	2194	2
中村北4丁目	1.04	3238	1	0.02	3979	1	0.18	0.19	3235	1
中村南1丁目	1.05	3207	1	0.07	2774	2	0.11	0.12	3837	1
中村南2丁目	1.46	2436	2	0.05	3197	1	0.17	0.25	2750	2
中村南3丁目	1.13	3043	1	0.16	2037	2	0.14	0.18	3331	1
西大泉1丁目	1.71	2081	2	0.46	1075	3	0.23	0.50	1485	2
西大泉2丁目	1.28	2739	2	0.22	1717	2	0.21	0.32	2286	2
西大泉3丁目	1.73	2050	2	0.37	1260	2	0.24	0.50	1481	2
西大泉4丁目	1.23	2848	2	0.19	1814	2	0.18	0.26	2684	2
西大泉5丁目	1.88	1906	2	0.97	584	3	0.23	0.65	1073	3
西大泉6丁目	2.50	1422	2	0.73	755	3	0.20	0.63	1128	3
西大泉町	0.92	3476	1	0.00	5098	1	0.19	0.17	3365	1
錦1丁目	2.39	1508	2	0.58	912	3	0.11	0.33	2212	2
錦2丁目	1.20	2892	1	0.11	2332	2	0.13	0.17	3438	1
貫井1丁目	1.53	2337	2	0.06	2918	1	0.35	0.55	1310	2
貫井2丁目	1.66	2132	2	0.14	2121	2	0.29	0.53	1397	2
貫井3丁目	1.89	1888	2	0.80	688	3	0.46	1.23	448	3
貫井4丁目	2.27	1577	2	0.91	618	3	0.27	0.84	796	3
貫井5丁目	1.76	2011	2	0.14	2149	2	0.15	0.28	2558	2
練馬1丁目	2.22	1612	2	0.35	1307	2	0.18	0.47	1619	2
練馬2丁目	1.55	2305	2	0.28	1495	2	0.18	0.33	2201	2
練馬3丁目	1.50	2370	2	0.11	2334	2	0.18	0.30	2424	2
練馬4丁目	1.54	2319	2	0.15	2092	2	0.18	0.30	2393	2
羽沢1丁目	1.62	2191	2	0.47	1072	3	0.22	0.47	1613	2
羽沢2丁目	1.59	2244	2	0.52	994	3	0.26	0.56	1291	2
羽沢3丁目	0.89	3542	1	0.01	4014	1	0.11	0.10	4095	1

町丁目	建物倒壊危険度			火災危険度			災害時活動困難 係数	総合危険度		
	危険量 (棟/ha)	順位	ランク	危険量 (棟/ha)	順位	ランク		危険量 (棟/ha)	順位	ランク
早宮 1 丁目	1.87	1922	2	0.95	604	3	0.18	0.52	1424	2
早宮 2 丁目	1.19	2915	1	0.19	1828	2	0.16	0.21	3028	1
早宮 3 丁目	1.65	2155	2	0.44	1117	3	0.19	0.39	1923	2
早宮 4 丁目	1.17	2941	1	0.13	2235	2	0.20	0.25	2739	2
光が丘 1 丁目	0.03	5078	1	0.00	4915	1	0.20	0.01	5054	1
光が丘 2 丁目	0.04	5062	1	0.00	5067	1	0.09	0.00	5098	1
光が丘 3 丁目	0.03	5081	1	0.00	5053	1	0.10	0.00	5104	1
光が丘 4 丁目	0.05	5036	1	0.00	4943	1	0.01	0.00	5171	1
光が丘 5 丁目	0.02	5112	1	0.00	5068	1	0.07	0.00	5140	1
光が丘 6 丁目	0.05	5054	1	0.00	5064	1	0.08	0.00	5103	1
光が丘 7 丁目	0.05	5048	1	0.00	5011	1	0.06	0.00	5116	1
氷川台 1 丁目	0.22	4716	1	0.01	4390	1	0.07	0.02	4918	1
氷川台 2 丁目	1.24	2817	2	0.09	2574	2	0.11	0.15	3560	1
氷川台 3 丁目	1.40	2534	2	0.03	3470	1	0.10	0.15	3598	1
氷川台 4 丁目	1.76	2012	2	0.56	939	3	0.11	0.25	2740	2
東大泉 1 丁目	1.15	3005	1	0.07	2805	2	0.22	0.26	2658	2
東大泉 2 丁目	1.17	2957	1	0.13	2241	2	0.18	0.24	2861	1
東大泉 3 丁目	1.58	2252	2	0.31	1412	2	0.17	0.32	2281	2
東大泉 4 丁目	1.54	2317	2	0.32	1363	2	0.18	0.33	2213	2
東大泉 5 丁目	1.01	3292	1	0.12	2311	2	0.36	0.41	1840	2
東大泉 6 丁目	1.27	2760	2	0.38	1236	2	0.35	0.58	1242	2
東大泉 7 丁目	1.81	1967	2	0.80	683	3	0.46	1.19	472	3
富士見台 1 丁目	1.79	1981	2	0.67	815	3	0.25	0.62	1158	3
富士見台 2 丁目	2.48	1445	2	2.40	206	4	0.35	1.70	229	4
富士見台 3 丁目	1.74	2040	2	0.63	850	3	0.29	0.68	1028	3
富士見台 4 丁目	1.62	2201	2	0.35	1303	2	0.23	0.46	1647	2
平和台 1 丁目	1.91	1872	2	0.51	998	3	0.10	0.23	2897	1
平和台 2 丁目	1.35	2606	2	0.21	1727	2	0.08	0.13	3774	1
平和台 3 丁目	0.77	3806	1	0.03	3643	1	0.08	0.07	4369	1
平和台 4 丁目	0.95	3429	1	0.01	4021	1	0.07	0.07	4390	1
南大泉 1 丁目	2.00	1785	2	0.71	771	3	0.35	0.94	678	3
南大泉 2 丁目	1.64	2173	2	1.69	318	4	0.28	0.93	693	3
南大泉 3 丁目	1.23	2844	2	0.39	1212	2	0.32	0.53	1398	2
南大泉 4 丁目	1.85	1931	2	1.63	331	4	0.29	1.02	607	3
南大泉 5 丁目	1.27	2751	2	0.24	1613	2	0.27	0.41	1863	2
南大泉 6 丁目	1.69	2097	2	0.56	940	3	0.30	0.69	1014	3
南田中 1 丁目	1.40	2535	2	0.31	1415	2	0.21	0.35	2109	2
南田中 2 丁目	0.80	3728	1	0.11	2420	2	0.20	0.18	3291	1
南田中 3 丁目	1.20	2894	1	0.17	1947	2	0.16	0.21	3026	1
南田中 4 丁目	1.32	2649	2	0.85	653	3	0.29	0.62	1147	3
南田中 5 丁目	1.09	3117	1	0.13	2223	2	0.26	0.32	2264	2
三原台 1 丁目	1.93	1852	2	1.60	337	4	0.21	0.75	910	3
三原台 2 丁目	1.18	2924	1	0.51	1003	3	0.13	0.23	2938	1
三原台 3 丁目	1.47	2421	2	0.41	1179	3	0.24	0.45	1683	2
谷原 1 丁目	0.63	4075	1	0.03	3498	1	0.16	0.10	4006	1
谷原 2 丁目	1.27	2763	2	0.33	1346	2	0.17	0.28	2556	2
谷原 3 丁目	1.26	2774	2	0.28	1479	2	0.16	0.26	2731	2
谷原 4 丁目	1.07	3154	1	0.19	1862	2	0.17	0.22	3019	1
谷原 5 丁目	1.19	2903	1	0.17	1973	2	0.14	0.18	3284	1
谷原 6 丁目	1.71	2075	2	1.04	548	3	0.26	0.72	954	3
上石神井南町	1.54	2311	2	0.48	1054	3	0.21	0.41	1812	2

町丁目	建物倒壊危険度			火災危険度			災害時活動困難	総合危険度		
	危険量 (棟/ha)	順位	ランク	危険量 (棟/ha)	順位	ランク	係数	危険量 (棟/ha)	順位	ランク
関町南1丁目	1.25	2803	2	0.16	2001	2	0.21	0.30	2428	2
関町南2丁目	1.32	2641	2	0.63	846	3	0.21	0.40	1870	2
関町南3丁目	1.34	2613	2	0.19	1855	2	0.21	0.32	2263	2
関町南4丁目	0.81	3713	1	0.20	1775	2	0.22	0.22	3006	1
関町東1丁目	1.75	2022	2	0.68	798	3	0.18	0.45	1679	2
関町東2丁目	1.24	2829	2	0.06	2899	1	0.14	0.18	3325	1

資料30-002 地域別出火危険度測定（表）

東京消防庁「東京都の地震時における出火危険度測定（第10回）」（令和3年6月公表）

危険度ランク 6（高い）⇔1（低い）

町丁目	冬夕出火危険度ランク								夏昼 総合出火 危険度
	要因別出火危険度					木造 出火危険度	非木造 出火危険度	総合 出火危険度	
	火気器具	電気関係	工業炉	危険物施設	その他				
旭丘一丁目	2	1	1	1	2	2	1	2	1
旭丘二丁目	2	1	1	1	2	1	1	1	1
旭町一丁目	2	1	1	1	2	1	1	1	1
旭町二丁目	2	1	1	1	2	1	1	1	1
旭町三丁目	2	1	3	1	2	1	1	1	1
大泉学園町一丁目	1	1	1	1	2	1	1	1	1
大泉学園町二丁目	1	1	1	1	2	1	1	1	1
大泉学園町三丁目	1	1	1	1	2	1	1	1	1
大泉学園町四丁目	1	1	1	1	2	1	1	1	1
大泉学園町五丁目	1	1	1	1	2	1	1	1	1
大泉学園町六丁目	2	1	1	1	3	1	1	1	1
大泉学園町七丁目	1	1	1	1	2	1	1	1	1
大泉学園町八丁目	1	1	1	1	2	1	1	1	1
大泉学園町九丁目	1	1	1	1	1	1	1	1	1
大泉町一丁目	1	1	1	1	2	1	1	1	1
大泉町二丁目	1	1	1	1	2	1	1	1	1
大泉町三丁目	1	1	1	1	2	1	1	1	1
大泉町四丁目	1	1	1	1	2	1	1	1	1
大泉町五丁目	1	1	1	1	2	1	1	1	1
大泉町六丁目	2	1	1	1	3	2	1	2	1
春日町一丁目	1	1	1	1	2	1	1	1	1
春日町二丁目	2	1	1	1	2	2	1	1	1
春日町三丁目	2	1	1	1	2	1	1	1	1
春日町四丁目	2	1	1	1	2	1	1	1	1
春日町五丁目	2	1	1	1	2	1	1	1	1
春日町六丁目	1	1	1	1	2	1	1	1	1
上石神井一丁目	2	1	1	1	2	1	1	1	1
上石神井二丁目	1	1	1	1	2	1	1	1	1
上石神井三丁目	1	1	1	1	2	1	1	1	1
上石神井四丁目	1	1	1	1	2	1	1	1	1
北町一丁目	2	1	1	1	2	1	1	1	1
北町二丁目	2	1	1	1	2	1	1	1	1
北町三丁目	1	1	1	1	2	1	1	1	1
北町四丁目	1	1	1	2	1	1	1	1	1
北町五丁目	2	1	1	1	2	1	1	1	1
北町六丁目	1	1	1	1	1	1	1	1	1
北町七丁目	1	1	1	1	2	1	1	1	1
北町八丁目	2	1	1	1	3	2	1	1	1
向山一丁目	2	1	1	1	2	1	1	1	1
向山二丁目	2	1	1	1	2	1	1	1	1
向山三丁目	1	1	1	1	2	1	1	1	1
向山四丁目	2	1	1	1	3	2	1	1	1
小竹町一丁目	2	1	1	1	2	2	1	1	1
小竹町二丁目	2	1	1	1	2	1	1	1	1
栄町	2	1	1	1	2	1	1	2	1
桜台一丁目	2	1	1	1	2	2	1	2	1
桜台二丁目	2	1	1	1	2	2	1	1	1

町丁目	冬夕出火危険度ランク								夏昼 総合出火 危険度
	要因別出火危険度					木造 出火危険度	非木造 出火危険度	総合 出火危険度	
	火気器具	電気関係	工業炉	危険物施設	その他				
桜台三丁目	2	1	1	1	2	1	1	1	1
桜台四丁目	2	1	1	1	2	2	1	1	1
桜台五丁目	2	1	1	1	2	2	1	1	1
桜台六丁目	2	1	1	1	2	1	1	1	1
下石神井一丁目	2	1	1	1	2	1	1	1	1
下石神井二丁目	2	1	1	1	2	1	1	1	1
下石神井三丁目	1	1	1	1	2	1	1	1	1
下石神井四丁目	2	1	1	1	2	1	1	1	1
下石神井五丁目	2	1	1	1	2	1	1	1	1
下石神井六丁目	2	1	1	1	2	1	1	1	1
石神井台一丁目	1	1	1	1	1	1	1	1	1
石神井台二丁目	2	1	1	1	2	1	1	1	1
石神井台三丁目	2	1	1	1	2	1	1	1	1
石神井台四丁目	1	1	1	1	2	1	1	1	1
石神井台五丁目	2	1	1	1	2	1	1	1	1
石神井台六丁目	1	1	1	1	2	1	1	1	1
石神井台七丁目	2	1	1	1	2	1	1	1	1
石神井台八丁目	2	1	1	1	2	1	1	1	1
石神井町一丁目	1	1	1	1	2	1	1	1	1
石神井町二丁目	1	1	1	1	2	1	1	1	1
石神井町三丁目	2	1	1	1	2	1	1	2	1
石神井町四丁目	2	1	1	1	2	1	1	1	1
石神井町五丁目	1	1	1	1	1	1	1	1	1
石神井町六丁目	1	1	1	1	2	1	1	1	1
石神井町七丁目	2	1	1	1	2	1	1	1	1
石神井町八丁目	2	1	1	1	2	1	1	1	1
関町北一丁目	2	1	1	1	2	1	1	1	1
関町北二丁目	2	1	1	1	2	1	1	1	1
関町北三丁目	1	1	1	1	2	1	1	1	1
関町北四丁目	1	1	1	1	2	1	1	1	1
関町北五丁目	2	1	1	1	2	1	1	1	1
高野台一丁目	2	1	1	1	1	1	1	1	1
高野台二丁目	2	1	1	1	1	1	1	1	1
高野台三丁目	1	1	1	1	2	1	1	1	1
高野台四丁目	1	1	1	2	2	1	1	1	1
高野台五丁目	2	1	1	1	2	1	1	1	1
高松一丁目	1	1	1	1	2	1	1	1	1
高松二丁目	1	1	1	1	2	1	1	1	1
高松三丁目	1	1	1	1	2	1	1	1	1
高松四丁目	1	1	1	1	2	1	1	1	1
高松五丁目	1	1	1	1	1	1	1	1	1
高松六丁目	1	1	1	1	2	1	1	1	1
田柄一丁目	2	1	1	1	3	2	1	1	1
田柄二丁目	2	1	1	1	2	1	1	1	1
田柄三丁目	2	1	1	1	2	1	1	1	1
田柄四丁目	2	1	1	1	2	1	1	1	1
田柄五丁目	1	1	1	1	2	1	1	1	1
立野町	1	1	1	1	2	1	1	1	1
豊玉上一丁目	2	1	1	1	2	1	1	1	1
豊玉上二丁目	2	1	1	1	2	1	2	2	1
豊玉北一丁目	2	1	1	1	2	1	1	1	1
豊玉北二丁目	2	1	1	1	2	1	1	1	1
豊玉北三丁目	2	1	1	1	2	1	1	1	1

町丁目	冬夕出火危険度ランク								夏昼 総合出火 危険度
	要因別出火危険度					木造 出火危険度	非木造 出火危険度	総合 出火危険度	
	火気器具	電気関係	工業炉	危険物施設	その他				
豊玉北四丁目	2	1	1	1	2	1	1	2	1
豊玉北五丁目	3	2	1	1	2	1	2	2	1
豊玉北六丁目	2	1	1	1	1	1	1	2	1
豊玉中一丁目	2	1	1	1	3	2	1	1	1
豊玉中二丁目	2	1	1	1	2	1	1	1	1
豊玉中三丁目	2	1	1	1	2	1	1	1	1
豊玉中四丁目	1	1	1	1	2	1	1	1	1
豊玉南一丁目	2	1	1	1	2	1	1	1	1
豊玉南二丁目	1	1	1	1	2	1	1	1	1
豊玉南三丁目	1	1	1	1	2	1	1	1	1
土支田一丁目	1	1	1	1	2	1	1	1	1
土支田二丁目	1	1	1	1	2	1	1	1	1
土支田三丁目	2	1	1	1	2	1	1	1	1
土支田四丁目	1	1	1	1	2	1	1	1	1
中村一丁目	2	1	1	1	2	1	1	1	1
中村二丁目	2	1	1	1	2	2	1	1	1
中村三丁目	2	1	1	1	2	1	1	1	1
中村北一丁目	2	1	1	1	2	1	1	2	1
中村北二丁目	2	1	1	1	2	1	1	1	1
中村北三丁目	2	1	1	1	2	1	1	2	1
中村北四丁目	2	1	1	1	1	1	1	1	1
中村南一丁目	1	1	1	1	2	1	1	1	1
中村南二丁目	2	1	1	1	2	1	1	1	1
中村南三丁目	2	1	1	1	2	1	1	1	1
西大泉一丁目	2	1	1	1	2	1	1	1	1
西大泉二丁目	1	1	1	1	2	1	1	1	1
西大泉三丁目	1	1	1	1	2	1	1	1	1
西大泉四丁目	1	1	1	1	2	1	1	1	1
西大泉五丁目	2	1	1	1	3	1	1	1	1
西大泉六丁目	2	1	1	1	3	2	1	1	1
西大泉町	1	1	1	1	2	1	1	1	1
錦一丁目	2	1	1	1	3	2	1	1	1
錦二丁目	1	1	1	1	2	1	1	1	1
貫井一丁目	2	1	1	1	2	1	1	1	1
貫井二丁目	2	1	1	1	2	1	1	1	1
貫井三丁目	2	1	1	1	2	1	1	1	1
貫井四丁目	2	1	1	1	2	2	1	1	1
貫井五丁目	2	1	1	1	2	1	1	1	1
練馬一丁目	2	1	1	1	2	1	1	2	1
練馬二丁目	1	1	1	1	2	1	1	1	1
練馬三丁目	2	1	1	2	2	1	1	2	1
練馬四丁目	2	1	1	1	2	1	1	1	1
羽沢一丁目	2	1	1	1	2	2	1	1	1
羽沢二丁目	2	1	1	1	2	2	1	1	1
羽沢三丁目	1	1	3	1	2	1	1	1	1
早宮一丁目	2	1	1	1	2	1	1	1	1
早宮二丁目	1	1	1	1	2	1	1	1	1
早宮三丁目	2	1	1	1	2	1	1	1	1
早宮四丁目	1	1	1	1	2	1	1	1	1
光が丘一丁目	2	1	1	1	1	1	2	2	1
光が丘二丁目	1	1	1	1	1	1	1	1	1
光が丘三丁目	2	1	1	1	1	1	1	1	1
光が丘四丁目	1	1	1	1	1	1	1	1	1

町丁目	冬夕出火危険度ランク								夏昼 総合出火 危険度
	要因別出火危険度					木造 出火危険度	非木造 出火危険度	総合 出火危険度	
	火気器具	電気関係	工業炉	危険物施設	その他				
光が丘五丁目	1	1	1	1	1	1	1	1	1
光が丘六丁目	1	1	1	1	1	1	1	1	1
光が丘七丁目	2	1	1	1	1	1	1	1	1
氷川台一丁目	1	1	1	1	1	1	1	1	1
氷川台二丁目	1	1	1	1	2	1	1	1	1
氷川台三丁目	2	1	1	1	2	1	1	1	1
氷川台四丁目	2	1	1	1	3	1	1	1	1
東大泉一丁目	2	1	1	1	2	1	1	1	1
東大泉二丁目	1	1	1	1	2	1	1	1	1
東大泉三丁目	2	1	1	1	2	1	1	1	1
東大泉四丁目	2	1	1	1	2	1	1	1	1
東大泉五丁目	1	1	1	1	2	1	1	1	1
東大泉六丁目	2	1	1	1	2	1	1	1	1
東大泉七丁目	2	1	1	1	2	2	1	1	1
富士見台一丁目	2	1	1	1	2	2	1	1	1
富士見台二丁目	2	1	1	1	3	2	1	1	1
富士見台三丁目	2	1	1	1	2	1	1	1	1
富士見台四丁目	1	1	1	1	2	1	1	1	1
平和台一丁目	2	1	1	1	2	2	1	1	1
平和台二丁目	2	1	1	1	2	1	1	1	1
平和台三丁目	1	1	1	1	2	1	1	1	1
平和台四丁目	1	1	1	1	2	1	1	1	1
南大泉一丁目	2	1	1	1	3	1	1	1	1
南大泉二丁目	2	1	1	1	3	2	1	1	1
南大泉三丁目	1	1	1	1	2	1	1	1	1
南大泉四丁目	2	1	1	1	2	2	1	1	1
南大泉五丁目	1	1	1	1	2	1	1	1	1
南大泉六丁目	2	1	1	1	3	2	1	1	1
南田中一丁目	1	1	1	1	2	1	1	1	1
南田中二丁目	1	1	1	1	2	1	1	1	1
南田中三丁目	1	1	1	1	2	1	1	1	1
南田中四丁目	2	1	1	1	2	1	1	1	1
南田中五丁目	1	1	1	1	2	1	1	1	1
三原台一丁目	2	1	1	1	3	2	1	1	1
三原台二丁目	1	1	1	1	2	1	1	1	1
三原台三丁目	1	1	1	1	2	1	1	1	1
谷原一丁目	1	1	1	1	2	1	1	1	1
谷原二丁目	1	1	1	1	2	1	1	1	1
谷原三丁目	1	1	1	1	2	1	1	1	1
谷原四丁目	1	1	1	1	2	1	1	1	1
谷原五丁目	1	1	1	1	2	1	1	1	1
谷原六丁目	2	1	1	1	2	1	1	1	1
上石神井南町	1	1	1	1	2	1	1	1	1
関町南一丁目	2	1	1	1	2	1	1	1	1
関町南二丁目	2	1	1	1	2	1	1	1	1
関町南三丁目	1	1	1	1	2	1	1	1	1
関町南四丁目	2	1	1	1	2	1	1	1	1
関町東一丁目	2	1	1	1	2	2	1	1	1
関町東二丁目	2	1	1	1	2	1	1	1	1

資料30-003 地域別延焼危険度測定（表）

東京消防庁「東京都の地震時における延焼危険度測定（第10回）」（令和2年3月公表）

危険度ランク 9（高い）⇔0（低い）

困難度ランク 5（高い）⇔1（低い）

町丁目	延焼危険度ランク	消火活動困難度ランク
旭丘一丁目	4	1
旭丘二丁目	5	2
旭町一丁目	5	1
旭町二丁目	4	2
旭町三丁目	4	1
大泉学園町一丁目	5	1
大泉学園町二丁目	5	2
大泉学園町三丁目	4	1
大泉学園町四丁目	5	1
大泉学園町五丁目	5	1
大泉学園町六丁目	5	2
大泉学園町七丁目	5	1
大泉学園町八丁目	6	2
大泉学園町九丁目	1	2
大泉町一丁目	4	2
大泉町二丁目	6	2
大泉町三丁目	5	1
大泉町四丁目	5	1
大泉町五丁目	6	1
大泉町六丁目	5	1
春日町一丁目	5	2
春日町二丁目	6	1
春日町三丁目	5	2
春日町四丁目	6	1
春日町五丁目	5	2
春日町六丁目	4	1
上石神井一丁目	5	1
上石神井二丁目	5	1
上石神井三丁目	5	1
上石神井四丁目	4	1
北町一丁目	4	1
北町二丁目	3	1
北町三丁目	4	2
北町四丁目	1	1
北町五丁目	5	1
北町六丁目	4	2
北町七丁目	4	2
北町八丁目	5	2
向山一丁目	3	1
向山二丁目	5	3
向山三丁目	5	2
向山四丁目	6	1
小竹町一丁目	5	2
小竹町二丁目	4	2
柴町	4	1
桜台一丁目	5	1
桜台二丁目	6	2
桜台三丁目	4	2

町丁目	延焼危険度ランク	消火活動困難度ランク
桜台四丁目	5	3
桜台五丁目	6	1
桜台六丁目	6	1
下石神井一丁目	5	2
下石神井二丁目	6	2
下石神井三丁目	5	3
下石神井四丁目	6	1
下石神井五丁目	6	1
下石神井六丁目	6	1
石神井台一丁目	4	2
石神井台二丁目	7	1
石神井台三丁目	5	1
石神井台四丁目	3	1
石神井台五丁目	6	3
石神井台六丁目	5	3
石神井台七丁目	4	1
石神井台八丁目	5	2
石神井町一丁目	5	1
石神井町二丁目	4	2
石神井町三丁目	4	1
石神井町四丁目	5	2
石神井町五丁目	3	3
石神井町六丁目	5	1
石神井町七丁目	6	1
石神井町八丁目	5	1
関町北一丁目	3	1
関町北二丁目	3	1
関町北三丁目	4	1
関町北四丁目	4	1
関町北五丁目	4	1
高野台一丁目	3	1
高野台二丁目	3	2
高野台三丁目	4	1
高野台四丁目	4	1
高野台五丁目	5	1
高松一丁目	4	1
高松二丁目	4	1
高松三丁目	4	1
高松四丁目	5	1
高松五丁目	3	1
高松六丁目	4	1
田柄一丁目	6	3
田柄二丁目	5	3
田柄三丁目	5	1
田柄四丁目	5	1
田柄五丁目	4	1
立野町	5	1
豊玉上一丁目	3	1

町丁目	延焼危険度ランク	消火活動困難度ランク
豊玉上二丁目	3	1
豊玉北一丁目	3	1
豊玉北二丁目	3	1
豊玉北三丁目	3	1
豊玉北四丁目	4	1
豊玉北五丁目	3	1
豊玉北六丁目	2	1
豊玉中一丁目	5	1
豊玉中二丁目	3	1
豊玉中三丁目	3	1
豊玉中四丁目	3	1
豊玉南一丁目	3	1
豊玉南二丁目	3	1
豊玉南三丁目	3	2
土支田一丁目	5	1
土支田二丁目	4	1
土支田三丁目	5	2
土支田四丁目	4	2
中村一丁目	4	1
中村二丁目	3	1
中村三丁目	3	1
中村北一丁目	3	1
中村北二丁目	3	1
中村北三丁目	5	1
中村北四丁目	2	1
中村南一丁目	4	1
中村南二丁目	3	1
中村南三丁目	4	1
西大泉一丁目	5	1
西大泉二丁目	5	1
西大泉三丁目	5	2
西大泉四丁目	4	1
西大泉五丁目	5	1
西大泉六丁目	5	2
西大泉町	0	0
錦一丁目	5	2
錦二丁目	4	2
貫井一丁目	3	2
貫井二丁目	4	1
貫井三丁目	5	1
貫井四丁目	6	1
貫井五丁目	4	1
練馬一丁目	4	1
練馬二丁目	5	1
練馬三丁目	4	1
練馬四丁目	4	1
羽沢一丁目	5	1
羽沢二丁目	5	2
羽沢三丁目	3	1
早宮一丁目	5	1
早宮二丁目	4	1
早宮三丁目	5	1
早宮四丁目	4	2
光が丘一丁目	2	2
光が丘二丁目	2	1

町丁目	延焼危険度ランク	消火活動困難度ランク
光が丘三丁目	2	1
光が丘四丁目	2	1
光が丘五丁目	2	1
光が丘六丁目	2	1
光が丘七丁目	2	1
氷川台一丁目	3	1
氷川台二丁目	4	2
氷川台三丁目	3	1
氷川台四丁目	5	1
東大泉一丁目	4	1
東大泉二丁目	4	2
東大泉三丁目	5	1
東大泉四丁目	5	2
東大泉五丁目	4	1
東大泉六丁目	5	1
東大泉七丁目	6	1
富士見台一丁目	6	2
富士見台二丁目	6	2
富士見台三丁目	5	1
富士見台四丁目	4	1
平和台一丁目	5	1
平和台二丁目	4	1
平和台三丁目	3	1
平和台四丁目	3	1
南大泉一丁目	5	2
南大泉二丁目	6	1
南大泉三丁目	5	2
南大泉四丁目	6	1
南大泉五丁目	4	1
南大泉六丁目	6	1
南田中一丁目	5	2
南田中二丁目	4	2
南田中三丁目	4	1
南田中四丁目	6	2
南田中五丁目	4	1
三原台一丁目	6	2
三原台二丁目	5	2
三原台三丁目	5	2
谷原一丁目	3	2
谷原二丁目	5	1
谷原三丁目	4	2
谷原四丁目	5	2
谷原五丁目	4	1
谷原六丁目	6	2
上石神井南町	6	2
関町南一丁目	5	2
関町南二丁目	5	1
関町南三丁目	4	1
関町南四丁目	4	1
関町東一丁目	6	1
関町東二丁目	4	1

資料 30-004 震災対策における都・区間の役割分担（昭和52年合意）

事項	検討結果
1 区民消火隊の育成	区民消火隊665隊（1隊10名程度）を区へ移管する。
2 防災活動拠点の整備	防災活動拠点事業については区事業とする（補助式は廃止する）。
3 消防水利の確保	防災区民組織が利用する小型防火水槽（40m ³ 以下）は、区が対応する。都は、原則として、40m ³ 以上の防火水槽を設置する。
4 飲料水の確保	(1) 浄水場等から避難場所（給水拠点）までの輸送は、都が対応する。 (2) 給水拠点から住民に対する給水は、区が実施する。
5 食糧及び生活必需品の確保	(1) 乾パン等の食糧については、区が1日分を目標に備蓄する。都は、それ以降の分について備蓄、調達で対処する。 (2) 生活必需品については、主に都が備蓄及び調達により確保する。 (3) 住民への配布は区があたる。
6 備蓄倉庫の整備	備蓄物資の都区分担に基づき、都・区双方がそれぞれ設置する。
7 避難場所の利用管理	(1) 利用管理に係る管理者との協議及び発災時の避難場所での対応は、原則として避難場所所在の区が対処する。 (2) 二区以上の住民が利用する避難場所については、あらかじめ関係区において協議するものとする。 (3) 大規模避難場所で、所在区のみで対応することが困難な避難場所については、都が補完する方針で検討する（現在のところ、皇居前広場・日比谷公園地区を考えている）。
8 避難誘導體制	(1) 一時集合場所の選定は、区が主体となって実施する。 (2) 地域ごとの避難計画については、区が策定する。 (3) 避難場所等の標識の設置は都、管理は区がする。
9 医療救護班の編成	(1) 医療救護班の編成基準は、都が「災害医療運営連絡会」における協議に基づき作成する。 (2) 考え方としては、区が初動活動を行い、都は広域的立場から応援にあたるものとする。
10 救護所の設置と負傷者の搬送	(1) 救護所の設置は区、後方医療施設は都が分担する。 (2) 搬送体制は次の区分で行う。 被災現場 → 救護所（区） 救護所 → 後方医療施設（都及び区）
11 医薬品、医療器材等の備蓄	(1) 都・区の医療救護班が使用する医薬品、医療器材等の確保については、「災害医療運営連絡会」で定める基準に従い、都区それぞれが調整を含め確保する。 (2) 調整粉乳については、最初の3日分は区が備蓄し、それ以降は都が備蓄又は調達で対応する。

資料 30-005 震災対策における都・区間の役割分担（平成8年合意）

事 項	区市町村の役割	都 の 役 割
1 地震計ネットワークの整備 (総務局)	地震被害の軽減を図るため、震度分布状況を即時に把握することにより、激甚な被害地を特定し、初動対応の迅速化を図る。	(地震計設置経費の二分の一を区市町村が負担する。)
2 ボランティアの受入れ体制 (生活文化局)	区市町村は、災害時においてボランティア活動の拠点となるべき施設をあらかじめ設定し、ボランティアの受入れ体制を整備する。	都は、総合ボランティアセンター(仮称)を設置し、ボランティア団体の育成支援、情報提供、ネットワークづくりやコーディネーターの養成等を行う。このセンターが、災害時には都・区市町村のボランティア間の総合的な連絡調整を行う。
3 災害弱者の安全対策 (福祉保健局)	(1) 「高齢者・障害者等対策班」の設置 区市町村は、災害弱者に対応する窓口等(高齢者・障害者等対策班)を設置し安否確認や支援サービス等必要な対策を総合調整する。 (2) 二次避難所の利用 区市町村は社会福祉施設等を二次避難所として活用し、自宅や避難所での生活が困難である高齢者等を入所させ、介護など必要なサービスを提供していく。	都は、「高齢者・障害者等対策班」を設置し、区市町村と連携、調整等を図る。 都は、都立施設のほか、国立、法人立の社会福祉施設等も二次避難所に指定できるよう、条件整備に努める。
4 避難所の開設 (福祉保健局)	(1) 避難所機能の充実 区市町村は、避難所に指定した建物について、早期に耐震診断等を実施して、安全性を確認・確保するとともに、被災者のプライバシーの確保や生活環境を良好に保つよう努める。 (2) 小中学校等の避難所機能の強化 区市町村は、地域内の公立小中学校等を避難所として指定し、食料等の備蓄や必要な資器材等を整備するなど避難所機能の強化を図る。	都は、耐震性貯水槽、井戸、ろ水器、可とう性の下水排水管救急箱(4点セット)に係る事業について経費を助成する。 都立学校は、小規模応急給水槽やろ水器、医療品などを整備し、避難所機能を強化する。

事 項	区市町村の役割	都 の 役 割
	<p>(3) 二次避難所の開設</p> <p>ア 区市町村は、自宅や避難所で生活している高齢者等に介護など、必要なサービスを提供するため、あらかじめ社会福祉施設等を二次避難所として指定する。</p> <p>イ 区市町村は、指定した二次避難所の所在地等について、都福祉局に報告する</p>	<p>都は、都立施設のほか、国立法人立の社会福祉施設等も二次避難所に指定できるよう、条件整備に努める。</p>
<p>5 避難所の管理運営 (福祉保健局) (教育庁)</p>	<p>避難所の管理運営</p> <p>ア 区市町村は、避難所の管理運営が混乱なく円滑に行われるよう、事前に管理運営方法を定める。</p> <p>イ 学校は、避難所の管理運営について協力・援助を行う。 避難所に指定されている学校の校長は、区市町村職員との役割分担について協議し、教職員の役割分担、初動体制等の計画を策定する。</p>	<p>都は、避難所における教職員の役割分担等について、基本的な方針を示す。</p>
<p>6 帰宅困難者への対応 (福祉保健局)</p>	<p>都及び区市町村は、企業等にも食料・生活必需品等の備蓄について協力を依頼する。</p>	
<p>7 義援金品の受付、配分 (福祉保健局)</p>	<p>(1) 義援金品募集配分委員会</p> <p>ア 義援金品の募集及び配分を、確実、迅速、適正に行うため、都災害対策本部に義援金品募集配分委員会（以下「委員会」という。）を設置する。</p> <p>イ 委員会は、次の事項を審議決定する。</p> <p>① 被災者への義援金品の配分計画の策定</p> <p>② 義援金品の受付・配分に係る広報活動</p> <p>③ その他義援金品の受付・配分等に関して必要なこと</p> <p>ウ 配分計画は、被災状況等を勘案して世帯及び人員を単位として計画する。</p> <p>エ 委員会は、次の機関等で構成する。</p> <p>① 東京都</p> <p>② 区市町村</p> <p>③ 日本赤十字社</p> <p>④ その他関係機関</p>	

事 項	区市町村の役割	都 の 役 割
	<p>(2) 義援金品の受付等</p> <p>ア 義援金は、都、区市町村及び日本赤十字社が受け付ける。受け付けた義援金は、委員会に送金する。</p> <p>イ 義援品は、被害の状況等を勘案し、必要な物資について募集し、都及び区市町村で受け付ける。</p> <p>(3) 義援金品の保管及び配分</p> <p>委員会は、配分計画に基づき義援金を被災区市町村に送金し、被災区市町村が被災者に義援金を配付する。</p> <p>なお、義援品については、速やかに被災区市町村に引き渡す。</p>	<p>(義援金の取扱いの詳細については委員会にて協議する。)</p>
<p>8 応急仮設住宅 (都市整備局)</p>	<p>(1) 建設用地の選定</p> <p>ア 区市町村は、あらかじめ次の点を考慮のうえ建設予定地を定めておくものとする。</p> <p>(ア) 接道及び用地の整備状況</p> <p>(イ) ライフラインの状況</p> <p>(ウ) 一時避難場所などの利用の有無</p> <p>イ 都は、予定された建設地の中から仮設住宅用地を選定する。都が仮設住宅の建設に当たり、各区市町村の当該行政区域内の用地だけでは所要戸数の確保が困難な場合には、区市町村相互間で融通しあうものとする。</p> <p>ウ 都は、常に最新の建設予定地の状況を把握しておくために、年1回区市町村から報告を求めるものとする。</p> <p>(2) 工事監督</p> <p>工事の監督は、都住宅局が行う。ただし、これにより難しい事情がある場合には、区市町村等に委任する。</p>	<p>都は、国公有地をはじめ災害時のオープンスペースの利用について、全体的な調整を行う。</p>

事 項	区市町村の役割	都 の 役 割
	<p>(3) 入居者の募集・選定 入居者の募集計画は被災状況に応じて東京都が策定し、区市町村に住宅を割当てるものとする。 割当てに際しては、原則として当該区市町村の行政区域内の住宅を割当てるものとするが、所要所数の確保が国難な場合には、区市町村相互間で融通しあうものとする。 住宅の割当てを受けた区市町村は当該区市町村の被災地に対し募集を行う。 入居者の選定は、高齢者・障害者等の優先を原則とし、生活条件等を考慮して区市町村が行う。</p> <p>(4) 応急仮設住宅の管理 応急仮設住宅の管理は、原則として、都が都営住宅の管理に準じて行うものとし、入居者管理等は区市町村が行う。</p>	<p>都は、区市町村が円滑な入居者管理等を行えるよう、必要に応じて協力する。</p>
<p>9 医療情報の収集伝達 (福祉保健局)</p>	<p>(1) 被害情報の収集 区市町村は、管内の医療機関及び医療救護班との連絡体制を確立し、災害時には地区医師会等の協力を得て、人的被害及び医療機関（診療所及び歯科診療所）の被害状況等について把握して都衛生局に報告する。</p> <p>(2) 都民等への情報提供 区市町村は、地域住民に対し医療情報を提供する窓口を設置する。</p>	<p>都は、病院の被害状況を、区市町村及び都医師会等の協力を得て収集する。</p> <p>都は、収集した医療機関の被害情報等を区市町村に伝達するとともに、報道機関を通じて都民に広報する。</p>
<p>10 医療救護活動 (福祉保健局)</p>	<p>(1) 医療救護班派遣状況の報告 区市町村は、地区医師会の協力を得て医療救護班を派遣するとともに、医療救護班の派遣状況について衛生局長に報告する。</p> <p>(2) 歯科医療救護班の編成 歯科医師や歯科衛生士などで歯科医療救護班を編成し、医療救護所に派遣する。</p>	

事 項	区市町村の役割	都 の 役 割
	(3) 薬剤師の配置 医療救護所や避難所に薬剤師を配置し調剤、服薬指導等を行う。	
11 負傷者等の搬送体制 (福祉保健局)	(1) 医療スタッフの搬送体制 区市町村は、区市町村が派遣する医療救護班等の医療スタッフの搬送体制を確立する。 (2) 医薬品等の搬送体制 区市町村は、区市町村が設置する医療救護所等で使用する医薬品・医療資器材の搬送体制を確立する。	都は、都が派遣する医療救護班等の医療スタッフの搬送体制を確立する。 都は、都が備蓄、供給する医薬品・医療資器材の搬送体制を確立する。
12 保健活動 (福祉保健局)	(1) 保健婦班の編成 区市町村及び都は、避難所等での不自由な生活や被災のショック等による心身の健康障害や在宅療養者の病状悪化を防ぐため、保健婦班を編成し、避難所での健康相談や巡回健康相談等を行う。 (2) 精神疾患患者対策 区市町村及び都は、保健所を拠点に精神科診療所及び巡回診療チームを設置する。 (3) メンタルケア 区市町村及び都は、保健所を拠点に精神相談室及び巡回相談チームを設置する。 (4) 在宅難病患者対策 平常時から保健所を通じて患者の把握を行う。	都は、精神科医その他の専門スタッフについて、広域応援等も含め、確保に努める。
13 防 疫 (福祉保健局)	区市町村及び都は、避難所その他の衛生環境確保のためのマニュアルを作成する。	
14 遺体の収容 (福祉保健局)	区市町村及び都は、都及び関係機関と協議のうえ、遺体収容所の事前指定等遺体を迅速に収容する体制を確立する。 また、災害時には速やかに遺体収容所を開設して運営にあたりるとともに、開設状況を都及び警視庁に報告する。	都は、あらかじめ遺体の収容について関係機関との調整を行うとともに、区市町村の要請に基づき遺体収容所の開設・運営に関して必要な支援措置を講ずる。

事 項	区市町村の役割	都 の 役 割
15 遺体の埋火葬等 (福祉保健局)	<p>区市町村は、火葬許可証の迅速な発行に努め、遺体を速やかに火葬に付す体制を確立する。</p> <p>区市町村は、遺体の安置、保管及び搬送体制を確立する。</p>	<p>都は、近江市等との遺体火葬に関する協力体制を確立する。</p> <p>都は、遺体の安置・保管に係る物品の調達について、関係業界や近江市等との協力体制を確立する。</p>
16 ごみ処理方法 (環境局)	<p>(1) 災害時のごみは、区の協力を得て、分別を徹底させ、収集可能な場所に設けられた臨時集積所に排出するよう指導する。</p> <p>(2) 処理施設への短期間大量投入が困難である場合には、区の協力を得て、幹線道路に面した公有地等を中継所として活用し、収集の効率化を図る。</p>	
17 し尿処理方法 (下水道局)	<p>(1) し尿処理の基本的考え方</p> <p>ア 水を確保することによって、下水道機能を有効活用する。</p> <p>避難所等においては、施設の耐震性を強化して震災時にも水洗トイレが使用できるようにする。</p> <p>断水時には、プール、井戸等により確保した水を使用する。</p> <p>イ アの対策と併行して、仮設トイレを使用したし尿処理を行う。</p> <p>仮設トイレの備蓄及び設置マニュアル整備を行う。</p> <p>仮設トイレ等の機能選定にあたっては、高齢者・障害者等に配慮したものを考慮する。</p> <p>仮設トイレ等の設置にあたって収集可能な場所をあらかじめ選定しておくとともにこれを周知する。</p> <p>(2) 収集、処理体制</p> <p>震災が発生した場合、都は、仮設トイレの設置状況を区からの連絡により把握し収集体制を整備する。</p> <p>収集したし尿は、水再生センターに搬入して処理する。</p>	<p>都は、学校の避難所機能強化の一環として、下水管の可とう化を順次行う</p>

事 項	区市町村の役割	都 の 役 割
18 がれき処理 (環境局)	<p>(1) がれき処理対策臨時組織の設置 発災後、都は速やかに「がれき」処理を行う臨時組織である「がれき処理対策本部（仮称）」を設置するとともに、区の協力を得て、各区内に「がれき処理対策班（仮称）」を設置し、都区共同で地域の「がれき」処理を行う。</p> <p>(2) 倒壊建物の解体及びがれきの撤去 個人住宅や一部の中小事業所等に限り各区の対策班において「がれき」撤去に関して、住民からの申請受付、民間業者との契約及び適正処理の指導等の事務を行う。</p> <p>(3) 特例処置が講ぜられた場合 倒壊した建物の解体は、原則的に所有者が行うこととする。ただし、個人住宅や一部の中小事業所等について、特例措置を国が講じた場合は、倒壊建物の解体処理についても撤去と同様の処理を行う。</p>	<p>(解体は所有者の責任) (解体後は、廃棄物として市町村が処理) (国は、市町村が行う処理に要する費用の・を補助)</p>
19 応急給水活動 (水道局)	<p>給水拠点での都・区市町の役割分担</p> <p>ア 応急給水槽では、区市町が応急給水に必要な資機材等の設営及び被災者への応急給水を行う。</p> <p>イ 浄水場（所）・給水所では、都は応急給水に必要な資機材等の設営を、区市町は被災者への応急給水を行う。但し、施設整備後の浄水場（所）・給水所等では、区や住民防災組織等が応急給水活動を開始する。</p> <p>ウ 飲料水を車両輸送する避難場所では都は、区市町が避難場所に設置する仮設水槽まで飲料水を輸送・補給し、被災者への応急給水は区市町が行う。</p>	
20 避難計画 (総務局)	<p>避難の方法等は、原則として現行どおりとするが、地域の実情や発災時の状況に応じた避難方法についても想定しておくものとする。</p>	

資料 30-006 気象庁震度階級関連解説表

平成21年3月31日より改定

○ 留意事項

- 1 気象庁が発表している震度は、原則として地表や低層建物の一階に設置した震度計による観測値です。この資料は、ある震度が観測された場合、その周辺で実際にどのような現象や被害が発生するかを示すもので、それぞれの震度に記述される現象から震度が決定されるものではありません。
- 2 地震動は、地盤や地形に大きく影響されます。震度は震度計が置かれている地点での観測値であり、同じ市町村であっても場所によって震度が異なることがあります。また、中高層建物の上層階では一般に地表より揺れが強くなるなど、同じ建物の中でも、階や場所によって揺れの強さが異なります。
- 3 震度が同じであっても、地震動の振幅（揺れの大きさ）、周期（揺れが繰り返す時の1回あたりの時間の長さ）及び継続時間などの違いや、対象となる建物や構造物の状態、地盤の状況により被害は異なります。
- 4 この資料では、ある震度が観測された際に発生する被害の中で、比較的多く見られるものを記述しており、これより大きな被害が発生したり、逆に小さな被害にとどまる場合もあります。また、それぞれの震度階級で示されている全ての現象が発生するわけではありません。
- 5 この資料は、主に近年発生した被害地震の事例から作成したものです。今後、5年程度で定期的に内容を点検し、新たな事例が得られたり、建物・構造物の耐震性の向上等によって実状と合わなくなった場合には変更します。
- 6 この資料では、被害などの量を概数で表せない場合に、一応の目安として、次の副詞・形容詞を用いています。

用語	意味
まれに	極めて少ない。めったにない。
わずか	数量・程度が非常に少ない。ほんの少し。
大半	半分以上。ほとんどよりは少ない。
ほとんど	全部ではないが、全部に近い。
が（も）ある、 が（も）いる	当該震度階級に特徴的に現れ始めることを表し、量的には多くはないがその数量・程度の概数を表現できかねる場合に使用。
多くなる	量的に表現できかねるが、下位の階級より多くなることを表す。
さらに多くなる	上記の「多くなる」と同じ意味。下位の階級で上記の「多くなる」が使われている場合に使用。

○ 人の体感・行動、屋内の状況、屋外の状況

震度階級	人の体感・行動	屋内の状況	屋外の状況
0	人は揺れを感じないが、地震計には記録される。	—	—
1	屋内で静かにしている人の中には、揺れをわずかに感じる人がいる。	—	—
2	屋内で静かにしている人の大半が、揺れを感じる。眠っている人の中には、目を覚ます人もいる。	電灯などのつり下げ物が、わずかに揺れる。	—
3	屋内にいる人のほとんどが、揺れを感じる。歩いている人の中には、揺れを感じる人もいる。眠っている人の大半が、目を覚ます。	棚にある食器類が音を立てることがある。	電線が少し揺れる。
4	ほとんどの人が驚く。歩いている人のほとんどが、揺れを感じる。眠っている人のほとんどが、目を覚ます。	電灯などのつり下げ物は大きく揺れ、棚にある食器類は音を立てる。座りの悪い置物が、倒れることがある。	電線が大きく揺れる。自動車を運転していて、揺れに気付く人がいる。
5弱	大半の人が、恐怖を覚え、物につかまりたいと感じる。	電灯などのつり下げ物は激しく揺れ、棚にある食器類、書棚の本が落ちることがある。座りの悪い置物の大半が倒れる。固定していない家具が移動することがあり、不安定なものは倒れることがある。	まれに窓ガラスが割れて落ちることがある。電柱が揺れるのがわかる。道路に被害が生じることがある。
5強	大半の人が、物につかまらなると歩くことが難しいなど、行動に支障を感じる。	棚にある食器類や書棚の本で、落ちるものが多くなる。テレビが台から落ちることがある。固定していない家具が倒れることがある。	窓ガラスが割れて落ちることがある。補強されていないブロック塀が崩れることがある。据付けが不十分な自動販売機が倒れることがある。自動車の運転が困難となり、停止する車もある。

6弱	立っていることが困難になる。	固定していない家具の大半が移動し、倒れるものもある。ドアが開かなくなることがある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下することがある。
6強	立っていることができず、はわないと動くことができない。揺れにほんろうされ、動くこともできず、飛ばされることもある。	固定していない家具のほとんどが移動し、倒れるものが増える。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物が多くなる。補強されていないブロック塀のほとんどが崩れる。
7		固定していない家具のほとんどが移動したり倒れたりし、飛ぶこともある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物がさらに多くなる。補強されているブロック塀も破損するものがある。

○ 木造建物（住宅）の状況

震度階級	木造建物（住宅）	
	耐震性が高い	耐震性が低い
5弱	—	壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。
5強	—	壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。
6弱	壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。	壁などのひび割れ・亀裂が多くなる。壁などに大きなひび割れ・亀裂が入ることがある。瓦が落下したり、建物が傾いたりすることがある。倒れるものもある。
6強	壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。	壁などに大きなひび割れ・亀裂が入るものが増える。傾くものや、倒れるものが増える。
7	壁などのひび割れ・亀裂が多くなる。まれに傾くことがある。	傾くものや、倒れるものがさらに多くなる。

(注1) 木造建物（住宅）の耐震性により2つに区分けした。耐震性は、建築年代の新しいものほど高い傾向があり、概ね昭和56年（1981年）以前は耐震性が低く、昭和57年（1982年）以降には耐震性が高い傾向がある。しかし、構法の違いや壁の配置などにより耐震性に幅があるため、必ずしも建築年代が古いというだけで耐震性の高低が決まるものではない。既存建築物の耐震性は、耐震診断により把握することができる

(注2) この表における木造の壁のひび割れ、亀裂、損壊は、土壁（割り竹下地）、モルタル仕上壁（ラス、金網下地を含む）を想定している。下地の弱い壁は、建物の変形が少ない状況でも、モルタル等が剥離し、落下しやすくなる。

(注3) 木造建物の被害は、地震の際の地震動の周期や継続時間によって異なる。平成20年（2008年）岩手・宮城内陸地震のように、震度に比べ建物被害が少ない事例もある。

○ 鉄筋コンクリート造建物の状況

震度階級	鉄筋コンクリート造建物	
	耐震性が高い	耐震性が低い
5強	—	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。
6弱	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。
6強	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、斜めや X 状のひび割れ・亀裂がみられることがある。 1階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものがある。
7	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂がさらに多くなる。 1階あるいは中間階が変形し、まれに傾くものがある。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、斜めや X 状のひび割れ・亀裂が多くなる。 1階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものが多い。

(注1) 鉄筋コンクリート造建物では、建築年代の新しいものほど耐震性が高い傾向があり、概ね昭和56年（1981年）以前は耐震性が低く、昭和57年（1982年）以降は耐震性が高い傾向がある。しかし、構造形式や平面的、立面的な耐震壁の配置により耐震性に幅があるため、必ずしも建築年代が古いというだけで耐震性の高低が決まるものではない。既存建築物の耐震性は、耐震診断により把握することができる。

(注2) 鉄筋コンクリート造建物は、建物の主体構造に影響を受けていない場合でも、軽微なひび割れがみられることがある。

○ 地盤・斜面等の状況

震度階級	地盤の状況	斜面等の状況
5弱	亀裂 ^{※1} や液状化 ^{※2} が生じることがある。	落石やがけ崩れが発生することがある。
5強		
6弱	地割れが生じることがある。	がけ崩れや地すべりが発生することがある。
6強	大きな地割れが生じることがある。	がけ崩れが多発し、大規模な地すべりや山体の崩壊が発生することがある。
7		

※1 亀裂は、地割れと同じ現象であるが、ここでは規模の小さい地割れを亀裂として表記している。

※2 地下水位が高い、ゆるい砂地盤では、液状化が発生することがある。液状化が進行すると、地面からの泥水の噴出や地盤沈下が起こり、堤防や岸壁が壊れる、下水管やマンホールが浮き上がる、建物の土台が傾いたり壊れたりするなどの被害が発生することがある。

※3 大規模な地すべりや山体の崩壊等が発生した場合、地形等によっては天然ダムが形成されること

がある。また、大量の崩壊土砂が土石流化することもある。

○ ライフライン・インフラ等への影響

ガス供給の停止	安全装置のあるガスメーター（マイコンメーター）では震度5程度以上の揺れで遮断装置が作動し、ガスの供給を停止する。 さらに揺れが強い場合には、安全のため地域ブロック単位でガス供給が止まることもある※。
断水、停電の発生	震度5弱程度以上の揺れがあった地域では、断水、停電が発生することがある※。
鉄道の停止、 高速道路の規制等	震度4程度以上の揺れがあった場合には、鉄道、高速道路などで、安全確認のため、運転見合わせ、速度規制、通行規制が、各事業者の判断によって行われる。（安全確認のための基準は、事業者や地域によって異なる。）
電話等通信の障害	地震災害の発生時、揺れの強い地域やその周辺の地域において、電話・インターネット等による安否確認、見舞い、問合せが増加し、電話等がつながりにくい状況（ふくそう）が起こることがある。そのための対策として、震度6弱程度以上の揺れがあった地震などの災害の発生時に、通信事業者により災害用伝言ダイヤルや災害用伝言板などの提供が行われる。
エレベーターの停止	地震管制装置付きのエレベーターは、震度5弱程度以上の揺れがあった場合、安全のため自動停止する。運転再開には、安全確認などのため、時間がかかることがある。

※ 震度6強程度以上の揺れとなる地震があった場合には、広い地域で、ガス、水道、電気の供給が停止することがある。

○ 大規模構造物への影響

長周期地震動※ による超高層 ビルの揺れ	超高層ビルは固有周期が長いこと、固有周期が短い一般の鉄筋コンクリート造建物に比べて地震時に作用する力が相対的に小さくなる性質を持っている。しかし、長周期地震動に対しては、ゆっくりとした揺れが長く続き、揺れが大きい場合には、固定の弱いOA機器などが大きく移動し、人も固定しているものにつかまらなると、同じ場所にいられない状況となる可能性がある。
石油タンクの スロッシング	長周期地震動により石油タンクのスロッシング（タンク内溶液の液面が大きく揺れる現象）が発生し、石油がタンクから溢れ出たり、火災などが発生したりすることがある。
大規模空間を 有する施設の 天井等の破 損、脱落	体育館、屋内プールなど大規模空間を有する施設では、建物の柱、壁など構造自体に大きな被害を生じない程度の地震動でも、天井等が大きく揺れたりして、破損、脱落することがある。

※ 規模の大きな地震が発生した場合、長周期の地震波が発生し、震源から離れた遠方まで到達して、平野部では地盤の固有周期に応じて長周期の地震波が増幅され、継続時間も長くなることがある。

資料 30-007 用途別対象物数

(令和5年10月1日現在)

(一) 項	劇場、公会堂等	4
(二) 項	キャバレー、遊技場等	18
(三) 項	待合、飲食店等	205
(四) 項	百貨店、マーケット	370
(五) 項	旅館、寄宿舍、共同住宅等	9,248
(六) 項	病院、老人福祉施設、幼稚園等	749
(七) 項	小・中・高・大各種学校	319
(八) 項	図書館、博物館等	15
(九) 項	公衆浴場	8
(十) 項	停車場、航空機の発着場	21
(十一) 項	神社、寺院、教会	133
(十二) 項	工場、作業所、映画、スタジオ	190
(十三) 項	自動車車庫、駐車場等	124
(十四) 項	倉庫	224
(十五) 項	官公署、銀行、事務所等	1,085
(十六) 項	複合用途対象物（混在ビル）	5,772
(十七) 項	文化財	2
	計	18,487

資料 30-008 防災管理対象物の要件

防火管理者の選任を必要とする収容人員があり、かつ、消防法施行令別表第一に示す用途ごとに下表の要件を満たすもの。

(1) 項	イ	劇場、映画館等	(管理権原が分かれる場合は、統括防災管理者が必要)	
	ロ	公会堂、集会場		
(2) 項	イ	キャバレー、カフェー		
	ロ	遊技場、ダンスホール		
	ハ	風俗関連店舗		
	ニ	カラオケボックス等		
(3) 項	イ	待合、料理店		
	ロ	飲食店		
(4) 項		物品販売店舗		
(5) 項	イ	旅館、ホテル		対象外
	ロ	共同住宅、寄宿舎		
(6) 項	イ	病院、診療所		(管理権原が分かれる場合は、統括防災管理者が必要)
	ロ	社会福祉施設(避難困難施設)		
	ハ	その他の社会福祉施設		
	ニ	幼稚園、特別支援学校		
(7) 項		学校		
(8) 項		図書館、博物館		
(9) 項	イ	蒸気浴場、熱気浴場		
	ロ	公衆浴場		
(10) 項		停車場		
(11) 項		神社、寺院、教会		
(12) 項	イ	工場、作業場	(管理権原が分かれる場合は、統括防災管理者が必要)	
	ロ	スタジオ		
(13) 項	イ	車庫、駐車場		
	ロ	航空機格納庫		
(14) 項		倉庫		
(15) 項		事務所等		
(16) 項	イ	複合用途 (特定用途含む)		11階以上で1万㎡以上 5階以上10階以下で2万㎡以上 4階以下で5万㎡以上 (管理権原が分かれる場合は、統括防災管理者が必要) ※対象用途の存する最上階及び対象用途部分の床面積の合計で算定する。
	ロ	複合用途 (非特定用途のみ)		
(16の2) 項		地下街		1千㎡以上 (管理権原が分かれる場合は、統括防災管理者が必要)
(16の3) 項		準地下街		対象外
(17) 項		文化財		11階以上で1万㎡以上 5階以上10階以下で2万㎡以上 4階以下で5万㎡以上 (管理権原が分かれる場合は、統括防災管理者が必要)

資料 30-009 事業所防災計画に規定すべき事項

(東京都震災対策条例に基づく事業所防災計画に関する告示 平成13年4月6日 東京消防庁告示第2号)

1 震災に備えての事前計画

- ア 防災についての任務分担に関する事。
- イ 建築物、工作物、設備等の安全確保のための点検及び補強に関する事。
- ウ 家具、じゅう器その他の建物に備え付けられた物品の落下、転倒及び移動の防止のための措置に関する事。
- エ 危険物、毒物、劇物、高圧ガス等の貯蔵及び取扱場所の点検並びに転倒又は落下による漏えい及び流出防止措置に関する事。
- オ 火を使用する設備、器具等の点検及び安全措置に関する事。
- カ 消火器等の準備及び適正管理に関する事。
- キ 建物からの安全避難の確保及び点検に関する事。
- ク 救出、救護等の資器材及び非常用物品の準備及び保管に関する事。
- ケ 防災についての教育及び訓練に関する事。
- コ 周辺地域の事業所、住民等との連携及び協力体制の確立に関する事。
- サ 警戒宣言発令時の対応措置に関する事。
- シ 家族等との安否確認のための連絡手段の確保に関する事。
- ス 従業員、児童、生徒等及び他の在館者(以下「従業員等」という。)の一斉帰宅の抑制に関する事。
- セ 従業員等その他事業所における帰宅困難者に対する情報の提供、保護支援、混乱防止対策等に関する事。
- ソ その他事業内容から災害予防に必要な措置に関する事。

2 震災時の活動計画

- ア 震災時の任務分担に関する事。
- イ 緊急地震速報を活用する場合の対応措置に関する事。
- ウ 出火防止及び初期消火活動に関する事。
- エ 危険物、毒物、劇物、高圧ガス等の流出及び漏えい時の緊急措置に関する事。
- オ 初期救助及び初期救護活動に関する事。
- カ 被害状況の把握、情報収集、伝達等に関する事。
- キ 避難場所及び避難方法に関する事。
- ク 周辺地域の事業所及び住民に対する初期消火活動その他震災対策活動の協力に関する事。
- ケ 家族等との安否確認の実施に関する事。
- コ 従業員等の施設内における待機及び安全な帰宅のための活動に関する事。
- サ その他事業内容及び周囲の環境等から必要な活動に関する事。

3 施設再開までの復旧計画

- ア ガス、電気、上下水道、通信等途絶時の対策に関する事。
- イ 危険物、ガス、電気等に関する二次災害発生防止措置に関する事。
- ウ 被害状況の把握に関する事。
- エ 復旧作業等の実施に関する事。

資料 30-010 消防力の現況

(令和5年10月1日現在)

1 車両等の内訳

署別	ポンプ車	救急車	化学車	救助車	はしご車	水槽車	その他の車両	可搬ポンプ	合計
練馬	8(3)台	4台	1台	1台	1[30]台	1台	9台	7台	32台
光が丘	6(2)台	4台	0	0	1[30]台	0	6台	6台	23台
石神井	10(4)台	7台	0	1台	1[30]台	0	6台	8台	33台
合計	24台	15台	1台	2台	3台	1台	21台	21台	88台

注1 () は、水積載のポンプ車で内数
 2 [] は、はしご車の地上高(単位はm)

2 消防団の編成

署別	団数	分団数	定員
練馬	1	8	280
光が丘	1	5	180
石神井	1	10	330
計	3	23	790

3 消防団(分団)別可搬ポンプ装備一覧

練馬	分団別	本団	1	2	3	4	5	6	7	8	/	/	計
	ポンプ台数		2	2	2	2	3	2	2	2	/	/	17
光が丘	分団別	本団	1	2	3	4	5	/	/	/	/	/	計
	ポンプ台数		2	2	2	2	3	/	/	/	/	/	11
石神井	分団別	本団	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	計
	ポンプ台数		1	2	2	2	2	2	1	2	1	2	17

4 消防団管轄区域および防災資器材格納庫所在地一覧

練馬消防団

分団名	管轄区域町丁名	防災資器材格納庫所在地
第1	豊玉上1～2丁目 豊玉中1～4丁目 豊玉北1～6丁目 豊玉南1～3丁目	豊玉中4-1 豊玉南2-14-30
第2	桜台1～3丁目 羽沢1～3丁目 栄町	羽沢2-33-1 桜台2-19-16
第3	氷川台1～4丁目 早宮1～4丁目 平和台1～4丁目 錦1～2丁目	氷川台2-6 早宮4-14-5
第4	向山1～4丁目 貫井1～5丁目	向山3-9-12 貫井2-32-12
第5	練馬1～4丁目 桜台4～6丁目	桜台5-10-5 練馬3-23-15 練馬2-24
第6	旭丘1～2丁目 小竹町1～2丁目	旭丘2-21-3 小竹町1-22 小竹町2-10-7
第7	春日町1～6丁目	春日町3-2 春日町4-14-5
第8	中村北1～4丁目 中村1～3丁目 中村南1～3丁目	中村1-15 中村北4-17-1

光が丘消防団

分団名	管轄区域町丁名	防災資器材格納庫所在地
第1	高松1～6丁目 光が丘2・3・5～7丁目	光が丘3-4-1 高松3-10-35
第2	谷原1～6丁目 高野台1～5丁目 三原台1～3丁目	谷原2-9-26 三原台1-11-15
第3	旭町1～3丁目 土支田1～4丁目	旭町2-30-16 土支田2-25-14
第4	田柄1～5丁目 光が丘1・4丁目	田柄3-6-10 田柄2-17
第5	北町1～8丁目	北町1-38-23 北町8-22 北町2-11-3

石神井消防団

分団名	管轄区域町丁名	防災資器材格納庫所在地
第1	富士見台1～4丁目	富士見台4-5-21
第2	南大泉1～5丁目 南大泉6丁目の一部	南大泉4-29-13 南大泉5-20-19
第3	下石神井1・2・4・5・6丁目 下石神井3丁目の一部 上石神井南町の一部 石神井町2～8丁目 石神井町1丁目の一部 上石神井1・2・3丁目の一部	下石神井5-4-16 石神井町7-1-2
第4	上石神井1・2・3丁目の一部 上石神井4丁目 上石神井南町の一部 関町東1・2丁目の一部 関町南3丁目の一部	上石神井3-14-3 上石神井4-10-9
第5	関町北1～5丁目 関町南1・2・4丁目 関町南3丁目の一部 立野町 上石神井南町の一部 関町東1・2丁目の一部	関町北1-5-1 関町北3-3-30
第6	東大泉1～7丁目 大泉町2丁目の一部	東大泉5-4-17 東大泉6-35
第7	西大泉1～6丁目 西大泉町 南大泉6丁目の一部	西大泉2-13-13
第8	大泉学園町1～9丁目 大泉町2丁目の一部 大泉町1・3～6丁目	大泉学園町5-1 大泉町3-5-7
第9	南田中1～5丁目 石神井町1丁目的一部分 下石神井3丁目的一部分	南田中3-1-1
第10	石神井台1～8丁目	石神井台6-1-15 石神井台1-33-44

5 消防水利の現況

消防署の消防水利の現況は、下表のとおりです。

消 火 栓	7, 7 8 5
防 火 水 槽	1, 2 4 6
1 0 0 m ³ 以上	2 8 5
4 0 m ³ 以上	9 1 8
4 0 m ³ 未満	4 3
プ ー ル	1 2 7

受 水 槽	8 5
河 川	9 1
池	7
貯 水 池	2
深 井 戸	2

地震 に対する 10の備え

身の安全の備え

家具類の転倒・落下・移動防止対策をしておこう



- けがをしたり、避難に支障がないように家具を配置しておく。
- 家具やテレビ、パソコンなどを固定し、転倒・落下・移動防止措置をしておく。

けがの防止対策をしておこう



- 食器棚や窓ガラスなどには、ガラスの飛散防止措置をしておく。
- 停電に備えて懐中電灯をすぐに使える場所に置いておく。
- 散乱物でケガをしないようにスリッパやスニーカーなどを身近に準備しておく。

家屋や塀の強度を確認しておこう



- 家屋の耐震診断を受け、必要な補強をしておく。
- フロックやコンクリートなどの塀は、倒れないように補強しておく。

初動対応の備え

消火の備えをしておこう



- 火災の発生に備えて消火器の準備や風呂の水のくみ置き（弱れ防止のため子どもだけで浴室に入れないようにする）をしておく。
- ① 消火器の準備
- ② 消火器の準備
- ③ 消火器の準備

火災発生の早期発見と防止対策をしておこう



- 火災の早期発見のために、住宅用火災警報器を設置しておく。
- 普段使用しない電気器具は、差込みプラグをコンセントから抜いておく。
- 電気に起因する火災の発生を抑制するため、感震ブレーカー（分電盤型）などの防災機器を設置しておく。

非常用品を備えておこう



- 非常用品は、置く場所を決めて準備しておく。
- 冬の寒さなど、季節を考慮した用品を備えておく。
- 車載ジャッキやカーラジオなど、身の周りにあるものの活用を考えておく。
- スマートフォンの予備バッテリー（PSEマーク付）など、必要な電源を確保しておく。

確かな行動の備え

家族で話し合っておこう



- 地震が発生した時の出火防止や初期消火など、家族の役割分担を決めておく。
- 外出中に家族が帰宅困難になったり、離れ離れになった場合の安否確認の方法や集台場所などを決めておく。
- 家族で避難場所や避難経路を確認しておく。
- 台風等の風水害が同時期に発生した場合を想定しておく。
- 普段のつき合いを大切にすることを、隣り近所との協力体制を話し合っておく。

地域の危険性を把握しておこう



- 自治体の防災マップ等で、自分の住む地域の地域危険度を確認しておく。
- 自宅や学校、職場周辺を実際に歩き、災害時の危険箇所や役立つ施設を把握し、自分用の防災マップを作っておく。

防災知識を身につけておこう



- 新聞、テレビ、ラジオやインターネットなどから、防災に関する情報を収集し、知識を身につけておく。
- 消防署などが実施する講演会や座談会に参加し、過去の地震の教訓を学んでおく。
- 大きな地震の後に同程度の地震が発生する可能性があることを理解しておく。

防災行動力を高めておこう



- 日頃から防災訓練に参加して、身体防護、出火防止、初期消火、救出、応急救護、通報連絡、避難要領などを身に付けておく。

地震 その時10のポイント

地震時の行動

地震だ！ まず身の安全

- ・揺れを感じたり、緊急地震速報を受けた時は、身の安全を最優先に行動する。
- ・丈夫なテーブルの下や、物が「落ちてこない」「倒れてこない」「移動してこない」空間に身を寄せ、揺れがおさまるまで様子を見る。



- 【高層階（概ね10階以上）での注意点】
- ・高層階では、揺れが致分縮くことがある。
- ・大きくゆっくりとした揺れにより、家具類が転倒・落下する危険に加え、大きく移動する危険がある。

地震直後の行動

落ちついて 火の元確認 初期消火

- ・火を使っている時は、揺れがおさまってから、あわてずに火の始末をする。
- ・出火した時は、落ちついて消火する。



あわてた行動 けがのもと

- ・室内で転倒・落下した家具類やガラスの破片などに注意する。
- ・瓦、窓ガラス、看板などが落ちてくるので外に飛び出さない。



窓や戸を開け 出口を確保

- ・揺れがおさまった時に、避難ができるよう出口を確保する。



門や扉には 近寄らない

- ・屋外で揺れを感じたら、ブロック扉などには近寄らない。



地震後の行動

火災や津波 確かな避難

- ・地域に大規模な火災の危険がせまら、身の危険を感じたら、一時集合場所や避難場所へ避難する。
- ・沿岸部では、大きな揺れを感じたら、津波警報が出されたら、高台などの安全な場所に素早く避難する。



正しい情報 確かな行動

- ・ラジオやテレビ、消防署、行政などから正しい情報を知る。



確かめ合おう わが家の安全 隣の安全

- ・わが家の安全を確認後、近隣の安全を確認する。



協力し合って 救出・救護

- ・御隣家屋や転倒家具などの下敷きになった人を近隣で協力し、救出・救護する。



避難の前に 安全確認 電気・ガス

- ・避難が必要な時には、ブレーカーを切り、ガスの元栓を締めて避難する。



資料 30-013 「地震から命を守る「7つの問いかけ」」

地震時の行動		地震直後の行動		地震後の行動	
問いかけ ①	ゆれから身を守ることが出来ますか？	問いかけ ②	ゆれの後、危険に気づくことが出来ますか？	問いかけ ③	自分で火を消すことが出来ますか？
	<ul style="list-style-type: none"> ●地震の揺れで転倒、落下、移動してくるものから身を守りましょう。 ●緊急地震速報を聞いた時、揺れを感じたりしたら、できるだけ早く安全な場所へ身を寄せましょう。 		<ul style="list-style-type: none"> ●煙の臭いやガス漏れの音など、身のまわりに危険なサインがないか確かめましょう。 ●ガラスの破片でケガをしないよう、手袋やはきものなどを身につけてから動きましょう。 ●大声で助けを呼ばないときは、笛などの道具を使いましょう。 		<ul style="list-style-type: none"> ●火災に気づいたら、まわりの人や消防署に知らせましょう。 ●消火器などが使える場合は、火が小さいうちに消しましょう。
		問いかけ ④	大切な情報を知ることが出来ますか？		
			<ul style="list-style-type: none"> ●隣近所に危険が迫っていないか、確認しましょう。 ●防災無線や広報車のアナウンス、テレビやラジオなどからの情報を注意深く確認しましょう。 ●情報を手に入れるのに支援が必要であることをまわりの人に知らせましょう。 		
		問いかけ ⑤	頼れる人と、連絡をとることが出来ますか？	問いかけ ⑥	命にかかわる大切なものは何ですか？
			<ul style="list-style-type: none"> ●各通信会社が実施している災害時の伝言サービスなど、様々な方法で連絡を取り合います。 ●自分で連絡できない場合は、まわりの人にお願ひしましょう。 		
		問いかけ ⑦	安全に避難することが出来ますか？		
			<ul style="list-style-type: none"> ●早めの避難を心がけましょう。 ●避難に支援が必要な場合は、まわりの人などにお願ひしましょう。 		

※ 「地震から命を守る7つの問いかけ」は、地震の発生に伴って想定される危険性や対応策について、時系列に沿って設定した7つの区分ごとに、その要点を整理し、地震時の各場面で自分ができることや状況を確認するための資料です。高齢者や身体障害者などの災害時要援護者自身や支援者を含めたすべての都民に広く読んでいただくことを目的としたものです。

資料 30-014 危険物施設の現況

(令和 5 年 10 月 1 日現在)

区における、消防法で定める危険物製造所等の現況は次のとおりです。

1 危険物製造所等一覧表

事業所別	合計	製造所	貯蔵所							取扱所			
			屋内	屋外	タンク					給油所		販売	一般
					屋内	屋外	地下	簡易	移動	営業	自家		
121	194	0	21	0	7	0	32	0	50	32	20	5	27

2 高圧ガス等製造所の現況

区分	製造所名称	所在地
L P ガ ス	城西千代田 L P G 貯蔵庫	練馬区中村南 1-20-4
	野口信夫商店 L P G 収納庫	練馬区錦 1-35-8
	増島商店 L P G 倉庫	練馬区平和台 4-21-10
	富田燃料店 L P G 収容庫	練馬区氷川台 4-40-20
	小泉燃料店 L P G 収容庫	練馬区氷川台 4-45-4
	内田商店 L P G 貯蔵庫	練馬区早宮 1-44-22
	クローブ平和台	練馬区早宮 2-16-31
	ハイツアゼリア	練馬区早宮 2-16-37
	有限会社 佐久間商店	練馬区早宮 4-1-10
	有限会社 太田商店	練馬区練馬 1-32-5
	鈴六商店	練馬区練馬 3-15-10
	有限会社 佐藤商事	練馬区練馬 3-24-6
	メゾンフローレンス	練馬区桜台 3-13-8
	ドミトリープロパン庫	練馬区中村南 2-22-18
	協栄石油瓦斯株式会社	練馬区土支田 2-16-6
東京オートガス	練馬区豊玉北 1-14-5	
有限会社 川原製作所	練馬区羽沢 3-27-1	

3 毒物・劇物製造所等一覧表

区 分	名 称	所 在 地
電気メッキ工業	光鍍金工業（株）	練馬区北町 1-8-7
	丸山工芸社	練馬区平和台 2-33-4

4 その他取り扱い保管業

区分	名称	所在地
その他取り扱い 保管業	芙蓉化学工業（株） 平和台工場	練馬区平和台 1-14-18
	（株）タムラ製作所	練馬区東大泉 1-19-43
	JA東京あおば大泉支店	練馬区大泉学園町 2-12-17
	（株）尾崎フラワーパーク	練馬区石神井台 4-6-32
	全葉工業（株）・研究所	練馬区大泉町 2-33-7
	アカオアルミ（株）	練馬区旭町 3-33-1
	JA 東京あおば 石神井支店	練馬区石神井町 5-11-7
	練馬清掃工場	練馬区谷原 6-10-11
練馬水素ステーション	練馬区谷原 1-1-34	

資料 30-015 防災会一覧

令和 5 年 10 月 1 日 現在 1 / 1 1

練馬消防署管内区域①

防 災 会 組 織 名	結 成 年	格 納 庫 設 置 場 所 等
旭 丘 東 町 会 防 災 部	昭 和 54	
旭 丘 一 丁 目 町 会 防 災 会	昭 和 55	旭 丘 1 - 5 4 旭 丘 なかよし 緑 地
旭 丘 二 丁 目 町 会 防 災 会	昭 和 58	
小 竹 町 一 丁 目 東 防 災 会	平 成 7	小 竹 町 1 - 1 3 - 5 や く も 公 園
小 竹 町 一 丁 目 西 防 災 会	昭 和 58	小 竹 町 1 - 6 0 江 古 田 駅 北 公 園
小 竹 町 二 丁 目 東 防 災 会	平 成 7	小 竹 町 2 - 6 - 7 小 竹 小 学 校
小 竹 町 二 丁 目 西 防 災 会	平 成 7	小 竹 町 2 - 4 5 そ ら し ど 緑 地
江 古 田 パ ー ク マ ン シ ョ ン 防 災 会	平 成 27	
栄 町 第 一 防 災 会	昭 和 53	栄 町 9 - 7 栄 町 備 蓄 倉 庫 敷 地 内
栄 町 第 二 防 災 会	平 成 12	栄 町 1 6 栄 町 公 園
栄 町 第 三 防 災 会	昭 和 53	栄 町 4 0 - 1 1 さ く ら 児 童 遊 園
羽 沢 町 会 防 災 部	昭 和 53	羽 沢 2 - 1 3 - 1 7 羽 沢 児 童 遊 園
鶴 の 里 防 災 会	令 和 1	
豊 玉 第 一 町 会 第 一 防 災 会	昭 和 60	豊 玉 上 1 - 2 3 北 新 井 公 園
豊 玉 第 一 町 会 第 二 防 災 会	昭 和 60	豊 玉 北 1 - 1 6 豊 玉 東 小 学 校
豊 玉 第 一 町 会 第 三 防 災 会	昭 和 60	豊 玉 北 2 - 2 4 豊 玉 第 二 中 学 校
豊 玉 第 一 町 会 第 四 防 災 会	昭 和 63	豊 玉 北 2 - 1 9 ゆ た か 公 園
豊 北 二 丁 目 自 治 会 防 災 会	昭 和 53	豊 玉 北 2 - 7 都 営 住 宅 敷 地
豊 玉 第 二 町 会 防 災 会	昭 和 54	豊 玉 上 2 - 1 8 - 1 中 新 井 公 園
豊 玉 北 四 丁 目 自 治 会 防 災 会	昭 和 62	豊 玉 北 4 - 2 0 - 6 豊 中 公 園
豊 玉 第 三 町 会 第 一 防 災 部	昭 和 57	豊 玉 北 6 - 8 - 3 豊 玉 公 園
豊 玉 第 四 町 会 第 一 防 災 会	昭 和 54	豊 玉 南 2 - 1 - 2 0 豊 玉 中 学 校
豊 玉 第 四 町 会 第 二 防 災 会	昭 和 64	豊 玉 中 1 - 2 3 豊 玉 中 い っ ち ょ う め 公 園
カ ー サ 豊 玉 防 災 会	平 成 23	
豊 玉 西 町 会 防 災 会	昭 和 57	豊 玉 中 3 - 2 6 - 9 豊 玉 こ ぶ し 公 園
オ ー ベ ル 練 馬 セ ン テ ィ ア 防 災 会	平 成 27	
豊 玉 南 住 宅 自 治 会 防 災 会	昭 和 52	豊 玉 南 3 - 4 豊 玉 南 住 宅 敷 地 内
豊 玉 南 第 五 町 会 防 災 会	昭 和 62	豊 玉 南 3 - 2 7 - 2 1 中 新 井 川 児 童 遊 園
デ ィ ア マ ー ク ス キャ ピ タ ル タ ワ ー 防 災 会	平 成 20	豊 玉 北 6 - 2 - 1 マ ン シ ョ ン 敷 地 内
イ ー ト ビ ア 桜 台 マ ン シ ョ ン 防 災 会	平 成 24	豊 玉 北 4 - 5 - 1 5 マ ン シ ョ ン 敷 地 内
中 村 東 町 会 中 東 地 区 防 災 会	昭 和 57	中 村 1 - 1 7 - 1 中 村 か し わ 公 園

練馬消防署管内地区②

防 災 会 組 織 名	結 成 年	格 納 庫 設 置 場 所 等
中 村 東 町 会 北 地 区 防 災 会	昭和57	中村北2-21-1 中村北公園
中 村 東 町 会 中 西 地 区 防 災 会	昭和57	中村2-8-1 中村小学校
中 村 東 町 会 南 地 区 防 災 会	昭和57	中村南2-22-4 中村南公園
リリーゼ練馬中村南防災会	平成30	
イニシア練馬ブライトステージ防災会	平成28	
プラウドタワー練馬防火防災会	平成22	中村北1-11-6 マンション敷地内
藤 和 ハ イ タ ウ ン 練 馬 防 災 会	平成24	
中 村 橋 パ ー ク ホ ー ム ズ 防 災 会	平成15	
桜 台 一 丁 目 町 会 第 一 防 災 会	昭和60	桜台1-46-10 桜台児童遊園
桜 台 一 丁 目 町 会 第 二 防 災 会	昭和63	桜台1-22-9 桜台出張所
桜 台 二 ・ 三 丁 目 町 会 防 災 会	昭和56	桜台3-34-11 杉の子児童遊園
桜台親和町会レスキュー隊A・Bブロック	平成16	桜台2-49 しいのみ公園
桜台親和町会レスキュー隊C・Dブロック	平成18	桜台3-39-20 三丁目森公園
桜 台 自 治 会 4 丁 目 防 災 会	平成20	桜台4-21 桜台ふじ公園
桜 台 自 治 会 5 丁 目 防 災 会	昭和53	桜台5-10-5 開進第二小学校
桜 台 自 治 会 6 丁 目 防 災 会	平成7	桜台6-24-14都営桜台6丁目アパート敷地内
桜 台 4 丁 目 南 町 会 防 災 会	平成11	桜台4-2 西武鉄道敷地内
桜 台 六 丁 目 団 地 自 治 会 防 災 会	昭和54	桜台6-6
コ ー ト ハ ウ ス 氷 川 台 防 災 会	平成13	
練 馬 中 央 自 治 会 防 災 会	昭和57	練馬1-35-3 練馬一丁目公園
練 馬 一 丁 目 原 町 睦 会 防 災 部	昭和57	練馬1-17 練馬いちょう並木緑地
練 馬 一 丁 目 西 睦 会 防 災 会	昭和56	練馬1-9-4 練馬防災倉庫用地
練 馬 二 丁 目 町 会 防 災 隊	昭和57	練馬2-27-28 開進第二中学校
練 馬 三 丁 目 町 会 防 災 会	昭和57	練馬3-23 練馬三丁目公園
練 馬 親 和 防 災 会	平成7	練馬3-11-7 練馬はらっぱ公園
練 馬 四 丁 目 町 会 防 災 組 織	昭和64	練馬4-12-12 練馬四丁目公園
向 山 町 会 防 災 会	昭和56	向山3-12-2 向山公園
向 山 西 町 会 防 災 会	昭和58	
ブランヴィーヴル富士見台防災会	平成28	
ル フ ォ ン 富 士 見 台 防 災 会	平成29	貫井3-19-15 マンション敷地内
貫 井 町 会 西 部 防 災 会	昭和63	貫井4-25-33 貫井西公園
貫 井 町 会 北 部 防 災 会	昭和63	貫井5-13-24 貫井五丁目児童遊園

練馬消防署管内地区③

防 災 会 組 織 名	結 成 年	格 納 庫 設 置 場 所 等
貫井町会中部防災会	昭和57	貫井4-2-20 ガラクタ公園
仲一自治会防災部	昭和53	錦1-7 仲一防災井戸
仲二町会防災会	昭和54	氷川台4-49-16 氷川台四丁目児童遊園
氷川台ひばりが丘睦会防災会	昭和56	氷川台4-20-3 ひばりが丘児童遊園
氷川台四丁目自治会非常災害対策委員会	平成7	氷川台4-32 都営住宅敷地内
平和台一丁目防災会	昭和60	平和台1-36-17 平和台図書館
平和台二丁目町会防災会	昭和57	平和台2-45 アパート敷地内
平和台二丁目若葉会防災部	昭和56	
平和台二丁目団地自治会防災会	平成11	平和台2-45 団地敷地内公園
平和台二丁目第3アパート自治会防災会	平成19	
D'クラディア平和台防災会	令和1	
錦一・二丁目町会防災対策本部	昭和52	錦1-40-4 田柄川緑道
仲町五丁目町会防災会	昭和56	早宮2-13-5 早宮公園
ライオンズマンション豊島園防災会	平成23	
早宮一丁目自治会防災部	令和3	早宮1-10 早一中央児童遊園
早宮3・4丁目町会防災会	昭和53	早宮4-14-5 早宮地区区民館
ファストジュール練馬春日町防災会	平成24	春日町3-29-15 マンション敷地内
練馬区春日町1丁目住民防災会	昭和54	春日町1-30-11 練馬東小学校
練馬区春日町2丁目住民防災会	昭和54	春日町2-4-30 春日公園
練馬区春日町3丁目住民防災会	昭和54	春日町3-10-22 春日児童遊園
練馬区春日町4丁目住民防災会	昭和54	春日町4-21-23 こんにちは公園
練馬区春日町5丁目住民防災会	昭和54	春日町5-20 春日町南地区区民館
練馬区春日町6丁目住民防災会	昭和54	春日町6-10 新場児童遊園

光が丘消防署管内地域①

防 災 会 組 織 名	結 成 年	格 納 庫 設 置 場 所 等
ジオ・イニシア練馬春日町防災会	令和1	
高松町会第一防災会	昭和56	高松1-40-1 わかみや公園
高松町会第二防災会	昭和56	高松2-7 高松二丁目児童遊園
高松町会第三防災会	昭和56	高松3-16-1 高松小学校
高松町会第四防災会	昭和56	高松4-24-22 高松中央公園
高松町会第五防災会	昭和56	高松5-3-5 高清平公園
高松町会第六防災会	昭和62	高松6-33-3 つくし児童遊園
北町1丁目1部町会防災会	平成3	北町1-6-5 北町一丁目公園
北町1丁目2部町会防災会	昭和57	北町1-38-23 電車の見える公園
北町二丁目町会防災会	昭和58	北町2-33-3 ボヌール北町東側
練馬北二自治会防災会	昭和60	北町2-10 都営北二アパート敷地内
ライオンズマンション練馬北町防災会	平成28	北町2-33-9 マンション敷地内
コスモ練馬北町防災会	平成28	
北町三丁目町会防災会	平成3	北町3-14-14 北町三丁目児童遊園
北町西町会防災会	平成10	北町8-22-1 氷川神社境内
練馬北町6丁目自治会防災会	平成4	北町6-16-1 わらべ児童遊園
パティオ北町防災会	平成5	北町8-19 空き地
田柄第一防災会	昭和56	田柄1-10 南田柄緑地樹木育成場（田柄苗圃）
田柄第二防災会	昭和56	田柄2-26-23 田柄もくせい遊園
田柄第三防災会	昭和56	田柄3-17-13 上田柄児童遊園
田柄第四防災会	昭和56	田柄4-34 上野氏所有地
田柄第五防災会	昭和56	田柄5-5-2 田柄梅林公園
D'クラディア光が丘RESIDENCE防 災会	平成29	
むつみ台団地防災会	昭和57	光が丘1-1 公団住宅敷地内
光が丘パークタウンゆりの木通り南住宅 管理組合防災会	平成3	光が丘1-6-2 団地敷地内
光が丘第一自治会防災会	昭和58	旭町1-33 団地敷地内
光が丘第二自治会防災会	昭和60	光が丘5-5-3 都営住宅敷地内
光が丘都営第三アパート第一防災会	昭和61	光が丘2-7 団地敷地内
光が丘都営第三アパート第二防災会	昭和63	光が丘2-7 団地敷地内
光が丘都営第三アパート第三防災会	平成9	光が丘2-4 団地敷地内
光が丘都営第三アパート第四防災会	平成9	光が丘2-4 団地敷地内

光が丘消防署管内地域②

防 災 会 組 織 名	結 成 年	格 納 庫 設 置 場 所 等
プロムナード十番街防災会	平成10	光が丘2-10 団地敷地内
コーシャハイム光が丘第一防災会	昭和63	光が丘3-3-1 団地敷地内
シティコープ光が丘防災会	平成1	
コーシャハイム光が丘第二自治会防災会	昭和60	光が丘3-3-4 公社住宅敷地内
コーシャハイム光が丘第三自治会防災委員会	平成2	光が丘3-3-5 公社住宅敷地内
パークシティ光が丘団地防災会	平成4	光が丘3-3-6 団地敷地内
パークサイド光が丘防災会	平成5	光が丘3-3-8 団地敷地内
コーシャハイム光が丘第四防災会	平成8	光が丘3-3-9 公社住宅敷地内
光が丘パークタウンいちよう通り東第一団地防災会	平成2	光が丘3-7-2 3号棟北側ポンプ室
いちよう通り東第二団地防災会	平成3	光が丘3-7-11 いちよう通り東第二団地内
いちよう通り東第三団地管理組合防災会	平成4	光が丘3-7-1 団地敷地内
光が丘パークタウンいちよう通り八番街団地防災会	昭和62	光が丘3-8-1 団地敷地内
いちよう通り八番街自治会防災会	平成3	光が丘3-8-12 団地敷地内
光が丘大通り中央1号棟自治会防災会	平成3	光が丘3-9-1 大通り中央1号棟地下1階
光が丘団地大通り中央2号棟自主防災会	平成9	光が丘3-9-2 団地敷地内駐輪場
光が丘パークタウン大通り中央3号棟防災委員会	平成7	光が丘3-9-3 団地敷地内
四季の香式番街団地防災会	平成2	光が丘5-2 四季の香公園
四季の香式番街4・5号棟自治会・防災会	平成9	光が丘5-2 団地敷地内
光が丘パークタウン公園南住宅1号棟防災会	昭和59	光が丘5-6-1 住宅敷地内
公園南住宅防災隊	昭和60	光が丘5-6 住宅敷地内
光が丘パークタウン大通り北団地管理組合防災会	昭和61	光が丘6-1 団地敷地内
大通り南7-3-1号棟自治会防災会	平成20	光が丘7-3-1 団地敷地内
光が丘パークタウン大通り南団地管理組合防災会	平成18	光が丘7-3-5 団地敷地内
自治と防災・防犯の会「春の風」防災会	平成21	光が丘7-6-3 団地敷地内
春の風公園街団地・自主防災会	令和4	
光が丘南通り六番街防災会	平成4	光が丘7-6-18 管理事務所内
自治と防災の会7丁目さとざくら	平成19	光が丘7-7-8 団地敷地内
光が丘パークタウン大通り南7番街団地防災会	昭和60	光が丘7-7-12 団地敷地内
旭町一丁目防災会	昭和55	旭町1-11-6 旭町児童遊園
旭町二丁目防災会	昭和55	旭町2-37-2 都営住宅敷地内

光が丘消防署管内地域③

防 災 会 組 織 名	結 成 年	格 納 庫 設 置 場 所 等
旭 町 三 丁 目 防 災 会	昭和55	旭町3-5-10 豊溪中学校
土 支 田 一 丁 目 防 災 会	昭和56	土支田1-37-1 つつじ山児童遊園
土 支 田 二 丁 目 防 災 会	昭和56	土支田2-32-9 どんぐり児童遊園
土 支 田 三 丁 目 防 災 会	昭和56	土支田3-35-23 土支田緑地
土 支 田 四 丁 目 防 災 会	昭和56	土支田4-23 八幡児童遊園
南 田 中 団 地 第 一 自 治 会 絆 会	平成25	石神井町1-1-58 長光寺橋公園
ハ イ ツ 高 野 台 防 災 会	平成30	
パ ー ク ハ ウ ス 練 馬 高 野 台 防 災 会	平成29	
高 野 台 町 会 防 災 会 第 一 地 区 隊	昭和56	高野台1-16-7 氷川神社
高 野 台 町 会 防 災 会 第 二 地 区 隊	昭和56	高野台2-21-3 高野台ひがし公園
高 野 台 町 会 防 災 会 第 三 地 区 隊	昭和56	高野台3-28-11 高野台地域集会所
高 野 台 町 会 防 災 会 第 四 地 区 隊	昭和56	高野台4-29-1 高野台四丁目児童遊園
高 野 台 町 会 防 災 会 第 五 地 区 隊	昭和56	高野台5-3-24 まきの木緑地
タ ワ ー ・ ザ ・ テ ラ ス 管 理 組 合 防 災 会	平成28	高野台4-18-15 マンション敷地内
谷 原 1 丁 目 防 災 会	平成17	谷原1-7-5 総合体育館
谷 原 2 丁 目 防 災 会	平成17	谷原2-6 ひまわり児童遊園
谷 原 3 丁 目 防 災 会	平成17	谷原3-1 北原緑地
谷 原 4 丁 目 防 災 会	平成17	谷原4-3 まきば遊園地
谷 原 5 丁 目 防 災 会	平成25	谷原5-6-7 谷原地域集会所
谷 原 6 丁 目 防 災 会	平成17	谷原6-4 北原公園
都 営 谷 原 三 丁 目 ア パ ー ト 自 治 会 防 災 会	平成30	
ラ イ オ ン ズ マ ン シ ョ ン 光 が 丘 公 園 防 災 会	平成24	
三 原 台 一 丁 目 防 災 会	昭和56	三原台1-19-1 北田中児童遊園
三 原 台 二 丁 目 防 災 会	昭和56	三原台2-11-29 三原台温水プール
三 原 台 三 丁 目 防 災 会	昭和56	三原台3-7-34 三原台公園
レ ジ ェ ン ド 石 神 井 公 園 防 災 会	平成27	
都 営 旭 町 二 丁 目 第 二 ア パ ー ト 防 災 会	平成24	旭町2-36-2 都営住宅敷地内
ラ イ オ ン ズ ガ ー デ ン 石 神 井 公 園 防 災 会	平成24	高松6-12-5 マンション敷地内

石神井消防署管内地域①

防 災 会 組 織 名	結 成 年	格 納 庫 設 置 場 所 等
富 士 見 台 1 ・ 2 丁 目 防 災 会	昭和54	富士見台2-26-2 富士見公園
富 士 見 台 3 ・ 4 丁 目 防 災 会	昭和54	富士見台3-18 ぞうさん公園
都 営 練 馬 富 士 見 台 二 丁 目 ア パ ー ト 防 災 会	平成8	富士見台2-13 都営富士見台二丁目アパート敷地内
南 田 中 町 会 第 一 防 災 会	昭和56	南田中5-14-4 稲荷神社境内
南 田 中 町 会 第 二 防 災 会	昭和61	南田中2-18-36 南田中地域集会所
南 田 中 団 地 第 一 防 災 会	昭和58	南田中3-31-7 南田中団地敷地内
南 田 中 団 地 第 二 防 災 会	昭和58	南田中5-25-24 都営南田中アパート敷地内
南 田 中 団 地 第 三 自 治 会 防 災 部	昭和59	石神井町1-1-34 都営南田中アパート敷地内
南 田 中 団 地 第 四 自 治 会 防 災 会	昭和59	石神井町1-1-42 都営南田中アパート敷地内
石 神 井 町 一 丁 目 東 町 会 防 災 会	平成21	
石 神 井 町 和 田 町 会 防 災 会	昭和57	石神井町4-11-35 光和公園
都 営 石 神 井 町 2 丁 目 ア パ ー ト 防 災 会	平成8	石神井町2-3 都営石神井町二丁目アパート敷地内
石 神 井 公 園 ビ ア レ ス 自 主 防 災 会	平成26	
石 神 井 町 会 防 災 会	平成29	石神井町8-41 石神みんなの広場
石 神 井 ハ イ ツ 防 災 会	昭和53	石神井町8-1-11 団地敷地内
石 神 井 町 池 淵 町 会 防 災 会	昭和57	石神井町5-12-16 区立池淵史跡公園
下 石 神 井 千 川 町 会 防 災 会	平成9	下石神井1-3-39 向三谷公園
下 石 神 井 坂 下 町 会 防 災 会	昭和58	下石神井3-4-12 下石神井坂下公園
パ ー ク ホ ー ム 石 神 井 公 園 翡 翠 の 杜 防 災 会	平成28	下石神井3-17-1 マンション敷地内
豊 島 橋 町 会 防 災 会	昭和60	下石神井3-37-7
南 石 神 井 親 交 会 防 災 会	平成10	下石神井6-26-8 町会所有の土地
上 久 保 町 会 防 災 部	平成28	下石神井2-34-6 石塚氏所有地
下 石 神 井 本 睦 町 会 防 災 会	昭和58	下石神井6-39 くらまえ児童遊園
下 石 神 井 共 栄 会 防 災 部 会	昭和56	下石神井4-30 本橋様所有地
石 神 井 台 東 町 会 防 災 会	昭和55	
L V マ ン シ ョ ン 防 災 会	平成17	
パ ー ク サ イ ド 石 神 井 自 治 会 防 災 会	平成7	石神井台3-26 都営住宅敷地内
上 石 神 井 ハ イ ム 管 理 組 合 防 災 会	平成15	石神井台4-1-2 団地敷地内
石 神 井 台 沼 辺 町 会 防 災 委 員 会	昭和58	石神井台2-17-9 石神井台公園

石神井消防署管内地域②

防 災 会 組 織 名	結 成 年	格 納 庫 設 置 場 所 等
石 神 井 台 中 央 町 会 防 災 会	昭和58	石神井台 8-6-33 石神井台小学校
D' レスティア石神井台管理組合防災会	令和4	
石 神 井 小 関 町 会 防 災 会	昭和62	石神井台 8-14-2 小関児童遊園
都営上石神井団地自治会防災会第一ブロック	昭和57	上石神井 4-21-5 都営上石神井団地敷地内
都営上石神井団地自治会防災会第二ブロック	昭和57	石神井台 4-5-12 都営上石神井団地敷地内
都営上石神井団地自治会防災会第三ブロック	昭和54	
上 石 神 井 町 会 第 一 班 防 災 会	昭和56	上石神井 1-6-16 上石神井南地域集会所
上 石 神 井 町 会 第 二 班 防 災 会	昭和56	上石神井 2-16-27 上石神井東公園
上 石 神 井 町 会 第 三 班 防 災 会	昭和56	上石神井 3-16 上石もくれん児童遊園
上 石 神 井 町 会 第 四 班 防 災 会	昭和56	上石神井 4-11-11 上石神井ちびっこ児童遊園
上 石 神 井 町 会 第 五 班 防 災 会	昭和56	関町東 1-3-2 日の出児童遊園
ザ・パークハウス上石神井レジデンス防災会	令和2	
上 石 神 井 公 社 住 宅 防 災 会	昭和55	上石神井 1-24 公社住宅敷地内
区営上石神井一丁目第二アパート防災会	昭和55	上石神井 1-9-15 区営住宅集会所横
マンハイム上石神井防災会	平成25	上石神井 2-12-5 マンション敷地内
藤和上石神井ホームズ自主防災会	平成28	
善 福 寺 コ ー ポ 防 災 会	平成25	関町南 2-2-6 マンション敷地内
関 町 町 会 防 災 会 北 群 団	昭和55	関町北 1-4-1 都営住宅敷地内
関 町 町 会 防 災 会 南 群 団	昭和55	関町南 3-10 石神井西中南側
関 町 町 会 防 災 会 東 群 団	昭和55	関町東 1-19-4 関町ひがし公園
関 町 東 防 災 班	平成22	関町東 1-4-12 さわやか児童遊園
関 町 北 二 丁 目 防 災 会	平成28	関町北 2-25-1 関町北二丁目アパート敷地内
わ か ば 公 園 防 災 会	平成28	関町南 4-12-19 わかば児童遊園
北 裏 防 災 会	平成28	関町南 4-22 都営練馬関町南4丁目第二アパート内
関 町 北 三 丁 目 町 会 第 一 防 災 会	昭和55	関町北 3-23-24 関町小学校
石 神 井 防 災 会	昭和58	上石神井南町 10 下石神井緑地
関 町 北 三 丁 目 町 会 第 二 防 災 会	昭和55	関町北 3-43-40 関北けやき児童遊園
関 町 北 三 丁 目 町 会 第 三 防 災 会	昭和55	関町北 3-45-1 武蔵関公園
関町北三丁目第二アパート自治会防災部	平成28	関町北 3-9-8 関町北三丁目アパート敷地内
関 町 北 四 ・ 五 丁 目 町 会 防 災 会	昭和52	関町北 5-8-21 関町北児童遊園
ファミリーシティ武蔵関団地管理組合防災会	平成8	関町北 5-19 団地中庭

石神井消防署管内地区③

防 災 会 組 織 名	結成年	格 納 庫 設 置 場 所 等
ブロッサムコートむさし野防災会	平成15	関町北5-16-36 団地敷地内
元関町一丁目町会防災会第一地区隊	昭和57	関町南1-4-36 竹の子児童遊園
元関町一丁目町会防災会第二地区隊	昭和57	関町南2-3-10 たけしたちびっこ広場
元関町一丁目町会防災会第三地区隊	昭和57	関町南2-8-3 竹下ひだまり公園
元関町一丁目町会防災会第四地区隊	昭和57	関町南2-12-1 都営住宅敷地
元関町一丁目町会防災会第五地区隊	昭和57	関町南2-14-6 関町すずしろ公園
プラネ吉祥寺防災会	平成24	関町南2-20-10 マンション敷地内
都営練馬関町南四丁目第2アパート自治会防災会	平成29	関町南4-22 都営練馬関町南四丁目第二アパート内
武蔵野グリーンタウン防災組織	平成11	関町南4-15-7 団地敷地内
東大泉一丁目第三アパート防災会	平成26	
フォレステージ石神井公園防災会	平成30	
プラウドシティ大泉学園防災会	平成24	東大泉2-42-8 マンション敷地内
和泉町会防災会	昭和55	
東大泉二丁目町会防災会	昭和59	東大泉2-15-11 つくしの子児童遊園
東大泉二丁目アパート防災会	平成13	東大泉2-17-1 団地敷地内
東大泉2丁目第2アパート自治会防災会	平成14	東大泉2-3-1 団地敷地内
みっはし自治会防災会	昭和58	東大泉2-29 白子川調節池
大泉住宅共栄会第一防災部	平成14	東大泉3-34 もみじ台公園
大泉住宅共栄会第二防災部	平成8	東大泉3-54 憩いの丘公園
都営東大泉団地自治会防災部会	昭和60	東大泉3-59-16 東大泉公園
東大泉仲町町会防災会	平成16	
みやの町会防災会	昭和59	東大泉4-27-35 大泉中学校
東大泉中村町会第一防災会	昭和58	東大泉5-14 東大泉つばき緑地
東大泉中村町会第二防災会	平成20	東大泉5-40-32 あかしあ児童公園
東大泉中村町会第三防災会	平成24	東大泉1-26-4 泉こぶし公園
東大泉井頭町会防災会	昭和54	東大泉6-35 第二都営アパート
東大泉宮本南町会防災会	平成23	東大泉6-49-19 区道
むつみ長月町会防災会	平成8	東大泉6-52
泉ニコニコ町会防災会	昭和55	東大泉7-6-17 大泉つつじ公園

石神井消防署管内地域④

防 災 会 組 織 名	結 成 年	格 納 庫 設 置 場 所 等
西大泉連合町会1丁目防災会	昭和58	西大泉1-27 登戸公園
西大泉連合町会2丁目防災会	昭和58	西大泉2-23-1 西大泉中央児童公園
西大泉連合町会3丁目防災会	昭和58	西大泉3-26-20 西大泉こぐれ公園
西大泉連合町会4丁目防災会	昭和58	西大泉4-16 久保新田さくら公園
西大泉連合町会5丁目防災会	昭和58	西大泉5-22 西大泉いずみ公園
西大泉連合町会6丁目防災会	昭和58	西大泉6-19-39 むさしの広場公園
大泉一新町会防災委員会	昭和54	西大泉1-14-3 あやめ児童遊園
都営西大泉三丁目アパート泉会防災会	昭和58	西大泉3-3 西大泉都営住宅敷地内
南大泉1丁目町会防災会	昭和56	南大泉1-22-45 南泉台児童遊園
南大泉2丁目町会防災会	昭和62	南大泉2-27-2 庄部児童遊園
南大泉3丁目町会防災会	昭和56	南大泉3-29-22 いずみ児童遊園
南大泉三丁目町会第二防災会	平成25	南大泉3-14-25 南大泉かきのき児童遊園
南大泉4丁目第1町会防災会	平成14	南大泉4-5 井頭橋付近
南大泉4丁目第2町会防災会	平成14	南大泉4-39 東中前の森緑地
ピクトリアガーデン防災会	令和1	
南大泉四丁目第四町会防災会	平成18	南大泉3-27-6 南大泉三丁目緑地
南大泉5丁目町会防災会	昭和60	南大泉5-20-19 南大泉材料置場
南大泉六丁目防災会	平成18	南大泉6-10-6 ひよどり児童遊園
東泉町会防災会	昭和55	
つくし町会防災会	昭和55	東大泉7-6-17 大泉つつじ公園
南泉町会防災会	昭和55	
大泉町一丁目町会防災会	昭和55	大泉町1-44 八坂神社
大泉町二丁目町会防災会	昭和55	大泉町2-46-6 北大泉幼稚園
大泉町三丁目町会防災会	昭和55	大泉町3-16-23 大泉第一小学校
大泉町四丁目町会防災会	昭和55	大泉町4-35-8 影山公園
大泉町五丁目町会防災会	昭和55	大泉町5-5-12 北大泉児童遊園
大泉町六丁目町会防災会	昭和55	大泉町6-15-5 くりばやし公園
橋戸会防災部	昭和57	土支田3-27-29 橋戸新田公園
大泉学園町泉会防災会	昭和51	大泉学園町2-3-18 町会共有地
大泉北泉町会防災会	昭和58	大泉町3-31-44 北大泉野球場
北園救済対策会	平成11	大泉町5-25-23 地域振興課所有用地
大泉学園町親交会防災会	昭和51	大泉学園町4-2-4 こぐれの森緑地

石神井消防署管内地域⑤

防 災 会 組 織 名	結 成 年	格 納 庫 設 置 場 所 等
大 泉 学 園 好 友 会 防 災 会	昭和51	大泉学園町2-21-17 大泉図書館敷地内
大 泉 学 園 町 仲 町 会 防 災 会	昭和51	大泉学園町5-14-36 すずしろ公園
大 泉 学 園 中 央 会 防 災 会	昭和51	大泉学園町4-7-1 大泉学園小学校
大 泉 学 園 長 久 保 町 会 防 災 会	昭和51	
大 泉 学 園 南 町 会 防 災 会	昭和51	大泉学園町2-2-2 大泉中島公園
み どり 会 防 災 会	平成9	大泉学園町2-2-1 都営住宅敷地内
大 泉 学 園 町 長 栄 会 防 災 会	昭和51	大泉学園町8-9-6 大泉学園公園
大 泉 学 園 東 町 会 防 災 会	昭和51	大泉学園町7-7 風致地区公園
大 泉 学 園 東 自 治 会 防 災 会	昭和51	大泉学園町4-18-6 あおい公園
大 泉 学 園 緑 町 会 防 災 会	昭和51	大泉学園町6-26-26 大泉公園
大 泉 学 園 西 町 会 防 災 会	昭和51	大泉学園町6-4 さくら公園
緑 泉 町 会 防 災 防 犯 部	昭和53	大泉学園町5-35-12 加藤氏所有地
新 泉 会 防 災 会	平成26	

資料 30-016 市民消火隊一覽

(令和5年10月1日現在)

番号	市民消火隊名称	格納庫設置場所	結成年	管轄
1	高松第一市民消火隊	高松5-14 高松5丁目防災ひろば	54年移管	光が丘
2	谷原市民消火隊	谷原1-20 みのわ公園	54年移管	光が丘
3	高野台市民消火隊	高野台3-10-3 長命寺	54年移管	光が丘
4	北町第一市民消火隊	北町3-14-14 北町三丁目児童遊園	54年移管	光が丘
5	関町北三丁目第一市民消火隊	関町北3-6 公園内	54年移管	石神井
6	関町北三丁目第二市民消火隊	関町北3-32-2 都営関町北三丁目アパート	54年移管	石神井
7	立野市民消火隊	立野町17-13	54年移管	石神井
8	関町町会市民消火隊	関町北1-1-5 石神井西小学校	54年移管	石神井
9	大泉学園第二市民消火隊	大泉学園町6-25-25 大泉公園	54年移管	石神井
10	みやの町会市民消火隊	東大泉4-25-1 大泉小学校	54年移管	石神井
11	東大泉仲町市民消火隊	東大泉4-25-1 大泉小学校	54年移管	石神井
12	東大泉井頭市民消火隊	東大泉6-35	54年移管	石神井

資料 30-017 避難拠点における収容可能人数

この表は、以下のスペースを全て使用するという前提ではなく、想定を超える避難者が避難した場合、各避難拠点における収容可能人数を算出したものである。

【算出にあたっての前提条件】

- (1) 避難者1人あたりの収容スペースを2㎡とする。
- (2) 体育館面積は、体育館アリーナの面積である。ただし、格技室がある学校は、格技室面積を加えた面積である。
- (3) 全教室数のうち以下の部屋を除く教室を、「収容可能教室」として算出する。
 小学校： 理科、図工、家庭科、コンピュータ、図書
 中学校： 理科、美術、技術（金工・木工）、家庭科、コンピューター、図書
- (4) 教室の面積は、1室あたり63㎡として算出する。

No.	小学校名	体育館面積 (㎡)	体育館収容 可能人数 (人)	全教室数 (室)	収容可能 教室数 (室)	教室収容 可能人数 (人)	収容可能 人数合計 (人)
1	旭丘小	504	252	34	29	899	1,151
2	小竹小	504	252	23	19	589	841
3	豊玉小	768	384	26	22	682	1,066
4	豊玉第二小	532	266	24	20	620	886
5	豊玉東小	504	252	26	22	682	934
6	豊玉南小	768	384	34	30	930	1,314
7	中村小	504	252	41	37	1,147	1,399
8	中村西小	522	261	24	20	620	881
9	早宮小	504	252	28	24	744	996
10	開進第一小	768	384	33	29	899	1,283
11	開進第二小	532	266	29	24	744	1,010
12	開進第三小	459	229	37	33	1,023	1,252
13	開進第四小	504	252	28	24	744	996
14	仲町小	504	252	37	33	1,023	1,275
15	南町小	572	286	29	25	775	1,061
16	北町小	504	252	40	36	1,116	1,368
17	北町西小	504	252	33	29	899	1,151
18	練馬小	768	384	26	22	682	1,066
19	練馬第二小	504	252	28	24	744	996
20	練馬第三小	532	266	33	29	899	1,165
21	練馬東小	894	447	32	28	868	1,315
22	田柄小	532	266	32	28	868	1,134
23	田柄第二小	768	384	35	28	868	1,252
24	向山小	504	252	26	22	682	934
25	豊溪小	495	247	28	24	744	991
26	旭町小	504	252	25	19	589	841
27	高松小	504	252	30	26	806	1,058
28	春日小	504	252	22	18	558	810
29	光が丘四季の香小	504	252	30	26	806	1,058
30	光が丘春の風小	504	252	35	31	961	1,213
31	光が丘夏の雲小	768	384	31	27	837	1,221
32	光が丘秋の陽小	504	252	25	21	651	903
33	光が丘第八小	768	384	25	21	651	1,035
34	石神井小	768	384	41	36	1,116	1,500
35	石神井東小	468	234	34	30	930	1,164
36	石神井西小	504	252	26	22	682	934
37	石神井台小	504	252	29	25	775	1,027
38	上石神井小	504	252	34	29	899	1,151
39	上石神井北小	704	352	36	32	992	1,344
40	下石神井小	657	243	35	30	930	1,173
41	光和小	504	252	36	32	992	1,244
42	谷原小	662	252	38	34	1,054	1,306
43	北原小	504	252	29	25	775	1,027
44	立野小	672	336	26	22	682	1,018
45	関町小	504	252	35	31	961	1,213
46	関町北小	674	337	31	26	806	1,143
47	大泉小	504	252	35	31	961	1,213
48	大泉第一小	576	288	27	22	682	970

No.	小学校名	体育館面積 (㎡)	体育館収容 可能人数 (人)	全教室数 (室)	収容可能 教室数 (室)	教室収容 可能人数 (人)	収容可能 人数合計 (人)
49	大泉第二小	504	252	35	31	961	1,213
50	大泉第三小	504	252	33	29	899	1,151
51	大泉第四小	744	372	31	25	775	1,147
52	大泉第六小	504	252	25	21	651	903
53	大泉東小	564	252	42	38	1,178	1,430
54	大泉西小	504	252	30	25	775	1,027
55	大泉南小	504	252	31	27	837	1,089
56	大泉北小	504	252	29	25	775	1,027
57	大泉学園小	504	252	32	27	837	1,089
58	大泉学園緑小	504	252	30	25	775	1,027
59	大泉学園桜小	504	252	23	20	620	872
60	泉新小	504	252	27	23	713	965
61	橋戸小	560	280	22	18	558	838
62	南田中小	504	252	31	26	806	1,058
63	南が丘小	486	243	22	18	558	801
64	富士見台小	504	252	29	25	775	1,027
65	八坂小	504	252	27	23	713	965
小学校 計		36,629	18,119	1,980	1,703	52,793	70,912

No.	中学校名	体育館面積 (㎡)	体育館収容 可能人数 (人)	全教室数 (室)	収容可能 教室数 (室)	教室収容 可能人数 (人)	収容可能 人数合計 (人)
1	旭丘中	570	285	30	21	651	936
2	豊玉中	618	309	25	16	496	805
3	豊玉第二中	540	270	26	19	589	859
4	中村中	1,075	537	34	25	775	1,312
5	開進第一中	1,106	553	34	24	744	1,297
6	開進第二中	850	425	34	25	775	1,200
7	開進第三中	638	319	26	19	589	908
8	開進第四中	1,106	553	31	23	713	1,266
9	北町中	1,075	537	31	22	682	1,219
10	練馬中	1,090	545	39	30	930	1,475
11	練馬東中	894	447	32	24	744	1,191
12	貫井中	1,106	553	31	23	713	1,266
13	田柄中	1,106	553	28	19	589	1,142
14	豊溪中	558	279	22	13	403	682
15	光が丘第一中	638	319	31	22	682	1,001
16	光が丘第二中	1,106	553	29	20	620	1,173
17	光が丘第三中	1,385	692	35	26	806	1,498
18	石神井中	1,106	553	40	31	961	1,514
19	石神井東中	690	279	35	25	775	1,054
20	石神井西中	1,019	509	38	28	868	1,377
21	石神井南中	558	279	29	20	620	899
22	上石神井中	576	288	34	25	775	1,063
23	南が丘中	982	491	31	22	682	1,173
24	谷原中	558	279	34	25	775	1,054
25	三原台中	540	270	31	22	682	952
26	大泉中	700	350	43	33	1,023	1,373
27	大泉第二中	960	480	35	24	744	1,224
28	大泉西中	1,082	541	32	25	775	1,316
29	大泉北中	814	407	27	18	558	965
30	大泉学園中	616	308	28	20	620	928
31	大泉学園桜中	558	279	22	14	434	713
32	関中	558	279	31	21	651	930
33	八坂中	796	398	32	24	744	1,142
中学校 計		27,574	13,719	1,040	748	23,188	36,907

小中学校 合計		64,203	31,838	3,020	2,451	75,981	107,819
---------	--	--------	--------	-------	-------	--------	---------

資料30-018 練馬区福祉避難所一覧

令和5年2月1日現在

練馬区福祉避難所一覧

No.	名称	運営主体	施設の種類	所在地	電話	設置	開館年月日	協締結日	併設建物	敷地面積㎡	建物延面積㎡		※人
											総面積	使用面積	
1	関町ダイヤサービスセンター	練馬区社会福祉事業団	通所介護	関町南4-9-28	3928-5030	練馬区	H5.6.1		特別養護老人ホーム 地域包括支援センター	4,175.88	4,165.86	307.64	26
2	富士見台ダイヤサービスセンター		通所介護	富士見台1-22-4	5241-6010		H6.6.1	H6.6.1	特別養護老人ホーム	3,000.50	3,021.12	554.24	46
			認知症対応型通所介護										
3	土支田ダイヤサービスセンター		通所介護	土支田2-40-18	5387-6760		H5.6.1	H5.6.1	高齢者集合住宅	2,264.69	2,534.32	590.84	49
4	豊玉ダイヤサービスセンター		通所介護	豊玉南3-9-13	3993-1341		H6.1.17	H6.6.1	高齢者集合住宅 地域包括支援センター	858.10	1,701.24	652.45	44
5	高松ダイヤサービスセンター		通所介護	高松6-3-24	3995-5107		H6.6.1	H8.6.1	高齢者集合住宅 地域包括支援センター	1,167.04	1,686.59	544.38	45
6	東大泉ダイヤサービスセンター		通所介護	東大泉5-15-2	5387-1021		H8.6.1	H24.11.1	都営住宅	1,645.69	2,174.71	559.02	47
7	練馬ダイヤサービスセンター		通所介護	練馬2-24-3	5984-1701		H8.10.1	H8.10.1	都営住宅 地域包括支援センター	6,566.34	1,812.61	590.43	49
8	田柄ダイヤサービスセンター		通所介護	田柄4-12-10	3825-1551		H11.6.1	H11.6.1	特別養護老人ホーム 地域包括支援センター	3,972.81	4,974.20	398.76	33
9	光が丘ダイヤサービスセンター		通所介護	光が丘2-9-6	5997-7706		H11.10.1	H11.10.1	区民センター 地域包括支援センター	4,012.27	13,096.45	429.00	36
10	大泉ダイヤサービスセンター	通所介護	東大泉2-11-21	5387-2201	H11.5.1	H11.5.1	特別養護老人ホーム ケアハウス	3,855.59	8,202.68	493.94	41		
												認知症対応型通所介護	
11	錦ダイヤサービスセンター	通所介護	錦2-6-14	3937-5031	H10.3.1	H10.3.1	UR賃貸住宅	1,097.99	566.52	566.52	47		
												認知症対応型通所介護	
12	光陽苑ダイヤサービスセンター	通所介護	西大泉5-21-2	3923-5264	H3.5.1	H3.5.1	特別養護老人ホーム	1,909.38	2,963.10	637.39	53		
												認知症対応型通所介護	
13	第二光陽苑ダイヤサービスセンター	通所介護	関町北5-7-22	5991-9917	H11.5.1	H11.5.1	特別養護老人ホーム 地域包括支援センター	1,909.38	2,963.10	144.90	12		
												認知症対応型通所介護	
14	特別養護老人ホーム 青秀苑	介護老人福祉施設	桜台2-2-8	3557-7637	S63.1.18	S63.1.18	特別養護老人ホーム	970.21	2,191.00	93.98	8		
												介護老人福祉施設	
15	特別養護老人ホーム 第2青秀苑	介護老人福祉施設	羽沢2-8-16	3991-0523	H10.6.1	H29.11.24	地域包括支援センター	1,555.20	2,510.31	149.32	12		
												認知症対応型通所介護	
16	第3青秀苑ダイヤサービスセンター	介護老人福祉施設	土支田1-31-5	6904-0105	H25.6.1	H25.6.1	特別養護老人ホーム 地域包括支援センター	1,770.50	3,318.00	264.17	23		

練馬区福祉避難所一覧

No.	名称	運営主体	施設の種類	所在地	電話	設置	開館年月日	協締結日	併設建物	敷地面積㎡	建物延面積㎡		※ 人
											総面積	使用面積	
17	やすらぎデザインサービスセンター	社会福祉法人 章佑会	通所介護	大泉学園町7-12-32	5387-5577	社会福祉法人 章佑会	H16.11.1	H25.3.18	特別養護老人ホーム	1,942.68	1,942.48	260.86	22
18	やすらぎミラージュデザインサービスセンター	社会福祉法人 章佑会	通所介護	大泉町4-24-7	5905-1191	社会福祉法人 章佑会	H11.5.1		特別養護老人ホーム 地域包括支援センター	3,150.01	3,651.43	568.27	47
19	練馬キングス・ガーデンデザインサービスセンター	社会福祉法人 キングス・ガーデン東京	通所介護	早宮2-10-22	5999-5315	社会福祉法人 キングス・ガーデン東京	H9.2.1	H25.3.22 H29.9.14 一部変更	特別養護老人ホーム 地域包括支援センター	2,392.30	2,391.57	432.41	36
20	練馬の丘キングス・ガーデンデザインサービス	社会福祉法人 創生	認知症対応型通所介護	練馬2-27-7	6629-4599	社会福祉法人 創生	H29.8.1		特別養護老人ホーム	4,016.46	4,711.16	85.58	7
21	老人デザインサービスセンター土支田創生苑	社会福祉法人 創生	通所介護	土支田3-4-20	3978-0801	社会福祉法人 創生	H13.4.1	H25.3.29	特別養護老人ホーム 身障者福祉施設	3,943.69	3,925.52	463.59	39
22	練馬高松園 デザインサービスセンター	社会福祉法人 東京福祉会	通所介護	高松2-9-3	3926-3026	社会福祉法人 東京福祉会	H12.4.1	H25.3.29 R3.5.1 一部変更	特別養護老人ホーム 地域包括支援センター	2,315.17	3,044.74	592.87	49
23	特別養護老人ホーム 第3練馬高松園	社会福祉法人 東京福祉会	介護老人福祉施設	高松2-30-8	5848-8000	社会福祉法人 東京福祉会	R3.5.1			2,951.13	3,821.48	200.75	17
24	大泉学園 デザインサービスセンター	社会福祉法人 福音会	通所介護	大泉学園町2-20-21	5933-0742	社会福祉法人 福音会	H14.5.1	H25.3.29	地域包括支援センター 認知症対応型共同生活介護	661.53	504.46	355.74	30
25	高野台 デザインサービスセンター	社会福祉法人 安心会	通所介護	高野台5-24-1	5923-0831	練馬区	H13.11.1		都営住宅	5,785.90	575.17	545.17	45
26	豊玉園しあわせの里 デザインサービスセンター	社会福祉法人 安心会	通所介護	豊玉南2-26-6	5946-2323	社会福祉法人 安心会	H16.4.1	H25.2.4 R4.10.1 一部変更		1,121.39	2,687.55	147.06	12
27	特別養護老人ホーム 大泉学園ふれあいの里	社会福祉法人 練馬豊成会	介護老人福祉施設	大泉学園町2-30-42	6904-4670	社会福祉法人 練馬豊成会	R4.10.1			2,891.45	4,786.94	190.94	15
28	フローラ石神井公園 デザインサービスセンター	社会福祉法人 練馬豊成会	通所介護	下石神井3-6-13	3996-6600	社会福祉法人 練馬豊成会	H15.5.1	H25.3.29	特別養護老人ホーム 地域包括支援センター	4,730.20	4,721.35	496.15	49
29	さくらの苑デザインサービスセンター	社会福祉法人 北山会	通所介護	北町8-21-19	3931-0008	社会福祉法人 北山会	H14.4.1			241.62	724.46	624.04	52
30	特別養護老人ホーム 上石神井幸福苑	社会福祉法人 こうほうえん	介護老人福祉施設	上石神井3-2-18	5991-1331	社会福祉法人 こうほうえん	R1.10.1	R1.12.3		1,986.25	2193.37	113.74	9
31	介護老人保健施設 ライフサポートのみな	医療法人社団 健育会	介護老人保健施設	水川台2-14-3	5922-6788	医療法人社団 健育会	H27.5.1	R3.9.1		1,646.97	2728.38	317.22	26
32	特別養護老人ホーム サンライズ大泉	社会福祉法人 芳洋会	介護老人福祉施設	西大泉4-20-17	5935-7401	社会福祉法人 芳洋会	R3.9.1	R3.9.1		3,267.12	2825.63	434.11	36

練馬区福祉避難所一覧

No.	名称	運営主体	施設の種類	所在地	電話	設置	開館年月日	協結日	併設建物	建物延面積㎡		敷地面積㎡	※
										総面積	使用面積		
33	特別養護老人ホームおおひげみの里	社会福祉法人 香南会	介護老人福祉施設	大泉町4-20-7	6904-6602	社会福祉法人 香南会	R4.8.1	R4.8.1	-	5,423.12	230.79	2,353.29	19
34	心身障害者福祉センター	練馬区	身体障害者福祉センター(B型)	貫井1-9-1	3926-7211	練馬区	S54.8.1	-	地区区民館 地域包括支援センター	4,772.98	446.00	3,858.98	37
35	大泉学園町福祉園		生活介護(通所)	大泉学園町3-9-20	3923-8540		H9.4.1	-	-	-	1,800.00	685.50	2,799.08
36	水川台福祉園	社会福祉法人 武蔵野会	生活介護(通所)	水川台2-16-2	3931-0167	練馬区	S52.4.1	-	-	1,500.57	636.30	2,005.00	53
37	光が丘福祉園			光が丘2-4-10	3976-5100		S63.4.1	-	-	都営住宅	958.55	470.40	1,786.02
38	関町福祉園	社会福祉法人 東京援護協会	生活介護(通所)	関町南3-15-35	3594-0217	練馬区	S61.4.1	H25.4.1	-	1,077.50	404.80	2,000.00	33
39	大泉町福祉園	社会福祉法人 武蔵野会		大泉町3-29-20	5387-4681		H4.4.1	-	-	都営住宅	1,492.45	654.50	1,938.98
40	貫井福祉園	社会福祉法人 東京都手をつなぐ育成会	生活介護(通所) 就労移行支援	貫井2-16-12	5987-0400	社会福祉法人 東京都手をつなぐ育成会	H16.2.1	-	貫井活動交流室	1,347.64	532.00	1,459.17	44
41	Leaves練馬高野台	社会福祉法人 東京都手をつなぐ育成会	生活介護(通所)	高野台3-8-5	6915-9344		R5.1.1	H25.4.1 R5.1.1 一部変更	-	-	1,856.67	465.76	2,503.65
42	大泉特別支援学校	東京都	特別支援学校	大泉学園町9-3-1	3921-1381	東京都	S55.4.1	H20.9.2	-	8,929.05	690.00	15,000.02	57
43	石神井特別支援学校			石神井台8-20-35	3929-0012		S58.4.1	H18.3.28	-	-	-	6,384.80	565.76
44	練馬特別支援学校	社会福祉法人 武蔵野会	障害者支援施設	高松6-17-1	5393-3524	練馬区	H24.4.1	H28.3.31	-	3,905.00	672.00	12,987.20	56
45	練馬福祉園			大泉学園町9-4-1	3978-5141		S59.4.1	H25.4.1	-	-	-	6,118.29	384.00
46	田柄福祉園	社会福祉法人 東京援護協会	生活介護(通所)	田柄3-14-9	3577-2201	社会福祉法人 東京援護協会	H26.6.1	H27.4.1	-	920.08	300.55	595.37	25
47	やすらぎの杜	社会福祉法人 章佑会	障害者支援施設 就労継続B型(通所)	関町北5-7-10	3928-3315	社会福祉法人 章佑会	H16.4.1	R2.12.1	-	2,740.21	235.49	2,752.17	19
48	旭出生産福祉園	社会福祉法人 大泉旭学園	施設入所支援 生活介護(通所)	東大泉7-21-32	3925-6166	社会福祉法人 大泉旭学園	S49.4.1	R5.2.1	-	4,824.11	78.06	5,206.58	6

資料 30-019 東京都指定避難場所一覧

避難場所名称	区域面積 (㎡)	避難有効 面積(㎡)	地区割当		避難計画 人口(人)	一人当たり 避難有効面積 (㎡/人)	最遠 距離 (km)
			区	町丁			
江古田の森公園 一帯	141,817	70,349	中野区	丸山1～2丁目 江原町1～3丁目 江古田2～4丁目 沼袋1～2、4丁目 野方4、6丁目	67,385	1.04	1.5
			練馬区	豊玉中1～4丁目 豊玉南1～3丁目 豊玉北5～6丁目			
上井草スポーツ センター一帯	172,295	73,088	杉並区	今川1～4丁目 上井草1～4丁目 清水1～3丁目	39,399	1.86	1.4
			練馬区	上石神井南町 関町南1丁目 下石神井4丁目の一部			
公社向原住宅 一帯	151,465	61,822	豊島区	高松2～3丁目 千川1～2丁目 千早4丁目 長崎6丁目 要町2～3丁目	57,763	1.07	1.7
			板橋区	向原1～3丁目 小茂根1～2丁目 大谷口1～2丁目			
			練馬区	旭丘2丁目 小竹町1～2丁目			
城北中央公園 一帯	421,165	304,390	板橋区	桜川1～3丁目 小茂根3～5丁目 上板橋1～3丁目 常盤台1～4丁目 大谷口上町 大谷口北町 中板橋 仲町 東山町 東新町1～2丁目 南常盤台1～2丁目 弥生町	146,620	2.08	1.9
			練馬区	羽沢1～3丁目 錦1～2丁目 桜台1～3、6丁目 氷川台1～4丁目 平和台1～4丁目 北町1丁目			

避難場所名称	区域面積 (㎡)	避難有効 面積(㎡)	地区割当		避難計画 人口(人)	一人当たり 避難有効面積 (㎡/人)	最遠 距離 (km)
			区	町丁			
光が丘団地・ 光が丘公園 一帯	1,715,036	995,100	板橋区	成増1～2丁目 赤塚1～2、6～7丁目 赤塚新町1～3丁目	218,574	4.55	2.4
			練馬区	旭町1～3丁目 光が丘1～7丁目 高松1～6丁目 三原台1～3丁目 春日町2～6丁目、1丁目の一部 早宮2、4丁目 谷原1～6丁目 田柄1～5丁目 土支田1～4丁目 北町2～8丁目			
石神井公園 一帯	388,349	187,680	練馬区	下石神井1～3、5～6丁目、4 丁目の一部 石神井台1～3丁目 石神井町2～8丁目	53,881	3.48	0.9
上石神井 アパート一帯	173,763	71,176	練馬区	関町東1～2丁目 上石神井1～4丁目 石神井台4～8丁目 東大泉7丁目、南大泉1～4丁目	69,588	1.02	2.2
大泉中央公園 一帯	282,503	191,957	練馬区	西大泉1～6丁目 西大泉町 大泉学園町1～9丁目 大泉町1～6丁目 東大泉2～3丁目 南大泉5～6丁目	97,335	1.97	3.5
グリーンパーク	537,475	337,029	練馬区	関町南2～4丁目 関町北1～5丁目 立野町	41,684	8.09	2.1
武蔵大学	77,702	40,700	練馬区	旭丘1丁目 栄町 豊玉上1～2丁目 豊玉北1～4丁目	31,956	1.27	1.0
豊島園	233,881	93,223	練馬区	春日町1丁目の一部 貫井1～5丁目 向山1～4丁目 中村1～3丁目 中村南1～3丁目 中村北1～4丁目	64,702	1.44	1.9
都営南田中 アパート	160,763	80,834	練馬区	高野台1～5丁目 石神井町1丁目 南田中1～5丁目 富士見台1～4丁目	45,831	1.76	1.9
練馬総合運動場 一帯	105,217	35,170	練馬区	桜台4～5丁目 練馬1～4丁目 早宮1、3丁目	32,545	1.08	0.9
東京学芸大学附 属大泉小学校一 帯	57,861	24,498	練馬区	東大泉1、4～6丁目	20,517	1.19	1.2

※第9回指定見直し(令和4年7月)

資料 30-020 水害時の避難所

番号	優先度	施設名	所在地	電話番号
1	A	桜台地区区民館	桜台3丁目39番17号	3993-5461
2	A	旭町地域集会所	旭町3丁目11番6号	3939-8960
3	A	土支田地域集会所	土支田2丁目40番21号	3978-8190
4	A	南田中敬老館	南田中5丁目15番25号	3995-5538
5	A	大泉第一小学校	大泉町3丁目16番23号	3925-2455
6	A	関区民センター	関町北1丁目7番2号	3928-1987
7	A	関町北地区区民館	関町北4丁目12番21号	3594-2603
8	B	豊玉北地区区民館	豊玉北3丁目7番9号	3948-3061
9	B	練馬区役所	豊玉北6丁目12番1号	3993-1111
10	B	開進第三中学校	桜台3丁目28番1号	3993-4265
11	B	向山地域集会所	向山4丁目21番12号	3999-9696
12	B	貫井地区区民館	貫井1丁目9番1号	3926-7217
13	B	氷川台地区区民館	氷川台2丁目16番14号	3932-3656
14	B	早宮地域集会所	早宮1丁目44号19番	3994-6977
15	B	早宮地区区民館	早宮4丁目14番5号	3994-7961
16	B	春日町南地区区民館	春日町5丁目20番25号	3926-4971
17	B	春日町地域集会所	春日町5丁目30番1号	3990-4680
18	B	高松地区区民館	高松3丁目24番27号	3999-7911
19	B	北町地区区民館	北町2丁目26番1号	3937-1931
20	B	北町第二地区区民館	北町6丁目24番101号	3931-1270
21	B	北町地域集会所	北町8丁目28番10号	3550-7719
22	B	田柄小学校	田柄2丁目19番19号	3939-0351
23	B	田柄中学校	田柄3丁目3番1号	3990-4403
24	B	防災学習センター	光が丘6丁目4番1号	5997-6471
25	B	旭町小学校	旭町2丁目29番1号	3939-0362
26	B	土支田中央地域集会所	土支田2丁目32番8号	3924-1990
27	B	富士見台地区区民館	富士見台3丁目10番1号	3926-1091
28	B	南田中小学校	南田中5丁目15番37号	3997-1145
29	B	練馬高野台駅前地域集会所	高野台1丁目7番29号	3995-2457
30	B	高野台地域集会所	高野台3丁目28番11号	5372-1277
31	B	男女共同参画センターえーる	石神井町8丁目1番10号	3996-9005
32	B	石神井中学校	石神井台1丁目32番1号	3997-3131
33	B	石神井台みどり地域集会所	石神井台2丁目13番6号	5393-5200
34	B	石神井台敬老館	石神井台2丁目18番13号	3995-8270
35	B	上石神井北地域集会所	上石神井2丁目36番18号	5991-3600
36	B	下石神井地区区民館	下石神井6丁目8番15号	3904-5061
37	B	東大泉中央地域集会所	東大泉3丁目18番9号	3922-1260
38	B	勤労福祉会館	東大泉5丁目40番36号	3923-5511
39	B	西大泉地区区民館	西大泉5丁目3番32号	3921-6493
40	B	南大泉地区区民館	南大泉2丁目19番26号	3978-9791
41	B	南大泉地域集会所	南大泉5丁目26番19号	3922-1130
42	B	大泉北地域集会所	大泉学園町4丁目21番1号	3922-0191
43	B	北大泉地区区民館	大泉町2丁目41番26号	3978-0324
44	B	大泉町地域集会所	大泉町4丁目35番17号	5387-5490
45	B	関町小学校	関町北3丁目23番34号	3929-1290
46	B	関中学校	関町北4丁目34番23号	3929-0048

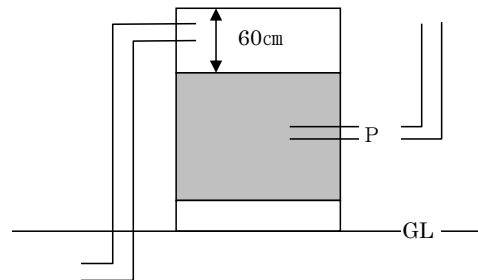
番号	優先度	施設名	所在地	電話番号
47	C	旭丘地域集会所	旭丘1丁目58番10号	3950-4842
48	C	小竹地域集会所	小竹町1丁目63番2号	3554-3100
49	C	栄町敬老館	栄町40番7号	3994-3286
50	C	中村かしわ地域包括支援センター	中村2丁目25号3番	5848-6177
51	C	中村地域集会所	中村南2丁目23番12番	3999-9560
52	C	桜台地域集会所	桜台1丁目22番9号	3993-6699
53	C	厚生文化会館	練馬4丁目2番3号	3991-3080
54	C	向山庭園	向山3丁目1番21号	3926-7810
55	C	豊玉地域集会所	豊玉中4丁目13番6号	3991-7857
56	C	旭町南地区区民館	高松5丁目23番15号	3904-5191
57	C	北町はるのひ地域包括支援センター	北町6丁目35番7号	3931-1348
58	C	光が丘区民センター	光が丘2丁目9番6号	5997-7712
59	C	旭町北地区区民館	旭町2丁目30番16号	5998-0511
60	C	南田中地域集会所	南田中2丁目18番36号	3997-5700
61	C	高野台敬老館	高野台2丁目25番1号	3996-5135
62	C	谷原地域集会所	谷原5丁目6番7号	3997-5673
63	C	三原台敬老館	三原台2丁目11番29号	3924-8834
64	C	三原台地域集会所	三原台3丁目13番17号	3925-4790
65	C	石神井敬老館	石神井町7丁目28番21号	3996-2900
66	C	上石神井南地域集会所	上石神井1丁目6番16号	3920-0620
67	C	東大泉地区区民館	東大泉3丁目53番1号	3921-8296
68	C	東大泉敬老館	東大泉7丁目20番1号	3921-9129
69	C	東大泉地域集会所	東大泉7丁目27番51号	3923-3037
70	C	西大泉敬老館	西大泉3丁目21番16号	3924-9545
71	C	大泉学園町地域集会所	大泉学園町6丁目20番36	5387-6315
72	C	大泉学園地区区民館	大泉学園町8丁目9番5号	3922-4101
73	C	関町地域集会所	関町南4丁目22番1号	5991-0555
74	C	立野地区区民館	立町町15番42号	3928-6216

資料 30-021 飲用可能な受水槽等一覧（避難拠点）

令和5年4月1日 現在

小学校 65校	校舎用受水槽		校舎用高置水槽		計 m ³	中学校 33校	校舎用受水槽		校舎用高置水槽		計 m ³
	F R P		室内型	露出型			F R P		室内型	露出型	
旭 丘	24.0		4.5	6.0	34.5	旭 丘	—	—	—	—	—
小 竹	20.0			8.0	28.0	豊 玉	16.0	3.0	3.4	22.4	
豊 玉	24.0			9.0	33.0	豊 玉 第二	8.8			8.8	
豊 玉 第二	17.5		4.0		21.5	中 村	25.0		12.0	37.0	
豊 玉 東	18.0			9.4	27.4	開 進 第一	24.0		9.0	33.0	
豊 玉 南	8.0				8.0	開 進 第二	20.0		10.0	30.0	
中 村	24.0		2.5	6.0	32.5	開 進 第三	21.0			21.0	
中 村 西	14.0		3.4	3.4	20.8	開 進 第四	15.0			15.0	
早 宮	14.0			5.0	19.0	北 町	18.0		10.1	28.1	
開 進 第一	24.0		3.8	7.5	35.3	練 馬	21.0		9.0	30.0	
開 進 第二	15.4		3.8	4.5	23.7	練 馬 東	25.0		9.0	34.0	
開 進 第三	21.0				21.0	貫 井	21.0	7.6		28.6	
開 進 第四	18.0			12.3	30.3	田 柄	25.0	7.6		32.6	
仲 町	20.0			9.0	29.0	豊 溪	9.0	2.5	2.3	13.8	
南 町	16.0			9.0	25.0	光が丘第一	18.0		13.0	31.0	
北 町	26.0			11.4	37.4	光が丘第二	14.0			14.0	
北 町 西	30.0				30.0	光が丘第三	10.0		4.5	14.5	
練 馬	9.0				9.0	石 神 井	18.0		6.0	24.0	
練 馬 第二	12.0			6.0	18.0	石 神 井 東			6.0	6.0	
練 馬 第三	16.0			14.0	30.0	石 神 井 西	27.0	4.5	4.5	36.0	
練 馬 東	18.0		12.0		30.0	石 神 井 南	18.0		7.4	25.4	
田 柄	18.0		2.5	3.0	23.5	上石神井	15.8			15.8	
田 柄 第二	15.0			4.5	19.5	南 が 丘	15.0		6.0	21.0	
向 山	12.0			4.5	16.5	谷 原	13.5		4.5	18.0	
豊 溪	12.0		7.5		19.5	三 原 台	12.0		6.0	18.0	
旭 町	12.0		4.0	6.0	22.0	大 泉	39.4	3.0	13.8	56.2	
高 松	13.0			10.4	23.4	大 泉 第二	21.0		9.0	30.0	
春 日	16.0				16.0	大 泉 西	15.0			15.0	
光が丘四季の香	48.0			12.0	60.0	大 泉 北	9.0		2.2	11.2	
光が丘春の風	20.0			9.0	29.0	大 泉 学園	16.0	4.0		20.0	
光が丘夏の雲	16.0			6.8	22.8	大 泉 学園桜	9.0		4.0	13.0	
光が丘秋の陽	12.0			4.0	16.0	八 関	18.0		7.0	25.0	
光が丘第八	13.2				13.2	八 坂	24.0		9.0	33.0	
石 神 井	15.0				15.0	計	561.50	32.20	167.70	761.40	均 23.79
石 神 井 東	15.0		4.5	8.0	27.5						
石 神 井 西	16.0			8.4	24.4						
石 神 井 台	17.0			4.5	21.5						
上石神井	24.0			12.0	36.0						
上石神井北	12.0				12.0						
下石神井	12.0				12.0						
光 和	15.0			12.0	27.0						
谷 原	50.0				50.0						
北 原	12.0			4.0	16.0						
立 野	16.0		3.0	6.0	25.0						
関 町	18.0		3.8	3.0	24.8						
関 町 北	12.0				12.0						
大 泉	13.5		3.0	6.0	22.5						
大 泉 第一	15.0		2.5	1.5	19.0						
大 泉 第二	24.0				24.0						
大 泉 第三	24.0			9.75	33.8						
大 泉 第四	24.0		9.0		33.0						
大 泉 第六	24.0			12.0	36.0						
大 泉 東	7.5				7.5						
大 泉 西	20.0				20.0						
大 泉 南	24.0			9.4	33.4						
大 泉 北	25.0			12.0	37.0						
大 泉 学園	15.0			6.0	21.0						
大 泉 学園 緑	12.0			6.0	18.0						
大 泉 学園 桜	20.0			7.5	27.5						
泉 新	21.0			10.1	31.1						
橋 戸	14.0			8.0	22.0						
南 田 中	15.0			12.0	27.0						
南 が 丘	21.9			8.0	29.9						
富 士 見 台	21.0			6.0	27.0						
八 坂	18.0			4.5	22.5						
計	1,189.00		73.80	357.35	1,620.15						均 24.93

(1) 受水槽・高架水槽の容量は外寸（清掃内訳による）。
 【実際】① 通常水槽上部に60cm程度空間あり。



- ② 受水槽は常時水を補給するが、高架水槽は1/3~1/5に減水しないと補給されない。
 - ③ 上記を勘案すると、日常保有水量は
 - ・受水槽…容量×0.85
 - ・高架水槽…容量×0.85×1/5程度となる。
- (2) 地上式受水槽および高架水槽は地震により管が外れ、水が流れ出す可能性がある。

※旭丘中学校は現在改築工事中

資料 30-022 給水拠点一覧(東京都設置)

令和5年4月1日現在

		名 称	所 在 地	容 積 (m ³)
給 水 拠 点 （ 東 京 都 設 置 ）	応 急	みずのとう公園 ☆	中野区江古田 1 - 3	100
		江古田の森公園 ☆	中野区江古田 3 - 1 4	100
	給 水 槽	都立城北中央公園 ★	板橋区桜川 1 - 1	1,500
		区立みんなの広場公園 ☆	練馬区石神井町 8 - 4 1	100
		区立大泉公園 ★	練馬区大泉学園町 6 - 2 5	1,500
		区立はやいち公園 ☆	練馬区早宮 1 - 4 7 - 1 1	100
		区立学田公園 ★	練馬区豊玉南 3 - 3 2	1,500
		井草森公園 ★	杉並区井草 4 - 1 2 - 1	1,500
		練馬給水所	練馬区光が丘 2 - 4 - 1	66,600
		上井草給水所	杉並区上井草 3 - 2 2 - 1 2	60,000
		杉並浄水所 ※	杉並区善福寺 3 - 2 8 - 5	1,000

※ 杉並浄水所は、平成28年12月28日から運用を停止している。

★応急給水槽(1,500立方メートル槽)

☆小規模応急給水槽(100立方メートル槽)

資料 30-023 防災井戸一覧

(令和5年4月1日現在)

No.	設置 年度	名 称	所 在 地
1	S54	桜 台 6 丁 目 防 災 井 戸	桜台6-6-8
2	S54	田 柄 町 水 道 利 用 組 合 1 号	田柄2-18-2
3	S54	大 泉 名 水 会	東大泉3-38-13
4	S55	練 馬 区 役 所	豊玉北6-12-1
5	S55	武 蔵 関 公 園	関町北3-45-1
6	S55	豊 島 園	向山3-25-1
7	S55	豊 島 橋 町 会 水 道 部	下石神井3-34
8	S56	田 柄 町 水 道 利 用 組 合 6 号	田柄5-9
9	S56	仲 一 防 災 井 戸	錦1-7
10	S56	石 神 井 公 園	石神井町5-21
11	H7	仲 町 台 防 災 井 戸	平和台1-21-7
12	H7	一 六 八 会	東大泉6-42
13	H7	関 町 北 3 丁 目 防 災 井 戸	関町北3-14
14	H7	石 神 井 町 1 丁 目 防 災 井 戸	石神井町1-11-32
15	H9	土 支 田 3 丁 目 防 災 井 戸	土支田3-19-17
16	H15	田 柄 町 水 道 利 用 組 合 3 号	田柄1-10-12
17	H15	慈 雲 堂 病 院	関町南4-14-53
18	H21	石 神 井 台 3 丁 目 防 災 井 戸	石神井台3-24-37
19	H24	中 村 か し わ 公 園	中村1-17
20	H24	中 新 井 公 園	豊玉上2-18-1
21	H25	ぶ ど う の 木 保 育 園	羽沢2-12-9
22	H27	ア カ オ ア ル ミ (株)	旭町3-33-1

資料 30-024 集中備蓄倉庫一覧

令和5年4月1日現在

No.	地域	区分	名 称	所 在 地	延床面積(㎡)	設置年度	備 考
1	練馬	中核拠点	練馬防災備蓄倉庫	練馬1-17-37	145.80	昭和57年度	練馬文化センター内
2		中核拠点	練馬総合運動場防災備蓄倉庫	練馬2-29-10	100.00	平成30年度	
3		地域拠点	栄町防災備蓄倉庫	栄町9-10	75.40	昭和53年度	
4		地域拠点	中村かしわ公園防災備蓄倉庫	中村1-17-1	34.10	平成24年度	中村かしわ公園内
5		地域拠点	桜台防災備蓄倉庫	桜台2-19	81.03	平成28年度	
6	光が丘	中核拠点	光が丘防災備蓄倉庫	光が丘2-9-6	210.00	平成元年度	光が丘区民センター内
7		地域拠点	春日町防災備蓄倉庫	春日町2-12-1	145.20	昭和53年度	土木資材置場敷地内
8		地域拠点	北町防災備蓄倉庫	北町3-1-34	123.00	昭和57年度	北町中学校敷地内
9		地域拠点	北町第二防災備蓄倉庫	北町1-28	67.48	平成30年度	
10		地域拠点	田柄防災備蓄倉庫	田柄2-41	80.99	令和2年度	
11	石神井	中核拠点	谷原防災備蓄倉庫	谷原4-20-38	150.00	昭和50年度	土木資材置場敷地内
12		中核拠点	高野台防災備蓄倉庫	高野台3-8-32	175.50	平成30年度	
13		地域拠点	関町北防災備蓄倉庫	関町北5-13-40	63.00	令和4年度	関町北小学校敷地内
14		地域拠点	関町南防災備蓄倉庫	関町南3-10-3	138.00	昭和58年度	石神井西中学校敷地内
15		地域拠点	土支田防災備蓄倉庫	土支田2-12-2	50.22	平成28年度	土支田けやき公園内
16		地域拠点	上石神井防災備蓄倉庫	上石神井3	70.00	令和元年度	上石神井こもれび公園内
17	大泉	中核拠点	大泉町防災備蓄倉庫	大泉町2-1-31	132.00	昭和52年度	関越道高架下
18		中核拠点	南大泉防災備蓄倉庫	南大泉5-20-19	156.00	昭和55年度	
19		地域拠点	リズモ大泉学園防災備蓄倉庫	東大泉1-28-1	30.00	平成27年度	リズモ大泉学園内
20		地域拠点	西大泉防災備蓄倉庫	西大泉5-25	49.58	平成27年度	西大泉こさくっぱら緑地内
21		地域拠点	大泉学園町防災備蓄倉庫	大泉学園3-5-5	47.12	平成28年度	いずみの里公園内
22		地域拠点	大泉学園町希望が丘公園 防災備蓄倉庫	大泉学園9-1	105.91	令和2年度	大泉学園町希望が丘公園

資料 30-025 移動系防災行政無線一覧

令和5年4月1日現在

基地局:防災センター

【子局の配備状況】

◎避難拠点 97台

◎区立施設 22台

東部土木出張所 3台

西部土木出張所 3台

豊玉保健相談所

北保健相談所

石神井保健相談所

大泉保健相談所

関保健相談所

練馬清掃事務所

石神井清掃事務所

谷原清掃事業所

総合体育館

練馬文化センター

早宮区民事務所

光が丘区民事務所・光が丘保健相談所

石神井区民事務所・総務課総務石神井係

大泉区民事務所

関区民事務所

防災学習センター

◎車両 13台

区長車

議長車

危機管理室 4台

経理用地課 3台

土木部管理課 4台

◎防災関係機関 22台

医師会

歯科医師会

薬剤師会

柔道整復師会

獣医師会

水道局北部支所

東京電力パワーグリッド荻窪支社練馬事務所

東京ガス滝野川ビル

練馬消防署

光が丘消防署

石神井消防署

練馬警察署

光が丘警察署

石神井警察署

練馬光が丘病院

順天堂練馬病院

練馬総合病院

浩生会スズキ病院

大泉生協病院

川満外科

田中脳神経外科病院

辻内科循環器科歯科クリニック

◎危機管理室 62台

情報拠点・避難拠点グループ一覧

「情」・・・情報拠点

「水」・・・給水所支援

「医」・・・医療救護所の位置づけを持つ

練馬グループ (41) 危機管理室担当無線202			光が丘グループ (42) 危機管理室担当無線203			石泉グループ (43) 危機管理室担当無線204		
グループ番号			グループ番号			グループ番号		
20	情	旭丘小／601	27	情	北町西小／617	34	情	南が丘中／984
	医	旭丘中／961			北町中／969			南が丘小／667
		小竹小／602			北町小／616			石神井南中／982
21	情	開進第四小／613	28	情	豊溪小／626	35	情	三原台中／986
	水・医	開進第三中／967			八坂小／669			泉新小／664
	水	開進第三小／612			八坂中／994			橋戸小／665
	水	開進第四中／968			大泉第一小／652			大泉北中／990
22	情	南町小／615	29	情	谷原小／646	36		大泉北小／660
		開進第二中／966		医	谷原中／985		情	大泉学園中／991
		開進第二小／611			北原小／647		水	大泉桜学園／992
		向山小／625		水	光和小／645			大泉学園緑小／662
23	情	早宮小／609	30	情	富士見台小／668	37		大泉学園小／661
	水	開進第一中／965			石神井東小／639		情	大泉小／651
	水	仲町小／614		医	石神井東中／980			大泉中／987
	水	開進第一小／610			光が丘夏の雲小／635			大泉第四小／655
24	情	春日小／629	31		光が丘第三中／977	38		大泉西中／989
		練馬中／970			光が丘春の風小／633		医	大泉第三小／654
		練馬小／618			光が丘第二中／976			大泉西小／658
		高松小／628		32	情		光が丘四季の香小／630	情
		練馬東小／621			光が丘第一中／975		医	大泉南小／659
	医	練馬東中／971		旭町小／627	水		大泉東小／657	
25	情	中村西小／608	33		豊溪中／974		大泉第二小／653	
	水	中村中／964		情	田柄小／622		大泉第六小／656	
	水	中村小／607			田柄第二小／623	39	情	上石神井北小／643
	医	貫井中／972		田柄中／973	水		石神井中／979	
		練馬第二小／619	水・医	光が丘秋の陽小／624	水		石神井小／638	
		練馬第三小／620	水	光が丘第八小／637		石神井台小／641		
26	情	豊玉中／962					上石神井小／642	
	水	豊玉第二小／604					上石神井中／983	
	水	豊玉第二中／963			40	情	石神井西小／640	
		豊玉東小／605				水	関中／993	
	水	豊玉南小／606				水	関町小／649	
	水	豊玉小／603				水	関町北小／650	
				医		石神井西中／981		
						立野小／648		

資料 30-026 被害程度の認定基準

1 人的被害

- (1)「死者」とは、当該災害が原因で死亡し死体を確認したもの、又は死体を確認できないが死亡したことが確実なものとする。
- (2)「災害関連死者」とは、当該災害による負傷の悪化又は避難生活等における身体的負担による疾病により死亡し、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号）に基づき災害が原因で死亡したものと認められたもの（実際には災害弔慰金が支給されていないものも含めるが、当該災害が原因で所在が不明なものは除く。）とする。
- (3)「行方不明者」とは、当該災害が原因で所在不明となり、かつ、死亡の疑いのあるものとする。
- (4)「重傷者」とは、当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち1月以上の治療を要する見込みのものとする。
- (5)「軽症者」とは、当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち1月未満で治療できる見込みのものとする。

2 住家の被害

- (1)「住家」とは、現実に居住のために使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。
- (2)「全壊」とは、住家その居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没したもの、または住家の損壊（ここでいう「損壊」とは、住家が被災により損傷、劣化、傾斜等何らかの変化を生じることにより、補修しなければ元の機能を復元し得ない状況に至ったものをいう。以下同じ。）が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊若しくは流失した部分の床面積がその住家の延べ床面積の70%以上に達した程度のもの、又は住家の主要な構成要素（ここでいう「主要な構成要素」とは、住家の構成要素のうち造作等を除いたものであって、住家の一部として固定された設備を含む。以下同じ。）の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のものとする。
- (3)「半壊」とは、住家のその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分がその住家の延べ床面積の20%以上70%未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のものとする。
- (4)「一部損壊」とは、全壊および半壊に至らない程度の住家の破損で、補修を必要とする程度のものとする。ただし、ガラス数枚破損した程度のごく小さなものは除く。
- (5)「床上浸水」とは、住家の床より上に浸水したものおよび全壊・半壊には該当しないが、土砂、竹木等のたい積等により一時的に居住することができないものとする。
- (6)「床下浸水」とは、床上浸水に至らない程度に浸水したものとする。

3 非住家の被害

- (1)「非住家」とは、住家以外の建物でこの報告中他の被害箇所項目に属さないものとする。これらの施設に人が居住しているときは、当該部分は住家とする。
- (2)「公共建物」とは、例えば役場庁舎、公民館、公立保育所等の公用又は公共の用に供する建物とする。
- (3)「その他」とは、公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫等の建物とする。
- (4) 非住家被害とは、全壊または半壊の被害を受けたもののみを記入する。

4 その他

- (1)「田の流出、埋没」とは、田の耕土が流出し、または砂利等のたい積のため、耕作が不能になったものとする。
- (2)「田の冠水」とは、稲の先端が見えなくなる程度に水につかったものとする。
- (3)「畑の流出、埋没」および「畑の冠水」については、田の例に準じて取り扱うものとする。
- (4)「学校」とは、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校をいい、具体的には幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学及び高等専門学校における教育の用に供する施設とする。
- (5)「道路」とは、道路法（昭和27年法律第180号）第2条第1項に規定する道路のうち、橋りょうを除いたものとする。
- (6)「橋りょう」とは、道路を連結するために河川、運河等の上に架設された橋とする。
- (7)「河川」とは、河川法（昭和39年法律第167号）が適用され、もしくは準用される河川もしくはその他の河川またはこれらのものの維持管理上必要な堤防、護岸、水利、床止その他の施設もしくは沿岸を保全するために防護することを必要とする河岸とする。
- (8)「港湾」とは、港湾法（昭和25年法律第218号）第2条第5項に規定する水域施設、外かく施設、けい留施設、または港湾の利用および管理上重要な臨港交通施設とする。
- (9)「砂防」とは、砂防法（明治30年法律第29号）第1条に規定する砂防施設、同法第3条の規定によって同法が準用される砂防のための施設または同法第3条の2の規定によって同法が準用される天然の河岸とする。
- (10)「清掃施設」とは、ごみ処理及びし尿処理施設とする。
- (11)「鉄道不通」とは、汽車、電車等の運行が不能となった程度の被害とする。
- (12)「被害船舶」とは、ろかいのみをもって運転する舟以外の舟で、船体が没し、航行不能となったものおよび流出し、所在が不明になったもの、並びに修理しなければ航行できない程度の被害を受けたものとする。
- (13)「電話」とは、災害により通信不能となった電話の回線数とする。
- (14)「電気」とは、災害により停電した戸数のうち最も多く停電した時点における戸数とする。
- (15)「水道」とは、上水道又は簡易水道で断水している戸数のうち最も多く断水した時点における戸数とする。
- (16)「ガス」とは、一般ガス事業又は簡易ガス事業で供給停止となっている戸数のうち最も多く供給停止となった時点における戸数とする。
- (17)「ブロック塀」とは、倒壊したブロック塀又は石塀の箇所数とする。

(18)「り災世帯」とは、災害により全壊、半壊および床上浸水の被害を受け通常の生活を維持できなくなった生計を一にしている世帯とする。

例えば寄宿舎、下宿その他これに類する施設に宿泊するもので共同生活を営んでいるものについては、これを一世帯として扱い、また同一家屋の親子、夫婦であっても、生活が別であれば分けて扱うものとする。

(19)「り災者」とは、り災世帯の構成員とする。

5 火災発生

火災発生件数については、地震又は火山噴火のみ報告するものであること。

6 被害金額

(1)「公立文教施設」とは、公立の文教施設とする。

(2)「農林水産業施設」とは、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和25年法律第169号）による補助対象となる施設をいい、具体的には、農地、農業用施設、林業用施設、漁港施設および共同利用施設とする。

(3)「公共土木施設」とは、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和26年法律第97号）による国庫負担の対象となる施設をいい、具体的には、河川、海岸、砂防施設、林地荒廃防止施設、道路、港湾及び漁港とする。

(4)「その他の公共施設」とは、公立文教施設、農林水産業施設及び公共土木施設以外の公共施設をいい、例えば庁舎、公民館、児童館、都立施設等の公用または公共の用に供する施設とする。

(5) 災害中間年報および災害年報の公立文教施設、農林水産業施設、公共土木施設及びその他の公共施設については査定済額を記入し、未査定額（被害見込額）はカッコ外書きするものとする。

(6)「公共施設被害市町村」とは、公立文教施設、農林水産業施設、公共土木施設及びその他の公共施設の被害を受けた市町村とする。

(7)「農産被害」とは、農林水産業施設以外の農産被害をいい、例えばビニールハウス、農産物等の被害とする。

(8)「林産被害」とは、農林水産業施設以外の林産被害をいい、例えば立木、苗木等の被害とする。

(9)「畜産被害」とは、農林水産業施設以外の畜産被害をいい、例えば家畜、畜舎等の被害とする。

(10)「水産被害」とは、農林水産施設以外の水産被害をいい、例えば、のり、漁具漁船等の被害とする。

(11)「商工被害」とは、建物以外の商工被害で、例えば工業原材料、商品、生産機械器具等とする。

7 その他

備考欄には、災害発生場所、災害発生年月日、災害の種類及び概況、消防機関の活動状況その他について簡潔に記入するものとする。

資料 30-027 り災証明書（様式）

第 5 号様式（第 9 条関係）

第 号

り災証明書

年 月 日

世帯主住所						
世帯主氏名						
追加 記載 事項 ①	構成員氏名	続柄	年齢	構成員氏名	続柄	年齢

り災原因	
------	--

被災住家※の所在地	
住家※の被害の程度	
追加記載事項②	

※住家とは、現実に居住（世帯が生活の本拠として日常的に使用していることをいう。）のために使用している建物のこと。（被災者生活再建支援金や災害救助法による住宅の応急修理等の対象となる住家）

追加記載事項③	
---------	--

上記のとおり、相違ないことを証明します。

年 月 日

練馬区長

り災証明書

年 月 日

被災者住所	
被災者氏名	
追加記載事項 ①	

被災原因	
------	--

被災建物の所在地	
建物の被害の程度	
追加記載事項②	

追加記載事項③	
---------	--

上記のとおり、被災したことを証明します。

年 月 日

練馬区長

資料 30-028 生活福祉資金

貸付対象	低所得世帯（生活保護基準額のおおむね 1.9倍以内）のうち、他から融資を受けることのできない者でこの資金の貸付を受けることによって災害による困窮から自立更生のできる世帯
貸付限度額	1世帯 150万円
貸付条件	据置期間 6か月以内
	返済期間 7年以内
	償還方法 元利均等の月賦返済
	利 率 保証人あり 無利子 保証人なし 年 1.5%
保 証 人	原則必要 ただし、保証人なしでも貸付可
実施主体等	実施主体 練馬区社会福祉協議会 窓 口 地区社会福祉協議会

資料 30-029 水防実施状況報告書

(第1号様式)

平成 年 月 日 東京都知事殿		水防管理者 または所長		印
水 防 実 施 状 況 報 告 書				
水防作業の日時	平成 年 月 日		自 日 時	至 日 時
水防作業の場所	区 川 岸 市 町 地内 郡			
水防作業の状況	工法	延長	m	巾又は高さ m
使用資材数	袋	木材	m ³	その他
出動作業員数	消防団	名	備上入夫	名 その他 名
民地の被害及び 交通制限等				

(第2号様式)

平成 年 月 日 東京都知事殿		水防管理者 または所長		印				
水 防 実 施 状 況 報 告 書								
出水の状況	川 警戒水位 m Cm		所 要 経 費					
	雨 量 Mm		資材費	円				
水防実施箇所	左 川 支流川 右 地内 m		物 件 費	人	手当て			
				器 材 費	円	その他		
					運 搬 費	円	計	
日 時	自 月 日 時 至 月 日 時		応急工事	円				
出動人員概要	職 員	消 防 団 員	そ の 他	合 計	合 計			
水防作業の 概況及び工法	工法		箇所	m	負担区分			
					都 費			
					区市町村費			
水防の 結果	効 果	堤防	田	畑	家	鉄道	人口	功労者の氏名
		m			m	m	人	年齢所属及び 功 績 概 要
	被 害							水防活動及び 制限に関する 事 例

資料 30-030 水防上注意を要する箇所（東京都第四建設事務所）

令和5年度東京都水防計画（令和5年3月発行）より抜粋

洪水箇所

（令和5年度）

番号	水系	河川名	左右岸	位置 (目 標)	洪水 (m)	最寄の 水防倉庫
①	荒川	石神井川	左	練馬区石神井台四丁目 (小ヶ谷戸橋上流～豊城歩道橋)	210	大 泉 水 防 倉 庫
②			右	練馬区上石神井三丁目～上石神井四丁目 (小ヶ谷戸橋上流～豊城歩道橋)	210	
③			左	練馬区石神井台四丁目 (集い橋～豊栄橋上流)	310	
④			右	練馬区上石神井四丁目 (集い橋～豊栄橋上流)	140	
⑤			左	練馬区石神井台四丁目～関町北三丁目 (西豊城橋下流～溜渕橋)	1,490	
⑥			右	練馬区関町東二丁目～関町北三丁目 (曙橋～溜渕橋)	1,320	
小計	6 か所				3,680	
⑦	荒川	白子川	右	練馬区旭町三丁目 (子安橋上流)	130	大 泉 水 防 倉 庫
⑧			左	練馬区大泉学園町一丁目 (御菌橋～学園橋)	200	
⑨			右	練馬区東大泉三丁目 (御菌橋～学園橋)	200	
⑩			左	練馬区大泉学園町二丁目～南大泉四丁目 (前田橋上流～七福橋)	1,550	
⑪			右	練馬区東大泉四丁目～東大泉七丁目 (前田橋上流～七福橋)	1,550	
小計	5 か所				3,630	
計	11 か所				7,310	

資料 30-031 橋梁一覽表

No.	橋名	所在地	橋長 (m)	総幅員 (m)	竣工年	共用年数	橋種
1	羽城歩道橋	羽沢3-15	17.90	2.6	S55	40	PC橋
2	湿化味橋	氷川台3-1	16.10	9.0	S55	40	PC橋
3	開進橋	氷川台3-5	16.70	6.0	S55	40	PC橋
4	羽根木橋	氷川台3-6	16.40	9.0	S55	40	PC橋
5	羽根沢橋	羽沢3-28	16.40	9.0	S56	39	PC橋
6	仲羽橋	羽沢3-40	16.30	8.4	S56	39	PC橋
7	宮宿橋	氷川台3-34	16.56	7.0	S58	37	PC橋
8	正久保橋	桜台3-12	16.18	9.9	S58	37	PC橋
9	丸山橋	桜台3-46	16.10	7.2	S61	34	PC橋
10	四の宮宿橋	桜台6-4	20.76	11.8	S62	33	PC橋
11	鎌田橋	早宮1-19	16.10	7.2	S61	34	PC橋
12	高稲荷橋	早宮1-21	16.10	7.2	S62	33	PC橋
13	早宮橋	早宮1-32	16.10	2.6	S60	35	PC橋
14	大橋	早宮3-21	16.22	7.0	S59	36	PC橋
15	糞谷橋	早宮3-27	16.10	7.0	S60	35	PC橋
16	東中央橋	練馬2-29	22.65	9.2	S61	34	鋼橋
17	東山下橋	早宮3-49	16.10	7.2	S62	33	PC橋
18	西早宮橋	早宮3-54	25.74	7.2	S62	33	鋼橋
19	南宮橋	早宮3-55	20.87	9.2	S61	34	鋼橋
20	中之橋	練馬4-20	16.22	12.8	S63	32	PC橋
21	石川橋	春日町1-1	16.00	7.2	S48	47	鋼橋
22	田中橋	春日町5-3	16.10	7.2	H9	23	鋼橋
23	西田中橋	向山4-31	17.40	6.2	H9	23	PC橋
24	神路橋	高松1-7	16.50	9.8	H10	22	PC橋
25	道楽橋	向山4-36	24.42	11.8	H2	30	鋼橋
26	新小橋	貫井5-24	16.10	6.2	H1	31	PC橋
27	小橋	高松3-1	17.42	9.2	H2	30	PC橋
28	竹橋	貫井4-47	16.21	7.2	H2	30	PC橋
29	境橋	貫井4-47	16.40	7.2	H1	31	PC橋
30	上新田橋	高野台2-1	16.36	12.8	H8	24	PC橋
31	大野橋	富士見台4-21	17.30	7.2	H15	17	PC橋
32	こぶし橋	高野台2-7	16.20	7.2	H9	23	PC橋
33	谷原三之橋	高野台2-9	18.80	9.2	H10	22	PC橋
34	桜見橋	富士見台4-49	16.20	7.2	H11	21	PC橋
35	谷原二之橋	高野台2-20	16.20	11.8	H12	20	PC橋
36	すずしろ橋	高野台1-19	16.20	7.2	H17	15	PC橋
37	高野橋	高野台1-11	16.50	7.2	H10	22	PC橋
38	富士見橋	高野台1-6	16.40	7.2	H13	19	PC橋
39	高富士橋	高野台1-5	16.50	9.8	H12	20	PC橋
40	下薬師堂橋	富士見台3-59	17.70	15.7	H12	20	PC橋
41	薬師堂橋	南田中3-7	17.93	15.0	H6	26	PC橋
42	長光寺歩道橋	南田中3-31	19.06	2.5	S59	36	PC橋
43	平成みあい橋	南田中5-25	48.58	5.0	H4	28	鋼橋
44	南田中橋	南田中5-25	23.90	15.8	H6	26	PC橋
45	和田前歩道橋	南田中5-25	20.96	3.3	H5	27	PC橋
46	山下橋	石神井町5-1	18.10	10.7	S50	45	鋼橋
47	坂下橋	石神井町5-4	20.72	7.2	H20	12	PC橋
48	憩い橋	石神井町5-5	15.30	3.6	H20	12	PC橋
49	睦橋	下石神井6-24	16.14	7.2	H15	17	PC橋
50	根ヶ原橋	石神井町5-9	18.30	7.2	H16	16	PC橋
51	茜歩道橋	下石神井6-34	15.20	3.8	H19	13	PC橋
52	松之木橋	石神井台1-2	14.50	7.2	R1	1	PC橋
53	上御成橋	石神井台2-1	19.60	12.8	H28	4	PC橋
54	栄橋	石神井台2-2	15.20	7.2	H23	9	PC橋
55	愛宕橋	上石神井3-36	17.66	12.8	H25	7	PC橋
56	小ヶ谷戸橋	石神井台4-1	10.20	6.7	S54	41	PC橋
57	豊城橋	石神井台4-5	9.90	9.4	S48	47	鋼橋
58	豊城歩道橋	石神井台4-5	11.50	2.3	S45	50	PC橋
59	西豊城橋	石神井台7-1	10.43	6.7	S42	53	PC橋
60	曙橋	石神井台7-5	8.00	4.8	S36	59	PC橋

No.	橋名	所在地	橋長 (m)	総幅員 (m)	竣工年	共用年数	橋種
61	日之出橋	石神井台7-8	13.00	8.0	S41	54	PC橋
62	稲荷橋	石神井台7-9	8.40	5.7	S47	48	PC橋
63	庚申橋	関町北4-5	8.20	8.4	S52	43	鋼橋
64	関新橋	関町北4-6	8.10	5.9	S53	42	PC橋
65	若宮橋	関町北4-3	8.20	6.2	S53	42	PC橋
66	睦橋歩道橋	関町北4-2	9.20	2.4	S54	41	鋼橋
67	長者橋	関町北2-34	11.60	6.6	S53	42	PC橋
68	弁天橋	関町北3-45	8.40	5.7	S54	41	PC橋
69	武蔵関公園橋	関町北3-45	8.60	4.1	S50	45	PC橋
70	つたや橋	関町北3-45	6.10	4.0	S54	41	PC橋
71	緑橋	関町北3-44	5.80	4.0	S54	41	PC橋
72	よしきり橋	関町北3-44	5.30	4.0	S54	41	PC橋
73	とちの木橋	関町北3-6	6.54	2.0	S57	38	鋼橋
74	溜溜橋	関町北3-5	9.00	5.2	S54	41	PC橋
75	子安橋	旭町3-33	9.00	6.2	S34	61	PC橋
76	越後山橋	土支田4-47	14.87	5.6	S44	51	PC橋
77	八坂歩道橋	土支田4-48	13.36	2.2	S44	51	PC橋
78	下中里橋	土支田4-16	9.70	6.0	S45	50	PC橋
79	不動橋	大泉町1-5	9.40	5.8	S44	51	PC橋
80	中里橋	大泉町2-59	11.30	7.1	S44	51	PC橋
81	万年橋	大泉町2-39	9.46	6.6	S45	50	PC橋
82	向下橋	大泉町2-20	9.40	8.2	S44	51	PC橋
83	弥生橋	大泉町2-9	10.60	7.2	H12	20	PC橋
84	新橋戸橋	大泉町2-4	11.10	11.5	H5	27	RC橋
85	三ツ橋	東大泉2-28	16.70	7.3	H21	11	PC橋
86	水道橋	東大泉2-31	16.70	8.5	H22	10	鋼橋
87	東映橋	東大泉2-33	9.40	5.1	S44	51	PC橋
88	外山橋	東大泉2-34	12.60	12.8	H21	11	鋼橋
89	月見橋	東大泉3-59	10.30	7.4	H19	13	PC橋
90	御園橋	東大泉3-61	14.60	7.0	S53	42	PC橋
91	北豊島橋	東大泉3-62	9.40	5.6	S47	48	PC橋
92	学園橋	東大泉3-66	15.60	12.4	S46	49	鋼橋
93	前田橋	東大泉4-31	10.70	7.7	S45	50	PC橋
94	一新橋	東大泉4-21	9.00	4.9	S48	47	PC橋
95	宮本橋	東大泉4-15	9.40	5.9	S48	47	PC橋
96	緑橋	東大泉7-44	9.20	4.8	S47	48	PC橋
97	松殿橋	東大泉7-43	6.00	4.1	S41	54	PC橋
98	火の橋	東大泉7-35	9.40	5.6	S54	41	PC橋
99	井頭橋	東大泉7-34	9.40	6.8	S54	41	PC橋
100	七福橋	東大泉7-34	7.10	4.5	S24	71	RC橋
101	竹下橋	関町南3-2	4.54	5.1	S48	47	RC橋
102	久山橋	関町町2-27	4.10	6.0	S56	39	RC橋
103	田中橋	関町南3-8	5.64	5.1	S46	49	RC橋
104	吉祥寺橋	武蔵野市吉祥寺北町3-15	4.50	14.2	S49	46	RC橋
105	豊中橋	豊玉中1-15	10.90	4.8	H19	13	PC橋
106	ねむのき橋	光が丘7-1	122.45	4.0	S59	36	鋼橋
107	月見大橋	光が丘5-1	65.23	29.9	S61	34	鋼橋
108	てんびん橋(北)	光が丘6-1	99.08	3.5	S60	35	鋼橋
109	ゆうなぎ橋	光が丘6-4	177.84	4.5	S60	35	鋼橋
110	てんびん橋(南)	光が丘5-1	174.60	3.5	H3	29	鋼橋
111	ひまわり橋	光が丘5-2	37.23	3.5	S60	35	PC橋
112	せせらぎ橋	光が丘5-6	20.20	3.5	S59	36	PC橋
113	こだま橋	光が丘5-2	28.29	4.5	S60	35	PC橋
114	やすらぎ歩道橋	豊玉北6-12	59.05	10.0	H9	23	鋼橋
115	大泉学園駅南ペDESTリアンデッキ	東大泉5-42	250.50	6.8	H14	18	鋼橋
116	練馬駅北ペDESTリアンデッキ	練馬1-3	66.70	12.4	H13	19	鋼橋
117	練馬高野台いきいき歩道橋	高野台3-1	36.40	4.9	H17	15	鋼橋
118	ふれあい歩道橋	田柄5-28	21.70	2.4	S59	36	鋼橋
119	ゆめりあ歩道橋	東大泉5-43	22.40	3.6	H15	17	鋼橋
120	けやき橋	光が丘5-2	44.02	6.8	S60	35	PC橋

No.	橋名	所在地	橋長 (m)	総幅員 (m)	竣工年	共用年数	橋種
121	西大泉橋	大泉学園町3-23	37.01	6.9	S45	50	鋼橋
122	富士見橋	西大泉4-4	37.30	6.8	S46	49	PC橋
123	境橋	大泉学園町5-37	47.60	6.8	S46	49	PC橋
124	大泉学園駅北ペDESTリアンデッキ	東大泉1-29	88.26	4.3	H27	5	鋼橋
125	長光寺ランプ橋(西)	南田中5-25	50.50	5.0	S58	37	PC橋
126	長光寺ランプ橋(東)	南田中3-31	25.00	5.0	S58	37	PC橋
127	無名橋	関町南4-2	3.00	8.0	S49	46	RC橋
128	大泉氷川橋	東大泉2-28	9.76	16.7	H29	3	ボックスカルバート
129	江古田地下横断歩道	練馬区旭町1-78	25.00	5.8	H12	20	ボックスカルバート
130	練馬総合運動場公園地下通路	練馬2-29	3.00	15.5	H11	21	ボックスカルバート

資料 30-032 土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域

○は区域が存在することを示す。 ×印は区域が存在しないことを示す。

【練馬区指定区域】

	区域番号	所在地	指定時期	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	土砂災害警戒区域	土砂災害特別警戒区域
1	120001 - K002	桜台 6丁目	平成29年3月13日	急傾斜地の崩壊	○	○
	120001 - K003				○	○
	120001 - K014	桜台 6丁目	平成30年5月31日		○	×
2	120001 - K001	大泉町 1丁目	平成29年3月13日		○	×
	120001 - K011	土支田 4丁目	平成30年5月31日		○	○
3	120001 - K004	南田中 3丁目	平成29年3月13日		○	×
	120001 - K005 120001 - K006	南田中 5丁目	平成29年3月13日		○	○
					○	○
4	120001 - K007	旭町 3丁目	平成30年5月31日		○	×
	120001 - K008				○	○
	120001 - K009	旭町 2丁目			○	○
5	120001 - K012	大泉町 1丁目			○	○
	120001 - K013	大泉町 1丁目、3丁目			○	○
6	120001 - K016	関町北 3丁目			○	○
7	120001 - K015	上石神井 3丁目			○	○

【板橋区指定区域】

	区域番号	所在地	指定時期	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	土砂災害警戒区域	土砂災害特別警戒区域
1	119001 - K001	旭町 3丁目	平成28年3月9日	急傾斜地の崩壊	○	○
	119001 - K002	旭町 3丁目	平成28年3月9日	急傾斜地の崩壊	○	○
	119002 - K154	旭町 3丁目	平成30年5月31日	急傾斜地の崩壊	○	×

資料 30-033 要配慮者利用施設（洪水浸水想定区域）

（令和6年2月15日現在）

石神井川流域

No.	施設名	所在地	施設類型
1	愛里武蔵関保育園	関町北4-21-7	保育所、子育て短期支援事業の用に供する施設
2	ソラスト武蔵関	関町北4-2-13西武武蔵関ステーションビル 2階	認可外保育施設
3	リハビリデイサービス nagomi武蔵関店	関町北4-7-13	地域密着型通所介護
4	発達支援研究所プラウト武蔵関教室	関町北2-24-10 LUCÉ関町001号室	児童発達支援事業所、放課後等デイサービス事業所
5	カメラキッズ武蔵関園	関町東2-14-4 橋本ビル2階	認可外保育施設
6	放課後等デイサービス ロップ	関町東2-14-4 橋本ビル1階	放課後等デイサービス事業所
7	あいの風キッズステーション	関町東2-15-8 マンション柚子101	児童発達支援事業所、放課後等デイサービス事業所
8	Cha Cha Children Musashiseki	関町東2-9-11	保育所、一時預かり事業の用に供する施設、子育て短期支援事業の用に供する施設
9	デイサービス灯	石神井台7-21-8	地域密着型通所介護
10	きずな保育園石神井台	石神井台4-7-3 クリニックモール 石神井台園 3階	認可外保育施設
11	上石神井第三保育園	石神井台4-5-20 都営住宅1階	保育所
12	優っくり小規模多機能介護石神井台沼辺、優っくりグループホーム石神井台沼辺	石神井台2-7-5	小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護
13	リハビリデイサービス梅のさと石神井台	石神井台2-3-16 エクセル三栄第二1階	地域密着型通所介護
14	つむぎ助産所	石神井台2-2-17	助産施設（有床）
15	はなさき保育園石神井台	石神井台1-15-1	保育所、子育て短期支援事業の用に供する施設
16	石神井小学校	石神井台1-1-25	小学校（区立）
17	石神井小ねりっこ学童クラブ	石神井台1-1-25	放課後児童健全育成事業実施施設
18	アイグラン保育園高野台	高野台2-9-9	保育所、子育て短期支援事業の用に供する施設
19	アースサポート練馬高野台	高野台2-8-5	地域密着型通所介護
20	練馬幼稚園	高松1-10-5	幼稚園（私立）、預かり保育
21	デイサービスセンターなごやか練馬	早宮1-32-12サンサン豊島園1階	通所介護
22	ベネッセ保育園氷川台	早宮1-6-13 2F	保育所、子育て短期支援事業の用に供する施設
23	ピノキオ幼児舎 氷川台園	桜台3-12-2 リベール氷川台 2階	認可外保育施設

No.	施設名	所在地	施設類型
24	病児保育室ペンギンルーム	氷川台3-40-6 のと小児科クリニック 2階	病児・病後児保育 ※対象類型一覧に該当なし
25	ウェルケアテラス氷川台	桜台3丁目9番17号	有料老人ホーム
26	そんぼの家氷川台	氷川台3-2-6	有料老人ホーム
27	学童保育あそびーむ	羽沢3-39-15 1階	放課後児童健全育成事業実施施設
28	にじのいるか保育園氷川台	羽沢3-26-3	保育所、一時預かり事業の用に供する施設、子育て短期支援事業の用に供する施設
29	グループホームゆりの花 羽沢	羽沢3-25-5	認知症対応型共同生活介護
30	開進第四中学校	羽沢3-24-1	中学校
31	ソラスト関町保育園	関町東2-14-2	保育所
32	グループホーム住まいる	住所非公開 (グループホームのため)	共同生活援助事業所
33	アプリコットホーム	住所非公開 (グループホームのため)	共同生活援助事業所

白子川流域

No.	施設名	住所	施設類型
1	旭町保育園	旭町3-11-6	保育所
2	八坂小ねりっこ学童クラブ	土支田4-47-15	放課後児童健全育成事業実施施設
3	八坂中学校	土支田4-47-21	中学校
4	八坂小学校	土支田4-48-1	小学校
5	寿星デイサービス梅苑	大泉町1-41-9	地域密着型通所介護
6	ねりま西クリニックデイケアのぞみ	大泉町3-2-9 練馬西クリニック3階	通所リハビリテーション
7	北大泉保育園	大泉町4-15-15	保育所
8	北大泉児童館	大泉町4-15-15	児童厚生施設（児童館・児童センター）
9	そんぼの家S大泉北	大泉町5-2-5	有料老人ホーム
10	ふれあい学童 空	大泉町5-35-1 ジョイハウス北園1階	児童発達支援事業所、放課後等デイサービス事業所（短期特例保育）
11	デイサービスかたくりの里 大泉	大泉町5-35-6 後藤ビル1階	地域密着型通所介護
12	アズハイム大泉学園	大泉町6-7-15	有料老人ホーム
13	大泉にじのいろ保育園	大泉町6-30-3	保育所、一時預かり事業の用に供する施設
14	東大泉第三保育園	東大泉2-42-5	保育所、一時預かり事業の用に供する施設

No.	施設名	住所	施設類型
15	東大泉保育園	東大泉3-59-2	保育所
16	ベストライフ東大泉	東大泉3-62-13	有料老人ホーム
17	べるはうす	東大泉3-66-16 大泉ガーデン内	就労継続支援事業所
18	有料老人ホームサニーライフ大泉学園	東大泉4-30-20 LUCÉ関町001号室	有料老人ホーム
19	明光学童クラブ大泉学園	西大泉1-1-16 リバーサイド本橋2階	放課後児童健全育成事業実施施設
20	大泉第四小学校	西大泉1-24-1	小学校
21	青オニの家	西大泉3-1-1 ウェストビルズ1階	就労移行支援事業所
22	赤オニの家	西大泉3-1-3 コーポ豊島1階	就労移行支援事業所
23	デイサービス いずみSPA	西大泉3-11-6	地域密着型通所介護
24	大泉スワロー体育クラブチャイルドスクール	東大泉4-31-6	認可外保育施設
25	はつらつ	南大泉5-3-3	放課後等デイサービス事業所
26	妙福寺保育園	南大泉5-6-47	保育所、一時預かり事業の用に供する施設
27	大泉文華幼稚園	大泉学園町2-6-19	幼稚園
28	おちゃっこ大泉	大泉学園町2-7-12 ハイム大泉1階	地域密着型通所介護
29	グッドタイムナーシングホーム・大泉学園	大泉学園町2-11-6	有料老人ホーム
30	インターナショナル・プリスクール ファーストラーニング大泉学園	東大泉3-50-12	認可外保育施設
31	AIAI NURSERY 大泉学園	大泉学園町1-1-7	保育所
32	ベストライフ大泉学園Ⅱ	大泉学園町1-11-9	有料老人ホーム
33	療育ルームりんごの木 こぐれ教室	東大泉3-66-18	児童発達支援事業所、放課後等デイサービス事業所
34	なぎの部屋大泉学園	住所非公開 (グループホームのため)	共同生活援助

江古田川流域

No.	施設名	住所	施設類型
1	介護老人保健施設リハビリパーク練馬	豊玉北1-20-20	介護老人保健施設、通所リハビリテーション

資料 30-034 避難情報の発令が想定される地域

(世帯数・人口等は令和5年8月1日現在)

(1) 洪水

河川・水位計ごとに避難情報の発令が想定される地域、世帯数、人口を記載。(練馬区水害ハザードマップにおいて、“河川氾濫時の浸水区域”とされている地域)

【石神井川】世帯数：24,695人、人口：45,598人

水位計	地名	丁目	番	世帯	人口
稲荷橋、溜漕橋	関町北	2	24, 28, 29, 30, 31, 32, 33, 34	1012	1509
	関町北	3	27, 28, 29, 37, 38, 39, 40, 42, 44, 45, 46, 47, 48, 49, 50, 51	442	844
	関町北	4	1, 2, 3, 4, 5, 6, 7, 8, 9, 10, 11, 16, 17, 18, 19, 20, 21	1061	1896
	関町東	2	7, 8, 9, 10, 11, 12, 13, 14, 15, 16, 17	630	954
	石神井台	1	1, 2, 3, 4, 5, 13, 15	250	563
	石神井台	2	1, 2, 3, 4, 5, 6, 7, 8	666	1335
	石神井台	4	1, 3, 5, 6, 7	1030	1845
	石神井台	7	1, 2, 3, 4, 5, 6, 7, 8, 9, 10, 11, 18, 19, 20, 21, 22	1243	2006
	上石神井	3	18, 19, 20, 21, 22, 24, 25	215	420
	上石神井	4	8, 9, 17, 18, 20, 21, 22	568	988
	石神井町	5	5, 6, 10, 11, 13	219	348
	下石神井	3	5, 6, 8, 9, 10, 17, 18, 19, 20, 30, 31, 32, 33, 34, 35, 36, 37	600	1325
	下石神井	6	13, 18, 20, 21, 22, 23, 24, 25, 26, 27, 28, 29, 30, 31, 32	271	528
合計				8207	14561

水位計	地名	丁目	番	世帯	人口
すずしろ橋	富士見台	3	43, 63	62	129
	富士見台	4	23, 24, 36, 37, 38, 39, 40, 43, 44, 45, 46, 47, 48, 49	500	1125
	高野台	1	6, 9, 10, 11, 12, 18, 19, 20, 21, 22	790	1581
	高野台	2	8, 9, 10, 11, 12, 13, 14, 15, 16, 17, 18, 19, 20, 22, 23, 24, 26, 27	1334	2682
合計				2686	5517

水位計	地名	丁目	番	世帯	人口
神路橋	高松	1	1, 2, 3, 4, 5, 6, 7, 8, 9, 10, 11, 12, 13, 14, 15	423	856
	向山	3	29	33	61
	向山	4	14, 15, 16, 17, 18, 19, 20, 21, 23, 24, 25, 26, 27, 28, 29, 30, 31, 32, 33, 35	1069	2086
	春日町	3	5, 6, 7, 8, 9, 10	473	848
	春日町	5	1, 2, 3, 4, 5, 6, 7, 8, 11, 12, 13, 14, 15, 16	484	1071
	早宮	3	48, 49, 50, 51, 52, 53, 54, 55, 56, 57, 58	6476	12122
	練馬	2	29, 33, 34	374	682
合計				9332	17726

水位計	地名	丁目	番	世帯	人口
宮宿橋	早宮	1	1, 6, 7, 8, 19, 20, 21, 22, 23, 28, 29, 30, 31, 32, 33	986	1624
	練馬	4	32, 33	142	225
	桜台	3	9, 10, 11, 12, 46, 47, 48	265	480
	桜台	6	4, 32, 33, 34, 35, 36, 37, 38, 39, 40, 41, 42	414	789
	氷川台	3	1, 2, 3, 4, 5, 6, 7, 8, 9, 10, 19, 20, 21, 29, 33, 36, 37, 38, 39, 40, 41	1699	2835
	羽沢	3	2, 3, 4, 7, 8, 9, 10, 11, 14, 15, 16, 17, 18, 19, 20, 21, 22, 23, 24, 25, 26, 27, 28, 29, 30, 31, 32, 33, 34, 35, 36, 38, 39, 40	964	1841
合計				4470	7794

※上記のうち、家屋倒壊等氾濫想定区域内にある地域は以下のとおり。

なお、家屋がない家屋倒壊等氾濫想定区域は、以下の表には含めていない。

家屋倒壊等氾濫想定区域	関町東	2	8, 9, 12, 13, 14, 15, 16, 17	422	592
	石神井台	7	1, 2, 3, 5, 6, 7, 8	339	498
	向山	4	32	51	91
	氷川台	3	1	159	274
合計				971	1455

【白子川】世帯数：13,017人、人口：26,696人

水位計	地名	丁目	番	世帯	人口
松殿橋	南大泉	1	40, 41, 42, 43, 44, 45, 47	248	494
	南大泉	4	1, 4, 5, 6, 7, 8, 9, 10, 11, 16, 19	545	1052
	東大泉	7	23, 24, 25, 34, 35, 40, 41, 42, 43, 44, 45, 46, 50	852	1719
	南大泉	5	1, 2, 3, 4, 5, 6, 7, 8	254	512
	西大泉	1	1, 2, 3, 4, 5, 6, 7, 8, 9, 10, 11, 14, 15, 16, 17, 18, 19, 20, 21, 22, 24, 25, 26	1208	2490
	西大泉	2	1, 2, 3, 4, 5, 6, 8, 12, 13, 18, 19	764	1766
	西大泉	3	1, 2, 3, 9, 10, 11, 12, 13	470	877
	東大泉	4	13, 14, 15, 17, 20, 21, 22, 23, 24, 25, 27, 28, 29, 30, 31	876	1532
	大泉学園町	2	1, 2, 3, 5, 6, 7, 8, 9, 10, 11, 13, 14, 15, 16, 17, 18, 19, 20, 27	1074	2072
合計				6291	12514

水位計	地名	丁目	番	世帯	人口
三ツ橋	東大泉	2	28, 31, 32, 33, 41, 42	556	1508
	東大泉	3	36, 37, 41, 42, 49, 50, 51, 52, 53, 54, 55, 57, 58, 59, 60, 61, 62, 63, 64, 65, 66	934	1704
	大泉学園町	1	1, 2, 3, 4, 5, 6, 7, 8, 9, 10, 11, 12, 14, 15, 16	578	1204
	大泉町	2	4, 5, 9, 18, 20, 33, 39, 59	362	724
	大泉町	3	1, 2, 4, 7, 8, 12, 13, 14, 15, 17, 19, 20, 21, 22	484	1018
	大泉町	4	1, 2, 4, 5, 6, 7, 8, 10, 11, 12, 13, 14, 15, 16, 17	419	968
	大泉町	5	1, 2, 3, 4, 5, 6, 33, 34, 35	290	528
	大泉町	6	1, 2, 3, 4, 5, 6, 7, 8, 9, 10, 11, 12, 14, 15, 16, 17, 18, 19, 25, 27, 28, 29, 30	920	1850
合計				4543	9504

水位計	地名	丁目	番	世帯	人口
越後山橋	大泉町	1	3, 4, 5, 6, 7, 8, 9, 10, 11, 12, 13, 14, 15, 16, 17, 18, 19, 23, 24, 28, 29, 30, 31, 32, 33, 34, 35, 36, 37, 38, 39, 40, 41, 42, 44	1423	3156
	土支田	4	15, 16, 17, 18, 38, 39, 40, 41, 42, 43, 44, 45, 46, 47, 48	365	846
合計				1788	4002

水位計	地名	丁目	番	世帯	人口
子安橋	旭町	3	11, 12, 13, 14, 15, 33, 34, 35	382	663
合計				382	663

【江古田川】 世帯数：1,505人、人口：2,426人

水位計	地名	丁目	番	世帯	人口
一	豊玉北	1	18, 19, 20, 21	230	451
	豊玉北	2	7	176	223
	豊玉中	1	3, 4, 5, 6, 15, 16, 17, 18, 19, 20, 21, 30, 32, 33, 34, 35, 36, 37, 38, 39	540	856
	豊玉南	1	1, 2, 3, 4, 6, 7, 13, 14, 15, 16	559	896
合計				1505	2426

(2) 土砂災害

世帯数：1,114人、人口：2,260人

区域ごとに避難情報の発令が想定される地域、世帯数、人口を記載。(練馬区土砂災害ハザードマップにおいて“土砂災害特別警戒区域”または“土砂災害警戒区域”とされている地域)

区域	地名	丁目	番	世帯	人口
桜台六丁目区域	桜台	6	25, 26, 41, 42, 43	182	357
			合計	182	357

区域	地名	丁目	番	世帯	人口
大泉町一丁目・土支田四丁目区域	大泉町	1	3	74	164
	土支田	4	15, 16	54	100
合計				128	264

区域	地名	丁目	番	世帯	人口
南田中三丁目・五丁目区域	南田中	3	30	10	18
	南田中	5	13, 14	36	79
合計				46	97

区域	地名	丁目	番	世帯	人口
旭町二・三丁目区域	旭町	2	10, 12, 14	177	311
	旭町	3	6, 9, 10	200	318
合計				377	629

区域	地名	丁目	番	世帯	人口
大泉町一・三丁目区域	大泉町	1	28, 42, 44	324	802
	大泉町	3	23	36	69
合計				360	871

区域	地名	丁目	番	世帯	人口
関町北三丁目区域	関町北	3	6	21	42
合計				21	42

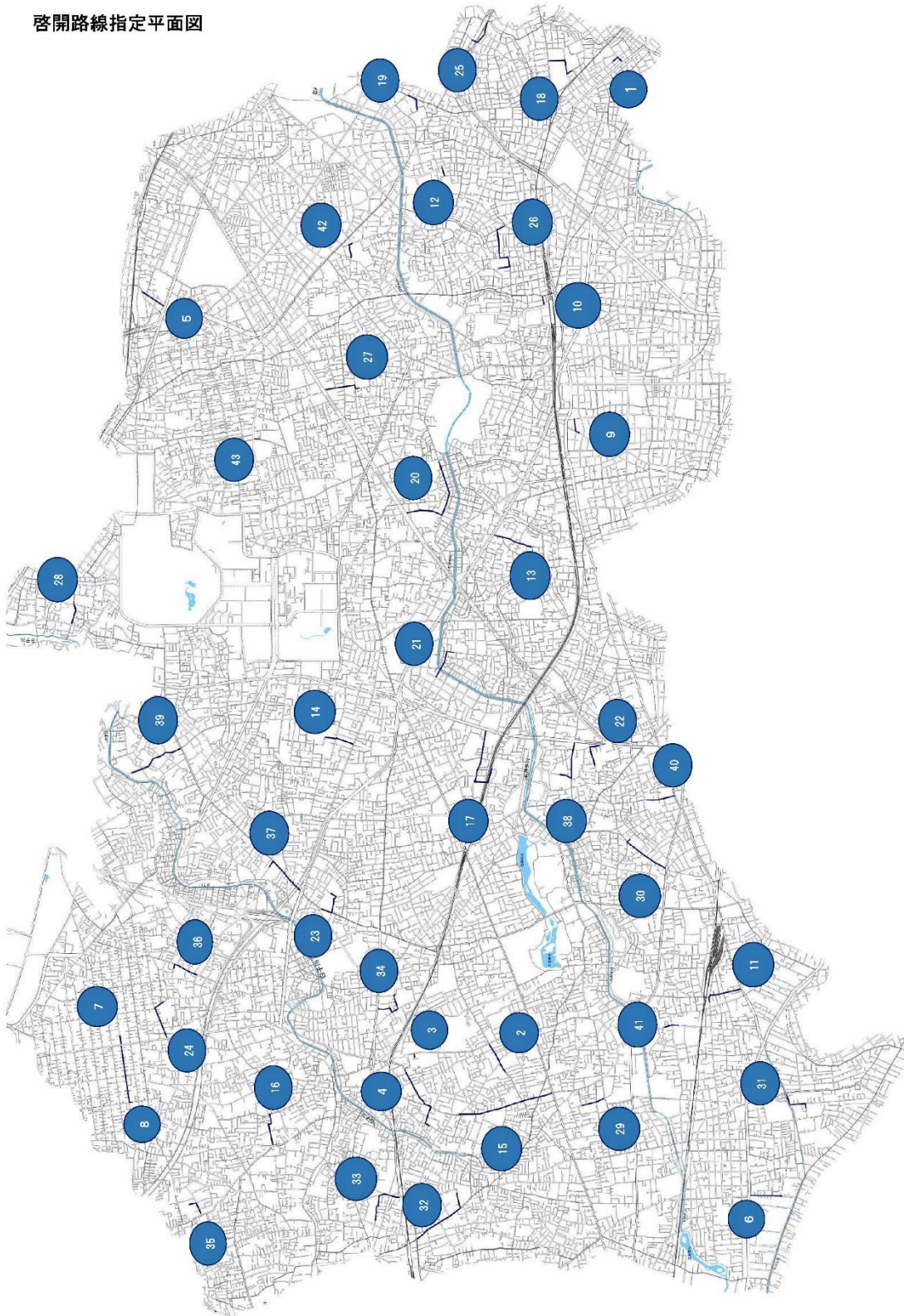
資料 30-035 緊急道路障害物除去路線（啓開）

優先区分	起点となる施設名	所在地	起点路線名	最寄主要路線名及び幅員(m)	啓開道路延長(m)	啓開道路幅員(m)	備考
第一	練馬総合病院	旭丘1-24-1	一般区道15-206号線	都道：千川通り（18）	110	4～7	災害拠点連携医療機関
第一	大泉生協病院	東大泉6-3-3	一般区道22-128号線	主要区道39号線（9）	250	5～6	災害拠点連携医療機関
第一	川満外科	東大泉6-34-46	私道	主要区道39号線（8）	30	4	災害拠点連携医療機関
第一	東大泉病院	東大泉7-36-10	一般区道22-198号線	主要区道39号線（10）	590	4～6	災害医療支援医療機関
第一	練馬さくら病院	北町3-7-19	一般区道43-107号線	国道：川越街道（25）	220	5～6	災害医療支援医療機関
第一	慈雲堂病院	関町南4-14-53	主要区道46号線	都道：青梅街道（25）	260	5～6	災害医療支援医療機関
第一	ねりま健育会病院	大泉学園町7-3-28	一般区道32-217号線	主要区道39号線（12）	70	5～6	災害医療支援医療機関
第一	大泉病院	大泉学園町6-9-1	一般区道32-263号線	主要区道39号線（12）	520	5	専門の医療支援医療機関
第一	東海病院	中村北2-10-11	一般区道14-144号線	主要区道9号線（8）	120	6	専門の医療支援医療機関
第一	武蔵野総合クリニック練馬	練馬1-26-1	一般区道12-210号線	一般区道12-488号線（18）	70	7～9	透析医療機関
第一	優人上石神井クリニック	上石神井1-13-13	主要区道39・40号線	都道：千川通り（13）	320	7～8	透析医療機関
第一	開進第三中学校	桜台3-28-1	一般区道12-379号線	主要区道29号線（9）	90	3～4	医療救護所
第一	貫井中学校	貫井2-14-13	一般区道11-201号線	都道：目白通り（25）	320	3～8	医療救護所
第一	谷原中学校	谷原4-10-5	一般区道31-116号線	主要区道70号線（10）	260	6	医療救護所
第一	大泉南小学校	東大泉6-28-1	主要区道42号線	都道：富士街道（12）	790	4～9	医療救護所
第一	大泉西中学校	西大泉3-19-27	一般区道33-202号線	都道：練馬所沢線（11）	290	4～6	医療救護所
第一	東台野球場・練馬高野台病院	石神井町1-11 高野台3-8-8	一般区道21-129号線	都道：笹目通り（25）	680	4～8	ヘリポート・災害医療支援医療機関
第二	旭丘小学校	旭丘2-21-1	区有通路15-244号線	主要区道30号線（9）	300	5～6	情報拠点
第二	開進第四小学校	羽沢2-33-1	一般区道13-248号線 ※板橋区境	主要区道15号線（8） ※石神井川 羽根木橋	170	5～6	情報拠点
第二	春日小学校	春日町5-12-1	主要区道4号線	都道：環状8号線（35）	780	4～10	情報拠点
第二	富士見台小学校	富士見台4-16-10	一般区道11-114号線	一般区道11-363号線（8） ※石神井川 谷原三之橋	300	4～8	情報拠点
第二	南が丘中学校	南田中4-8-23	一般区道21-182号線	都道：環状8号線（40）	240	3～6	情報拠点
第二	三原台中学校	三原台3-13-41	一般区道31-223号線	都道：土支田通り（9）	300	4～6	情報拠点
第二	大泉学園中学校	大泉学園町4-17-32	区有通路32-217号線	主要区道39号線（12）	360	4～6	情報拠点

優先区分	起点となる施設名	所在地	起点路線名	最寄主要路線名及び幅員(m)	啓開道路延長(m)	啓開道路幅員(m)	備考
第三	小竹小学校	小竹町2-6-7	一般区道15-247号線	都道：要町通り(40)	250	3~7	避難拠点
第三	開進第二小学校	桜台5-10-5	一般区道12-307号線	主要区道15号線(8)	550	3~6	避難拠点
第三	練馬東小学校	春日町1-30-11	一般区道12-130号線	都道：環状8号線(33)	310	5~6	避難拠点
第三	旭町小学校・豊溪中学校	旭町2-29-1 旭町3-5-10	一般区道41-205号線	主要区道74号線(9)	200	3~6	避難拠点
第三	石神井台小学校	石神井台8-6-33	一般区道23-155号線	主要区道38号線(8)	190	5	避難拠点
第三	下石神井小学校	下石神井2-20-18	一般区道21-416号線	都道：新青梅街道(15)	420	4~6	避難拠点
第三	立野小学校	立野町17-13	一般区道24-136号線	都道：吉祥寺通り(11)	270	5~7	避難拠点
第三	大泉第二小学校	南大泉4-29-11	主要区道44号線	都道：東大泉田無線(8)	580	4~8	避難拠点
第三	大泉第六小学校	南大泉5-25-29	一般区道33-333号線	都道：東大泉田無線(10)	400	4~6	避難拠点
第三	大泉東小学校	東大泉1-22-1	一般区道22-501号線	都道：大泉街道(16)	330	4~6	避難拠点
第三	大泉西小学校	西大泉4-25-1	一般区道33-331号線	主要区道69号線(10)	170	5~9	避難拠点
第三	大泉学園小学校	大泉学園町4-7-1	一般区道32-189号線	主要区道59号線(8)	240	5~6	避難拠点
第三	橋戸小学校	大泉町2-11-25	一般区道32-103号線	都道：目白通り(25)	390	6~7	避難拠点
第三	南田中小学校	南田中5-15-37	一般区道21-171号線	都道：笹目通り(25)	410	4~5	避難拠点
第三	八坂小学校・八坂中学校	土支田4-48-1 土支田4-47-21	主要区道55号線	都道：土支田通り(11)	490	5~12	避難拠点
第三	石神井南中学校	下石神井2-7-23	主要区道34号線	都道：千川通り(12)	230	5~7	避難拠点
第三	上石神井小学校・上石神井中学校	上石神井4-10-9 上石神井4-15-27	主要区道42号	主要区道42号線(8)	180	6~7	避難拠点
第三	開進第一中学校	早宮1-16-50	一般区道12-268号線	一般区道12-349号線(11)	150	4~6	避難拠点
第三	田柄中学校	田柄3-3-1	一般区道42-123号線	主要区道71号線(12)	60	4~5	避難拠点

資料 30-036 啓開路線指定平面図

啓開路線指定平面図



資料 30-037 「南海トラフ地震に関連する情報」の発表について

報道発表資料
平成 29年 9月 26日
気 象 庁

「南海トラフ地震に関連する情報」の発表について

本日、中央防災会議防災対策実行会議が開催され、「南海トラフ沿いの地震観測・評価に基づく防災対応検討ワーキンググループ」（以下「WG」という。）の検討結果が報告されました。

WGの報告では、南海トラフ沿いで発生する、大規模地震につながる可能性がある現象を観測し、その分析や評価結果を防災対応に活かすことができるよう、適時的確な情報の発表に努めることが重要であると指摘されています。また、国・地方公共団体はあらかじめ当面の暫定的な防災体制を定めておく必要があることも指摘されています。

このWG報告と防災対策実行会議を受け、新たな防災対応が定められるまでの当面の間、気象庁は「南海トラフ地震に関連する情報」を発表することとし、当該情報が発表された際の政府の対応が決定されました。気象庁が発表する当該情報は別紙のとおりで、平成29年11月1日から運用を開始します。

また、当該情報を発表するため、気象庁では、南海トラフ全域を対象として地震発生の可能性を評価するにあたって、有識者から助言いただくために、「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」（以下「評価検討会」という。）を開催することとしました。評価検討会は、従来の東海地域を対象とした地震防災対策強化地域判定会と一体となって検討を行います。なお、評価検討会の詳細については、後日お知らせします。

本件に関する問合せ先：気象庁地震火山部地震予知情報課

電話：03-3212-8341（内線）4719

「南海トラフ地震に関連する情報」について

気象庁は、以下の場合、「南海トラフ地震に関連する情報」を発表する。このため、南海トラフ全域を対象として地震発生の可能性を評価するにあたって、有識者から助言いただくために、「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」を開催する。

情報名	情報発表条件
南海トラフ地震に関連する情報（臨時）	<ul style="list-style-type: none"> ○南海トラフ沿いで異常な現象（※1）が観測され、その現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合、または調査を継続している場合 ○観測された現象を調査した結果、南海トラフ沿いの大規模な地震発生の可能性が平常時と比べて相対的に高まったと評価された場合 ○南海トラフ沿いの大規模な地震発生の可能性が相対的に高まった状態ではなくなったと評価された場合
南海トラフ地震に関連する情報（定例）	<ul style="list-style-type: none"> ○「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」の定例会合において評価した調査結果を発表する場合

※1：南海トラフ沿いでマグニチュード7以上の地震が発生した場合や東海地域に設置されたひずみ計に有意な変化を観測した場合などを想定

○本情報の運用開始に伴い、東海地震のみに着目した情報（東海地震に関連する情報）の発表は行わない。